平成29年 第５回 沖縄県議会（定例会）会議録

平成29年 ９月20日　開会
平成29年10月16日　閉会
} 27日間

沖　縄　県　議　会

平成２９年
第　５　回

沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11

○第１号（９月20日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 14
１．欠　　員 …… 15
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 15
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 15
１．開　　会 …… 15
１．黙　　禱（元議長平良一男氏逝去） …… 15
１．諸般の報告 …… 15
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 16
１．日程第２　会期の決定 …… 16
１．日程第３　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び
　　認定第１号から認定第23号まで …… 16
１．知事（翁長雄志君）の提案理由説明 …… 16
１．人事委員会（島袋秀勝君）の意見 …… 17
１．日程第４　陳情第85号から第87号まで、第90号、第94号の５、第99号及び第100号の付託の件 …… 17
１．委員会付託 …… 17
１．日程第５　議員派遣の件（第17回都道府県議会議員研究交流大会） …… 17
１．採　　決 …… 17
１．休会の議決 …… 18
１．散　　会 …… 18

○第２号（９月27日）

１．開議年月日時 …… 21
１．議事日程 …… 21
１．本日の会議に付した事件 …… 21
１．出席議員 …… 21
１．欠　　員 …… 22
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 22
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 22
１．開　　議 …… 22
１．諸般の報告 …… 22
１．日程第１　甲第６号議案 …… 22
１．知事（翁長雄志君）の提案理由説明 …… 22
１．委員会付託 …… 23
１．日程第２　議員提出議案第１号　北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し毅然とした対処等を

求める意見書 …… 23
1．渡久地　修君の提案理由説明 …… 23
1．採　　決 …… 23
1．日程第３　代表質問 …… 23
末松　文信君 …… 23
花城　大輔君 …… 36
狩俣　信子さん …… 50
当山　勝利君 …… 57
亀濱　玲子さん …… 65
1．議長の発言取り消し留保の宣告 …… 71
1．散　　会 …… 72

○第３号（９月28日）

1．開議年月日時 …… 75
1．議事日程 …… 75
1．本日の会議に付した事件 …… 75
1．出席議員 …… 75
1．欠　　員 …… 75
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 76
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 76
1．開　　議 …… 76
1．諸般の報告 …… 76
1．日程第１　代表質問 …… 76
親川　　敬君 …… 76
玉城　　満君 …… 85
比嘉　瑞己君 …… 94
金城　泰邦君 …… 105
1．日程第２　甲第６号議案 …… 113
1．委員長報告（総務企画委員長） …… 114
1．採　　決 …… 114
1．散　　会 …… 114

○第４号（９月29日）

1．開議年月日時 …… 117
1．議事日程 …… 117
1．本日の会議に付した事件 …… 117
1．出席議員 …… 118
1．欠　　員 …… 119
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 119
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 119
1．開　　議 …… 119
1．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで｝ …… 119

１．一般質問・質疑 …… 119
島袋　　大君 …… 119
山川　典二君 …… 128
砂川　利勝君 …… 137
具志堅　透君 …… 145
中川　京貴君 …… 152
座喜味一幸君 …… 162
仲田　弘毅君 …… 169
１．散　　会 …… 175

○第５号（10月２日）

１．開議年月日時 …… 177
１．議事日程 …… 177
１．本日の会議に付した事件 …… 177
１．出席議員 …… 178
１．欠　　員 …… 179
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 179
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 179
１．開　　議 …… 179
１．一括議題 日程第１　一般質問 日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで …… 179
１．一般質問・質疑 …… 179
新垣　　新君 …… 179
西銘啓史郎君 …… 188
座波　　一君 …… 197
又吉　清義君 …… 206
照屋　守之君 …… 212
翁長　政俊君 …… 222
上原　　章君 …… 231
１．散　　会 …… 239

○第６号（10月３日）

１．開議年月日時 …… 241
１．議事日程 …… 241
１．本日の会議に付した事件 …… 241
１．出席議員 …… 242
１．欠　　員 …… 243
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 243
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 243
１．開　　議 …… 243
１．諸般の報告 …… 243
１．一括議題 日程第１　一般質問 日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から …… 243

乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで
１．一般質問・質疑 …… 243
糸洲　朝則君 …… 243
金城　　勉君 …… 250
當間　盛夫君 …… 258
大城　憲幸君 …… 264
瀬長美佐雄君 …… 272
渡久地　修君 …… 279
嘉陽　宗儀君 …… 289
１．散　　会 …… 296

○第７号（10月４日）

１．開議年月日時 …… 299
１．議事日程 …… 299
１．本日の会議に付した事件 …… 299
１．出席議員 …… 300
１．欠席議員 …… 301
１．欠　　員 …… 301
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 301
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 301
１．開　　議 …… 301
１．一括議題 日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで …… 301
１．一般質問・質疑 …… 301
次呂久成崇君 …… 301
崎山　嗣幸君 …… 309
赤嶺　　昇君 …… 317
新垣　光栄君 …… 326
照屋　大河君 …… 334
上原　正次君 …… 341
１．決算特別委員会の設置 …… 346
１．決算特別委員会委員の選任 …… 346
１．委員会付託 …… 347
１．日程第３　陳情第112号、第114号、第116号及び第117号の付託の件 …… 347
１．委員会付託 …… 347
１．休会の議決 …… 347
１．散　　会 …… 347

○第８号（10月16日）

１．開議年月日時 …… 349
１．議事日程 …… 349
１．本日の会議に付した事件 …… 350
１．出席議員 …… 351

１．欠席議員 …… 352
１．欠　　員 …… 352
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 352
１．開　　議 …… 352
１．諸般の報告 …… 352
１．保健医療部長(砂川　靖君)の発言取り消し申し出 …… 353
１．採　　決 …… 353
１．日程第１　乙第１号議案及び乙第２号議案 …… 353
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 353
１．採　　決 …… 353
１．日程第２　乙第３号議案 …… 353
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 354
１．採　　決 …… 354
１．日程第３　乙第５号議案 …… 354
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 354
１．採　　決 …… 355
１．日程第４　乙第４号議案 …… 355
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 355
１．採　　決 …… 356
１．日程第５　乙第16号議案から乙第18号議案まで …… 356
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 356
１．採　　決 …… 357
１．日程第６　乙第11号議案から乙第13号議案まで …… 357
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 357
１．採　　決 …… 358
１．日程第７　乙第６号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案 …… 358
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 358
１．採　　決 …… 360
１．日程第８　乙第14号議案 …… 360
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 360
１．討　　論 …… 361
　末松　文信君 …… 361
　親川　　敬君 …… 361
１．採　　決 …… 363
１．日程第９　甲第１号議案 …… 363
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 363
１．甲第１号議案に対する修正動議の提出 …… 364
１．花城　大輔君の提出理由説明 …… 364
１．討　　論 …… 365
　新垣　光栄君 …… 365
　島袋　　大君 …… 366
　照屋　守之君 …… 367
１．採　　決 …… 369
１．日程第10　甲第４号議案 …… 369
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 369
１．採　　決 …… 370

１．日程第11　甲第５号議案 …… 370
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 370
１．採　　決 …… 370
１．日程第12　甲第２号議案及び甲第３号議案 …… 370
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 371
１．採　　決 …… 371
１．一括議題 ｛日程追加　議員提出議案第６号　東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書
日程追加　議員提出議案第７号　東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議｝ …… 371
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 372
１．採　　決 …… 372
１．議員派遣 …… 372
１．一括議題 ｛日程第13　議員提出議案第２号　嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書
日程第14　議員提出議案第３号　嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議｝ …… 372
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 373
１．採　　決 …… 373
１．議員派遣 …… 373
１．一括議題 ｛日程第15　議員提出議案第４号　米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書
日程第16　議員提出議案第５号　米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する抗議決議｝ …… 373
１．次呂久成崇君の提案理由説明 …… 373
１．討　　論 …… 374
　瀬長美佐雄君 …… 374
１．採　　決 …… 375
１．議員派遣 …… 375
１．日程第17　陳情第12号 …… 375
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 375
１．採　　決 …… 375
１．日程第18　請願第４号及び陳情第53号 …… 375
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 376
１．採　　決 …… 376
１．日程第19　陳情平成28年第88号、同第135号、陳情第82号及び第101号の２ …… 376
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 376
１．採　　決 …… 376
１．日程第20　沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する件 …… 376
１．山川　典二君の提出理由説明 …… 376
１．討　　論 …… 377
　照屋　守之君 …… 377
１．採　　決 …… 379
１．日程第21　現教育長による教員採用試験に係る新たな口利き発言問題の調査に関する件 …… 379
１．山川　典二君の提出理由説明 …… 379
１．討　　論 …… 380

照屋　守之君 …… 380
1．採　　決 …… 380
1．日程第22　閉会中の継続審査の件 …… 381
1．採　　決 …… 381
1．閉　　会 …… 381

○巻末掲載文書

1．知事提出議案 …… 383
1．議員提出議案 …… 423
1．沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する動議 …… 431
1．現教育長による教員採用試験に係る新たな口利き発言問題の調査に関する動議 …… 433
1．諸般の報告 …… 435
1．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 439
1．甲第６号議案の議決に伴う甲第１号議案の数字の訂正について …… 441
1．議案付託表 …… 447
1．委員会審査報告書 …… 449
1．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 459
1．議員派遣の件 …… 471
1．決算特別委員名簿 …… 473
1．請願・陳情文書表 …… 475
1．議案等処理一覧表 …… 509

平成29年第５回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期27日間　自 平成29年 ９月20日
至 平成29年10月16日

	月　日	曜　日	日　　程	備　　考
1	９月20日	水	(会議録署名議員の指名) (会期の決定) 本 会 議 (知事提出議案の説明) (議員派遣の件)	請願・陳情付託
2	21日	木	議案研究	
3	22日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	23日	㊏	休　　会	秋分の日
5	24日	㊐	休　　会	
6	25日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	26日	火	議案研究	
8	27日	水	本 会 議（代表質問）	
9	28日	木	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限（常任委）
10	29日	金	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限（特別委）
11	30日	㊏	休　　会	
12	10月１日	㊐	休　　会	
13	２日	月	本 会 議（一般質問）	
14	３日	火	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
15	４日	水	本 会 議（一般質問） 決算特別委員会設置 委 員 会（常任委員会、特別委員会）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16	５日	木	委 員 会（常任委員会）	
17	６日	金	委 員 会（常任委員会）	
18	７日	㊏	休　　会	
19	８日	㊐	休　　会	
20	９日	㊊	休　　会	体育の日
21	10日	火	委 員 会（常任委員会）	
22	11日	水	委 員 会（特別委員会）	
23	12日	木	休　　会（予備日）	
24	13日	金	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
25	14日	㊏	休　　会	
26	15日	㊐	休　　会	
27	16日	月	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君
赤　嶺　　昇　君
瀬　長　美佐雄　君
玉　城　武　光　君
親　川　　敬　君
新　垣　光　栄　君
次呂久　成　崇　君
宮　城　一　郎　君
大　城　憲　幸　君
金　城　泰　邦　君
西　銘　啓史郎　君
新　垣　　新　君
座　波　　一　君
比　嘉　瑞　己　君
西　銘　純　恵　さん
平　良　昭　一　君
上　原　正　次　君
当　山　勝　利　君
亀　濱　玲　子　さん
當　間　盛　夫　君
上　原　　章　君
山　川　典　二　君
花　城　大　輔　君
又　吉　清　義　君
末　松　文　信　君
渡久地　　修　君
玉　城　　満　君
仲　村　未　央　さん
照　屋　大　河　君
仲宗根　　悟　君
崎　山　嗣　幸　君
金　城　　勉　君
砂　川　利　勝　君
具志堅　　透　君
島　袋　　大　君
中　川　京　貴　君
座喜味　一　幸　君
嘉　陽　宗　儀　君
新　垣　清　涼　君
瑞慶覧　　功　君
狩　俣　信　子　さん
比　嘉　京　子　さん
大　城　一　馬　君
糸　洲　朝　則　君
照　屋　守　之　君
仲　田　弘　毅　君
翁　長　政　俊　君

平成29年９月20日

平成29年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　１　号）

平成29年
第　5　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

平成29年９月20日（水曜日）午前10時１分開会

議　事　日　程　第1号

平成29年９月20日（水曜日）
午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（知事説明）
第４　陳情第85号から第87号まで、第90号、第94号の５、第99号及び第100号の付託の件
第５　議員派遣の件（第17回都道府県議会議員研究交流大会）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで
　甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
　甲第２号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
　甲第３号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第４号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
　甲第５号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
　乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　乙第９号議案　財産の取得について
　乙第10号議案　財産の取得について
　乙第11号議案　財産の取得について
　乙第12号議案　財産の取得について
　乙第13号議案　財産の取得について
　乙第14号議案　訴えの提起についての請求の追加について
　乙第15号議案　訴えの提起について
　乙第16号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第18号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第19号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第20号議案　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成28年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成28年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成28年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
日程第６　陳情第85号から第87号まで、第90号、第94号の５、第99号及び第100号の付託の件
日程第７　議員派遣の件（第17回都道府県議会議員研究交流大会）

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉　君	14番	平良昭一　君
副議長	赤嶺　昇　君	15番	上原正次　君
1番	瀬長美佐雄　君	16番	当山勝利　君
2番	玉城武光　君	17番	亀濱玲子　さん
3番	親川　敬　君	18番	當間盛夫　君
4番	新垣光栄　君	19番	上原　章　君
5番	次呂久成崇　君	20番	山川典二　君
6番	宮城一郎　君	21番	花城大輔　君
7番	大城憲幸　君	22番	又吉清義　君
8番	金城泰邦　君	23番	末松文信　君
9番	西銘啓史郎　君	25番	渡久地　修　君
10番	新垣　新　君	26番	玉城　満　君
11番	座波　一　君	27番	仲村未央　さん
12番	比嘉瑞己　君	28番	照屋大河　君
13番	西銘純恵　さん	29番	仲宗根　悟　君

30番	崎山嗣幸君	39番	瑞慶覧功君
31番	金城勉君	41番	狩俣信子さん
32番	砂川利勝君	42番	比嘉京子さん
33番	具志堅透君	43番	大城一馬君
34番	島袋大君	45番	糸洲朝則君
35番	中川京貴君	46番	照屋守之君
36番	座喜味一幸君	47番	仲田弘毅君
37番	嘉陽宗儀君	48番	翁長政俊君
38番	新垣清涼君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城武君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員長	金城棟啓君
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会会長	藤田広美君
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会委員長	島袋秀勝君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　ただいまより平成29年第５回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

去る9月6日、元議長平良一男氏が逝去されました。

つきましては、平良氏の長逝に対しまして哀悼の意を表し、その御冥福を祈るため黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙禱。

〔全員起立　黙禱〕

○議長（新里米吉君）　黙禱を終わります。

御着席願います。

○議長（新里米吉君）　次に、報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案25件及び決算23件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成28年度沖縄県歳入歳出決算書、平成28年度基金の運用状況書、平成28年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、平成28年度沖縄県病院事業会計決算書、平成28年度

沖縄県病院事業会計決算審査意見書、平成28年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、平成28年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、平成28年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、平成28年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び同沖縄県資金不足比率審査意見書、平成29年８月末現在の平成29年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情26件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

―――――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

14番　平　良　昭　一　君　及び
21番　花　城　大　輔　君

を指名いたします。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月16日までの27日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月16日までの27日間と決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第３　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

―――――――――――――――――――――

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

平成29年第５回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案５件、条例議案５件、議決議案15件、認定議案23件の合計48件であります。

まず初めに、甲第１号議案から甲第５号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」は、総額47億9491万2000円を計上しており、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金事業に44億9625万7000円、災害復旧関連事業に7362万7000円、その他緊急に対応を要する事業に２億2502万8000円となっております。

これを既決予算額7354億4817万2000円に加えた改予算額は、7402億4308万4000円となります。

甲第２号議案から甲第５号議案までの予算議案は、沖縄県下地島空港特別会計など３つの特別会計及び沖縄県病院事業会計について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

次に、乙第１号議案から乙第５号議案までの条例議案５件について御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法の一部が改正されたことを踏まえ、職員の退職手当について、雇用保険法の失業等給付と同等の水準を確保し、失業者の退職手当の給付日数を延長できる措置を講ずる等の必要があることから条例を改正するものであります。

乙第２号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、不動産特定共同事業法の一部が改正されたことを踏まえ、小規模不動産特定共同事業の登録の申請等に係る手数料の徴収根拠を定める必要があることから条例を改正するものであります。

乙第３号議案「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるとともに、新たに整備する航空機整備施設の使用料の徴収根拠を定める等の必要があることから条例を改正するものであります。

乙第４号議案「沖縄県港湾管理条例の一部を改正す

る条例」は、宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナに船舶上下架施設を整備し、及び宜野湾港マリーナに水上オートバイの陸置き場を整備することに伴い、これらの施設の使用料の徴収根拠を定める等の必要があることから条例を改正するものであります。

乙第５号議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立高等学校の授業料の徴収に係る事務の円滑化を図るため、最終学年の３月分の授業料について、その納付期限を改める必要があることから条例を改正するものであります。

次に、乙第６号議案から乙第13号議案までの議決議案は、工事請負契約及び財産の取得８件について議会の議決を求めるものであります。

乙第14号議案「訴えの提起についての請求の追加について」は、公法上の義務の確認請求を認容する新たな判決がなされたことを踏まえ、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件に係る請求を追加するため議会の議決を求めるものであります。

乙第15号議案から乙第20号議案までの議決議案は、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起及び負担金の徴収など６件について議会の議決を求めるものであります。

最後に、認定第１号から認定第23号までの議案については、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成28年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について議会の認定に付するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。タンディガータンディ。シカイトゥミーファイユー。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　島袋秀勝君登壇〕

○人事委員会委員長（島袋秀勝君）　おはようございます。

このたび、人事委員会委員長に就任いたしました島袋秀勝でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険法等が改正されたことに伴い、沖縄県を退職した職員が失業した場合の退職手当の受給資格要件について所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第４　陳情第85号から第87号まで、第90号、第94号の５、第99号及び第100号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情７件のうち、陳情第85号、第86号、第90号、第99号及び第100号については米軍基地関係特別委員会に、陳情第87号及び第94号の５については公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第５　議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を第17回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更

を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明９月21日から26日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明９月21日から26日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、９月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時18分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　平　良　昭　一

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成29年９月27日

平成29年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　２　号）

平成29年
第　5　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

平成29年９月27日（水曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第2号

平成29年９月27日（水曜日）

午前10時開議

第１　甲第６号議案（知事説明、質疑）

第２　北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し毅然とした対処等を求める意見書

渡久地　修君　　花城　大輔君
又吉　清義君　　中川　京貴君
仲田　弘毅君　　宮城　一郎君
当山　勝利君　　仲宗根　悟君　　提出　議員提出議案第１号
新垣　光栄君　　玉城　　満君
比嘉　瑞己君　　上原　　章君
當間　盛夫君

第３　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　甲第６号議案

甲第６号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

日程第２　北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し毅然とした対処等を求める意見書

日程第３　代表質問

出　席　議　員（47名）

議　長	新　里　米　吉　君	17　番	亀　濱　玲　子　さん
副議長	赤　嶺　　昇　君	18　番	當　間　盛　夫　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	19　番	上　原　　章　君
2　番	玉　城　武　光　君	20　番	山　川　典　二　君
3　番	親　川　　敬　君	21　番	花　城　大　輔　君
4　番	新　垣　光　栄　君	22　番	又　吉　清　義　君
5　番	次呂久　成　崇　君	23　番	末　松　文　信　君
6　番	宮　城　一　郎　君	25　番	渡久地　　修　君
7　番	大　城　憲　幸　君	26　番	玉　城　　満　君
8　番	金　城　泰　邦　君	27　番	仲　村　未　央　さん
9　番	西　銘　啓史郎　君	28　番	照　屋　大　河　君
10　番	新　垣　　新　君	29　番	仲宗根　　悟　君
11　番	座　波　　一　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	31　番	金　城　　勉　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	32　番	砂　川　利　勝　君
14　番	平　良　昭　一　君	33　番	具志堅　　透　君
15　番	上　原　正　次　君	34　番	島　袋　　大　君
16　番	当　山　勝　利　君	35　番	中　川　京　貴　君

36番	座喜味　一　幸　君	43番	大　城　一　馬　君
37番	嘉　陽　宗　儀　君	45番	糸　洲　朝　則　君
38番	新　垣　清　涼　君	46番	照　屋　守　之　君
39番	瑞慶覧　　功　君	47番	仲　田　弘　毅　君
41番	狩　俣　信　子　さん	48番	翁　長　政　俊　君
42番	比　嘉　京　子　さん		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田　優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城　武君	総務部財政統括監	宮城　力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員長	金城棟啓君
保健医療部長	砂川　靖君	警察本部長	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	宮城　理君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

９月25日、渡久地修君外12人から、議員提出議案第１号「北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し毅然とした対処等を求める意見書」の提出がありました。

次に、昨日、知事からお手元に配付いたしました議案１件の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日から29日まで及び10月２日から４日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長池田克紀君及び労働委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

○議長（新里米吉君）　日程第１　甲第６号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

平成29年第５回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、予算議案１件であります。

甲第６号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第３号)」は、衆議院議員総選挙の実施に要する経費等につきまして、歳入歳出予算額に７億3482万3000円を追加するものであります。

なお、同議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第６号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

──────────◆・・◆──────────

○議長（新里米吉君）　日程第２　議員提出議案第１号　北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し毅然とした対処等を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡久地　修君。

──────────────────────────

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

──────────────────────────

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号につきましては、９月25日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し毅然とした対処等を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し毅然とした対処等を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

──────────────────────────

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第１号「北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し毅然とした対処等を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

──────────◆・・◆──────────

○議長（新里米吉君）　この際、念のため申し上げます。

本日から29日まで及び10月２日から４日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

──────────────────────────

○議長（新里米吉君）　日程第３　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　おはようございます。

沖縄・自民党会派、末松文信、代表質問を行います。

１、米軍基地問題について。

知事は、さきの埋立承認取り消し訴訟で敗訴し、最高裁の判決に従い知事みずから埋立承認の取り消しを

取り消し、埋立承認が合法であったことを本議会でも答弁され全てが解決したものと理解しております。本来、行政の長はみずから許認可した事業についてこれを促進する責務があると考えております。にもかかわらず知事は、工事差しとめの訴訟を提起したり、仮処分の申請をしたり、工事を妨げる行為を続けている。さらに今議会において、知事の許可なく岩礁破砕などをしてはならない義務があることを確認する訴訟を追加提起するとしております。この義務確認訴訟はさきの工事差しとめ訴訟が敗訴することを前提としております。それぞれ何の意味があるのか理解しがたい。この間、埋立承認取り消し、和解、工事差しとめ、仮処分そして今回の義務確認など一連の訴訟は多くの行政学者や弁護士等から筋が悪いと言われております。まさに職権濫用であり、なぜ知事がこのような筋の悪い訴訟を続けられるのか、県民の理解が得られるとは思いません。まさに知事は辺野古移設工事が進む中、一部の支援者から追い込まれてのことだとは思いますけれども、筋の悪い行為はやめたほうがいいと思います。むしろ、知事が明言されている撤回に踏み切ったほうが支持者をつなぐ方便だと思います。

ここで伺います。

(1)、普天間飛行場移設問題関係について。

ア、県が提起した差しとめ訴訟及び仮処分申請について、国は、第１回審尋で審判対象とする法律上の争訟に当たらないと主張、第２回審尋は９月29日と言われ、法解釈権を持つ水産庁の見解がある中、仮処分申請の見通しは立っていません。その間も国の工事は進んでおり、今回の訴訟提起の正当性が問われている。知事の御見解を伺いたい。

イ、県は、既に提起した差しとめ請求訴訟に、国に県知事の許可なく岩礁破砕などをしてはならない義務があることを確認する訴訟を追加するようでありますが、今回の訴えの提起は何の意味があるのか、さきの訴えと何が違うのか伺いたい。

ウ、普天間飛行場の５年以内の運用停止について県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、普天間飛行場の５年以内の運用停止を求めてきたところであり、辺野古移設が前提ではないと答えている。これは、普天間飛行場の５年以内の運用停止が実現すれば全面返還は求めないとの意味に解されるが、知事の御見解を伺いたい。

エ、県は、サンゴ類の保全措置などについて、沖縄防衛局の環境保全図書に記載したとおり環境保全措置を確実に実施するよう求めている。これは、事業実施前にサンゴ類の移植・移築を実施すべきと考えていると解されるが、サンゴ類の特別採捕許可申請があれば認可すると理解していいかどうか。

オ、沖縄防衛局からジュゴンの生息調査に係る国有財産法に基づく公共用財産使用協議が県に申請されている。法令に基づき適正に申請されて、引き延ばしは許されないと考えるが、審査の進捗状況について伺いたい。

カ、県は、撤回について、法的な観点から検討を丁寧に行った上で対応する必要があり、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討すると答弁しているが、知事は、このような慎重な言い方はせず、必ず撤回すると明言している。県民向けの使い分けをしているのではないか、知事の見解を伺います。

キ、報道によれば、富川副知事は、那覇市で行われた社民党自治体議員団全国会議夏季研修会で、西普天間飛行場跡地利用に関しディズニーリゾートの誘致について、私が聞いているところでは厳しいと述べたようでありますけれども、特定の政党に対し、そのような発言をした理由は何か。また、ディズニーリゾートの必要性について認識していないようでありますけれども、なぜか。

(2)、日米地位協定の見直しについて。

ア、県は、平成12年に日米両政府に要請した11項目の日米地位協定の見直しについて、新たに見直しを要求する内容を加えた改定案をまとめ、日米両政府に要求するようだが、新たに追加した内容とその理由、今後の実現に向けた行動計画について伺いたい。

イ、知事は、日米地位協定の11項目の見直しの改定案を小野寺防衛大臣に要請した。その中に、米軍機の事故時に日本側が捜査し財産を差し押さえ検証を行う権利の必要があるとしているが、その際、日本側の捜査等を行う機関はどこを想定しているのか伺いたい。

ウ、仮に県警を想定しているとすれば、県警に米軍機事故の捜査や事故の検証など、それだけの任務を行う組織体制や専門性、能力が備わっているか。知事の考え方を伺いたい。

２、陸上交通網の整備について。

本県の鉄軌道の導入に向けた、県の検討委員会における議論も核心部分に迫ってまいりました。那覇―名護を結ぶルートを基軸に、ルートによっては開業１年で黒字を計上するとの試算も出ているようであります。この条件には、施設を国が整備し、運営主体を分離する上下分離方式にすることでありますが、鉄軌道の骨格軸となるルート案の決定については、県民の利便性や採算性などが重要であることは当然でありま

す。何より100年先を見越した陸上交通の根幹を担う鉄道であるという基本精神が必要であると思います。内閣府によると、調査結果は開業40年後に至っても鉄道での累積赤字が3950億円、トラムトレーン、路面電車でも1100億円に達すると試算し、厳しい見方を示しております。見通しは厳しい状況にあります。鉄軌道導入という莫大な財源が必要となる超大型事業について、国と対立状態をつくりながら、財政予算について当然ついてくると考えるのは安易であり、最終的には政治決着しかないことを翁長県政は認識する必要があると考えております。

ここで伺います。

(1)、検討委員会は、７案の比較評価を行い、上下分離方式２案で１年目に黒字、長期的には４案も黒字になるとしている。各案の採算性、費用便益、事業費及び事業期間等の比較評価について伺いたい。

(2)、内閣府の調査では、開業40年後でも赤字となり、黒字への転換は厳しいとの結果となっている。県の調査結果を踏まえ、どこに違いがあるのか、上下分離方式の可否だけの違いであるのか伺いたい。

(3)、今回の検討で、起点・終点を延伸した場合の需要予測も行っているようですが、糸満及び与那原へ延伸した場合は、いずれも採算がとれず事業採算性を低下させるとしている。今後検討から除外するとの考えか伺いたい。

(4)、鉄軌道を那覇空港に接続した場合、都市モノレール（ゆいレール）との競合が予想されます。検討委員会ではどのような話し合いが行われたか伺いたい。

(5)、鉄軌道導入に対する県民の意向について、既設の沖縄都市モノレールの利用頻度が低い人ほど期待度は低くなるようだが、その傾向はモノレールが今稼働している那覇市と県全体の傾向とどのような違いがあるのか。また、利用意向を高めるための方策と取り組みについて伺いたい。

(6)、鉄軌道の導入に当たって、駅周辺のまちづくりは重要であり、魅力的な駅づくり、駅周辺の商業施設の立地促進を図ることとしているが、具体的なまちづくりをどう描いているのか伺いたい。

(7)、県は、鉄軌道を導入する上で、全国新幹線鉄道整備法を参考にした特例制度の創設を国に求めるとしているが、本県に特化した制度の内容と国の「所要の措置を講ずる」との沖縄振興基本方針は、財政措置も含むと解されるか伺いたい。

(8)、鉄軌道導入に当たって、内閣府が検討している、先進的なバス交通システムの導入に向けた沖縄次世代都市交通システムとの整合性についてどう図っていくのか伺いたい。

３、観光振興について。

本県観光が好調に推移している状況を背景に、県は第５次観光振興計画を見直し、最終年の平成33年度に達成すべき新たな目標フレームとして、入域観光客総数を1000万人から1200万人に、観光収入を１兆円から1.1兆円に上方修正しております。その目標を実現するには微増が続いている国内客の伸びを飛躍的に高めるか、外国人観光客の大幅な増をいかに持続できるか、また１人当たりの消費額をいかに増加させるかであります。そのため付加価値の高い観光メニューの開発、経済効果の高いＭＩＣＥの活用、そして島嶼県としての特性を生かした離島観光や広域周遊観光など、それぞれに地域の観光資源を開発し、魅力ある観光商品として売り出すことが求められております。

ここで伺います。

(1)、今後10年間で対応すべき沖縄観光の課題として、６項目の解決すべき課題を上げているが、ここまでの進展状況と、特に、観光地間の国際競争に対する対応について、競争観光地の調査分析状況と本県の優位性や課題について伺いたい。

(2)、観光立県として県経済の振興を図るには、今後人口減少が加速する中で、重視するのは観光収入の増加であります。観光客数の増だけを追うのではなく、滞在日数の長い外国人富裕層の誘致の促進、長期滞在型観光の形成が必要ではないか伺いたい。

(3)、県は、沖縄観光ブランドBe.Okinawaを展開しているようですが、これまでの取り組みの内容と今後の展開を伺いたい。

(4)、海外観光客の増加に伴い、観光客の緊急受け入れが倍増し、受け入れ病院において医療費の未払いなどトラブルがふえているようでありますけれども、離島を含めた外国人観光客患者の受け入れ状況と海外観光客の増を目指す県として支援体制をどのように考えているか伺いたい。

(5)、県は、観光客の増に対応するため、北部と南部間を結ぶ高速船の導入に向け調査を行うとしているが、国は沖縄観光ステップアップ2017で、本島北部地域や離島への交通モードの多様化を図るため高速船導入の実証実験を計画しております。県の計画は国との調整のもとで行うものかどうか伺います。

(6)、離島観光客の増加に伴い、一部観光客の過大要求に悩まされているようだが、具体的にどのようなトラブルが多いのか。特に、小規模離島住民の医療を担っている診療所の医師や看護師の負担増につながっ

ているとの声にどう対応するのか伺いたい。

(7)、民泊新法の施行が来年に迫っている中、事業参入が増加しているようだが、外国人観光客の増加でマナー違反など、地域の生活環境の悪化も懸念されているが、本県の状況と県の対策について伺いたい。

４、離島・過疎地域の振興について。

本県の離島・過疎地域は、経済、行政の面で遠隔地にあることから、割高な移動コストや物資輸送コストが住民生活を圧迫し、このことが産業振興のおくれとなり定住環境整備の制約ともなっております。また、最大の悩みである若者の流出、高齢化の進行への対応として、住民の足を確保するための島内交通の整備など、国の支援を受け赤字航路や航空路線への運航補助、そして老朽化した船舶、航空機などの更新に支援の充実が求められております。さらに、農林水産業への依存度が高い、特にサトウキビ生産が基幹産業となっているのが現状であります。そのため21世紀ビジョン離島振興計画に掲げる計画の意義、計画の基本方向及び振興施策の展開を確実に実施することが離島・過疎地域に生活する人々の要望に沿えるものだと考えております。

そこで伺います。

(1)、離島・過疎地域における人口減少に対応するため、移住者の増に向けた取り組みを進めているようですが、事業内容と関係市町村との役割分担、支援体制のあり方等について伺いたい。

(2)、離島住民の生活福祉や若者の定住を図るには、航空運賃の低減など恒久的な支援体制の整備が必要であります。離島空路整備法（仮称）の制定に向け、県は５つの道県と連携して取り組むとしているが、具体的な方策について伺いたい。

(3)、特定町村・小規模町村における地域保健活動について現状はどうなっているか。また、離島・過疎地域から支援要請に対する県の方針について伺いたい。

(4)、伊平屋・伊是名架橋及び伊平屋空港の早期実現について、去る９月９日伊平屋・伊是名間の海上で船団による促進大会を繰り広げ両村民の悲願を訴えておりました。県は事業化に向け取り組みを進めるとしているが、具体的なスケジュールについて伺いたい。

(5)、伊江港湾内のうねり対策について。

去る台風18号でも船の欠航が続き島民の生活物資が不足したとのことであります。県は、平成26年度から波高観測等の調査を行い、平成28年度には港内の静穏度向上のための波除堤の設置等の具体策をまとめたとしているが、今年度中に事業着手できるのかどうか伺いたい。

５、農林水産業の振興について。

本県は、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興に取り組んでおりますが、そのためには常態化している台風などの災害への対応、災害に強い栽培施設の整備、また生産を安定させる輸送コストの低減をいかに図るかが課題であります。水産業においても、漁業環境の悪化や安価な輸入水産物の増加により価格の低迷、漁業経営の先細りなど担い手の不足や高齢化の進行で本県水産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるのが実態であります。21世紀ビジョンの基本理念を生かし、基本計画に掲げる諸施策の効果的、持続的な展開と、一括交付金の効果的な活用が重要であります。

ここで伺います。

(1)、亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興を図るため、耕作放棄地の再生・利用、農地の再編整備に取り組んでいるが、2016年の県内耕作放棄地面積は、前年より増加しているようであります。その要因と圏域別の状況について伺いたい。

(2)、政府は、農村産業法などの改正により、農地の転用規制を緩和する方針のようだが、規制が緩和される内容と本県における有効利用について伺いたい。

(3)、農業分野での労働力不足に対応する外国人労働者の受け入れについて、県内農業団体等でも特区の活用を要請している。県は、受け入れに際してどのような仕組みを考えているのか、計画案について伺いたい。

(4)、記録的な豪雨が日本列島を襲い各地で甚大な被害が相次いでいる。その現象は地球規模で起きており、本県農業でも例外ではない。県においては、今後50年、100年先を見越した支援対策、組織体制等長期的な対策が必要ではないか伺います。

(5)、県は、水産業への就業者確保・育成を目的として、未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業を実施しているが、事業の趣旨、具体的事業内容、実施主体、対象者、将来的目標値等について伺います。

(6)、日台漁業取り決めに関し、台湾漁船のルール違反に対する対応、予定される日台漁業委員会へどのような戦略で臨むか、県の考え方を伺います。

(7)、県は、那覇市泊市場の糸満市への移転計画に係る2018年度の概算要求を見送ったようでありますが、その理由と那覇市、漁業関係者との話し合いの進展状況、20年度施設完成に影響はないのかどうか伺います。

６、地域福祉・医療の充実強化について。

本県において、県立病院が地域医療を担っている状況にあり、地域住民の依存度に応え得る医療の充実と組織体制の整備が求められております。特に産婦人科医師の適正確保に苦慮しており、県病院事業局が全国を飛び回って、産科・小児科医師の確保に奔走しているのが現状であります。他方、全国の開業医の勤務医の中には、県庁所在地などにかかわらず地方での勤務に理解を示す医師が約４割もいるようであります。そのうち、20代の勤務医は６割が地方勤務の意思を表明しているようであります。このような状況は本県にとって好機であり、これらの若い医師を受け入れる仕掛けづくりと働きやすい環境づくりを進め、いかに本県に呼び込むか戦略的に考えるべきであります。

そこで伺います。

(1)、県立６病院での当直医師らへの時間外勤務手当の支払いについて、支払い対象、支払い期間等、支払いに向けた基本方針と今後懸念される施設整備、医師確保など医療体制や財源確保等への影響にどう対処していくのか伺います。

(2)、県は、特養待機解消に向け、今年度末までに特別養護老人ホーム等521床を整備するとしているが、これにより県内の特養待機者695人の解消は可能であるかどうか。

(3)、全国的に老老介護の実態は深刻度を増しているが、本県における状況と老老介護の介護者の支援につながるデイサービスやショートステイなどの充実強化をどのように図っていくか、県の取り組みを伺いたい。

(4)、県内の障害者の就労を支援する事業所が急増している一方、解雇される事例も増加している。その背景に何があるか。また、国は不適切な運営実態があるとして指定基準の見直しを進めているが、県はこのような不適切な運営に対しどのような指導を行っているのか伺います。

(5)、2015年の年齢調整死亡率で本県は、肝疾患による死亡率が全国で最も高い結果となった。特に64歳以下の世代の健康意識が低いとの指摘もあり、健康で豊かな長寿県を目指す県の施策と相反する結果となっている。その要因と対策について伺います。

(6)、生活保護世帯が増加し、特に高齢者世帯が多くを占めておりますが、県高齢者保健福祉計画の高齢者の地域での暮らしと自立を支える施策に逆行しないか伺います。

以上、質問とさせていただきます。

御答弁をよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　末松文信議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは、米軍基地問題についてに関する御質問の中の１(2)ア、日米地位協定の見直しに関する要請についてお答えをいたします。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化や市町村等の意見等を踏まえ、見直し事項を新たに追加し、去る９月11日及び12日に日米両政府へ要請を行ったところであります。今回新たに追加した事項は、軍属の補足協定及び環境補足協定への対応、基地の用途変更や埋め立て等を行う場合の地方公共団体との協議、米軍の演習通報の詳細化、事故現場が基地の外にある場合の日本側主導の統制、日米合同委員会における地方公共団体の意見の聴取等であります。

今後とも、軍転協や渉外知事会等とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興についてに関する御質問の中の３の(3)、沖縄観光ブランドの取り組みと今後の展開についてお答えをいたします。

沖縄県では、沖縄の優位性を生かし、海外の競合するリゾート地との差別化を図るため、平成24年度に世界15カ国17地域においてマーケティング調査を行い、国内外の専門家や県民等の議論を経て、沖縄観光ブランドBe.Okinawaを策定し、ブランドロゴやイメージ動画などを、海外旅行博やメディア、ホームページなどを通じて海外市場へ発信してまいりました。また、平成27年度の国内調査において、Be.Okinawaの好感度が高く、国内市場へ展開することでさらなる誘客効果が見込まれたことから、ことし１月に国内外統一ブランドとしての発信を開始したところであります。

今後は、県民に対しBe.Okinawaへの理解を深めていくとともに、国内外への継続的な発信により、沖縄観光のさらなる認知度の向上を図り、世界水準の観光・リゾート地の形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についてに関する御質問の中の、日台漁業取り決めへの対応についてお答えをいたします。

沖縄県は、去る８月21日に漁業関係団体とともに、日台漁業取り決めの見直し、及び操業ルールの改善等について国に要請を行いました。現在の操業ルールでは、八重山北方三角水域の一部水域において、日台双

方のマグロはえ縄漁船が昼夜交代で操業することとなっております。しかしながら、操業時間を守らない台湾漁船が確認され、国は台湾側に強く抗議したと聞いております。現在、日本側は、操業ルールの改善について、台湾側と粘り強く協議を行っているところであります。

沖縄県としましては、引き続き、漁業関係団体や国と連携し、日台漁業委員会等への対応に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　末松文信議員の御質問にお答えいたします。

１、米軍基地問題についての中で、講演会における発言理由とディズニーリゾートの必要性についてお答えいたします。

沖縄県は、アジア・太平洋地域を代表し、高いブランド力を有する世界水準の観光・リゾート地として世界中に広く認知されることを目指しており、世界有数のテーマパークが立地することは、沖縄観光のブランド力向上につながるものと考えております。私が先般行いました講演においては、米軍基地跡地利用について、成功事例である那覇市新都心、北谷町美浜、北中城村のライカム等の説明とあわせて、普天間西地区の跡地利用についても触れ、同地域の発展可能性が高いことについて述べさせていただきました。

私は、ディズニーリゾートが立地すれば、地域振興に大きく寄与するものと理解しております。しかしながら、立地が厳しいとの情報にも接しましたことから、情報の一つとして紹介いたしましたが、沖縄観光のブランド力向上のためにも、ディズニーリゾートの立地が実現できることを期待しております。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米軍基地問題についての御質問の中の１(1)のア、訴訟提起の正当性についてお答えいたします。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。行政としては、無許可の行為を放置できないことから、沖縄県は、さきの６月定例会において議決を得て、差しとめ訴訟を提起したところであり、裁判所において沖縄県の正当性を主張してまいります。

次に、１の(1)のイ、確認請求の追加についてお答えいたします。

さきに提起した差しとめ訴訟は、知事の許可なく岩礁破砕等行為を行ってはならないという公法上の義務の履行を求める訴訟であります。一方、差しとめ訴訟の提起後、公法上の義務の確認請求を認容した新たな判決の内容が明らかとなりました。当該判決を活用することが、今後の訴訟遂行において有効であると考えられることから、公法上の義務の履行を求めている本件訴えに、公法上の義務の確認を求める請求を追加するものであります。確認請求を追加することで、漁業権の存否など、本質的な争点について審理される可能性を高めることができるものと考えております。

次に、１の(1)ウ、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

県は、普天間飛行場の５年以内運用停止について、返還されるまでの間の同飛行場の危険性除去が極めて重要であるとの認識のもと、政府に対し、平成25年の沖縄政策協議会で求めたものであり、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものであると考えております。

県としては、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対し、県外移設、早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、１の(1)カ、撤回についてお答えいたします。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。知事は、去る８月12日に開催された県民大会において、「あらゆる情報を判断して、撤回の時期について私の責任で決断をいたします」と述べており、日々の国の動きなど、全体的な流れを勘案しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、１の(2)イ、日米地位協定の見直しに関する要請における捜索等を行う機関及び組織体制等について、１の(2)イと１の(2)ウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県は、平成29年９月に実施した日米地位協定の見直しに関する要請の中で、第３条関係において、合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること、第17条関係において、米軍の財産が施設及び

区域の外にある場合には、日本国の当局が捜索、差し押さえまたは検証を行う権利を行使する旨を明記することを求めております。我が国における航空機事故に際しては、警察及び海上保安庁が捜索等を行い、事故・重大なインシデントの際は、民間航空機の場合、国土交通省の運輸安全委員会が、自衛隊機の場合は、自衛隊内に設置された航空機事故調査委員会が原因究明のための調査を行っております。日米地位協定が改定された際には、政府の責任において、これらに準じた捜索、調査等がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 米軍基地問題についての御質問の中の１(1)のエ、サンゴ類の移植・移築に係る特別採捕許可についてお答えいたします。

造礁サンゴ類の採捕は、沖縄県漁業調整規則第33条第２項の規定により、周年禁止されております。当該規定は、造礁サンゴ類を移植・移築する場合においても適用されることから、その実施に当たっては、事前に、同規則第41条に規定される知事の特別採捕許可を受ける必要があります。そのため、環境保全措置の実施に当たり、特別採捕許可申請がなされた場合には、規則の趣旨に沿って、厳正かつ適切に審査を行ってまいります。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中の、５(1)の耕作放棄地面積の増加要因と圏域別状況についてお答えいたします。

農地法の改正に伴い、平成26年度から耕作放棄地対策が強化され、調査範囲についても、農業振興地域農用地区域外の農地等まで順次拡大し、実施しております。平成28年調査の結果、解消面積が513ヘクタールとなった一方で、新たに把握した面積が805ヘクタールとなっており、県全体の耕作放棄地面積は3279ヘクタールで、前年比291ヘクタールの増となっております。平成28年の圏域別耕作放棄地面積は、北部地域1230ヘクタール、中部地域651ヘクタール、南部地域398ヘクタール、宮古地域256ヘクタール、八重山地域744ヘクタールとなっております。

次に、５の(2)、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などにおける農地転用などについてお答えいたします。

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴い、同法に基づく施設整備の用に供される土地については、例外的に農用地区域からの除外や農地転用が可能とされております。なお、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律については、沖縄振興特別措置法第115条第１項の規定により、沖縄県は適用除外とされております。今後とも農地転用等については、関係法令に基づき、適正な運用に努めてまいります。

次に、５の(3)、外国人の農業就労についてお答えいたします。

外国人の農業就労については、ことし６月に改正国家戦略特区法が成立し、９月22日に政令が施行され、外国人労働者の資格要件や作業内容などについて示されたところであります。現在、国においては、外国人労働者を受け入れる機関や農業経営体の要件を示すため、指針の策定を進めているところであります。

県としましては、今後示される要件等を踏まえ、受け入れ機関のあり方や受け入れ環境の整備など、関係部局等と連携しながら検討してまいります。

次に、５の(4)、豪雨等自然災害に対する対策についてお答えいたします。

沖縄県は、台風や豪雨等自然災害の常襲地域であり、施設整備等による被害軽減対策や農業共済等による対策が重要であると考えております。このため、県においては、一括交付金等を活用した、１、災害に強い栽培施設の整備、２、農地や防風林等の整備、３、農業共済への加入促進強化などに取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも、各種施策等を活用し、台風や自然災害に強い農林水産業の振興に取り組んでまいります。

次に、５(5)の未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業についてお答えいたします。

県では、一括交付金を活用し、平成27年度より未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業を実施しております。本事業は、県内漁業協同組合等を実施主体とし、新規漁業就業者の確保・育成を推進するため、１、小中学生を対象とした水産教室、２、高校生へのインターンシップ制度を活用した漁業体験、３、新規漁業就業者に対する漁具等の漁業経費の一部支援を実施しております。

県としましては、33年度における漁業就業者数3790人の目標に向けて、引き続き漁業関係団体等と連携して、漁業就業者の確保・育成の施策を推進してまいります。

次に、５の(7)、泊魚市場の移転計画についてお答えいたします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であるこ

とから、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地として位置づけし、泊漁港は那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であります。概算要求時点においては、関係者の合意形成のめどが立たず、予算要求を見送ったところであります。そのため、合意形成に向けて、引き続き県、那覇市、県漁連、生産団体、流通団体で構成する５者会議等において協議を重ねてまいります。

県としましては、関係団体との協議を継続し、関係者の合意が得られ次第、予算要求を行い、平成32年度の完成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(1)のオ、公共用財産使用協議についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局は、ジュゴンの生息状況調査に必要な水中録音装置を設置する目的で、ことし８月17日に辺戸海域及び安田海域の公共用財産使用協議書を、９月４日には古宇利海域及び嘉陽海域の公共用財産使用協議書を、当該公共用財産を管理する県に提出しております。当該協議については、法令にのっとって適正に審査するとともに、関係部局の意見を取りまとめたところであり、沖縄防衛局に対しては、今後、当該意見を照会する予定であります。

次に、４、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(4)のア、伊平屋・伊是名架橋の事業化についての御質問にお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村の要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しました。この調査においては、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。今年度は、ボーリング調査を行い検討データを集める予定であり、引き続き建設工事費の縮減等に向け、取り組みたいと考えております。

同じく４の(4)のイ、伊平屋空港の事業化についての御質問にお答えいたします。

県は、今年度、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、伊平屋・伊是名両村の住民や本島在住の両村出身者等を対象にアンケート調査を実施するなど、潜在需要等の確認・検証に取り組んでいるところであります。あわせて、滑走路長見直しに伴う環境影響評価書の補正に必要な低周波音の実機測定についても、関係者と調整を進めていく予定であります。引き続き、関係機関と協議・調整を行い、早期事業化に取り組んでまいります。

同じく４の(5)、伊江港のうねり対策についての御質問にお答えいたします。

平成28年度にまとめた伊江港内の静穏度向上に資する波除堤の設置等の具体策については、今年度中に着手できるよう国と調整を行っているところであります。引き続き、年度内着手に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　おはようございます。

それでは、質問項目２、陸上交通網の整備についてのうち２の(1)、検討委員会における７ルート案の比較評価についての御質問にお答えいたします。

県では、平成26年10月から鉄軌道の構想段階としての計画案づくりを開始し、５つのステップに分けて検討を進めているところであります。現在はステップ４の段階にあり、去る９月３日より約１カ月間、７ルート案の比較評価結果について県民の皆様へ情報提供し、意見を求めるＰＩを実施しているところです。比較評価は、事業費や採算性等の定量的項目と環境等の定性的項目について行っており、その結果、人口が集中する沖縄市、うるま市を経由するルート案において利用者数や便益が高く、その中でも恩納村を経由するＣ案及びＣ派生案が、事業実施の目安となる開業30年から40年内の黒字転換が見込まれております。事業費に関して見ると、路線延長が短く高架区間の長い、西海岸を縦断するＡ案が最も安価で、かつ、工事期間が比較的短いとの試算結果が得られております。

次に、同じく２の(2)、内閣府調査と県調査との違いについての御質問にお答えいたします。

内閣府においては、沖縄振興特別措置法に基づく調査を平成24年度から実施しております。当該調査では、一般的な整備手法である、施設の整備・保有から運行までを運行事業者が行う上下一体方式を前提とした検討を行っており、その結果、厳しい事業採算性が示されております。県においては、平成24年度から、どのようにすれば鉄軌道の早期導入が可能になるかという観点から検討を行ってきており、現在進めている鉄軌道の計画案づくりでは、内閣府調査で検討された

上下一体方式に加え、整備新幹線の整備方式を参考に、駅やレール、高架橋等のインフラ部分を公共が整備して保有し、運行会社は運行のみを行う、上下分離方式を想定し検討を行ったところです。この結果、上下一体方式では、内閣府調査と同様、いずれのルート案においても採算はとれませんが、上下分離方式を採用することにより、ルート案によっては、運行会社における黒字転換が可能との結果が得られております。

次に、２の(3)、糸満及び与那原への延伸についての御質問にお答えいたします。

鉄軌道のルート案については、沖縄21世紀ビジョンで示された沖縄の将来の姿の実現等の観点から求められる、那覇と北部圏域の中心都市である名護を１時間で結ぶ公共交通軸の構築による圏域間連携の強化など、公共交通の役割を踏まえるとともに、多くの県民から意見が寄せられた、公共交通が持続的に役割を果たすために重要となる採算性についても考慮しながら検討を進めているところです。ルート案の延伸につきまして、同様の視点に基づき、那覇―糸満、那覇―与那原区間の採算性について検討を行いました。その結果、いずれの区間も毎年７億円から８億円の赤字となり、那覇と名護を結ぶ骨格軸の採算性の低下を招くとの試算結果となったため、専門委員会において、那覇と名護を起終点として検討を進めることが確認されたものであります。

次に、２の(4)、鉄軌道とゆいレールとの競合についての趣旨の御質問にお答えいたします。

鉄軌道の具体的な駅位置等については、構想段階の次の計画段階において検討されることになりますが、今後の課題を把握するため、鉄軌道を那覇空港に接続した場合の効果やゆいレールへの影響についても検討を行いました。専門委員会においては、鉄軌道を那覇空港に接続した場合、ゆいレールと競合する可能性があることに留意する必要があるものの、空路と都市交通の接続による移動利便性の向上や本県の観光振興等に資するとの意見が出され、計画段階以降の検討課題として確認されたところです。本県における入域観光客数は、平成28年度において877万人と右肩上がりで順調に推移しており、さらなる観光客の受け入れ等の観点から、モノレールと鉄軌道が補完し合いながら、２次交通の充実を図っていくことも含め、今後、幅広い視点で検討を行っていくことが重要と考えております。

次に、質問の２の(5)と(6)、鉄軌道導入の県民期待度及び利用意識を高める取り組み、それから駅周辺のまちづくりについての２つにつきましては関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

鉄軌道導入に関するアンケート調査において、現在の居住地にかかわらず、モノレールの日常的利用経験を有する人は、ない人に比べ、利用意向が２割から４割高く、また、その利用に当たっては、フィーダー交通の充実や駅周辺の商業施設の立地促進等が必要との回答が多く寄せられております。このため、鉄軌道の導入に当たっては、利便性等について周知を図るとともに、鉄軌道の導入とあわせて、駅と一体となった魅力あるまちづくりやフィーダー交通の充実等に取り組むことが重要であると考えております。これら鉄軌道導入とあわせて必要な取り組みについては、現在実施しているＰＩにおいて、７ルート案の比較評価結果とあわせて、県民や市町村へ情報提供を行っているところであり、今後、具体的な駅位置を検討する段階において、まちづくりの主体である市町村と連携しながら検討していくことになります。

次に、２の(7)、鉄軌道導入の財源措置についてに関する御質問にお答えいたします。

鉄軌道の持続的な運営を可能とするためには、駅やレール等のインフラ部分を公共が整備・保有し、運行会社は運行のみを行う全国新幹線整備法を参考とした特例制度の創設が不可欠と考えております。沖縄振興基本方針においては、鉄軌道に関し、「整備の在り方についての調査及び検討を進め、その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずる。」と記述されております。沖縄振興特別措置法及び沖縄振興基本方針の趣旨に鑑み、鉄軌道の導入に際しては、特例制度や財源について、国による支援が行われるものと理解しております。

次に、２の(8)、鉄軌道導入と沖縄次世代都市交通システムとの整合性についての御質問にお答えいたします。

内閣府においては、現在、県等において進めている国道58号を中心とした基幹バスシステムの導入とあわせて、自動運転技術活用による利便性向上を図ることにより、公共交通への利用転換を促進し、交通渋滞を緩和することを目的に、沖縄次世代都市交通システムの取り組みを進めているところです。基幹バスシステムへ自動運転技術を付加することにより、より正確で安全、快適な運行等が期待できます。このような取り組みによって、公共交通への利用転換が促進され、自動車と公共交通を賢く使い分けることが可能になることにより、鉄軌道の利用促進にも資するものと考えております。

次に、３の観光振興についての御質問の中の(5)、

高速船等の導入調査についての御質問にお答えいたします。

県では、本島北部と南部の移動手段の多様化による住民生活の利便性の向上及び急増する観光客の多様なニーズへの対応を目的として、現在、新たな海上交通の就航可能性に関する調査を進めているところであります。一方、国においては、沖縄観光をさらにステップアップさせるため、民間企業等から事業アイデアを募集し、現在、検討を行っていると聞いております。県では、新たな海上交通の就航可能性に関する調査を国と情報共有を図りながら実施しているところであり、今後とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、４の離島・過疎地域の振興についての中の(1)、移住者増に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成26年度から移住定住促進事業を実施し、シンポジウムの開催、地域の世話役の養成等により移住者受け入れ側の体制を整備するとともに、移住希望者への情報発信として、移住フェアへの出展、体験ツアーの開催、応援サイトの運用等を行っております。市町村においては、住宅の整備や支援計画の策定など、受け入れ側としての取り組みが徐々にふえてきているところです。また、県、市町村、民間団体等で構成する沖縄県移住受入協議会において、情報や課題を共有し、課題解決に向けて連携を図っているところです。今後もより一層効果的な施策を展開し、移住定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく４の(2)、離島空路整備法（仮称）制定に向けた具体的な方策についてお答えいたします。

離島地域における航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから、県では、関係する５つの道県とともに、離島航空路に関する国の支援措置をより確実なものとするため、新たな法律を整備するよう国への要望を行ってきたところであります。

県としましては、今後、関係道県と法整備に向けた具体的な課題や対応策等について意見交換を行い、連携してその実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　では、３の観光振興についての御質問の中の(1)、沖縄観光の課題への対応についてにお答えいたします。

県では、沖縄観光のビジョンを示した第５次沖縄県観光振興基本計画において、平成33年度までに対応する課題として、１、観光地間の国際競争力、２、環境問題、３、基幹産業としての役割、４、観光基盤の整備、５、県民理解の促進、６、人材育成の推進の６つを挙げております。これらの課題に対応するため、県では、中長期的、段階的に施策を推進する沖縄観光推進ロードマップを策定しており、国内外市場の誘客戦略や受け入れ体制の構築戦略等、関係機関が連携して対応する取り組みの推進及び進捗管理を行っております。観光地間の国際競争については、ハワイやバリ、プーケット等の海外のビーチリゾートに比べ、認知度の低さや平均滞在日数の短さが課題として挙げられます。

県としましては、沖縄の強みである豊かな自然環境や独自の歴史・文化などのソフトパワーを最大限に発揮するとともに、快適で安全・安心な観光地づくりに取り組んでまいります。

同じく３の観光振興についての御質問の中の(2)、観光収入の増加に向けた対応についてにお答えいたします。

本県における平成28年度の観光収入は約6603億円となり、４年連続で過去最高を記録しました。一方、観光客１人当たりの県内消費額は７万5297円となり、対前年度比で584円、率にして0.8％の減少となっております。

県としましては、観光消費額の増加には、消費単価の高い客層の誘客や平均滞在日数の延伸等に向けたさらなる取り組みが重要であると考えております。そのことから、国内外の富裕層や長期滞在が見込まれる欧米等のリゾート需要の獲得に向けて、引き続き、海外事務所や関係機関と連携した誘客プロモーションを展開するとともに、付加価値の高い観光商品の開発、多様なニーズに対応する受け入れ体制の整備等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　では、まず初めに、３の観光振興についての御質問の中の(4)、外国人観光客の急患の受け入れ状況及びその支援体制についての御質問にお答えします。

沖縄県医師会の調査によりますと、救急病院における外国人観光客の受診は、平成25年度351人、平成26年度674人、平成27年度1492人と増加しており、また、平成27年度においては、約４割の600人が救

急受診及び緊急搬送となっております。県では、外国人観光客の緊急医療に関する現状及び課題の共有と受け入れ体制の整備を図るため、県及び観光・医療の関係団体で構成するインバウンド対応緊急医療受入態勢整備協議会を平成29年４月に設置しております。また、８月には、県及び観光・医療関係者で構成する外国人観光客医療費問題対策協議会を設置し、外国人観光客の未収金問題の解決策について協議することとしております。

次に、(6)の離島診療所の医師等の負担増への対応についての御質問にお答えします。

一部の観光客による過大要求の内容につきましては、詳細には把握しておりませんが、報道により、軽症にもかかわらず夜間に救急ヘリなどを要請する事例があると認識しております。当面の対応策として、観光関係者の協力を仰ぎながら、観光客に対する適正受診の周知を図る必要があると考えております。

県としましては、観光客の受診の実態の把握に努め、関係機関と連携し、課題解決のための対応策を検討していきたいと考えております。

次に、(7)の外国人観光客のマナー違反等に係る現状と対策についての御質問にお答えします。

外国人観光客が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して、民泊サービスが急速に普及しており、それに伴い、夜間における騒音の発生やごみ出しルールの違反など、近隣トラブルも発生しております。県においては、民泊サービスに関する苦情等が寄せられた際には、管轄の保健所において民泊施設の所有者に対し、必要な指導を行っているところであります。

次に、４番の離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(3)、特定町村等の地域保健活動の現状と支援についての御質問にお答えします。

比較的人口の少ない特定町村を含む県内の全市町村に保健師が配置されており、健診や保健相談等の地域保健活動が実施されております。県は、地域保健法第21条の規定により策定した沖縄県保健師等人材確保支援計画に基づき、特定町村の要望に応じて新任保健師の現任教育や研修、人材バンク事業を通して退職保健師による乳幼児健診や特定健診等の支援を行っているところであります。また、特定町村における保健師を安定的に確保するため、看護師等修学資金を活用した特定町村の保健師確保について検討を進めているところであります。

次に、６の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(5)、肝疾患の年齢調整死亡率が高い要因と対策についての御質問にお答えします。

厚生労働省が公表した2015年の肝疾患の年齢調整死亡率において、沖縄県の男性は人口10万人当たり18.7人、女性は6.0人であり、男女ともに全国で最も高い状況にあります。沖縄県における肝疾患の年齢調整死亡率が高い要因として、男女とも全国に比べてアルコール性肝疾患による死亡率が高いことが挙げられます。その背景として、生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人が全国に比べて多いことが県の実態調査によって判明しております。県では、生活習慣病の発症リスクを高める飲酒量を減少させるため、適正飲酒サポートアプリの利用促進や適正飲酒を呼びかけるＣＭ放送等広報活動を行うとともに、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率向上を推進しているところであります。また、児童生徒については、正しい生活習慣を習得してもらうため、次世代の健康づくり副読本の配布及びその活用を教育庁と連携して取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　６の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、時間外勤務手当の支払いへの対応と今後の対処についてお答えいたします。

病院事業局においては、労働基準監督署からの是正勧告を受け、医師の当直勤務等に対する時間外勤務手当の未払いについて調査を行った結果、過去２年にさかのぼり、延べ830人に対して時間外勤務手当を支払うこととしたところであります。今回の時間外勤務手当の支給見直しに伴い費用が大幅に増加することから、引き続き収益確保及び費用縮減に取り組むものの、今後の病院経営は非常に厳しいものと認識しております。

病院事業局としましては、医療提供体制を維持するために関係機関と連携し、財源確保に努めていきたいと考えております。また、医療体制への影響については、労働基準監督署から医師の長時間労働の改善を求められておりますが、現状ではマンパワーが不足している状態にあることから、医師の増員と人材確保及び働き方の見直しに取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　６、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の６(2)、特別

養護老人ホーム待機者の解消についてお答えします。

平成28年10月末時点の特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、695人となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、平成28年11月から平成29年度末までに地域密着型特別養護老人ホーム等を521床整備することとしております。

県といたしましては、入所待機者の解消を図るため、平成30年度からの次期計画の策定を進めているところであり、保険者と連携し、入所待機者の解消が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、６(3)、老老介護の状況と介護者支援の取り組みについてお答えします。

厚生労働省が公表した平成28年国民生活基礎調査によりますと、介護が必要な65歳以上の高齢者を65歳以上の人が主に介護している割合は、全国で54.7％となっており、各都道府県の数値は公表されておりませんが、高齢化の進展により介護する人の高齢化も進んでおります。在宅の高齢者を支えるため、市町村において、訪問介護や通所介護の居宅サービス等の給付を行っており、また介護している家族の負担軽減を図るため、家族介護支援事業等を実施しております。県では、今年度策定する第７期高齢者保健福祉計画において、必要となるサービス量を見込み、介護を社会全体で支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

次に、６(4)、障害者解雇の背景と障害者就労支援施設への指導についてお答えします。

障害者が事業者と雇用契約を締結し生産活動を行う、県内の就労継続支援Ａ型事業所において解雇者が出ている背景として、事業所の増加に伴い利用者の確保が困難になっていることや生産活動が低迷し経営難による事業廃止が主な要因と考えております。県では、本年度、県内の就労継続支援Ａ型事業者に対し、運営状況等のヒアリングを実施したほか、今月中旬には本島地区の事業者に対し、適切な運営等に関する学習会を開催したところであります。

県としましては、就労継続支援Ａ型事業所を解雇された障害者に対し、適切な支援が行われるよう努めるとともに、事業者に対する指導を継続して行ってまいります。

次に、６(6)、高齢者の地域での暮らしと自立を支える施策についてお答えします。

生活保護受給者に占める高齢者世帯の割合は増加傾向にあります。県においては、高齢者が住みなれた地域で暮らしていけるよう、民生委員による相談・支援活動を展開するほか、地域住民による相互支援や日常的な見守り、支え合いを行う体制づくりや地域ネットワークづくり等を促進しております。

県としましては、高齢者の地域での暮らしと自立を支えるため、引き続き各種施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　それでは、２次質問をさせていただきます。

まず初めに、知事が許認可を与えたその事業について、やはりその事業を促進する責務があると私は思っていますけれども、そのことについて知事の御見解をお尋ねします。

それと、普天間飛行場の５年以内の運用停止との関連で、今辺野古の現場は日々進捗して、このまま行くと完成にこぎつけるのではないかというような感じをしております。知事は、辺野古飛行場が完成しても普天間は移さないと、こういうように聞こえますけれども、このことについていかがでしょうか。

それともう一点、この地域福祉医療の充実強化との関連で、先日、県立北部病院の状況を伺いましたら、内科が14名の医師が必要なのが４名、外科が10名必要なのが３名、小児科が８名必要なのが６名。これは、来年度までそういう体制は可能と言っておりますけれども、それ以降はめどが立っていないと。どんどん先細りになって北部の医療はどうなるのかというような心配する向きがあります。

そこで、実際、県内全部わかればいいんですけれども、例えば今の北部病院について、あれだけの病院の運営、あるいは救急も含めて、実際どのくらいの医師が必要で、看護師が必要で、どのくらい手当てできているのか。このことについてお尋ねしておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　末松議員の再質問にお答えいたします。私のほうからは２点答弁させていただきます。

辺野古埋め立てに関してのことだと思います。事業を承認したからには、それの進捗について促進すべきことではないかというような御質問だったと思いますが、おっしゃるとおり、さきの最高裁判決で承認取り

消しを取り消した結果、原点に戻ってございます。そういった中でさまざまな手続があるわけですけれども、その第一段階として今般、岩礁破砕等の許可ということがまたあるかと思ったんですが、政府におかれましては、これまで行われていた水産庁の見解が変わったということで岩礁破砕等の許可申請をしないと、県のほうからの再三の指摘にもかかわらず、そういったことでなかなか許可に応じていただけなかったということで、このまま放置しておくと岩礁破砕等が行われる可能性が高いということで今般差しとめ訴訟を出していったわけでございます。ほかにもサンゴの特別採捕の話ですとかいろいろ御質問、各部局長から御答弁ありましたが、その中におきましても、それぞれ関係法令にのっとって厳正に対応するというふうに答弁があったと思います。そういったことで、適正に関係法令に基づいて対応するということが県の方針でございます。

それから２点目に、５年以内の運用停止に絡みまして、日々事業は進捗しているのではないか、完成にこぎつけるのではないかと。そしてそういった中で、完成しても知事は辺野古を移さないと言っているのではないかということについての御意見、御質問だったと思います。

県の認識ですけれども、先ほども申し上げましたように、建設工事につきましては岩礁破砕行為の許可申請ですとかサンゴ類の環境保全措置の対応などいろんなものがございます。また今般沖縄防衛局におきましては、海底ボーリング調査の追加、これは何度か実施してございます。こういったことから、県の認識といたしましては、計画どおり順調には進んでないだろうというようなことが、今県として認識してございます。

ただいずれにいたしましても、世界一危険とも言われます普天間飛行場の固定化、それは絶対に許されないと考えておりますので、引き続き政府に対しまして、県外移設、早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいとそういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　末松議員の再質問に対してお答えいたします。

現在県立病院全体の医師不足の現状については、まず第１に、医師が全く配置されず外来診療を休止している診療科、例えば、医療センターの泌尿器科とか中部の眼科、宮古の眼科、八重山の眼科、それから２番目に、医師が配置され診療は行っているものの医師数が足りないため外来診療制限をつけている診療科、北部病院の産婦人科、外科というふうに考えております。

現状といたしまして、各病院のいわゆる不足の診療科を見てみますと、北部病院の産婦人科で１名、それから北部病院の外科で１名、それから南部医療センター・子ども医療センター泌尿器科で１名、中部病院眼科で１名、宮古病院眼科で１名、八重山病院眼科で１名となっております。宮古病院の眼科については近いうちに医師の採用予定となっております。

先ほど議員が申されました現場の数字との乖離があるというふうに考えますが、これはあくまで現場の皆さんの要望といいますか、これだけ欲しいというのがまずまざっておりまして、定数といたしましては、北部病院については先ほど申した産婦人科のマイナス１、それから外科、それから整形外科がマイナス２という状況の中で、過員状況としては内科は２、それから歯科口腔外科が１というふうな状況になっております。

いずれにいたしましても、北部病院の診療科で特に産婦人科、外科については、やはり早急に医師確保をしなければいけないというふうに認識しておりますので、大学関係やホームページそれから民間の人材確保の方面にもいろいろ手を差し伸べまして、確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　北部病院の件から先に。

先ほども申し上げましたように、やっぱりそれだけの人材確保ができていないという状況の中で、この地域医療を本当にどうしていくのかと。県民ひとしく地域医療は受けるべきであるはずなのに、何でこういう状況を生んでいるのか。知事、これについて後でちょっと答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほど公室長からも答弁がありましたけれども、１つは土建部長に伺っておきます。

土建部長の管轄の中で許認可した、あるいは建築確認でもみんな一緒ですけれども、何のために許認可するのか。許認可したものは工程管理をしながら指導して完成させる。これはなぜかというと、言ってみれば社会資本だからですよ。これの進行を妨げるようなことをやっていいものかどうかそれを答えてほしいと思います。それと公室長が言われた計画どおり進んでな

いというふうな指摘をしていますけれども、誰がそうさせているのか。それに答えてください。

以上です。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　末松議員の再質問にお答えしたいと思います。

医師が診療科、それから地域で偏在しているということは全国的に共通しているような状況でございます。したがって我々としては、長期的には琉球大学で今やっている地域枠というものを活用して、これが順調に走った段階では常時100名ぐらい医師を供給できるような体制ができるだろうというふうに思っています。ただ診療科については、眼科とか少ない診療科のほうに誘導するような修学資金の方法も考えていきたいというふうに思っております。

それまでにまだ時間があるものですから、その間は短期的な施策として、例えば中部でやっている臨床研修事業で、中部で後期研修を終えたドクターを１年間離島、北部で働いてもらうとか、あるいは専門医について県内外の大学から派遣してもらうとか、そういった形で対処していって地域医療の水準を維持していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　末松議員の再質問にお答えいたします。

一般論ですが、許認可に際しては、当該関係法令に基づいてその基準に適合するかどうか審査、確認して許認可するということになります。許認可後についても、公平公正な立場で事業者あるいは許可を受けた側に対しては法令にのっとった適切な対応を求めるということでございます。

先ほどの御質問は、公水法に関してのことかと思いますが、承認権者として環境保全が十分であるよう、保全措置の実効性確保とかあるいは確実な履行ということを今現在求めているということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　末松議員の再々質問にお答えいたします。

御質問の趣旨は、先ほど私が順調に進んでいないということについてはどうしてなのかということだと思います。４月25日にキャンプ・シュワブ沿岸部を埋め立てるＫ９護岸工事、これが着手されました。その際に捨て石の投入等が開始されたわけでございます。県民誰しも埋め立てがいよいよ始まるんだということで思ったわけですけれども、現在このＫ９護岸につきましては、砂地に基礎捨て石投入ですとか消波ブロックの仮置き等の作業が行われ、約100メートル沖合まで護岸の仮設工事が行われて今そこでストップしているということです。それから、Ｋ１護岸とＫ５護岸の建設予定地付近で搬入道路の工事が行われている状況だということで、我々Ｋ９護岸が始まった後はすぐ中仕切りということで、まさに土砂を埋め立てるという形が行われることを大変危惧していたわけですけれども、そういった中で工事が先ほど答弁したような形になっているということで、あとボーリング調査もまだ何回か重ねて行われていると。こういったことから、我々、私のほうで総合的に考えまして、順調には進んでいないだろうというふうにお答えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後 １時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城　大輔君　失礼いたします。

沖縄・自民党、花城大輔です。

会派を代表して、通告に従い質問を行います。

まず１、知事の政治姿勢についてであります。

翁長知事は、就任２年余で基地問題に限らず経済の振興策においても、その政治姿勢は大きく変わった感があります。

最高裁で不作為の違法確認訴訟に関し国の全面勝訴、県の完敗という結果が出た後の翁長知事の姿勢は、法治国家、民主国家における県知事とは思えぬ言動が続いております。奄美・沖縄北部などの世界自然遺産登録の審査を担う国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）に対し、翁長知事は新基地建設における環境問題の検証を要請したということであります。翁長知事は、辺野古移設をとめるためには自然遺産登録を担うＩＵＣＮでさえ利用する。登録を心待ちにしている奄美・鹿児島県側が受ける迷惑など眼中にないようであります。

最高裁の判決結果に従うどころか、新たな知事権限を行使して何が何でも辺野古移設を阻止するという今

の翁長知事には、240万余の県民を代表しているという認識がどれほどあるか疑問であります。

また国の沖縄振興策についても、知事は明らかにこれまでの県政と異なった対応を見せております。

去る６月、沖縄クラブの６月定例会で、県政策参与である明治大学の池宮城秀正教授が講演し、2020年の沖縄振興に関する制度改正時には内閣府の沖縄予算一括計上の仕組みをやめるよう主張し、県や市町村の負担が少なくて事業ができる高率補助についてもありがたく思わせているだけだとし、他府県並みにするよう提案したということであります。しかも８月には県内２紙にも内閣府の一括計上方式、最大95％の高率補助制度をやめて他府県と同様の仕組みにすべきと同様の持論を述べております。県が次年度予算要求に向け内閣府や官邸、自民党本部等への要請を行っている最中に、このような発言を自由にさせるところに翁長知事の本音がかいま見えるのであります。辺野古移設問題で国と対立し、それが振興予算に影響するなら予算や特例制度等全て他府県並みにすればいい。翁長知事は県政策参与に自分の本音を代弁させているのではないか。知事は否定するかもしれませんが、辺野古移設問題で知事のこれまでの言動を見ると、このようなうがった見方をされても仕方がないと考えるのであります。

知事はこのことは前県政でも触れられていたと述べておりますが、県の将来構想、経済の自立が達成された後の話であります。33年で切れる21世紀ビジョンにかわる次期振計をどうするか、まさに検討を始めようとする今の段階でこのような発言が出るところに、翁長県政が基地県政と化したと言われるゆえんであります。

以上のことを念頭に質問をいたします。

(1)、知事は、沖縄の基地負担を全国で応分に負担すべきとの考えをたびたび述べているが、このことは基地の整理縮小を念頭に置いての発言か。また、海兵隊の撤退についてはどう考えているか伺いたい。

(2)、北朝鮮の核・ミサイル開発をめぐる朝鮮半島情勢は、我が国の安全にも脅威となっている。そのような中、米軍基地があると攻撃の対象となるという懸念の声がある一方、米軍基地があるから攻撃されないとの声もある。知事はどのような考えか伺いたい。

(3)、沖縄振興予算や高率補助など特別措置を不要とし返上を提案する大学教授を知事は政策参与に起用し、高率補助など特別措置を返上すべきと発言させている。知事は、県経済の成長が続いていることから、今後のアジア経済戦略構想や改定21世紀ビジョン基本計画の推進にこれらの措置等は不要と考えているのか伺いたい。

(4)、富川副知事は、次期振計に高率補助など特別措置は必要と述べているが、知事は、沖縄振興予算や高率補助等特別措置の継続に否定的な政策参与の発言を受けた記者の質問に、目標は当然あるべきと述べている。知事は、次期振興計画策定に高率補助等を一体的に取り組む必要性はないとの考えか伺いたい。

(5)、知事は、今議会に大型ＭＩＣＥ施設建設に係る債務負担行為の廃止を提案している。廃止する理由と沖縄・自民党会派の反対を押し切って成立させた事業を短期間で廃止を提案するのは、財源確保の見通しの甘さや計画自体のずさんさが原因しているのではないか、知事の責任をどう感じているのか伺いたい。

(6)、2018年度から使用する小学校道徳教科書について、県内の那覇市、浦添市、久米島町、北大東村、南大東村の５市町村でつくる那覇地区の協議会で、民主的審査で採択された教育出版の教科書を沖教組などが採択撤回を求めているが、これは教育の中立への圧力・介入ではないか、知事の見解を伺いたい。

(7)、琉球・奄美の世界自然遺産登録に関し、翁長知事が国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）事務局長に書簡を出したことで、ＩＵＣＮから、辺野古移設建設による環境問題で日本政府と協議する必要を伝えてきたと言うが、知事は何をＩＵＣＮに求めたのか、また、鹿児島県（奄美）と事前に調整はしたか伺いたい。

(8)、2016年の教員採用試験で、安慶田光男前副知事が現教育長に便宜を図るよう働きかけたことが明らかとなった。現教育長は15年の教員試験での不正介入が問題となった際には、自身の就任以降はないと説明していたのではないか、また知事はどのような説明を受けたか伺いたい。

２、沖縄・自民党会派の訪米について。

沖縄・自民党会派は、９月10日から16日までの日程で米国を訪問しました。普天間飛行場の返還を初め基地問題の解決に向けて、国防総省や国務省を初め連邦議会、シンクタンク等へ沖縄県の現状を訴え意見交換を行い、また要請をする目的もありました。会派としては初めての訪米であり、米政府の責任ある立場に面談が実現でき、率直な考えが伺えたことが成果であると考えます。特に国防総省ネラー海兵隊総司令官、ボスティ日本部長代行、国務省チャン日本部長、連邦議会ボルタリオ下院議員との面談は特筆すべきことであると考えております。またシンクタンク、ＣＳＩＳやカーネギー国際平和財団、マンスフィールド財団等との意見交換やジョージ・ワシントン大学のマイク・

モチヅキ教授との意見交換も大変意義あるものとなり、マイク・モチヅキ氏におかれては、代替施設の協議会等のお考えや対案も示され、沖縄県の問題について真剣に対応していただいていることに感銘いたしました。面談内容につきましては、普天間飛行場の早期返還、オスプレイ事故や嘉手納駐機場問題、日米地位協定の見直し等を直接訴えることができ、米国政府の関係者も私どもの考えに理解を示していただけたと感じております。沖縄・自民党会派初めての訪問ですぐに問題が解決するとは考えておりませんが、今後とも訪米の機会をつくり、沖縄と米国の信頼関係を構築しながら県民の思いを伝え、改善が図られるよう努めていきたいと思います。

それでは伺います。

(1)、沖縄・自民党会派の訪米について、翁長知事の見解を伺いたい。

(2)、翁長知事の訪米やワシントン事務所の活動と沖縄・自民党会派の訪米活動の違いについて伺いたい。

３、沖縄振興策の推進について。

平成30年度の内閣府沖縄振興予算の概算要求は、昨年度より40億円増の3190億円となりました。しかしその内容は翁長県政により沖縄振興交付金事業推進費、一括交付金が２年連続減額され、しかも次年度は105億円余の減額となっており、今後の県、市町村の事業推進に大きく影響することは間違いないと考えます。ことしは改定21世紀ビジョン基本計画がスタートし、５年後の復帰50年を経済振興策をどう図っていくかそれが問われ、さらに次期振興計画の策定のあり方を検証・検討する段階に入った重要な節目の年であります。その意味で平成29年度に続き自由度の高い一括交付金が大幅に削減されたことは、まさに国との信頼関係を無視しても振興策は後からついてくる、そのように甘く考えていた翁長県政の誤算であります。

そこで伺います。

(1)、平成30年度沖縄振興予算について。

ア、内閣府は、平成30年度の沖縄振興予算概算要求をまとめたが、県の要請はどの程度反映されたか。また、要求額満額獲得に向け、県はどのような戦略で要請行動を行ったか伺いたい。

イ、概算要求では、総額は40億円余の増となったが、一括交付金は昨年度に比べ105億円余の減となった。一括交付金の減額は今後の事業推進に大きく影響すると考えるが、県は、事前の内閣府との調整や協議でどのような感触を得ていたか伺いたい。

ウ、新規で沖縄独自での給付型奨学金や人材確保事業の計上、子供の貧困緊急対策、離島活性化事業等の予算増について、県の評価と連携した事業展開をどう行っていくか伺いたい。

エ、概算要求をまとめる段階で、県の経済関係政策参与は沖縄振興予算の計上の仕組みをやめるよう主張し、高率補助制度の返上を述べている。このような発言が国に誤った情報発信になったとは考えられないか伺いたい。

オ、12月の閣議決定までに県の要求額確保、特に一括交付金の昨年度超えに向け、どのような要請活動を展開する考えか、県の方針を伺いたい。

(2)、ア、政府は、経済財政運営と改革の基本方針2017を閣議決定し、引き続き国家戦略として、沖縄振興策を総合的、積極的に推進するとしている。平成30年度沖縄振興予算の概算要求内容は、その趣旨に沿い県経済の振興に支障なきものとなっているか、知事の見解を伺いたい。

イ、県経済のさらなる発展には、自由度の高いハード一括交付金の十分な確保が必要であるが、県が要求した21世紀ビジョン基本計画前期５年間の平均以上の額の確保はできず、逆に減額となった。今後、継続事業や新規事業への影響について伺いたい。

ウ、他府県の公共事業の補助率は５ないし６割程度と言われるが、不足分は県税や地方債で賄われ、地方債の元利償還などの一部は将来的に地方交付税交付金で穴埋めされるので、本県の高率補助と同率となるのか、その比較を示していただきたい。

エ、大型ＭＩＣＥ施設建設事業について、ソフト一括交付金の確保が難しくなったが、内閣府が懸念する場所的採算性や交通アクセスの整備などの課題の克服と一括交付金をＭＩＣＥ施設に優先活用する理由等について、知事の考えを伺いたい。

オ、ＭＩＣＥについては、交通アクセスの整備が不可欠であり、建設場所決定にも交通アクセスの向上が理由として挙げられている。一方で、本県陸上交通の基軸となる鉄軌道の導入で与那原への延伸は事業採算性を悪化させることから、今後検討から除外されるとしている。鉄道利用客が望めないのにＭＩＣＥ集客は望めるとする理由は何か伺いたい。

カ、ＡＮＡの那覇空港を拠点とした国際物流ハブ事業が一部運休するようだが、県の那覇空港を核とした県経済の振興計画にどのような影響を与えるか。また沖縄から出す貨物が少なく那覇空港を経由する必要性が低いとも言われるが、現状と今後に向けた県の取り組みを伺いたい。

キ、2016年度の県税収入が過去最高となり、2017年４月から６月期の県経済動向でも県の景気は拡大しているとしている。県経済の自立の目安となる自主財源はどの程度向上したか伺いたい。

４、県内産業の振興について。

県経済の自立を図る上で県経済の推進役となっている観光産業及び情報通信関連産業に続く新たな産業の創設が求められております。そのため県は県内産業への波及効果が大きく、雇用量が期待できる臨空・臨港型産業の集積を初め中堅製造業の立地・誘致が必要であります。

そこで伺います。

(1)、観光産業に続く新たなリーディング産業として、臨空・臨港型産業の集積が重要視されているが、そのための関連施設の整備と物流機能の強化、国内外からの物流関連企業の誘致促進の進展状況はどうなっているか。また、自由貿易地域における立地企業の現状を踏まえ、今後、新たなリーディング産業の柱となり得ると考えているか伺いたい。

(2)、産業競争力強化法に基づく県内の創業支援について、県内は全国平均に比べ低い状況にあるが、同制度は当該市町村の創業者へ各種支援措置が受けられることから活用促進を図る必要がある。現状と特に町村における取り組み強化策を伺いたい。

(3)、国は、地方創生の推進に向けた自治体の自主的・主体的取り組みに対し、地方創生推進交付金による支援を行うとしており、県は同交付金を活用し、情報通信関連産業の高度化や県産水産物の海外向け市場拡大などの事業創出を図るとしている。取り組みの進展状況について伺いたい。

(4)、経産省の調査によれば、全国でＩＴ人材は不足しており、将来的にはさらなる人材不足に陥るとしているが、県内における状況と県内の人材も多くが賃金の高い県外企業に流れていると言われる。県の対応策について伺いたい。

(5)、内閣府の検討会は、出荷量が減少し続けている泡盛製造業の自立経営確立に向けた中間報告をまとめ、その中で消費拡大、高付加価値化・ブランド化、経営基盤の強化等を提言しているが、県の受けとめと取り組みについて伺いたい。

(6)、本県は復帰特別措置で県内のレギュラーガソリン小売価格は７円減免されているにもかかわらず、７週連続で全国一高くなったようだが、その理由と県としてどのような対策を講じる考えか伺いたい。

５、県内生活基盤の整備について。

本県は震度６から７の地震で倒壊する危険性のある対象建築物が37あり、そのうち22施設が倒壊の危険性がある、または高いとされております。これらの施設の改修には公共施設も多く含まれており、沖縄振興予算で公共投資交付金（ハード交付金）が減額されており、今後の財源確保に向け県の対応が求められております。

そこで伺います。

(1)、県及び那覇市など５市は、改正耐震改修促進法に基づき1981年５月以前に建築された大規模建築物の耐震診断の結果等を公表した。診断結果と耐震改修に際しての課題等について伺いたい。

(2)、全国各地で大雨による地すべり等の被害が多発しているが、国交省は地すべりを起こす場所など住民への公表を自治体に求めている。本県は未公表のようだが現状について伺いたい。

(3)、県内においても空き家率が上昇しているが、地域生活環境の悪化や有効利活用等への対策と空き家対策特措法に基づく空き家対策計画の策定がおくれている理由について県の考えを伺いたい。

(4)、本部港と平良港が国の国際旅客拠点形成港湾に指定された。クルーズ船寄港の拠点港として、今後の活用と整備拡充について伺いたい。

(5)、県は、沖縄総合事務局に対し、県内企業の受注機会拡大及び建設資材など県産品の優先使用を要請したが、要請内容とこれまでの要請の成果等について伺いたい。

(6)、識名トンネル訴訟に関し県は控訴したが、同訴訟の結果いかんは県職員の業務遂行を委縮させ、今後の県行政に大きな影響を与える。県の裁判に対応する基本方針を伺いたい。

(7)、中城湾を活用した地域振興を図るため、７市町村で構成する中城湾地域振興協議会が設立された。大型クルーズ船の寄港など観光振興も視野に入れた取り組みを行うとしているが、県の対応を伺いたい。

６、子ども・子育て支援について。

本県は、黄金っ子応援プランに基づき平成27年度から29年度までの３年間で１万8000人の保育の量を拡大し、待機児童ゼロを目指すとしております。しかし現実には女性の就業増加や無認可保育所から認可保育所への入所希望の増加など潜在需要はふえる一方であり、認可保育所の新増設や定員増が追いついていないのが現状であります。さらに県内の保育士不足は深刻な状況にあり、潜在保育士約１万人余の人材の復職支援も進んでいないのが現状であります。

そこで伺います。

(1)、待機児童数が2000人台で推移している中、県

は今年度約9200人の定員確保に取り組み、待機児童の解消を図るとしているが、市町村における取り組み状況、保育士不足の状況などを踏まえ達成時期について伺いたい。

(2)、県は、認可保育所の新増設や定員増を図り待機児童のゼロを図るとしているが、昨今の地域における保育所建設反対で保育所が特定の地域に偏る傾向にあるようだが、保護者のニーズと地域環境の維持をどのように図っていくか伺いたい。

(3)、保育所新増設や定員増に保育士の確保が追いついていない現状の背景には、保育士の待遇改善のおくれがある。県の進める保育士の正規雇用化促進事業で掲げる目標とこれまでの成果について伺いたい。

(4)、県内には、資格を持ちながら保育の仕事についていない潜在保育士が１万人余いると言われている。県として復職に向けた支援策をどのように行っているか。また、保育人材の確保に向けた基本方針について伺いたい。

(5)、ゼロ歳児から５歳児までの発達ぐあいに合った支援が切れ目なく行われる保育が求められているが、県内の現状と黄金っ子応援プランにおける認定こども園に移行する際の需給調整、移行支援等の基本的な考え方について伺いたい。

(6)、こども医療費の補助については、全国的に対象を拡大する自治体がふえており、入院費については小学生から高校生までを対象とする自治体が９割を超えているようだが、本県における状況を伺いたい。

(7)、こども医療費補助制度は、安易な受診をふやし医療費膨張につながり、財源確保が厳しくなるとの指摘もあるが、本県における財源確保の現状について伺いたい。

(8)、児童虐待が全国的に増加する中で虐待死が問題となっているが、本県における児童虐待の現状と児童虐待防止法に基づく重大な虐待事例に対する自治体の検証の実施について伺いたい。

７、教育・文化・スポーツの振興について。

県教育委員会では、新学習指導要領に対応した学力向上推進向上プロジェクトの策定、教育課程変遷の手引きなど資料を作成し、先行実施される教科等の移行措置の内容や外国語授業数の確保等について学校現場への周知を十分に図るとしています。そのためには主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの視点を取り入れた授業内容にするための教育現場における思い切った意識改革が求められると考えます。

そこで伺います。

(1)、新学習指導要領の趣旨や内容を主体的・対話的で深い学びを学校現場に周知・理解させるには、学校現場での授業改善が必要である。そのための教師の研修・授業研究はどのように行われるか伺いたい。

(2)、確かな学力の確立を図るためには、わかる授業の構築を目指し、児童生徒一人一人の資質・能力、学習の理解力等に基づいたきめ細かな指導が求められるが、具体的な教育指導の取り組み内容について伺いたい。

(3)、新学習指導要領を踏まえ、小学校における外国語授業の充実を図る必要があるが、外国語教師の育成や身につく授業をどのように行うか、取り組みの現状を伺いたい。

(4)、県は、創造性・国際性に富む人材の育成を教育の目標として取り組むとしているが、教師による生徒などに対するみだらな行為で逮捕される不祥事が相次いでいる。中には訴えがなく表に出ない事例もあるとの指摘もあるが、県教育委員会はこの事態をどう受けとめているか。また、今後の再発防止について伺いたい。

(5)、全国学力テストで、本県の小学６年生は全４科目で全国水準並みとなったが、中学３年生は全４科目とも全国平均を下回る結果となった。今回の結果の分析・評価と中学の底上げをどのように図っていくか伺いたい。

(6)、昨今の異常気象の影響もありこの夏は猛暑が続いている。児童生徒の体育活動や部活における対策と暑さに負けない健康教育はどのように行われているか伺いたい。

(7)、県は、沖縄空手振興ビジョン（仮称）を策定するようだが、その理念・目的と空手発祥の地・沖縄を世界にどのように発信し、知名度向上、聖地化していくか。さらに競技人口の拡大をどのように図っていくか、考えを伺いたい。

答弁をいただいた後に再質問させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　花城大輔議員の代表質問にお答えをいたします。

沖縄振興策の推進についてに関する御質問の中の３の(1)のア、平成30年度沖縄振興予算の評価と要請活動についてお答えをいたします。

内閣府の平成30年度概算要求においては、総額3190億円の沖縄振興予算が計上されました。今回の概算要求は、沖縄独自の給付型奨学金等が盛り込ま

れるなど、今年度予算を上回る3000億円台の規模となっているものの、執行状況が改善していることなどを説明し、従前の水準への回復を求めていた沖縄振興一括交付金が今年度に引き続き減額されており、極めて残念であります。今回の国庫要請では、沖縄振興予算の3400億円を上回る額の概算要求や大型ＭＩＣＥ施設の整備を含めたソフト交付金及びハード交付金の所要額の確保などを中心に市長会及び町村会と連携して要請活動を展開したところであります。一連の要請活動において、菅官房長官や江崎内閣府沖縄担当大臣を初め自民党、公明党の主要な役員の皆様とお会いし、経済の好調な現状、日本とアジアのかけ橋となるなど沖縄の大きな発展可能性を説明した上で、沖縄振興予算の必要性について、私の思いとあわせて市長会、町村会の思いを伝えたところであります。

次に、沖縄振興策の推進についての３の(1)のオ、沖縄振興予算の満額確保についてお答えをいたします。

平成30年度の沖縄振興予算の確保に向けて、内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を一層密にするとともに、県選出国会議員並びに県議会議員各位の御理解と御協力を得ながら、私を先頭に概算要求の満額が措置されるよう取り組んでまいります。沖縄振興特別措置法においては、沖縄県の主体的役割を尊重し、その自主性をより発揮できるよう沖縄振興計画の策定主体を国から県へ移行し、同計画に基づく事業を推進する手段として一括交付金が創設されたところであります。

県としては、この沖縄振興特別措置法の趣旨を最大限尊重するよう主張し、沖縄振興一括交付金の概算要求以上の確保を関係要路へ働きかけてまいります。

次に、県内生活基盤の整備についてに関する御質問の中の５の(4)、本部港及び平良港のクルーズ船寄港拠点整備と活用についてお答えをいたします。

本部港及び平良港は、ことし１月、国が推進する官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾に選定され、７月には改正港湾法に基づき拠点形成港湾に指定されました。これらのことを受けて、沖縄県は、本部港において、20万トン級の大型クルーズ船が接岸可能な岸壁の実施設計に着手したところであり、平成32年の供用開始に向けて整備に取り組んでおります。国は、平良港において、今年度、14万トン級の大型クルーズ船に対応する岸壁の整備に着手するとのことであります。

沖縄県は、国と連携して、クルーズ振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。

〔副知事　浦崎唯昭君登壇〕

○副知事（浦崎唯昭君）　５、県内生活基盤の整備についての御質問の中の(5)、沖縄総合事務局への県内企業受注拡大等の要請についてお答えいたします。

沖縄県では、毎年度、沖縄総合事務局に対して、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県内建設業者への受注拡大、那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業者への優先発注、県内中小企業者への受注機会の確保及び建設資材等県産品の優先使用を要請しております。この要請を受けて、沖縄総合事務局においては、発注ランクの緩和や共同企業体構成員の最低出資比率の引き上げ、分離・分割発注等の県内企業の受注拡大に配慮した発注方針を策定するとともに、工事特記仕様書に県産品の優先使用に配慮することを明記して、県内企業への優先発注及び県産資材の利用促進に努めているとのことであります。県内企業のさらなる受注機会の拡大などについて、引き続き機会を捉えて要請してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、基地の全国での負担と海兵隊の撤退についてにお答えいたします。

沖縄県としましては、日米安全保障体制の必要性は理解しています。しかしながら、戦後72年を経た現在もなお国土面積の約0.6％である本県に約70.4％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであります。

県としましては、このような基本認識のもと、過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでいるところです。また、在沖海兵隊については、米軍基地の整理縮小の実現のため、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要であると考えております。

次に、１の(2)、朝鮮半島情勢と米軍基地の所在についてお答えいたします。

平成29年版防衛白書によると、北朝鮮の核兵器・弾道ミサイルの開発や運用能力の向上は、新たな段階の脅威となっているとしております。在沖米軍基地の所在により沖縄県が攻撃対象となるかについては、北朝鮮政府が米国本土と在日米軍基地を攻撃目標として

いる旨の声明を出していることから、攻撃対象となる可能性を危惧しております。

県としては、万が一にも有事が発生しないよう政府において不断の外交努力を行うべきであると考えております。

次に、１の(7)、ＩＵＣＮへの知事書簡についてお答えいたします。

県は、ＩＵＣＮを含む国内外の自然保護関係団体等８団体に対し、日米両政府へ辺野古新基地建設の断念を働きかけていただくことを要望するため、平成29年４月20日付で知事書簡を送付しました。これに対し、ＩＵＣＮから５月12日付で返信をいただき、県が提起した事項について議論する必要があると思われるのは、調査団の滞在期間中であろうことから、面談するためには日本の関係当局に申し入れることを勧めるという旨の返信をいただいております。これに対し、県は、辺野古・大浦湾における新基地建設のための埋立事業の問題を十分に理解していただくため、世界自然遺産の審査プロセスとは別に、当該海域について調査、議論していただきたい旨の書簡を６月12日付で送付したところです。

次に、２、沖縄・自民党会派の訪米についての御質問の中の(1)、沖縄・自民党会派の訪米について、２の(1)と２の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄・自民党会派の訪米につきましては、沖縄の基地問題の解決に向けて、米国政府や米軍の関係者等に理解と協力を求めたことは、意義のあることと考えております。

県としましては、知事による訪米や、ワシントン駐在による米国政府、連邦議会議員等との日常的な意見交換を通して、沖縄の実情を伝え、米国側の理解と協力を求めており、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の、高率補助制度等の特例的財政措置についての御質問１の(3)と１の(4)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

高率補助制度等の特例的財政措置については、沖縄県が本土に復帰した際、道路や港湾、福祉、教育施設等、社会資本のあらゆる分野で本土と著しい格差があり、さらに、県と市町村の財政力が脆弱であったことから、これらを是正するために必要な制度として創設されました。これまで45年にわたる沖縄振興（開発）計画のもと、高率補助制度を活用した生活基盤や産業基盤が整備されましたが、いまだ格差が残っている部分もございます。高率補助を含む沖縄振興策は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題を解消するために講じられるものであることから、これらが解消されるまでは継続される必要があるものと考えております。

次に、３、沖縄振興策の推進についての中の３の(1)のウの(ｴ)、離島活性化事業についての御質問にお答えいたします。

内閣府は、平成30年度国直轄事業予算として沖縄離島活性化推進事業11億5300万円を要求しており、昨年度に引き続き、沖縄の離島市町村の先導的な事業を支援することとしております。

県としましては、県が実施する事業と国が直接支援する同事業が相乗効果を発揮し、離島地域の活性化が図られるよう取り組んでまいります。

次に、同じく３、沖縄振興策の推進についての中の３の(2)のア、国の概算要求の内容と県経済の振興についての御質問にお答えいたします。

骨太の方針2017に記述された那覇空港の滑走路増設、クルーズ船の寄港受け入れのための港湾整備、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充、子供の貧困対策、人材育成などにつきましては、平成30年度内閣府の沖縄振興予算概算要求に盛り込まれているところです。また、駐留軍用地跡地の利用の推進に係る沖縄健康医療拠点の整備につきましては、今後の政府の予算編成過程において検討されるものと考えております。しかしながら、沖縄振興一括交付金が平成29年度に続き減額されていることについては、残念に思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、大型ＭＩＣＥ施設に係る債務負担行為の廃止の理由と知事の責任についてにお答えいたします。

県では、平成24年度以降、大型ＭＩＣＥ施設のあり方調査や基本構想の策定等の業務を沖縄振興特別推進交付金を活用して実施してきました。現在、基本設計等の交付申請に向けた国との調整を継続しておりますが、現時点で交付決定には至っておらず、事実上、年度内の工事請負契約の締結が困難となったことから、債務負担行為を廃止することといたしました。大

型ＭＩＣＥ施設の整備は、交付要綱で規定される沖縄の自立・戦略的発展に資する事業に該当し、国からも必要性については理解が得られております。今後とも、知事を筆頭に、国に対して丁寧な説明を重ねていくことで、基本設計の交付決定が早期に得られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、同じく３の沖縄振興策の推進についての(1)のウの(ｲ)、内閣府の人材確保事業と県事業の連携についてにお答えいたします。

沖縄県では、リーディング産業である観光・リゾート産業の人材育成を推進し、観光客の満足度の向上を図るため、観光事業者向けの接遇などの各種研修や語学研修などを実施しております。一方、内閣府においては、今年度同様、次年度も引き続き観光業界等が主体となって、必要な知識・スキルの習得に向けた人材育成プログラムを開発し、県内企業の従業員を対象とした研修を実施すると聞いております。

県といたしましては、今後とも情報交換を継続して行うなど内閣府と連携して観光人材の育成を図り、世界水準の観光・リゾート地の形成に努めていきたいと考えております。

同じく３の沖縄振興策の推進についての御質問の中の(2)のエの(ｱ)、大型ＭＩＣＥ施設の課題の克服についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、整備することとしておりますが、内閣府は、採算性を含む需要推計と収支見通しや、交通アクセスを含む周辺受け入れ環境整備の見通しを課題としております。これに対し、県は、ＭＩＣＥ取扱事業者からの具体的な催事名や催事件数等の裏づけを踏まえた収支見通しや、催事に応じた交通アクセスの考え方や整備について、内閣府に丁寧に説明を行ってきたところです。今後とも大型ＭＩＣＥ施設整備の推進について、関係部局、地元市町村及び産学官で構成されるＭＩＣＥネットワーク等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

同じく３(2)オ、大型ＭＩＣＥ施設の集客についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設への交通アクセスについては、ＭＩＣＥの催事の種別や規模により、貸し切りバス、シャトルバス、タクシー、路線バス等さまざまな交通手段を想定しております。また、大規模催事においては、主催者によるシャトルバスの利用促進、交通情報の発信及び交通制限等のソフト対策を講ずることを想定しております。大型ＭＩＣＥ施設の供用までには、国道329号南風原バイパス及び与那原バイパスの暫定供用が予定され、県道真地久茂地線の４車線供用も予定されております。新たな路線が加わることで、交通量が分散化され、交通アクセスの向上が図られるものと考えており、催事に応じたソフト対策をあわせて行うことで、大型ＭＩＣＥ施設の集客への対応は可能なものと考えております。

次に、５、県内生活基盤の整備についての御質問の中の(7)、中城湾地域の振興に係る県の対応についてにお答えいたします。

中城湾地域振興協議会は、中城湾地域の魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化の拠点として個性とにぎわいのある町の形成を促進するため、設立されたと聞いております。昨今、東アジアのクルーズ市場は目覚ましい成長を遂げており、県では、クルーズ船の寄港を促進し、全県的な観光振興や地域の活性化を図っていきたいと考えております。中城湾港を中心とする中南部圏域については、世界遺産の勝連城跡、海中道路や大型商業施設など豊富な観光資源や施設に恵まれております。そのため、今後、中城湾地域振興協議会及び中城湾港クルーズ促進連絡協議会とも連携し、大型船を含めたさまざまなクルーズ船の誘致に努めるとともに、地域を周遊するツアー商品の造成を促進することにより、さらなる観光振興を図っていきたいと考えております。

次に、７、教育文化スポーツの振興についての御質問の中の(7)、沖縄空手振興ビジョン（仮称）の理念及び空手発祥の地・沖縄の聖地化等についてにお答えいたします。

沖縄空手振興ビジョン（仮称）は、沖縄空手の精緻なわざと平和の武である精神性の保存、継承、発展を図ることを理念とし、その将来像を描くことを目的に策定することとしております。空手発祥の地・沖縄の知名度の向上と聖地化につきましては、ことし３月に供用開始した沖縄空手会館を拠点として、沖縄空手の歴史や各流派の特色等を学術的に深め発信するとともに、国内外への空手指導者の派遣、各種セミナーや来年８月の第１回沖縄空手国際大会等の積極的な実施により、世界の空手愛好家の交流拡大を図ってまいります。また、空手が正式種目として採用された2020年東京オリンピックを絶好の機会と捉え、関係機関と連携し、同大会の開催に向けて、空手の鍛錬を通して得られる身体能力の向上と、人格形成に資する魅力を広く世界に発信することにより、競技者を含めた空手愛好家数のさらなる拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての御質問で(6)、小学校道徳教科書の採択についてお答えいたします。

教科書採択については、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われることが重要です。

県教育委員会としましては、今回の那覇地区への採択撤回の要請は、既に同地区の採択が終了しており、採択に影響を及ぼすものではなく、採択後の意見であると捉えております。しかしながら、今後、採択事務手続中に支障を来すような事態が生じた場合は、関係機関と連携し適切な対応をとるよう各採択地区協議会に助言してまいりたいと考えております。

次に、同じく１の(8)、教員採用試験における働きかけについての御質問にお答えいたします。

平成28年度の教員採用試験に関して、前副知事からおおむね１次試験の合格者だから何とかならないかなと言われた記憶があります。その際、教員採用試験は制度上、恣意的に操作することができないことをその場で説明したところ、合否結果でいいからと言われました。前副知事から話があった際、仕組み上も不可能である旨説明し、納得してもらったと理解したところであります。しかしながら、私として、こうしたやりとりが働きかけに当たるかどうかの線引きが難しく、判断できないところがございました。

今回、那覇地方裁判所から民事訴訟法に基づく調査があり、平成28年度の教員採用試験における前副知事からの働きかけについての質問がありました。この件について、弁護士との相談結果を踏まえ、当時のやりとりをそのまま伝えたほうがよいと判断し、教育委員会会議での審議を経て回答をしたところであります。なお、知事には、那覇地方裁判所へ回答する前の８月末に、その内容を報告いたしました。

次に、３の沖縄振興策の推進についての御質問の中の(1)ウの(ｱ)、新規の沖縄独自の給付型奨学金についてお答えいたします。

内閣府の平成30年度沖縄振興予算概算要求に新規計上された沖縄独自の給付型奨学金は、家庭の経済状況に左右されずに進学の機会を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した学生に経済的支援を行う制度とされております。この新たな給付型奨学金は、厳しい経済状況にある生徒が多い本県において、大きな教育支援となるとともに、本県の将来を支える人材育成を促進していくものと考えております。現在、県教育委員会においては、内閣府からの依頼を受け、知事部局及び県内関係機関との調整や円滑な事業実施に向けた意見交換などの協力を行っているところであります。

次に、７の教育・文化・スポーツの振興についての御質問で(1)、新学習指導要領に向けた取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会では、文部科学省の担当官を招聘し、新学習指導要領の趣旨等の周知と円滑な実施に向け、各地区において説明会を開催しております。また、各学校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、県の学力向上の施策に基づき、日常的な授業改善の取り組みや校内研修等の充実が図られております。さらに、移行措置を含めた新学習指導要領の円滑な実施に向けた資料等を作成し、市町村教育委員会及び学校への支援の充実を図っております。

次に、同じく７の(2)、きめ細かな指導の充実についての御質問にお答えいたします。

児童生徒一人一人へのきめ細かな指導を充実させるためには、学力調査等の結果分析に基づく授業改善等の取り組みを推進することが重要であると考えております。県教育委員会では、学力到達度調査の実施や学力向上ＷｅｂシステムのＷｅｂシステムの活用等による児童生徒の実態把握をもとに、少人数指導、チームティーチング及び放課後や長期休業中の補習指導など、児童生徒一人一人の学習の定着状況に応じたきめ細かな指導の充実を図っております。

次に、同じく７の(3)、小学校の外国語授業の現状等についてお答えいたします。

グローバル化が進む今日の社会において、児童生徒の実践的英語力やコミュニケーション能力を育成することは、重要であると考えております。県教育委員会では、次年度より導入される、小学校３・４年生の外国語活動、５・６年生の英語科に向けて、教員の英語力及び英語指導力の向上に向けた研修を行っており、授業では、実際の生活場面を設定し、会話を行わせる等、児童の実践的コミュニケーション能力の育成を目指しております。また、琉球大学と連携し、小学校の教員に向けて英語教員免許を取得できる講座を実施し、専門性の向上を図っております。

次に、同じく７の(4)、教師による不祥事についての御質問にお答えいたします。

平成29年度において懲戒処分を受けた教職員は、８月31日現在で13人となっており、その内訳は、飲酒運転による処分が５件、わいせつが３件、体罰が３

件、セクハラが１件、人身事故が１件となっております。このような教職員による不祥事は、本県教育に対する信用を失墜させるものであり、特にわいせつ行為については、児童生徒の教育をつかさどる教員として、あるまじき行為であり、決して許されるものではなく、極めて遺憾であります。

県教育委員会としては、これまで服務規律の確保と綱紀粛正の周知徹底、コンプライアンスリーダーによる職場研修、管理職を初めとする各階層別研修のほか、校長連絡協議会等において、服務規律の確保と綱紀粛正等について改めて強く求めたところであります。今後とも、さまざまな研修等を通じ、このような不祥事が発生しないよう、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

同じく７の(5)、全国学力テストの分析・評価等についての御質問にお答えいたします。

今年度の全国学力調査において、小学校は全国水準に達しており、中学校においては、全国平均との差を縮小しているものと考えております。今後、中学校におきましては、さらなる学力の向上に向け、本県の学力向上施策学力向上推進プロジェクトをもとに、主体性を引き出し、粘り強く考え抜くことができる生徒の育成を目指し、授業改善及び学習を支える力の育成等、家庭・地域と連携し、学力向上の取り組みを推進してまいります。

次に、同じく７の(6)、体育活動や部活における暑さ対策等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、毎年度、体育活動等における熱中症対策や事故防止について、県内各学校に通知し、注意喚起を行っております。また、県高等学校体育主任等研究協議会や運動部活動指導者講習会において随時、熱中症事例や対策等についての情報提供を行い、教職員や部活動指導者の資質向上を図っているところであります。学校においては、体育の授業や運動部活動時には適宜水分補給や休憩を、プールでの活動では、長袖の水着着用を促したり、遮光ネットを設置するなど暑さ対策に努めております。また、保健の授業では、熱中症対策として水分補給の重要性や対処法等について指導を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　３、沖縄振興策の推進についての御質問の中で(1)イ、内閣府との意見交換についてお答えをいたします。

県は、沖縄振興予算の概算要求に当たり、内閣府沖縄担当部局と意見交換を実施してきたところであります。意見交換においては、沖縄振興一括交付金の執行率等の向上に取り組み、改善が図られており、今年度も引き続き改善が図られる見通しであることや同交付金の必要性・効果を何度も丁寧に説明し、従前の水準への回復を求めてまいりました。これに対し、内閣府沖縄担当部局からは、沖縄振興一括交付金の執行率が改善していることを一定程度評価する一方、国の財政状況が厳しいことなどを理由に増額は困難である旨の説明があったところであります。平成30年度概算要求においては、国が主導して推進する施策に予算を優先して配分する一方で沖縄振興一括交付金が今年度に引き続き減額されており、極めて残念であります。

次に、(1)ウ(ｵ)の新規事業の計上等の評価についてお答えをいたします。

沖縄県は、平成30年度沖縄振興に関する内閣府一括計上予算の要請の中で、子供の貧困対策及び人材育成に関する取り組みの推進を要請したところであります。今回の概算要求においては、沖縄独自の給付型奨学金や観光分野の社会人の人材育成などが新たに盛り込まれるとともに、子どもの貧困緊急対策事業、離島活性化事業が増額されており、評価するものであります。

次に、(1)エの政策参与の発言と概算要求についてお答えをいたします。

池宮城政策参与の発言は新聞報道により承知しておりますが、報道にある発言内容は、個人的な見解を述べたものと考えております。

県としては、内閣府一括計上や高率補助を含む国の沖縄振興策は引き続き必要であることを、これまでも県議会答弁等において明らかにしているところであり、平成30年度概算要求に影響を与えたものとは考えておりません。

次に、(2)イの平成30年度概算要求におけるハード交付金が減額計上されたことについてお答えいたします。

内閣府の平成30年度概算要求においては、県と市町村が執行状況が改善していることなどを説明し、従前の水準への回復を求めていたハード交付金が今年度に引き続き減額されており、極めて残念であります。

今後、県としては、自主性を発揮させるとする沖縄振興特別措置法の趣旨を最大限尊重するよう主張し、年末の政府予算案決定に向けて、ハード交付金の概算要求以上の確保を関係要路へ働きかけてまいります。

次に、(2)ウ、公共事業における地方交付税の穴埋めについてお答えいたします。

地方債の元利償還金の一部は、後年度において地方交付税による財源措置がなされております。地方債を活用した道路の補助事業で例示しますと、事業費を100とした場合、90％の高率補助や地方交付税措置額を除いた実質的な地方負担は８程度となります。一方、高率補助がない場合には、55％の国庫補助や地方交付税措置額を除いた実質的な地方負担は36程度となり、高率補助がある場合と比べて、約4.5倍の地方負担の増となります。

次に、(2)エの(ｲ)のＭＩＣＥ施設整備にソフト交付金を活用する理由についてお答えいたします。

沖縄振興交付金制度は、沖縄振興特別措置法に基づいて、沖縄の実情に即してより的確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を沖縄県が主体的な選択に基づいて実施できる制度であります。県は、平成24年度以降、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向け、施設のあり方調査、基本構想の策定、民間活力導入可能性調査など一連の業務を沖縄振興特別推進交付金を活用して実施してきたところであります。大型ＭＩＣＥ施設の整備については、これまでの同交付金の活用実績や本事業が沖縄振興に資する事業で、沖縄の自立・戦略的発展に資する事業であることから、同交付金の活用が可能な事業と考えております。

県としましては、引き続き、早期の交付決定に向けて、国と調整を行ってまいります。

次に、(2)のキ、自主財源の向上についてお答えをいたします。

平成28年度の自主財源は、県税収入の伸びなどで、普通会計ベースで約2245億円となっており、前年度の約2151億円と比較しますと、約94億円の増となっております。また、自主財源比率は、約30.0％となっており、前年度の約28.9％に比べ1.1ポイントの増となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　３、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(1)ウの(ｳ)、沖縄子供の貧困緊急対策事業についてお答えします。

沖縄の将来を担う子供たちの深刻な貧困に関する状況に緊急に対応するため、平成30年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業の概算要求では、昨年度に比べ１億円増の約12億円の要求がなされています。増額の理由としては、現在実施している支援員の配置や居場所づくり等のさらなる充実を図ることとしております。

県としましては、国や市町村、県内各界各層の関係機関・団体と連携し、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、４、県内産業の振興についての御質問の中の(6)、ガソリン価格が高くなった理由と県の対策についてお答えします。

資源エネルギー庁が実施している石油製品価格調査において、沖縄県のガソリン小売価格は、平成29年６月12日以降全国最高値となっています。その調査では、平成28年度の小売価格と卸価格の差額が13円から26円台で推移していますが、平成29年４月から６月の差額は24円から26円で推移しており、それがガソリン価格を押し上げていると推測されます。

県としましては、県民の消費生活の安定を図る観点から、ガソリン価格の動向に関する情報収集を行い、県民への情報提供に努めていきたいと考えております。

次に、６、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、待機児童解消の達成時期についてお答えします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度は約4400人、28年度は約6800人の保育定員を拡大したところであり、今年度は約9200人の定員確保を図ることとしており、市町村の積極的な取り組みにより、同プランに定める保育定員の目標値は達成できるものと見込んでおります。一方、女性の就業増加や保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等により、入所申し込み児童数は、平成27年度から28年度の２カ年間で約7200人ふえております。今年度は市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し時期となっており、市町村においては、保育所等の入所申し込みの数が計画の量の見込みと大きく乖離している場合には、必要に応じ確保方策の見直しを行うこととなっていることから、県においては、同計画の見直し作業について、その進捗状況を注視しているところであります。

次に、６(2)、保育ニーズと地域環境の維持についてお答えします。

保育所等の整備においては、地域住民の理解を得ることが重要であることから、県では、市町村に対し、事前に地域住民への説明会の開催や隣接地住民及び自治会等から同意書を得るよう助言するとともに、県保育士・保育所総合支援センターの賃貸物件等マッチング支援により保育所等用地の確保に努めております。また、保育所等が特定の地域に偏ることがないよう、去る５月に地域別の保育需要や保育定員の確保方策等について市町村と意見交換を行ったところです。

次に、６(3)、保育士正規雇用化促進事業の目標及び成果についてお答えします。

保育士正規雇用化促進事業は、正規雇用化による保育士の処遇向上及び定着促進を目的としており、平成28年度は目標214人に対し、117施設269人の正規雇用化を支援しております。本事業により、補助対象施設における正規雇用率は78.9％となり、前年度と比べて24.5ポイント改善しており、保育士１人当たりの年収は平均で約46万円増加しております。

次に、６(4)、潜在保育士の復職支援及び保育人材の確保についてお答えします。

潜在保育士の復職支援については、沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおける就労あっせんや研修等の支援のほか、就職準備金や未就学児の保育料補助等を実施しております。保育人材の確保については、保育士の新規確保及び処遇改善が重要であり、県においては、修学資金の貸し付けや保育士試験の年２回実施及び宮古島市、石垣市での試験実施などにより新規確保に努めております。また、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業などにより、引き続き処遇改善を図ってまいります。

次に、６の(5)、子供の発達に応じた支援及び認定こども園に移行する際の需給調整と移行支援についてお答えします。

沖縄県におきましては、子供の発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供について、地域ニーズに応じた受け皿確保や職員の資質向上等市町村と連携して取り組んでいるところです。認定こども園に移行する際の需給調整については、認可申請があった場合、黄金っ子応援プランに定める必要利用定員の範囲内であるか確認を行っております。また、移行支援として、市町村に対し、認定こども園への移行に向けた認可スケジュールや留意事項等を周知するとともに、移行予定施設の現地調査を実施し、認可基準の適合状況等の事前確認などを行っているところであります。

次に、６の(8)、本県における児童虐待の現状と検証の実施についてお答えします。

平成28年度に本県の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は713件で、前年度に比べ26件増加し、過去最多となっております。件数が増加した主な要因としては、子供の前で配偶者らに暴力を振るう、面前ＤＶに係る警察からの通告が増加していることが挙げられます。重大な児童虐待事例につきましては、平成20年度の児童虐待防止法の改正に伴い、国及び地方公共団体に事例検証実施の責務が規定されました。沖縄県では、過去に５回の児童虐待死亡事例に関する検証を実施しており、その発生原因の分析及び再発防止策の検討を行い、児童虐待防止体制の充実強化を図っています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、沖縄振興策の推進についての質問のうち、(2)のカの国際物流ハブ事業の一部運休に係る振興計画への影響及び現状と今後の取り組みについてにお答えいたします。

今回の再編は、効率的な運用による収益性を高め事業基盤強化を図るものであり、ＡＮＡカーゴは沖縄をアジアと我が国を結ぶ重要拠点として位置づけていることから、振興計画に影響はないと考えております。現在、那覇空港の国際貨物の取扱量は、事業開始前と比べて約109倍に増大し、成田、関空、羽田に次ぐ国内第４位の空港となっております。

県としましては、今後の動向を踏まえながら、ＡＮＡカーゴとも連携して、国際物流ハブ機能やコンテナ確保事業の認知度向上、高付加価値な製造業誘致の推進などにより貨物量の増大に努めてまいります。

次に、４、県内産業の振興についての質問のうち(1)、臨空・臨港型産業集積の進展状況とリーディング産業としての位置づけについてにお答えいたします。

県では、アジア経済戦略構想に基づき、国際物流拠点の形成に向け、臨空・臨港型産業の集積に取り組んでおります。具体的な取り組みといたしましては、那覇空港滑走路増設や那覇港総合物流センター整備などの物流機能の強化が進められており、また、航空機整備施設や賃貸工場などの企業集積に係る関連施設の整備などを行っております。その結果、旧特別自由貿易地域及び旧那覇自由貿易地域における平成28年度末の立地企業数は76社と過去最高となっており、移出型産業の集積も図られつつあります。今後も臨空・臨港型産業を新たなリーディング産業として位置づけ、集積に向け取り組んでまいります。

次に、４の(2)の産業競争力強化法に基づく創業支援の現状についてにお答えいたします。

産業競争力強化法に基づく創業支援制度は、市町村が創業支援事業計画を策定し、沖縄総合事務局の認定を受けることによって、当該市町村の創業者が各種支援措置を受けられる制度となっております。同計画については、全国的に小規模市町村の策定がおくれており、県内では、これまでに17市町村が策定し、そのうち約半数の８件が町村の計画となっております。こ

のため県では、未策定市町村と意見交換を行い計画の策定を促すなど、国と連携しながら本制度の活用促進に取り組んでおります。

次に、４の(3)のア、地方創生推進交付金を活用した情報通信関連産業の高度化に係る取り組み状況についてにお答えいたします。

県では、情報通信関連産業の高度化に向け、地方創生推進交付金を活用したしごと創生分野に係る事業を実施しており、今年度の予算額は１億2400万円となっております。内容としましては、今後成長が見込まれるＩＯＴ機器の検証や、デジタルコンテンツ分野で必要とされる人材育成事業のほか、県内ＩＴ産業の受注体制の強化を目的としたU・ＩターンによるＩＴエンジニア確保の事業となっております。

県としましては、これらの事業を実施し、情報通信関連産業の高度化・活性化により雇用の場を確保・創出したいと考えております。

次に、４の(4)の県内のＩＴ人材不足の現状と県外企業への人材流出に係る対応策についてにお答えいたします。

沖縄労働局の職業安定業務統計によりますと、平成28年平均の情報処理・通信技術者の有効求人倍率は1.66倍となっており、ＩＴ技術者は不足の状況にあります。沖縄県では、ＩＴ技術者が県内に職を得て県経済の発展に寄与していただくことができるよう、付加価値の高いソフトウエア開発の企業誘致など、魅力ある就労の場の創出につながる取り組みを行っております。また、県外に就職したＩＴ人材に対しては、U・Ｉターンによる人材確保の事業を実施しているところです。

次に、４の(5)の内閣府の検討会の中間報告の提言に対する県の受けとめ方と取り組みについてにお答えいたします。

泡盛は歴史的・文化的にも重要な産業であると認識しており、県においては、これまでさまざまな取り組みを展開してきたところであります。中間報告の提言にある認知度向上・消費拡大に向けては、女性・若者・富裕層など対象別のプロモーションや販路拡大のための商談会等を実施しているところであります。高付加価値化・ブランド化に向けては、リーディング企業の育成や商品開発に対するハンズオン支援を実施しております。さらに、主体的に経営改善に向けて取り組む酒造所を支援するために経営改革促進事業を９月議会補正予算案として計上しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、県内産業の振興についての御質問の中の、(3)イの県産水産物の海外市場拡大事業についてお答えいたします。

県では、県産水産物の海外市場への販路拡大を図る目的で、地方創生推進交付金を活用し、平成29年度より県産水産物の海外市場拡大事業を実施しております。本事業では、輸出水産物のうち輸出額が最も多いナマコ類について、安定的な輸出のための資源調査などに取り組んでおります。また、海外市場への輸送技術の確立及び海外市場向け販路拡大のためのマーケティング戦略の構築などについて取り組んでいるところであります。

県としましては、本事業の実施により、アジア各国をビジネスターゲットにした本県水産物の販路拡大を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　５、県内生活基盤の整備についての御質問の中の(1)、大規模建築物の耐震診断結果と改修に際しての課題等についての御質問にお答えいたします。

県は、平成25年改正の建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて、ことし７月18日に不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震診断結果を公表しました。県全体で公表対象となる建築物は37棟あり、そのうち現行の耐震基準を満たしていない建築物は22棟となっております。耐震性が不足する建築物の耐震改修に際しての課題としては、耐震化に要する多大な費用の確保や、工事中の建築物の使用制約などがあります。県では、対象建築物の所在市町村と連携して交付金を活用した耐震改修工事等への補助を実施するとともに、耐震化に必要な工法などの情報提供や助言等を行っているところであります。引き続きさまざまな機会を通して、耐震改修を促していきたいと考えております。

同じく５の(2)、地すべり等の土砂災害警戒区域に係る基礎調査結果の公表についての御質問にお答えいたします。

平成13年制定の土砂災害防止法を受けて、地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流の発生など土砂災害のおそれのある土地について基礎調査を行い、警戒区域指定予定1185カ所、特別警戒区域指定予定1098カ所を県のホームページにおいて公表しております。このう

ち、1172カ所を土砂災害警戒区域に、９カ所を土砂災害特別警戒区域に指定し随時公表してきたところであります。なお、地すべり発生のおそれがある土砂災害警戒区域の指定は、81カ所となっております。引き続き、定期的に基礎調査を実施して随時その結果を公表するとともに、土砂災害のおそれのある区域等の指定・周知に取り組んでまいります。

同じく５の(3)、空き家対策及び空き家等対策計画の策定についての御質問にお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画は、市町村が主体的に定めるものであり、平成28年度末のアンケート調査によると、策定予定の県内市町村は22、そのうち４市村は今年度策定予定となっております。本県は、人口や世帯数が増加傾向にあり、県内空き家率も10.4％と全国で２番目に低い状況にあることから、他県に比べて空き家問題が深刻化していない可能性も考えられますが、引き続き、市町村に対しては、必要な情報提供や技術的助言を行い、空き家等対策計画の策定と計画に基づく効果的な対策の実施を促していきたいと考えております。

同じく５の(6)、識名トンネル訴訟に係る県の基本方針についての御質問にお答えいたします。

識名トンネル工事契約に係る住民訴訟については、元県職員の賠償責任を認定した判決を不服として、８月２日に控訴したところであります。当該判決における損害の認定については、監査委員の勧告でもあったように、極めて重く受けとめております。しかしながら、訴訟要件や職員個人の賠償責任の認定などについては、法的に疑義があり、引き続き司法の判断を仰ぎたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　６の子ども・子育て支援についての御質問の中の(6)、こども医療費助成事業の状況についての御質問にお答えします。

県内の市町村を含む全国の約98％の市町村が、こども医療費助成事業において入院の対象年齢を小学生以上で設定しております。なお、県内における入院の対象年齢の設定状況につきましては、34市町村が中学卒業まで、７町村が高校卒業までとなっております。

次に、(7)のこども医療費補助制度の財源についての御質問にお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、平成６年度の事業開始以降、段階的な拡充に取り組んできたところであり、今年度の事業費は約13億円となっております。当該事業の財源につきましては、従来から全額一般財源を充てており、次年度の事業費につきましても予算編成作業の中で調整していくこととなります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城　大輔君　再質問をさせていただきます。

１の(3)と３の(1)のエ、政策参与の件なんですけれども、６月と８月にそのような発言をしているんですよね。どれだけの人がこの沖縄県の予算のために動いたと思っているんですか。僕は大問題だと思います。保守系の首長にまで東京について行ってもらって最大限努力したその裏側で、沖縄県の政策参与という人間がその予算そのものを否定する、またはありがたく思わせているだけだという、政府をちょっとやゆするようなそういう発言をしているわけです。またそれを県は、個人的な見解を述べただけという対応ですか。これ県もおかしいと思います。しかもこれ概算要求に影響を与えたとは全く考えていない。これ何でわかるんですか。このことについてどのような対応をとったか答弁いただきたいというふうに思っています。

そして次、１の(8)、前副知事の働きかけについてなんですけれども、ちまたではこれ教育長が虚偽の答弁をしたんじゃないかという話で持ち切りですよ。またこれ答弁では、働きかけに当たるかどうかの線引きが難しくて判断できなかったということでありましたけれども、何があれば働きかけがあって、何がなかったら働きかけでないのかその線引きを教えてください。

そして１の(5)、ＭＩＣＥの件なんですけれども、これもちまたでは政府が沖縄県をいじめているという県関係者がいるという話も聞こえますけれども、答弁では国は必要性については理解しているということでありました。なので内閣府が求めているものを県が提出できていないということだと思っています。その計画がずさんだからこそその責任を問うているわけでありますので答弁をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　花城大輔議員の再質問にお答えをしたいと思います。

政策参与の発言の概算要求への影響といいますか、これについて県としてどういう対応をしたかという質問だったかと思います。

これにつきましては、先ほども答弁いたしました内

閣府一括計上、それから高率補助を含む国の沖縄振興策は引き続き必要であるということは、これまで県議会でも答弁しておりますし、内閣府との意見交換の場でもはっきりと県としての見解、この説明もしてきたところでございます。内閣府には県としての話をしっかりと説明してきておりますので、そういう意味で先ほど申し上げました30年度概算要求に影響を与えたものとは考えていないということで答弁させていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　花城議員の再質問にお答えいたします。

何があれば働きかけに当たるかという趣旨の御質問でございましたが、先ほども申し上げたとおり、前副知事から話があった際に教員採用試験は制度上、恣意的に操作することができないことを説明いたしました。そして納得してもらったと理解しましたが、こうした私と副知事とのやりとりが働きかけに当たるかどうかの線引きが難しく判断できなかったということでございます。

今回、裁判所から28年度の採用試験における前副知事からの働きかけについての調査があったところで、当時の副知事とのやりとりをそのまま回答させていただいたところであります。いずれにせよ、今後裁判で事実関係が明らかになっていくものと考えております。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　大型ＭＩＣＥ施設に関しましての再質問で、県のほうの計画のほうのずさんさがあったかという趣旨の御質問にお答えさせていただきます。

大型ＭＩＣＥ施設の整備に関しましては、過去さかのぼること平成24年度から毎年各種基礎調査、計画等を政府の了解も得ながら一括交付金を活用して進めてきたところでございます。昨今の状況を踏まえまして、またこの一括交付金の交付要綱、それから制度の趣旨に絡みまして、この大型ＭＩＣＥ施設が観光に資するということも含めまして、一括交付金制度の活用ということを前提といたしまして、政府と内閣府との調整をこれまで進めてきたところでございます。

残念ながら今のところ内閣府のほうからは需要の推計、あるいは受け入れ環境の整備等に対しましてまだ十分ではないという指摘があったところでございます。私どもも県外のいろんなコンサルを含めまして、専門の会社等からきっちりと情報を入手しながらヒアリングをしながら、内閣府と随時調整をしてきているところでございますので、引き続き一括交付金の獲得に向けまして、内閣府の理解を得られるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　社民・社大・結連合、狩俣信子、代表質問いたします。

まず質問に入ります前に、安倍総理、どうも衆議院を解散するというようなニュースですけれども、森友学園とか加計学園とかさまざまな疑惑がありました。それをそのままにして、また内閣改造をするときは仕事をする内閣ということで発足したと思いますけれども、ほとんど何もしないまま解散するということは、仕事しない内閣と言われても仕方がありません。

それでは質問に入ります。（発言する者あり）　いつもあなたはうるさいから、黙っておいて私の質問のときは。

○議長（新里米吉君）　時間たちます。質問してください。

○狩俣　信子さん　１、知事の政治姿勢について。

(1)、９月10日、ＮＨＫスペシャル沖縄と核が放映されました。東西冷戦の中、1953年、沖縄に核が持ち込まれ、最大で1300発あったといいます。1959年６月19日、那覇飛行場に配備されていた核弾頭搭載のナイキ・ハーキュリーズが誤って発射され、海に突っ込みました。爆発していたら那覇は吹き飛んでいただろうと当時のナイキ部兵士ロバート・レプキー氏は証言しています。本当に何と恐ろしいことでしょうか、皆さん。69年、佐藤栄作総理とニクソン米大統領は沖縄返還で合意しましたが、その裏で緊急時にはいつでも核兵器を持ち込める核密約が結ばれました。多くの県民が不安がっています。核と沖縄の問題について知事の所見を伺います。

(2)、沖縄に核を持ち込んでいても知らないのは沖縄だけということになりますが、今もこの構図は変わらずいろいろなことが沖縄を飛び越えて県民がわからないまま行われています。口では丁寧に説明し沖縄に寄り添っていくと言いながら、沖縄が望まないことを平気で押しつけてくるやり方はずっと続いています。ＳＡＣＯ合意時の米国防長官ウィリアム・ペリー氏は、辺野古が唯一とか抑止力は日本政府の後づけだと言っています。うそを平気で言うようなこのような日本政府に対し、知事の所見を伺います。

２、県立病院関連について伺います。

(1)、医師確保及び医療体制整備事業について。

ア、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金は、事業期間が平成26年度から平成30年度までと聞いていますが、基金20億円に対する現時点での執行率と現在の残高は幾らですか。また、基金を活用する上での上限額はあるのか伺います。

イ、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金事業の目的を伺います。

ウ、県立八重山病院における医師不足の実態はどうなのか伺います。

エ、現在、県立八重山病院に勤務している全ての医師（正職以外も含む）で県外出身の医師の数と沖縄県出身の医師の数は何名ですか。パーセンテージでいうとどうですか。また、平成29年度に県立八重山病院及び附属診療所で異動または赴任して入れかわった医師の数はどれくらいですか伺います。

オ、現在、琉大医学部の地域枠で入学した学生が一人前となり、僻地・離島の医療機関で専門医として力を発揮でき、地域医療に貢献できる時期はいつごろなのか伺います。また、県立八重山病院がほぼ県出身者の医師で安定的に地域医療を担えるようになるのはいつごろなのか伺います。

カ、その間、県外出身医師の引きとめ施策としても、県立八重山病院の医師の確保及び医療提供体制整備のための医療機器の整備が求められています。新病院へ移行するときに空白の時間をつくらないためにも頑張っていただきたいと思います。知事の所見を求めます。

(2)、県立病院残業代未払い問題について伺います。

ア、労働基準監督署から是正の勧告を受けている県立病院の医師の時間外手当について具体的な人数、金額、支払い状況などはどうなっているのか伺います。

イ、看護師についてはどうなのか伺います。

(3)、外国人観光客の患者受け入れについて伺います。

ア、近年外国からの観光客がふえることで、病院でお世話になる患者もふえてきました。受診しても医療費の未払いがあり病院側が困っています。言葉が通じないなど、病院側だけでは解決できない実態があると思いますが、観光客が年間1000万人と言われる時代に県としてどう取り組むのか対応策を伺います。

３、教育関連について伺います。

(1)、部活動について。

ア、教職員の残業が一番多いのは部活に時間がとられるためということでありました。月残業時間が80時間を超えると過労死につながると言われます。多くの教職員はそれでも子供たちのためにと踏ん張っています。解決策の一つとしてノー残業デーを設けても仕事の量が減るわけではなく、結局翌日その仕事は自分に降りかかってきます。仕事に見合った人数がふえないと残業は減らないと思います。残業を減らすための具体的な施策と、また過去３年分の教職員の病死はどうなっているのか伺います。

イ、先日、部活を強要されたことで心身に異常を来し、苦しんでいる生徒からの相談を受けました。今のところ一件落着したとのことですが、部活は体育系・文科系・音楽系等を問わず、本人の意思が一番大切にされなければなりません。全県的に部活の指導のあり方について過度な押しつけはないのか、どのような対応をしているのか伺います。

(2)、いじめ、体罰、不登校について。

ア、過去３年間について、いじめ、体罰、不登校の実態を伺います。

イ、不登校問題は時間もかかり大変だと思いますが、学校カウンセラーや臨床心理士は十分対応できているのか、また１人当たりの担当はどのくらいなのか伺います。

(3)、労働安全衛生委員会等の設置について。

ア、病休・精神的疾患で休職する教職員は全国ワーストワンの状況が続いています。労働安全衛生法では労働安全衛生委員会の設置が求められておりますけれども、職員が50人以下の事業所には義務づけられておりません。そのため、県下の小中学校ではほとんど設置されていない状況です。2016年度の県人事委員会勧告に従い管理者に職員の出退時間の正確なものを把握させ、時間外労働の軽減を図るための対応を伺います。

４、子育て支援について。

(1)、待機児童の解消について伺います。

国内の待機児童は昨年より2528人ふえ２万6081人とのことです。県内は逆に289人減少し、2247人とのことですが、それでも全国で東京に次いで２番とのことです。県は2018年４月からは待機児童ゼロを目標にするということですが、実現可能なのかどうか伺います。

(2)、児童虐待について。

2016年、県警がまとめた児童虐待・通報件数が253件とこれまでの最多を記録したとのことです。全国での年間50名以上の虐待死を思えば地域の民生委員、児童委員、児童相談所等との連携も大切にして一人の犠牲者も出さない取り組みが求められています。

民生委員、児童委員、児童相談所等の連携や職員数は大丈夫でしょうか。

５、若者の名義貸しの被害について伺います。

県内の若者を狙った悪質な名義貸しによる金銭の被害が広がっています。学生や20代前後の社会的経験が少なく知識も余りない若者がターゲットにされており許されません。被害の実態と被害に遭った若者の救済方法はあるのか伺います。

６、辺野古の機動隊による暴力と過剰警備について伺います。

全国450人の弁護士で構成される日本環境法律家連盟（ＪＥＬＦ）と沖縄ジュゴン訴訟弁護団が辺野古新基地建設反対で座り込む県民に対し人権調査をしたところ、207人のうち機動隊による強制排除時に暴力があったとしたのは149人に上るとのことです。先日、被害を受けた県民に呼ばれ実態調査に出向きました。前回調査した方々とは違う新たな被害でありました。指を意図的にねじ曲げられ骨折したり、空手の突きのようなやり方でつつかれ肋骨を２本折るなど、また押されて後ろにひっくり返り頭を強打して出血し救急車で運ばれたり、肩の筋を断裂するなど切りがありません。県警は日ごろから訓練をしており、どうすれば痛めることができるかということをしっかりわかっているようです。普通の排除でこんなに多数のけが人が出るとは考えられません。なぜこのようなけがが多いのか、このような実態について県警本部長はどう考えているのか伺います。

７、辺野古での排気ガスによる県民の囲い込みについて伺います。

辺野古で反対する県民をフェンス側に押しつけ囲い込んで機動隊の大型バスのエンジンをかけて排気ガスを吸わせております。なぜエンジンをかけるのか伺います。燃料の無駄遣いではないですか、また燃料費も県民の税金から出ているのではないですか。

８番、ヤンバルの山の世界自然遺産登録について県の対応について伺います。

以上、また再質問もさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　狩俣信子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、核と沖縄の問題と日本政府の対応についてお答えをいたします。１(1)と１(2)は関連しますので一括してお答えをいたします。

今回、報道された番組では、伊江島に核ミサイル攻撃訓練用爆撃場が整備されていたこと、核と海兵隊の運用を中心として在沖米軍基地が強化形成されてきたこと、沖縄に最大で1300発の核ミサイルが配備されていたことなどが報道されました。また、1959年に核弾頭を搭載したミサイルが誤って発射され、その事故がアメリカの国際的地位を脅かすとして秘密とされていたことなど、その内容に大きな衝撃を受けております。さらに、外務省内部文書に、日本への核の持ち込みの事前協議制度には沖縄を含まないとし、当時の小坂外務大臣が、沖縄に核兵器が持ち込まれる際、事前に発表しないことなどを米側に求めていたことなども報道されておりました。このことは、ＭＶ22オスプレイの配備や辺野古新基地建設等の重要な案件を頭越しに決めていく現在の政府の姿勢が、米国施政権下当時と何ら変わることなく強い怒りを禁じ得ません。

県としては、沖縄県民の生命と財産を守る立場から、日本政府は、沖縄の基地負担の軽減に真摯に取り組むべきであると考えております。

次に、県立病院関連についてに関する御質問の中の２の(1)のイ、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金事業の目的についてお答えをいたします。

同基金につきましては、本県の北部地域及び離島における医師の確保を図るため、県が緊急に行う事業の費用及び市町村等が行う事業を支援するための費用の財源に充てることを目的として設置しております。今後とも、同基金を活用し、即効性及び実効性のある事業を実施することにより、北部地域及び離島における医師不足の解消に取り組んでまいります。

次に、ヤンバルの山の世界自然遺産登録についてに関する御質問の中の、世界自然遺産登録への県の対応についてお答えをいたします。

沖縄県では、国を初め地元自治体などの関係機関と連携・協力し、希少種の保護や外来種対策、エコツーリズム推進体制の構築など、世界自然遺産登録に向けた取り組みを推進しております。また、本年８月には沖縄県世界自然遺産登録推進協議会を開催し、全庁的な取り組みを実施しております。

沖縄県としましては、世界に誇れる貴重な沖縄の自然を保全し、ウマンチュの宝として、次世代に引き継いでいくため、ヤンバル地域及び西表島の世界自然遺産の早期登録を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは県立病院関

連についての御質問の中の(1)のア、基金の執行率等についての御質問にお答えします。

北部地域及び離島緊急医師確保対策基金につきましては、平成29年９月１日現在、執行率は20.7％、残高は15億8798万4000円となっております。また、同基金を活用する上で、上限額は特に設けてはおりません。

次に、(1)のオの(ｱ)、地域枠学生が地域医療に貢献できる時期についての御質問にお答えします。

琉球大学医学部の地域枠の１期生が専門研修を終了し、僻地・離島の医療機関で勤務を開始する時期は、最短で平成32年度となっており、その後、徐々に僻地・離島で勤務する医師が増加し、平成41年度以降は、毎年約70名程度で安定的に推移すると見込んでおります。

次に、(3)のア、外国人観光客の医療費未払い等に対する取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄県医師会の調査によりますと、県内の救急病院では、外国人観光客の増加に伴い、言葉の問題や医療費の未収金の問題が発生しているとのことであります。県では、医療機関への支援策として、医療通訳者の育成、外国人患者対応ハンドブックの作成に取り組むとともに、外国人観光客の緊急医療に関する受け入れ体制の整備を図るため、インバウンド対応緊急医療受入態勢整備協議会を平成29年４月に設置しております。また、８月には、県及び観光・医療関係者で構成する外国人観光客医療費問題対策協議会を設置し、外国人観光客の未収金問題の解決策について協議することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　県立病院関連についての御質問の中の２の(1)のウ、県立八重山病院における医師不足の実態についてお答えいたします。

県立八重山病院において、医師不足により、診療を休止していたのは、眼科及び脳神経外科となっておりました。そのうち、脳神経外科については、平成29年６月から新たに常勤医が着任したため、平成29年９月１日時点で、診療を休止しているのは、眼科のみとなっております。眼科医の確保につきましては、引き続き、県内外の大学病院等への医師派遣要請、ホームページ及び民間求人サイトを通じた医師募集などに取り組んでまいります。

次に、２の(1)のエ、県立八重山病院医師の県外・県内出身者数等について。

県立八重山病院の医師の総数は52名であり、うち県外出身医師が36名69％、県内出身医師が16名31％となっております。また、県立八重山病院において、平成29年４月１日に赴任した医師は19名となっており、附属診療所においては、４附属診療所全てが今年度から赴任した医師となっております。

次に、２の(1)のオ(ｲ)について、県立八重山病院医師が県出身者で安定的に地域医療を担える時期についてお答えいたします。

地域枠の医師については、平成32年度から離島・僻地の医療機関への配置が開始されることから、県立八重山病院等への医師の安定的な供給に寄与するものと期待しております。

次に、(1)のカ、県立八重山病院の医師の確保及び医療提供体制整備についてお答えいたします。

県立八重山病院は、八重山圏域の中核的な医療機関として、救急医療を初めとする政策医療等を提供する重要な役割を担っていることから、医師の確保と定着に必要な環境整備が重要であると考えております。

病院事業局としましては、医師確保に係る基金の活用などを通し、医師の安定確保に必要な医療機器等の整備に取り組むほか、新病院への移転においても、医療提供体制に支障が生じないよう、適切に対応してまいります。

次に、２の(2)ア、医師の時間外手当と、イの看護師の時間外手当は関連しますので一括してお答えいたします。

病院事業局においては、労働基準監督署からの是正勧告を受け、時間外勤務手当の未払いについて調査を行った結果、医師については延べ829人から、金額にして約18億6900万円の時間外勤務の自己申告がありました。看護師については、１名から申告があり、金額にして約２万6000円となっております。支払いについては、過去２年にさかのぼり精査した上で支給手続を進めており、一部の病院では既に支給したところであり、他の病院においても支給額の精査等の作業が終了し次第、支給していくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育関連についての御質問で(1)のア、教職員の残業を減らすための具体的な施策等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、平成28年６月に、県立学校及び市町村教育委員会に対し、各学校の実情に応じた学校行事や会議等の精選及び見直し、部活動等

における望ましい指導のあり方等について提言を行っております。今後とも、業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。また、教職員の病死者数でございますが、平成26年度は７人、平成27年度は10人、平成28年度は３人となっております。

同じく教育関連で３の(1)のイ、部活動の指導のあり方についての御質問にお答えいたします。

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の心身の調和のとれた発達と個性の伸長、社会性の育成等を図る上で、極めて重要な学校教育活動であります。部活動の実施に当たっては、学業との両立が図れるようにするとともに、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故等の未然防止、さらには、心理面での疲労回復等を考慮し、活動時間、下校時刻、休養日等を適切に定めるよう通知しているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも、部活動の適正化・活性化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、同じく３の(2)のア、いじめ、体罰、不登校の実態についてお答えいたします。

文部科学省の問題行動等調査によりますと、本県の公立小・中・高等学校におけるいじめの認知件数の総数は、平成25年度539件、平成26年度985件、平成27年度2217件となっております。認知件数の増加は、児童生徒、教師、保護者ともに、ささいないじめも見逃さない意識が高まったことが主な要因と考えられます。また、不登校の総数につきましては、平成25年度、平成26年度とも3374人、平成27年度3459人となっております。

県教育委員会では、沖縄県いじめ防止基本方針などの活用を通して、いじめ防止や不登校対策の取り組みが効果的に行えるよう支援するとともに、生徒指導体制の充実に努めてまいります。体罰に関しましては、懲戒処分件数は、平成25年度１件、平成26年度３件、平成27年度４件となっており、体罰防止ハンドブックの活用等を通して、教職員が体罰を行うことなく指導力を発揮できるよう努めてまいります。

次に、同じく３の(2)のイ、不登校等へのスクールカウンセラーの対応についての御質問にお答えいたします。

本県におきましては、平成29年度はスクールカウンセラー110名を全中学校145校、小学校185校、高等学校42校、特別支援学校１校に配置しております。平成28年度にスクールカウンセラーがかかわった相談件数は、児童生徒が２万1660件、教職員が２万361件、保護者等が１万225件となっております。学校からは配置日数や時間数増の要望はありますが、緊急の支援依頼に即対応できるよう体制を整えております。

県教育委員会では、今後とも、教育相談体制の充実に努めてまいります。

次に、同じく３の(3)のアで、時間外労働の軽減のための対応についての御質問にお答えいたします。

教職員の勤務時間の適正な管理については、市町村教育委員会に対して文書で依頼しており、平成29年６月にその具体的な取り組みについて調査したところ、調査様式や週案に記載するなどして勤務時間を管理している学校が全体の約98％となっております。

県教育委員会としては、今後とも、教職員の勤務時間の適正な管理について、必要な助言等を行ってまいります。

議員御指摘の労働安全衛生委員会の設置につきましては、労働安全衛生法上、10人以上50人未満の学校においては、衛生委員会の設置は義務づけされておりませんが、教職員が教育活動に専念できる労働環境を確保するためには、労働安全衛生管理体制の整備が重要であります。

このため、県教育委員会では、職員の健康管理や職場点検など学校の労働安全衛生対策のための体制整備について、文書により周知するほか、労働安全衛生に関する研修会の開催、学校訪問による助言や情報交換等を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４、子育て支援についての御質問の中の(1)のア、待機児童ゼロは実現可能かについてお答えいたします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度は約4400人、28年度は約6800人の保育定員を拡大したところであり、今年度は約9200人の定員確保を図ることとしており、市町村の積極的な取り組みにより、同プランに定める保育定員の目標値は達成できるものと見込んでおります。一方、女性の就業増加や保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等により、入所申し込み児童数は、平成27年度から28年度の２カ年間で約7200人ふえております。今年度は市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し時期となっており、市町村においては、保育所等の入所申し込み数が計画の量の見込みと大きく乖離している場合には、必要に応じ確保方策の見直しを行

うこととなっていることから、県においては、同計画の見直し作業について、その進捗状況を注視しているところであります。

次に、４の(2)のア、民生委員、児童委員、児童相談所の職員数についてお答えします。

本県の民生委員、児童委員は、平成29年９月１日現在で定数2399名に対し、2065人が委嘱され、充足率は86.1％となっています。また、本県の児童相談所においては、増加する児童虐待等に対応するため、平成17年度から29年度までの12年間で、正職員41名、非常勤職員45名の合計86名を増員し、児童相談所の体制強化を図ってきました。近年の児童虐待相談件数の増加、児童や家庭をめぐる問題の複雑化・多様化やそれに対応する法改正等に伴い、児童相談所の役割も拡大され続けていることから、引き続き児童相談所の体制強化を図るとともに、民生委員、児童委員や関係機関とも連携を図りながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めてまいります。

次に、５、若者の名義貸しの被害についての御質問にお答えいたします。

新聞等で報道されている名義貸しの案件については、県消費生活センターへの相談が８月に増加し、９月20日現在、30件となっております。一方、弁護士有志による沖縄名義貸し事件被害弁護団が９月１日に結成され、第２回までの説明会には延べ約160人の学生や家族が出席したと聞いております。

県としましては、これらの若者が学生や成人を迎えたばかりの者であり、社会的経験や契約関係の知識が少なく、金銭消費貸借契約締結に対する認識不足から生じた問題であると考えております。このため、若年層への消費者教育として大学、高校、事業所における消費者教育講座開催や各種パンフレット、県ホームページを活用した情報提供を行い、当該事案のようなリスクについて注意喚起を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　６の(1)の辺野古の機動隊による暴力と過剰警備についての御質問についてお答えをいたします。

キャンプ・シュワブ周辺では、抗議参加者が危険かつ違法な抗議行動を行うことがあり、その際には交通渋滞となり、一般交通の危険など住民生活にも支障が生ずることもございます。県警察では、抗議行動の状況等を踏まえ、抗議参加者らに対し、再三の警告を行った上で、警察車両などで設けた場所に移動させるなど、法令に基づき必要な措置を講じているところでありますが、その際には、１人の方に対し複数名で対応するなど、けががないように十分に配慮しているところであります。

議員の御質問の中で言及のあった調査において、149人が暴力があったと答えたとの報道があったことは私も承知をしております。そのうち90人は腕を強くつかまれたなどの内容であったものと認識をしております。県警察では、平成29年本年に、けがや体調不良等を訴えた方は11人を確認しておりますが、抗議参加者らと警察官のもみ合いの中で、抗議参加者同士の接触やみずからつまずいたなどが原因で負傷したものと承知をしており、直接警察官がけがをさせたということは把握しておりません。他方で、県警察といたしましても、抗議参加者を含む関係者の安全の確保に配慮している中でけが人が出ることにつきましては、まことに不本意であるということは申し上げておきたいと思います。

したがいまして、議員がおっしゃるところの普通の排除が何を指すかは明らかではございませんが、議員おっしゃるような、県警は日ごろから訓練をしており、どうすれば痛めることができるかということをしっかりわかっている、その上で排除をしている旨の御意見は当たらないものと認識をしております。いずれにしましても、今後も一層安全の確保に配慮し、適法、適切な措置を講じていく所存でございます。

次に、７の(1)、辺野古での排気ガスによる県民の囲い込みについての御質問についてお答えいたします。

県警察では、抗議行動の状況等を踏まえた上で、抗議参加者らを警察車両などで設けた場所に移動させるなど、法令に基づき必要な措置を講じているところでございます。キャンプ･シュワブ周辺における抗議行動につきましては、工事用のゲートの前だけでなく、広い範囲で行われているという実態があることから、警察官は急遽の転進などに備える必要があることのほか、警備活動に使用する無線機や赤色灯などの電源を確保する必要がございます。したがって、迅速・的確な警備活動と車両管理などのため、エンジンを始動したままにする必要があるもので、燃料の無駄遣いとの御指摘は当たらないものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　御答弁ありがとうございました。

まず最初に、翁長知事に伺った日本政府の核の問題なんですけれども、けさの新報にも出ております。吉田勝廣政策調整監から外務省沖縄事務所に申し入れをしたというのがありますよね。まさしく私も今現在沖縄に核があるのか、それから密約について県はどう考えているのかというお話を伺いたかったんです。きょうの新聞にはちゃんと本土復帰前の沖縄に核兵器は配備されていたか、本土復帰時に沖縄に配備されていた核はどのような方法で撤去されたのか、それから復帰時に1300発の核があったと報道されているが事実かというふうな、いろいろ書かれておりまして、この６つにつきまして、ちゃんと外務省の沖縄事務所から答えをいただきたいと思います。ぜひ早急に、時間は設定しなかったというふうに書いていますけれども、私はこの問題、多くの県民が非常に不安がっておりますし、やっぱり沖縄は核の島かというふうに言われますので、そういう意味では、早急な返答を求めていただきたいと思っております。

それから、あと今さき教育長は言いました。スクールカウンセラーのどれだけ相談を受けたかということに対しまして、正直言ってびっくりしています。カウンセラーは110名。でも子供たちからの相談は２万1660件。それから、教職員からも２万三千幾らか。保護者からも１万225件というふうな、この数はすごい数だと私思います。その110名のカウンセラーでこの数がどのようにしてこなせているのかなというふうな率直な思いがありますので、カウンセラーの増員とか、そこらあたりについては、教育長はどのように考えているのか伺います。

それから、県警本部長、御丁寧な答弁をありがとうございました。

今正直言って、けが人はたくさん出ているんです。県警本部長は法令に従って、けががないようにという配慮をしながらやっているんだという話がありましたけれども、実際にはけが人がたくさん出ているということがあります。

この公安委員会、公安委員長につきましては、今回の問題、私が質問しました、けが人がたくさん出ているということにつきまして、公安委員長のお考えを所見をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

政策調整監。

〔政策調整監　吉田勝廣君登壇〕

○政策調整監（吉田勝廣君）　狩俣議員の再質問にお答えいたします。

平成29年５月10日、ＮＨＫで放送されました沖縄と核に関しまして、以下の13項目にわたって照会をしています。早急にこの照会に対して回答を求めて対処していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　再質問にお答えいたします。

スクールカウンセラー、相談件数がかなり多いということでございますが、学校現場から配置拡充の要望等がございますけれども、課題としましては、臨床心理士等の有資格者の確保が挙げられております。しかしながら、県教育委員会としましては、今後ともスクールカウンセラー等の拡充を図りまして、さまざまな相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　公安委員会委員長。

〔公安委員会委員長　金城棟啓君登壇〕

○公安委員会委員長（金城棟啓君）　再質問にお答えいたします。

キャンプ・シュワブ周辺の警備状況につきましては、毎週開催されております公安委員会において、ビデオ等を含めて随時報告を受けておりますけれども、これまでのところ、抗議に参加された方がみずから転んでけがをしたとか、または参加者と警察官と、あともみ合いの中で誤ってけがをしたという、そういうふうな状況であるというふうに認識をしております。公安委員会におきましては、公安委員の総意として、抗議に参加された方々の安全の確保、これを優先するよう警察官幹部に対しては強く話をしております。

御質問の件につきましても、先ほど警察本部長が申し上げましたが、警察官が直接そのような行為をしたものではないというふうに考えております。

公安委員会といたしましては、警備活動については、引き続き抗議に参加された方々の安全に最大限の配慮をしたその上で、適切な職務執行を行うよう、しっかりとこれからも管理してまいりたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

以上、御回答申し上げました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山　勝利君　こんにちは。

それでは、社民・社大・結連合の当山勝利ですが、会派を代表して質問をさせていただきます。

１番、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設における無許可での岩礁破砕差しとめ訴訟におきまして、国側は県の申し立ての却下を求めております。第１回口頭弁論が10月10日、第２回口頭弁論が11月14日に開催されるようですが、知事の決意を伺います。さらに、今議会におきまして追加訴訟の提案がなされていますが、その件について伺います。

(2)番、去る８月５日のオーストラリア東部沖合におきまして、普天間基地所属のＭＶ22オスプレイ機が墜落し、沖縄県議会は８月28日、オスプレイ機の配備撤回を求めるなどの意見書を賛成多数で可決しました。その翌日、同所属のオスプレイ機が大分空港に予防着陸として緊急着陸しましたが、着陸後にエンジン付近から白煙と炎を上げたことから、その説明に違和感を覚えます。さらに大分空港に緊急着陸したオスプレイ機は11日後、故障の説明もないまま普天間基地に帰還しました。相次ぐオスプレイ機の事故は、同機が以前から指摘されているように欠陥機であると言わざるを得ません。また、９月11日米軍は、昨年12月に名護市安部の海岸に墜落したオスプレイ機の事故調査報告書を出し、防衛省はその概要を明らかにしました。事故調査報告書並びにこれらの事故に対する受けとめ、そしてオスプレイ機配備撤回について知事の所見を伺います。

(3)、普天間基地の返還条件は、辺野古新基地建設だけでなくそれ以外の条件が満たされなければ返還されないことがわかった。元米国防長官のペリー氏は、報道のインタビューで移設先決定等について、必ずしも沖縄である必要はないと思っている。安全保障や軍事の観点でなく、日本政府による政治的な判断が大きくかかわっている。米国は最終的な決定にはかかわれないと発言した。地政学や米軍の抑止力を強調し、沖縄にさらなる基地の重圧を押しつけ、辺野古に新しい基地をつくろうとしているのは日本政府であることがわかる。普天間基地の返還条件と日本政府が言う辺野古が唯一に対する知事の所見と対応を伺います。

(4)、在沖米軍における海兵隊の割合は兵力が約61％、基地面積が約75％を占めている。米軍再編において後方支援や地上戦闘部隊などはグアムなどに移駐する予定である。普天間基地の閉鎖返還、オスプレイ機の撤回、辺野古新基地建設の反対の実現は、米軍再編後の主力部隊撤退に等しいことから、在沖米海兵隊の撤退を求めるべきではないか。知事の所見を伺います。

(5)、ことしの４月24日、嘉手納基地でパラシュート降下訓練が実施され、５月２日、県議会において、パラシュート降下訓練を今後しないことを求めた意見書等を全会一致で可決した。にもかかわらず、悪天候を理由に実施はされなかったものの６月14日にパラシュート降下訓練が予定され、さらに９月21日の朝に同訓練が実施された。地元の反対を全く無視し、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練が常態化している。また、津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練も地元の反対を無視する形で常態化している。これら訓練に対し、知事の所見と対応を伺います。

(6)、2016年度の嘉手納基地と普天間基地の夜間・早朝における騒音が前年度と比べ増加していることが県の調べでわかった。さらに、普天間基地におけるオスプレイ機の夜間離着陸回数が前年度に比べ1.5倍に増加していると沖縄防衛局が公表した。それぞれの基地周辺の住民生活に大きな影響を与えており看過できない。知事の所見と対応を伺います。

(7)、北部基幹病院構想について、県立北部病院と北部地区医師会病院との統合を含め検討されているが、その方向性について知事に伺います。

(8)、次年度の沖縄振興予算の概算要求において、2017年度と比べふえてはいるものの、沖縄振興一括交付金は減額され、ソフト交付金が52億円、ハード交付金が53億円の減額となっているが、知事の受けとめを伺います。また、ＭＩＣＥの建設に影響が出るようであるが、知事や県のこれまでの取り組み等を踏まえ実現に向けての決意を伺います。

(9)、沖縄の鉄軌道導入において、７ルートについて採算性が検討され、うち５ルートにおいて早くて１年、遅くて84年で採算がとれるという結果が示されました。ただし、全国新幹線鉄道整備法に準拠した上下分離方式が前提となっています。特例制度実現の取り組みと見通しについて伺います。

(10)、沖縄県の2017年度の単年度の財政力指数が過去最高の水準を示し、前年度の国税収納も過去最高をマークした。2016年度の観光収入は過去最高で、

情報通信産業の生産額も毎年増加し、観光産業に次ぐ産業に成長するなど県経済は好調である。受けとめと自立経済に向けた取り組みについて伺います。地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値は、労働者や企業の所得として分配され、消費や投資として支出されて、再び地域内企業に還流します。このいずれかの過程で地域外にお金が流出した場合、地域経済が縮小するため地域経済の循環を把握し、どこに欠陥があるのかを分析する必要があります。観光収入が多い沖縄県の場合、県内消費が多いはずだが、実際には県外に流出しており、その分が県内の分配、つまり所得につながっていません。沖縄県の地域経済循環率について所見と改善することについて伺います。

２番、アジア経済戦略構想について。

(1)、アジアをつなぐ国際競争力ある物流拠点の形成において、その進捗状況について伺います。

また、那覇空港を拠点とするＡＮＡカーゴの路線再編が10月より行われるようですが、その影響と受けとめについて伺います。

さらに、物流を支える那覇港において、浦添埠頭の整備が浦添市側の都合でおくれていますが、影響について伺います。

(2)、世界水準の観光・リゾート地の実現について、その進捗状況について伺います。

また、沖縄県の観光は好調で2016年度の観光収入は過去最高を記録し、県は2021年度までに入域客1200万人、観光収入１兆1000億円を目標としました。実現に向けた取り組みについて伺います。また、今回の目標変更により１人当たりの観光収入の目標は当初の計画と比べ低くなりますが、その理由について伺います。

(3)、アジア有数の国際情報通信拠点スマートハブの形成における進捗状況について伺います。

先端情報技術を推進し情報産業を活性化する上で中核的な役割を果たす沖縄ＩＴイノベーション戦略センター設立の進捗状況と方向性について伺います。

(4)、沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進について進捗状況を伺います。

また、ものづくりの基盤となるサポーティング産業の強化について伺います。

さらに、今、世界の車事情は脱化石燃料に拍車がかかっており、電気自動車（ＥＶ車）などへの転換に動いています。大きなマーケットである中国もその方向で動いていると一部の報道がありますが、沖縄のものづくりで推進しているＥＶ車にとってチャンスであると思われますが所見を伺います。

３番、農畜水産業について。

(1)、沖縄の農畜水産業において、その付加価値を高めるためにブランド化や６次産業化を積極的に行うべきと思いますが、取り組みについて伺います。

(2)、乱獲によりシラヒゲウニの生息数が減少し、危機的な状況にあります。シラヒゲウニに限らず海に囲まれた沖縄において海洋資源の保護、保全は重要でありますが、その取り組みについて伺います。

また、北大東島の約10キロメートル沖に設置されているパヤオに県外の漁船が漁をしています。県内のパヤオにおいて県外の漁船による影響と対応を伺います。

(3)、2016年の沖縄県内の耕作放棄地の面積が前年と比べ9.7％増加し、過去最高となっています。農地として借りたくても、遺産相続などの理由で貸したがらない高齢の所有者も多いようです。耕作放棄地を有効活用できるようにすべきと思いますが対策について伺います。

４番、離島振興について。

(1)、渡嘉敷港において現在のフェリーバースは港の形状から直接波が当たるため、波が高いときは長時間接岸することができません。同港湾内でのフェリーバースの新設が必要であると思われますが、その件について伺います。

(2)、離島から高校へ進学する際、親への経済的な負担が大きいため、家族ごと島外へ移住する世帯が毎年発生し、人口減につながっています。月２万円の補助はあるものの、寮に入ることができない場合は全く足りないのが現状です。補助の増額、離島からの生徒を全員入寮できるようにするなどの対策が必要であると思われますが伺います。

(3)、南大東村の南側にある亀池地区、北大東村の北港船だまりを整備することで、各村はそれぞれの漁港の補完として使用したい考えですが、県の対応について伺います。

(4)、2015年８月、着陸時に滑走路を外れフェンスに衝突し、11人が負傷した事故以来運休している那覇―粟国航空路線の再開において、地元の方々は不安を隠せません。新聞報道では９月に再開とありましたが、今のところ再開の見込みはないようです。島民の生活にとって必要な空路であることから、住民の心配を取り除いた上での早期の再開が必要ですが、県の対応と再開に向けた取り組みについて伺います。

５、警察行政について。

(1)、上半期における飲酒運転の摘発件数が３年連続で増加し、全国ワーストワンでした。効果的な取り

締まりができた結果であるとしていますが、相変わらず沖縄県の飲酒運転が多いことが浮き彫りになっております。さらに、飲酒運転摘発者へのアンケートでその約７割が飲酒後運転をするつもりであったと答えていることに驚きを感じます。所見と今後の対応について伺います。

(2)、違法薬物事犯が増加傾向にありますが、現状と今後の対応について伺います。

６番、土木建築行政について。

(1)、県道の維持管理などを含めた包括的民間委託の検討において、経緯と検討課題について伺います。また、離島での実現性について伺います。

(2)、浦添の海沿いを走る臨港道路と宜野湾市の宇地泊までを結ぶ浦添北道路の高架橋が連結し、年度内に一部供用されます。それにあわせて港川道路も開通する必要がありますが、進捗状況について伺います。

(3)、1981年以前に建てられた県内大規模施設37施設のうち22施設が震度６強以上での倒壊のおそれがあるなど早急な対応が必要と思われますが、県の取り組みを伺います。

以上、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　当山勝利議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、差しとめ訴訟と確認請求の追加についてお答えをいたします。

漁業権の設定されている漁場内で知事の許可なく岩礁破砕等を行うことは禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破砕等を行うことが確実な状況となっております。行政としては、無許可の行為を放置できないことから、沖縄県は、さきの６月定例会において議決を得て、差しとめ訴訟を提起したところであり、裁判所において沖縄県の正当性を主張してまいります。また、差しとめ訴訟の提起後、公法上の義務の確認請求を認容した新たな判決の内容が明らかとなりました。当該判決を活用することが、今後の訴訟遂行において有効であると考えられることから、公法上の義務の履行を求めている本件訴えに、公法上の義務の確認を求める請求を追加するものであります。

次に、１の(8)のア、平成30年度概算要求における一括交付金の減額に係る評価についてお答えをいたします。

平成24年度の沖縄振興一括交付金の制度創設以降、県と市町村の同交付金を活用した施策展開などにより、沖縄経済は好調な状況が続いております。一方で、雇用環境や県民所得などについては、全国と比較して厳しい状況が続いており、また、子供の貧困対策やアジア経済戦略構想関連事業など、重要性の増した課題も明らかになっております。このような中、沖縄振興一括交付金については、県と市町村が沖縄の総意として従前の水準への回復を要望したにもかかわらず、逆に減額されており、沖縄の自主性を尊重する沖縄振興特別措置法の趣旨を鑑みると、極めて残念であります。

次に、１の(8)のイ、大型ＭＩＣＥ施設の実現に向けた決意についてお答えをいたします。

沖縄県では、ことし５月に改定した沖縄21世紀ビジョン基本計画において、ＭＩＣＥを沖縄経済成長のプラットフォームとして新たに位置づけ、ＭＩＣＥ推進による各産業分野の成長発展と都市ブランド力の向上を図るため、大型ＭＩＣＥ施設を核とした戦略的なＭＩＣＥ振興に取り組んでいくこととしております。大型ＭＩＣＥ施設は、成長著しいアジアの活力を取り込み、沖縄県の産業振興に資する施設として県民や経済界からの期待も大きいことから、可能な限り早期の供用開始を目指しており、基本設計等の交付決定に向けて、私自身が国に対して丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

次に、アジア経済戦略構想についてに関する御質問の中の２の(2)のア、世界水準の観光・リゾート地の実現に向けた進捗状況についてお答えをいたします。

沖縄県では、世界水準の観光・リゾート地の実現に向けて、平成33年度に観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人の目標値を設定し、誘客・受け入れに関する各種施策を展開しております。その結果、平成28年度の観光収入は、6602億9400万円で対前年度比9.6％、580億8000万円の増、また、入域観光客数については、876万9200人で対前年度比10.5％、83万2900人の増となっております。さらに、平成28年度の那覇空港の国際路線数は12路線で、平成24年度の７路線から５路線の増、平成28年のクルーズ船寄港回数は387回を記録し、平成24年の125回から３倍以上の増となり、順調に推移しております。今後も、アジア経済戦略構想推進計画の重点戦略に位置づけられたさまざまな施策を展開することにより、国際競争力を備えた質の高い世界水準の観光・リゾート地の形成に向け、着実に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長か

ら答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　当山勝利議員の御質問にお答えいたします。

１、知事の政治姿勢について(5)、パラシュート降下訓練についてお答えします。

嘉手納飛行場及び津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練については、地元自治体、県等が繰り返し中止要請や抗議を行っておりますが、ことしに入り、嘉手納飛行場では３回、津堅島訓練場水域では５回の訓練が実施されております。

県としては、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、嘉手納飛行場及び津堅島訓練場水域でパラシュート降下訓練を実施すべきではないと考えており、同訓練を実施しないよう、日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、オスプレイの事故調査報告書及び配備撤回についてお答えいたします。

昨年12月に名護市沖合で発生したオスプレイ墜落の事故調査報告書では、意見や勧告が非公開とされているほか、防衛省や米軍のこれまでの説明と、接触事故の発生地点、発生時間、事故の経緯などが異なっており、事故原因の究明や再発防止策の検討が十分行われたか確認できず、納得できる内容とは言えません。オスプレイについては、ことしに入ってからも、オーストラリア東海岸沖での墜落事故や緊急着陸を相次いで起こしており、米軍の航空機整備のあり方、安全対策等について大きな疑念と不信感を抱かざるを得ません。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、１の(3)、普天間飛行場の返還条件と辺野古移設についてお答えいたします。

政府は、普天間飛行場の返還について、従来どおり、辺野古が唯一の解決策と説明してきましたが、稲田元防衛大臣の答弁により、返還条件について、米国との調整が整わなければ同飛行場が返還されないことを初めて明言しました。また、ペリー元米国防長官は、普天間飛行場の移設先の決定は、抑止力の観点から導き出したものではないことを示唆しております。日米両政府においては、辺野古新基地建設を拙速な形で進めるのではなく、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、国際情勢の変化を踏まえ、普天間飛行場の県外、国外移設について再検討していただきたいと考えております。

次に、１の(4)、在沖海兵隊の撤退についてお答えいたします。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。このため、在沖海兵隊については、米軍基地の整理縮小の実現のため、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要であると考えております。

次に、１の(6)のイ、普天間飛行場におけるオスプレイの夜間離着陸回数についてお答えいたします。

去る９月８日に沖縄防衛局が公表した普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査によると、普天間飛行場における平成28年度のオスプレイの夜間離着陸回数は116回であり、平成27年度の70回に比べ約1.6倍に増加しております。同飛行場では、米軍再編に係る訓練移転により、オスプレイの県外での訓練が実施されておりますが、当該調査結果から、県としては、目に見える形での負担軽減が十分にあらわれているとは言えないと考えております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、周辺住民の負担軽減が図られるよう、日米両政府に対して、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)のア、夜間・早朝の航空機騒音発生回数の増加に係る所見と対応についてお答えします。

県が取りまとめた平成28年度航空機騒音測定結果によると、夜間22時から翌朝６時までの騒音発生回数が、嘉手納飛行場周辺では21測定局中19局で、普天間飛行場周辺では15測定局中13局で、前年度より増加しております。このような状況は、県民の生活環境に大きな影響を与えており、平成８年に日米合同委員会で合意された航空機騒音規制措置による騒音軽減効果が明確にあらわれておらず、極めて遺憾であります。県では、去る９月８日と12日に、在日米軍沖縄

地域調整官及び沖縄防衛局長等に対し、米軍機による航空機騒音の軽減措置等について要請を行ったところであります。

県としましては、航空機騒音による周辺住民の負担軽減が図られるよう、引き続き日米両政府に粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の(7)、北部基幹病院構想についての御質問にお答えします。

県は、北部医療圏において、医師の安定的な確保を図り、良質かつ効率的な医療を提供するためには、基幹的病院の整備が必要であり、これを実現する上で、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合することは、合理的な考え方であると認識しております。現在、統合に当たって整理すべき課題に関する処理方針の検討を進めており、保健医療部で作成した処理方針案について、関係部局との調整を行っているところであります。また、新病院が効率的な経営を行い、基幹的病院としての医療機能を持続的に提供していくための条件を検証するため、現在、新病院の損益収支及びキャッシュフローの試算を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(9)、特例制度実現に向けた取り組みと見通しについての御質問にお答えいたします。

鉄軌道導入の実現には、持続的な運営を可能とするため、駅舎やレール等のインフラ部分を公共が整備、保有し、運行会社は運行のみを行う公設民営型の上下分離方式となる特例制度の創設が必要不可欠であると考えております。そのため、県では、去る８月に国に対し、特例制度創設に向けた取り組みの加速、国による事業実施に向けた取り組みの早期着手を要請したところです。

県としましては、早期導入に向け、年度内の策定を目指し、鉄軌道の計画案づくりに取り組んでおり、計画案策定後は、策定した計画案をもとに、県民一丸となって早期の事業化を国に働きかけていく考えであります。

次に、同じく１の中の(10)、自立型経済に向けた取り組みと地域経済循環率についての御質問にお答えいたします。

本県経済は、これまでの沖縄振興諸施策の推進により、県の経済動向が19期連続――これ４年９カ月でございますが、「景気は拡大している」となるなど、好調を持続しております。しかし、県民所得の向上等についてはいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあると考えております。また、経済産業省が提供する地域経済分析システムによると、平成25年の沖縄県の地域経済循環率は、81.5％で全国43位となっており、県外経済への依存度が高い状態にあると考えております。自立型経済の構築に向けては、本県の地域特性を生かした比較優位性のある産業を育成し、域内産業の活性化を図ることが重要であることから、生産性の向上とあわせて、雇用の質の改善や産業の高度化に対応できる人材育成等に取り組んでいるところであります。このような取り組みにより、地域経済循環率の改善が図られるものと考えております。

次に、４、離島振興についての中の(4)、那覇―粟国航空路線における県の対応と再開に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

粟国路線については、現在、第一航空株式会社において、国土交通省大阪航空局の指導のもと安全運航体制を整えているところであり、８月末時点で機長１名、副操縦士１名を育成・確保したと聞いております。運航再開に向けては、１日当たりの便数、発着時間等の運航計画や収支見込み等について、第一航空、粟国村、県の３者で調整を行っているところであります。あわせて、今後は、粟国村民からの信頼の回復を図るため、第一航空において粟国村民への丁寧な説明がなされることが必要であると考えております。

県としましては、粟国路線再開に向け、関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２のアジア経済戦略構想についての質問のうち、(1)アの国際物流拠点の進捗についてにお答えいたします。

航空物流では、平成28年度、那覇空港の国際貨物取扱量が19万6000トンとなり、成田、関空、羽田に次ぐ国内第４位の空港となっております。また、海上物流では、泡盛などの生産者が一体となった共同物流体制の構築や、中古車を初めとする輸出の促進等、物流機能の高度化のほか、那覇港総合物流センターの整備を進めるなど、国際物流拠点の形成に向け、順調に推移しております。

次に、２の(1)のイのＡＮＡカーゴの路線再編とその影響についてにお答えいたします。

今回の再編は、効率的な運用により収益性を高め事業基盤強化を図るものであり、ＡＮＡカーゴは、沖縄をアジアと我が国を結ぶ重要拠点として位置づけ、貨物量もふえていることから、県としては、影響はないものと考えております。

次に、２の(3)アの国際情報通信拠点スマートハブ形成の進捗状況についてにお答えいたします。

県では、国際情報通信拠点スマートハブの形成を図るため、沖縄ＩＴイノベーション戦略センターの設立準備や、情報通信産業と他産業連携の促進等、具体的な施策を展開しております。アジア経済戦略構想推進計画の成果指標による進捗状況としては、平成26年度から平成28年度までの３年間で、情報通信関連産業の売上額が7.8％増加の4283億円、立地企業数が23.4％増加の427社、雇用者数が21.9％増加の４万5474人となっており、おおむね順調に推移しております。

次に、２の(3)のイの沖縄ＩＴイノベーション戦略センター設立の進捗と方向性についてにお答えいたします。

県では、ＩＴの活用による産業全体の振興を図るため、官民一体となって、中長期的な成長戦略を提言し実行する沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを一般財団法人として設立することとしております。現在、平成30年中ごろの設立に向けて、組織・運営体制の検討、経営戦略・事業計画の策定などの準備作業を行っております。同センターが県外・海外の研究機関等と緊密に連携することで、先進的な技術やノウハウを取り込むとともに、県内産業界のニーズや課題を組み合わせることで、本県産業のイノベーションを促進する組織としたいと考えております。

次に、２の(4)アの新たなものづくり産業の推進に係る進捗状況についてにお答えいたします。

県では、今年度、沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会に、新たなものづくり部会を設置し、県内製造業と誘致企業との連携方策及び再生医療のアジア展開に向けた方策の検討を行っているところであります。具体的には、ものづくり産業の高度化を図るための企業連携や他産業との連携、人材育成、ものづくり振興センターの機能に加え、細胞加工に係る設備等の導入について検討することとしております。

次に、２の(4)イのサポーティング産業の強化についてにお答えいたします。

県では、これまで、素形材産業振興施設を整備し、サポーティング関連企業の集積を図るとともに、金型技術研究センターを設置し、金型技術等に関する研究開発、人材育成、機器提供等を行ってきたところであります。また、今年度は、工業技術センターにおいて、沖縄ものづくり技術展や企業連携をテーマとするシンポジウム等を開催したところであります。今後は、サポーティング産業のさらなる育成・強化を図るため、製造業県内発注促進事業やものづくり基盤技術強化支援事業等を拡充してまいります。

次に、２の(4)のウ、本県におけるＥＶの推進についてにお答えいたします。

各国でＥＶへの転換の動きがあることは、承知しております。県におきましては、現在取り組んでいるＥＶについては、観光やレジャー施設等で利用されるものを想定しており、景観やデザインなど多様なニーズに対応できる少量多品種生産を目指しています。少量多品種生産では、大手が参入しにくく、比較優位性があるとともに、本県においては、入域観光客数が伸びていることから、マーケットとしても有望であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、アジア経済戦略構想についての御質問の中の(1)のウ、那覇港浦添埠頭の整備についての御質問にお答えいたします。

那覇港管理組合が設置する那覇港長期構想検討委員会において、浦添埠頭は、地域振興のための臨空・臨港型産業集積拠点及び一体的に機能する流通拠点の展開を図る地域として検討されております。同組合によると、整備がおくれると浦添埠頭地区の目標の実現に影響が生じるとのことであります。

次に、４、離島振興についての御質問の中の(1)、渡嘉敷港のフェリーバースについての御質問にお答えいたします。

渡嘉敷港は、南東からのうねりの影響や台風の余波等によってフェリーの接岸や荷役作業に支障が生じる状況にあります。県は、今年度、港内静穏度の向上を図るための調査を始めたところであり、調査の過程において対策を検討していきたいと考えております。

同じく４の(3)、南北大東港の船だまりの整備についての御質問にお答えいたします。

南大東港（亀池地区）及び北大東港（北地区）における船だまりの整備については、現在整備が進められている南大東漁港（南大東地区）及び（北大東地区）の利用状況を踏まえ、検討していきたいと考えており

ます。

次に、６、土木建築行政についての御質問の中の(1)、道路管理の包括的民間委託についての御質問にお答えいたします。

道路の除草や路面補修などの包括的な民間委託については、今後の職員減を想定して検討しているものであります。また、包括的民間委託の実施に際しては、さまざまな分野の専門業者がかかわることから、その業者の安定的確保に課題のある離島の土木事務所において、その他の課題の洗い出しや対策を検討しているところであります。

同じく６の(2)、県道浦添西原線港川道路の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

県道浦添西原線港川道路は、平成28年度末の進捗率が約84％となっております。現在、用地取得を終えた箇所において道路改良工事を実施しており、９月１日の日米合同委員会で承認を得た共同使用箇所の工事の実施については、米軍及び沖縄防衛局と詳細な調整を行っているところであります。浦添北道路及び臨港道路浦添線について、国は平成29年度末の供用開始を予定しているとのことであり、工事未着手区間がある中にあって、今年度末の港川道路の暫定２車線同時供用開始は厳しい状況にありますが、引き続き関係機関と連携して早期着手に取り組んでまいります。

同じく６の(3)、大規模建築物の耐震化の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県は、平成25年改正の建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて、ことし７月18日に不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震診断結果を公表したところであり、対象建築物37棟のうち現行の耐震基準を満たしていない建築物は22棟となっております。耐震性が不足する公共建築物については、所管する関係部局や自治体に対して早急な対策を促すとともに、耐震性が不足する民間建築物については、所在市町村と連携して交付金を活用した耐震改修等への補助を実施し、耐震化の促進を図っているところであります。平成29年度は、耐震改修工事３棟の補助を行っており、引き続き事業者の改修計画に応じて支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２のアジア経済戦略構想についての御質問の中の(2)のイ、目標値の達成に向けた取り組み内容や１人当たり消費額の減についてにお答えいたします。

県では、第５次沖縄県観光振興基本計画で掲げる観光収入1.1兆円、入域観光客数1200万人の目標達成に向けて沖縄観光推進ロードマップを策定し、国内外市場からの誘客や受け入れ体制の構築等、関係機関と連携して各種施策を推進しております。また、平成28年度の計画の改定に伴い修正した目標値のうち、観光客１人当たりの消費額を従前より低く設定していることについては、空路客と比べて滞在時間が短いために１人当たりの消費額としては少額となる海路客数の目標値を当初計画策定時の25万人から200万人に大幅に増加させたことで、海路客の入域観光客数全体に占める割合が大きくなったことから、結果として全体での１人当たり平均消費額が低く算出されたものであります。

県としましては、目標の達成に向けて引き続き官民の関係機関と連携し各施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、農畜水産業についての御質問中の(1)、農水産業のブランド化と６次産業化の取り組みについてお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備など７つの基本施策に取り組んでおります。具体的には、１、園芸産地の生産条件整備を支援する園芸ブランド機械整備事業、２、アグー豚の効率的な育種改良法を確立する世界一おいしい豚肉作出事業、３、６次産業化を支援するおきなわ型６次産業化総合支援事業などの施策に取り組んでおります。

県としましては、引き続き県産農林水産物のブランド化や６次産業化を推進してまいります。

同じく(2)ア、海洋資源の保護・保全についてお答えいたします。

県では、本県周辺水域の水産資源の保護・保全を図るため、各種の資源評価に関する調査研究や適正な管理策の検討などに取り組んでいるところであります。その成果として、漁獲サイズ制限、禁漁期及び保護区の設定等、さまざまな資源管理措置が講じられております。また、高度回遊性魚類であるマグロ類については、国際的な資源管理の枠組みや国の方針に基づき漁獲量のモニタリング等を行っているところであります。

県としましては、今後とも、国や漁業関係団体等と連携し資源管理型漁業の推進に努めてまいります。

同じく(2)イ、浮き魚礁への県内漁船の影響と対応についてお答えいたします。

沖縄県や県内の漁業団体等が設置した浮き魚礁については、各設置者の承認を得た者でなければその利用ができないことが沖縄海区漁業調整委員会指示で定められております。しかしながら、利用承認を得ていない県外漁船が浮き魚礁周辺で操業しているとの情報提供が県内関係団体からあります。県は、沖縄県漁業協同組合連合会とともに、関係各県及び団体に対し、委員会指示の周知を図りながらその遵守を求めているところであります。

県としましては、浮き魚礁利用に関する秩序維持が図られるよう、引き続き漁業関係団体と連携して対応してまいります。

同じく(3)、耕作放棄地の対策についてお答えいたします。

平成28年の耕作放棄地面積は、農地法の改正に伴い調査範囲が拡大されたこともあり、3279ヘクタールと前年に比べ297ヘクタールの増となっております。

県におきましては、耕作放棄地の対策として、21年度から沖縄県耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、28の市町村が設立した地域協議会と連携して耕作放棄地の再生に取り組んでいるところです。21年度から28年度までに316ヘクタールの再生を行っております。

今後とも耕作放棄地の再生に向けて農地中間管理機構や市町村等関係機関と連携し、担い手への農地集積に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の離島振興についての御質問で(2)、離島からの高校進学に対する経済的支援及び生徒の入寮についてお答えいたします。

現在、高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生を支援していくため、国及び県からの補助を受け、離島高校生修学支援事業を実施しております。同事業につきましては、平成25年度より限度額が年15万円から24万円に９万円引き上げられておりますが、保護者の経済的負担は大きいことから、支援額のさらなる拡充などについて、全国都道府県教育長協議会等を通して国に対して要望しているところであります。高校生の寮につきましては、離島出身高校生の寮である離島児童生徒支援センターが120人定員となっており、現在１年生と２年生を中心に86名が入寮しております。また、北山高等学校など県立高校11校に寄宿舎を整備しており、離島出身等の生徒を優先的に入寮させているところであります。その総定員数は806人であり、５月１日現在の入寮生は591人であります。

離島出身生徒が全員入寮できる体制の整備につきましては、今後関係市町村等とも意見交換を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　５、警察行政についての御質問の中で、(1)の飲酒運転実態調査結果の受けとめと今後の対応についてお答えいたします。

本県では全ての人身事故に占める飲酒絡み事故の構成率は、27年連続全国ワーストワン、全ての死亡事故に占める飲酒絡み死亡事故の構成率は４年連続全国ワーストワンとなっております。飲酒運転の検挙件数は平成27年が1632件、28年が1856件、29年上半期で既に1105件といずれも実数で、これも議員御指摘のとおり全国１位、ワーストワンとなっております。また本年上半期に飲酒運転で検挙された者約700名へのアンケートを行ったところでは、飲酒後車を運転するつもりだったと回答した者が75.6％を占めております。

県警察といたしましては、このような現状を踏まえ、運転免許取得前の若い世代から飲酒運転の危険性を認識させるため、教育庁と連携をいたしまして、本年８月末現在で高校生に対し飲酒運転防止の交通安全教育を40回、対象者約２万1000人、中学生に対しましても、飲酒の害を含めた飲酒運転防止の教育を45回、対象者約５万8000人を行っております。小学生に関しましても、小学校と連携して子供から親や祖父母に対して、例えば飲酒運転をして捕まったら自分は悲しいとか、飲酒運転は絶対にしないでなどのメッセージを記載した手紙を送る、いわゆるレター作戦を行っているところであります。

県警察といたしましては、今後とも教育庁と連携して、児童生徒に対する飲酒運転根絶教育を推進してまいる所存であります。

次に、(2)、違法薬物事犯の現状と今後の対応についてお答えをいたします。

県内における過去３年間の薬物事犯検挙人員の推移については、平成26年は125人、27年167人、28年175人と増加傾向にあります。うち、暴力団を見てみますと大体15人から25人と推移しておりますので、逆に言いますと、暴力団以外のいわゆる一般人の数が

26年は104、27年142、28年160と増加傾向にあります。本年８月末現在では125人を検挙しており、過去最多だった昨年同期を上回るペースで推移しております。薬物別に見てみますと、本年125人のうち覚醒剤が75人、大麻が44人とこの２つの薬物でほぼ全てを占めているところであります。

検挙人員増加の一つの要因としましては、職務質問による覚醒剤末端乱用者の検挙が増加したことが挙げられます。また本年暴力団関係者の覚醒剤検挙人員も昨年同時期と比べ大幅に増加しており、覚醒剤が暴力団の有力な資金源になっていることがうかがえます。

県警察といたしましては、末端乱用者の徹底検挙による需要の根絶、暴力団等薬物密売組織の徹底した取り締まりによる供給源の遮断、税関、海上保安庁及び麻薬取締支所等関係機関と連携した水際対策、さらに県民に対する広報啓発活動など総合的な対策を引き続き推進していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時44分休憩

午後４時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　皆さん、お疲れさまです。

社民・社大・結連合の亀濱です。

会派を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

質問の前に、あらかじめ何点か割愛させていただきたいと思います。

まず１の(4)を取り下げて、次回に送りたいと思います。それと７の(4)、８の(4)の３点を取り下げて次の機会へというふうに思っています。

よろしくお願いいたします。

少し順番を入れかえさせていただいて、質問８の台風18号についての質問からさせていただきたいと思います。

今月13日から発生というか吹き荒れまして、宮古、多良間島を直撃しさらに日本列島を縦断して甚大な被害を及ぼしました台風18号ですが、被害を受けた皆様にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

まずこの新聞で、もう皆さんごらんになっていらっしゃると思うんですけれども、（資料を掲示）　まずサトウキビの被害が一番大きかったというふうに、私自身も被害を、何日か畑を回ったりして感じました。６億を超える被害というふうになっておりますので、県といたしましては、相談体制も含めて適切な対応を望みたいというふうに思います。

被害の状況と対応策についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

続いて、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、オール沖縄会議第２次訪米行動は、先月８月に米カリフォルニア州を訪問して、まず辺野古の海と大浦湾を埋め立てる米海兵隊の新基地建設の中止、２点目に世界自然遺産に匹敵する沖縄北部自然林でのヘリパッド建設と運用の中止、３点目に普天間飛行場の閉鎖・返還を求める要請等を関係機関や団体、そして上院議員・下院議員等々に要請行動を行いました。在沖米軍基地から派生する被害、そして長く続く理不尽な負担等々を環境、女性、若者、労働団体、議員それぞれの立場で訴えてまいりました。そしてその行動から沖縄が全国に、そして世界に向かってたゆまぬ発信をすることが必要なんだというふうに強く感じました。知事の訪米行動もしかりです。そしてその積極的な知事の行動が世界に向けて沖縄のこの基地被害というもの、基地の理不尽な負担というものをしっかりと発信しているなというふうに感じました。

以下、知事の所見をお伺いいたします。

ア、1995年の少女暴行事件の翌年、沖縄から女性たちが訪米し沖縄の基地の現状を訴えた行動以来、市民外交が続けられて、地方議会――これは象徴的なのはカリフォルニア州のバークレー議会ですが――ここで米軍基地に関する当事者意識が芽生えて、そして沖縄の人々への支援の決議というのが上がりました。こういったことを私たちが意見交換をし、そして交流をする中でやはりこの沖縄が発信していく道というのはとても大切だと重要だというふうに感じています。市民外交や地方議会、連邦議会議員、関係機関へのアプローチとその継続の必要性について所見をお伺いしたいと思います。

イ、全米に組織されたアジア太平洋系アメリカ人労働連盟――ＡＰＡＬＡといいますけれども――の辺野古・高江、高江がちょっと質問の中に抜けましたけれども高江も含めていただきたいと思います。辺野古・高江新基地建設に反対する沖縄の人々との連帯決議がＡＰＡＬＡの創立25周年記念大会で上げられました。この内容がとても私は、一行だけ紹介したいと思うんですけれども、その最後に我々は米国連邦議会が沖縄における米軍基地拡張に対する支持を留保し沖縄の人々が民主的に示してきた民意を尊重するように要請するというふうになっています。この労働組合が各地域に戻って各地域の支持、意見そして地方議会さらに

は連邦議会へとみずからの立ち位置から行動を起こしていくということが決議されました。これはすばらしいことだというふうに思っています。これについてこの可能性について所見を伺いたいというふうに思います。

ウ、米軍基地汚染の除去と、これまちづくりと書きましたけれどもまちづくりは跡地利用になりますので、ひとまず私が質問したいのは現在進行形のことですので、取り組む市民、地方自治体について私たちは訪米中多くのことを学ばせていただきました。県は、ことし３月に沖縄県米軍基地環境調査ガイドラインを策定いたしております。とりわけ米軍基地汚染問題への市民等へのかかわりについてその対応をお伺いしたいと思います。

(2)、2003年に米国防長官等を相手取り、サンフランシスコ連邦地裁において提訴された沖縄ジュゴン訴訟と、大浦湾のジュゴン保護についてお伺いいたします。

ア、米サンフランシスコ第９巡回控訴裁判所で原告適格が認められました。審議を地裁に差し戻すという画期的な判決について、その展望について当局がどのように捉えていらっしゃるのか見解をお伺いしたいと思います。

イ、沖縄の海は、ジュゴンの生息域の最北限とされています。ジュゴンが絶滅危惧種、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いというふうに指摘されております。さきの６月議会代表質問、比嘉京子議員の質問に平成29年度ジュゴンの生息状況を調査し保護方策のあり方を検討するというふうに答弁いたしておりますけれども、積極的な県の対応が求められますが、現在どうなっているのでしょうかお聞かせください。

(3)、日米地位協定の見直しについて、県作成の改定案の意義、国への要請と防衛省の対応についてお聞かせください。あわせて、米軍基地には国内法が適用されているとの国会答弁（192回外交防衛委員会）においての答弁ですが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

続いて辺野古の地層・地盤についてであります。

ア、活断層の存在、軟弱、脆弱な地盤等、さきの議会でこれも比嘉京子議員の質問で答えているところですが、指摘された問題について、その後の沖縄防衛局の対応はどうなっているのか伺いたいと思います。再度これまた答えた後に再質問をさせていただきたいと思います。

(6)、米軍基地周辺における公共用水域等の調査と対応について。

ア、これまでに基地周辺の水質調査で、環境基準値を上回った箇所はあるかお答えいただきたいと思います。

イ、嘉手納基地におけるフッ素化合物（ＰＦＯＳ）とその対応についてお伺いいたします。

２点目です。宮古島、石垣島への自衛隊新基地建設についてお尋ねいたします。

(1)、宮古島への自衛隊新基地建設計画は、新たな場所に弾薬庫建設が提案され、地域から反対の声が上がっています。次々と弾薬、実弾射撃訓練場、そして指揮所、地下での建設、そして可動式の配備等が進むことはこれはもう明らかで想定されるところであります。標的の島へとなる危険性をはらむ今の現状、沖縄戦を経験したこの沖縄にとって基地があることがどういうことを示すかということがわかるというふうに思います。ぜひ有事において、島々を抱える沖縄県では国民保護計画は住民をしっかり守ることは難しいということがわかると思います。平和的外交を求めて新たな基地はつくらせないとの姿勢を示していただきたい。所見をお伺いしたいと思います。

(2)、石垣島への自衛隊配備計画は、建設予定の面積が拡大され、市民の反対署名が１万4000筆以上提出されています。この中で進められようとしております。21世紀ビジョンの沖縄の将来像とあわせて、県内に新たな基地をつくらせない方向を求めたい。御見解を伺います。

(3)、宮古島は、活断層が多くある構造であることが指摘されています。地下水に生活用水、農業用水の全てを頼る島であります。地下水への汚染が懸念されることから、地層や断層や地質調査の環境調査を県独自で調査していただきたい。県が求めた防衛局への対応についてもお伺いしたいと思います。

さらに３点目、宮古島への海上保安庁の射撃訓練場の建設について。

宮古島に海上保安部の射撃訓練場建設計画が浮上しています。予定地は、美しい岬へと向かう観光地であり住民は反対の声を上げています。住民の声を聞かずに進められることがあってはならないと思います。県の見解を伺います。

さらに４点目、下地島空港の周辺の用地の利活用と取り組みについてお伺いをいたします。

(1)、これまで事業が締結された第１期事業の進捗状況と地域への経済的・社会的波及効果についてお伺いをいたします。

ア、国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業の進捗状況と今後の見通しを伺います。

イ、革新的航空パイロット養成事業の進捗状況と、地域への経済的・社会的波及効果について伺います。

ウ、県所有の空港関連用地・周辺用地での第２期事業における各ゾーンでの地域の潜在力を生かした事業計画、事業の展開についてお聞かせいただきたいと思います。

５、環境行政について。

(1)、泡瀬干潟のラムサール条約の湿地登録について、ことし11月１日までの作業完了が必須であるというふうに指摘されておりますが、沖縄市との調整を含め急ぐ課題であります。県の対応をお伺いしたいと思います。

６点目、福祉行政について。

(1)、母子家庭支援についてでありますけれども、ア、県事業でゆいはぁと型の母子家庭自立支援施設を11市でも実施していただきたいというふうに思います。課題についてお伺いをいたします。

イ、北部を含めて離島の宮古・八重山地区においても設置は急務であると考えます。県の支援に力を入れていただきたいと思います。取り組みについてお伺いをしたいと思います。

(2)、高齢者の福祉についてでありますが、イのみを質問いたします。

視覚障害者支援と盲老人のための、これは養護老人ホームの改修事業をした運営が始まっておりますけれども、運営状況について課題も含めてお伺いをしたいと思います。

(3)、沖縄における肝炎患者への支援と課題についてお伺いをいたします。

(4)、県内各圏域におけるアルコール依存症の治療と社会復帰の支援についてお伺いをいたします。

(5)、ハンセン病回復者支援について。

ア、国立ハンセン病療養所沖縄愛楽園と宮古南静園の将来構想について、県の考えを伺います。

イ、本県は、全国で最も多い回復者が生活いたしております。退所者、そして非入所者の支援について、現状と課題についてお伺いをいたします。

７、教育行政となっておりますけれども、これは医療・福祉行政になります。

(1)、こども医療費の充実についてお伺いいたします。

全ての子供の医療費の支援は、義務教育終了まで負担をなくすこと、窓口での無償化、現物給付が望まれます。県の対応についてお伺いをいたします。

(2)、来年度開設予定の沖縄県児童心理治療施設についての進捗状況と課題についてお伺いをいたします。

(3)、沖縄県内で設置されていない栄養士、薬剤師の学科新設が求められています。その対応についてお伺いをいたします。

８番、離島振興についてでありますが、離島の農業後継者担い手育成の事業、畜産やサトウキビ等への支援についてお伺いをいたします。

以上、お伺いをしたいと思います。

御回答のほうよろしくお願いをいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　亀濱玲子議員の代表質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(3)、日米地位協定の見直しに関する要請及び米軍基地への国内法の適用についてお答えをいたします。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、平成29年９月に要請を行ったところであります。要請を受けた小野寺防衛大臣からは、沖縄の基地負担軽減のためさまざまな努力をしていきたい、お互いに協議をしながら知恵を出していきたいとの発言がありました。また、米軍基地に国内法が適用される旨の国会答弁については、米軍の施設・区域は日本の領域であり、日本政府が米国に対しその使用を許しているもので、したがって米軍の施設・区域内でも日本の法令が適用される旨の国の見解を述べたものと承知しております。

次に、教育行政についてに関する御質問の中の７の(2)、児童心理治療施設の進捗状況と課題についてお答えをいたします。

児童心理治療施設につきましては、平成27年７月に設置・管理運営法人を選定の上、糸満市等関係機関との調整を進めてまいりました。現在、法人において建設工事を実施しているところであり、平成30年４月の開設を見込んでおります。児童心理治療施設の設置に当たっては、専門医療体制の確保、教育の確保等が課題となっていることから、沖縄県としましては、引き続き、関係機関と連携し、開設に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、離島振興についてに関する御質問の中の８の(1)のイ、台風18号の被害状況と対応策についてお答えをいたします。

台風18号による農林水産業関係の被害額は、約６億5900万円となっております。被害内訳としては、サトウキビが約５億9900万円、漁船など水産関係が約4300万円などとなっており、宮古地区が約６億2200万円と全体の約94％を占めております。農林漁業者への支援策としては、１、農業改良普及機関への相談窓口の設置、２、農業・漁業共済等の制度活用の周知、３、農林漁業セーフティネット資金など、低利な制度資金の周知などを行っております。

沖縄県としましては、引き続き、ＪＡや市町村等関係機関などと連携し、支援してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、米国における連邦議会、関係機関へのアプローチについてお答えいたします。

沖縄の基地問題の解決に向けて、これまで、多くの市民団体や県議会議員等により、基地の整理縮小などを求める要請活動が行われてきたことは、過重な基地負担に対する県民の心情のあらわれであると理解しております。このような取り組みを継続的に行うことは、米国側の理解と協力を促す上で非常に重要であると考えております。

次に、１の(1)のイ、アメリカ人労働連合の沖縄の人々との連帯決議についての御質問にお答えいたします。

オール沖縄会議を初めとする多くの関係者の御尽力により、８月19日、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合（ＡＰＡＬＡ）の総会において沖縄県民との連帯決議が採択されたと承知しております。同決議には、各地域の労組や地域、州政府などに同決議を広げていくことや、米連邦議会に対し、在沖米軍基地拡大への支持をやめ、沖縄の人々の民主的な要望に敬意を表すべきとの文面が盛り込まれております。ＡＰＡＬＡは、全米に20余りの支部と約66万人の会員を擁する団体であり、米国での世論形成に大きな影響を与える可能性があると考えており、大変意を強くしております。

次に、１の(2)のア、ジュゴン訴訟の判決と展望についてお答えいたします。

平成15年に日米の環境保護団体によって提訴された沖縄ジュゴン訴訟において、提訴から14年の歳月を経て、米サンフランシスコ連邦控訴裁判所が一審での却下判決を覆して原告適格を認めたことは、今後の差し戻し審で工事停止の可能性を切り開いたものであると考えております。また、当該判決では、辺野古新基地建設をめぐる議論が収束していないとも判示しておりますが、これは、前知事が埋め立てを承認したという原点に戻ることになったが、それ以降も設計変更等いろいろな手続について、改めて一つ一つチェックをしていかなければならないとする県の立場とも合致するものであると考えております。

次に、２、宮古島、石垣島への自衛隊新基地建設についての御質問の中の(1)、宮古島及び石垣島への自衛隊配備についてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。近隣諸国との関係については、平和外交に努力すべきことは当然であり、政府において、これまでにも増して不断の外交努力を行っていただくことが重要であると考えております。

次に、３、宮古島への海上保安庁の射撃訓練場の建設についての(1)、海上保安庁による宮古島への射撃訓練場の整備についてお答えいたします。

海上保安庁に確認したところ、平成30年度予算概算要求において、治安・救難・防災業務の充実強化のため、宮古島市に射撃訓練場を整備する費用を計上しているとのことであります。県としては、射撃訓練場の整備について、地元の不安を招かないよう、国は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に配慮していただきたいと考えております。

次に、８、離島振興についての御質問の中の８の(1)のア、台風第18号の被害状況についてお答えいたします。

台風第18号の被害状況につきましては、人的被害はありませんが、宮古島市において、住家被害が床上浸水７件、床下浸水４件、一部損壊８件生じたほか、公共施設の駐車場屋根破損１件、シャッター損壊１件等が報告されております。農作物等の被害については、主に宮古島市で発生し、被害額は９月21日時点で約６億5883万5000円と報告されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のウ、米軍基地汚染への市民等の関与についてお答えします。

米軍基地の返還に際しては、跡地利用推進法において、土地の所有者及び地方自治体は、沖縄防衛局が定める返還実施計画に対し、事前に意見を述べることができることとなっております。しかし、運用中の米軍基地や返還後の跡地においても基地環境汚染が懸念され、その影響は周辺住民にも及ぶおそれがあることから、県では基地環境問題への市民等の参画も重要であると認識しております。そのため、平成29年３月に策定した沖縄県米軍基地環境調査ガイドラインに住民参画・情報公開に関する事項を盛り込んだところであります。

県としましては、当該ガイドラインの適切な運用を図ってまいります。

同じく1の(2)のイ、大浦湾で生息しているジュゴンの確認と保護に係る県の対応についてお答えします。

沖縄防衛局が実施したジュゴン調査において、沖縄島北部周辺海域で３頭のジュゴンが確認されておりましたが、大浦湾を含む嘉陽海域に出現していたジュゴン１頭が平成27年６月24日を最後に確認されていない状況となっています。ジュゴンの生息状況については、実態が不明な点が多いことから、県では、平成28年度から29年度にかけて沖縄島周辺海域を対象にジュゴン保護対策事業を実施しております。本事業では、平成28年度にジュゴンの目撃情報やジュゴンの餌となる藻場の分布状況等について整理を行い、専門家で構成する検討委員会の意見を踏まえ、４つの調査海域を選定したところであります。平成29年度は、当該４海域についてジュゴンの生息状況等調査を実施し、その結果を踏まえ、ジュゴンの保護方策のあり方を検討してまいりたいと考えております。

同じく１の(6)のア、基地排水等水質調査の結果についてお答えいたします。

県では、米軍施設からの排水等に起因する河川や海域等の水質汚濁を未然に防止し、県民の健康と生活環境の保全を図るため、昭和51年より基地排水等監視調査を実施しております。これまでの基地周辺の水質調査の結果につきましては、キャンプ・ハンセンを流れる億首川やキャンプ瑞慶覧を流れる普天間川下流で、海水由来と思われるホウ素が環境基準値を超過し検出されたことがあります。また、嘉手納飛行場を流れるダクジャク川で土壌由来と思われる大腸菌群が基準値を超過し検出されたことや、キャンプ・コートニーの周辺海域でｐＨやＣＯＤが基準値の範囲から外れたことなどはありますが、米軍基地が直接原因と考えられる基準値超過はこれまで確認されておりません。

次に、宮古島、石垣島への自衛隊新基地建設についての御質問の中の(3)、宮古島の環境調査の実施についてお答えします。

県では、水質汚濁防止法に基づき、宮古島を含め全県的な地下水の定期調査を実施しております。現在のところ、宮古島の地下水の水質については、環境基準を満たしている状況が続いており、引き続き、宮古島の地下水の環境保全について注視してまいりたいと考えております。自衛隊配備に係る環境調査については、事業者である沖縄防衛局の責任において実施される必要があることから、去る６月20日付で沖縄防衛局に対し、地下水及び地下構造の調査の実施について照会したところ、自衛隊施設の排水が周辺環境に影響を及ぼさないよう、関係法令等に従って適切に対応してまいりますとの回答でした。

県としましては、環境調査の実施について、地元宮古島市の意向等も踏まえながら調整していきたいと考えております。

次に、環境行政についての御質問の中の(1)、泡瀬干潟の鳥獣保護区指定に向けた県の取り組みについてお答えします。

ラムサール条約への登録は、鳥獣保護区の指定など、法律により、将来にわたって自然環境の保全が図られることや、湿地の重要性の国際基準を満たすこと、地元住民などから登録への賛意が得られることという３つの条件が必要であります。そのため、県では、平成29年３月に策定した沖縄県第12次鳥獣保護管理事業計画において、平成29年度中に泡瀬干潟を鳥獣保護区及び特別保護地区に指定することを位置づけ、ことし７月以降、地元自治体や県の関係部署に対し、具体的な区域案を示しながら説明等を行っております。

県としましては、できるだけ早期に泡瀬干潟を鳥獣保護区及び特別保護地区として指定できるよう、引き続き関係機関と調整を図ってまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)のア、軟弱地盤等の問題への対応についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業のボーリング調査結

果において、埋立区域の土質には琉球石灰岩の分布が確認されております。このことから、沖縄防衛局に対しては地下に空洞等が存在する調査の実施状況について照会したところであります。沖縄防衛局は、過去の調査結果から、現時点で地下に空洞が存在するかの調査を行う必要があるとは考えていないと回答しております。また、環境保全図書においては、既存文献等によると沖縄島北部で目立った活断層は確認されていないと記されております。県は、引き続き、構造物に係る実施設計の事前協議において必要な照査を行い、構造物全体の安定性及び安全性を確認していきたいと考えております。

次に、４、下地島空港と周辺用地の利活用の取り組みについての御質問の中の(1)のア、国際線等旅客施設の進捗状況と今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

下地島空港における国際線等旅客施設の整備については、８月に伐採等の準備工事に着手しております。事業者によると、平成31年３月の開業に向け、10月からは旅客施設の本体工事に着手するとのことであります。

同じく４の(1)のイ、革新的航空パイロット養成事業の進捗状況等についての御質問にお答えいたします。

革新的航空パイロット養成事業について、事業者は、平成30年４月の開業に向け、現在、連携企業と業務提携に関する調整等に取り組んでいるとのことであります。なお、経済的波及効果について詳細は把握しておりませんが、訓練生受け入れに伴う宿泊や食費などの消費の押し上げが期待できるものと思われます。

同じく４の(1)のウ、新たな事業展開と地域への波及効果についての御質問にお答えいたします。

下地島空港及び周辺用地の利活用については、ことし８月31日に事業者公募を開始したところであり、空港機能を生かした航空産業に加え、下地島等の観光資源を生かした幅広い事業提案を期待するものであります。なお、地域への波及効果については、提案事業の内容が具体化した時点で明らかになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　町田　優君登壇〕

○企業局長（町田　優君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で１の(6)のイ、嘉手納基地のＰＦＯＳの状況と対応についてお答えします。

平成29年度のＰＦＯＳ等の測定結果については、水源である比謝川で１リットル当たり平均226ナノグラム、嘉手納井戸群で平均56ナノグラムですが、北谷浄水場における浄水後の値は、平均29ナノグラムであり、目標値の70ナノグラム以下となっております。沖縄県企業局では、これまでにＰＦＯＳ等対策として、北谷浄水場の粒状活性炭の取りかえ工事を実施してきたほか、日米両政府に対し、調査への協力と適切な対応策を講じることを求めてきたところであります。今後とも、この問題の早期解決が図られるよう、沖縄防衛局及び米側と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　６、福祉行政についての御質問の中の(1)、ひとり親家庭生活支援モデル事業の各市の実施状況・課題と離島等での実施についてお答えします。６の(1)アと６の(1)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

ひとり親家庭生活支援モデル事業は、平成28年11月から、新たに中部及び北部地域に拠点事務所を開設し、支援の拡充を図ったところであります。また県では、これまで母子生活支援施設未設置の市に対し、施設の設置もしくは同事業の実施を呼びかけており、今年度も各市長を直接訪ね、要請しております。その結果、平成25年10月からうるま市、平成28年４月から宜野湾市が類似事業を開始し、今年度は、この９月から糸満市が類似事業を開始しました。各市ごとに地域の支援ニーズや財政負担の課題はありますが、県としては、引き続き施設の設置等に向けた意見交換など、離島を含む市に対する働きかけを行ってまいります。

次に、６(2)のイ、視覚障害者に配慮した養護老人ホームの運営状況等についてお答えします。

県では、既存の養護老人ホームの一部を視覚障害者専用とするための改修や設備の整備及び視覚障害者に対応する支援員の人材育成に要する費用を補助し、平成29年４月から受け入れる体制が整ったところであります。また、視覚障害者等の受け入れについて、市町村及び沖縄県視覚障害者福祉協会へ周知するとともに、県の広報誌へ掲載し、報道機関へ情報提供を行いました。現段階では、入所者はおりませんが、措置権者である市町村と意見交換を行っているところであり、沖縄県視覚障害者福祉協会とも意見交換を行い、課題等について整理してまいりたいと考えておりま

す。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕
○保健医療部長（砂川　靖君）　まず福祉行政についての御質問の中の、Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎患者への支援と課題についての御質問にお答えします。
沖縄県では、Ｂ型、Ｃ型肝炎治療費の助成を行う肝炎治療促進事業と、肝炎ウイルス検査の促進及び肝硬変や肝がんへの進行を予防する重症化予防推進事業を実施しております。県は、このような制度を知らないまま病状を悪化させる患者が存在することが課題であると認識しており、肝炎治療及びこれらの制度についての周知を徹底するため、医療機関及び市町村職員等を対象に、地域肝炎治療コーディネーターを養成しているところであります。
次に、(4)――――――――――――――――――――――――――――――――
次に、(5)のア、ハンセン病療養所の将来構想についての御質問にお答えします。
沖縄県では、将来構想の実現に向けて、検討会議を設置し、関係機関と意見交換を行っております。今後とも、入所者の意向を十分に踏まえ、両園や地元自治体等関係機関と連携し、将来構想の実現に向け協力して取り組んでいきたいと考えております。
次に、(5)のイ、ハンセン病療養所退所者等の支援についての御質問にお答えします。
ハンセン病療養所の退所者や非入所者への支援につきましては、本庁及び各福祉事務所に相談窓口を設置し対応しているほか、沖縄県ゆうな協会と連携し、県営住宅への優先入居にも取り組んでおります。しかしながら、相談窓口に訪れる回復者がほとんどいないことから、県としては、回復者が適切な支援を受けられるよう、今後とも相談窓口の周知を図っていきたいと考えております。
次に、教育行政についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度の見直しに対する市町村の意見と県の対応についての御質問にお答えします。
こども医療費助成制度の見直しについて市町村に意向調査を実施したところ、現行制度をベースとして未就学児に現物給付を導入する案を希望する団体が多くなっております。また、市は、現物給付の導入に合わせて通院の一部自己負担金の廃止を希望する団体が多く、他方、町村は、通院の対象年齢を自動償還方式での拡大を希望する団体が多くなっております。県は、市町村の意見も考慮し、所得区分の導入を見送り、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入する方向で検討を行っているところであり、あわせて通院の一部自己負担金の廃止についても検討しているところであります。
なお、通院の対象年齢の拡大につきましては、県及び市町村の財政状況、及び市町村間の権衡についても考慮しながら検討する必要があると考えております。
次に、(3)の栄養士及び薬剤師の学科の新設についての御質問にお答えします。
県では、管理栄養士養成課程の設置を行う大学の公募を行い、ことし８月に学校法人沖縄大学を補助予定事業者として決定したところであります。今後は、同大学において平成31年４月の設置に向けた取り組みが行われていくものと考えております。また、薬剤師の学科の新設については、平成27年４月に一般社団法人沖縄県薬剤師会から琉球大学へ薬学部創設についての要望がなされておりますので、沖縄県薬剤師会と意見交換を行いながら、状況の推移について見守っていきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕
○農林水産部長（島尻勝広君）　８、離島振興についての御質問の中の(2)、離島における農業後継者育成支援及び畜産やサトウキビへの担い手支援についてお答えいたします。
県では、農業後継者確保のため、一括交付金等を活用した沖縄県新規就農一貫支援事業による農業施設・機械等の整備支援、及び農業次世代人材投資事業による資金の交付などを実施しております。平成28年度の事業実績としましては、476名の農業後継者に対し支援を行い、そのうち離島地域につきましては、124名に対し支援を行っております。また、離島地域の畜産及びサトウキビ農業後継者53名に対し、支援を行っております。
県としましては、今後とも市町村等関係機関と連携し、農業後継者及び担い手の育成・確保に取り組んでまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時30分休憩
午後５時40分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
この際、申し上げます。
亀濱玲子さんの発言及びそれに関連する答弁部分につきましては、議長において後刻記録を調査の上適切

な措置を講ずることにいたします。
以上で本日の代表質問は終わりました。
本日の日程はこれで全部終了いたしました。
次会は、明28日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。
午後５時41分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　平　良　昭　一

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成29年９月28日

平成29年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　３　号）

平成29年
第　5　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

平成29年９月28日（木曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第3号

平成29年９月28日（木曜日）
午前10時開議

第１　代表質問
第２　甲第６号議案（総務企画委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問
日程第２　甲第６号議案
　　甲第６号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）

出　席　議　員（47名）

議　長	新　里　米　吉　君	23　番	末　松　文　信　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	25　番	渡久地　　修　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	26　番	玉　城　　満　君
2　番	玉　城　武　光　君	27　番	仲　村　未　央　さん
3　番	親　川　　敬　君	28　番	照　屋　大　河　君
4　番	新　垣　光　栄　君	29　番	仲宗根　　悟　君
5　番	次呂久　成　崇　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
6　番	宮　城　一　郎　君	31　番	金　城　　勉　君
7　番	大　城　憲　幸　君	32　番	砂　川　利　勝　君
8　番	金　城　泰　邦　君	33　番	具志堅　　透　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	34　番	島　袋　　大　君
10　番	新　垣　　新　君	35　番	中　川　京　貴　君
11　番	座　波　　一　君	36　番	座喜味　一　幸　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	38　番	新　垣　清　涼　君
14　番	平　良　昭　一　君	39　番	瑞慶覧　　功　君
15　番	上　原　正　次　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
16　番	当　山　勝　利　君	42　番	比　嘉　京　子　さん
17　番	亀　濱　玲　子　さん	43　番	大　城　一　馬　君
18　番	當　間　盛　夫　君	45　番	糸　洲　朝　則　君
19　番	上　原　　章　君	46　番	照　屋　守　之　君
20　番	山　川　典　二　君	47　番	仲　田　弘　毅　君
21　番	花　城　大　輔　君	48　番	翁　長　政　俊　君
22　番	又　吉　清　義　君		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田　優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城　武君	総務部財政統括監	宮城　力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員	與儀弘子さん
		警察本部長	池田克史君
保健医療部長	砂川　靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城　理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長金城棟啓君は、別用務のため本日、29日、10月２日及び10月４日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日及び29日の会議に公安委員会委員與儀弘子さん、10月２日及び10月４日の会議に同委員会委員阿波連光君の出席を求めました。

○議長（新里米吉君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわ、親川敬、代表質問を行います。

その前に、安倍総理大臣は本日召集される臨時国会の冒頭に衆議院を解散する表明をしています。この間のマスコミでは全国紙の中で毎日新聞では、「首相が「冒頭解散」を検討　国民が見くびられている」、日経新聞では、「首相は何を争点に国民の審判を仰ぐのか」、読売新聞では、「衆院解散意向　首相は具体的争点を明示せよ」と報じてきました。大義なき解散であることは否めないと思います。当初のもくろみと違った結果となる可能性を秘めた選挙の様相を呈してきました。そう思うのは、私一人でしょうか。

それでは通告に基づきまして一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件について。

那覇地方裁判所に訴えを提起した際、翁長知事は記者会見で、無許可の行為をしてまで新基地建設を拙速に進め、豊かな生物多様性を誇る辺野古、大浦湾の海を埋め立てようとする態度は、沖縄県民に寄り添うという発言とかけ離れており、到底容認することはできませんと述べました。知事の発言は、まさしく沖縄県民の思いに寄り添った行動であり高く評価するものであります。たび重なるオスプレイの事故に対しても、納得のできる説明がないままの飛行再開、さらにこの数カ月間米軍の訓練は日米両政府の合意を破る訓練を強行し、県民や地元から厳しい抗議を受けています。嘉手納基地では、住宅地への危険性が懸念されるため、伊江島補助飛行場で実施することで日米政府が合意したにもかかわらず、パラシュート降下訓練が６年ぶりに行われ常態化しつつあります。また海兵隊の輸

送機オスプレイによる午後10時以降の頻繁な飛行訓練、民間地近くでの物資をつり下げた訓練も強行しています。政府のこの間の態度は沖縄県民に寄り添うという言葉がいかに空手形であり、到底容認することはできません。

そこで、(1)、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件について。

ア、差しとめ請求の訴状概要について伺う。

イ、仮処分申立書の趣旨について伺う。

(2)、本議会で提案された訴えの提起についての請求の追加について。

検討経緯と効果について伺う。

平成28年度は我が会派の９名が代表質問を行いました。その際、各部長からの答弁をいただきました。以下の質問はその後の進捗について確認をしていきたいと思います。

２、知事公室関連について。

(1)、米軍関係者の事件・事故における裁判の状況と米側の免責示談の実態について伺う。

(2)、在沖海兵隊以外の新任兵士研修における研修資料はどうなっているのか伺う。

(3)、環境補足協定が逆に足かせとなってこれまで実施されてきた調査や視察ができなくなっている。改善の申し入れの結果について伺う。

３、企画部関連について。

(1)、沖縄自動車道料金の軽減要請の状況について伺う。

(2)、沖縄本島と離島間の石油製品の価格差について、島ごとの給油所の現状分析の結果とその対策について伺う。

(3)、離島地域や本島一部の通信インフラ改善として取り組まれている離島地区情報通信基盤整備推進事業実施状況と各家庭への普及状況について伺う。

(4)、平成29年度沖縄振興一括交付金の市町村の交付決定の状況と市町村間の流用の状況について伺う。

４、環境部関連について。

(1)、低炭素社会づくりの推進やクリーンエネルギーの普及促進等の取り組みについて。

ア、観光施設等の総合的エコ化促進事業実績について伺う。

イ、防災拠点や避難場所への再生可能エネルギー導入推進状況について伺う。

(2)、嘉手納基地周辺のＰＦＯＳ問題で主要河川、地下水等全県的な調査の結果について伺う。

(3)、ジュゴン調査の結果と保護対策のあり方を伺う。

(4)、返還された北部訓練場での沖縄防衛局が行う環境調査の状況と対策について伺う。

(5)、ヤンバル世界自然遺産登録について。

ア、ＩＵＣＮの調査――ここは検証となっていますけれども、調査という言葉を加えさせていただきたいと思います――ＩＵＣＮの調査・検証に対する県の対応について伺う。

イ、世界自然遺産として登録されるための、課題の一つに生態系や希少種を守るための具体的な施策、特に外来種対策が求められるようです。沖縄県では環境省と県が実施しているマングース防除事業の成果で、ヤンバルクイナの生息域の南限は拡大傾向にあるようです。しかし大宜味村では、野良猫などによりヤンバルクイナが襲われる可能性が高いようです。鹿児島県は去年生態系にとってどれだけ脅威かをランクづけした外来種番付を発表しています。奄美などの島嶼区でマングース以上の脅威だとトップに挙げられているが、野猫つまり、野生化した猫のようです。沖縄と同じような課題を抱えている奄美地域の登録に向けた取り組みについて伺う。

５、子ども生活福祉部関連について。

(1)、慰霊の日の知事の平和宣言を初め県議会議長や遺族会長の挨拶、そして詩の朗読に対する米軍関係者等の感想について伺う。

(2)、パーキングパーミット制度について関係団体や専門家等の意見聴取の状況について伺う。

(3)、寡婦控除みなし適用推進に関し九州各県との連携、国への要望状況について伺う。

(4)、待機児童の解消について。

ア、沖縄県の待機児童が全国で２番目に多い状況の要因について伺う。

イ、年齢別待機児童に応じた対策について伺う。

ウ、待機児童解消に向けた市町村の取り組み状況と県の支援について伺う。

(5)、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金手続の裁定事務の改善状況について伺う。

６、保健医療部関連について。

(1)、離島への水道水安定供給と料金低減策として今年度実施された粟国村、渡名喜村の料金設定と広域化の進捗状況について伺う。

(2)、民泊への対応状況について。

ア、無許可民泊の調査結果、無許可営業が確認された施設への対応状況について伺う。

イ、民泊新法の年間提供日数に対する県の考えについて伺う。

(3)、北部地区の基幹病院の整備のための課題抽出

後の県の考え方の整理状況について伺う。

７、商工労働部関連について。

(1)、泡盛製造業等振興策検討委員会の報告の内容と県としての対策について伺う。

(2)、海洋資源開発と利用促進を図るための人材育成や新産業の創出、関連企業の誘致状況について伺う。

(3)、電力自由化について。

電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめによると、全国的には発電された電力の一部を拠出する制度的取り組みが進められるようです。沖縄電力に対しては、他エリアとつながっていないことや卸電力の取引所が存在しないが、卸電力市場の活性化に対して一定の役割を果たすことが求められているようです。

そこで、ア、電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめに対する県の見解について伺う。

イ、沖縄電力が検討している需給調整用の卸電力メニューの創設について伺う。

８、文化観光スポーツ部関連について。

(1)、滞在日数の延伸対策として沖縄で体験したいメニューの設定状況について伺う。

(2)、２次交通の集積拠点を図るため実施されたレンタカー利用者及び事業者の実態調査結果と対策について伺う。

(3)、観光、スポーツ行政を推進するため総合事務局が設立した沖縄スポーツ産業クラスター検討会議での検討内容について伺う。

(4)、世界のウチナーンチュの日について。

ア、県内、国外での取り組みについて伺う。

イ、県の支援策について伺う。

９、教育委員会関連について。

(1)、中国北京の琉球人墓適切保護要請について、経緯と現状を伺う。

(2)、米軍施設内の文化財調査問題について、状況と対応について伺う。

(3)、昼寝時間の導入について全国の事例と検討の状況について伺う。

(4)、教員候補者選考試験問題で外部の有識者を交えた委員会での検討状況について伺う。

(5)、小中学校教員の勤務状況について。

ア、小中学校の勤務実態の把握について伺う。

イ、沖縄県立学校職員の長時間勤務による健康障害防止対策要領の運用状況について伺う。

ウ、メンタルヘルス対策の運用状況について伺う。

エ、教員の長時間労働改善策について伺う。

以上、１次質問とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

親川敬議員の代表質問にお答えをいたします。

企画部関連についてに関する御質問の中の３の(3)、離島地域等の通信インフラ改善の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県では、先島及び南部周辺離島地域に海底光ケーブルを敷設する事業を平成25年度から実施しており、南北大東島以外についてはループ化が完了しております。また、各家庭への普及のための取り組みとして、平成28年度から15市町村を対象に、超高速ブロードバンド環境の実現に向け陸上部における光ケーブルを敷設する事業を実施しており、与那国町では既にサービスが開始されております。

県としては、今後とも情報格差是正に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、環境部関連についてに関する御質問の中の４(5)ア、ＩＵＣＮの検証に対する県の対応についてお答えをいたします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、その審査の一環として、諮問機関であるＩＵＣＮ（国際自然保護連合）による現地調査が10月11日から20日にかけて行われることが決定されております。ＩＵＣＮの現地調査においては、推薦地が世界遺産としての顕著な普遍的価値を有しているか、その価値を保全する措置が講じられているかなどが審査されることとなります。

沖縄県としましては、ＩＵＣＮの現地調査が円滑に実施され、適切な審査が行われるよう、地域の関係団体や国、鹿児島県等と連携・協力しながら、本地域の世界自然遺産登録を目指して取り組んでまいります。

次に、文化観光スポーツ部関連についてに関する御質問の中の８(4)ア、世界のウチナーンチュの日に関する県内、国外での取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、昨年開催した第６回世界のウチナーンチュ大会において、最終日である10月30日を世界のウチナーンチュの日として制定しました。制定１周年を迎えることしは、10月30日を中心にさまざまな取り組みを実施し、世界のウチナーンチュの日の普及・定着を図ってまいります。具体的には、世界のウチ

ナーンチュの日を祝う祭典を催すほか、メディアを活用した広報、移民の苦労や功績を描く舞台公演、移民の歴史や海外のウチナーンチュの生活について学ぶ出前講座等を実施いたします。国外では、県人会が実施するイベントに県から芸能団を派遣するほか、ペルーにおいて行われる第６回世界若者ウチナーンチュ大会と連携して討論会を実施いたします。今後は、５年に１度のウチナーンチュ大会に加え、毎年世界のウチナーンチュの日を中心に世界各地で沖縄に関するさまざまな取り組みが行われることにより、ウチナーネットワークの継承・発展がより強化されていくものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、差しとめ請求の訴状の概要についてをお答えいたします。

県は、漁業権の変更と放棄について、漁業協同組合が漁業権の一部放棄の決議をしても、漁場の区域の縮小を内容とする変更免許がない以上、普天間飛行場代替施設建設事業の工事施工海域は漁業権の設定されている漁場に該当することを主張しております。また、専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟に当たらないと判示した、いわゆる宝塚判決について、本件差しとめ訴訟は国民に対して提起したものではないことから、宝塚判決の射程外であること等を主張しております。

次に、同じく(1)のイ、仮処分申立書の趣旨についてお答えいたします。

県は、さきの差しとめ訴訟の提訴において、判決までの間、岩礁破砕等行為をとめるため、仮処分の申し立てについても行っております。仮処分の申し立てにおいては、沖縄県が国に対して有する公法上の義務履行請求権を被保全権利として主張しているところです。

次に、同じく(2)のア、確認請求の追加について。

さきに提起した差しとめ訴訟は、知事の許可なく岩礁破砕等行為を行ってはならないという公法上の義務の履行を求める訴訟であります。一方、差しとめ訴訟の提起後、公法上の義務の確認請求を認容した新たな判決の内容が明らかとなりました。当該判決を活用することが今後の訴訟遂行において有効であると考えられることから、公法上の義務の履行を求めている本件訴えに、公法上の義務の確認を求める請求を追加するものであります。確認請求を追加することで、漁業権の存否等、本質的な争点について審理される可能性を高めることができるものと考えております。

次に、２、知事公室関連についての御質問の中の(1)、米軍関係者の裁判の状況と示談等についてお答えいたします。

米軍人等による公務外の事件・事故については、原則として、加害者本人が賠償責任を負い、当事者間の示談により解決されることとなっております。公務外の事件・事故のうち、示談が成立せず裁判となった件数については現在、沖縄防衛局に確認しているところです。また、沖縄防衛局によると、示談で処理されたケースについては、件数及び金額は把握していないとのことであります。

県としましては、被害を受けた方の迅速かつ十分な補償を図る必要があると考えており、去る９月に行った日米地位協定の見直しに関する要請の中で、損害補償額等が確定判決に満たない場合の差額補塡や給与等の差し押さえについて明記することなどを求めているところであります。

次に、２の(2)、在沖海兵隊以外の新任兵士研修における研修資料についてお答えします。

沖縄に新しく赴任する全ての米軍人とその家族は、新任者オリエンテーション研修の受講を義務づけられております。県は、米軍の研修内容は事件・事故の再発防止の観点から重要であると考えており、昨年度、米軍が研修資料を作成する際に、沖縄における基地の形成過程や復帰前の事件・事故の説明、基地経済の現状等の追記を求め、その意見が反映された沖縄オリエンテーション概要という資料が作成されたところです。この資料については、全ての軍種の研修で使用されているとのことです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２の知事公室関連についての御質問の中の(3)、環境補足協定の改善の申し入れについてお答えします。

平成27年９月に締結された環境補足協定については、一定の評価はするものの、従来行われていた文化財調査の実施や環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と立ち入り、跡地利用の円滑な推進のための返還前の早期立ち入りの実現などに課題があります。そのため、県は、軍転協による要請や先般の日米地位協定の見直しに関する要請など、あらゆる機会を捉え、日米両政府に対し、環境補足協定の

実効性のある運用を強く求めております。

次に、４の環境部関連についての御質問の中の(1)のア、観光施設等の総合的エコ化促進事業の実績についてお答えします。

県では、観光施設における省エネルギー等の環境対策を促進するため、平成24年度から28年度にかけて、沖縄振興特別推進交付金を活用した観光施設等の総合的エコ化促進事業を実施したところであります。同事業は、ホテル等の観光関連施設において、ＬＥＤ照明や高効率空調設備等の省エネ設備、重油等と比較しCO_2排出量が少ない液化天然ガスへ燃料転換するための設備を導入する場合、その経費の一部を補助する事業となっております。平成24年度から28年度までに、59件の観光関連施設に対し、約３億7000万円の補助を行っており、それによる年間のCO_2削減量は約6500トンとなっております。

次に、４の(1)のイ、防災拠点等への再生可能エネルギー導入推進状況についてお答えします。

県では、地震や台風等による大規模な災害時に備え、防災拠点や避難所等において必要な機能を維持するためのエネルギーを確保するため、平成26年度から28年度にかけて太陽光発電や蓄電池等の導入を支援する、再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施したところであります。平成26年度から28年度までに、12市町村の31施設に対し、約13億7000万円の補助を行っており、それによる年間のCO_2削減量は約288トンとなっております。

次に、４の(2)、ＰＦＯＳの全県調査の結果についてお答えいたします。

県では、企業局が調査を行っている比謝川や天願川、北部ダム群などの水道水源を除く主な河川・地下水等について、昨年度、夏季35地点と冬季41地点で、ＰＦＯＳ等の全県的な調査を実施しました。その結果、米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値である１リットル当たり70ナノグラムを超えた地点が、夏季調査で３地点、冬季調査で６地点ありましたが、いずれも普天間飛行場下流側湧水等でありました。昨年度の調査結果からすると、普天間飛行場上流側地下水等ではＰＦＯＳ等の濃度が低いことや、全国でも飛行場周辺において高濃度で検出される事例があること、汚染源となる工場等が調査地点の周辺に存在しないことから、ＰＦＯＳ等検出の原因が普天間飛行場内にあることが懸念されます。

県としましては、昨年度比較的高い濃度で検出された地点について、継続的な調査を行い、今後の推移について注視していきたいと考えております。

次に、４の(3)、ジュゴン調査の結果と保護対策についてお答えします。

ジュゴンの生息状況については、実態が不明な点が多いことから、県では、平成28年度から29年度にかけて沖縄島周辺海域を対象にジュゴン保護対策事業を実施しております。本事業では、平成28年度に、ジュゴンの目撃情報やジュゴンの餌となる藻場の分布状況等について整理を行い、専門家で構成する検討委員会の意見を踏まえ、４つの調査海域を選定したところであります。平成29年度は、当該４海域についてジュゴンの生息状況等調査を実施し、その結果を踏まえ、ジュゴンの保護方策のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、４の(4)、北部訓練場跡地における沖縄防衛局の環境調査についてお答えします。

北部訓練場の返還された区域については、跡地利用推進法に基づき、沖縄防衛局において平成28年12月19日に返還実施計画が作成され、現在、同計画に基づき、環境調査が実施されております。環境調査のうち、土壌の汚染及び水質の汚濁の状況に関する調査については、基準値を超過する有害な物質は検出されなかったとの報告を受けております。また、廃棄物の有無に関する調査については、現在実施中と聞いております。

県としましては、今後、沖縄防衛局による調査の結果を踏まえ、適切な対策を求めてまいります。

次に、４の(5)のイ、奄美地区の世界自然遺産登録に向けた取り組みについてお答えします。

奄美地域におきましては、遺産地域を法的に保護するために、国において、ことし３月に奄美群島国立公園の新規指定が行われました。また、鹿児島県は、国や沖縄県などと共同で策定した世界自然遺産包括的管理計画において、希少種の保護や外来種対策などを計画しており、アマミノクロウサギなどの固有種を保護するために、マングースなどの捕獲作業や、飼い主のいない猫をふやさないための取り組みなどが行われています。

本県としましては、今後とも奄美地域とより一層連携を深め、世界自然遺産登録の実現に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、企画部関連についての(1)、沖縄自動車道料金の軽減要請についてに関する御質問にお答えいたします。

沖縄自動車道は、現在、本県における唯一の高速移動手段であり、北部地域の振興にも大きな役割を果たしております。このため、平成28年８月に、国及び西日本高速道路株式会社に対し、割引制度等の継続について要請し、平成30年度までの継続が決定されております。

県としましては、今後も現行の料金水準が維持されるよう、国等に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく３の(2)、本島・離島間の石油製品の価格差に係る現状分析等についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成24年度に、県内離島の石油販売事業者に対して経営実態調査を実施し、沖縄本島・離島間の石油製品の価格差の発生要因を分析いたしました。その結果、ドラム缶やコンテナの購入費及び島内運搬費等の流通過程で生じる経費のほか、販売量に対する人件費の割合や地下タンク等の設備費の高さ等が価格差の主な発生要因であることがわかりました。この結果を踏まえ、県としては、これまでの海上輸送費に加え、平成25年11月より、石油製品の流通過程で生じる離島特有の経費を対象に、輸送形態に応じて１リットル当たり２円から12円の輸送費補助の拡充を行いました。

次に、３の(4)、平成29年度市町村一括交付金に係る交付決定の状況等についての御質問にお答えいたします。

平成29年度の市町村一括交付金については、総額268億円のうち、９月15日までに約254億円が交付決定されており、交付決定率は、94.7％となっております。なお、交付未決定分についても、早期の交付決定に向け取り組んでいるところです。また、市町村事業の効果を最大限に発揮させるため、９月15日現在、約５億円を市町村間において流用し、事業の効率的な執行に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　５の子ども生活福祉部関連についての御質問の中の(1)、沖縄全戦没者追悼式の挨拶等の感想についてお答えします。

沖縄全戦没者追悼式典は、県内外から多くの方々が参列され、厳かに挙行されました。式典におきましては、在沖米国総領事及び在沖米軍沖縄地域調整官も参列されており、その際に平和宣言等を英訳した英語版のパンフレットを配布しております。

どのような感想を持たれたかについては、承知しておりませんが、知事の平和宣言等に込められた県民の平和を希求する思いは、伝わっているものと考えております。

次に、５の(2)、パーキングパーミット制度の導入状況についてお答えします。

国が本年３月に設置したパーキングパーミット制度の導入促進方策検討会では、学識経験者や障害当事者及び事業者団体等を構成員とし、さまざまな検討が行われております。国に確認したところ、検討会では、本制度の国内外の状況や民間企業の取り組み状況などを参考にしながら、現在、導入促進に向けた方策の取りまとめを行っているとのことであります。

県としましては、導入状況について全国調査を行ったところであり、今後、調査結果の分析を行うとともに、国の検討会における協議結果を踏まえた施策動向を注視しながら、本制度の導入に向け取り組んでまいります。

次に、５の(3)、寡婦控除みなし適用の要望状況についてお答えします。

県では、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて、未婚のひとり親世帯の保育料が他のひとり親世帯と同等に算定されるよう、寡婦控除のみなし適用の実施と、未婚のひとり親が所得税及び地方税法上の寡婦控除の対象となるよう、平成24年度から毎年度、厚生労働省に対し要望しております。

次に、５の(4)、待機児童の要因と年齢別待機児童の対応、及び市町村の取り組みと県の支援についてお答えします。５の(4)のアから５の(4)のウまでは関連しますので、恐縮でございますが一括してお答えさせていただきます。

本県においては、出生率、合計特殊出生率ともに全国１位を維持しており、ひとり親家庭等の割合も高いことなど、保育サービスのニーズは、非常に高い状況にあります。本県における平成29年４月１日の待機児童は、ゼロ歳児から２歳児の待機児童数が全体の約８割を占める状況となっており、市町村においては、従来の保育所整備に加え、小規模保育事業等地域の実情に応じた保育の受け皿整備に取り組んでいるところであります。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度から29年度までの３年間で約１万8000人の保育の量を拡大することとしており、引き続き、待機児童解消支援交付金等を活用し、市町村と連携して、待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

次に、５の(5)、特別弔慰金手続の裁定事務の改善

状況についてお答えします。

第10回特別弔慰金の請求につきましては、平成27年度から平成29年度までの請求期間となっております。請求期間初年度に当たる平成27年度に請求が約４万件あり、処理率は15％にとどまりましたが、平成28年度の処理率は67％、平成29年８月末日現在の処理率は89％となっております。改善状況といたしましては、平成28年12月から非常勤職員を１名増員するとともに、継続受給者の請求書類を専任で審査する担当者を配置する等、審査体制を改善したところであります。

県としましては、引き続き裁定事務の迅速化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　保健医療部関連についての御質問の中の(1)、粟国村及び渡名喜村における水道料金の設定と広域化の進捗状況についての御質問にお答えします。

離島の簡易水道の多くは、水資源に乏しく、自己水源で浄水から給水までを一括して行っていること、さらに、運営費用が割高である海水淡水化施設などの高度処理を導入していることなどから、本島地域と比べ、水道料金が高い状況にあります。水道広域化を実施することにより、水源開発、取水、浄水等を県企業局が担うことになりますので、広域化対象の粟国村や渡名喜村においては給水原価が低減し、それに伴い水道料金も低下するものと考えております。なお、両村における水道広域化につきましては、粟国村は平成29年度末までに、渡名喜村は平成30年度以降に実施する予定であります。

次に、(2)のア、無許可民泊の調査結果及び無許可施設への対応状況についての御質問にお答えします。

県では、民泊に関する現状を把握するため、平成28年度にインターネットを介した民泊サービスの実態に関する調査を行ったところであります。その結果、インターネット上の民泊仲介サイトにおける登録施設数は1040件あり、そのうち、所在地が特定できた登録施設数573件のうち、許可取得件数は264件、46.1％となっていることが判明しました。

県としましては、無許可営業が確認された施設に対し、現在、保健所による許可の取得に向けた調査、指導を行っているところであります。

次に、(2)のイ、民泊新法における年間提供日数についての御質問にお答えします。

去る６月16日に公布されました住宅宿泊事業法においては、施設の提供日数に制限が設けられており、年間180日までとされております。また、同法に基づき、県は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生等による生活環境の悪化を防止するために必要があるときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、住宅宿泊事業の実施を制限することができるとされております。

県としましては、今後、市町村等の意向を確認しながら、事業実施の制限に関する条例を制定していきたいと考えております。

次に、(3)の北部基幹病院に関する県の考え方の整理状況についての御質問にお答えします。

県は、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の是非に関する県の方針を決定するため、統合に当たって整理すべき課題に関する処理方針の検討を進めており、現在、保健医療部で作成した処理方針案について、関係部局との調整を行っているところであります。また、新病院が効率的な経営を行い、基幹的病院としての医療機能を持続的に提供していくための条件を検証するため、現在、新病院の損益収支及びキャッシュフローの試算を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　７、商工労働部関連についての質問のうち、(1)の泡盛製造業等振興策検討委員会の報告内容と県としての対応についてにお答えいたします。

平成27年度に開催された泡盛製造業等振興策検討委員会においては、泡盛業界の振興策に関する８項目の提言がなされております。これを踏まえ、県では泡盛振興協議会及び推進部会を設置し、泡盛業界の経営改善に向けた取り組みの強化や幅広い協力体制を構築して、同業界の振興策を推進しております。具体的には、沖縄県酒造組合が実施する出荷拡大策に加え、主体的に取り組む個別酒造所への支援として、経営状況に応じたリーディング企業の育成やマーケティング強化策等を実施しているところであります。

次に、７の(2)、海洋資源開発に関する県の取り組み状況についてにお答えいたします。

本県では、海洋資源開発の将来の産業化を見据え、さまざまな取り組みを行っているところです。人材育成に関する取り組みとしましては、沖縄の産業まつりにおける海洋企画展や沖縄海洋新産業シンポジウムを開催し、海洋資源に関する情報の県民向け周知広報を

行っているところです。また、海洋新産業の創出や関連企業の誘致につきましては、引き続き国や関係機関等と連携して取り組んでまいります。

次に、(3)、アの電力システム改革政策小委員会の中間取りまとめに対する県の見解についてにお答えいたします。

経済産業省の政策小委員会の中間取りまとめでは、電力の卸売市場活性化に向けて、さらなる自主的な取り組みを沖縄電力に求める記述が盛り込まれたところであります。

沖縄県としましては、沖縄21世紀ビジョンの中で電力自由化への対応に取り組むとしているところであり、今回の中間取りまとめは、県としても好ましいものと認識しております。

次に、(3)イ、需給調整用卸電力メニューについてにお答えいたします。

沖縄電力へ確認したところ、新メニューの具体的な内容は検討中とのことですが、小売事業者がふえることは、県民にとっても選択肢の拡大や電気料金の低減化につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　８の文化観光スポーツ部関連についての御質問の中の(1)、沖縄で体験したいメニューについてにお答えいたします。

本県のリーディング産業である観光・リゾート産業の付加価値を高め、県経済の活性化を図るためには、離島への誘客や体験メニューの充実等による滞在日数の延伸を図ることなどが重要であると認識しております。現在、県内では紅型やエイサーなどの沖縄の伝統工芸・文化を活用した体験メニューや、ダイビング、シュノーケリングなどのマリンアクティビティー、まちまーいなどの参加体験型メニューなどが提供されております。

県としましては、引き続き離島への誘客を図るとともに、今後も体験メニューの増加や充実を促進し、ウエブサイトや各種広報媒体などを通したプロモーション活動により、沖縄の魅力的な観光体験メニューの周知に努めていきたいと考えております。

同じく８の(2)、レンタカー利用者及び事業者の実態調査結果についてにお答えいたします。

昨年度県が実施したレンタカー観光利用実態調査においては、那覇空港の混雑を中心としたレンタカー利用上の問題・課題について調査し、那覇空港の送迎スペースの拡張や改善、空港以外での貸し渡しの推進等の取り組みを実施していくことが必要との調査結果となりました。この調査結果を受け、今年度観光客が貸し切りバスで空港から観光施設を周遊した後、宿泊先や商業施設等で、レンタカーを受け取るレンタカー貸し渡しモデル事業を実施することとしております。

県としては、当該事業の成果を見据えた上で、本格的な貸し渡し拠点の設置について、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

同じく８の(3)、沖縄スポーツ産業クラスター検討会議についてにお答えいたします。

沖縄スポーツ産業クラスター検討会議は、本県におけるスポーツ産業クラスターの形成を目指し、平成28年度に沖縄総合事務局によって設立され、産・学・金・官の有識者を構成メンバーとし、沖縄県も参画しております。同検討会議において、今後、成長が期待されるスポーツ産業の展望について検討し、将来的な産業化に向けた政策課題や具体的な政策アイデアについて広く議論しているところであります。

県としましては、官民等が連携した協力体制の構築が重要であることから、沖縄総合事務局と連携してスポーツ関連産業の振興に向けて取り組んでいきたいと考えております。

同じく８の(4)のイ、世界ウチナーンチュの日に関する県の支援策についてにお答えいたします。

昨年10月30日に世界のウチナーンチュの日が制定されたことに伴い、今後５年に一度行われる世界のウチナーンチュ大会に加え、毎年、世界各地でウチナーネットワークの継承・発展に資する継続的な取り組みの実施も期待されるところであります。沖縄県では、国内外の県人会を初めとするウチナーネットワークの担い手が活発に情報発信及び交流を図ることができるホームページを新たに構築し、その活動を支援するとともに、これらの団体・個人に世界のウチナーンチュの日を活用したさまざまなイベント等の実施を促し、ウチナーネットワークの継承と発展を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　９の教育委員会関連についての御質問で、琉球人墓保護要請の経緯と現状についてお答えいたします。

中国北京市に所在する琉球人埋葬地について、首都機能の一部移転等に伴う開発が予定されていることから、平成28年４月28日に、北京琉球人墓復元・保全会より、その保全について中国関係当局に働きかけて

ほしいとの要請がありました。琉球人埋葬地は、中国と琉球の交流を示す歴史的なあかしであることから、平成28年12月23日に県北京事務所を通して、北京市の外事弁公室にその適切な保護措置についての依頼文を手交しております。現状では、琉球人埋葬地の開発を担う財団が適切な措置について前向きな姿勢を示しており、北京市長も承認しているとの情報を得ております。

県教育委員会としましては、北京事務所や関係団体と連携しながら、現地の動静を把握しつつ、保全に向けて適切に対応していきたいと考えております。

次に、同じく９の(2)、米軍施設内の文化財調査についての御質問にお答えいたします。

米軍施設・区域内の文化財調査につきましては、平成27年９月28日に環境補足協定が締結されて以降、同協定の対象とされた文化財調査の中断を余儀なくされているところです。このため、平成28年９月８日付で防衛省に対し、これまで同様、米軍施設・区域への立ち入りが可能となるよう米側との調整を依頼しました。その後、沖縄防衛局よりこれまで文化財調査を継続していた普天間飛行場への立入手続を行うようにとの連絡があり、平成29年３月２日付で沖縄防衛局に対し立入申請書を提出し、現在、具体的な手続を進めているところであります。

次に、９の(3)、学校における昼寝時間の導入についての御質問にお答えいたします。

全国においては、情緒の安定、集中力の向上等が期待できるとの目的で実施している学校がある一方、時間的な調整が難しいとの理由で廃止あるいは長期休業中の補習日のみの実施に変更した学校もあると聞いております。

県教育委員会としましては、学校における昼寝時間の導入については、各学校及び市町村教育委員会が地域や学校の実態に応じて、主体的に判断していただくことが好ましいと考えております。

次に、同じく９の(4)、教員候補者選考試験に係る有識者会議の検討状況についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、平成28年度に実施した教員候補者選考試験の中高英語１次試験の問題に、特定の出版社からの引用の割合が多い事実が確認されたことを踏まえ、有識者会議を設置し検討を行ってまいりました。有識者会議では、作問に当たっては、特定の書籍等からの活用に偏らないようにすること、一般の問題集以外の信用できる資料として英字新聞等の活用や、設問についてはオリジナル作成を行うこと等の意見が取りまとめられました。

県教育委員会では、その取りまとめを受け、今年度の教員候補者選考試験から見直しを行ったところであります。

同じく９の(5)のア、小中学校の勤務実態の把握についての御質問にお答えいたします。

市町村立学校における教職員の出退勤管理等の勤務実態の把握については、服務監督者である市町村教育委員会で適切に行われるべきものと理解しております。市町村立小中学校の教職員に係る勤務時間の管理状況については、平成29年６月に調査したところ、調査様式や週案に記載するなどして勤務時間を管理している学校が全体の約98％となっており、平成28年11月の調査と比較して19ポイント改善する結果となっております。

県教育委員会としては、市町村教育委員会に対し、今後とも教職員の勤務時間の適正な管理について必要な助言等を行ってまいります。

次に、同じく９の(5)のイ、健康障害防止対策要領の運用状況についてお答えいたします。

沖縄県立学校職員の長時間勤務による健康障害防止対策要領は、県立学校における長時間勤務による職員の健康障害を防止することを目的として、医師による面接指導の実施及び学校長が講ずべき措置等について必要な事項を定めたものであります。医師による面接指導については、原則として、長時間勤務者の申し出により実施することとされ、平成29年度は８月末までに34人の教職員が面接指導を受けております。

次に、９の(5)のウ、メンタルヘルス対策についての御質問にお答えいたします。

教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる労働環境を確保する上で、メンタルヘルス対策は重要であり、そのためには、学校現場における労働安全衛生管理体制が整備される必要があると考えております。県内の小中学校における労働安全衛生管理体制の整備については、全体としておくれている状況にありますが、一部の市町村では、管内の全学校を対象とした学校総括安全衛生委員会を設置し、産業医等の配置及び面接指導を実施するなど、積極的に労働安全衛生対策に取り組んでおります。

県教育委員会としては、市町村教育委員会の優良事例等を紹介し、メンタルヘルス対策を推進するための基礎知識や具体的対応方法に関する研修、学校訪問の実施など、今後とも必要な支援等を行ってまいります。

次に、同じく９の(5)のエ、教員の長時間労働改善策についてお答えいたします。

県教育委員会としては、平成28年６月に、各県立学校及び各市町村教育委員会に対し、各学校の実情に応じた学校行事や会議等の精選及び見直し、部活動等における望ましい指導のあり方等について提言を行っております。また、各教育事務所においては、地区教職員業務改善推進会議を開催し、市町村教育委員会と連携し、学校における業務改善の推進に取り組んでいるところであります。今後とも、学校現場の業務改善に向け、実効性のある取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　再質問させていただきます。

私、この代表質問をするに当たって申し上げました。平成28年度は、我が会派の９名の議員が代表質問を行いました。そのときの答弁から進捗の確認が必要な代表質問ですよと申し上げましたけれども、その辺のところが十分伝わっていなかったのか、前回と同じような答弁がありました。引き続き、ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、特に、幾つか申し上げましょう。

まず、３の(2)、これは恐らく部長が答弁されたのは、平成24年度の補助拡大の事業のところをお話しされているんだろうと思います。確かにそのときには本島とリッター 22円の格差がありました。その取り組みによって、18円とか19円とか、若干ですけれども改善されている実績は数字として見てとれます。これは、そのときの答弁を踏まえて、こういうふうに聞いているんです。島ごとの給油所の現状分析をしていただきたい。そういうことに対しての答弁がちょっと今回は得られなかったので、これ引き続きお願いをしたいと思います。

それと、５の(1)、米軍関係者の感想についてお伺いしますと。そのときには、そのときの答弁書を再度ごらんいただきたいと思います。

それと、６点目の保健医療部の件です。民泊の対応状況についてお話がありました。新法の施行がもう来年に迫っています。46％の適正じゃない民泊があったという答弁がありました。これも早急に対応が必要だと思います。そこも引き続き調査をお願いしたいと、検討をお願いしたいと思います。

それと最後になりますけれども、環境部関連のヤンバル世界自然遺産登録についてです。これは日本国内で先に知床が世界自然遺産されました。そのときに、いろんな指摘がありました。その中で、これを見ると、やっぱり今後も指摘があるんだろうと思います。そこで、ＩＵＣＮは2000年にヤンバルクイナの保全措置について勧告を出しています。その際言ったのが、当時から世界遺産への登録を推進してくださいよ、同時にヘリパッドの建設と訓練に当たっては、生物多様性の観点から十分検討してくださいよという勧告がありました。恐らく厳しい調査によっては、そういう訓練とのかかわりからすれば、保全措置がきちっとできているのかということが政府に問われると思います。そういうことに備えをしておいていただきたい。これは、答弁は要りませんので、ぜひそういう要望をお願いして、準備をしていただきたい。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　親川議員の再質問にお答えいたします。

平成24年度の調査の結果から、これまで宮古島圏域、八重山圏域でエリアごとに価格差の発生要因を把握して対応いたしまして、例えば、２円から12円と申し上げましたが、主にタンクローリーで輸送している島については――伊江島、伊是名島、伊平屋島等につきましては２円。コンテナ輸送――これは南北大東、西表でございますが７円。さらに、ドラム缶輸送という、さらに手間暇のかかる小さな離島、座間味、与那国など12島ございますが、そういうところには12円を輸送費補助の拡充を行ったところであります。現在、本年平成29年度におきましては、補助拡充の効果について、エリアごとではなく、個々の島別に粗利内訳について分析を行って、離島間における価格差分析についてもなお一層進めることを今やっているところでございます。今後とも、島々の状況把握に努め、本島―離島間における価格差縮小に向けて取り組んでいきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　トゥンジタルムンヤ　クジャーヌタマグシク　ナトーイビーン。

クングヮチェー　シマクトゥバ月間ナトーイビークトゥ　イフェー　シマクトゥバ　ウンヌキティ　ンデーヤーディ　ウムトーイビーン。

チューヌ新聞ヌンカイ　ヌトータル　ヤマトゥヌシージムチェー　ムルワカランナトーイビーンヤ　林助サンヌ歌ンカイ　ムルワカランディル歌ヌアイ

ビーシガ　クヌフージーナトーイビーン。チヌーマディ　グーヤタルシンカヌ　ワカリタイ　チヌーマディ　ガーエーソータルシンカヌ　タックゥタイ　ムルワカランナトーイビーン。林助サンヌ歌ンカイ　ムルワカランディーシガ　アイビーシガ　クレーウヌフージーヤイビーン。ヤーサタクトゥ　ヌスドゥサン　ヌスドゥサクトゥ　カチミラッティ　カチミラリーヤイ警察ンカイ　牢屋ンカイイッチャクトゥ　ムノーチュファーラキテータン。ヌーガヌーヤラ　ムルワカラン。ヌーガナトーラ　ムルワカランディル歌ヌアイビーン。ウチナーヌ米軍基地ン　ウヌフージーヤイビーンヤー。お笑い米軍基地ンディル芝居ヌアイビーシガ　ウヌシンカヌチャーヌ　クダインカイ　ウヌフージーガアイビーンヤ。金網ヌナーカウティ　アメリカヌニーシェーターガ　キャッチボールソーイビン。アンサーニ　キャッチボールサーニ　クヌボールヒンガスン　金網ヌフカンカイ。アンシーネーアッターヤ　クヌ金網ヌフカンカインジッティチャーニクヌボール　トゥイルクトォーナイビーン。ヤシガウチナーンチュガ金網ヌフカウティキャッチボールソーイビーシガ　金網ヌナーカンカイ　ボールヒンガシーネー　ナーカンカイイッチェーイカラン。ヌーガヌーヤラ　ムルワカラン。マーガナトーラ　ムルワカラン。

ということで、質問したほうがいいと思っています。

知事の政治姿勢について。

(1)、日米地位協定の見直しに関する要請について知事の見解を伺う。

(2)、ＭＩＣＥ事業の今後の対応について知事の見解を伺う。

(3)、沖縄県が目指す自立経済とは知事の見解を伺う。

(4)、世界のウチナーンチュとのネットワークについて知事の見解を伺う。

(5)、知事就任３年間における知事公約の評価について伺う。

２、知事公室関連について。

(1)、米軍関係者の事件再発防止策について伺う。

(2)、ワシントン駐在員活動事業の成果について伺う。

３、総務部関連について。

(1)、一括交付金の執行率について伺う。

(2)、県の自主財源率について伺う。

４、企画部関連について。

(1)、那覇空港整備促進事業について。

ア、工期について伺う。

イ、完成後の機能は万全か伺う。

ウ、空港の周辺整備について伺う。

(2)、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入事業について。

ア、進捗について伺う。

イ、政府との調整について伺う。

ウ、費用便益率について伺う。

５、子ども生活福祉部関連について。

(1)、県は平和・人権問題研究所の設立に向けて動くべきと考えるが見解を伺う。

(2)、沖縄子どもの未来県民会議の実績と課題について伺う。

６、保健医療部関連について。

(1)、長寿県沖縄復活の取り組みについて。

ア、実績と課題について伺う。

イ、上位復活の時期について伺う。

ウ、県民運動としての取り組みについて伺う。

７、農林水産部関連について。

(1)、沖縄県の農作物、畜産物、水産物の比率について。

ア、ここ10年間の各生産高の推移について伺う。

イ、同じく各従事者の推移について伺う。

８、商工労働部関連について。

(1)、アジア経済戦略構想推進計画について。

ア、現状と課題について伺う。

イ、人材育成は順調か伺う。

(2)、ＩＴ関連について。

ア、ＩＴ戦略センターの役割について伺う。

イ、香港・シンガポールまでの海底ケーブルの活用状況について伺う。

ウ、ワクワクジャパンのプロジェクトはどうなったか伺う。

エ、ＡＩの活用について伺う。

９、文化観光スポーツ部関連について。

(1)、那覇空港関連について。

ア、第２滑走路完成に向けた対策は万全か伺う。

イ、国際線就航の現状と課題について伺う。

ウ、国際線ターミナル増築の進捗について伺う。

(2)、観光関連産業の雇用と待遇の現状と課題について伺う。

(3)、離島観光の取り組みについて伺う。

10、土木建築部関連について。

(1)、県、国発注事業における地元業者の受注率について伺う。

(2)、県事業における地元資材（県産品）の利用率

について伺う。
11、教育委員会関連について。
(1)、教育現場における沖縄文化の導入について伺う。
12、公安委員会関連について。
(1)、外国人観光客のレンタカー利用における現状と課題について伺う。
以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　玉城満議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(5)、知事公約の評価についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の推進計画を策定し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでおります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げ、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでおります。また、子供の学力向上や空手発祥の地・沖縄の世界への発信、離島地域の活性化などにも積極的に取り組んでおります。こうした取り組みにより、入域観光客数は、４年連続で過去最高を更新するとともに、本年８月には、月間で初めて100万人台を記録しました。観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超え、情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど、県経済は好調に推移しております。また、年度平均の完全失業率は平成27年度が4.8％、平成28年度が4.2％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を記録したほか、小中学校の学力テストにおける全国平均との差など、改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。引き続き、アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性と、ソフトパワーなどの強みを生かし、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても、米軍基地負担に関する研究会が設置され、基地問題の理解を深めているところであります。今後とも引き続き、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。

次に、子ども生活福祉部関連についてに関する御質問の中の、沖縄子どもの未来県民会議の実績と課題についてお答えをいたします。

私が会長を務める沖縄子どもの未来県民会議の実績としては、児童養護施設等の子供たちを対象とした給付型奨学金の給付や、沖縄都市モノレール株式会社による高校生の通学費に係る運賃の割引が始まっております。また、平成29年度の新たな取り組みとして、県民会議構成員の経済や福祉の関係団体が協働して実施する子ども未来ジョイントプロジェクト助成事業により、子供の学びと育ちを支援することとしております。今後の課題としては、普及・啓発イベントと連動した子供の貧困問題への県民理解を深めていく必要があると考えております。

次に、商工労働部関連についてに関する御質問の中の８の(1)のア、アジア経済戦略構想推進計画の現状と課題についてお答えをいたします。

沖縄県では、アジアの活力を取り込み、自立型経済の発展を図るため、航空機整備施設や大型ＭＩＣＥ施設の整備、ＩＴ産業戦略センターの設立、国際物流拠点形成に向けた総合物流センターの整備等に取り組んでおります。この中で、今年度の同構想推進・検証委員会においては、物流機能の強化や通関・検疫の迅速化などをテーマに４つの部会を設け、課題や改善策等を検討しているところであります。

沖縄県としましては、今後も構想関連の取り組みをスピード感とスケール感を持って推進してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、日米地位協定の見直しに関する要請についてお答えいたします。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、平成29年９月に要請を行ったところであります。今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘

り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、２、知事公室関連についての御質問の中の(1)、米軍関係者の事件再発防止策についてお答えいたします。

米軍は、事件の再発防止に向けた取り組みとして、勤務時間外行動の指針を実施しているほか、新任者オリエンテーション研修、飲酒運転の防止に向けた研修等を行っております。また、夕方以降に基地外に出る者に対しての呼気検査や、公務時間外に違反行為がないか生活指導巡回を行っているとのことです。

県としては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、今後とも、事件・事故防止のための協力ワーキングチームでの議論など、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

次に、２の(2)、ワシントン駐在の成果についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、沖縄の基地問題に関連する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割とし、これまでに、米国連邦議会関係者、米国政府関係者等、延べ610名の方々と意見交換等を行ってきました。平成29年１月の知事訪米の際に面談した連邦議会議員と活発に議論ができたことや、平成29年２月の連邦議会調査局の報告書において、沖縄の基地問題に関する現状や沖縄県の主張について明記されたことは、ワシントン駐在による活動の成果があらわれてきたことによるものと考えております。

今後とも、ワシントン駐在を活用し、米国側の理解と協力を促したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、ＭＩＣＥ事業の今後の対応についてにお答えいたします。

内閣府は、大型ＭＩＣＥ施設の需要推計と収支見通し、周辺受け入れ環境整備等を含む沖縄県のＭＩＣＥ振興施策について、県民理解の必要性を指摘しております。これを受けて、県においては、８月に市町村、観光協会、ＭＩＣＥ事業者等を対象とした圏域ごとの説明会を開催したところであり、今後はさらなる県民理解の促進を図るため、県のＭＩＣＥ振興施策に関する広報紙の各世帯への配布やＱ＆Ａ形式の説明資料を県のウエブサイトに掲載する等、広報事業を展開していきたいと考えております。これらの活動を通して県民の理解を得ながら、基本設計等の交付決定に向けて、国に対して丁寧に説明を重ねてまいりたいと考えております。

同じく１の(4)、世界のウチナーンチュとのネットワークについてにお答えいたします。

現在、海外に在住する沖縄県系人は約42万人と推計され、28カ国１地域に93の海外県人会が設立されており、沖縄県は我が国有数の海外ネットワークを構築しております。県では、これまで主な海外県人会の活動拠点となる会館設立を支援してきたほか、ハワイ沖縄プラザなど県人会活動を促進するための施設についても支援を行っております。昨年10月の第６回世界のウチナーンチュ大会には、海外からの参加者が7353名と過去最多となり、大盛況のうちに終了しました。大会中に行われた多くの交流イベントや市町村歓迎会を通して、世界のウチナーンチュと母県沖縄とのきずなが深まったと確信しております。一方、海外県系人等の世代交代が進む中、今後もネットワークを維持し、次世代へ継承することが課題となっております。

県としましては、これまで実施してきた県系子弟留学生の受け入れや５年に１度のウチナーンチュ大会に加え、今年度から実施される世界のウチナーンチュの日の取り組み等により、引き続きネットワークの継承・発展・強化に取り組んでまいります。

次に、９、文化観光スポーツ部関連についての御質問の中の(1)のア、那覇空港の第２滑走路完成に向けた対策についてにお答えいたします。

現在、那覇空港においては、新規就航や既存路線の増便などの航空路線の拡充により、発着枠の新たな確保が厳しい状況となっております。このような中、2020年の第２滑走路の供用開始により、航空路線の発着枠に一定程度の改善が図られるものと考えております。このため、県としては、第２滑走路供用開始を見据え、さらなる航空路線の拡充や機材の大型化、新規就航先の検討や新たな航空会社へのアプローチなど積極的な取り組みを展開していきたいと考えております。

同じく９の(1)のイ、那覇空港の国際線就航の現状と課題についてにお答えいたします。

那覇空港の国際線就航の現状としましては、平成29年９月現在、14路線週205便となっております。ことし３月には、世界有数の航空業界専門の見本市・商談会であるルーツアジアを沖縄で開催し、新たな航空路線の誘致に努めたところであり、その成果として、ことし11月からのジェットスターアジア航空に

よるシンガポール―那覇間の新規就航の実現に至ったところであります。

課題としましては、発着時間の過密さやターミナルビルのカウンター不足、駐機スポットの不足などから、昼間の時間帯での発着枠の割り当てが難しい状況となっております。そのため、県では、24時間空港である那覇空港のメリットを最大限に生かし、深夜早朝時間帯への就航を促し、国際線のさらなる拡充に取り組んでいきたいと考えております。

同じく９の(2)、観光関連産業の雇用と待遇の現状と課題についてにお答えいたします。

国が実施した就業構造基本調査、毎月勤労統計調査等によると、観光関連産業の代表的な職種である宿泊、飲食サービス業は非正規雇用の割合が高く、平均給与が低いとされており、この状況を改善するためには、引き続き観光客数を増大させるとともに、年間を通した誘客の平準化や観光消費額の増加を図り、観光関連産業の経営改善と従業員の所得向上、雇用の安定化を図ることが重要であると考えております。このため、県としましては、市場特性に応じた誘客活動を展開するとともに、季節や客層に合わせたプロモーション、オフシーズンにおける修学旅行、プロ野球キャンプなどのスポーツコンベンションを積極的に推進しているところであります。また、島々をめぐる周遊型観光や地域資源を活用した観光の推進により、平均滞在日数を延伸させるほか、消費額の高い外国人観光客の誘致を強化してまいります。さらに、経営者層の意識改革セミナーや従業員向けのスキルアップ研修への支援などを実施することとしております。このような取り組みを着実に推進することにより、観光関連産業の雇用環境の改善につなげていきたいと考えております。

同じく９の(3)、離島観光の取り組みについてにお答えいたします。

県では、離島地域の観光振興を図るため、航空会社等と連携したプロモーション活動、県外での商談会の開催及び旅行会社やメディアの招聘などを通して離島観光の魅力の発信に努めるとともに、チャーター便補助支援等を活用した離島航空路線の拡充に取り組んでおります。また、県では、宮古、八重山及び久米島の各地域観光協会と連携し、地元と一体となったプロモーション活動を実施しており、離島のさらなる認知度向上や誘客促進を図っているところであります。今後とも、関係機関とも連携しながら、これらの取り組みを継続的に実施することにより、離島の魅力向上を図り、離島観光の振興に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、沖縄県が目指す自立型経済についての御質問にお答えいたします。

沖縄県が目指す自立型経済とは、移輸出型産業で県外及び海外から獲得した外貨が域内に投下され、域内産業を活性化させることにより、雇用の創出、所得・税収の増加が図られ、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状態を実現することであると考えております。

次に、４、企画部関連についての中の(1)のイ、那覇空港第２滑走路の完成後の機能についての御質問にお答えいたします。

那覇空港第２滑走路の供用開始を見据えて、現在、国において、駐機スポットの整備が行われているところであり、平成32年３月末時点で６スポット増設され、合計43スポットとなる予定であります。また、那覇空港ビルディング株式会社において、国内線と国際線旅客ターミナルビルを連結する際内連結ターミナル施設の整備が進められております。平成31年１月ごろに予定されている同施設の供用開始後は、ターミナルの延べ床面積が現在の約1.4倍の約14万9000平方メートル、国際線のチェックインカウンターが現在の３倍の60ブースに増加することとなります。これらの整備により、滑走路増設後の那覇空港の基本的な機能についてはおおむね整うものと考えておりますが、さらなる航空需要の増大に備えて、引き続き空港機能の強化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、同じく４の(1)のウ、那覇空港の周辺整備についての御質問にお答えいたします。

那覇空港の周辺整備といたしましては、那覇空港ビルディング株式会社において、旅客ターミナルビルと立体駐車場を結ぶ立体連絡通路や新たな立体駐車場の整備が行われております。立体連絡通路は、平成28年７月に供用を開始し、雨天時にもぬれずに旅客の移動が可能になり、利便性の向上が図られております。立体駐車場につきましては、慢性的な過密状態にあったことから、同社において新たに立体駐車場を整備し、平成28年９月に収容台数を1668台から804台ふやし、2472台としております。今後も空港利用者の動向の把握に努め、国や那覇空港ビルディング株式会社等の関係機関と連携して空港機能の強化に取り組んでまいります。

同じく４の(2)のア、鉄軌道導入の進捗についての御質問にお答えいたします。

県では、平成26年10月から鉄軌道の構想段階としての計画案づくりを開始し、５つのステップに分けて検討を進めているところであります。現在はステップ４の段階にあり、去る９月３日より約１カ月間、７ルート案の比較評価結果について県民へ情報提供し、意見を求めるＰＩを実施しているところです。寄せられた県民意見も踏まえながら、年度内の計画案策定を目標に検討を進めてまいります。

同じく４の(2)のイ、鉄軌道導入に係る政府との調整についての御質問にお答えいたします。

県では、鉄軌道の早期導入に向け、現在取り組んでいる構想段階における計画案の策定後、速やかに次の計画段階に移行するため、去る８月に国に対し、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度創設に向けた取り組みの加速、国による事業実施に向けた取り組みの早期着手を要請したところです。

県としましては、早期導入に向け、年度内の策定を目指し、鉄軌道の計画案づくりに取り組んでおり、計画案策定後は、策定した計画案をもとに、県民一丸となって早期の事業化を国に働きかけていく考えであります。

同じく４の(2)のウ、費用便益比についての御質問にお答えいたします。

費用便益比は、事業から得られる便益が投資した費用を上回るかを評価するもので、事業実施の可否の判断を行う指標の一つとして用いられます。しかし、鉄軌道の概略計画を行う構想段階では、駅数やシステムなどが定まっていないことから、正確な評価が困難であるため、７ルート案の比較評価に当たっては便益と費用を個別に評価するものとし、費用便益比を参考値として示したところです。その結果、国のマニュアルに基づき、国債利回りを４％と設定して試算した場合は、いずれのルート案も事業化の基準となる１を下回る結果となりますが、近年の実績を踏まえ1.5％と設定して試算した場合には、１を上回る可能性があることが確認されました。計画段階以降は、このような考え方も念頭に置いて、さらなるコスト低減等を含めて幅広く検討を行っていく必要があると考えております。

次に、９、文化観光スポーツ部関連についての中の(1)のウ、那覇空港国際線ターミナル増築の進捗についての御質問にお答えいたします。

那覇空港国際線旅客ターミナルにつきましては、国際航空路線の大幅な増加を受け、那覇空港ビルディング株式会社において、昨年10月にターミナルの北側にボーディングブリッジの増築が行われております。また、同社において、国内線と国際線の旅客ターミナルビルを連結する際内連結ターミナル施設が、平成31年１月ごろの供用開始を目指して本年１月から着工しており、本年８月末の進捗状況は約28％で、順調に工事が進められているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　総務部関連についての御質問の中で(1)、一括交付金の執行状況についてお答えをいたします。

平成28年度のソフト交付金の執行状況は、予算額979億円に対して執行額779億円、執行率79.5％となり、前年度比で2.1ポイント上昇しております。また、ハード交付金の執行状況は、予算額1153億円に対して執行額869億円、執行率75.4％となり、前年度比で3.8ポイント上昇しております。

次に、(2)の自主財源率についてお答えいたします。

平成28年度の自主財源は、県税収入の伸びなどで、普通会計ベースで約2245億円となっており、前年度の約2151億円と比較しますと、約94億円の増となっております。また、自主財源比率は、約30.0％となっており、前年度の約28.9％に比べ1.1ポイントの増となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　４、企画部関連についての御質問の中の(1)のア、那覇空港滑走路増設事業の工期についての御質問にお答えいたします。

那覇空港滑走路増設事業については、平成32年３月の供用開始に向けて工事が進められているものと期待しておりますが、現在の進捗状況を国に確認したところでは、おくれが生じており、今後も気象、海象状況によって、工期が大きく左右される可能性があるとのことであります。

次に10、土木建築部関連についての御質問の中の(1)、公共工事における県内業者の受注率についての御質問にお答えいたします。

土木建築部発注工事において、平成28年度は、発注件数719件、約675億3000万円のうち、県内業者は672件、約586億9000万円を受注しており、県内業者の受注率は件数で93.5％、金額で86.9％となっております。沖縄総合事務局においては、平成28年

度は、発注件数271件、約670億9000万円のうち、県内業者は225件、約336億9000万円を受注しており、県内業者の受注率は件数で83％、金額で50.2％となっております。沖縄防衛局においては、平成28年度は、発注件数72件、約245億4000万円のうち、県内業者は58件、約162億7000万円を受注しており、県内業者の受注率は件数で80.6％、金額で66.3％となっております。

同じく10の(2)、土木建築部における県産品の使用率についての御質問にお答えいたします。

県が発注する公共工事においては、県内企業の優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、特記仕様書に県産資材の優先使用を明記して、その優先使用に努めているところであります。特に、鉄筋、セメント等の主要資材については、請負業者に対し県産品の使用状況の報告を義務づけているところであり、これらの資材の平成28年度の県産品使用率は、鉄筋99.8％、セメント87.2％となっております。

県としては、工事着手前に使用資材計画を確認するなど、引き続き県産資材の優先使用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　５の子ども生活福祉部関連についての御質問の中の(1)、平和・人権問題研究所の設立についてお答えします。

沖縄県民は、さきの大戦での悲惨な地上戦の体験を通して平和のとうとさ、人権の尊重がいかに大切かを肌身で感じており、恒久平和の創造や人権の尊重に努めることの重要性を認識しているところであります。平和・人権問題研究所の設立は厳しい状況ではありますが、引き続き方策を模索してまいります。

県としましては、平和協力外交地域として国際社会における認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献するため、沖縄県平和祈念資料館の運営、平和の礎事業、沖縄平和賞事業等を実施し、沖縄県の国際社会における平和発信拠点としての地位を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　保健医療部関連についての御質問、長寿県沖縄の復活の取り組み実績と課題、上位復活の時期及び県民運動の取り組みについての御質問にお答えします。６の(1)のアから６の(1)のウまでの３つの質問は関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

沖縄県の長寿復活の課題としましては、20歳から64歳の働き盛り世代の死亡率を減少させることが重要であり、特にがん検診の受診率向上や職場における健康づくりの支援に取り組む必要があると考えております。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を奪回することを目指し、平成26年に沖縄県の健康増進計画である健康おきなわ21（第２次）を策定し、重点的に特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策に取り組んでいるところであります。具体的には、健診受診や適正飲酒などの健康づくりを促すためのテレビ、ラジオ等での広報活動、子供のころからの健康的な生活習慣を習得するため、次世代の健康づくり副読本の配布及び活用に取り組んでいるところであります。また、県民運動としては健康長寿おきなわ復活県民会議を設置し、官民一体となった施策の推進体制を構築しており、各構成団体がロードマップに沿った取り組みを推進しているところであります。

今後とも、平成28年度に創設した沖縄県健康づくり表彰制度を活用し、県内で積極的に健康づくりを行っている事業所や団体を表彰し、広く紹介することにより、健康づくり活動の展開とその活動への関心をより一層高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　７、農林水産部関連についての御質問の中の(1)ア、農林産業における産出額及び割合、経営体数の推移についてお答えいたします。７の(1)アと７の(1)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき各種施策を展開しております。平成18年の農漁業産出額は1117億円、うち耕種は523億円で46.8％、畜産は383億円で34.3％、漁業は211億円で18.9％となっております。27年の農漁業産出額は1130億円、うち耕種は508億円で45.0％、畜産は426億円で37.7％、漁業は195億円で17.3％となっております。また、農家数は、平成17年の２万4014戸から27年には2万56戸、畜産飼養戸数は、17年の4199戸から27年には3375戸、漁業経営体は、15年の3243経営体から25年には2616経営体となってお

ります。
県としましては引き続き、持続的農林水産業の振興とフロンティア型農林水産業の振興に取り組んでまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 商工労働部長。
〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕
○商工労働部長（屋比久盛敏君） ８、商工労働部関連についての質問のうち(2)イ、海底ケーブルの活用状況についてにお答えいたします。
沖縄国際情報通信ネットワークは沖縄を起点として、首都圏―沖縄―アジア間を直接接続し、高速大容量、低価格の国際情報通信ネットワークを構築することで、沖縄をアジア有数の国際情報通信ハブへと成長させることを目的に平成28年３月に供用開始をしております。現時点での利用状況としましては、全体で３社（70ギガ）が利用中であり、香港・シンガポール向け回線は１社（10ギガ）が利用しているところです。今後の利用見込みにつきましては、全体で７社(52ギガ)、そのうち香港・シンガポール向け回線は２社（20ギガ）が利用申請していることから、順調に推移するものと考えております。
次に、(2)ウ、ワクワクジャパンのプロジェクトについて。
県では、放送通信事業者などから、国際海底ケーブルや最先端のクラウド技術を活用した放送事業の運用について事業提案を受け、昨年度、経済波及効果などの調査を実施したところです。
県としましては、調査結果を踏まえ放送基盤構築に関係する事業者等と意見交換を実施しておりますが、事業見通しや県内への波及効果等について課題が見られたことから、詳細な収支計画等を事業提案者へ求めているところであります。
次に、(2)エ、ＡＩの活用についてにお答えいたします。
現在、第４次産業革命と言われる産業構造の変革が世界規模で進展しております。中でも、コンピューターを使って人間の知能の働きを人工的に実現する技術である人工知能（ＡＩ）は、自動運転、医療診断、対話応答サービスなど、さまざまな分野での活用が進んでおります。このような変革に対応するため、本県においても沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを設立し、同センターが司令塔となってＡＩを初めとする先進的な技術を県内産業に取り入れ、本県産業全体の生産性の向上と国際競争力の強化に取り組んでまいります。
以上でございます。
失礼しました。答弁漏れがございますので追加させていただきます。
８の商工労働部関連についてのうちの(1)のイのアジア経済戦略構想推進計画の人材育成についてにお答えいたします。
沖縄県では、外国人観光客への対応や県内企業の海外展開等を推進するため、観光やＩＴ産業等の各分野でセミナーや海外派遣研修を実施するとともに、県内若年者を対象として、アジアを中心に海外企業でのインターンシップやジョブトレーニングを実施しております。また、小学校における英語教育の実施や高校生を台湾等へ派遣・交流を行う国外研修等を実施しております。
県では、今後ともアジア経済戦略構想の実現に向け、民間企業や教育機関等と連携し、アジアを見据えたグローバル人材の育成を推進してまいります。
また、(2)のア、ＩＴ戦略センターの役割についてにお答えいたします。
県では、ＩＴの活用による産業全体の振興を図るため、中長期的な成長戦略を提言し実行する組織として、官民一体となった沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを設立することとしております。具体的には、ＩＴを活用した産業成長戦略の提言、観光を初めとする県内主要産業とＩＴとの連携による新ビジネスの創出、ＩＴベンチャー企業支援、ＩＴ活用人材の育成等を担う組織として設立してまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 教育長。
〔教育長　平敷昭人君登壇〕
○教育長（平敷昭人君） 11の教育委員会関連についての御質問で、教育現場における沖縄文化の導入についてお答えいたします。
沖縄の文化を理解し尊重する心を育むことは、学校教育においても重要なことだと考えております。小中学校では、沖縄の歴史や文化についての調べ学習、方言劇、エイサー、空手等への取り組みを通して、沖縄の文化に触れる機会を設けております。県立学校においては、「郷土の文学」や「郷土の音楽」等の科目を設定し、沖縄の文化の理解・継承へつながる実践が展開されております。また、県教育委員会では、組踊等沖縄伝統芸能普及啓発事業等を通し、各学校における組踊や琉球舞踊、琉球歌劇等の伝統芸能の鑑賞機会を提供しております。
今後とも各学校との連携を通して、教育課程の範囲内で沖縄の文化に関する指導の充実が図られるよう取

り組んでまいりたいと考えています。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　警察本部長。
〔警察本部長　池田克史君登壇〕
○警察本部長（池田克史君）　12の公安委員会関連についての御質問の中で(1)、外国人観光客の事故件数と事故後の措置についてお答えいたします。
交通事故統計では観光客に限定した統計はありませんので、外国人のレンタカー利用時における交通人身事故件数についてにお答えいたします。
平成28年中の外国人のレンタカー利用時の交通人身事故は57件で、前年と比べて10件増加しております。また本年８月末現在、外国人のレンタカー利用時の交通人身事故は47件となっており、昨年の同期と比べると７件、率にして17.5％増加しております。
県警察といたしましては、交通人身事故の当事者が日本語を理解できない外国人の場合には警察官または民間通訳人による通訳を行い、日本人と同様な捜査を行った上で事件送致をしているところでございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　玉城　満君。
〔玉城　満君登壇〕
○玉城　　満君　再質問というよりも、少し要望も兼ねてやりたいと思います。
５の子ども生活福祉部関連について、これは知事がお答えになったんですが、こういう子どもの未来県民会議、公的機関の努力だけじゃなくてやっぱり民間活用が一番大事だと思うんです。それできょう私たち、これは親川敬議員もそうなんですが、代表質問の内容はほとんど前回に質問しているんですよ。それでどの程度前に歩いているかということをチェックする意味で質問させていただいているんです。
どういうことかというと、子どもの未来県民会議の中でもっと民活をするべきではないかと例えまで言ったんです。例えば泡盛１本につき何円はこれは子どもの未来の基金になるとか、例えばあるカレンダーがあって黄金言葉をどこかが出版するときにこれの売り上げの幾らか子どもの未来にやるとか。それとお土産品の中にも何％か子どもの未来に当てるとか、そういう仕掛けを民間がやるんじゃなくてやっぱり公的機関がこの窓口を広げて声をかけていかんといけないということを言っているわけで、だからそういう仕掛けをやるのが沖縄県の仕事ではないかなと思うんですよ。そこはもう徹底してやっていただきたいなということです。
あと農林水産部関連についてなんですが、なぜこの質問をしたかというと余り変わってないんですね。沖縄が今これだけ観光が伸びて、2020年には1000万人を超すと言われているのに、自給率というか沖縄の食べ物がどんどん少なくなって、外から仕入れて、それを観光客の皆さんに食べてもらうというのはまず戦略としてちょっとだめじゃないかなという気がします。やはり沖縄のもう少し農作物であるとか、畜産物であるとか、水産をもっと底上げしないとこれは観光にもかなり影響してくると思います。だから観光客に食べてもらうのがヤマトとか海外から仕入れたものばかり上げていると、これ絶対食文化として影響が出てくるんではないかなという意味でその質問をさせていただいております。これはぜひてこ入れしていただきたいなと。
それとＩＴ関連なんですが、これも前々から言っております。僕はＩＴ関連というのは、コンテンツだと思うんですよ、やっぱり。コンテンツが今海外に売れているし、日本のコンテンツは本当に海外にどんどん売れていく。こんな中でせっかくシンガポールと香港にこの海底ケーブルがつながった。これも70億かけてつながったものに対して、先ほどのギガ数では寂しいんではないかなという気がするんですね。もっとコンテンツをやっぱりここからどんどんどんどんアジアに送れる。それがアジア戦略、アジアのダイナミズムという戦略構想につながるんではないかなと僕は思うんです。だからその辺コンテンツをいま一度見直していただきたいという要望があります。
それとＡＩの活用なんですが、今沖縄県はマイナス経済効果、七、八年前の調査で1800億と言われています。交通渋滞で1800、というとこれはＡＩを導入して信号機を人工知能でどんどんどんどん人工衛星とつながって、今どこが混んでいる……、（「ＧＰＳ」と呼ぶ者あり）　ＧＰＳとＡＩを導入してどんどん信号をコントロールしていくようなシステムを、いち早く取り組んだほうがいいんではないかなと僕は思っているんです。だからＡＩに関しては本当に真剣に取り組んでいただきたい。他府県に先んじてすぐ取り入れるというくらいＡＩについては頑張っていただきたいなと思っております。
一応最後ですが、以上です。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時58分休憩
午後　１時15分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
午前に引き続き代表質問を行います。
比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　日本共産党の比嘉瑞己です。

よろしくお願いいたします。

先ほど臨時国会が開かれ、衆議院が解散となりました。総理による所信表明演説も行われず、各政党による代表質問も行われない、前代未聞の臨時国会冒頭解散です。今回の解散について、安倍首相はいろいろと理由を並べましたが、なぜ冒頭解散なのか、このことについて一切説明することはできませんでした。結局は森友・加計学園の疑惑隠し、追い込まれ解散だと指摘されても仕方がありません。今回の解散は、数の力におごり、国民の声に耳を傾けず、政治を私物化する安倍政権の強権政治に対して、国民の怒りが広がり、世論が追い詰めたその結果です。

いよいよ迎えるこの総選挙で、ここ沖縄でこそ、県民の圧倒的民意を踏みにじってきた安倍政権に厳しい審判を下し、辺野古新基地建設断念、安倍政権を退陣に追い込もうではありませんか。

私たち日本共産党もそのために全力を尽くす、その決意を表明して、日本共産党の代表質問を行います。

それでは、知事の政治姿勢について伺います。

(1)つ、去る７月７日の国連会議におきまして、国連加盟国の約３分の２に当たる122カ国の賛成で、人類史上初の核兵器禁止条約が採択されました。条約は、核兵器の非人道性を厳しく告発し、その違法性を明確に示すことによって、条約に参加していない核兵器保有国とその同盟国をも政治的・道義的に拘束するものになりました。ヒバクシャを初め、核兵器廃絶を目指す日本非核宣言自治体協議会など、世界の草の根運動がつくり上げた歴史的な核兵器禁止条約についての見解を問うものです。また、唯一の戦争被爆国である日本の政府が同条約に背を向ける態度をとっていることに、強い失望と批判が寄せられています。地上戦で戦争の愚かさを知る沖縄県として、核兵器禁止条約に日本も参加するよう、政府に求めるべきだと考えます。見解を問います。

(2)つ、北朝鮮の核実験や弾道ミサイルの発射は、世界と地域の平和と安定にとって重大な脅威であり、国連安保理決議に違反する暴挙です。在日米軍基地が集中する沖縄は戦争になれば真っ先に攻撃されると多くの県民が不安を抱いています。国際社会は軍事的衝突を避けるためにも、経済制裁強化と一体に対話による解決の道に踏み出し、平和的外交交渉を行うように政府に求めるべきです。見解を問います。

(3)つ、９月10日に放映されたＮＨＫスペシャル沖縄と核は、県民に大きな衝撃を与えています。米軍占領下の1959年６月19日、現在の那覇空港である米軍那覇サイトで、核弾頭が搭載されたミサイルが誤射されていたことが報道されました。核弾頭の整備に当たっていた元米陸軍兵士は、核弾頭の威力は広島に投下された原爆と同じ規模だった。核爆発を起こしていたら那覇が吹き飛んでいただろうと証言しております。この衝撃的な核弾頭ミサイル誤射事故について県は把握していたでしょうか。沖縄県として日米両政府に事実確認を求めるべきであります。見解を問います。

次に、地位協定について伺います。

在日米軍の特権を認める日米地位協定は、抜本的に改めるべきです。県がこのたび17年ぶりにまとめ、日米両政府に提出した地位協定見直し案の意義について問うものです。

３つ目に、那覇軍港の浦添移設問題について問います。

那覇港は沖縄の物流拠点であり、沖縄経済発展のかなめではないでしょうか。那覇軍港の浦添移設案は、軍港機能の強化であるとともに、民間港の機能を限りなく阻害するものではないでしょうか。那覇軍港返還から43年が経過した今なお解決できないのは、普天間基地問題と同じように県内移設条件つきの返還だからです。遊休化している那覇軍港について、移設条件をつけずに返還を求めるべきです。見解を問います。

４つ目に、軍民共用の那覇空港について２点伺います。

(1)つ、稲田前防衛大臣は、辺野古新基地が建設されても、緊急時の民間施設の使用改善がなければ普天間基地は返還がなされないと明言しました。那覇空港第２滑走路建設によって、米軍や自衛隊の軍事訓練強化につながることは断じて許されません。見解を問います。

(2)つ、那覇空港では航空自衛隊の戦闘機が増強され、滑走路がさらに過密化しトラブルも多発しています。滑走路が閉鎖されるなど観光客や周辺住民に大きな不安と影響を与えていますが、その実態と経済的損失額について問うものです。また、第２滑走路の完成後は民間航空機の発着数はどれくらいふえるのでしょうか。県民の安全を守り、観光振興のためにも那覇空港の民間専用化を求めるべきであります。見解を問います。

５つ目に、普天間基地問題について問います。

(1)つ、普天間基地の５年以内運用停止は、宜野湾市民や沖縄県民の願いであり、閣議決定もされた安倍政権の県民への公約です。政府の認識と県の取り組み

について問うものです。

(2)つ、安倍政権は普天間基地問題の解決には辺野古が唯一と喧伝してきました。しかし、たとえ辺野古新基地建設がされても８条件を満たさなければ、普天間基地は返還しないという日米合意は、辺野古移設容認の人々をも欺く国家的背信行為ではないでしょうか。見解を伺います。

６つ目に、辺野古新基地建設問題について聞きます。

(1)つ、翁長知事を支え、辺野古に新基地をつくらせない県民大会には炎天下にもかかわらず４万5000人が集い、オスプレイ配備撤回、新基地建設阻止に向けた決意を示しました。日米両政府という巨大な権力に立ち向かい不屈に闘う県民への思いと、公約実現に向けた知事の決意を伺うものです。

(2)つ、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合（ＡＰＡＬＡ）が、沖縄県民と連帯する決議を採択しました。また、日米の環境保護団体が原告となっている米ジュゴン訴訟では差し戻し判決が下されています。さらに、ノーベル平和賞も受賞している国際平和ビューローが、軍事化や米軍基地に反対する非暴力の取り組みを評価して、オール沖縄会議にショーン・マクブライド平和賞授与を決めました。沖縄は４人に１人が犠牲となったあの凄惨な地上戦をくぐり抜け、戦後は27年間に及ぶ米軍の植民地的支配下に置かれました。日本国憲法が適用されず、主権も人権も何もなかった時代に、私たちの先達は、島ぐるみで立ち上がり、土地を守り、施政権返還をかち取りました。一方で、本土復帰から45年たった今も米軍基地は居座り続け、さらにまた巨大な新基地建設が押しつけられようとしています。しかし、それでも自治と民主主義を信じ、決して諦めずに闘い続ける沖縄。今回の国際的に名誉あるショーン・マクブライド平和賞の授与は、こうした戦後72年に及ぶ綿々と続いてきた私たち沖縄県民の闘いが評価され、世界中に連帯の輪が広がっていることを意味するのではないでしょうか。知事の見解を問うものです。

(3)つ、沖縄防衛局の辺野古新基地建設の工程表と比較して、現在の進捗状況はどうなっていますか。政府はあたかも埋立本体工事が始まったかのように情報発信をしておりますが、それはまやかしであり、県民が諦めることを狙っているからではないでしょうか。見解を問います。

(4)つ目に、辺野古新基地建設に伴う保護すべきサンゴ群体の対象数は幾つでしょうか。護岸工事海域にも貴重なサンゴは大量に生息しています。沖縄防衛局はサンゴ移植のための特別採捕許可を得る必要がありますが、県の対応を問うものです。

(5)つ、沖縄防衛局は大浦湾での海底ボーリングの追加調査を明らかにしています。琉球石灰岩で構成される同海底は脆弱な地盤だからではないでしょうか。政府は海底地盤改良工事の工法変更をするのであれば、知事の許可を得る必要があります。県の対応を問います。

(6)つ、沖縄防衛局が申請を取り下げた美謝川の水路変更や土砂運搬方法の変更についても、政府は名護市長や県知事の許可を得る必要があります。県の対応を問うものです。

７つ目に、欠陥機オスプレイについて伺います。

(1)つ、米軍普天間基地所属のＭＶオスプレイがオーストラリア沖で墜落し３人が死亡いたしました。名護市安部での墜落に続き２機目です。ほかにも米軍伊江島補助飛行場や民間空港である大分空港にも緊急着陸する機体、さらに別の機体もエンジン不良で岩国基地に１カ月以上とどまっていたこともわかりました。同機が欠陥機であることは明らかです。危険な欠陥機オスプレイの即時飛行中止・配備撤回を求めるべきです。見解を問います。

(2)つ、墜落事故後もすぐに安全宣言をして飛行訓練を強行した米軍と、これを追認してきた日本政府の責任は重大です。見解を問います。

(3)つ、名護市安部での墜落事故に関する事故調査報告書への県の見解を問うものです。

(4)つ、オスプレイの飛行訓練は今後、沖縄だけでなく全国各地で計画されています。日米政府は墜落を不時着水、緊急着陸を予防着陸と表現するなど、事故を矮小化し、国民の不安を覆い隠そうとしています。全国と連帯してオスプレイ配備撤回を求めるべきです。見解を問います。

８番目に、先島諸島への自衛隊配備問題について伺います。

(1)つ、防衛省は2018年度予算の概算要求で、宮古島市への陸上自衛隊配備計画に260億円を計上し、石垣市には用地取得や敷地造成のために136億円を計上しています。先島諸島への自衛隊配備計画について、地元住民には十分な説明さえ行われていません。沖縄県は配備計画の詳細やスケジュールについて把握しているのでしょうか。見解を問います。

(2)番目、石垣市では、陸上自衛隊配備反対を求める署名が有権者の36％に当たる１万4000筆を超え、宮古島市でも根強い反対運動が続いています。先島諸島への自衛隊配備計画は軍事的緊張を高めるものでは

ないでしょうか。県の見解を問います。

(3)つ、先島諸島への自衛隊配備によって、土壌汚染や地下水汚染など自然環境への影響が懸念されております。沖縄防衛局が環境影響評価も実施せずに、工事を強行することは許されません。県の見解を問うものです。

９つ目に、ヤンバル地域の世界自然遺産登録に向けて問います。

(1)つ、世界自然遺産登録に向けた希少野生動植物保護条例の制定の意義を問うものです。

(2)つ、米軍北部訓練場のオスプレイ着陸帯において、沖縄県内には自生しない外来種キキョウソウが発見されました。外来種の侵入は自然環境に深刻な影響を与えます。県はオスプレイ着陸帯への立入調査を行うべきです。対応を問います。

(3)つ、ヤンバル地域の世界自然遺産登録にとって米軍基地は最大の阻害要因ではないでしょうか。世界自然遺産登録の審査を担う国際自然保護連盟（ＩＵＣＮ）が来月に現地調査を実施しますが、県はこの機会を生かして、ＩＵＣＮに米軍北部訓練場や辺野古新基地建設問題など、米軍基地が自然環境に与える影響について調査を求めるべきではないでしょうか。見解を問います。

10番目、台風18号の対策について問います。

(1)つ、宮古島市を初め甚大な被害が出た台風18号の被害状況と対策について問うものです。被災者支援や農林水産業の救済策など迅速な対応を求めるものです。対応を問います。

(2)つ、停電についての被害状況を問うものです。離島の台風対策として電線地中化事業を推進すべきです。見解を問います。

11番目、経済振興について伺います。

沖縄振興の原点は、苦難の歴史を歩んできた沖縄に対する政府の償いの心であり、基地問題とリンクすることがあってはいけません。2018年度内閣府概算要求における沖縄関係予算についての見解を問うものです。

12番目に、教育行政について伺います。

翁長県政になって拡充されてきた少人数学級の教育効果について問うものです。残された小学校６年生、中学２年、中学３年生も来年度で実施し、全学年での少人数学級を実現すべきです。見解と対応を問います。

(2)つ、給付型奨学金制度の募集定数をふやし、県内大学生や専門学生なども対象に加えるべきです。対応を問います。

(3)つ、所得に応じた奨学金返済制度を早期に実施すべきと考えますが、見解と対応を問います。

(4)つ、小・中・高校の不登校児童生徒数、義務教育未修了者数の状況について問うものです。沖縄に公立夜間中学を設置すべきです。対応と見解を問います。

(5)つ、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援の継続について対応を問います。

(6)つ、部活動顧問教師の残業時間や負担について問うものです。スポーツや文化活動等に係る専門的な知識や技能を持ち、学校教育の視点で部活動を支援する部活動指導員制度を導入すべきと考えますが、対応を問うものです。

13番目に、保育行政について伺います。

市町村の子ども・子育て支援制度は中間年を迎え、事業計画の見直しの時期を迎えております。沖縄県の待機児童の現状に合わせて、公立・認可保育園をふやす事業計画へと見直すべきです。市町村を支援する県の役割を問うものです。

(2)つ、待機児童の要因となっている保育士不足を解決するために、保育士待遇改善策を拡充すべきです。対応を問います。

(3)つ、小規模保育施設等の卒園後の受け皿となる連携施設の確保状況と対策について問うものです。

(4)つ、沖縄県の病児保育について全国との比較を問います。病児保育事業の実施数をふやし、送迎対応型の病児保育事業も実施すべきです。見解を伺います。

(5)つ、沖縄県の夜間保育の整備状況を問うものです。子供の貧困対策としても公立・認可の夜間保育園をふやし、認可外保育所の夜間保育については支援を強化すべきです。対応を問います。

14番目に、商工労働行政について３点伺います。

(1)つ、公共工事設計労務単価は、下請契約等でも適切に労働者賃金に反映されるべきです。実態と県の役割について問うものです。

(2)つ、公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保し、公共サービスの品質を確保するためにも、賃金条項を定めた実効性ある沖縄県公契約条例を制定すべきです。見解を問います。

(3)点目、県経済は好調と言われていますが、家計や労働者の賃上げ、県民所得の向上につながっているでしょうか。中小零細企業の育成・支援を拡充し、労働者賃金の引き上げにつなげるべきです。対応を問います。

最後に、保健医療行政について伺います。

(1)つ、子ども医療費助成制度は、通院医療費も中学校卒業までの窓口無料化（現物給付)、また、所得区分を設けず、自己負担金も廃止を目指すべきだと考えますが対応を問います。

(2)点目に、国民健康保険財政の県単位化に伴う国保料の試算について問うものです。高過ぎる国保税を引き下げるためにも国庫負担の増額、前期高齢者交付金の補塡を求めるとともに、沖縄県としても県財政からの繰り入れを行うべきです。

以上ですが、答弁によりましては再質問を行います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 比嘉瑞己議員の代表質問にお答えをいたします。

地位協定についてに関する御質問の中の２の(1)、日米地位協定の見直しの意義についてお答えをいたします。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、平成29年９月に要請を行ったところであります。今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、辺野古新基地建設問題についてに関する御質問の中の、県民への思いと公約実現に向けた決意についてお答えをいたします。

去る８月12日に開催された県民大会において、４万5000人もの人々が集い、不条理に抗い続ける県民の不屈の決意が示されたことを大変心強く感じております。私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。また、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることを許すことはできないと考えております。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、経済振興についてに関する御質問の中の11の(1)、平成30年度内閣府概算要求の評価についてお答えをいたします。

内閣府の平成30年度概算要求においては、総額3190億円の沖縄振興予算が計上されました。今回の概算要求は、沖縄独自の給付型奨学金等が盛り込まれるなど、今年度予算を上回る3000億円台の規模となっているものの、沖縄振興一括交付金が今年度に引き続き減額されております。今回の概算要求について、内閣府としては国が主導して推進する施策に予算を優先して配分した上で、3190億円の範囲内で国として使途を定めていない沖縄振興一括交付金を計上したものとしております。しかし、沖縄振興一括交付金については、県と市町村が沖縄の総意として従前の水準への回復を要望したにもかかわらず、逆に減額されており、自主性を発揮させるとする沖縄振興特別措置法の趣旨に鑑みると極めて残念であります。今後、沖縄県としては、この沖縄振興特別措置法の趣旨を最大限尊重するよう主張し、沖縄振興一括交付金の概算要求以上の確保を関係要路へ働きかけてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） １の知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、核兵器禁止条約についてお答えします。

沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。悲惨な地上戦を体験した沖縄県としましては、恒久平和を願っており、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、核兵器禁止条約の議論は重要なものであると考えております。また、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に、沖縄県知事も８月に署名しております。

次に、10、台風18号対策についての御質問の中の(1)のア、被災者支援についてお答えします。

台風第18号では、強風による被害が予想されたものの、住家被害は一部損壊が８件と聞いており、県民のいち早い対策により、被害の軽減が図られたところであります。現在、宮古島市からは、沖縄県災害見舞金支給要領の認定基準に該当する住家被害の報告を受けておりませんが、住家被害調査において該当となる場合には、見舞い金を支給することとしております。

次に、13の保育行政についての御質問の中の(1)、子ども・子育て支援事業計画の見直しと県の支援についてお答えします。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の指針に基づき平成27年度から31年度までの５カ年計画として策定されており、今年度は計画期間の中間年として、必要に応じ見直しを行うこととされております。

市町村においては、保育所等の入所申し込みの数が計画の量の見込みと大きく乖離している場合には、地域の実情に応じた適切な確保方策について見直しを行うこととなっております。

県におきましては、各市町村の計画の着実な実施に向け、市町村と連携し取り組んでまいります。

次に、13の(2)、保育士の処遇改善策の拡充についてお答えします。

保育士の処遇改善については、平成29年度に新たに２％の処遇改善を実施するほか、技能・経験に応じて月額5000円以上４万円以下の処遇改善が実施される予定となっております。

県としましては、これらの賃金改善の適切な実施を指導するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業などにより、引き続き処遇改善を図ってまいります。

次に、13の(3)、小規模保育施設の連携施設の確保状況についてお答えします。

本県における小規模保育施設は、平成29年４月１日現在で19市町村93施設であり、３歳児以降の連携施設が確保されているのは、47施設となっております。連携施設が確保されていない施設については、市町村において、認可保育所等への優先的な入所を行っております。

次に、13の(4)、病児保育事業についてお答えします。

平成27年度に国が実施した病児保育の実施状況調査によると、本県の実施市町村の割合は、全国平均45.5％に対し34.1％となっております。平成29年度は、15市町村22施設で事業の実施を予定しており、実施割合は36.5％となります。県においては、病児保育の拡充や送迎対応型病児保育の実施等、地域における多様な保育サービスの充実を図るため、市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、13の(5)、夜間保育についてお答えします。

平成29年４月１日現在、夜間保育所は３施設となっており、このほか、延長保育により夜８時以降も開所している保育所が３施設あります。市町村においては、地域のニーズに応じた子育て支援の拡充に取り組んでいるところであり、県においては、引き続き市町村の取り組みを支援することにより、多様な保育サービスの充実に取り組んでまいります。また、夜間の保育に対応している施設を含む認可外保育施設に対しては、入所児童の処遇向上のための給食費や健康診断費等の支援を行っており、これまで段階的に支援を拡充しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、北朝鮮への平和的外交交渉についてお答えいたします。

去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命の大切さと平和のとうとさを肌身で感じております。

県としては、万が一にも有事が発生しないよう、政府において不断の外交努力を行うべきであると考えております。

次に、同じく１の(3)、核弾頭ミサイルの誤発射事故についてお答えいたします。

1959年６月20日の地元紙において、軍司令部情報部の発表として、「ミサイルが水平状態で一部発火、その発射火薬で操作員１人が即死、他の５人が負傷した」との記事が掲載されております。

県としては、今後、事実関係の確認に努めてまいりたいと考えております。

次に、３、那覇軍港の浦添移設問題についての御質問の中の(1)、那覇港湾施設の浦添移設についてお答えいたします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

次に、４、軍民共用の那覇空港についての御質問の中の(1)、普天間飛行場の返還条件についてお答えいたします。

普天間飛行場の返還条件については、平成25年４月の統合計画において、普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善をすることが、返還条件の一つとされております。普天間飛行場の滑走路長は約2800メートルであり、沖縄本島においては、この任務要件を満たす施設は那覇空港のみとなっております。仮に那覇空港を米軍が使用する場合、現在、滑走路を増設中ではあるものの、同空港は運航回数が過密な状況にあり、その上、自衛隊も使用していることから、危険性や騒音の増加、観光への悪影響が生じることも考えられ、那覇空港の米軍による使用は決して認められません。

次に、同じく４の(2)のア、那覇空港における自衛隊機のトラブルについて。

県が把握している那覇空港における自衛隊機に関連

する事故については、平成23年以降13件発生し、うち10件が滑走路の閉鎖を伴っております。その結果、欠航106便、目的地変更27便、出発地への引き返し10便、遅延348便が発生するなどの影響がありました。滑走路閉鎖に伴う被害やその損害賠償は、個々の利用者個人により行われるものであることから、調査するのは困難であります。

県としましては、自衛隊において、県民に不安や影響を与えることがないよう、安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

次に、５、普天間基地問題についての御質問の中の(1)、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

平成26年２月18日に開催された普天間飛行場負担軽減推進会議において、安倍総理は、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする基地負担軽減に関する４項目について、政府としてできることは全て行うと述べているほか、平成28年１月の質問主意書に対する答弁書においても、同様の政府見解が示されております。

県としましては、去る９月14日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、政府に対し、５年以内運用停止について、辺野古移設とはかかわりなく早急に取り組む必要があること、また、その実現に向け具体的なスケジュールを日米両政府において作成することを求めたところであります。

次に、５の(2)、普天間飛行場の返還条件について。

政府は、普天間飛行場の返還について、従来どおり、辺野古が唯一の解決策と説明してきましたが、稲田元防衛大臣の答弁により、返還条件について、米国との調整が調わなければ同飛行場が返還されないことを初めて明言しました。

県としては、同飛行場の返還条件の具体的内容、米側との調整状況及び同飛行場の返還の見込みなどについて、政府において、県民に対し丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、６、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の(2)、沖縄県民との連帯の輪が広がっていることについてお答えいたします。

辺野古新基地建設問題については、非暴力の取り組みで軍事化や米軍基地に反対するオール沖縄会議の活動を初めとし、辺野古新基地をつくらせないという沖縄県民の民意が、あらゆる場面を通じて発信されてきたものと考えております。その結果、国内外においてさまざまな沖縄を支援する団体の活動や、沖縄県民との連帯の輪が広がりつつあることについて心強く感じております。また、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合の総会において沖縄の人々との連帯決議が採択されたこと、米ジュゴン訴訟における差し戻し判決、オール沖縄会議のショーン・マクブライド平和賞の受賞決定について、大変意を強くしております。

次に、７、欠陥機オスプレイについての御質問の中の(1)、オスプレイの配備撤回について。これは７の(1)と７の(4)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

オスプレイについては、配備に際し再三にわたり反対する旨訴えたにもかかわらず、普天間飛行場に24機が配備されております。政府は、その安全性は確認されているとしておりますが、昨年12月の名護市沖合での墜落事故に続き、ことし８月のオーストラリア東海岸沖での墜落事故及び、相次ぐ緊急着陸の事案が発生し、県民は大きな衝撃を受けており、その不安は一向に払拭されておりません。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後とも、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、７の(2)、飛行訓練を強行した米軍とそれを追認した政府の責任についてお答えいたします。

ＭＶ22オスプレイについては、昨年12月に名護市沖合で、ことし８月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故を起こしたほか、緊急着陸等も繰り返し行っております。こうした事案が発生するたびに県や関係自治体などから原因の究明や公表、原因究明までの飛行中止などを求めてきたにもかかわらず、十分な説明がないまま飛行を続け、同様の事案を繰り返し発生させている米軍の姿勢及びそれを追認している日本政府の姿勢には強い怒りを禁じ得ません。

次に、７の(3)、事故調査報告書に対する見解についてお答えいたします。

事故調査報告書では、事故原因は困難な気象条件下で空中給油を行った際のパイロットのミスであると結論づけていますが、意見や勧告は非公開とされており、ミスが発生した背景の十分な分析が行われたのか、十分な再発防止の対策がとられたのかなどは確認できておりません。また、防衛省や米軍のこれまでの説明と、今回提供された事故調査報告書などを比較したところ、接触事故の発生地点、発生時間、事故の経緯などが異なっております。

県としては、事故調査報告書によって事故原因及び再発防止策について十分明らかにされたとは言いがたいことから、沖縄防衛局及び米軍に対し追加で照会を

行っているところです。

次に、８、先島諸島への自衛隊配備問題についての御質問の中の、先島諸島への自衛隊配備について。これは８の(1)と８の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県は、６月20日に、配備の目的、具体的なスケジュール、住民への説明のあり方など31項目について防衛省へ照会を行ったところです。防衛省は、宮古島においては、周辺環境調査など用地取得や設備整備に向けた手続を進めており、千代田カントリークラブに配置できない施設の候補地についても宮古島市とも相談した上で対応していく。石垣島においては、石垣市へより詳細な情報を提示するため、用地測量等を進めていく。今後とも石垣市及び宮古島市とよく相談しながら、地元への丁寧な説明に努めつつ進めていくとしております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、９、ヤンバル地域の世界自然遺産登録に向けての御質問の中の９の(3)のイ、ＩＵＣＮへ辺野古新基地の調査を求めることについてお答えいたします。

県は、ＩＵＣＮを含む国内外の自然保護関係団体等８団体に対し、日米両政府へ辺野古新基地建設の断念を働きかけていただくことを要望するため、平成29年４月20日付で知事書簡を送付いたしました。これに対し、ＩＵＣＮから５月12日付で返信をいただき、県が提起した事項について議論する必要があると思われるのは、調査団の滞在期間中であろうことから、面談するためには日本の関係当局に申し入れることを勧めるという旨の返信をいただいております。これに対し、県は、辺野古・大浦湾における新基地建設のための埋立事業の問題を十分に理解していただくため、世界自然遺産の審査プロセスとは別に、当該海域について調査、議論していただきたい旨の書簡を６月12日付で送付したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４、軍民共用の那覇空港についての御質問の中の(2)のイ、第２滑走路完成後の民間航空機の発着回数と民間専用化についての御質問にお答えいたします。

那覇空港の発着回数につきましては、国がことしの７月に実施した滑走路増設事業の再評価において、需要予測の見直しが行われております。それによりますと、民間航空機の発着回数は、平成28年度は約13万回の実績があり、平成32年度には５％増の約13.7万回、平成42年度には22％増の約15.8万回と予測されております。那覇空港における第２滑走路の増設は、今後増大する航空需要への対応と同時に、不測の事態等による滑走路閉鎖により空港機能が停止することを回避するために行われるものであり、国は、同空港を自衛隊が将来も現状のとおり利用することを前提としていると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　６、辺野古新基地建設問題について御質問の中の(3)、工事の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業について、現在、着手が確認できる護岸はＫ９護岸であります。一方、当該事業の工程計画において、汚濁防止膜工着手後７カ月目に当たる時期には、14の護岸に着手する予定となっております。

同じく６の(4)のア、保護すべきサンゴ群体数についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る事前協議の前段となる質疑の中で、県は、移植サンゴ類の予定数を照会しており、沖縄防衛局は、小型サンゴ類７万4304群体、大型サンゴ類23群体を移植すると回答しております。県は、移植対象とするサンゴ類の選定根拠について、その妥当性を確認するとともに、貴重種のサンゴ類については、被度にかかわらず移植を検討するよう求めているところであります。

同じく６の(5)、大浦湾の海底地盤と地盤改良への対応についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業のボーリング調査結果において、埋立区域の土質には琉球石灰岩の分布が確認されております。このことから、沖縄防衛局に対しては地下に空洞等が存在するかの調査の実施状況について照会したところであります。沖縄防衛局は、過去の調査結果から、現時点で地下に空洞が存在するかの調査を行う必要があるとは考えていないと回答しております。仮に、海底地盤の改良工事を追加して実施する場合には、設計概要の変更に当たり、申請等手続が必要となる可能性があると考えております。

同じく６の(6)、沖縄防衛局が取り下げた申請の対

応についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局は、取り下げた２件の変更承認申請について、当時改めて内容を検討の上、適切な時期に再申請するとしていたことから、再度、変更承認申請が行われるものと認識しております。再申請があった場合には、法令にのっとって適正に審査してまいります。

次に、10、台風18号対策についての御質問の中の(2)のイ、離島における電線類地中化についての御質問にお答えいたします。

電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成のほか、災害の防止や情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的に整備に取り組んでおり、離島においては、台風対策としての重要性を認識しております。なお、整備に当たっては、電線管理者等関係者の理解、協力が不可欠ですので、引き続き、関係者との合意形成に努め、電線類地中化を推進していきたいと考えております。

次に、14、商工労働行政についての御質問の中の(1)、労務単価の実態と県の役割についての御質問にお答えいたします。

公共工事設計労務単価は、国や県が共同で実施する労務費調査の対象工事において、下請を含む関連する全業者を対象に支払い実態を調査して決定するものであります。また、公共工事設計労務単価は、支払い実態を反映した単価であり、公共工事の予定価格を算定する際に用いる単価であります。このように支払い賃金を拘束するものではありませんが、受注者に対しては、下請契約及び代金支払いの適正化等について遵守するよう指導するとともに、単価改定の都度、建設業界団体に対し、賃金水準の適正化等について、積極的な対応をお願いしているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の(4)イ、サンゴ移植のための特別採捕許可についてお答えいたします。

造礁サンゴ類の採捕は、沖縄県漁業調整規則第33条第２項の規定により、周年禁止されております。当該規定は、造礁サンゴ類を移植・移築する場合においても適用されることから、その実施に当たっては事前に、同規則第41条に規定される知事の特別採捕許可を受ける必要があります。そのため、特別採捕許可申請がなされた場合には、規則の趣旨に沿って厳正かつ適切に審査を行ってまいります。

次に、10、台風18号対策についての御質問の中の(1)イの農林水産業関係の被害状況対策についてお答えいたします。

台風18号による農林水産業関係の被害額は、約６億5900万円となっております。被害内訳としては、サトウキビが約５億9900万円、漁船など水産関係が約4300万円などとなっており、宮古地区が約６億2200万円と全体の約94％を占めております。農林漁業者への支援策としては、１、農業改良普及機関への相談窓口の設置、２、農業・漁業共済等の制度活用の周知、３、農林漁業セーフティネット資金など低利な制度資金の周知などを行っております。

県としましては、引き続き、ＪＡや市町村等関係機関などと連携し支援してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　８の先島諸島への自衛隊配備問題についての御質問の中の(3)、環境影響評価の実施についてお答えします。

先島諸島に計画のある自衛隊の駐屯地の整備については、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業とはなっておりません。そのため、県では平成29年６月20日付で、沖縄防衛局に対し自主的な環境影響評価の実施の意向等について照会しております。県の照会に対し、沖縄防衛局から去る７月31日付で、「自衛隊の施設整備に当たっては、環境の保全の観点から環境調査を行い、その調査結果に基づき希少種の移植など必要となる場合は対策を実施するなど、石垣市及び宮古島市とよく相談し動植物などの自然環境に十分配慮する」旨の回答があったところです。

県では、今後、地元市から環境影響評価に関する相談等があった場合には、技術的な助言等を行ってまいりたいと考えております。

次に、９の、ヤンバル地域の世界自然遺産登録に向けての御質問の中の(1)、希少野生動植物保護条例の意義についてお答えします。

本県は、亜熱帯海洋性気候のもと、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有し、多くの希少種や固有種が生息・生育しております。このような本県の豊かな生物多様性や独自の生物進化が見られる生態系は国際的にも高く評価されており、世界自然遺産登録の推薦理由にもなっております。希少野生動植物保護条例については、種の保存法などの取り組みに加え、法による規制が及ばない希少種や外来種について法を補完するものであり、本県の自然環境の保全を図る上で非

常に重要で意義があるものと考えております。

次に、９の(2)、北部訓練場の外来種及び立入調査についてお答えします。

米軍北部訓練場内の着陸帯で外来種のキキョウソウが確認されたとの新聞報道があったことから、事業者である沖縄防衛局に対しキキョウソウの生育状況を確認したところ、「Ｎ１地区、Ｇ地区及びＨ地区を再調査したが、確認されなかった。」との回答を得ております。県では、これまでにも外来種の侵入防止及び駆除等の環境保全措置を沖縄防衛局に対して求めております。今後、沖縄防衛局から提出される事後調査報告書の審査において、沖縄県環境影響評価審査会の委員とともに現地調査を実施したいと考えており、必要に応じて環境保全措置を求めてまいります。

次に、９の(3)のア、ＩＵＣＮに北部訓練場の調査を求めることについてお答えします。

北部訓練場については、国立公園等の保護担保措置をとることが困難であり、今般の世界自然遺産の推薦地でないため、現地調査の対象とはなっておりません。しかしながら、県としましては、推薦地に隣接する北部訓練場についても自然環境の豊かな重要な地域であると認識しており、希少種のモニタリング調査等を通じ北部訓練場の自然環境の状況について注視してまいりたいと考えております。訓練による影響があると判断された場合は、遺産価値が損なわれないよう、国や在沖米軍に対して影響を回避するよう強く要請を行うなど適切に対応したいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　10、台風18号対策についての質問のうち(2)のア、台風18号による停電の被害状況についてにお答えいたします。

台風18号による停電被害については、沖縄電力からの情報によると９月14日時点で最大２万441戸とのことです。なお、９月16日には全て復旧したということでございます。

次に、14、商工労働行政についての質問のうち(2)のア、賃金条項を含めた公契約条例の制定についてにお答えいたします。

ことし５月に提出された公契約条例に関する有識者等懇談会報告書では、課題の検討状況や委員の意見等を踏まえ、懇談会全体の意思として理念型の条例とすることが提示されています。また、国の見解として独自の賃金下限額を規定する条例は最低賃金法の趣旨に反することが示されており、県としてはこれらを踏まえ理念型条例として進めていくこととしています。条例施行後においては、関係機関等と連携を図りながら、法令遵守をさせるための具体策等を盛り込んだ県の取り組み方針を策定、充実していくことで、条例の実効性を高めていくこととしております。

次に、14(3)の労働者賃金の引き上げについてにお答えいたします。

本県を取り巻く雇用情勢は、完全失業率や有効求人倍率が着実に改善しているものの、平成28年賃金構造基本統計調査によると、本県の一般労働者の所定内給与額はほぼ前年並みであり、賃金に十分に反映されているとは言えない状態だと認識しております。そのため、県では毎年度策定している中小企業支援計画に盛り込まれている人材育成や設備の導入、経営力向上などの経営基盤の強化に向けた支援や、商品開発、販路開拓支援等の各種施策を総合的に推進し、労働生産性の向上を図ることで、労働者賃金の引き上げにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　12の教育行政についての御質問で、少人数学級の効果及び全学年での実施についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで小学校１・２年生で30人学級、小学校３・４年生と中学校１年生で35人学級を実施しており、平成29年度からは小学校５年生でも35人学級を実施しております。少人数学級の効果については、学習規律の定着や児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実につながるものと認識しており、今後とも、教育効果の検証に努めてまいります。

なお、次年度以降の少人数学級の拡大については、市町村教育委員会の意向等を踏まえ検討してまいります。

同じく教育行政の中で(2)、給付型奨学金の拡充についてお答えいたします。

県の給付型奨学金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的として、昨年度創設したものであります。一方、国におきましては、今年度から県内大学や専門学校等への進学者も対象とする給付型奨学金を開始しており、本県の県立高等学校には、合計754人の推薦枠が示されております。県の給付型奨学金の県内大学や専門学校等への拡充については、国の制度による支援

状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、同じく12の(3)、所得に応じた奨学金返済制度の早期実施についてお答えいたします。

日本学生支援機構が実施している無利子奨学金については、平成29年度新規貸与者から卒業後の所得に応じて返還月額を決定する制度が、本人の希望により選択できるようになっております。

県教育委員会としましては、所得連動型の本県制度への導入について、県内の奨学金事業を実施している沖縄県国際交流・人材育成財団と引き続き意見交換を行うなど研究していきたいと考えております。

次に、12の(4)、不登校、義務教育未修了者と夜間中学についての御質問についてお答えいたします。

文部科学省の問題行動等調査によると、本県の平成27年度の公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、3459人となっております。また、義務教育未修了者数として調査されたものはありませんが、平成22年度国勢調査によりますと未就学者として、在学したことのない人、または小学校を中途退学した人の数は、6541人となっております。夜間中学について、国は平成28年12月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律を成立させ、その設置を促進するとしております。

県教育委員会としましては、今年度、文部科学省の委託を受けて、公立中学校夜間学級等設置検討委員会を立ち上げ、研究等を行っております。

次に、同じく12の(5)、戦中戦後義務教育未修了者支援事業についてお答えいたします。

本事業は、平成23年度から25年度までの３年間の計画で実施され、その後４年間の事業延長を行いました。現在、１事業所において支援対象者が在籍しており、その方々の修了が見込まれる今年度で事業終了の予定となっております。

県教育委員会としましては、事業の当初目的がおおむね達成されたと考えており、今後、希望者がいる場合はどのような学習支援ができるのかを公立中学校夜間学級等設置検討委員会の中で研究してまいります。

次に、12の(6)、部活動顧問の長時間勤務の実態と部活動指導員の制度化についての御質問にお答えいたします。

県立学校教職員を対象に、平成29年４月から６月までの間について調査したところ、月80時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で222人、月100時間を超える長時間勤務者の数は、月平均で202人となっております。長時間勤務の主な理由は部活動指導が最も多く、次いで、授業の準備、事務・報告書作成の順となっております。部活動指導に当たっている教員は、実技指導を初め、安全管理、学校外の練習試合や大会の引率等を担っており、長時間勤務の要因となっております。国においては、学校教育法施行規則の一部を改正し、外部人材を活用した部活動指導員を制度化したところであります。部活動指導員は、部活動顧問となり、実技指導や生徒指導、単独での大会引率が可能となるなど、これまで教員が担っていた業務が行えることとなっております。

県教育委員会としましては、関係課及び関係団体等と連携し同制度の導入について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　保健医療行政についての御質問の中の(1)、こども医療費助成制度の見直しについての御質問にお答えします。

同制度の見直しにつきましては、県は、市町村の意見も考慮し、所得区分の導入を見送り、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入する方向で検討を行っているところであり、あわせて通院の一部自己負担金の廃止についても検討しているところであります。なお、通院の対象年齢の拡大につきましては、県及び市町村の財政状況及び市町村間の権衡についても考慮しながら検討する必要があると考えております。

次に、(2)、国保税引き下げのために県が法定外繰り入れを行うことについての御質問にお答えします。

国保税引き下げのための財政支援について、沖縄県は市町村及び国保連合会と連携し平成30年度から実施される国保の財政基盤強化策において、本県に有利な制度設計となるよう国に要望したほか、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について国と調整を行っているところであります。また、県が一般会計から法定外繰り入れを行うことにつきましては、まず、１つ目に、全国知事会は国保の都道府県単位化に当たり、都道府県は新たな財政負担を生じないこと、国保の財政基盤強化及び財源の確保は国の責任において行うことを協議会参加の条件としており、県としてその合意を遵守する必要があると考えます。２つ目に、１人当たりの保険料やその改定及び収納状況、医療費水準、財政状況等、市町村により国保を取り巻く状況が異なり、市町村間の公平を欠くおそれがあると考えます。３つ目に、法定外繰り入れを行った場合、国保の

被保険者以外の納税者にとっては被用者保険料と国保の保険料の二重の負担を負うことになると考えます。最後に、県が法定外繰り入れを行うことは、県民が負担することを意味するものであり、現在国と調整している本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援の意義を失わせるおそれがあると考えます。

以上の理由から、県が一般会計から国保の特別会計に繰り入れを行うことは、適当ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をしたいと思います。

教育長に１点伺いますが、先ほどの部活動指導員の制度の導入です。前向きに検討しているということで安心しましたが、これ一日も早い導入が求められていると思います。いつごろの導入を検討しているのか、もう少し詳しく報告していただきたいと思います。

それと辺野古新基地建設問題について、サンゴの特別採捕許可に関して再質問いたします。

昨日、防衛省で開かれた環境監視等委員会において、埋立予定地に絶滅危惧種のオキナワハマサンゴなど14群体のレッドリスト掲載サンゴが見つかったと報告されております。しかし、14群体のうち13群体が既に死滅・消滅しているそうです。これは沖縄防衛局による護岸工事の影響が原因であることは明らかではないでしょうか。この点環境部にお聞きしたいと思います。そして、報道によりますと沖縄防衛局は６月から既にＫ１護岸とＮ５護岸の間の海域で、このレッドリスト掲載のサンゴ類の生息状況を調査している。７月にはオキナワハマサンゴやヒメサンゴといった絶滅危惧種を発見しているということであります。

それではなぜ沖縄防衛局は、絶滅危惧種を発見したその時点で沖縄県に報告や確認をしなかったのでしょうか。その時点で国から相談があれば、協議があれば何らかの形で対策をとることができたのではないでしょうか。絶滅危惧種であるサンゴを防衛局は見殺しにしているのではないでしょうか。環境部の見解をお聞きしたいと思います。

報道によれば、国は県の沖縄県のサンゴ移植マニュアルに基づいて、マニュアルでは、サンゴの移植というのは秋口が適しているから今回の報告が妥当なんだというようなことが書かれております。これでは本当にそういうことなんでしょうか。問題はないのか県の考えを伺いたいと思います。

こうした部長の答弁を聞いた上でぜひ知事からも見解をいただきたいのですが、大変貴重な絶滅危惧種なんですよ。これがもう13種も死滅している。しかも国は、これを見殺しにしていると言っていいと思うんですよ。こうしたやり方は本当に許せないと思います。県の立入調査も拒否して事前協議も拒否してサンゴが死んでから報告する。こういった政府の対応について知事の見解を求めたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　比嘉瑞己議員の再質問にお答えいたします。

部活動指導員についての導入時期の御質問でございますが、当該制度は、これまで部活動の外部指導者というのは、ほぼボランティアに近いような形で活動していただいているところでございます。今回、文科省のほうで施行規則の改正によりまして、各県、学校の設置者で部活動指導員の身分、任用、職務とか災害補償とかそういう事項について定めた規則を制定することということで、それで外部指導員を活用、導入するようにということで制度の奨励をうたったわけでございますが、これの課題は、指導員の制度化に伴う財源措置は現在のところ明確ではないところでございます。そういうことで各県のほうもその辺を注視しているところでございますが、いずれにしても部活動指導員というのは、教員の多忙化の関係とかさまざまな課題を解決する方策として、施行規則の改正が行われておりますので、その財源措置も含めて各県とも連携しながら課題も解決していきながら可能な限り早期に制度化できるように努めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　昨日の沖縄防衛局におきまして、環境監視等検討委員会におきまして、２種類の絶滅危惧のサンゴ類が14群体確認され、そのうち13群体が死亡したというような報告があって、これにつきましては工事の影響ではないかというふうなことでございました。昨日の午前中に当検討委員会が開催されまして、沖縄県のほうにはきょう、資料とともに詳細な説明があったということでございます。今後、内容を十分確認して、工事の影響があるかどうかということにつきましては精査をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、13群体のサンゴが死滅したものにつき

ましては報告はあったかと、その対策についてということでございますけれども、沖縄防衛局が実施した調査において環境省のレッドリストに掲載されたサンゴ類の14群体が７月に確認され、その後13群体が死亡、もしくは消失したということでございます。この辺につきましては、これまで県には報告・相談はありませんでした。確認された時点で県に報告・相談等があれば白化等に関する緊急的な対策について専門家等の指導助言を受けながら、何らかの保全対策を検討することができた可能性があるというふうに考えております。

それから、県によるサンゴ礁保全措置に関する県の見解、いわゆる県のマニュアルに基づく対応ということでございますけれども、沖縄県サンゴ移植マニュアルでは、サンゴを移植することについては地域の漁協、それからダイビング業者、住民だけでなく、沖縄県自然保護課や水産課に事前に相談はしてくださいと記載しており、その上でサンゴの移植の時期は、秋口が適当であると記載されております。特に今回のようなレッドリストに記載されたサンゴ類については、当然に普通のサンゴよりも保護の必要性が高いということから、県に直ちに報告や調整を行って保全の可能性を検討すべきであったというふうに思われます。確認された時点で、県に報告や相談があれば緊急な対応を検討できた可能性がありまして、14群体のうち13群体が死滅や消滅した段階で報告がなされたことは大変残念であるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　比嘉瑞己議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま環境部長のほうから、ことし７月の調査以来の防衛局のいろんな今日までのことについて報告がございました。それに向けていろいろこの希少価値のあるサンゴをどうするかというようなことで、７月に報告があって、そしてその後の対応もしっかりとしていれば、その対応が検討できた可能性があると。14群体のうち13群体が死滅した段階で報告がなされたことは大変遺憾であると思っております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉　瑞己君　知事、どうもありがとうございました。

今翁長県政になってから、この沖縄の自然を守ろうということで、今回希少種の条例制定の話もありました。ヤンバルの世界自然遺産登録に向けて頑張っている。こういった中で、国がこういった沖縄県の信頼を裏切るようなことは絶対に許されるものではないと思います。今度のサンゴの特別採捕許可というのは、知事の公約である新基地建設をつくらせないという意味でも大きな権限の一つですね。なのでこれは厳重に政府に抗議をする、こうした姿勢を示していかないといけないと思いますので、改めてこのことについて政府に強く求めていくべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　比嘉瑞己議員の再々質問にお答えします。

このような今回の14種の貴重な絶滅危惧種が、これ７月に発見されているわけでございます。詳細はまたきょう本会議終了後我々関係部局から聞きたいと思いますけれども、報道等によりますと、13種がもう既に死滅しているということでございます。その原因等についてもまたこれから詳細に調査検討行いますけれども、やはりこの貴重種については移植するということが既に確認されていたわけでございます。そういった中で十分な対応がなされずに、こういったことが行われたということは、先ほども知事からございましたように大変遺憾でございます。このことについては、これから沖縄防衛局等と調整の中で強く申し入れをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　皆さん、こんにちは。

公明党会派、金城泰邦です。

本日の昼、衆議院が解散となりました。これから10月22日までの１カ月間、国民の皆様に政権選択を問う選挙がスタートしました。我々公明党としましても、消費税の問題、また外交・防衛の問題、国民の生命と財産を誰に担っていただくのか、この負託を問われる選挙に当たってしっかりと県民の皆さん、国民の皆さんに応えてまいりたい。そのためにも、候補者になった決意で走り抜いてまいる覚悟でございます。

よろしくお願いします。

それでは質問に移ります。

１、2018年度沖縄振興予算概算要求について。

内閣府は、2018年度の沖縄関係予算の概算要求額を3190億円とする方針を示したが、その沖縄振興予算概算要求のポイントと課題について伺います。

２、社会資本整備等について。

沖縄の観光振興や日本とアジアを結ぶ物流の発展、県民の暮らしの向上を支える道路や港湾、空港等の社会資本の整備等について伺います。

(1)、那覇空港の拡張整備は、東アジアの中心に位置する沖縄県の優位性・潜在力を生かすために必要不可欠なインフラであります。９月21日に那覇空港の未来を考えるというシンポジウムが開かれ、さまざまな政策的な提言がなされました。企画部長もシンポジウムに出席しておりますので、以下の点について県の考えをお伺いいたします。

ア、将来的な観光客数の増加を見込んで、現在建設中の第２滑走路との間を全て埋め立て、ターミナルビルを移転し、埋め立てエリアにホテルや商業施設を誘致することについて。

イ、24時間空港を完全実施し便数をふやすことについて。

ウ、空港民営化について。

(2)、港湾整備について。

ア、大型クルーズ船の就航に向けた取り組みについて。

イ、那覇港４埠頭の整備について。

ウ、西海岸開発の協議の進捗について。

西海岸開発につきましては６月議会で要望しました三者会談はお約束どおり実施していただきました。関係各位には感謝を申し上げます。

(3)、道路整備について。

浦添西海岸道路と連結する港川道路（浦添西原線）の整備がおくれています。牧港補給基地の一部返還による整備は進む中、浦添西海岸道路と国道58号を結ぶ港川道路の供用開始がおくれると、全国ワーストになっている那覇―宜野湾間の交通渋滞の緩和にはなりません。早急な整備を求めます。きのうの答弁を聞きますと厳しい状況にあるとの答弁でしたが、県の動きがおくれているから港川道路の整備は進まないと私は考えております。御答弁ください。

３、ＡＮＡ物流ハブ事業について。

那覇空港は2009年にＡＮＡの物流ハブ事業が始まったことで貨物取扱量が大きくふえ、2016年の国際貨物取扱量は17万6000トンと成田、関空、羽田に続く国内４番目の空港となっています。一方で、沖縄からの発着貨物量が当初の想定を下回るなど、事業の黒字化には至っていない状況があります。沖縄からの発着貨物量が伸び悩む原因と対策について伺います。

４、大型ＭＩＣＥ施設実現に向けた取り組みについて。

沖縄県は、４万平方メートルの催事に対応できる大型ＭＩＣＥ施設の基本計画を昨年８月に策定しましたが、次のステップとなる基本設計のソフト交付金の活用がいまだ承認されていません。国は需要・収支見込みが未整理であること、受け入れ環境整備の具体的な見込みがないこと等を指摘しております。この指摘について県は今後どのように対応するのか伺います。

５、鉄軌道導入の進捗について。

2018年度予算概算要求で調査費が計上されている鉄軌道導入課題詳細等調査において、県が主張している上下分離方式は国との認識を共有できているのか。また、今年度で確定するルート案はどこまで協議が進んでいるのか伺います。

６、人材不足解消のための外国人就労者の受け入れについて。

超高齢化社会を迎える2025年問題。介護業界などで慢性的な人材不足が深刻となっている中、人材不足の問題を解消する外国人就労者の受け入れが注目を集めている。しかしながら、これといった対策が具体的になされていないのが現状である。そこで以下の２点について県の考えを伺います。

(1)、県に外国人就労の担当窓口外国人受け入れ相談室（仮称）を設置することについて。

(2)、海外大学からのインターンシップ受け入れから技能実習の流れを構築する青年育成機関（仮称）を設置することについて。

７、教育費負担の軽減について。

公明党がかねてより主張してきた教育費負担の軽減、このたびの衆議院選においても主要テーマとして掲げております。主なものとしては、１つは、全ての就学前児童（ゼロ歳から５歳児）を対象とした幼児教育の無償化を2019年までの実現を求めております。２つ目には、――国の就学支援金が支給されていないを削除し――公立高校よりも負担感のある私立高校に対する就学支援金を一層拡充させ、年収590万未満の世帯を対象に2019年度までの私立高校授業料無償化を目指しております。３つ目には、大学生を対象とした返済不要の給付型奨学金の創設であり、これについては、今年度から一部実施がなされ、次年度からは沖縄独自の給付型奨学金が創設される予定となっており、３億5000万の予算が新規で盛り込まれる方針であります。このような幼児教育無償化や県立高校への就学支援金制度に対する県の見解と、沖縄独自の給付型奨学金の事業内容について伺います。

８、こども医療費助成事業の見直しについて。

次年度の見直しを予定しているこども医療費助成事業は、現物給付を設けるとしながらも、所得制限を新

たに設けるなど、制度の後退と見られる内容で検討がなされてきました。各自治体などから所得制限については多くの反対の声が上がっておりました。６月議会でも我が公明党会派から代表質問と一般質問で厳しく追及してまいりました所得制限については、きのうの答弁で設けないと示されており、所得制限を設けないよう求めていた公明党会派として、これは正しく評価したいと思います。詳細については改めてお伺いいたします。

９、子供の貧困対策について。

内閣府は次年度予算において１億円増の12億円の予算を提示した。これを受けて沖縄県としてどのような事業の拡大強化を図るのか伺います。

(1)、学校給食費無料化に取り組むことについて検討はしているか。

(2)、高校生へのバス賃無料化に向けた補助の導入について。

10、待機児童対策について。

待機児童対策は出生率の高い沖縄県にとって依然として重要な課題であります。他の自治体では待機児童解消のための先進事例も見られます。広島県府中町では、孫を保育する祖父母らに手当を支給し、保育の選択肢をふやすプラチナ保育手当制度を創設し高齢者と待機児童のマッチングが試みられています。

そこで伺います。

(1)、孫を保育する祖父母らに手当を支給するプラチナ保育手当制度が創設できないか。

11、国民健康保険税の県単位化がスタートする平成30年度、各市町村に提示する標準保険料がどのくらいの料率になるのかまだ示されておりません。自治体によっては、今から予算組みをしておかないと間に合わないところもあります。標準保険料設定のめどは立っているのか伺います。

以上、再質問があれば改めてお伺いしたいと思います。

御答弁よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城泰邦議員の代表質問にお答えをいたします。

2018年度沖縄振興予算概算要求についてに関する御質問の中の１の(1)、沖縄振興予算概算要求の概要と課題についてお答えをいたします。

内閣府の平成30年度概算要求においては、総額3190億円の沖縄振興予算が計上されました。今回の概算要求は、沖縄独自の給付型奨学金等が盛り込まれるなど、今年度予算を上回る3000億円台の規模となっているものの、沖縄振興一括交付金が今年度に引き続き減額されております。今回の概算要求について、内閣府としては、国が主導して推進する施策に予算を優先して配分した上で、3190億円の範囲内で国として使途を定めていない沖縄振興一括交付金を計上したものとしております。しかし、沖縄振興一括交付金については、県と市町村が沖縄の総意として従前の水準への回復を要望したにもかかわらず、逆に減額されており、自主性を発揮させるとする沖縄振興特別措置法の趣旨に鑑みると、極めて残念であります。

今後、沖縄県としましては、この沖縄振興特別措置法の趣旨を最大限尊重するよう主張し、沖縄振興一括交付金の概算要求以上の確保を関係要路へ働きかけてまいります。

次に、社会資本整備等についてに関する御質問の中の２の(2)のア、大型クルーズ船の就航に向けた取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、本部港において、20万トン級の大型クルーズ船が接岸可能な岸壁の実施設計に着手したところであり、平成32年の供用開始に向けて取り組んでおります。また、中城湾港においては、16万トン級のクルーズ船の昼間の入出港が可能となるよう、安全航行を検討し、一定の条件を設定したところであります。那覇港について、那覇港管理組合は、22万トン級のクルーズ船に対応する岸壁の整備を港湾計画に位置づけており、早期事業化に取り組むとのことであります。平良港及び石垣港について、国は、それぞれ14万トン級及び20万トン級のクルーズ船に対応する岸壁の整備を進めるとのことであります。大型クルーズ船が接岸可能な岸壁等の整備については、関係機関と連携して、引き続きしっかり取り組んでまいります。

次に、大型ＭＩＣＥ施設実現に向けた取り組みについてに関する御質問の中の４の(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る国の指摘への対応についてお答えをいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の需要推計は、国内有数のＭＩＣＥ取扱事業者から具体的な催事名や催事件数等の裏づけを得ており、目標値である年間164件の達成により開業６年目で独立採算が可能と推計しております。また、周辺受け入れ環境整備については、国内外の投資開発事業者11社が大型ＭＩＣＥ施設周辺エリアへの投資に関心を示しております。

沖縄県としては、信頼性の高い根拠資料に基づき、国に対して丁寧に説明を重ねてきたところですが、今

後は県民理解の促進を図るため、広報紙の各世帯への配布やＱ＆Ａ形式の説明資料のウエブサイト掲載等、広報事業を展開していきたいと考えております。これらの活動を通して県民の理解を得ながら、基本設計等の交付決定に向けて国に対して丁寧に説明を重ねてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、社会資本整備等についての御質問の中の(1)のア、那覇空港の滑走路の間の埋め立てについてに関する御質問にお答えいたします。

那覇空港は、国内外と沖縄を結ぶ玄関口として観光振興や県産品の販路拡大等に寄与するとともに、県内離島と沖縄本島を結ぶ拠点空港として人や物資の輸送を担うなど、本県の県民生活や経済活動を支える極めて重要な社会基盤であります。このような那覇空港の重要性を踏まえ、県としましては、２本の滑走路の間にターミナルを移転することを含めた空港エリアの拡張や商業施設の充実など、中長期的な観点から同空港の将来のあり方について、県内経済界や関係機関等と連携し、検討してまいりたいと考えております。

次に、同じく２の(1)のイ、那覇空港の24時間運用の完全実施についての御質問にお答えいたします。

那覇空港は、空港法に基づき国が定める那覇空港供用規程において、24時間運用が可能な空港とされておりますが、滑走路のメンテナンスの必要上、緊急時を除いて航空機の発着ができない時間帯がございます。第２滑走路が供用される平成32年３月末以降は、１本の滑走路がメンテナンス中であっても、残る滑走路で発着が可能となり24時間運用が実現すると見込まれます。

次に、２の(1)のウ、那覇空港の民営化に関する御質問にお答えいたします。

現在、国土交通省においては、国管理空港等について、滑走路やターミナルビル等を含めた一体的な空港運営を民間に委託して行うことを推進しているところであります。現在、仙台空港において民間による運営が始まっているほか、高松空港や福岡空港、北海道内の空港等で検討が進められていると聞いております。

県としましては、このような他空港の状況を注視しながら、今後の那覇空港の運営のあり方について、県内経済界や関係機関等と連携して調査検討していきたいと考えております。

次に、５、鉄軌道導入の進捗について(1)、国の鉄軌道導入調査と県の計画案づくりについての御質問にお答えいたします。

鉄軌道導入の実現には、持続的な運営を可能とするため、駅舎やレール等のインフラ部分を公共が整備、保有し、運行会社は運行のみを行う公設民営型の上下分離方式となる特例制度の創設が必要不可欠であると考えております。国においては、平成26年度から、特例制度や都市鉄道等利便促進増進法などさまざまな事業制度について調査研究を進めており、平成28年度調査においても、事業実施上の制度等に関する課題について、引き続き研究することが示されています。また、県で取り組んでいる鉄軌道の計画案づくりは、現在、７ルート案の比較評価を行う段階に来ており、年度内には評価結果をもとにルート案を選定し、計画案を策定することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、社会資本整備等についての御質問の中の(2)のイ、那覇港４埠頭の整備についての御質問にお答えいたします。

那覇港は、国際物流産業の展開、国際観光・リゾート産業の振興を目指した国際流通港湾として、国及び那覇港管理組合において整備を進める重要港湾であります。那覇埠頭地区は観光船等の拠点として、泊埠頭地区は周辺離島を結ぶ定期フェリーの拠点及びクルーズ拠点として、新港埠頭地区は国際物流ターミナル拠点として、また、浦添埠頭地区は物流ゾーンやコースタルリゾートゾーン等としてそれぞれ位置づけられております。国及び那覇港管理組合は、必要な施設等を計画的に整備しており、今年度は、総合物流センター、臨港道路、防波堤等の整備を行うとのことであります。

同じく２の(2)のウ、浦添市西海岸開発の協議の進捗についての御質問にお答えいたします。

浦添市は、市の西部開発に関する取り組みの方向性や新たな計画策定に資する目的で、浦添市西部開発に関する懇話会を設置し、西海岸を含めた西部開発について、専門的及び総合的な幅広い視点から意見交換・議論を行っているとのことであります。去る９月８日に第２回の懇話会が開催され、那覇港湾施設を含む浦添埠頭について意見交換が行われており、10月中旬ごろに意見を取りまとめるとのことであります。

同じく２の(3)のア、県道浦添西原線港川道路の早期整備についての御質問にお答えいたします。

県道浦添西原線港川道路は、平成28年度末の進捗

率が約84％となっております。現在、用地取得を終えた箇所において道路改良工事を実施しており、９月１日の日米合同委員会で承認を得た共同使用箇所の工事の実施については、米軍及び沖縄防衛局と詳細な調整を行っているところであります。浦添北道路及び臨港道路浦添線について、国は、平成29年度末の供用開始を予定しているとのことであり、工事未着手区間がある中にあって、今年度末の港川道路の暫定２車線同時供用開始は厳しい状況にありますが、引き続き関係機関と連携して、早期着手に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、ＡＮＡ物流ハブ事業についての質問のうち、(1)の沖縄からの発着貨物量が伸び悩む原因と対策についてにお答えいたします。

沖縄国際航空貨物ハブ事業の開始により、農林水産品や加工食品等、県産品の輸出は着実に増加している一方で、安定的な供給や貨物量に課題があることから、全体の貨物量に占める割合は低い状況にあります。その中でも、うるま市の国際物流特区に立地した機械メーカーがアジア向けの出荷を始めるなど、県産品全体では前年比1.6倍のペースで拡大してきております。

県としましては、今後の動向を踏まえながら、国際物流ハブ機能やコンテナ確保事業の認知度向上、高付加価値な製造業誘致の推進などにより貨物量の増大に努めてまいります。

次に、６、人材不足解消のための外国人就労者の受け入れについての質問のうち(1)、外国人受け入れ相談室の設置についてにお答えいたします。

外国人材活用については、農業、建設業、観光、介護などさまざまな産業分野や業種ごとに事情が異なることから、各業界団体等を所管する部局においてニーズや効果、課題を整理し、県内の雇用環境に配慮しながら慎重に検討する必要があると考えております。このことから、県では、関係部局等による連絡会議を開催し、県内の外国人労働者の就労状況や技能実習制度、国家戦略特区制度の活用などの情報共有を図るとともに、連携のあり方について協議を行っているところであります。

次に、６の(2)、インターンシップ受け入れから技能実習の流れを構築する機関の設置についてにお答えいたします。

外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、ＯＪＴを通じて技能を移転することを目的とする国の制度であります。平成28年10月末現在、沖縄県内の外国人技能実習生は527人となっており、本年11月に施行される技能実習法では一定の要件を満たす場合、在留期間を現行の３年から最長５年にすることを可能としております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　７の教育費負担の軽減についての御質問で(1)アの(ｱ)、公立幼稚園の無償化についてお答えをいたします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであり、全ての子供に質の高い幼児教育を保障する観点から重要であると考えております。幼児教育の無償化は、国において段階的に実施されております。このうち公立幼稚園の無償化について、平成29年度現在では、生活保護世帯の全幼児と市町村民税非課税世帯の第２子以降及び全ての世帯の第３子以降の無償化が実現しており、今後も無償化の対象を拡充していく方針であります。

県教育委員会としましては、幼児教育の無償化について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要請しているところであり、今後とも国の動向を注視してまいります。

次に、同じく７の(1)のウ、沖縄独自の給付型奨学金についての御質問にお答えいたします。

内閣府の平成30年度沖縄振興予算概算要求に新規計上された沖縄独自の給付型奨学金は、家庭の経済状況に左右されずに進学の機会を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した学生に経済的支援を行う制度とされております。制度の概要案によると、主に観光・情報通信分野の専門学校に進学する非課税世帯の生徒を対象に、意欲や学力を総合的に評価して選考を行い、月額２万円から４万円の給付型奨学金を支給するものとなっております。

次に、９の子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、学校給食費の無償化についての御質問にお答えいたします。

給食費につきましては、学校給食法第11条第２項によりますと、食材費等は保護者が負担することとなっております。こうした中、県内において23の市

町村が給食費の全額または一部助成を行っております。また、経済的に困窮している児童生徒の学校給食費については、生活保護や就学援助による支援が行われております。さらに、市町村によっては、県の子どもの貧困対策推進基金を活用し、必要な児童生徒に対し支援が届くよう、給食費等費目の拡大や制度の拡充が行われているところであります。

次に、９の(2)、高校生へのバス賃無料化に向けた補助の導入についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会としましては、困窮世帯における高校生の通学費負担は大きな課題であると考えております。現在、低所得世帯の高校生を対象とした奨学のための給付金事業により、通学費も含めた教育費負担軽減の支援を行っているところであります。平成29年度における給付額は、国公立の全日制高校生に対し、第１子の場合は年額７万5800円、第２子以降の場合は12万9700円となっております。さらなる高校生へのバス賃無料化に向けた補助につきましては、知事部局とも意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　７の教育費負担の軽減についての御質問の中の(1)のアの(ｲ)、保育所等における幼児教育の無償化に対する県の見解についてお答えします。

幼児教育の無償化については、国において早期無償化に向け、財政の効率化や新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を出すとしております。保育所等における保育料の無償化については、段階的に取り組んでいるところであり、県としましては、保護者の負担軽減が図られることや、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するために、幼児教育の早期無償化は重要であると考えております。

次に、10、待機児童対策についての御質問の中の(1)、プラチナ保育手当の創設についてお答えします。

保育の実施主体である市町村においては、待機児童解消に向けたさまざまな取り組みが実施されているところであります。

議員の御提案につきましては、貴重な御意見として承りたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　教育費負担の軽減についての御質問の中で(1)イ、私立高等学校等就学支援金制度についてお答えをいたします。

高等学校等就学支援金は、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的に、私立高等学校においても、年収約910万円未満の世帯の生徒に対して、公立高等学校の授業料年額相当分11万8800円を基本額として、所得に応じて加算し支給されております。

県としては、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが重要と考えております。このため、低所得者に対する加算支給額を含め、制度のさらなる拡充・見直しを図るよう、全国知事会を通して国に要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　８のこども医療費助成事業の見直しについての御質問にお答えします。

同事業の見直しにつきましては、県は、市町村の意見も考慮し、所得区分の導入を見送り、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入する方向で検討を行っているところであり、あわせて、通院の一部自己負担金の廃止についても検討しているところであります。

次に、11の国保の標準保険料についての御質問にお答えします。

沖縄県では、市町村におけるあるべき保険料のあり方の検討と平成30年度の予算編成作業に活用することを目的に、平成29年度に新制度が施行されたと仮定して、標準保険料の試算を行い、平成29年８月28日に市町村に対し、その結果を提示したところであります。また、平成30年度の標準保険料につきましては、平成29年11月下旬に、国の示す仮係数をもとに算定した結果を提示するとともに、平成30年１月下旬には、国の示す確定係数をもとに算定した結果を提示することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　再質問をさせていただきます。

質問の前に、１番につきましては、今後政府に働きかける上で、国との信頼関係をしっかりとしていく、これが重要であるということを重ねて申し上げたいと思います。

２番の(2)、港湾整備についてのイにつきまして、港湾の整備でございます。港湾の整備に当たっては、周辺環境の整備も求めたいと思っています。大型クルーズ船が就航予定となっている新港埠頭、この周辺にある道、非常にでこぼこしておりまして、見た目も悪いしとても危険な道路であると思っております。ぜひそういった港湾の周辺としての道路もしっかりと整備をしていただきたいと思いますが、それについても答弁をいただければと思います。

同じく(2)のウの西海岸開発につきまして、先日行われました知事と那覇市長、浦添市長の３者会談での合意の内容というものはどういったものだったのか伺いたいと思っています。また、今後も３者での意見交換会を継続して行う必要があると思いますが、これにつきましても知事の見解を伺いたいと思います。

(3)、この港川道路につきまして、早期着手のためのハードルというのは何なのかというのが余りよく見えてきません。そのハードルが何なのかについてお示しいただきたいことと、これが解決したとして、早ければいつまでにこの港川道路の供用開始が可能なのか、それについての見通し等についてもちょっと伺いたいと思いますので、御答弁いただきたいと思います。

この６番の外国人の就労につきまして、そういった窓口の設置についても、早目の実現が介護業界の方々から多く求められていると思います。外国人就労につきましては、富川副知事も就任の際にさまざまな意見交換の中で、私どもにも理解を示しているふうに認識しております。その意味では、富川副知事には、通告はしていませんが、外国人就労についてどのように考えているのか、ちょっとできれば御答弁をいただければと思っております。

９番、子供の貧困対策につきまして、次年度１億円を増額した場合、県は既存の事業として、あるいは新たな事業としてどのような事業が拡充及び強化されるべきと考えているのか伺いたいと思います。また、先ほど御説明のあった高校生のバス賃の無料化につきましては、現時点でも支給総額の中に含まれているような御答弁ではございましたが、なかなかそれが形として見えていないのではないかなと思っております。今後、バス賃等につきましては、やはり直接的なものが求められるものではないかと思っておりますので、この点につきまして、教育長の考えも改めてお伺いしたいと思っております。

10番につきまして、待機児童対策、先ほど意見を承りますという御答弁でありましたが、ただ意見を聞いたということだけではなくして、今後やはりこういった対策について研究をしていただきたいと思っております。保育士確保が難しい要因の一つは、待遇だけではなくして、その保育士さんが保護者との間にあるさまざまなトラブル等が原因で就職したくないという声も私は多く聞いております。そういった問題を解消する上でも、こういった制度というのは有効ではないかと思っております。

あと11番の国保の標準保険料ですが、部長、まだ私の質問に答えてないと思うんですが、保険料の設定はどのぐらいされているのか、つまり暫定の数値がどのぐらいであるのかとかまで求めているんですが、その答弁をまだいただいていないので、改めて伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時14分休憩

午後３時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　再質問にお答えをいたします。

沖縄県知事と那覇市長と浦添市長、３者で会談をしたという内容等について説明してくれということであります。８月３日に松本市長からの呼びかけで、２者で面談をいたしました。そのときのやりとりは、ざっくばらんにいろんな意見を言って、いろんな何か行き違いがあるようなこと等については、これはどうだああだという形で、それぞれがよくわかりましたということでの、ちょっとした認識の違いが一致したということで、１回目はやりました。やっぱりそういう会合は必要ですねということで、これはやはり那覇市も一緒でなければいけませんから、那覇市も含めてやりましょうということで、８月３日には松本市長と話が調いました。それを受けての今月の那覇市、浦添市、沖縄県という形で３者で話をさせていただいたわけであります。

その中では、基本的には、県と那覇市と浦添市の考えはおおむね一致しているので、早目に浦添市の発展、那覇市の発展、ひいては沖縄県の発展に結びつけていきたいということでありました。また松本市長からは、懇話会には県、那覇市、那覇港管理組合などのさまざまな意見もしっかりと受け取った上で、相互に納得できるような案をつくるよう依頼もしておると。それから那覇市もまた、浦添市のいろんな計画については、やはり一日も早く民港が機能できるようになることが重要でありますが、浦添市の案もしっかり議論

をさせていただきたいと。私のほうからは、そういう形で方向性が一緒であれば、組合議会もありますし、それから移設協議会もありますし、そういったこと等もそれぞれの議会等で議論をした上でいい方向に行くといいですねというような形を、話をさせてもらっております。浦添市の懇話会から10月ぐらいに報告書が提出する予定であるということでありましたから、10月中旬下旬ぐらいだと思うんですけれども、それを受けて、次の意見交換会は11月ごろをめどに開催をしようというようなところで３者で話し合ったというふうに私は記憶しております。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　金城泰邦議員の再質問にお答えいたします。

外国人労働者の活用についてというふうに理解しております。

県では、人手不足の改善を図るため、働きやすい環境づくり、正規雇用化の促進、キャリア教育などに取り組むとともに、女性、高齢者、障害者の雇用促進に取り組んでおります。外国人参入は議論があり、国は、県内の雇用環境に配慮しながら高度技術者の規制緩和等を行うこととしており、その他の緩和については、国の対応を注視しながら検討してまいりたいと思います。

現在の取り組み状況については、商工労働部長から答弁させたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　再質問にお答えいたします。

まず１点目、臨港道路の件についてですが、臨港道路の補修の必要性についてはまだ実際のところ確認できておりませんので、その件については、那覇港管理組合のほうに伝えて、まずは現地を確認するように伝えた上で必要な対応を求めていきたいというふうに考えております。

もう一点、浦添西原線港川道路についてでございます。

この件については、非常に長い経緯がございまして、港川道路の整備に当たって、米軍及び沖縄防衛局には、平成17年から数次にわたり早期着手に向けた返還等の対応、これを求めてきました。昨年の９月10月、そして５月と、浦崎副知事のほうから米軍及び沖縄防衛局にも直接早期着手について要請をしたところでございます。今般、共同使用が認められましたけれども、まだ工事着手には米軍と調整しなければいけない事項が幾つかございます。具体的には、着工会議であったり掘削申請、立入申請、そして現地協定の締結と、こういったものがありますが、もう既に掘削、立ち入りについては申請を終えておりまして、また現地協定についても、今調整中でございます。一日も早く着手できるように、そしてできる限り早期に工事が完成するように引き続き頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　金城泰邦議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目、内閣府の平成30年度概算要求の子供の貧困緊急対策事業の１億円増の理由はということでございますが、現在、当該事業につきましては、子ども貧困対策支援員と居場所に係る経費ということで、この間計上されております。今回、１億円増につきましては、28年度から実施いたしました支援員の配置、それと居場所について、さらに充実をしていこうということで、市町村のほうからの要望等もございますので、そういったこともしっかり踏まえながら、１億円増にしているというふうに伺っているところでございます。

もう一点のプラチナ保育手当の創設でございます。議員がおっしゃるように広島県の府中市のほうで、待機児童の対策と高齢者の生きがいづくりということで聞いているところでございます。ただ一方で、この事業、まだ詳細は把握しておりませんが、保育所の入所要件が必要な子供ということもあるものですから、ちょっと保育所の状況、府中市の保育の状況等もわからないんですけれども、この実施主体である市町村では、待機児童のためのさまざまな取り組みということでございますので、ちょっと情報も収集しながら、市町村のほうには情報提供をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　再質問にお答えします。

試算のほうは、平成29年度に新制度が施行されたものというふうに仮定しまして行いました。指数、医療費の伸びを過去３年間の実績を勘案して算出しまして、それと収入は公費拡充分、前期高齢者交付金の増

加、こういうのを見込んだ上で算出しまして、その結果、平成29年度に本来集めるべき１人当たりの保険料は、県平均になりますけれども８万2102円という数字を出しまして、市町村ごとにそれぞれ数字を公表したところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　金城泰邦議員の再質問にお答えいたします。

通学費が形として見えないと、直接的なものが求められるのではないかという御趣旨の御質問でございましたが、教育委員会としては、現在奨学のための給付金事業――これは通学費もありますし、学業に当たっては通学費もろもろの経費がかかるものを包括的に支援するものでございますけれども、その分の充実で努めていきたいと考えておりまして、現在金額、予算的には29年度で14億ほどの総予算ですけれども、３分の１が国庫補助でありまして、３分の２が県が負担してございます。

教育委員会としましては、国に対して、経済的に厳しい状況にある高校生の支援強化のためにも、給付額の増額でありますとか、また国庫補助率の引き上げも要望しているところでございまして、国においては、30年度の概算要求では、給付額の増額を検討しているようでございますし、第２子以降の適用についても、要件を緩和して広く捉えようという動きがございます。これはまた要求段階でございますので、また国の動向も注視してまいりながら、引き続きまた充実は要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　再答弁ありがとうございます。

２番の(3)の港川道路ですが、先ほど部長からも御答弁いただきました。

やはり手続をしっかりと進んでいただけることは理解できました。今後はしっかりと予算づけも頑張ってほしいんです。沖縄県は今渋滞がひどいです、特に今の区間というのは。なぜかと申しますと、今観光もどんどんレンタカーに移行して、車、本当に多くなっているんです。その中で、私は交通渋滞の緩和ということも考えると、この港川道路を含めた４道路の同時開通というのは必要なんです。西海岸道路がつながります。そして、国道58号が今米軍基地の拡幅に向けて急ピッチで動きが進んでいるんです。キャンプ・キンザーの部分の58号と西海岸道路を結ぶ港川道路も早く着工しないと、この４道路が解決しないと交通渋滞の解消にならないんです。観光客の受け入れを推進している沖縄県としても、ここはしっかりと予算づけをして、さまざまな形で観光受け入れのインフラ整備というものは、もっと力を入れてやっていただきたいと思いますので、ぜひ予算づけも頑張っていただきたいと思います。最後に御決意の御答弁をいただきたいと思っております。

あと済みません。６番については、規制緩和、ぜひ沖縄でそういった特区を創設するぐらいの決意を持って副知事には臨んでいただきたいと思いますが、その御決意も伺いたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　再々質問にお答えいたします。

基本的には雇用改善していますが、局所的に非常に逼迫しているという現状は十分に認識しているつもりでございます。先ほど申し上げましたように、国もそういう方向に行っておりますが、県内の雇用環境を配慮しながらという制約条件もあります。そこについては、関係部署と詰めていきながら、技能者という方向で尽力していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　再々質問にお答えいたします。

港川道路については、国道58号までの暫定２車線というのは、今年度で予算は配分してあります。ですので、もう発注等も進めておりますので、58号までの早期暫定供用に向けて取り組んでいきたいと思います。また、その後４車化というのが必要になってきますけれども、この４車化についても、30年代前半の開通というのに向けて、引き続き予算配分上もしっかり取捨選択しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上をもって代表質問は終わりました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　甲第６号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました甲第６号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第６号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第３号)」は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙の実施に要する経費等について、必要な予算を措置するものである。

補正予算案は、歳入歳出ともに７億3482万3000円で、補正後の改予算額は、7361億8299万5000円となる。歳入の内容は、衆議院議員総選挙の実施に係る国からの委託金及び平成28年度決算剰余金の一部を活用する繰越金である。歳出の内容は、衆議院議員総選挙等の実施に要する経費及び今後の不測の事態に対応するための予備費であるとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要でありますが、採決の結果、甲第６号議案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第６号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第６号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時35分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　平　良　昭　一

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成29年９月29日

平成29年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　４　号）

平成29年
第　5　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

平成29年９月29日（金曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第4号

平成29年９月29日（金曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第９号議案　財産の取得について
乙第10号議案　財産の取得について
乙第11号議案　財産の取得について
乙第12号議案　財産の取得について
乙第13号議案　財産の取得について
乙第14号議案　訴えの提起についての請求の追加について
乙第15号議案　訴えの提起について
乙第16号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第18号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第19号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第20号議案　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第３号　平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成28年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成28年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成28年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（47名）

議　長	新　里　米　吉　君	20　番	山　川　典　二　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	21　番	花　城　大　輔　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	22　番	又　吉　清　義　君
2　番	玉　城　武　光　君	23　番	末　松　文　信　君
3　番	親　川　　敬　君	25　番	渡久地　　修　君
4　番	新　垣　光　栄　君	26　番	玉　城　　満　君
5　番	次呂久　成　崇　君	27　番	仲　村　未　央　さん
6　番	宮　城　一　郎　君	28　番	照　屋　大　河　君
7　番	大　城　憲　幸　君	29　番	仲宗根　　悟　君
8　番	金　城　泰　邦　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	31　番	金　城　　勉　君
10　番	新　垣　　新　君	32　番	砂　川　利　勝　君
11　番	座　波　　一　君	33　番	具志堅　　透　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	34　番	島　袋　　大　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	35　番	中　川　京　貴　君
14　番	平　良　昭　一　君	36　番	座喜味　一　幸　君
15　番	上　原　正　次　君	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
16　番	当　山　勝　利　君	38　番	新　垣　清　涼　君
17　番	亀　濱　玲　子　さん	39　番	瑞慶覧　　功　君
18　番	當　間　盛　夫　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
19　番	上　原　　章　君	42　番	比　嘉　京　子　さん

43番	大城一馬君	47番	仲田弘毅君
45番	糸洲朝則君	48番	翁長政俊君
46番	照屋守之君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田　優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城　武君	総務部財政統括監	宮城　力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員	與儀弘子さん
		警察本部長	池田克史君
保健医療部長	砂川　靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君		
		代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城　理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙第20号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　大君　おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大でございます。

早速でありますけれども、今回私の質問は、平成30年度の概算要求とＭＩＣＥ事業とＭＲＯと普天間高校については、これは質問投げながら、連動する質問になっていきますから、ひとつ御理解をお願いしたいと思っております。

初めに、平成30年度の概算要求についてでありますけれども、今回示された平成30年度の概算要求額についてお聞きします。

各論に入る前に、今回内閣府が示した3190億についての議論をしなければならないと思っております。各論は各部長たちで構いませんけれども、しかし総額の総論については、これは政治家である知事のほうに御答弁をしていただきたいと思っておりますから、その辺の詳細をよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

内閣府の平成30年度概算要求におきましては、総額3190億円の沖縄振興予算が計上されました。今回の概算要求は、沖縄独自の給付型奨学金等が盛り込まれるなど、今年度予算を上回る3000億円台の規模となっているものの、沖縄振興一括交付金が今年度に引き続き減額されております。今回の概算要求について、内閣府としては、国が主導して推進する施策に予算を優先して配分した上で、3190億円の範囲内で国

として使途を定めていない沖縄振興一括交付金を計上したものとしております。しかし、沖縄振興一括交付金については、県と市町村が沖縄の総意として従前の水準への回復を要望したにもかかわらず逆に減額されており、自主性を発揮させるとする沖縄振興特別措置法の趣旨に鑑みると極めて残念であります。

今後沖縄県としては、この沖縄振興特別措置法の趣旨を最大限尊重するよう主張し、沖縄振興一括交付金の概算要求以上の確保を関係要路へ働きかけてまいります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、予算をかち取るということは、県知事として一番やらなければならない至上命題だと私は思っております。政治家は結果責任である以上、２年連続大幅減額になるということは、私はもう知事失格だと思っていますよ。しっかりと県民のために考えて汗かいて、いろんな面で沖縄県のために頑張るのが知事の仕事だと私は思っていますよ。残念だというレベルの話じゃないですよ、総務部長。弁解の余地はないと思いますけれども、この予算要求するときにどういう行動をされましたか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

まず、内閣府との事前の意見交換を５月から７月にかけて３回実施しております。その中で、平成28年度一括交付金の執行率が改善していること、そして平成29年度も改善が図られる見込みであること、また、一括交付金を活用した事業展開による成果等について具体的な数値等に基づきまして説明しますとともに、21世紀ビジョンの基本計画の中間評価で明らかになった子供の貧困対策等の課題に対応するために引き続き一定程度の予算が必要であるということを説明しております。さらに、平成30年度の国庫要請に係る要請項目ごとに県の考え方を説明し、内閣府の理解を求めてきたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これはまさしく総務部長がおっしゃるように、例年どおりの事務方として県としての要請の仕方だと思いますけれども、知事を先頭に政治的マターですよ知事。どの政党にお願いして、どういうふうに動いて、どういう市町村の首長も含めて要請行きましたよね。その流れをちゃんと説明してください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

知事においては市長会、町村会とともに、８月９日から10日にかけて江崎内閣沖縄担当大臣初め自民党の高村副総裁、岸田政調会長、それから竹下総務会長、猪口沖縄振興調査会会長、そして細田美ら島議連会長、片山日本維新の会代表、それから県選出の国会議員などに沖縄の振興予算の3400億円を上回る額の概算要求や一括交付金の従前の水準への回復の必要性などを説明し、知事や市長会、町村会の思いを込めて要請活動を行っております。また８月16日には菅官房長官、それから公明党の井上幹事長、石田政調会長などに同様の要請を行っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　市長会、町村会、政府、自民党、公明党さんも行ったと思いますけれども、この政党は自民党、公明党だけですか。要請しに行ったのは。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　知事におかれてそういう要請をしたのは自民党、公明党、日本維新の会、それから県選出の国会議員には与野党問わず要請をさせていただいたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、そこですよ。知事は新聞紙上――きのう衆議院解散しましたけれども、オール沖縄勢力で今回も４選挙区革新の皆さん、国政野党の皆さんと連携して頑張っていくと言っていますよね。知事を支える国会議員を活用せずに自民党、公明党にだけお願いして、維新の皆さんもそうですよ。それで共産党に行きましたか、社民党に行きましたか。ここですよ。選挙のときは選挙区で勝たせて我々比例で復活した、こいつらは何も役立たないような言い方をして、これだけ予算のために我々頑張ってきた中、こういう知事を支える皆さん方を活用せずにどういうことですか、この予算の概算要求の求め方は。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　県選出国会議員に対しては、先ほど答弁しましたとおり自民党、公明党以外の議員の皆様にも同様に要請して、協力を求めてきたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　要請というのは、要請して、一緒に行動して汗をかいて、沖縄県の選出なんだから国会議員。与野党関係なしに一緒に汗かいて、官邸行くなり政府行くなり、やるのがこれ国会議員の仕事ですよ。紙切れ、ペーパー渡して何ですか、おたくの仲間らは。何も動いてないんですよ。どうぞ、県民の皆さん、いまだこの沖縄、翁長県政の状況であります。知事を支えるオール沖縄選出の国会議員は、何も活用さ

れておりません。辺野古に行くだけで座り込みしていいのかという話ですよ。これだけの減額をされておいて、ましてや新聞紙上に市長会、町村会を活用してワンクッション置いたから知事に対して概算要求が減ったらこれはワンクッションになるからいいような風が、いいような感じじゃないかという県の幹部が答弁して新聞に載っているんですよ。これ確認していますかどうですか。こんなこと言わせているんだよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　県としてどのような形で報道されたか私は承知しておりませんが、昨年も市長会、町村会と連携して要請しましょうというお話は、昨年からそういう話をしておりまして、そういう意味で市長会、町村会にもお話ししましたら御一緒して要請しましょうというお話がありましたので、ぜひ本年度８月時点の概算要求時点から御一緒して要請をしたという経緯でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これは総務部長、知事。市長会、町村会41市町村、ショックを受けております、各首長は。知事のために、知事のためイコール沖縄県民のため、知事のためじゃないですよ県民のために一緒に汗かきましょうと言ったら、県の職員がこういうふうに言ってくる。何ぞやという話ですよ、首長の皆さん方は。これ肝に命じてどういう出どころかというのを確認してくださいよ。今回の概算要求3190億円、何もわかっていない人は平成29年度予算から40億ふえているじゃないかと、あきれることを言う方もいてびっくりしております。これ概算要求でありますから、総務部長、企画部長でもいいですよお聞きしますけれども、概算で3190億だと恐らく公共事業の自然減だけでも年末の12月には100億近く減額になると思いますけれどもいかがですか、この見立ては。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　概算要求が最終的にどういう形で政府予算案として決定されるか、なかなか今の段階でコメントしづらいんですが、やはり県としてはこの概算要求の満額措置を今後関係要路に働きかけていく。そして特に沖縄振興一括交付金につきましては、ぜひとも増額上乗せを関係要路にまた働きかけていきたいという考えでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　となると、年末の12月には3001億円という予算決定もあながち否定できないというふうに私は思っております。この２年で400億の減額となると本当に恐ろしい話でありまして、これが現実的に可能性がないとは私は思いません。我々もこれだけ努力してきた。努力してきているけれども12月までこうなるかもしれないという思いがあります。県庁内では一括交付金、不用額を去年より減らしたのにこの予算はけしからんという声もあるみたいですけれども、恐らく今議会でもそういう釈明は、暗に政府はけしからんと多分今述べておりますから、そういう意味で政府と良好な関係を築けていない知事が悪いんですよ知事。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　島袋大議員の御質問にお答えをしたいと思います。

政府との信頼関係、これは大変重要でありますけれども、私が当選をしたら半年間、何回アプローチしても会ってくれないですよね。私はこの信頼関係というのはいわゆる沖縄県の一つの考え方、それから日本全体の考え方、そういうことと違った知事が出てくるとお会いをしていただけない。こういったような半年間を過ごしてきたものですから、沖縄が置かれている厳しさというものを肌で感じたわけであります。あと４月に入ったりして何回か、お一人お一人１時間くらいお会いをしたんですが、私がどんなに話をしても返事がいただけない。そういったようなものが何回か繰り返されて、１年間が過ぎていくような感じでございました。

ですからこの問題も含めていろいろ要請行動もさせていただいております。一括交付金につきましても、今日までの数年の調査費という形でいろいろ御理解をいただいてこの一括交付金も使いながらもろもろさせていただいているわけでありますが、そういったような中でなかなか今回――去年の場合には執行率と不用額、それで一応おまえたちの努力が足りないからこういう形で減らしましたよという話があったんで、一生懸命職員とも１年間何とか執行率を向上させて頑張ろうということで、約二、三％改善をしてそのものを持っていきましたら、今回は執行率とは関係なく沖縄県にとって必要な必要額から国の施策で重要なものから予算をつけていって、そして最終的には残った金額を一括交付金に回すと。そうすると沖縄振興計画というのは、県が自分たちがしっかりと主体性を持って頑張りなさいというのが振興計画の話でありましたから、一括交付金を初めて沖縄県が自主的にみずからの21世紀ビジョン、県民がつくり上げたものを一つ一つかゆいところに手が届くようにやっていきたいという話をしましたけれども、やはり今回は執行率は一切言及がなくて、そういったような仕組みから話をされ

ました。ですから大変その辺のところで私自身もいろいろ思いはございましたけれども、しっかりとその意味では要路に話をし御説明をさせていただいて、その結果がこういう形になったという意味では極めて残念であったという話をさせていただいているわけであります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、自民党は半年会わなかったとおっしゃっていますけれども、自民党もしっかりこれじゃいかんだろうと知事に歩み寄って二階幹事長を中心に何度も知事、副知事お会いしているじゃないですか。私も立ち会いしましたから。知事、そこですよ。他人のせいにするような、政府のせいにするような県側からの釈明じみた答弁は今議会で私は聞きたくありません。なぜこのような厳しい概算要求になったのか。謙虚な分析と反省の答弁を期待したいんですよ私は。もう答弁要りません。こういう堂々めぐりになりますから。

次であります。

ＭＩＣＥ事業についてお聞きします。

ＭＩＣＥ事業の各年度の整備費について、その説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備費につきましては、施設本体と外構及び立体駐車場等を含めて総額で513億円を計画しております。本年度につきましては、国庫ベースでございますけれども11億円、その先といたしまして30年度149億円、31年度161億円、32年度は88億円、総額で409億円の国庫ベースを計画しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　今の答弁で30年度149、31年161、32年88、32年完成予定でしたよね。こういう計画だったと思っております。数字はそういうふうに今確認しました。

次に、商工労働部長にお聞きします。

平成30年度に計上されると思いますけれども、次年度、ＭＲＯいわゆる航空整備事業これ金額幾らですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　本事業に要する経費としましては、187億円を見込んでおります。それから施設整備に係る経費については167億円でございますけれども、次年度につきましては約99億円の事業費を見込んでおります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そして先般内閣府から示された概算要求、3190億円であります。そのうち一括交付金は1253億円、これは本年度予算と比較してマイナス100億円であります。その内訳はソフト交付金636億円、これは今年度マイナス52億円、ハード交付金は617億円、今年度よりマイナス53億円、ここまでですけれども間違いないですよね、総務部長。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　さらにそのソフト交付金の中身についてでありますけれども、今年度予算から言いますと、県と市町村の配分割合は５対３なので、ことしは688億円ですから、県が420億円、市町村が268億円になると思っております。そして次年度であります。概算では636億円、これから市町村と協議だと思いますけれども、仮にこれまでどおり５対３の分配比率だとすると次年度の予算は400億円を割り込むというふうに私は見ております。そういうことで間違いないですか、総務部長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

ソフト交付金の県と市町村の配分につきましては、今後また市町村と協議をして決定されるということではございますが、仮に今の５対３といった場合、県分が397億円、市町村分が239億円という内容になります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　私が何を指摘したいかと言いますと、次年度県の計画だとＭＩＣＥの整備費で約150億近く、そしてＭＲＯの航空整備で90億近くですよ。これだけの量を合わせて240億円近く、240億ぐらいの金額ですよ。次年度のソフト交付金が県分400億からしたら、全体の半分以上をＭＩＣＥとＭＲＯで予算を食うわけですよ。この２つの事業だけでそういうことになると思っています。これは幾ら何でも、ほかに予定した県の事業もあるかもしれませんけれども、これを後回しにするつもりですか次年度は。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　大型ＭＩＣＥ整備につきましては、まだ基本設計についての交付決定を受けら

れていませんので、この辺国との調整状況を踏まえて、次年度の予算措置等については今後、それから年末の政府予算の最終案を見た上でそういう関係部局とまた調整をしていくということになろうかと思っております。

ただ他の事業への影響等があるんじゃないかという御指摘でございますけれども、やはりソフト交付金を活用した施設整備事業につきましては各施設整備の事業計画等精査をし、事業規模の精度を高めるとともに、各年度における規模の平準化等を図る必要もあると考えております。

それから施設整備以外の計上事業につきましても、これまで以上の事業の選択と集中、そういう新規事業の精査等も含めながら着実に沖縄振興に効果や発現を継続させていくような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから総務部長、これ国のせいにしないでくださいよ。当然まさしくこれは２つの事業で予算それだけ食うという見立てで、各市町村で行う事業もあるわけですよ。例えば県道、公園整備事業、通常ならハード交付金でやるところを規格に当てはまらないときはソフト交付金を弾力的に活用していく。そうなると県は市長会、町村会に対して、市町村で行う県事業もおくれるかもしれないという説明していますか、現時点で。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、このソフト交付金の県と市町村の配分につきましては、今後改めて協議をするということでございまして、これからまたいろんな形で市町村と調整をさせていただくということになろうかと思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　12月の予算決着にはもう大体100億削られるというベースですよ、毎年。3001億になる可能性高いんですよ、総務部長。なおさら市町村に前もって説明して、この５対３対２の割合も含めて議論しておかないと。市町村軽視ですよ、これ知事。知事が判断してください、今答弁。知事は市町村軽視と見られますよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　繰り返しになりますが、県と市町村のソフト交付金の配分につきましては、例年１月末に沖縄振興会議で決定されておりますけれども、我々も事前にいろんな形で市町村と意見交換しながら、調整をしながら詰めた上で最終的に平成30年の１月開催される予定の沖縄振興会議のほうで最終的な決定をしていきたいというところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ぜひとも県民の皆さん、次年度は大変な予算になりますので、市町村を相当圧迫するような事業になると思っております。

そして新聞報道で皆さんからいろんな面、議案説明もありましたけれども、債務負担行為の削除を今議会でやるということであります。皆さん県議会なめるのもいいかげんにしてくださいよ。あんなに去年議論させておいて、自民党も修正案を出したのに、強引に与党の皆さんの多数で可決しておいて、それで今度はできなかったから債務負担行為を削除してくれと県議会に持ってくるわけですか皆さん。持ってくるのはいいけれども、その前にいろんな面でけじめも含めて誰が責任とるんですか、この件は。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　大型ＭＩＣＥ施設整備に関しましては、今年度基本設計、実施設計そして次年度に建設工事を計画している関係上、今年度は設計分の歳入歳出予算の計上、そして次年度以降の３カ年にわたる債務負担行為を計上させていただきまして、２月御承認いただいたわけでございます。その後の国との調整、内閣府との調整の中でなかなかまた基本設計の交付決定というのがやられていないということから、実施設計と次年度以降の建設工事がまだ不透明な状態でございますので、改めまして実施設計に係る分に関しましての最終補正の減額とそれから債務負担行為の次年度以降の廃止をさせていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　部長が答弁しないでいいですよ、知事がいいですよ。県議会で我々自民党が修正案出しました。こうなりますよと、しっかり議論しないといけないですよと。知事に対しての政治姿勢で、知事がどう判断するか、知事が沖縄県が単費できますよＭＩＣＥ事業はと、そういう答弁含めて議論しましょうと言っても知事は納得しないで応じなかった。それを与党の皆さんが強引に押し切って可決したんですよ。これ県議会が悪いんですか。確かに県議会、賛成した与党は悪いよ。だけどこの辺今の答弁聞いたら、政府が悪いような感じの答弁ですよ部長。この予算、あなた方県の金ですか、県のお金だったらいいですよ。国費ですよ。国のお金をとりに行くわけでしょう、予算要求して。その国が厳しい態度で臨むと言っているのに

現実のものに対応できなかったことだから他人のせいにする必要はないですよ。沖縄県は誰が責任とるのか、この債務負担行為に関しては。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　国・内閣府に対しましては、私ども資料をきちっと整理しながら、県だけでは知見も足りない分ございますので、専門のコンサルのアドバイスもいただきながらきちっと資料を整理し、真摯に交付金決定の説明をしてきた経緯がございます。

内閣府から幾つかの課題を出されてございますので、それをきちっと捉えまして、私たちとしては改めまして資料を整理しながら再度継続して内閣府への調整を続けまして、一日も早い交付金決定に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　部長、もう部長はこれしか言えないはず。部長、かわいそうですね、こんなものですよ。知事、副知事が責任とって私たちがこうさせました、こうしましたと言えばいい話でしょう。これだけ部長が苦しんで答弁しているのに支えようともしないんですか、知事。ここが重要なんですよ。だから恐らくＭＩＣＥ事業は非常に厳しいと思っていますよ私は、次年度予算も含めて。これは肝に銘じて各市町村、ましてやこの東海岸のＭＩＣＥを有する市町村に説明するべきですよ。かわいそうですね。

次であります。

普天間高校の移転についてお聞きします。

いろいろありましたけれども、普天間高校の移転が決まりましたので速やかにこれを進めていただきたいと思っています。少し心配しているのは土地の買い取りについてであります。取り組みが遅かったので予断を許さない状況だと私は理解しておりますけれども、これについては全力で取り組んでいただきたいと思っております。これは企画部長だと思っていますから、企画部長の決意ですね、構いませんので。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

普天間高校移転につきましての県のこれからの対応につきましては、沖縄県では普天間高校の用地取得に向けて去る８月22日の宜野湾市の新城公民館での説明会を皮切りに、23日の喜友名公民館、24日の普天間三区公民館、27日の中央公民館と計４回説明会を実施してきております。また、８月29日には跡地利用推進法に基づく特定事業の見通しを定めまして、用地取得を実際に開始したところであります。現在地権者の戸別訪問を精力的に実施しているところであります。

沖縄県としましては、今年度末までに必要面積を確保できるよう、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　せっかく西普天間が返ってきました。ぜひとも知事先頭に、この事業は長年の宜野湾市民の思いですから、全力でしっかりとやっていただきたいなと思っております。

次に移ります。

沖縄県防災行政についてであります。防災に対する情報公開はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

県では、県庁ホームページ上に沖縄防災情報ポータル・ハイサイ！防災でーびるのサイトを掲載し、台風、地震、津波情報などの気象情報や、道路、交通、ライフラインの情報、県内発表中の警報、注意報、緊急連絡先の情報等を公開しております。各情報はツイッター、フェイスブック、メールでも配信しており、事前に登録することでいつでも情報を入手できる上、英語、中国語、韓国語の各言語に切りかえ可能となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　沖縄県のホームページの消防防災年表、これ平成24年以降からホームページに掲載すらされていないんですよ。これはどういうことですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　そういった議員の御指摘ですので、今回直ちに戻りまして確認いたしまして、早急に掲載するようにしたいと思います。防災年表のほうですね、やりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　防災年表というのは人口密度もろもろ含めてですよ。平成24年度以降沖縄県の人口の増減はないんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　人口は毎年増加傾向にあると思っています。そういった中で防災年表につ

いてもしっかり対応するべきだと思います。
　議員の御指摘、真摯に受けとめましてしっかり対応したいと思っております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　知事公室長、ワシントン事務所で毎年１億円使って、沖縄県民の生命財産を守る防災年表は平成24年でストップしている。これ金をかけ切れないんですか、沖縄県は。ワシントンに金はつぎ込むけれども、裁判費用は乱発するけれども、防災マップ含めてつくれない、こういうことですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども御答弁いたしましたように、今現在作成中でございまして直ちにアップしたいと思っております。申しわけございません。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　次であります。
　消防隊員の数をふやす対応についてどうなっていますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　平成27年度の消防庁実態調査によると県内の消防職員実員数は、平成27年４月１日現在、1573人となっており、平成24年度から59名の増員が図られております。また、平成28年度には1591人と前年度から18人の増となっており着実に増加しているところであります。ただ一方、平成27年度実態調査による本県の消防職員の充足率は61.9％で、全国平均の77.4％と開きがあることから、引き続き職員の充実を含む消防体制の強化が課題となっておると認識しております。
　県といたしましては、適正な消防職員の確保を促すため、市町村に対し今後ともさまざまな機会を通して、消防体制の充実強化を働きかけてまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　知事、これは知事が首長をしていた那覇市であります。先日、沖縄県内で最も消防職員が多い那覇市では、国の指針で必要とされている救急車の稼働台数9.6台に対し、６台しか那覇市は運用されておりません。救急車ですね。この間那覇市議会で報告されたんですけれども、つまりこれ人手不足だと思っています。県内の消防職員の充実は沖縄県地域防災計画の中に知事公室が主体となって増員の必要性の検討を実施すると書かれているけれども、沖縄県はこれ増員するのかしないのか、曖昧な表現であります。いつまでに検討して10年後にするのか、その辺ロードマップはどうなっていますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　消防体制の強化はやはり我々重要だと思っております。先ほども御説明いたしましたように、この件につきましては、県としましても確保に向けて市長村に対して消防体制の充実強化を働きかけているところでございます。また一方で、36の市町村が合わせまして消防共同体制、消防共同センターというものを平成28年４月から運用させてございます。その中におきましては、14消防本部で個別に119番通報の受理等を行っていた消防職員97名を29名に減らすことができました。それによりまして、68名もの消防職員が火災や救急対応の現場業務に再配置することが可能になったということでございます。こういった消防体制の強化を消防力の強化を図ることによって、県としても可能な限り市町村の消防体制の強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　次であります。
　防災ヘリの導入、合意形成はどうなっていますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　消防防災ヘリコプター導入の主な目的は、市町村が実施する消防の支援であり、また、搭乗する航空隊員も市町村消防職員からの派遣となるため、その導入に向けては市町村の意向を踏まえて検討を行っていくことが重要であると考えております。このため、平成29年度の消防防災ヘリ導入検討事業におきまして、市長会、町村会、防災関係の有識者等を委員とする検討委員会を立ち上げ、防災ヘリ導入の可能性や導入する場合の方向性等について検討を始めたところでございます。当該検討結果を踏まえまして、次年度以降に市町村への説明会を開催するなど合意形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　これはまさしく沖縄県防災ヘリ導入の検討委員会が立ち上がっていると思いますけれども、導入のためには、県下の消防体制を含めて現状がどうなっているのか把握するのが先だと僕は思っています。離島を含めて18消防ありますよ。その把握をまずやるべきだと思っていますけれどもどうですか、体制を。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　市町村の地域ごとの体制の把握というのはこれ重要だと思っております。そういった中において、やはり27年度に北部地域から初めて防災ヘリの要望があったということで、我々アンケート等も実施して防災ヘリ導入の予算化にこぎつけたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　次であります。

沖縄県の防災ヘリ導入が全国で最後となったと聞いております。佐賀県の次で沖縄県がもう最後になっています。今まで何をしていたんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

消防防災ヘリコプターにつきましては、高額な導入費、また維持管理費というものが課題となっております。それから先ほどもお答えいたしましたけれども、航空隊を構成する消防職員の確保といった課題があるということで、これまで市町村からヘリ導入に係る具体的な要望はございませんでした。しかしながら平成27年度に北部地域から要望が初めて出てまいりました。そういったことで平成28年度に消防本部、昨年度ですが市町村に対するアンケート調査を行いました。その結果、18消防本部のうち90％、41市町村のうち75％が必要性ありとする御回答をいただいたところでございます。こういったことから今年度予算を計上いたしまして、調査検討を始めたという経緯でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　47都道府県で防災ヘリの配備が決まっていないのは沖縄県だけであります。私はこの間新潟県を視察してきました。新潟県は消防の広域化もされて、19の消防本部が一つにまとまって県の防災ヘリに出向者を出しています。この各消防の職員が防災ヘリをやっているんですよ。総務省が進める消防広域化事業も本県では進んでいない。知事、知事が那覇市長だった時期に那覇市は消防の広域化に不参加を決定しているんですよ。先日那覇市議会でも話題になっておりましたけれども、県内で一番大きな組織である那覇市消防局が那覇市の消防力の強化が課題だから広域は考えていないとの――これ那覇市の消防が答弁しているんですよ。県内の消防が一つになって県民の命を守るために必要な広域化もいまだできていないのが沖縄県であります。それの音頭取った知事、知事が市長のときです。今知事になっていますから、この現状で知事、県民の命を守れるんですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えいたします。

私の市長時代も含めてそのときと今という形でいろいろ別の分野でも言われておりますけれども、この消防の広域化というようなことにつきましては、今ここで５分、10分で説明できるようなもの、簡単ではないんですけれども、那覇市以前に大変有力な市が脱会を表明したり、それから組織をつくったときにどこがそれの中心になって担うのかとかいろんな課題がありましたけれども、やはりそういった意味での全体的な合意がなかなか難しかったというようなことであります。ですから那覇市が脱会したからできなかったというよりも、その前に有力な市も２カ所だったと覚えていますけれども、先に脱会をいたしましてそれから町村でも脱会することがありまして、これをどのように構築するかというときに期間も含めて簡単ではないなというような状況でございました。しかし全体的に力を結集してやるという意味では今一定の大きな組織もできてやっております。こういったこと等は那覇空港で事件・事故があったり、あるいは離島で事件・事故みたいなものがあった場合でも那覇市も出動するという意味からすると、大変大きな役割も担っていると思いますので、近隣市町村でみんな力を合わせてやっていこうというような合意もできておりますから、そういったような形で、とりあえずあの時期においては結論を見たわけでありますけれども、今議員のおっしゃっているさらに消防体制しっかりとするべきだと県民挙げて一緒にやるべきだという意味では、これからもその方向性というのは大切にしていきたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事ここが重要であって、私新潟に行ったときにこの18の消防が広域化して輪番制でこの消防が約３年スパンで勉強してまた消防に戻るんですよ。これが広域化ですよ。沖縄県はこれ広域化ないんですよ。今防災ヘリ入れようとしてもその隊員で操縦する人がいない、パイロットもいない。このために広域化を再度構築するか、沖縄県の生命財産を守るときにどうするべきかという話なんですけれども、知事の答弁はしっかりと持ち帰って議論すると言っていますけれども、ここがリーダーの判断ですよ知事。防災ヘリ買っていないのは沖縄県だけであって、今検討委員会も行って買うためにはこの広域化も含めて人員も含めて広域化に進んでいくというのが重要な点であって、それを私が今確認したいんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

広域化の一つのものとして、役割といいましょうか目的といたしまして、やはり消防体制の強化、そこら辺に根幹があるだろうと思っております。そういった流れにおいて、消防庁のほうは消防の連携・協力を推進ということも一つの方向性として出しております。

県といたしましては、先ほどのセンターの話もいたしましたけれども、今後とも各消防本部との連携・協力そういったものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　次であります。

ミサイル攻撃されたと仮定してどのように県民の命を守りますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

万が一の事態におきましては、Ｊアラートにより速やかに県民へ情報伝達を行うとともに、沖縄県危機管理指針及び沖縄県国民保護計画に基づき、適切に国民保護措置を実施してまいります。県は、去る８月29日の北朝鮮による弾道ミサイル発射を受け、同月31日付文書により県内全市町村及び消防本部へ、１つ、Ｊアラート、エムネット、防災行政無線等情報伝達機器の点検の徹底、２つ目に、緊急連絡体制及び初動対応の確認、３つ目に、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施等を呼びかけたところであります。あわせて県ホームページ上に県民向けミサイル落下時の行動等を掲載したところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　沖縄県41市町村の国民保護法、まだされていない市町村ありますか。まさかないでしょう。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今現在２村でまだ未作成となっております。

○島袋　　大君　どこですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　読谷村と伊平屋村ですが、伊平屋村においては、今年度中に作成に係る手続を完了するということで今調整を進めていただいているところでございます。読谷村におきましても、引き続き調整を行っているということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　現在、目の前に迫った危機として北朝鮮によるミサイル攻撃が現実味を帯びております。沖縄県国民保護計画の中にも研修や訓練に関しての記載もあります。平成29年度沖縄県総合防災訓練に在沖米軍は参加しましたか。今後実際的な訓練を実施する予定はないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず県の総合防災訓練におきまして、米軍については過去に情報伝達訓練で参加したという経緯がございます。また今年度から陸上自衛隊がこれまでやっておりました美ら島レスキュー、これに沖縄県も自衛隊との共催という形で参加してございます。その中においては、美ら島レスキューの中において米軍参加のもと県外からの広域応援拠点として、嘉手納基地及び普天間基地の一部使用を想定した訓練も実施したところでございます。

○島袋　　大君　だから今回の訓練に関して在沖米軍は参加しましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回の沖縄県の総合防災訓練ではまだ実施してございません。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　だからここですよ。何でこれ在沖米軍を一緒に参加させないの。知事が基地問題、辺野古反対と言っているから在沖米軍も参加できないのか、どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　東日本震災クラスの地震や津波が発生した場合は、やはり那覇空港ですとか那覇港などの重要な拠点が被災して使用不能となる可能性があるということを我々も認識してございます。そういった中で医療機関ですとかそういったところから米軍との連携強化を求める声があるというのも事実でございます。そういった中において、次年度の総合防災訓練におきまして、米軍との連携について検討はしてみたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、そこを知事に確認したいんですけれども、自分たちで防災訓練を企画してそれを行っているけれども単なるパフォーマンスにすぎないのかという見方もあるんですよ。知事は基地問題、辺野古は反対と言っているけれども、災害が起きたときに自治体として県民の命を守る義務があると思っています。米軍に対してそういった協力要請もろもろ含めて合同訓練をしようという知事の思いはないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、今年度から初めて自衛隊との共同開催による訓練におきましては米軍と

も参加して嘉手納飛行場、普天間飛行場の使用についての訓練を行ったということでございます。そして今年度の沖縄総合防災訓練について直接的な実働的な訓練はなかったわけですが、米軍の関係者も参加していろいろ訓練の状況などを見てございます。そういった流れにおいて、必要性等についてはいろんなさまざまな団体からも意見が出ておりますので、そういったものも踏まえて次年度以降検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　鉄軌道計画についてであります。

県は中南部都市圏と常に言いますけれども、中南部とはどこを指していますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　中南部都市圏の位置づけでございますが、鉄軌道の構想段階における計画案づくりにおきましては、沖縄本島の中南部都市圏とは、うるま市及び読谷村以南の地域を指しております。

○島袋　　大君　ちょっと待ってください。うるま市以南……。

○企画部長（川満誠一君）　うるま市と読谷村以南。

○島袋　　大君　ということは南部であります、この糸満とかそういうところも入っているということで理解していいですか。その辺ちょっと答えてください。

○企画部長（川満誠一君）　うるま市及び読谷村以南の沖縄本島の全てのそれより南の地域は全て含まれるということであります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　21世紀ビジョンに鉄軌道は中南部、要するに糸満までです。糸満までやろうと21世紀ビジョンに書かれている。今回の案は那覇―名護となっているけれども、これはどういうことですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　那覇と名護としている根拠についてでございますが、21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るための総合的な交通体系のビジョンとして、平成24年６月に沖縄県総合交通体系基本計画というものを策定しておりまして、この中で県土全体に都市機能、高水準の都市機能を提供するために広域的な交流拠点である那覇空港がある那覇と各圏域の宮古、石垣、名護圏域の拠点の都市を１時間で結ぶという圏域構造の構築が位置づけられておりまして、このため那覇と名護を１時間で結ぶという最初のテーゼがあるわけでございます。鉄軌道の早期導入に向けて構想段階における計画案づくりは26年10月から進んでおりますが、その那覇と名護を１時間で結ぶというものが先にありまして、それでそのように取り組んでいるということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　21世紀ビジョンに書かれていますよ。今南部は予算がない、高いと言っていますけれども、内閣府が示したこの公共交通導入の検討の調査には豊見城、糸満、南部まで需要がかなりあると、見込めると。これ内閣府の調査で書かれているんですよ。だから何で県の思いだけで那覇から名護で決めちゃうのという話ですよ。我々南部の人たちを軽視しているのですか。

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○島袋　　大君　まとめますよ。その辺は理解して復活しろとは言いませんけれども、その辺の議論を持ち込んで入れて、再度ちょっとどうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　南部地域における公共交通の課題も承知しているつもりでございまして、鉄軌道の構想段階の計画案づくりとともにフィーダー交通の充実を図って、南部の公共交通の役割も充実も図ってまいりたいと考えております。

○島袋　　大君　以上です。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　議場の皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党の山川典二でございます。

今回、我が会派に座喜味議員が戻りまして、15人のメンバーになりました。多士済々の議員団でございます。きょう、あす、13人の皆さんが一般質問をするわけでございますが、先ほどのトップバッターの豊見城高校野球部出身の島袋大議員は大変元気でございました。私は静かに質問をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

初めに、知事の県政運営と政治姿勢について伺いますが、きのう衆議院が解散をいたしました。マスコミの取材なども受けたようでございますが、この解散につきましてのまずは知事の見解、そして今回の県内における選挙の争点などについて伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　山川典二議員の御質問にお答えをいたします。

今回の衆議院の解散総選挙は北朝鮮情勢が緊迫化する中で行われるものであり、多くの国民から疑問の声が出ているものと承知をしております。沖縄県内の選挙においては、県政及び国政の重要課題である普天間飛行場の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設などの基地問題が主要な争点になるものと考えております。

立候補者にはその立場、考え方について県民にわかりやすく明確に説明していく必要があるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　知事は那覇市に、そして那覇市長時代を通じまして、那覇市に強力な地盤を持つ政治家でございますが、１区からは現職の共産党そして自民党、維新の会の現職の皆さん、それから幸福実現党の新人の方、４人の皆さんが準備をしておりますが、当然オール沖縄の一角を担う共産党の予定候補者を知事は応援するのでしょうか。伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私は３年前に知事選挙に当選をさせていただきまして、東京要請行動をお互いでやったあの項目を公約と掲げて当選をさせていただきました。そうするとその直後に、衆議院選挙の解散がありまして、選挙がありまして、その中で今申し上げた辺野古の基地の問題の基本的な認識を持って選挙を迎えたわけであります。その中で、１区、２区、３区、４区、私と同じ考え方を持っている方の応援をさせていただきました。今回もその意味からいうと、私の３年前の公約は何も変わっておりませんので、公約を実現する方を応援をさせていただきたいなと思っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　投票が10月22日でございます。そしてすぐに11月を迎えるわけでありますが、来年、１年後の11月には知事選挙がございます。今回の衆議院選挙の結果いかんによっては、あるいは既にそういうお気持ちがあるのかどうかわかりませんが、来年11月の知事選挙に多くの方々の期待もあると思いますが、知事は２期目の出馬をする意思がありますかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　よく来年の話をすると鬼が笑うというのもありますが、今回の総選挙で、その意味からいうと来年も同じ政権が続くかとかというのも読めない話でありますし、政治というようなものはどういう形で動いていくかもわかりません。それから一生懸命頑張ったつもりでありますけれども、県民がどのようにお考えになるかということも含めて、いろんな形で考えていくものだと思っておりますので、今この場でこういうことについて、言及するのは避けさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　２番目の県ワシントン事務所について伺います。

先日、自民党県議団で現地に行ってまいりました。百聞は一見にしかずでございます。我が会派でワシントン事務所につきましてのいろんな見解がございますが、もう閉鎖しろとか、費用対効果がないとか、いろんな意見があります。私はむしろ意見を異にしておりまして、ワシントン事務所はしっかりともっと予算もスタッフも充実させてつくっていくべきだというふうに考えております。これは、ワシントン事務所になぜ今皆さんが反対するかというと、中途半端なんですよ。１億程度の予算で本当に沖縄の基地問題を解決するための発信にはならない。これははっきり言えます。

そこで、ワシントン事務所と本県の海外事務所がありますよね。整理の意味で、まずはその海外事務所の設置場所であるとか、そういう業務内容、目的など簡単に御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　当部が所管しております海外事務所でございますけれども、台北事務所が５名、それから香港事務所が５名、上海事務所が６名、北京事務所が３名、シンガポール事務所が３名というような体制となっております。主な内容としましては、経済貿易情報の収集等を行うほか、県産品の販路拡大、または海外市場の調査、それから県内企業等の現地活動支援、それから国際観光などの業務を行っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　経費は幾らぐらいになっていますか、各事務所。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　今言いました５事務所に関しまして、それから委託費用を含む公社が総括しておりますけれども、それで全体的には１億8700万ほどです。個別の事務所で言いますと、北京事務所が2144万、上海事務所が2712万、それから香港が2561万、台北が1731万、シンガポールが2279万、このトータル、まとめます産業振興公社におきまして6089万でございますけれども、事務所につきましては、人件費のほうは含まれてございません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これらの海外事務所とワシントン事務所との設置目的の違いは何ですか。それから、これは知事の公約でございますけれども、実績はどういうふうにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

ワシントン駐在は知事訪米の対応、沖縄の基地問題に関連する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。また、あわせまして、辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えや沖縄の正確な状況を米国政府、連邦議会等へ伝え、沖縄の課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。ワシントン駐在はこれまでに米国連邦議会関係者、米国政府関係者等延べ610名の方々と意見交換を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　600余りの皆さんと意見交換をしたと言うんですけれども、これはやっぱり中身ですよね。誰と会って話をしたか。やはり日米安全保障あるいはその外交についての影響力のある人との話じゃないとそんなに意味はないんです。

このワシントン事務所運営のための経費の総額、そして内訳を説明してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

ワシントン駐在の委託料が6482万2000円となっておりまして、ワシントン駐在の設置及び活動支援ということで、運営費等になります事務所家賃ですとか備品ですとか、そういった事務所運営のための経費です。これが4166万6000円、あと米国政府の調査ということで、2315万6000円、これを計上していると、合わせまして6482万2000円ということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ワシントンコア社への業務委託費でございますけれども、ワシントンコア社は、言わばＩＴを中心とする企業コンサルなんですよね。安全保障のコンサルではありませんよね。それはどこが具体的に調査含めての委託をしているんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　具体的にはマーキュリー社というところのほうで、またワシントンコア社の委託料の中からコア社のほうが再委託いたしましてやっています。マーキュリー社の中には元下院議員の方、そういった専門員の方、米国における政治についての専門の方がございまして、そういった方々を通して、さまざまなネットワークを築き、また情報をとるということを行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　マーキュリー社への委託費は幾らですか。そして、その決定額の根拠、それから具体的な業務内容、それをそしてどう精査をしているのか、御説明をお願いします。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時４分休憩

午前11時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほど、米国の政策調査2315万6000円とございましたけれども、その中の1208万6000円、これがマーキュリー社への再委託費用となっております。やはり米国安全保障政策の調査ですとか、そういったマーキュリー社の方々が活用していろんな影響力がある方をマーキュリー社が抱えているということで、ワシントンコア社のほうからマーキュリー社に再委託を行ったというふうになってございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　このマーキュリー社はロビイストのコンサル会社ですか、確認します。ロビー活動の。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米国法で定められているロビイストのコンサルではないと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　知事、これは米国の法律で定められていない会社に業務委託をしている。本当の意味でのロビー活動できる実態ではないというのがわかったんですか。それで本当に沖縄の基地問題の負担軽減を初め、それをしっかりと発信できると本当にお思いですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

ＦＡＬＡ登録を行えばそういった米国外の者も駐在員の方々も政府の関係者と意見交換等を行うことができるというふうになってございます。そういったことで今現在対応しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これは例えばワシントンというところは、ある意味ワシントンの米国政府それから議会、シンクタンク、各国の大使館あるいは国際機関、そういった世界中の国際機関が集中して、世界の政治を決定するそういう場所ですよ。そういうところに47都道府県で事務所を持っているのは沖縄県だけなんですよ。そして、西銘知事初め、大田さん、稲嶺さん、仲井眞さんとワシントンに事務所を設けようといろんな

議論があったようです。ところが実現しなかった。ようやく翁長県政になりまして設置できた。しかしその設置に当たって初代所長の平安山さんは、時間がかかることですから、開設前に１年間ぐらいはビザの問題もありますからしっかり精査して、準備をしてやりたいという話があったと思いますよ。しかし、公約ですから、これすぐにつくってくれという話になったと思いますが、その辺はいかがですか。そういう準備期間もない中で事務所を開設して、初代所長は大変苦労をしました。しかし、平安山さん、私は高く評価しています。これまでの実績、人脈を持って47都道府県、東京都さえできないワシントンへの事務所設置ができたということに関しましてこれは評価しますが、しかし、１億の経費で十分な私は活動ができるとは思えません。なぜならばワシントンに事務所を置く場合、１人当たり経費が大体１億から１億5000万円かかるんですよ、日本円で。今２人いますよね、現地の人も入れて３人ですが。そういう体制で私は決して知事の思惑あるいは思いを持っている、この沖縄の戦後72年間の基地被害、あるいは基地問題、負担軽減の解決に向けての発信というか具体的な交渉はできないと思っています。やるならば、５億、10億ぐらいの予算をかけてしっかりとそういうスタッフを抱えて、それでしっかりと沖縄の問題を解決させるために訴えていく。それくらいの覚悟、本気度がないとこれ意味がない。そういう意味で私どもの会派では閉鎖すべきではないかと議論が出てくるんですよ。いかがですか、知事。本気でやってくださいよ。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　山川議員の御質問にお答えいたします。

東京都でさえできない、沖縄県が唯一ワシントンＤＣに事務所を構えている、なぜかということなんですよね。たった0.6％の面積に日本全体の70％の米軍専用施設を置いて、そして、日米安保体制を一番支えている沖縄県、その中で基地被害がたくさん。これをどのようにして伝えて基地の整理縮小につなげていくか、この苦しみからいわゆるワシントンＤＣに私たちの気持ちを伝えたくて事務所を置いているわけです。

今、その能力の話がありました。１億から５億、10億にふやしてくれというのは、ぜひともこれから以降も外でも話をしてもらいたいですが、そういうような気持ちで１億台くらいでやっている中にも、私は上下両院議員合計31名、それからモンデール元大統領、それからペリー元国防長官、それからマイケル・グリーンさんとか、皆さん方もいろいろ日本部長とかお会いしたと思いますけれども、そういったようなものの中でやっている間に、ニューヨーク・タイムズで７回、ワシントン・ポストで７回、１面で沖縄の基地問題を伝えられた。この３年間で事務所を置いてから。いわゆるそういった効果を含めてやると、今言うアメリカ全米で向こうのＡＰＡＬＡ66万の組合員を持っている方々が支持したり、あるいはまたドイツの平和学賞をもらったりと、いろんなものが大変広がってきております。ですから、47のうちの一つの１県が向こうに置いたことによって、どれだけ多くのことができているかということにつきましては、私は大変みんな頑張ってきてくれたなというふうに思っております。

それから、上下両院議員でも御承知のとおり、マケイン上院軍事委員長とも30分しっかりと話をさせてもらいました。なかなか日米両政府の大きな壁というのは簡単ではありませんけれども、それでも１県においてここまでやっていけるということは、私は県民にとっても大変そういう意味からいうと今日までのいろんなことを考えると、何としてもぜひ頑張ってもらいたいという気持ちを持っておられるのではないか。それを５億、10億までふやすかどうかというのは言えませんけれども、その思いはしっかりとこれからも生かしていかなければいけないなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　外交・防衛問題は国の専権事項というところもありますが、しかし沖縄の戦後72年間における基地の問題につきまして、やっぱり思い切って発信力を出すためにも充実させていくということを私は自民党会派の中でいろんな議論がありますが、個人の見解として述べておきます。

時間がありませんので、次に行きます。

泊魚市場移転問題についてですが、今回も糸満への競り機能移転計画事業、2018年度概算要求が見送られました。理由は何ですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

平成30年度の概算要求を見送った理由の背景については、泊生産団体の合意形成を図る必要がありましたけれども、その時点におきまして、合意形成にめどが立たずに今回予算要求を見送ったところであります。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これは生産者７団体の皆さんが反対をしているというのが主な理由だと思いますが、生産

者７団体の名称、そして、反対の本当の主な理由、どういう見解をお持ちか御説明ください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

反対を表明している生産団体につきましては、那覇地区漁協、沖縄県近海鮪漁協の２漁協と、むつみ船主組合、伊良部船主組合、県近海鮪漁業船主協会の３団体に加えまして、近隣の那覇市沿岸漁協、浦添宜野湾漁協の２漁協の７団体で構成されております。

その生産団体の反対の理由といたしましては、泊漁港での水揚げ及び市場機能の存続、それと泊漁港での荷さばき施設の再整備を理由に反対しております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　今部長から７団体が反対しているという話がございました。2016年６月の県漁連の総会で、糸満への移転方針が決められたんですよね。それを受けて、県もいろんな予算計上の準備をしているんですが、全てほごにされている。この2016年６月の糸満への移転方針の県漁連のこの決定事項は、これはもう生きてないんじゃないですか。その見解はいかがですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

実はきのう漁連あるいは泊市場買受人協同組合、沖縄県鮮魚卸流通協同組合が「糸満漁港の高度衛生管理型荷さばき施設等の早期整備及び泊漁港の再開発に関する陳情」をされております。去年の漁連の総会の事項に沿っているようなところがありますので、漁連等の総会事項については引き続き要望事項のところに反映しているのかなというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　先月８月15日に先ほどの７団体が構成する泊漁港再開発推進委員会というところから、県漁連に市場事業移転反対及び泊漁港再開発に関する要請書というのが漁連の会長宛てに出されておりまして、その中の文書をちょっと御紹介しますが、私たちは泊漁港再開発推進委員会を平成28年11月21日に設立し、今後とも泊漁港において水揚げをし、泊魚市場の競りを行っていくとの合意決定をいたしております。我々と県漁連、県水産課は十分なる話し合いが必要であり、かつ合意形成がなされていないままに市場移転を進めようとしている状況は認めるわけにはいきませんと、これは先月の要請書の中身ですよ。そういう意味でこれは市場はやはり全ての関係者が業界が一体となって推進しないと成り立ちません。今のようにずっと宙ぶらりんでいる状況について、県はもうこれ限界じゃないですか。７団体を説得できる根拠ありますか、作戦ありますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　関係者等につきましては、今の現状の泊漁港の狭隘化、衛生管理面、あるいは国道の整備等含めて将来的な泊漁港の現状について説明しておりますし、また衛生面等を含めますと、やはり衛生の施設等の整備が必要かというふうに思っております。それと、泊漁港化については、耐震の問題等もありますので、その辺について総合的に関係機関の方には丁寧に説明しながら、合意形成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これはもう知事、事務方はきゅうきゅう目いっぱい、ぎりぎりの状況ですよ。もうそろそろ知事が入って調整をする、糸満とも那覇市とも調整をする段階にもう来ているんじゃないかなと思いますが、いかがですか解決に向けて。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　前定例会でもこういう形でいろいろ御議論がありましたので、この定例会始まる前に那覇市の副市長、それから那覇市長とこの件について話をさせてもらいました。別々の日にちにです。那覇市長の場合にもこちらのほうも事務方のトップがそばについて、過去のいきさつも全部理解をする中で、それを踏まえながらいろいろ議論をさせていただいております。

今、担当のほうから答弁がありましたとおり、やはり、それぞれ県と市で今あるいろんなものについての断絶みたいなものはございますが、まとめていきたいというのはそれぞれに強く感じております。一番大きな問題が何かというようなこと等も話はございました。それはやはりなかなか簡単に双方が譲れるようなものではないと思いつつも、かと言って糸満の漁港も、これはやはり国のお金も使ってしっかりと施設をつくっていかなければいけないと。泊もそのまま別々にやっていく場合には、なかなか将来成り立たないということだけは両方とも承知していますので、その意味からいうと、その接点というものはどこにあるかというのは、一定程度見えてはきますが、それは克服するということが今の信頼関係ではなかなかなところもありますので、今、２回そういうふうに話をさせても

らって、県の立場というものは私はまた担当から聞きましてよくわかりますので、いい形で早目に物事が進んでいけるようにやっていきたいなとこのように思っています。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ぜひよろしくお願いいたします。

次に行きます。

安慶田光男前副知事の教員採用試験に関する口きき問題についてでございますが、教育長、前副知事から口ききの働きかけが、マスコミ報道もありますが、実際ありましたか。あった場所はどこですか。受験者の人数、そして具体的にどういうふうに言われたのか、まず御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　28年度の教員採用試験に関しまして、前副知事からおおむね１次試験の合格者だから何とかならないかなと言われた記憶はございます。人数は覚えておりませんけれども、その際に私のほうは、教員採用試験は制度上、恣意的に操作することができないということをその場で説明を申し上げたところ、合否結果でいいからと言われたところでございます。そのときには私は、前副知事から話があった際、仕組み上も不可能であるという旨説明をしまして納得してもらったというふうに理解いたしました。そういうことでございます。

これ時期的には、１次試験が終わったのが８月ごろになりますので、それから２次試験までの間ということで、時期は私もはっきり覚えてございません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　教育長は１月24日の記者会見で、私になって、私が要するに教育長時代、私はそういう働きかけは受けていないと当時は否定しておりますよね。なぜ当時は否定したんですか。理由をお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今申し上げたやりとりがございますけれども、副知事からは何とかならないかなという話があった際に、言い回し、私の受けとめの問題かもしれませんけれども、それに対して、恣意的なそういう操作はできませんと、その場で説明をいたしました。そういうことで納得してもらった上で、合否結果を後で教えてくれればいいからというふうに言われたので、これを働きかけというふうに断定はできないというふうに私は考えました。そういうこともありまして、働きかけがあったというふうな発言は控えたところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　前教育長は、明確に恫喝を受けて、やってくれというような環境は御存じだったでしょう。そういう前教育長時代の、安慶田前副知事とのやりとりは。教員採用試験に誰か何とかならないかとか、人事介入もあったと文教厚生委員会でも証言をしておりますが、いずれにせよ、今ここに来て、実は証言がありましたという話になっている。これ意味がよくわからないんですよ。沖縄県の教育行政のトップの発言とはどうしても思えない。なぜ今ごろ急に、いや、やはり働きかけはあったというふうにおっしゃるんですか。説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今、答弁申し上げましたけれども、働きかけというふうには断定できないというふうに思います。ただ裁判所から28年度の教員採用試験における調査がございました。これは弁護士ともいろいろ相談をさせていただきましたけれども、それは弁護士とは、当時のやりとりを前副知事と私のやりとりをそのまま出したほうがいいということで、そのやりとりの事実を回答させていただいたということでございます。私としては、前副知事から何とかならないかなという話があったときに、教員採用試験というのは、例えば２次試験は面接員も３名であります。担当も当日決まります。後、合否というのも選考委員会という形で多数でやりますから、私で操作できるようなものではございませんので、そういうことを説明申し上げました。そういうことで前副知事からは、じゃ合否結果でいいから教えてくれと。その恫喝とかいうふうな話は特にございませんでした。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　那覇地裁からの質問状の中の回答をした内容を説明いただけませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　回答欄を読み上げさせていただきます。平敷……

○山川　典二君　まず質問と回答をお願いします。

○教育長（平敷昭人君）　28年度において貴職、県教

育委または教育庁職員に対して原告が教員等の教員採用試験に関し、特定の者の採用あるいは採用試験において有利に取り計らうことの指示、働きかけをした事実があるか。仮にあったとすれば、その時期、内容を可能な限り特定した上であったとする根拠を可能な限り明らかにされたいというふうな質問でございました。

○山川　典二君　それで回答です。

○教育長（平敷昭人君）　回答です。

平敷教育長が安慶田前副知事よりメモを見せられたか、もしくは渡されて、おおむね１次試験の合格者だから何とかならなかったかな――これはかぎ括弧で引用文です――と言われた記憶があると。メモ等は残っていないと。括弧書きです。教員採用試験は制度上恣意的な要素が入り込む余地がないことを説明した。そうしたところ、かぎ括弧ですけれども、合否結果でいいからと言われ、合格発表に合わせて前副知事に結果を伝えた。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これはあれですか。１月の否定、そして、今回も地裁からのこういういろんな質問事項が出たということで今回証言を明らかにしたということで理解していいですか。それと同時に、この１月の否定した件、今回、証言をした件につきましては、知事部局、場合によっては知事との報告も含めて確認をしておりますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今回は、私は働きかけがあったと断定できなかったので、発言も控えてまいりました。ただ、やりとりの事実は出さないといかないんじゃないかということでございます。これ弁護士とも相談しました。これは提出する前には知事にもこういう回答を差し上げますということは報告をさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　この件につきましては、我が会派の議員がまた後刻質疑を深めてまいりますが、先ほど教育長の答弁の中で前副知事への結果の説明の話がありましたけれども、これは結果を正式に公表する前だったんですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　結果発表後です。同日です。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　同日、ですから、発表同日の前ですか。発表全て公式にやった後ですか。前副知事への……

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　発表後でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ちょっと、次の質問の項目もありますから、これはほかの議員に後は任せたいと思いますが、１点だけ、６月議会で人事介入の働きかけはなかったという私の質問に対しまして、係争中だから明確に答えられないという話だったんですが、2016年度以降の人事介入の働きかけも前副知事からはありませんでしたか。確認です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　発言を控えたいと申し上げたのは採用試験に関してだったというふうに覚えてございます。人事に関してはいろんな出向者も含めて意見交換はしましたという答弁を差し上げたというふうに覚えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　議長、この問題ですね、やはり百条委員会を前回、与党の皆さんに押し潰されましたけれども、これだけ今、１月に否定して今回証言をしている。非常に曖昧でございますので、ぜひ議長をして百条委員会の設置を議運で諮っていただきますよう要望いたしますので、よろしくお願いします。

そして、安慶田前副知事から名誉毀損で刑事告訴された件でありますが、那覇地検は不起訴としました。それについて、最後に教育長に見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　刑事告訴の不起訴処分については報道で承知してございます。

前教育長に対する働きかけにつきましては、１月22日に前教育長から、その認識を示す書面の提出がございました。それを踏まえて当時の幹部職員に面談も行いまして、それを裏づける証言もあったこと等から、１月24日の記者会見で働きかけがあったと考えざるを得ないとの見解を示したところでございます。ただ、刑事事件の取り扱いについては、それ以上の発言は控えたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　議長、この問題につきましては、きょうと来週の月曜日に我が会派のほうから徹底してまた質疑があると思いますので、よろしくお願いします。

次の５番と６番は、また後ほど我が会派の議員から質問がありますので、これは割愛をさせていただきます。

７番に行きます。

緊急事態及び災害における動物救助対策について。

私は去年の県議選に際しまして、動物愛護を公約に掲げております。そういう意味で、動物行政についていろいろとまた質疑をさせていただきたいと思います。

まず、災害が仮に起きた場合緊急対策本部が設置されますが、その本部長は知事なんです。そこに消防団とか警察であるとか自衛隊であるとか各種団体が入っておりますが、そこに獣医が入っていないんですね、獣医のグループが。それはなぜでしょうか。前提として県と県獣医師会が協定書を交わしていると思いますが、それもあわせて答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県は、災害時の動物救護につきまして、動物愛護管理推進計画に位置づけまして同計画に基づき、県獣医師会と救護に関する協定を締結し、負傷動物の治療を行うことや、被災動物の収容に関することなどについて相互協力を行うこととしております。また、広域的な取り組みとしまして、九州各県及び山口県と、職員の派遣、被災動物の餌等の物資の提供、保護収容等の応援協定を締結しており、昨年度の熊本地震発生時には、本県から、獣医師職員の派遣や物資の提供を行ったところです。

県といたしましては、災害時の動物救護体制につきまして、県獣医師会と意見交換を行っており、引き続き、関係者と連携して救護体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○山川　典二君　獣医師会が入っていないけどと言っているんです。入れる検討してください。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県の地域防災計画の中には、地震、津波、水災害におきまして、犬、負傷動物、特定動物の保護、収容計画及びペットの対応を定めております。その中で沖縄県としましては、ペットの救護等につきまして、県獣医師会と連携を図るということで位置づけられておりますので、今後とも県獣医師会と連携を図って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　緊急対策本部に獣医師会も入れるということで理解していいですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　当然、県獣医師会のほうも入っているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ＶＭＡＴという言葉がありますが、それについて説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　災害時におきまして、災害獣医の医療チームということでＶＭＡＴを設定しております。本県におきましても、九州ＶＭＡＴ結成準備委員会等の講習会に獣医師会を派遣して、講習会で研修をさせているということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ベティリナリー・メディカル・アシスタント・チーム、ＶＭＡＴ。つまり緊急時の災害の獣医師のグループということでございますが、獣医から動物の看護師入れて大体四、五名のチームというんですが、今、県内にそういうチームはありますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　ＶＭＡＴにつきましては、今年度からＶＭＡＴ結成準備講習会というのを九州各県で開いております。その中で沖縄県も動物愛護センター、それから民間のペットクリニックのほうからも先生に入っていただいて、その講習会等にいろいろと参加をして結成に向けて今取り組んでいるところです。そういったことも踏まえまして、今後ＶＭＡＴ結成チームにつきまして、県として検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ぜひよろしくお願いします。

動物愛護、人一倍関心のある中川京貴議員が、午後、また動物行政について質疑をしますので、よろしくお願いします。

次に行きます。

県調整委員会による車椅子乗船拒否問題の対応見直しについて伺いますが、まず県内の障害者の数、これは身体障害、知的障害、精神障害の３区分でよろしいですから、何人ぐらいいらっしゃるのか、御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

ちょっと今、区分ごとは手元に資料を持ち合わせておりませんが、大体６万人から７万人ぐらい障害者が認定されているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　10万人超えるんですよ。身体障害者だけで６万人超え、６万7000、知的障害が１万4000、そして精神障害が２万2000、10万人超えるんですよ、県内で。やはりこの辺はしっかりと把握していただきたいんですが、それを受けて、今回の車椅子乗船拒否問題について、当時の経緯の説明からお願いします。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　県におきましては、障害を理由とする差別等の解消に関しまして、助言またはあっせん等を行うことを目的に、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の規定に基づきまして、調整委員会というものを設置しております。本年５月でございますけれども、障害を理由とする差別等の解消に関しまして、申請があった事案がございました。この件に関しまして、６月に開催した調整委員会で、関係者からの意見聴取、それと現地確認等をもとにしまして、障害当事者や事業者団体等の委員からさまざまな視点による活発な意見交換・協議がなされたところでございます。その後、８月に開催いたしました調整委員会において、意見の集約を行いまして、協議結果を関係者へ通知したところでございます。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　国土交通省から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針がことしの３月に県に届いていると思いますが、これを受けて、県内の例えばバス会社、タクシー会社、そして飛行機あるいは船舶、そういった運営業者に対する指導あるいはその調整をなさったことがありますか。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　まず、沖縄総合事務局のほうでは、県それと障害当事者団体、それとバス協会等、交通事業者も含めまして、沖縄地方バリアフリー推進連絡会議というのを設置しているところでございます。その中でバリアフリーの現状ですとか課題を共有いたしまして、今後の方向性などについて協議等を行っているところでございます。また、議員が御指摘の国のほうでは、各種の交通機関事業等向けに対しまして、特に今回特化しますけれども、国土交通省所管事業におきます障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針というのを平成29年３月に策定しております。それについてはしっかり総合事務局のほうで、関係者のほうには周知を図っているというふうに聞いております。また、今回こういうふうな事案も県のほうに、差別等の事案等が出てきているということもございます。引き続き、今年11月にこの連絡会議の開催が予定されておりますので、しっかり障害者の差別の解消、合理的な配慮については周知を図っていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　徹底して優しい沖縄社会をつくってください。
　知事、最後に１つ、宮里藍選手、安室奈美恵さんに県民栄誉賞を授与してもいいと思いますが、お二人についての見解、そして受賞授与お願いします。見解をどうぞ。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　安室奈美恵さん、デビューから25年にわたってその活躍は、県民の本当に誇りでありますし、それは沖縄県に限らず全国あるいは国外においても大変な活躍をされておりまして、大変誇らしく敬意を表したいと思っております。この１カ月、２カ月の間に世界に誇る宮里藍さんと安室奈美恵さん、沖縄県出身が引退をなさるという方向性を示して大変寂しく思うと同時に、またこの引き際の鮮やかさといいますか、こういったものも多くの方々に感動を与えたのではないかなというふうに思っております。
　安室奈美恵さんへの県民栄誉賞の授与はもう、恐らくその意味では十二分に県民も理解をしていると思いますし、その実績を踏まえてこの議論を高めていって、恐らく皆さんが期待できるような形で物事が進んでいくと思います。
　それから、宮里藍さんについては、平成22年に全米女子プロゴルフツアーにおいて日本人最多勝を更新するツアー５勝の快挙をなし遂げた際に授与したところでありまして、宮里藍さんはもう県民栄誉賞は授与されていると、その意味で世界の双璧の沖縄県の誇る方々でありますので、これはもうここにおられる方もみんな気持ちは一緒だと思いますので、いい形で結論を持っていきたいと思います。
○山川　典二君　ぜひ、安室奈美恵さんもよろしくお願いします。終わります。
　ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時44分休憩
　　午後 １時 ０分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

砂川利勝君。

○砂川　利勝君　自民党の砂川です。

質問させていただきます。

まずは、ヤイトハタの養殖についてです。

これまで取り組まれていると思いますが、まずは28年、29年の種苗生産について答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今年度のヤイトハタ種苗生産は、水産海洋技術センター石垣支所で採卵した受精卵を栽培漁業センターに輸送し、５月から開始しております。しかしながら、栽培漁業センターでの生産不調により、緊急措置として、８月以降は、石垣支所においても種苗生産を行っているところであります。その後の生産は順調であり、10月中には、約17万8000尾の要望数を全数配付できる見込みであります。

県としましては、生産者が安心して養殖業を営めるよう、種苗生産のバックアップ体制等について、種苗取扱検討会等で協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この28年、29年で何らかの問題が発生したというふうに伺っていますがどうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

平成28年度については、種苗要望数が18万4000尾に対して、７万2000尾を配付しました。その理由につきましては、生産不調により配付率が40％の状況でした。その背景につきましては、水産海洋技術センター石垣支所で飼育しておりました雄の新魚が、寄生虫の感染により死んだため受精卵を得ることができなかったという背景がありました。29年度につきましては、現在栽培漁業センターのほうで種苗生産期間中にウイルスが発生し、生産不調になったという、28年、29年の背景があります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　28年、29年は種苗生産に相当問題が発生したということは聞いてはいるんですが、それでやはりこの問題を解決する、30年に向けて種苗生産の方向性について答弁してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

ヤイトハタの安定的な受精卵を確保するために、栽培漁業センターで飼育しております雄の一部を石垣支所へ移し、両所で新魚の育成に努める。栽培漁業センターと石垣支所でフェロモン処理による雌の雄化に取り組んでいるところです。それと天然のヤイトハタ新魚を入手しております。

今、議員がおっしゃるように２年連続の生産不調がありましたので、種苗センター、生産及び種苗配付を安定的に行うため、栽培漁業センターと石垣支所、両機関での種苗センター連携体制とか運用改善について、種苗取扱検討会等において検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　このヤイトハタの事業、28業者がこれに携わっております。作物もそうなんですけれども、苗半作とよく作物は言われるんですよね。私はこのヤイトハタも一緒だと思うんですよ。やっぱり強い種苗の稚魚を生産していく。そうでないと、結果生まれません。そしてまたおくれたと、ことし。ことしも去年も多分この種苗の配付はおくれていると思うんですよね。そういった中で、この事業者は相当不安を抱えながらやっていると思います。もちろんこれ、生産して売っていくという、販売していくという一つの流れがあります。そういった中で、最初からつまずいたらこれ経営していく上でも大きな不安になると思うんですよ。２年間も失敗したということは、これは３年目は許されないと私は思っていますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるように、２年連続で生産不調ということで現場のほうでも非常にその辺については、やはり技術的な面も含めて連携的なことを考えていかないといかないということは感じております。

議員がおっしゃるように、３年目というか来年については、先ほど言いましたように対策を講じつつ、また現在の体制について先ほど言ったように種苗取扱検討会等含めて、体制のほうについては、生産漁価のほう含めて調整しながらしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　部長の決意としてはしっかりと取り組みたいと。当然これは平成24年に石垣のほうから本島地区のほうに移してあります。そのときの約束は、一切迷惑かけないよと。迷惑かけないからそこに移してくれという多分話だったと思うんです。こういった今のこの２年間の流れを見て、再度こういうことが起きないよと。当然八重山の海洋水産センター、そこも含めた取り組みというのは当然必要だし、当然やるべきだというふうに思っています。安心してこの養殖業が成り立っていくということを部長を含め、こ

れ担当副知事、誰ですか。ちょっと答弁いただけませんか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　議員がおっしゃるように、種苗配付については迷惑をかけないということで、栽培漁業センターのほうに移した経緯もあります。その辺含めて先ほど言いましたように、種苗取扱検討会の中でしっかりあるいは運用のほうについても対応するようにやりますので、対応していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　議会の場でしっかり対応していきたいということで、この辺は答弁をされましたので期待をしながら、ぜひ事業者が安心してできるようにひとつ取り組みよろしくお願いいたします。

次に、石垣市における農業・農村整備事業、この予算、29年度予算と執行状況について説明してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

石垣市における農業・農村整備事業につきましては、国営石垣島地区関連事業を中心に、工事の本格化、事業採択地区数の増加が見込まれることから、所要額の確保が必要だというふうに思っております。このため平成29年度につきましては、対前年度113％となる約15億円を今措置し、優先配分を行っております。さらに30年度についてはさらなる増額要望を図っているところであります。

今後ともその辺の予算措置については、年度開始以降についても事業間流用、あるいは補正予算の活用等を含めて積極的に検討していくことにしたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　本年度、10億円の予算が確保されたと、執行状況はどうなんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時９分休憩

午後１時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今現在、執行率については８割ということで、例年どおり順調に進んでいるというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　10億円使い切れるだろうという今の答弁でよろしいんですか、解釈で。

それでは30年度の予算確保、見通しについて答弁してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国営関係につきましては、今平成29年度は４億5000万ですけれども、農林水産部の概算要求ですけれども、９億ということで約２倍相当で今概算要求はしております。それと国営関連以外につきましては、10億を11億ということで、全体的に石垣関連でいきますと137％を今概算要求しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　国営事業がスタートして、国営事業のほうはきちっと進んでいます。年次的な計画のもとに進んでいるんです。それと今回石垣市のほうから要請があった中で、要は県分含めて、市町村分の予算が、市の分が予算配置がなかなかされないよと、進まないよということで要請を受けているんです。この点踏まえてどういう回答したのか答弁してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほども言いましたけれども、当然概算要求等については増額を要望しておりますし、また年度初め等につきましては流用等を含め優先的に予算措置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今の部長の答弁からすると、来年度はしっかりと予算がつけられるという解釈でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　しっかり予算措置をしながら計画的に事業推進していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひ事業スタートして、これ10年間で完成していくという最初の説明だったというふうに思いますが、なかなか多分その数字は守れないかもしれない。ただ、年次的にスタートしていますから、予算確保に努めてしっかりと、やはり農家のためにやるんであって業者のためにやるものでもないと思うんです。生産農家がしっかりとこの改良事業を通して経営が成り立つようにしていただきたいし、一日も早い完成を目指して努力をしていただければというふうに思っています。当然これは予算配置されても、県の中

での多分予算配分いろいろあると思うんです。そこでしっかり予算を確保して、県の中で、事業を取り組んでいく決意をお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国営関係等もせっかく始まっておりますので、それと連携しながらしっかり予算措置しながら計画的に事業を推進できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　それでは次に移ります。

酪農農家に対する支援策、このことについて今やられていることを説明してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県では酪農の生産振興を図るために、家畜導入事業、資金供給事業におきまして、乳牛導入や自家育成に対する補助、あるいは優良乳用牛育成供給事業におきましては、乳用雌子牛育成の受託、それと酪農関係団体で構成されます沖縄県酪農生産振興協議会を設置しておりまして、そこの中で性判別精液の利用などによる後継牛確保対策の協議等に取り組んでおります。また、八重山地域におきましては、これまで酪農経営に甚大な被害を及ぼす牛流行熱の発生があったことから、毎年ワクチン接種を実施しております。

県としましては、引き続き酪農経営を支援してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　それでは今酪農農家の数、どういうふうになっているのか答弁してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県内乳用牛の飼養戸数は、平成28年現在で73戸、飼養頭数は、4300頭となっております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この数字の近年の状況はどのようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　平成17年におきまして、生産農家が、飼養農家数が122戸、飼養頭数が6336を境にして22年からは飼養農家数が93戸から73戸、それと飼養頭数が5027から4300ということでここ数年は4300頭で推移しているような状況でございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　農家の数が年々減っているという報告ですよね。このことを受けて沖縄県として、どんどんどんどん下降していく中で、歯どめをかけるためにどのようなことを考えていますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほども説明しましたように、県のほうにおきましては、導入牛が非常に高い。北海道は100万頭を超えているということもありまして、導入牛に対する家畜導入事業、資金供給事業におきまして、導入牛に対する支援を行ったり、あるいは優良乳用牛育成供給事業におきましては、優良な雌子牛の育成の受諾を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　このことが、歯どめをかけるのか。歯どめになるためにもっと抜本的なことをやらなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。そのことをもうちょっと掘り下げて答弁できませんか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　一つの事例といたしまして、優良乳用牛育成供給事業におきましては、今県酪のほうに委託しておりますけれども、預かる牛が190頭、引き渡しが165頭ということの今状況ですけれども、さらに増頭するということで、平成31年度までに50頭規模で飼養頭数ができるように今改築したりしております。そういうことで農家のほうの優良乳用牛導入が軽減できるような形で、安心して育成ができるようなことを県のほうとしては積極的に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　報道によると、夏場の牛乳――要するに搾乳の量が大幅に落ち込んでいると。要は暑さの対策ですよね。もちろんこれは生産農家がやらざるを得ないところもあるんですけれども、ここは踏み込んでやっていかないとやっぱり供給量が、要するに搾れなかったらその分稼げない。要はバランスがとれないというのはこれ当然ですよね。その辺含めて施設に対しても何らかの対応策ができないのか答弁してもらいます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　新聞等の報道にもありましたけれども、今回、夏場の生乳が減少しております。特にその大きな原因につきましては、いわゆる暑いということで、ことし７月から８月まで30度以上を超えますとストレスが入るということですけれども、平成29年度におきましては、７月・８月あるいは９月、今現在ですけれども44日超えております。

例年ですと、10日から２週間程度ですけれども、去年は34日ありましたけれども、特に今年は暑いということでストレスによる生乳の生産量が減ったというふうに考えております。その辺については中家保なり指導機関におきまして、遮熱対策を指導しているところもありますので、その辺については牛舎等含めて指導現場のほうと連携をとりながら対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひ県産品の牛乳も私は必要じゃないかなと思うんです。多分暑さというのはもうこれから下がることはまずないと思うんですよね。毎年毎年やってくるこの夏の状況を打破していくためにも、農家だけではできないところも多々あると思うんで、やはり行政の後押しが少しは必要じゃないかなというふうに考えますので、ぜひ対応よろしくお願いをいたします。

次に、和牛の振興・発展について質問いたします。

去る第11回全国和牛能力共進会の沖縄県の結果はどうでしたか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

まず、第11回全国和牛能力共進会の概要ですけれども、去る９月７日から11日の５日間、宮城県の仙台、夢メッセみやぎのほうで開催されました。大会の出品頭数全体が513頭、39道府県のほうでありました。沖縄県の出品頭数が14頭、種牛の部で９頭、肉牛の部で５頭ということになっております。特に、今回組織立てをやって出品に取り組んだ結果、仙台でありましたけれども、県内のほうから関係者が約300名参加しております。

まず、全体の来場者数が41万7000ということで、非常に大きなイベントというふうになっております。その中で今回、宮城大会の成績につきましては、まず審査協議会の女性の部で、うるま市の島袋愛里さんが全国第２位の優秀賞を受賞しております。そのほか、全体のほうで14頭出品されましたけれども、全ての出品牛が優等賞を獲得しております。特に伊江村が優等７席、久米島が優等８席ということで、全体的にはまだまだ上位ではいけませんけれども、これだけ組織立てやって出品して、これだけの成績を得たということは、本部のほうの話を聞きますと、非常に頑張っているというふうなコメントもいただいているということですので、2020年の鹿児島大会に向けて早速取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　聞いたところによると、うるま市の島袋さんは多分沖縄県で初めてこういう入賞したということを聞いているんですが、お隣の九州の鹿児島、宮崎、大分、この各県は常に上位ですよね。この辺の県の取り組みについてはどのように把握していますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　私も今回初めて参加させてもらいましたけれども、南九州、大分、宮崎、鹿児島のほうで、ほとんどの出品頭数が上位の成績に入っておりました。関係者のほうに聞きますと、やはり系統の選び方をしっかりやっていて、その辺で出品頭数もしっかりした段階で段取りしていると、取り組んでいるということでしたので、今回特に宮古・八重山のほうからの出品頭数がございませんでしたので、ぜひ宮古・八重山のほうについて、出品頭数全体の分母を大きくするということで、沖縄県全体のほうで取り組むことによってかなり成績を上げることはできるのかなということを所感も含めて感じました。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　先ほど、先ほどというか今後第12回の開催が鹿児島県であると。それがちょうど復帰50周年と重なるということで、これ本県が今後どういう取り組みをするのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　これまで、沖縄県は個人的な出品ということで、組織立ててやった出品が非常にできませんでしたけれども、今回初めて組織立ててやって出品することができました。先ほども言いましたように、１年でというよりか５年をかけて出品に向けた取り組みをやっていくということが非常に大事かなというふうに思っております。

先ほども言いましたように、宮古・八重山の飼養頭数が多いところからの出品も含めて、常日ごろからその辺の技術的な向上に向けての取り組みをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　本土のほうから500万、150万くらいかけて導入されましたよね。県の取り組みというのは相当私は前進していると思います。そういう中で、この全国に匹敵するためには、やはりもっともっとこういう改善が必要かなと。予算をつけてしっかりとこういう部門にエントリーできる。そしてまた、エントリーだけじゃなくてやっぱり結果を出す。相当大きな意味があると思うんですね。

そこで第12回大会の開催で、沖縄県の目標順位、何番を目指しているのか答弁してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

上位入賞というか、そこを目指していきたいということを考えておりますけれども、先ほども言いましたように、この銘柄というか素牛種牛等については非常に年月がかかるということで、平成28年度に鳥取のほうから優良雌牛、これについては関係機関からのほうからも非常に評価を受けておりますけれども、百合白清２ということで、これを実は400万相当で購入してあります。これについては非常に新しい血を入れていくということで、その辺を含めて成果が出てくるときには成績も上位に行くんじゃないかなということで、そこを目指しながら関係機関のほうと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひ部長、これ結果を出すように頑張っていただきたいなというふうに思っています。これ協議会は多分もう解散されているんですか、また新たな協議会を立ち上げるのかちょっとわからないのですけれども、しっかりとその辺も踏まえて全国に通用する、そしてまた沖縄の和牛の力というんですか、それをつけてさらなるブランド価値を高めてもらいたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

ちょっと議長、休憩。休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時25分休憩

午後１時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

砂川利勝君。

○砂川　利勝君　それでは県立学校の寮のことについて質問させてください。

去る７月31日に要請が行われていると思うんですが、昨年も同様の要請がされていると思うんですが、現状はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　保証人の運用の件だと理解しておりますけれども、寄宿舎の入寮に際しまして必要となっております保証人につきましては、生徒が病気でありますとか、緊急時の際の保護者が対応できない場合に生徒の安全等を確保するために求めているところでございます。そのため保証人は緊急時に対応が可能な学校所在の市町村、または近隣の市町村に居住していらっしゃる方にお願いをしております。

八重山地区の離島の生徒につきましては、高校所在の石垣市に保証人を引き受ける方がいないという場合には、これまで弾力的に運用をしまして、生徒が入寮できるように取り扱っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これは昨年も同じような要請がなされて、やはり検討していかなきゃいけないという、今やらなきゃいけないという回答なんですね、これ。28年度の要請に対してですね。今検討しなきゃいけない、まさにやらなきゃいけないという回答書を出しているんですが、どういう改善がなされたのか、それちょっと答弁いただけますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　美ぎ島美しゃのほうからの要請のことだと思いますが、弾力的な運用につきましては、各県立学校には文書で通知をしておりますし、中学校に対しましては各地区の入試説明会において説明をさせていただいております。

また、八重山地区の入試説明会におきましては、竹富町の教育委員会の入試担当者も参加されておりまして、これについては説明をしているわけでございますが、要請がありますことから引き続き周知徹底をしていきたいと考えております。

また、生徒保護者から学校に相談があった場合には丁寧に説明をして、生徒が入寮できるように柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この保証人、何とかお願いしてやっているらしいんですよ。ただ、当然本土の方も結構今いますので、引き受けたはいいけれども、いろんなときになかなか支障があると。だから、石垣じゃなくてもいいんじゃないかという要望だったと思うんです。これが毎年同じように来る中で、教育委員会としてやっぱりこの規定を変えていく。もちろん弾力性でやっているのはオーケーですよ。ただ、これがなかなか要望が上がってくること自体がどうかなと思うんです。だから、運用規定の見直しとかそこをちょっと考えられないのか答弁いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　基本的には、やはり保証人はいざというときのために、保護者が対応できない場合のためにお願いをしているものでございまして、必要だと考えております。ただ、寮の運営のあり方については、今後どのような対応ができるかということで八重山地区の、特に離島の生徒等の関係がありますので、八重山地区の高校と意見交換を行ってまいりたい

と考えているところです。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　なかなかちょっと言っていることがかみ合っていないんですけれども、検討してやらなきゃいけないと言っている課題ですので、ぜひ運用の規定そこの見直しも含めて対応していただきたいと思います。
　それと台風時に生徒を島へ帰宅させているということを父兄のほうからも聞いております。これはどうしてですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　台風時の対応につきましては、食事の問題でありますとか、生徒の安全確保の観点から基本的には生徒を帰さざるを得ないという状況がございます。そういうことから基本的には保証人宅または自宅に行ってもらうという形で対応しています。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　台風時、島に帰ると。結構しけた中で多分帰っていくと思うんです。それもやはり安全が問われるんじゃないですか。もちろん台風のときに帰される。そしてまた授業が受けられない。台風去ってもすぐ翌日帰ってこれるかというと、これも帰ってこられない。これちょっと問題あるんじゃないですか、どうですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　確かにこの八重山地区の離島、先ほども申し上げましたけれども、離島の生徒につきましては、台風時には船が運航している間に確かに帰るとか、また陸続きの場合は、石垣島の中の保証人宅に帰っているという方がいます。後は保証人宅に帰っているという方がいますけれども、そういうことで、特に台風で戻るのが１日、２日おくれるという生徒が確かにいらっしゃいます。それで授業が受けられない日がありまして、そのプリント等でフォローをしているという実態がございます。
　そういうこともありますので、この寮の運営のあり方について今後どのような対応ができるのか、これはどういう方法があるのか、いろいろ含めて高校のほうと意見交換を行いながら考えてまいりたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　これはもう何十年も前から議論されています。一向に改善されません。じゃ夏休みどういうふうになっているか答弁してください。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　夏休みの御質問は、閉寮の御質問だと思いますけれども、夏季休業中は、学校によって違いますけれども、一定期間、調理場の清掃点検、後は建物の保守点検、後は改修工事等々も行うと。後は、夏休み期間中に閉寮期間中は生徒は家に帰ってもらって家族とも過ごしてもらおうという意味で閉寮している実態はございます。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　夏休みに閉寮している期間というのは何日ですか。それ答えてください。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　学校に聞きましたところ、八重山高校が約２週間でございます。あと八重山農林高校が約１カ月間です。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　これ大変な話じゃない。じゃここの群星寮も閉鎖しているんですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　群星寮はそういう言い伝えはないと聞いております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　それではこの差は一体何ですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　群星寮の場合は、離島から本島に来ていただいて、広範囲にわたっているということもありまして、当初からそのような対応で想定して体制ができているということはございます。
　各学校の寄宿舎につきましては、夏季休暇中に保守点検も兼ねまして２週間、八重山農林高校の場合、１カ月というのは、実態として島に帰っている生徒が多いということも聞いておりますけれども、あらかじめ１カ月程度閉めるという計画が年度初めから周知されているということもあるようです。ただこのあり方も含めて、今後学校とも意見交換をしてまいりたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　夏休み１カ月間閉めている。そしてまた２週間閉めていると。夏休みは１カ月しかないんじゃないですか、ほとんど閉めたら部活動どうするんですか、これ。聞くところによると、マンスリー借りてでもやっている方もいるそうなんですよね。アパート借りたり。まさか１カ月間も親戚の家に泊められないし、こんな実態を踏まえてこれが何十年も続いているということをどのように考えているの本当に。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　そういう御意見もあります

し、そういうことも含めて学校とよく意見交換をして、何らかのよりよい方向に持っていく方法がないかというのは研究してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　本当に群星寮は大変すばらしい寮です。これは、行政の力でしっかりやっていただいたことに本当に感謝しています。ただ、やはり同じ離島の子供たちが台風が来たら授業はおくれる、夏にスポーツしたくてもできない。こんなばかな話はないんじゃないかと思う。これが何十年も続いているんですよ。そのとき学生だった人たちが今みんな父兄になっているんですよね。自分たちもそうだったよと、何とかしてくれないかとこれ議会でも取り上げられていますよ、竹富町の議会でも。しかし何ら一向に改善しない。これを踏まえたら本当に何らかの手を打つ、この議場の答弁だけじゃなくて本腰入れてやれるかちょっと答弁してください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ただいまの議員の意見も踏まえまして、しっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひ教育長には頑張っていただいて解決するよう要望いたします。

次に、県立八重山病院の高圧酸素治療の件について質問させてください。

現段階で導入が難しいという話がありますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

八重山圏域における高気圧酸素治療装置は、漁業関係者の安全な漁労や、マリンレジャーなどの観光産業の下支えとなっているため、八重山圏域の振興に必要不可欠な装置だと認識しております。引き続き関係機関と連携を図りながら財源を確保していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この答弁は、病院事業局長から何度もいただいておりますが、実際のところどうなんですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

今回のいわゆる新病院の建築に当たりましては、いろんな面でコストがかさみまして、非常に厳しい予算の状況があります。そういう意味では我々、高気圧酸素の治療を平成８年から病院事業としてやってきたわけでありますが、当初は漁業関係者のいわゆる減圧症がありまして、そして病院関係者もそういう患者が発生したら夜間でもヘリを要請して低空飛行で危険な状況で本島に搬送しなきゃいけないという状況がありました。これではやはり職員の安全も図れませんし、漁民の方の安全も図れないということで平成８年に病院事業としてこれを設置したわけですが、現状といたしましては、やはり費用と収益の面では年間200から300万の赤字が出ているという状況がございます。その辺を現状からいたしまして、最近は観光・レジャーということで、沖縄県のそういう観光で来られる方の消費額をふやすためには、こういったダイビング観光というものは非常に重要な位置を占めているんじゃないかということもありますし、漁業関係者の皆様もやはり時折こういった病状を発生しておりますので、関係者にもいろいろ協力を仰げないかということで、いろいろ関係機関と協議を重ねているという状況がございます。

いずれにしましても、これはぜひ必要なものだと思っておりますので、何とか財源を確保してやっていきたいというふうには考えています。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　現在八重山地域では93名が潜水機器による漁業を営んでおります。漁業の観点からしてもやはり漁業者の生命財産を守ると、なかなか予算の確保が難しいという中で、農林水産部としてはどのような考えがあるのかちょっと聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　議員が御指摘のように、漁業者の安全という面では必要性は感じております。

病院事業局長のほうからも答弁があったように、関係機関のほうとそういう連携がとれていけるような形で、我々農林水産部のほうとしても考えていきたいというふうに思っております。ただ農林関係のほうでの事業措置とか、その辺については可能性を検討してもらいましたけれども、非常に厳しいということでしたので、また関係機関のほうと連携をとれるように頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　やはり漁業振興という立場からいけば、この装置がなければもしこの病気にかかったときに、本当に重大なことになるよと。そういった中でぜひこれを頑張っていただきたいのと、農水部のほうには予算がないというのはわかっていて質問をしています。ただ全部向こうだけじゃなくて、分担してでもやっていくよと。

次に、観光、文化スポーツ部の部長にも質問したいのですが、これは毎年10名前後患者が出ています。毎年ですよ。そういった中で皆さんの部署でもそれは考えられないのか答弁してください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えします。

本県には御案内のとおり年間を通じて多くのお客様が国内外からダイビングを目的で来られておりまして、ダイビングというのは体験者の満足度も非常に高く、また高付加価値ということもありまして、これを推進していこうということは我がほうの部での立場でもございます。

この八重山病院の高圧酸素療法装置の設置につきましては、所管部局である病院事業局において関係機関と調整を行っていると聞いておりますけれども、ダイビング客の、マリンレジャー客の安全・安心の確保という観点からは私どもの部も非常に重要視しておりますので、病院事業局も含めていろいろと連携をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ダイビングは約10万人来ています。そういった中で、特にまた石垣は潜ってみたいエリアにも常々選ばれています。潜ってみたい箇所、ポイントとして石垣島は。そういった中で八重山の観光、私が一番思うのは、要するに観光客が来てほしいのは空港、港、病院だと思うんですよね。この三拍子がそろわないとなかなか来ないと思うんですよ。今は来ていますけれども、これをやっぱりより確実にしていく、安心・安全、来てください来てくださいだけじゃなくて、やっぱりそういう設備があるよということをＰＲできるくらいの県にならなければ、私は一流の観光地とは言えないと思いますよ。数だけの勝負じゃなくて中身だと思いますよ。この点を含めてちょっと知事、答弁できませんか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、誘客だけではなくて観光客の満足度を高めるためには受け入れ体制もしっかりしなければいけないと。その中で安全・安心というのは大変重要な要因でございますので、我々としましてはそういった安全面・安心面考えながら、議員がおっしゃるようなことも関係部局と連携しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　私は最後に知事にやはり言いたいなと思うのは、この約4000万ほどの予算なんですね。これを私は知事の政治決着でできるものだと思っています。知事の本当に決断一つでこれくらいの問題は解決できると思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　砂川議員の御質問にお答えいたします。

今お聞きしましたような観光客がそういう海を利用しながら、マリンスポーツも楽しんでおられる中で、この高気圧酸素治療装置、大変重要であるというような話でございました。今回また予算のことを病院事業局長、あるいは保健医療部長といろいろ議論をしながら、予算措置というものは大変その意味では八重山病院の今の施設相当含めて大変決断をした予算の編成もしております。

ただ一つだったらいいんですが、幾つかあるものですから、その中で優先順位というようなことも含めて、ＣＴの関係とか向こうのほうが予算はたくさんかかるんですけれども、いろいろ事業や実情をお聞きしながら今一つ一つやっております。この件も大変重要だというのはよくわかりますから、ぜひともまた議論をしながら八重山病院の今後のあり方も含めてしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　やはり、私は新しいものを導入してくれと言うのではなくて、今まであったものがなくなるということはまずいよと。今まであったこの機械がなくなるというのが絶対許されないと思うんですね。必要だからこそこれをつけてきたと思うんですよ。ただそういった中で、やっぱり最後は私は知事の判断でしっかりとあったものはしっかりとこれからも提供していくよと。そういう姿勢がなければ沖縄県民の命というのは大事だと私は思っていますので、こういった点でも私は知事の指導力をしっかり発揮していただきたいなというふうに思っております。ぜひこの高圧酸素機械、必ず導入していただくことを強く要望いたします。

次に、空港のターミナル増築工事について、これ入札今どうなっているのか答弁してください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

新石垣空港国際線旅客施設増築工事については、今年度実施した２度の入札公告が技術者や作業員などの人員不足、これを理由にいずれも不調となっております。現在発注者である石垣空港ターミナル株式会社に

おいて対応策を改めて検討しているところでありますけれども、引き続き31年度内の供用開始これを目指して対応を検討していきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　31年を目指すんであれば、じゃいつ発注して、いつ工事に取りかかるかだけ答弁してください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今現在対応策を改めて検討しているということで、詳細はまだ報告はございませんけれども、現時点では年度内の発注というのは頑張っていきたいということだと思っております。おおむね１年半程度かかりますので、年度内に契約等に持っていければ31年度の早期は可能かなと思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ちなみに入札予定業者はいますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず６月に公告を行いました。そのときには県内業者と、あと地元の共同企業体参入と参加ということを条件として公告をしております。その際には参加者はゼロでございました。そこで、地元の共同企業体参入という条件を少し緩和しまして、県内業者優先という視点で公告をしたところです。それに対しては参加の申し込み１社――ＪＶでございますけれども――がございました。ただ残念ながら直前になってやはり辞退したいと。それが先ほど申し上げました技術者、作業員こういったものの確保がなかなか難しい状況にあるということだと理解しております。

引き続きこのあたりどういう対応ができるのかというのは、発注者である石垣空港ターミナル株式会社において検討をするものではございますけれども、県のほうにも相談等がございましたら、適宜助言をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　最後に、尖閣の天気予報について。

農水部長、この天気予報が掲載されたことについての感想を聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今月上旬から一部報道において、尖閣諸島周辺海上の天気予報が掲載されているということは承知しております。県内漁業団体の安全操業については、我々のほうとしては重要な事項だと思っておりますので、その辺等について、気象情報等について活用、有効にやっていければなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　知事公室長にも同じような質問をしたいのですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

八重山地方、地元２紙ございますが、そのうちの１紙において、尖閣諸島周辺海上（東シナ海南部）というような表記の上で、尖閣諸島周辺の天気予報を掲載する。この紙面の右のほうに掲載しています。こういったことにつきましては、石垣市議会のさきの意見書、そしてまた読者からのいろいろな要望などを踏まえた対応であろうというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　尖閣諸島のやはり漁業者の安心・安全を含めた天気予報、そしてまた我が国固有の領土として、しっかりとそういう天気予報も明示していくというのは私は大事なことだというふうに思っております。マスコミでこうやって一部の八重山のマスコミで新聞報道されたということは、載せているということは私は大いに意義があることじゃないかなというふうに思っております。できればテレビでもやっていただけるともっとありがたいかなというふうに思っております。

質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　沖縄・自民党の具志堅透でございます。

一般質問をさせていただきます。

まず１点目の過疎・辺地地域の振興についてでございます。

県は、過疎・辺地地域の慢性的な若者の流出に伴う人口減少に歯どめをかけようということで、移住定住促進事業を行っております。

まず、その成果、あと事業の中身の説明をお願いしたいなと思います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

移住定住促進事業は、沖縄県では、現在、この事業を実施して、移住者受け入れ側の体制を整備するとともに、移住希望者への情報発信を行っております。受け入れ側の体制と申しますと、コーディネーターを育成するとか、地域の方への説明を丁寧に行うこと、希

望者への情報発信といたしましては、フェアを開催したり、説明会を定期的に設けるということでございます。

この事業の成果指標の一つである県外からの転入者数の推移を見ますと、平成25年10月から翌年、平成26年９月までが２万8645人、その次、平成26年10月から平成27年９月までが３万435人、平成27年10月から平成28年９月までが３万478人と増加傾向にございまして、一定の成果が出ているものと考えております。

今後も、より一層効果的な施策を展開し、移住定住の促進に努めてまいりたいと、このように考えます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　結論まで答弁していただきましてありがとうございます。

その中身の、まずコーディネーターの養成、地域の世話役養成塾というのをやっていますね。それの参加者だとか、あるいは地域のその世話役の養成を沖縄県の市町村全てに置いているのか、それを目標としているのか。それは、過疎地域あるいは辺地地域の定住促進ということも兼ねていますので、特にそういった地域への厚い事業の推進をしているのか、その辺のところをちょっと説明願えませんか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　沖縄県では、平成27年３月に移住受入協議会を立ち上げておりまして、平成28年７月には、41の市町村、全ての市町村がこの協議会に加入しております。移住定住に関する問題や課題を共有する体制が整ったところでございまして、今後とも協議会を通じて、情報提供を行いまして、首都圏での出展にかかる経費であるとか、移住体験モニターツアー等々の経費の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　41市町村、全てに置いているということであるんですが、なかなか地域でそれが見えてこないのが実情で、私は、自分の選挙区内――選挙区と言うと語弊がある、親しくつき合っているその市町村へ行っても、なかなかそういう話が聞こえてこないのがなぜかなというふうな思いを持っています。

それと、しっかりよく頑張っているなという思いもあります。その移住応援サイトなどを見ると、しっかりとやっていて、相談会等々も行っております。例えば、その相談会に来て、移住のための沖縄視察、行きたい、あるいは体験をしたいんだとか、そういった場合に、それぞれの市町村にいるコーディネーターのところに連絡が行って、その方々がいろいろ整理して世話をしているのか、どういうイメージですか。そういった形のコーディネーターというのは、仕事をするような形になっているんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　各市町村において、これはやはり取り組みのちょっと力の入れようがおのおのでございますが、例えば、国頭村におきましては、体験住宅を２戸整備して、今入居していると。それから、山村留学――これは小学生の児童がいる家庭を対象に、教職員住宅の空き部屋を無料で提供する等々の取り組みで、今10世帯が利用中と。東村におきましては、定住促進住宅を37戸整備して、今空きはないというように好評でございまして、いずれの市町村におきましても、問い合わせれば応答は必ずやっていただけるような仕組みになっているということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その成果で約２万8000人から３万人、徐々にその成果が上がってきているというふうな、先ほど報告があったんですが、そのランキングを見てみると、沖縄県は全国の中でも20傑の中にも入っていない。それだけ観光地として非常に人気の高い沖縄地区、よく俗に言う、イメージ的には沖縄県に移住したいなという話をよく耳にしているんですが、実際のところ、そういったランキングを見ると、20傑の中にも入っていない。どこかに何かもう少し努力すべきところがあるのかなというふうな思いもしているんです。例えば、これは県がやるべきこと、あるいはその移住者を募集している市町村が特に主体となってやるんだろうとは思うんですが、そのときに、例えば本土のそういった田舎では特典をつけたり、格安の住宅を用意したりだとかそういったものがあるんです。県内でもそういったことをやっているところがあるのか、もしあれば特筆すべき紹介をしていただきたいなと思うんですが。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

定住を望んで来られる方も、最初に想定していた状況と現実とのギャップというのがやっぱりあるのが通例でございますし、それから地域の方々も、いきなり見ず知らずの方がやってこられることについては不安も、やはり人情としてはあろうかと思います。

このような移住者側、受け入れ側の両方のそのような課題と申しますか、心情的なことを考えますと、地域の世話役を養成して、移住者、来られた方と地域の

方の橋渡し役を担ってもらうことを今強化しているところでありまして、橋渡し役には、これは聞き及ぶところによりますと、やはりその方自身が移住者であると。両方について非常に信頼をされているという方が多いということであります。それから、実際の取り組み等につきましては、例えば、先ほど国頭村、東村の例を申し上げましたが、多良間村においても住居を整備している。伊是名村におきましては、古民家を活用して、非常に喜ばれていると。３戸整備して全て入居済みということでございます。うるま市におきましても、これから取り組みを強めようということだと思いますが、島嶼地域――平安座とか宮城、伊計島、浜比嘉、津堅における空き家を実際に調査して、所有者を把握して、賃貸の可能性等について調べて、これから取り組もうという作業を今やっているところと聞いております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　それと、その移住・定住大相談会ということで、東京in2017ということで、９月に受け付け募集が開始しております。ネットを見ますと、サイトを見ますと。それは、東京・関東圏だけで行っているのか、そうであれば、関西圏でもそういったことをやる必要があるんじゃないかなと思うんですが、そこはどうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　移住フェアにつきましては、東京が４回と多うございますが、大阪でも１回、福岡でも１回やるという予定にしております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。しっかり頑張っていただきたいと思います。

次に、２点目の泡盛の消費減少についてということで、その消費を何とか盛り上げなきゃいかぬなというふうな思いで今一般質問させてもらっているんですが、その泡盛の消費減少について、どこに原因があって、ちょっと県としてどういう認識をしているのか、その辺のところから入っていきたいなと思います。課題等々含めてお願いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　現在の泡盛の出荷量につきましては、平成16年がピークで、２万8681キロリットルがピークでございまして、それ以降12年連続で減少しておりまして、28年度は１万9381キロリットルと、ピーク時の約68％の状況にあります。

その主な要因としましては、若者のアルコール離れや消費者嗜好の多様化などが影響していると考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　若者の泡盛、消費者嗜好だとか、あるいはアルコール離れだとかという部分は理解できます。しからば、それをどう課題を解決していくための手法、策をとるかということですね。

そこで、県の事業として、琉球泡盛県外展開強化事業というのを１億強かけて展開している。その中を見ると、大きく３つの事業があるんだろうと。泡盛の仕次ぎ・熟成に関する研究ということで、熟成年数の異なる泡盛の香気の部分の分析を行い、古酒ブランド化や付加価値向上につなげていると。あるいは、その泡盛製造従事者向けの講習会、あるいはセグメント別のプロモーションや商談会を行っているということ。その事業のちょっと具体的な中身とこれも実績について、成果について、ちょっと説明願えませんか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　マーケティング事業におきましては、県外での物産展、それからいろんな商談会等のようなことに参加しまして、マーケティングの強化等を行っているほか、国際交流ハブの活用につきまして、海外への展開のための商談会の支援とかそういうのを行っております。また、本土向けですけれども、物流高度化推進事業ということで、物流共同出荷ということのための物流コストの低減化を図っているとか、それらのほかに、若者とか女性向け、対象別のプロモーションを行うほか、またまたさまざまな飲み方の提案、それからスパークリングの泡盛、リキュール関係というものを製品化の支援をいたしまして、それをターゲットとした皆様方への販売展開をしているようなことがございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

今こうやっている事業、実はこの質問に当たって二、三意見交換をしました。非常に評判がよくて、今後とも充実強化をしていただきたいなという意見が多くありました。ぜひ、その泡盛従業員の泡盛製造技術の向上というんですか、そういったことへの研修、今総合事務局、国のほうでやっているのかな。そういったものをもう少し充実させていくことが重要であるんだろうというふうに思います。

それと、やはり差別化というか、先ほどカクテル的なリキュール云々の話もありましたが、もう一方では、やはり香りを出していくという、日本酒の中にはそういった話もありますよね。それも今やっておりますので、ぜひその辺のところをしっかり研究をしてそ

の香りをつけていくんだという部分の研究をして成果を出していただきたいなというふうに思いますが、頑張ってください。どうですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　今言ったようなものも、国のほうでも行っておりますけれども、うちでは、今年度泡盛振興協議会、またその下には推進部会を設置しています。その中に、当然泡盛業界の方も入っていただいています。それからそれと関係機関も入ってもらって、そういう協力体制を構築しておりまして、その中で新たな商品開発、それから今後どういった方向で進めていくかというようなことを話し合っていまして、それをまた具現化していくという方向でやっていますので、今後もますます泡盛の振興のために頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

それともう一つ、その泡盛業界が加盟をして、古酒の郷づくりをやっていて、今酒を寝かせている状況だと聞いております。それに対する若干大手酒造会社、二、三加盟していないやにも聞いて、その辺のちょっと課題があるのかなというふうにも思っております。その辺のところに、ぜひ県も積極的に関与していただいて、全酒造所が入って、古酒の郷をつくって沖縄の古酒を全世界に売り出していくんだというふうな決意を持ってやっていただきたいと思いますが、その古酒の郷づくりに対する県の考え方に対してコメントをお願いします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほどの泡盛組合とは別に、古酒の郷につきましては、協同組合琉球泡盛古酒の郷ということで別会社を立てまして、平成20年に泡瀬のほうに貯蔵タンクをつくりました。それで、その中には、原酒を貯蔵しているところでございますけれども、ただ事業的には先ほど言ったように、資本が集まらない的なところがございまして、現在資金不足ということでございまして、なかなか進行していないところがございます。そういう点も含めまして、先ほど言った推進協議会、また部会等でこういったことも話し合いながら、古酒のブランディング化ということもテーマに上げていますので、そこら辺のほうで話し合っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

それと、やはり差別化、あるいは古酒づくりという点では、やはり寝かさなきゃいけない。その倉庫というか、貯蔵所をつくらなきゃいけない。その小さな小規模酒造所にとっては、なかなか製造、設備費投資が難しいんだという話もあったり、その辺のところの県の応援的なメニューはないですか。どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　昨年度、制度改正の中で内閣府のほうでも調査された結果、今泡盛の45社の中で27社がなかなか経営が厳しいと。その中のまた15社が赤字経営であるということもございますので、まずそこら辺の経営改善に取り組まないと次の古酒の段階にも進めないということがございます。今議会ではございますけれども、経営改革促進事業ということで補正予算を計上させていただいています。その事業によりまして、ハンズオンと言いますか、経営の中のほうに入っていきまして、指導していきたいというふうにこれから経営基盤を固めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

今は、製造の部分で主にどういった技術向上だとか、そういったことを県がどうやっていけるかという部分の議論でございました。やはりそれをその販売の減少をしているわけですから、そこを上げるためには、今度は県として、どういう――我々、私個人も含めて、私も非常にアルコールが好きで泡盛も好きなんですが、どうやって消費していただくか。これは嗜好品なんで、いつも触れさせるということが重要なんだろうと。

それと、非常にいいアイデアだなとも思ったのが、今よくパーティーだとかあると、乾杯をビールで行っていると。沖縄の場合は、オリオンビールが、地元の産業があって、そこも非常に重要ではあるんですが、その中の何回かに一回ぐらいは泡盛で乾杯をするというふうな、それを奨励するとか、そういった売るための――例えば沖縄県として、沖縄県が主催するパーティーの中では、何回かに一遍は泡盛で乾杯しましょうとかということはやれないのかな。知事、その辺のところのちょっと販売促進という意味で、トップリーダーとして、トップセールスマンとしてどう考えているのか、これは次のシークヮーサーでもちょっと聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私も十数年前までは大変な酒

豪だったんですが、ちょっと体調を壊しまして、そんなには飲めなくなっているんですけれども、それでも泡盛は一升瓶を４日間ぐらいで晩酌で飲むようなものでありまして、最近は、そういうような形で若者も含めて、なかなかしっかりとしたものをつくらなければいかぬというようなものになってきているようであります。ただ、最近読んだ月刊誌では、薩摩の焼酎が、そこでは有名ではないらしいんですけれども、いろいろ値段も普通なら2000円ぐらいのものを１万円にして、その包装と言いますか、そういうのをしっかりやって、やっぱりいろんないい意味合いをつけてやると相当売れているというような話もあったりしますから、そういったことの工夫もやっぱりみんなで力を合わせてやらなきゃいかぬというのと、それから今乾杯という意味がありました。沖縄はビールも名産地でありますから、確かに悩むところでありますけれども、半分半分にして、量まで言ったらまたややこしくなりますが、できるだけ２つとも合わせてやれるようなものとか、今議員の御提案のものをもっと普遍化して大きくして、みんなで協力して頑張っていけたらありがたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

次に、シークヮーサーの消費拡大についてでございます。

いみじくも知事のほうから体調云々の話がございました。シークヮーサー、非常に体によくて、これからちょっと議論して、明らかにしていきたいなと思うんですが、シークヮーサー、本当に将来というか、可能性非常に秘めていて、沖縄県の大きな産業になるんじゃないかなというふうに思っております。特に、産地指定されている名護市勝山、あるいは大宜味村、あるいは本部町等々ではその消費拡大に向けて、さまざまな祭り、イベント等打ったり、あるいは講演会を開催してその消費拡大に努めているところでございます。

そこで、県としてそういった消費拡大について、何か取り組んでいることはありますか。ちょっと前後しているけれども、それからまず行きましょう。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

シークヮーサーは、本島北部地域で生産されるかんきつ類の中で生産量も多く、当該地域では重要な作物であると認識しております。そのため、県では、シークヮーサーの消費拡大を図るため、おきなわ型農産物ブランディング推進事業などを活用しまして、県内外の量販店・飲食店におけるシークヮーサー関連商品の販売促進、それと地域団体商標「沖縄シークヮーサー」の取得支援とか、ヒト試験レベルでのシークヮーサーの機能性立証及び機能性表示食品の取得支援などを実施し、シークヮーサーの認知度向上、消費拡大を推進しているところであります。

県としましては、シークヮーサー消費推進協議会などと連携いたしまして、引き続きシークヮーサーの消費拡大に取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今部長の話がありました、その機能性の調査というのが非常に重要だと思っていまして、今民間レベルでかなり進んでいて、いろいろわかってきております。そのシークヮーサーに含まれているノビレチンという物質が肝機能だとかいろんな部分でいいんだというふうに、既にマウスでの実験は終わって、これが人への実験に入っていると。そこに県もかかわっているんだろうと思いますが、その辺どの程度かかわって、どう取り組んでおりますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今議員がおっしゃったように、ノビレチンについては、がん抑制作用、肝炎抑制作用、血糖値上昇抑制作用、血圧上昇抑制作用などの効果が認められております。ただし、これについては、動物試験レベルの研究でありましたので、これについて県のほうとしては、平成27年地方創生加速化交付金――補正でしたけれども、平成28年度に実施しました沖縄農業成長産業化推進事業におきまして、予備的なヒト介入試験を今実施しているところであります。さらに、その辺の成果を踏まえまして、平成29年度に同じ交付金を活用しましたおきなわ型農産物ブランディング推進事業を立ち上げまして、今年度より本格的なヒト介入試験を実施しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

ぜひそれを成功させていただきたいなというふうに思います。そして、その効果というか効能というか、それがはっきりすると、今部長の話にもありました商品への掲示ができるというふうになっておりますので、ぜひともそこへの支援をよろしくお願いしたいなと思います。

それと、これもまた今技術的な云々でありました。それをじゃどう販売していくか、どうその商品として県民、あるいは国民、あるいは今海外からの観光客も多く来ておりますので、これだけ健康にいいですよと

いうことになると、全世界にそれは販売できるんじゃないかなというふうに思っております。そこをどう宣伝し、販売していくかということですが、それに対する取り組みを小さな段階からいくと、例えば部長、今県庁内でそのシークヮーサーの消費拡大云々、特に農水部は所管部でございます。そこで特に取り組んでいるようなことがありますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

小さな行動ですけれども、お客さんに対するお茶等のものについては、シークヮーサーを差し上げたり、商品をＰＲするということで部長室に置いたりということで、小さなことではありますけれども、関係機関のほうと協議会のほうと連携をとりながら、消費拡大について取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　小さいことではあるけれども、この小さな一歩が大きくなると思いますので、今農林水産部局でそれをやっています。例えば、総務部でそれをやれば、あるいは知事公室でやれば、これは全庁に広がります。その辺の広げ方というのは、どうすればいいんだろう。総務部長、今の話を聞いてどう思いますか。全部局にそれを広めていくということはないですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　県産品を愛用するというのは非常に重要なことだというふうに認識しておりますので、この辺は所管であります農林さんといろいろと意見交換しながら、どういう形がとれるか、今後調整をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今まで非常にいい話があったんだけれども、少し後退したなという感じがあります。ぜひ積極的に進めていただきたい。これもジュースを持ってきてついで出すというふうなことよりは、僕がやっているのは、アオギリミカンがありますね。夏に収穫したアオギリを冷凍庫に入れておくんです。そうするとシャーベット状になって半分に切るとぽろっと非常に簡単に落ちて、それを水に溶かして氷を入れると非常においしいシークヮーサージュースにもなりますので、総務部長が決断してみんなに協力願いをして、出先・かいまでやると相当の宣伝効果になるんだろうと思いますが、もう一度決意をお願いします。いや、真剣だよ。笑わないで。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　繰り返しになって申しわけないんですが、所管である農林水産部と連携して、県産品の消費に我々も小さいことではありますけれども、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

それと知事にもできればもう一度ちょっと答弁をお願いしたいんですが、トップセールスという意味で、あるいは沖縄県のイベント等々において、ぜひシークヮーサーを前面に打ち出したパーティーにしていただけないかなと。さまざまあることは承知をしています。まずはとりあえずシークヮーサーから前面に出すというふうなことも必要じゃないかなと思います。一言お願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えいたします。

シークヮーサーのすばらしさは、もう県内だけじゃなくて全国、あるいはもう世界でも通用するようなところに来ていると思いますから、ただ、今議員から御提案のあった、あるいはまたうちの担当部長からも話がありましたそういった工夫、また県庁というのは、その意味からいうと、昼食時間とか何やかんやみんなで工夫しながら積み重ねていけるようなところもありますので、今の御提案、何とか話をして、全面的にというわけにはいかぬかもしれませんが、じわりじわり広がっていくようなものを、またほかのいろんな民間企業などが取り入れてくれてもありがたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

次に移ります。

ＭＩＣＥ事業は午前中、かなり突っ込んでやっておりましたので、削除したいと思います。

次に、県の池宮城政策参与の発言についてでございます。

我が党会派の花城大輔の代表質問の答弁で、総務部長、個人的な見解を述べたにすぎないみたいな答弁をいたしておりました。その答弁でいいんですか。ちょっともう一度、その答弁をちょっともう一度お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時21分休憩

午後２時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

昨日答弁した内容でございますが、池宮城政策参与の発言、新聞報道により我々も承知をしておりますけれども、報道にある発言はあくまでも個人的な見解を述べたものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　部長、その発言で僕は非常に疑問を感じる。池宮城政策参与の、しからばその仕事内容というのは、何をやっているんですか。政策参与としての仕事。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

池宮城政策参与の業務ですけれども、観光入域客数の増、情報通信産業の立地増、国際物流拠点の形成など好調に推移する沖縄経済のさらなる発展を促し、より一層の沖縄振興を図るため、民間部門の活力を引き出す効果的な行財政運営、地域経済の活性化に係る政策の調査研究に関する専門家を政策参与として位置づけたところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　総務部長、まさに彼が発言しているようなことが、彼の仕事内容です。そういったことを沖縄県、提言するのが彼の仕事であるんじゃないですか。どうなんですか、そこは。（発言する者あり）　個人的な見解では済まされないですよ、これは。政策参与の立場になければいいんだけど。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

新聞報道にありました高率補助制度に関する池宮城政策参与の御提言、これは大学教授という一研究者の立場と断った上でのものであったというふうに理解しておりまして、この提言の趣旨につきまして、御本人にお尋ねをしておりますけれども、制度がなくなったときのことを想定して、類似県と同じ仕組みでやっていけるのであればという前提においてのものであって、これまでの沖縄振興策そのものを高く評価するということで、御本人からそういう確認をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　沖縄県がやれるということであれば、誰だってそれがベストですよ。実情をわかった上でそれをあえて新聞にマスコミに発表しているんですよ。政策参与という立場の中で。ましてや自分の専門分野の中でです。それを提言する仕事ですよ、彼は。そこを黙って、電話で確認したらこう言っていましたということの答弁でいいんですかということですよ。明らかに県の今の考え方とは違うんでしょう。それをなぜすり合わせをして、お互いに共通の認識を持とうとしないんですか。私が言っているのはそこなんです。ですから、彼はこういう思いで言いましたとか、そういう言いわけはいいんですよ。そこをどう思いますか。だから、前から言っているじゃないですか。しっかりすり合わせをしてやってくれと。意見が明らかに違うわけでしょう。担当副知事、どう思いますか、今の話は。これでいいんですか。あくまでも個人的な見解で、沖縄県ができるんであれば高率補助もなく、自立していきますよと。東京都が一番ベストですよ、交付税なしで。本当にそれでいいんですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　先ほど答弁したとおりでございまして、沖縄振興予算等々に関しては、高く評価するということを確認しております。ただ学者・研究者というのは、自由な視点から、学問の自由がありますので、彼は全国学会でも会長を務めるほどの財政学においては権威の方であります。ですから、彼の見識というのは非常にたくさんありまして、それ全部こちらと同じにするということはできないわけで、こちらからこの件に関してはどういう見識をお持ちですかと尋ねるのが、参与、アドバイスを求めるのが参与と思っていますので、彼の学問・研究の自由な発言まで県が制約することはできないと考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ちょっともう時間がないのであれなんですが、ここまで出てきた。私は彼の研究成果を変えろと言っているんじゃない、彼の考え方を変えろと言っているんじゃないんです。沖縄県の実情を彼に知っていただいて、先生に。知っていただいて、現状そうですよと、そういう発言はないだろうというふうなすり合わせをしなきゃいけないでしょう。そのことなんですよ、どう思いますか。そういう経緯だから……

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　先ほど来申し上げておりますように、研究者・学者としての視点からという断り書きが新聞報道にも載っているかと思います。そこは研究者・学者の範囲ですので、学問の自由、研究の自由がありますので、県の考えと違うところもあるかもしれませんけれども、彼の見識の高いところから県はいろいろアドバイスをいただいているところでござい

ます。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　もう時間もないんで、この議論はできないんですが、おっしゃっていることはわかります。しかし、これは第三者が見たり、国が見たりして非常に誤解を招く。政策参与ですよ。ましてやこの仕事をしている。そういう方があくまでも大学研究と言ってはいるんだけれども、かなり誤解を招くようなこと。ぜひその辺は注意していただきたいなと思います。
　ちょっと時間ないな。どうしようかな。
　次、基地問題の追加訴訟の件について、一般論として差しとめ請求ができる場合、確認請求はできないとされていると私は思っています。今回の確認請求の追加は、県が既に提起した差しとめ訴訟では県敗訴が確実であるというふうに判断したからではないですか。伺います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　さきに提起いたしました差しとめ訴訟は、知事の許可なく岩礁破砕等行為を行ってはならないという公法上の義務の履行を求める訴訟でございます。一方、差しとめ訴訟の提起後、公法上の義務の確認請求を認容した新たな判決の内容が明らかとなりました。当該判決が県側に資するものと確認されれば、それを訴訟等に活用すること、これは訴訟を遂行する上では、むしろ当然であろうかと思っております。今回、そういったことで、確認請求を追加することとなったわけでございまして、負けを意識してということではございません。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　私は、今の説明があったとしても、確認請求は、差しとめ訴訟があるわけですから、それで敗訴はもう確定的に、皆さん感じて、そこでまたもう一つ闘おうなんていうふうな思いをして、２本立てで行こうとしているんじゃないのかなというふうに思っております。
　ちょっと飛ばしながら行きますので、済みません、ちょっと休憩してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時30分休憩
　　午後２時31分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　具志堅　透君。
○具志堅　透君　かなり割愛いたします、時間がないので。
　そして、差しとめ請求における国からの判断は既に８月上旬に行われております。県はいつ反証するのか。なぜ反証まで、ここまで時間がかかっているのか、その辺ちょっと伺いたいなと思います。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　８月７日に行われた進行協議で、争点整理と言いましょうか、なされております。法律上の争訟性の問題ですとか漁業権の変更と放棄、差しとめ請求の有無というものが争点となっています。県の意見書というものは、もう既に提出しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　県が岩礁破砕の差しとめを求めて訴訟提起、仮処分を申し立てている以上、訴訟の早期決着、早期進行を率先して僕は行うべきだろうと思っておりますので、どうぞしっかりそのような対応をしていただきたい。そして、県民の血税を使って新たな請求を追加するからには、確認請求では必ず勝てると、僕は知事に明言していただきたいなというふうに思っているんです。そうでなければ、到底今回の追加議案に対して賛成できないなというふうに思っております。
　差しとめ訴訟の提起について、行政が訴訟を起こすにふさわしい十分な検討を皆さんはしたと県民に対して胸を張って言っているんですが、本当に言えるんですか。どうですか、知事、今のこと。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　今回の確認請求の追加につきましては、６月議会提案後に新たな裁判例が出たということがまずございました。それを受けまして、我々弁護団、そして在京の訴訟支援研究員の先生方いらっしゃいます。そういった方々にも意見を求めまして、十分に検討した結果、これは確認請求を追加することによって、漁業権の問題等を本質的な分についてまで議論を深めることができるということでございましたので、今回追加をさせていただいたということでございます。なお、今回の追加につきまして、また新たな費用等はかからないということでございます。
○具志堅　透君　どうもありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時33分休憩
　　午後２時34分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　中川京貴君。
　　〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問する前に、所見を述べて質問に入りたいと思っております。

我々沖縄・自民党会派は、米軍基地問題について、基地から発生する事件・事故、整理縮小等さまざまな課題について、地元住民・県民の立場に立って改善、改良、解決に向けて、平成29年９月10日から９月16日までニューヨーク及びワシントンＤＣを訪問した。我が自民党会派は、日米安全保障条約の重要性や我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、沖縄が感情論のみで基地問題の解決を主張するだけでは説得力がなく、沖縄県も日米関係や国際情勢について十分に勉強し米側との信頼関係を構築した上で、率直な意見の交換を行い基地問題の現実的な対応、改善、改良のために要請を継続的に行うべきだと思います。

それでは質問いたします。

１、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練は地元の反対を押し切り、ことし３回も実施している。また旧海軍駐機場の使用はいずれもＳＡＣＯの合意違反であり許されるものではありません。県の対応をお伺いいたします。

(2)、嘉手納基地の米軍機騒音激化について、騒音防止協定の遵守と飛来訓練をしないことなど日米両政府に求めているが一向に改善されない。県はこれまでどのような取り組みをしたか。

(3)、嘉手納基地周辺での大気汚染物質及び悪臭物質調査について、県の取り組みを伺いたい。

(4)、基地から発生する航空機騒音による健康への被害、健康への影響に関する調査について

(5)、我が沖縄・自民党会派は、米軍に係る事件・事故、基地の使用について、新たな協議機関のあり方として、三者協議会をアメリカ・ワシントン国防総省ネラー海兵隊総司令官、ボスティ日本部長代行、国務省チャン日本部長に要請をしてきたが、県はこれまでどのような取り組みをしてきたか。

(6)、沖縄防衛局は、米軍嘉手納基地周辺の航空機騒音の大きさを示す、騒音コンターの見直し作業を進めていた。しかし、我が沖縄・自民党会派の政府に対する要請でまだ発表はされていない。もし発表された場合、基地周辺にどのような影響が出るか。

２、子ども・子育て支援について。

(1)、来年度から実施予定の現物給付制度は、県内41市町村のうち36自治体が病院窓口で支払いをしないで済む現物給付の導入を進めているが、市町村は所得にかかわりなく現物給付を実施すべきだと。しかし県の対応は所得に関係することから、福祉行政に逆行すると言われている。今後の取り組みについて伺いたい。

(2)、児童虐待防止に向け迅速な対応が期待されているが、本県における児童相談所の体制や権限はどのように強化され、または児童への虐待防止に向け効果的な対策、実効性が確保できるか伺いたい。

(3)、子供の貧困対策について、平成28年度から給付型奨学金、返還義務のない奨学金の制度がスタートしたが、県外指定大学への入学及び修学を支援するための入学支度金30万円以内を50万円までの引き上げ、また定員を25人程度から100人程度に増員するよう平成28年12月一般質問で提案したが、平成30年度の給付型奨学金制度について伺いたい。

３、土木行政について。

(1)、平成29年６月19日、西原町２級河川小波津川の氾濫による被害と県の対応について伺いたい。

(2)、西原町２級河川小波津川の改修工事に伴う進捗状況と課題、予算、完成時期について伺いたい。

(3)、北中城村島袋地域の雨による冠水被害解決に向けて、県、北中城村、防衛局は話し合いをしているのか。

(4)、北谷町白比川河川拡張工事の進捗状況と課題、予算、今後の取り組みについて伺いたい。

４、道路行政について。

(1)、人身事故の45％は交差点で起きているが、その安全対策について（交差点・横断歩道・信号機（補助灯器）設置により解決できないか)。

(2)、沖縄県における昨年の死亡事故、人身事故等の件数について（中頭郡区においてはどうか)。

(3)、国道58号大湾交差点久得牧原線交通渋滞対策について。

(4)、国道58号嘉手納ロータリーから県道74号線（沖縄市池武当向け）に右折するＴ型道路、県道16号線・古堅給油所前交差点に交通渋滞または安全対策のため補助灯器（矢印信号機）の設置について伺いたい。

５、犬・猫殺処分について。

(1)、平成29年６月の私の一般質問において、犬・猫殺処分ゼロを目指し市町村と連携をとって県営によるシェルターを設置し、民間への指定管理を行いボランティア団体とともに譲渡会や里親を探し、生涯をすばらしい環境の中で暮らせる施設を提案しましたが、その後の市町村との話し合いは進んでいるか。

(2)、動物愛護・ボランティア団体は何団体組織さ

れ、犬・猫殺処分ゼロに向けての課題と要望など話し合いを持ったことがありますか。

(3)、動物愛護センターで収容された時点でワクチンを接種、ノミ・ダニの処置をすることによってセンター内での感染を防ぐことができ、ボランティア団体による譲渡がしやすくなるためのワクチン接種はできないか（犬：パルボ（下痢、嘔吐、発熱）、２種混合(パルボ、ジステンパー)、猫：猫風邪など)。

(4)、他県で愛護センターに保護された犬・猫にワクチンを接種しているところはあるか。

(5)、各小中学校で動物愛護への知識を高め、講演会や触れ合い教室を開き、動物愛護の普及・啓発に向け犬・猫殺処分ゼロに取り組むことを提案しましたが、教育長の見解と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　中川京貴議員の御質問にお答えをいたします。

子ども・子育て支援についてに関する御質問の中の２の(2)、児童相談所における児童虐待防止に向けた効果的な対策についてお答えをいたします。

沖縄県においては、今年度より児童相談所の嘱託弁護士の配置日数を倍増し、法的対応が求められる児童虐待ケースに迅速・的確に対応する体制を強化したところであります。また、児童相談所から市町村への事案送致が新設されたことから、児童相談所と市町村がそれぞれの役割や機能に応じた効果的な対策を講じることが可能となり、児童の安全確保につながるものと考えております。

沖縄県としましては、引き続き児童虐待防止対策のさらなる充実に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(1)、嘉手納基地でのパラシュート降下訓練及び旧海軍駐機場の使用についてお答えいたします。

県は、去る７月７日に三連協と連携し外務大臣及び防衛大臣に対し要請を行うなど、これまで日米両政府に対し嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう、また旧海軍駐機場における航空機の使用を禁止するよう強く要請してきました。

県としては、パラシュート降下訓練の実施や旧海軍駐機場の運用は沖縄県民の基地負担の軽減を図るというＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って行われるべきであると考えており、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、１の(2)、米軍基地騒音に対する県の取り組みについてお答えいたします。

県では周辺市町村と連携し、嘉手納飛行場周辺の21地点において年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。平成28年度航空機騒音測定結果によると、21局中６局で環境基準を超過しており、同飛行場から発生する航空機騒音は、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を与えております。県は、これまであらゆる機会を通じ嘉手納飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講じることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化拡充等、航空機騒音の軽減について要請してきており、引き続き関係市町村や軍転協、渉外知事会等とも連携しながら騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、１の(5)、新たな協議機関について。

県は、事件・事故が発生するたびに米軍を初め、関係機関に対し、強く抗議し原因の究明や再発防止について万全を期すよう強く求めてきたところでありますが、政府や米軍から十分な説明がなく県民の不安や政府、米軍に対する不信感も高まっています。

県としては、このような事件・事故が発生した際、政府がその状況や原因についての調査結果を県に説明し、県からの意見を踏まえその意見を十分に反映させるなど、県民の不安を払拭し安全・安心を確保する新たな仕組みが必要と考え、ことし２月に政府に対し政府、米軍及び沖縄県を構成員とする（仮称）米軍関係事件・事故対策協議会を政府レベル、現地レベルで設置するよう要請したところであります。

次に、１の(6)、騒音コンターについてお答えいたします。

沖縄防衛局によると嘉手納飛行場の第１種区域については、最終指定告示以降30年を超え最も経過年数の長い飛行場の一つであることなどから、騒音コンター作成業務を実施していたところ、年度ごとに運用状況が大きく変化する嘉手納飛行場の特殊性を踏まえた適切なコンターを確定させるため、これまでの調査を踏まえて引き続き念入りに確認作業などを行うとのことであります。県は、昨年９月防衛大臣に対し、現在進められている見直しにより、当該区域が縮小する

ことがないよう配慮していただきたい旨要請したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１の米軍基地問題についての御質問の中の(3)、嘉手納基地周辺における悪臭実態調査についてお答えします。

県では、ニライ消防本部と連携しながら平成27年度から嘉手納飛行場周辺悪臭実態調査を実施しております。昨年７月に採取した試料から有害大気汚染物質であるベンゼンと1,3－ブタジエンが環境基準値等を超過して検出されたほかトルエンも検出されております。これらの分析結果と試料採取時の風向きや米軍航空機の駐機状況から、米軍航空機からの排ガスによる影響である可能性が高いと考えられます。

県としましては、今年度も引き続き調査を行いその結果を踏まえ日米両政府へ対応を求めてまいります。

次に、１の(4)、健康への影響に関する調査についてお答えします。

県では、平成７年度から４年間にわたり航空機騒音による健康影響調査を実施しております。当該調査は、県内外の専門家で構成する調査委員会において飛行場周辺の騒音が住民の健康や生活環境に及ぼす影響を評価しており、現在においても有効なデータであると考えております。その調査結果から、高い騒音レベルにより深刻な睡眠障害を招くことが示唆され、欧州ＷＨＯ夜間騒音ガイドラインにおいても、夜間騒音により健康影響が生じると報告されています。

県としましては、睡眠妨害の指標として夜間等価騒音レベルなどのデータを継続して集積するとともに、国に対して航空機騒音による睡眠妨害の評価に適した指標の検討や当該指標による適切な環境基準の導入について引き続き要望してまいります。

次に、５の犬・猫殺処分についての御質問の中の(1)、県営による保護シェルターの設置についてお答えします。

沖縄県動物愛護管理センターでは犬・猫殺処分ゼロを目指すため、３日間の法定収容期間を最低でも土日を除く７日以上に延長し譲渡機会の拡大に努めているところです。

県としましては、譲渡機会のさらなる拡大を図るとともに災害時における収容施設を確保するため、県有施設の有効利用を検討しているところであり、利用方法等については市町村やボランティア団体などの意見も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、５の(2)、ボランティア団体の数と意見交換についてお答えいたします。

県では、沖縄県犬又は猫の譲渡実施要綱を策定し、動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所においてボランティアと連携、協力した犬・猫の譲渡を推進しており、現在登録された団体または個人は県全体で42となっております。ボランティアとの意見交換については随時行っているところですが、動物愛護管理センターにおいては、年１回以上活動中の本島内全ての登録ボランティアを招集し意見交換会を開催しております。

次に、５の(3)、収容時におけるワクチン接種と他県の事例についてお答えします。５の(3)と５の(4)は関連しますので、恐縮でございますが一括してお答えします。

動物愛護管理センターでは、所内でのパルボウイルス等の感染拡大を防止するためマニュアルの作成、消毒の徹底などの対策を講じております。また、譲渡候補となる犬・猫に対しては原則として収容期間終了後にワクチン接種を行っており、平成28年度は犬120頭に対し６種混合ワクチンを、猫100頭に対し３種混合ワクチンをそれぞれ接種し、収容された犬・猫の譲渡を推進しているところです。なお、収容時にワクチンを接種している他県の事例としては、茨城県及び千葉県があると聞いております。

県としましては、収容時におけるワクチン接種についてはその効果や他県の事例等も踏まえ検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、こども医療費助成事業の見直しについての御質問にお答えいたします。

同事業の見直しにつきましては、市町村の意見も考慮し所得区分の導入を見送り現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入する方向で検討を行っているところであり、あわせて通院の一部自己負担金の廃止についても検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の子ども・子育て支援についての御質問の中で(3)、給付型奨学金の拡充についてお答えいたします。

今年度から、国において県内大学等への進学者も対象とする給付型奨学金を開始しており、本県の県立高等学校には合計754人の推薦枠が示されております。また、児童養護施設退所者など社会的養護を必要とする者は、この推薦枠とは関係なく推薦することが認められており、さらに入学一時金として24万円が受けられる制度となっております。平成30年度の県の給付型奨学金は、現行支援内容での実施を予定しておりますが、今後の拡充については、この国の制度による支援状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、５の犬・猫殺処分についての御質問の中で、小中学校の動物愛護についての御質問にお答えします。

学校教育において動物愛護の普及・啓発の視点を取り入れることは生命尊重の心を育てる観点からも大切なことであると考えております。県内の小中学校においては、校内で動物等を飼育することにより動物と触れ合ったり、総合的な学習の時間及び生活科の時間等を通して自然保護や動物愛護について学習するなどの活動を行っております。

県教育委員会では、今後も学校教育活動全体を通して命の大切さや思いやりの心を育む教育を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　３、土木行政についての御質問の中の(1)、小波津川の氾濫被害と県の対応についての御質問にお答えいたします。

去る６月19日に小波津川流域において時間最大雨量73ミリメートルの降雨があり、上流域で家屋の浸水及び西原町道の冠水被害が発生しました。現在、国道329号小波津川橋下流付近の河川改修工事を進めており、平成29年度内の完了を予定しております。当該工事の完了によって、氾濫発生は大幅に低減されるものと考えております。

同じく３の(2)、小波津川改修事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

小波津川改修工事は、整備延長約3.8キロメートル、総事業費約85億円の河川改修事業であります。平成29年度は事業費約２億円で河口から国道329号小波津川橋までの900メートルの整備に取り組んでおります。また、小波津川橋から西原町役場付近までの区間の河川整備は平成35年度完了を目途に進める予定であります。

同じく３の(3)、浸水被害の解決に向けた関係機関の話し合いについての御質問にお答えいたします。

県は、内水被害である島袋地域での浸水対策について、北中城村及び沖縄市と現状、問題点、対応策等の情報を共有する場を設定し、効率的に事業が進むよう支援してきたところであります。また、沖縄市山里地域からのバイパス設置については、北中城村が沖縄防衛局などと協議を進めているとのことであります。

県は、引き続き予算面や関係機関調整などで支援、協力してまいります。

同じく３の(4)、白比川改修事業の進捗状況等についての御質問にお答えいたします。

白比川の国道58号から大村橋までの１キロメートルの区間は、平成13年度から河川整備を進めております。そのうち、国道58号から上流約100メートルの区間は共同使用の許可を得て工事を実施し平成28年度に完了しました。一方、当該区間のさらに上流500メートルの区間については、統合計画において平成31年度以降の返還とされており、工事に着手できない状況にあります。平成29年度は事業費約7000万円で、米軍施設用地のさらに上流部の護岸工事を進めております。県は、ことし５月に米軍、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所及び在沖米国総領事館に早期の返還と協議進展を要請したところであり、引き続き早期整備に向け関係機関と調整・協議を進めていきたいと考えております。

次に、４、道路行政についての御質問の中の(3)、国道58号大湾交差点の交通渋滞対策についての御質問にお答えいたします。

国道58号大湾交差点は、沖縄地方渋滞対策推進協議会において抽出した主要渋滞箇所となっており、引き続き国及び読谷村と連携して交差点の改築を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　４の道路行政に関する御質問の中で、県内における交通事故件数と交差点における安全対策についてお答えをいたします。４の(1)、(2)、(4)は関連しますので、少々長くなりますが一括してお答えをいたします。

昨年中、県内における人身事故は5491件発生しており、そのうち死亡事故は38件で39人の方が亡くなられております。また交差点及び交差点付近における人身事故は2418件発生しており、全人身事故に占める構成率は約44％となっております。

次に、中頭郡における人身事故につきましては昨年中623件発生しており、そのうち死亡事故は３件で３人の方が亡くなられております。また中頭郡内の交差点及び交差点付近における人身事故は267件発生しており、そのうち最も多かった交差点は北谷交差点の６件となっております。なお、嘉手納ロータリープラザ先交差点において発生した過去５年間における死亡事故につきましては、本年６月に発生した二輪車単独による事故がございます。また、読谷村喜名在の国道58号におきましては本年２月に発生した軽乗用車と二輪車２台の多重衝突による事故、平成26年12月に発生した軽貨物車と二輪車による事故がございます。

県警察といたしましては、交差点事故における安全対策について、交通事故の発生状況や交通量等に合わせて信号機等の交通安全施設の整備のほか、交通ルールの遵守やマナー向上を図るための交通指導取り締まり、交通安全教育等を複合的に実施することにより交通事故防止を図っているところであります。

次に、嘉手納ロータリープラザ先交差点における国道58号から県道74号線への右折につきましては、北向けの車両の待ち時間への影響を考慮し時差式信号機での運用を現在行っております。同所での信号機の運用につきましては、現在矢印灯器を付加した信号機運用を含め、交通の安全と円滑を図るため交通実態に即した適切な手法を検討しているところであります。

次に、古堅給油所前の交差点におきましては、大湾から同交差点に至る県道及び渡具知から同交差点に至る読谷村道が双方ともに右折専用車線のない構造となっております。そのような箇所での矢印灯器を付加した信号機運用は、県警察としましては好ましくないと判断しておりますが、現在道路管理者と右折専用車線の設置計画に係る調整を図っており、今後双方の道路に右折専用車線が設置された場合には交通量や右折需要の実態等を勘案し、矢印灯器の必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　再質問を行います。

実は知事、私は基地問題も一般質問しておりましたが、知事は基地問題は答えておりません。そこで再質問で知事にお伺いしたいと思っております。

実は、翁長知事は就任後３度にわたる訪米をしていますが、反対を主張しただけで実質的な効果は上げておりません。反基地、反米、基地反対運動のイデオロギーを前面に出した訪米では効果がないと思います。

我々自民党会派は、米国のトランプ新政権が発足し、体制の刷新が進められているこの時期に、これ以上沖縄に対する誤解が広がることは県民の利益を損なう、早急に訪米し基地の整理縮小、米軍による事件・事故の解決に向け訴えるべきだと、米国政府は国防総省ネラー海兵隊総司令官、またボスティ日本部長代行、国務省においてはチャン日本部長、ボルダリオ下院代議員、そしてシンクタンクはＣＳＩＳチェイニー日本部長、カーネギー国際平和財団・ショフト上級研究員、モーリーン＆マイク・マンスフィールド財団・ジャヌージ理事長らと日米同盟の役割の重要性など基地問題についても意見交換を行いました。またジョージ・ワシントン大学、モチヅキ教授とも意見交換を行いました。私は、基地問題解決には対立ではなくて対話で粘り強い交渉力だと思っております。米側との信頼関係を構築した上で率直な意見交換を行い、基地問題の現実的な対応をすべきだと。対立では問題解決にはならないと思いますが、知事の率直な意見を聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　中川京貴議員の御質問にお答えをいたします。

今回沖縄・自民党会派がワシントンＤＣに行かれて、今御説明のありました要衝を訪ねて要請し、あるいはまた議論をしてきたというふうにお聞きいたしました。新聞等あるいはまたワシントンＤＣの沖縄県事務所からも御一緒させていただいた分は報告がありましたので、一定程度そのことも承知をしております。

今私どもが行って、意見の対立がある場合には向こうは聞きませんよというような話が少しありましたけれども、私も対立という気持ちでは全くないですよね。31名の連邦上下両院議員なども、それから向こうの調査局の人たちとも私の立場、日米安保体制は理解をしていると。しかし日本国内でたった0.6％のところに70年間も70％以上の基地を置いておいて、これから以降もあの美しい海を埋め立ててまたやるというのは、日米安保体制は砂上の楼閣ではないかと。万が一何かがあったときには大変厳しくなりやせんかというような話もさせてもらっています。ですから、日本政府とも同じことなんですが、なぜ沖縄県が何か意見を言うと対立というふうに言うのか。いわゆる政府と同じ考え方を持たないと対話にはならないのかどうか。ですから私たちはこう考えていますよと、ですからこうしてくれませんかという話をしたときに、何だ対立かと、何を俺たちの言うことを聞かなければ対応なんかできるかと言われたときに、私たちは権力の大きさが違いますのでお話をしてくれませんかというお

話は何回もするんです。あるいはそういった機会も何回ももらったんですが私はしゃべりましたよ、一生懸命しゃべりました。防衛大臣にも外務大臣にも総理にも官房長官にも、返事がないんですよ。そのないものに信頼の回復をしろなどということをどのようにしてやっていただけるのか。これは国政与党の県選出の国会議員にもいろいろお願いもしたりするんですけれどもなかなかそういった対話はできません。そうすると対話ができない中で私たちは対話もできないのにあんなところに要請しに行ってどうするんだというような話をされても、これは私からすると大変沖縄の置かれている環境というもの、ましてや民意は知事選挙も衆議院選挙も参議院選挙も県議選挙もみんな私と同じ考えを持っている県民に支えていただいているわけですから、その声を届けないで私はどうやってその信頼をかち得るかというような気持ちがございます。ですからそれと絡んでいろいろ沖縄振興策とかもいろいろありますから、大変私からするとその隣の部屋では基地問題で抗議をし、廊下を挟むと振興策の話になるわけですから大変――もともとそういうことになるというのは承知しながら今の立場にいるわけですけれども、それでも今の状況の中ではなかなか特に日本政府のほうは厳しい。ただ米国のほうは向こうの主要新聞であります、先ほど何時間か前にも説明しましたがニューヨーク・タイムズとかワシントン・ポスト、それからこの１カ月以内では、向こうで言うＮＨＫみたいなものでありますがＰＰＳというところで10分間放映もしていただいたと、ラジオも放送をしていただいたというようなこと等の効果が出てきているとは思っております。ですからその対立というもので私がやっている、対立でない方法というのは何があるのか。基地問題で全部全面的に一緒になりなさいと、そして振興策とかいろんなものを話するんだよということをおっしゃっているのか、それ以外の何をおっしゃっているのかがよくわからないものですから、私からすると沖縄の立場を説明しているわけですけれども、沖縄が沖縄の置かれている環境を訴えてそれが対立と言われたら、ああ誰がこの立場に立っても、海軍駐機場でさえパラシュートでさえ文句言わなきゃいけないでしょう。文句言ったときにそれを対立といったらもうこれは言えない。しようがないですねと、わかりましたと。沖縄はそういうふうに理解をしておりますよというような話で物事が進むんであれば、それならちょっともしかして振興策のほうもスムーズに話が行くということであれば、これは地方自治という意味からしても民主主義という意味からしても、私はどうにも合点がいかないですね。ですから私から向こうにけんかを仕掛けるほど大きな力を持っているわけではありませんから、ひたすらお願いをし、その中で対応を待ちつつ議論もさせていただいておりますが、議論はある意味で平行線でありますけれども、これは私だけではなくてやはり政府のほうにも責任がある。あるいは米国のほうも中東からどこかいろんなことをやっているわけですが、沖縄問題にどれだけ割けるかというのは行ってみてよくわかりますけれども、いずれにしろそういったようなこと等を踏まえる中で物事を解決しようとしているわけですから、ぜひとも今回沖縄・自民党会派が行かれて、また私たちとは違う形で沖縄県民の気持ちも伝えているわけですので、そういったこと等を踏まえながらぜひとも沖縄に目を向けていただいて本当の――私からすると同じように日本の安全保障というのは一体どうあるべきかというようなことを私自身も話をしているわけですから、ぜひその辺は幹事長として御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、実は私もよくわからないのは、今答弁で知事が話しておりました、私も日米安保体制は理解していると。またそれはよくやっていると。ただそう言いながらも反基地、反米抗議集会に知事が行ってそこでマイクを持つということが間違ったメッセージを与えているということであります。そういった意味では知事が本当に安全保障条約をしっかり理解し、それをまた推進するんだと。そして北東アジアの北朝鮮の問題、また尖閣の問題そこをきちっとして県民の生命財産を守るんだという姿勢があれば、私は米軍も関係者も知事が言うことも理解できると思っていますけれども、知事はもともとは自民党の幹事長でありました。そのときは我々と同じ考えだったはずであります。そういった意味では反対、反対では沖縄の基地問題は解決しない。現実的に実効性がある現実的な対応は自民党だからできるんだということは誰よりも知事が知っているはずであります。そういった意味では今の知事のスタンスは私はよくわからないと思っております。

そして知事は、ほとんどの県民が私を支持して当選したと、また国会議員の話をしておりましたが、11の市のうち９つの市は知事に対しては反対であります。その証拠に、これまでの選挙戦は私ども自民党、公明党が推薦した方々が当選してきております。そういった意味では私も今の知事の考えがよくわからないと。そういった意味では宜野湾市の佐喜眞市長が当選

して以来、海兵隊のトップと交渉しながら普天間の飛行場については卒業式とか、試験のある日は基地で訓練をしないでくれという話し合いをしているそうです。しかし嘉手納基地においては一切聞く耳を持たず訓練しているというのが現状であります。三連協も抗議をする形で司令官交代式には出ておりません。桑江市長は出ましたけれども、嘉手納の當山町長は出ておりません。私ども自民党会派はそのことも含めて米軍に国防総省、国防省においてもこの話をしました、沖縄の状況を。ですから私は知事はもっとスタンスをしっかりとして日米交渉、基地問題を解決すべきだと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほどの質問のワシントンＤＣに行った中での日米安保体制含め沖縄の基地問題ということで話をさせていただきました。

今北朝鮮に対してどう思っているのか、あるいは尖閣と中国との関係はどうなのかとか、あるいはまた台湾との関係はどうなるのかとかいろいろ日本の安全保障にかかわる問題はあろうかと思います。これをここで話をするとこの持ち時間は全部私が使ってしまいますので、そこまでは行きません。ただ私自身も生まれてこの方ずっと保守で生きてきました。そして沖縄の保守ということで議会で最初に私は申し上げたんですが、これだけひどい状況にある沖縄の基地問題で日本全体の安全保障のほうに重きを置きますと、私は沖縄県の気持ちは一体誰がどのようにして酌んでいただけるのかなというふうに思います。だから中央に行っても大変厳しい。そして沖縄の県民はみんな72年前の戦争体験を語り継ぎながら素朴な気持ちで平和を願う。そして沖縄の長い歴史の中で初めて今のこの時期においてみずからの力で日本のフロントランナーとしてアジアのネット、日本の力を一緒につなげるための力になれるというような時期に来まして、その中でなおかつまちづくり等もなかなかうまくできない状況は、やはり今幹事長がおっしゃるような日本全体のほうに重きを置いて沖縄もいろいろあるけれども、それは仲よくやっていこうよと。あと三、四十年、五十年、しようがないじゃないかというような発想にしか聞こえてこないものですから、私からすると北朝鮮はぽんぽんミサイルを撃ち続けていますので、一体どこが危ないのかというと私の認識から言うとやっぱり沖縄、岩国、横田、グアム、そういったところになっていくだろうというのをわかっていると、子や孫にそういったような危険性を何にも言わないで仲よくせんといかぬからねと言って、言わないということはできません。ですから、今私はその立場で主張しておりますので、また皆様方、今の国政与党としてのしっかりとした一歩一歩前に進めていくものはあろうと思いますが、沖縄県の逼迫した状況はまたこれは政治的な感覚の違いですので、私からするとこれは今のままで許してしまうとあと50年ぐらい動かないなというのが私の抽象的な意味での思いでありますので、こういう話をさせていただいているわけであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、当然であります。今沖縄が特に、知事も御承知のとおり私は嘉手納基地のそばで生まれ育ちましたし、誰よりも基地被害を受けている自民党の一人だと思っております。今もし有事が起きれば沖縄の観光どころか経済も全て飛ぶと思っております。今の調子、勢いのある沖縄の観光、また経済がただ１発のミサイルで、知事の基地があるところが危険だということであるならば、沖縄は全てその観光また産業も吹っ飛ぶだろうと思っています。だからこそ我々はある程度団結をしながら基地問題に取り組まなければ間違ったメッセージを送るのではないかと思って心配しているんです。基地問題はこれで終わりますけれども、ぜひ基地が沖縄に当時は75％、今は73％、そして北部の訓練場も返還されましたし、また普天間の西地区も返還式典には知事も出席されて四軍調整官初め空軍、海軍の関係者集まっての式典もやりました。そういった意味では現実的にきちっとした形で対応しなければ基地問題は理想論だけでは解決できないと思っています。反基地、反米では絶対に基地問題は解決できません。歩み寄ってお互いの気持ちも理解しながら、段階的に整理縮小すべきだと思っていますが、知事いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　時間もないようだと思いますが、反基地、反米でくくりつけたらいかんですよ。これは反基地と言っているわけではないですよ。私の立場は、普天間飛行場は県外、国外。大浦湾を埋め立てないでくれと。ＭＶ22オスプレイはちょっと危険だよという話をしているので、ほかの基地の話は私はしていないんですよ。ですから全ての基地を全部出ていけというものではないんです。今私たちの沖縄県の東京要請行動の中で初めて全県民がある意味では一致したというようなものを受けて、確かにその後の厳しい現実はありますけれども、そういった気持ちを誰がどのように主張していくかという意味で言っているので、一くくりにして全部出ていけ、何をどうしろという話じゃないんです。ですから日本の安全保障は日本

国民全体で守ってもらいたいと、そういうことを申し上げているわけですから、それぞれの都道府県でそれなりに応じていただければ、少なくとも私という意味ではこの問題については大分前進をしていくなというふうに思っているわけです。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　わかりました。２番目の質問に行きたいと思っています。

子ども・子育て支援について、先ほど部長答弁しておりましたが、来年度から実施予定の現物給付制度は逆行することなく市町村の意見を聞いて取り組むということで理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　先ほど答弁したとおりの方向で現在検討を行っているということでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　続きまして、３番目の土木行政について再質問を行います。

平成29年６月19日に西原町の小波津川が氾濫いたしました。これはこれまでにない状態の氾濫であって、地域住民に大分被害が及んだと聞いております。

先ほども聞きましたけれども、今後どういった――先ほどの答弁では工事が完了したら被害が起きないということでありましたけれども、本当にそれで間違いないんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

６月19日の小波津川流域における氾濫被害、これは時間雨量73ミリメートルという物すごい量の雨が降って、それが小波津川橋、下流付近のボトルネックそこが原因で氾濫をしたということです。平園地区と与那城地区に浸水被害がございますけれども、それは小波津川橋の下流部分が河口が河川が川幅が狭いとそこに結局はけ切れなくて上流部が氾濫したということを我々は認識しております。そこで29年度内にこの河川改修工事というのは終わりますので、少なくともこの部分については氾濫がまた同じように起きるというのは少し軽減できるだろうと。あわせてこの平園地区、与那城地区周辺の河川についても整備を進めていくということで今取り組んでおります。西原町側の橋のかけかえというのもございますので、そこは町と十分に調整をした上で計画的に河川改修に取り組んでいきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　部長、たしか平成25年６月に平園地区から河川の改修工事に沿って要望書が出ていると思います。そしてそこの平園公民館へ私も行きまして西原町の役場職員、また土木職員も一緒になって河川の改修工事に対しては説明会、勉強会をしたことはありますが、その地元の住民の要望に沿った工事になっているのか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

基本的には地元とも十分調整をした上で河川整備を進めているということでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは４番目の道路行政について再質問を行います。

先ほど警察本部長からも答弁がありましたけれども、本部長の答弁の中でこれはたしか４番の道路行政の(4)、国道58号嘉手納ロータリーから古堅給油所前の交差点の交通渋滞対策、これは道路管理者、県の土木と調整しながら補助灯器、矢印信号機を設置していきたいとありましたけれども、部長、県の土木と県警との調整はできているんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

県警と調整している範囲内では右折車線の設置ということがまず前提ということでございます。県道16号線の古堅給油所前の交差点につきましては、現在右折車線設置についての概略設計を行っておりまして、あわせて読谷村側のほうも必要だということになると思いますので、そこは関係機関としっかり調整をして渋滞緩和に取り組んでいきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、実はこの読谷の十字路は一方は国道なんです、暫定国道58号、比謝川大橋ですけれども。一方は県道なんです。その県道、また向こうは村道になっているんです。だから国道、県道、村道が変則した状態の関係の中で今私が提案しているのは、一方だけでは解決しませんよと。県警も県も土木も読谷村とも協議をしてこの十字路一帯に矢印、その補助灯器をつけないと１車線に車２台が100メートルも並んでいるような状態の中で信号無視をしなければ右折できません。それを早目に解決していただきたいということで、きょうで２回目なんです、この質問をするのは。部長そうですよね。ですからぜひ早目にどういった順序で解決できるか段階的に説明してください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今年度、概略設計を行っておりますので、その概略設計の案をもとに読谷村側にも調整、あと国道側とも調整をした上で整備に取り組んでいきたいということでございます。これは年度内に概略設計は終わった上で、また至急関係機関との調整に入っていきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほど県警本部長からあったように、この中頭郡区で死亡事故が発生したのも全て読谷、嘉手納、北谷なんです。そういった意味では安全対策をするためにも道路管理者と県警が協力しないとこれは解決できません。

そしてもう一つは久得牧原線、大湾十字路そこも本当に読谷高校近くまで毎朝ラジオで500メートルから１キロの渋滞をしているというところなんです。久得牧原線も今１車線拡幅したおかげで何とか渋滞が緩和されましたが、あと１車線確保しなければ渋滞緩和はできないと思っています。いかがですか部長。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今議員御指摘のように、朝夕のピーク時には全方向、これは国道、県道、村道が交差する部分ですが、全方向での渋滞というものが発生しております。特に県道、あと村道側は右折滞留による渋滞というのが原因になっているということは我々も把握しておりますので、ここは渋滞協の中でもしっかり議論をさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　５番目の犬・猫殺処分について再質問を行います。

これも６月に一般質問しました。今部長の答弁では県の施設によって、その利用をしてシェルターをつくっていきたいという答弁でしたがそれでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　現在、譲渡会の拡大も進めながら、それからまた災害時の対応もきちっと考えないといけないと午前中ありました件もありますので、そういうほうを確保するという観点から県有施設の有効利用も考えて今検討しているということでございます。関係部局とも十分調整をしておりますので、利用に当たっては市町村、それからボランティア団体とも十分意見を聞いて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　考え方としてはすばらしいと思っています。市町村に押しつけるのではなくて、まず県がみずから県の施設を利用したシェルターをつくって、そしてその後に市町村と連携をとって１カ所に100頭、200頭集めるような施設では病気が発生したときよくないんです。小分けをして南部に１カ所、北部に１カ所、そういった形で施設をつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　まずは県のひとつしっかりとした施設を検討しながら、今後市町村にもその施設を十分見てもらって輪を広げていくというスケジュールで今市町村とも調整をしたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほどの答弁で、犬・猫ワクチンを接種していると答弁しておりましたけれども、私が聞いているのは収容された時点で接種すべきだと。先ほどの県の答弁では譲渡会で上げる前に接種しているのか、この辺ははっきりさせてください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　譲渡候補となる犬・猫につきましてワクチンをしているということでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、この辺が間違いなんですね。譲渡するんじゃない、収容した時点でこの犬・猫は病気にならないように接種するんです。そうしたらこの施設の中では病気になりません。今生きる見込みのあるものだけを接種して譲渡会で渡しているということなんですよね。私が言っているのは収容された時点で、これ１日に20頭も30頭も来るわけじゃないんですよ。二、三頭、四頭しか来ません。そこできっちりとした接種をして、病気にならない、この施設の中で個別に飼うんじゃなくて団体でいるんですよ。そこで病気にならない仕組みをつくれば譲渡会でもこれを譲渡できるような仕組みができると思っております。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　動物愛護管理センターではそのような感染症にやはり注意しなければいけないということで、まずは清掃、消毒というものをマニュアルにきっちりつけて、それを徹底するということが基本であるというふうに考えております。

それから収容時に接種するということにつきましては、２点の検討事項があるかなというふうに思ってお

ります。１点目はワクチンの効果でございます。ワクチンにつきましては接種後大体二、三週間後に効果があらわれると。接種の免疫の確保ができるまでには大体二、三週間かかるということでございますので、収容時に接種してもその間に罹患してしまうと効果がなかなか見られないというのが一つございます。

もう一点は、接種した場合の副作用の問題があるということがあります。もし副作用が起きてしまった後に飼い主があらわれた場合の責任はどこにあるのかということも考えないといけないということがありますので、慎重な対応が必要かなと思っておりますので、他県の状況も踏まえながら検討していきたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　私は間違っていると思いますよ。収容した時点で接種しないと、接種しないで中に入れたら中で病気に感染して死ぬということなんです。接種すれば収容後に、じゃ２週間殺処分しなければいいんですよ。接種をして今３日から１週間は殺処分していませんよということでしたので……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○中川　京貴君　この接種をして２週間は殺処分しない。そこでその後、健康な状態の中でまた譲渡会にやるという考え方を持っていかなければ、今はもう殺処分するから接種したら無駄だと。生きたものだけ接種して、譲渡会に出すというような考え方を変えていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県におきましては、殺処分が目的ではなくてあくまでも譲渡していく、殺処分をしないというのが基本的な考え方でありますので、なるべく収容していく観点から今回県の県有施設も有効活用しながらと考えておりますので、なるべく殺処分しないような期間を長く持つということに努めていきたいと考えております。

○中川　京貴君　どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時32分休憩

午後３時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　こんにちは。

自民党会派に戻りました座喜味一幸でございます。

通告に基づいて一般質問やらせていただきたいと思います。

まず、１番目の知事の政治姿勢についてであります。

(1)、翁長県政は３年を迎えます。残念ながら県民の期待は裏切られ、裁判に明け暮れる沖縄、そして国と対立する県政に県民はあきれ返っております。

ア、埋立承認取り消し訴訟の敗訴で辺野古に基地をつくらせない公約の実現はもはや不可能に近いと思います。戦略の誤りではなかったか、時間稼ぎの裁判闘争はやめて撤回を打ち出すべきではないか伺います。

イであります。知事を支えるオール沖縄は保守層が離反し、反基地・反安保・反自衛隊などの労組、平和団体が核となっていると思います。もはやオール沖縄ではなくオール革新共闘になっているのではないか、見解を伺います。

(2)、公安調査庁の平成28年度国内情勢報告で、「沖縄で、中国に有利な世論を形成し、日本国内の分断を図る戦略的な狙いが潜んでいるものとみられ、今後の沖縄に対する中国の動向には注意を要する。」との指摘について見解を伺います。

(3)、沖縄振興特別措置についてでありますが、ア、６月議会で高率補助や特例措置は必要という答弁をいただきました。知事の起用した政策参与は高率補助など特別措置を返上すべきだと不要論を展開しておりますが見解を伺います。

イ、高率補助がなくても、農業基盤整備事業は進められるのか。また、道路整備、空港、港湾整備事業はいかなる問題が生じるのか、お答えいただきます。

ウ、基地は経済振興の阻害要因と言い切れるのか、伺います。

(4)、尖閣問題についてであります。

ア、中国の南シナ海、東シナ海での海洋戦略は激化している。県民の４分の１は紛争がある、あるいは将来あるかもしれないと感じているようでありますが、中でも先島地域の人々はどのように感じているのか。

イ、尖閣問題で日米安保は抑止力となっているのか伺います。

ウ、知事は辺野古基地問題に特化し、緊迫する先島離島住民の安全保障はないがしろにされていると見ておりますが、見解を伺います。

エ、知事の責任は国境離島沖縄県全体の安全保障のあるべき全体像・方向性をいよいよ示さなければならないのではないか、見解を伺います。

２、農業・観光の国家戦略特区についてであります。

(1)、外国観光客への県産土産品の検疫前処理体制の整備について伺います。

(2)、農地法、農振法の弾力的運用による経済振興と企業参入、退職者等の農業者認定などが急がれるが対応はいかがか伺います。

３、離島振興について。

(1)、特に離島においては産業廃棄物の処理、海洋漂着物の処理は大きな財政的負担となっておりますが、広域行政組織化に取り組む考えはないのか伺います。

４、方言の普及継承についてであります。

(1)、公の場での方言の使用に不快感を持つ地方者は多い。方言奨励の不合理性について伺います。

(2)、日本政府は沖縄県民を先住民と認めて保護すべきとの国連勧告の事実関係について伺います。

５、台風18号の被災状況と対策について。また、全島長時間停電の原因と対策について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座喜味一幸議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)のイ、オール沖縄についてお答えをいたします。

オール沖縄県民会議は、県内政党や市民団体、経済界などから構成されている組織であり、保革を乗り越えて活動した建白書の精神を引き継ぎ活動するための組織であると理解しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、差しとめ訴訟と撤回についてお答えいたします。

差しとめ訴訟については、沖縄防衛局による無許可の岩礁破砕等行為が行われることが確実な状況にあることから、これをとめるため、訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

次に、１の(2)、公安調査庁の国内情勢報告についてお答えいたします。

公安調査庁の平成28年版「内外情勢の回顧と展望」において、「今後の沖縄に対する中国の動向には注意を要する。」旨の記述があることは承知しております。しかし、公安調査庁がどのような調査に基づきこのような報告を行っているのか承知しておらず、事実関係を把握していないため、県としては、コメントを差し控えたいと考えております。

次に、１の(4)ア、中国の海洋戦略への県民意識についてお答えいたします。

平成27年11月に県が実施した地域安全保障に関する県民意識調査において、「近年、日中両国は、尖閣諸島及び周辺の島々をめぐって対立が激化していますが、あなたは、日本と中国の間で軍事紛争が起こると思いますか。」と質問したところ、「起こると思う」と回答した割合は県全体で24.3％となっております。地域別の状況を見てみますと、宮古地域は19.0％、八重山地域は26.0％となっております。

次に、１の(4)イ、尖閣問題で日米安保は抑止力となっているかなど尖閣問題と安全保障について、１の(4)イから１の(4)エまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県としては、日米安全保障条約に基づく日米同盟関係が、これまで沖縄県を含む我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたと考えております。沖縄県は、尖閣諸島周辺海域における中国公船等による接続水域への入域や領海侵入等が、宮古・八重山地域の住民に不安を与えていることを重く受けとめております。このため、我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視しているところであります。

４、方言の普及継承についての中の(2)、国連勧告についてお答えいたします。

沖縄県では、これまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論をしておらず、また、県全体においても大きな議論となっていないことから、このことについて意見を述べる立場にはないと考えております。

県としては、先住民族かどうかの議論よりも、沖縄県民の自己決定権について、より議論されるべきだと考えております。これまで沖縄の自己決定権が十分に尊重されず、沖縄の基地問題が解消されないこの状況こそが問題であると考えております。

次に、５、台風18号の被災状況と対策について、５の(1)のア、台風第18号の被害状況と対策についてお答えいたします。

台風第18号の被害状況につきましては、人的被害はありませんが、宮古島市において、住家被害が床上浸水７件、床下浸水４件、一部損壊８件が生じたほ

か、公共施設の駐車場屋根破損１件、シャッター損壊１件等が報告されております。農作物等の被害については、主に宮古島市で発生し、被害額は９月21日時点で約６億5883万5000円と報告されております。災害対策については、宮古島接近時の最大瞬間風速が70メートル以上と予測されたことから、暴風警報発表前の９月12日17時に県災害対策本部会議を開催し、台風の予想進路及び規模等を確認するとともに、県民に対し、暴風や大雨に十分警戒すべきことを呼びかけたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)のア、政策参与の発言に関する見解についての御質問にお答えいたします。

池宮城政策参与御本人に対しまして、新聞報道にあった御提言の趣旨についてお尋ねしたところ、制度がなくなったときのことを想定して、類似県と同じ仕組みでやっていけるのであればという前提においてのものであり、これまでの沖縄振興策そのものは高く評価するとのことでありました。高率補助制度等の特例的財政措置については、沖縄県が本土に復帰した際、道路や港湾、福祉、教育施設等、社会資本のあらゆる分野で本土と著しい格差があり、さらに、県と市町村の財政力が脆弱であったことから、これらを是正するために必要な制度として創設されました。これまで45年にわたる沖縄振興開発計画のもと、高率補助制度を活用して生活基盤や産業基盤が整備されましたが、いまだ格差が残っている部分もございます。高率補助を含む沖縄振興策は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題を解消するために講じられるものであることから、これらが解消されるまでは継続される必要があるものと考えております。

同じく１の(3)のウ、基地が経済振興の阻害要因になっているかとの御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、特に、人口が集中する中南部都市圏において、市町村面積の大半を占めるなど、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっております。一方、現在の基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、一層基地返還が進めばさらなる飛躍的な発展が期待できると考えております。このような意味において、米軍基地は本県経済発展の阻害要因であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の、(3)イ(ｱ)の農業基盤整備事業の高率補助についてお答えいたします。

県では、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助制度による振興施策の展開により、農業基盤の格差是正が図られてきましたが、持続的農林水産業の振興に向けて、引き続き事業推進に取り組む必要があります。このため、県においては、県及び市町村の財政負担軽減だけでなく、受益農家負担を伴う農業基盤整備事業の特殊性を踏まえ、高率補助制度の継続が必要と考えております。

次に、２、農業・観光の国家戦略特区について御質問の中の(1)、外国観光客への県産土産品の検疫前処理体制の整備についてお答えいたします。

現在、外国人観光客が土産品として県産の畜産物を持ち帰ることができるのは、シンガポールとブラジルの２カ国となっております。県内から豚肉を輸出している香港やその他の国では、土産品としての持ち帰りは解禁されておりません。国は、携帯品として輸出できる国、品目の拡大に取り組んでおり、県としましても、解禁に備え円滑に対応できるよう、動物検疫所等と連携を図っていきたいと考えております。

同じく(2)、農地法、農業振興地域の整備に関する法律の運用及び企業参入と農業者認定への対応についてお答えいたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が平成29年７月に施行され、同法に基づく施設整備の用に供される土地については、例外的に農用地区域からの除外や農地転用が可能とされております。企業の農業参入につきましては、農地法の規定により、農地所有適格法人以外の法人による農地取得を認めておりませんが、国家戦略特区の活用により、一定要件を満たす場合には、一般企業であっても農地の取得による農業への参入が可能となっております。また、65歳未満までの新規就農者については、一括交付金等を活用した沖縄県新規就農一貫支援事業による農業施設・機械等の整備支援に取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも関係法令に基づき、適正な運用に努めるとともに、農業への新規参入支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のイの(ｲ)、高率補助がない場合の社会資本整備の影響についての御質問にお答えいたします。

本県の社会資本は、復帰後の沖縄振興策によって、本土との格差が大幅に縮小しました。しかしながら、交通渋滞の緩和や広域ネットワークの構築、離島の定住条件整備など、本県特有の社会経済状況に応じた社会資本整備の課題はいまだ多く残されており、さらなる整備充実が必要であります。一方、高率補助がないとすると、県事業において地方負担分がふえるだけでなく、国直轄事業における地方負担金も相当額ふえると予想されます。このようなことから、本県における社会資本を計画的かつ円滑に整備するには、高率補助が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　3の離島振興についての御質問の中の(1)、離島での産業廃棄物及び海岸漂着物処理の広域行政組織化についてお答えします。

離島地域については、産業廃棄物処理施設が少なく、規模も小さいため、処理コストが割高となること、また、処理できない廃棄物を他の市町村や沖縄本島などで処理せざるを得ないことから、輸送コストが割高となるなどの課題があります。そのため、今年度から離島廃棄物適正処理促進事業を実施しており、広域化や市町村の一般廃棄物処理施設で産業廃棄物をあわせ処理することなど、効率的な処理によるコスト削減、適正処理の促進に必要な方策を検討しているところであります。また、海岸漂着物については、離島市町村の財政負担の軽減を図るため、国の９割の補助制度を活用した回収・処理に努めているところであり、引き続き、同補助制度の利用推進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　4、方言の普及継承についての御質問の中の(1)、公の場での方言使用についてにお答えいたします。

しまくとぅばは、組踊や琉球舞踊等の沖縄文化の基層であり、沖縄県としましては、消滅が危惧されるしまくとぅばの保存継承は重要な課題であると認識しております。しまくとぅばの普及継承に当たっては、簡単な挨拶から実践する環境をつくっていく必要があると考えております。そのため、公の場でもしまくとぅばの使用を奨励しているところであり、このような取り組みを地域、職場、学校や家庭にも普及させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　5、台風18号の被災状況についてと対策についての質問のうち(1)イ、長時間停電の原因と対策についてにお答えいたします。

沖縄電力で確認したところ、原因の詳細は分析中とのことですが、長時間にわたる暴風による樹木接触、飛来物等を原因とする配電設備の被害が相当数発生したと考えられるとのことです。対策として、電線など設備の強化を実施しているところです。また、飛来物等を原因とする停電を減少させるため、ラジオ放送等で事前の台風対策を呼びかけており、今後も継続して取り組んでいくとのことです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　方言ヌ普及継承ティヌ問題ヌドイディウリバ。議会ンマイ　方言シ質問ヌシイミールティヌ　請願ヌ　イディウリバ　アシバ　ンナマカラミャークフツシ　質問ヌシィーミーティバ　マナーンティ　ピィントゥ　シーフィサマーチ。クヌ議会ンウティ　方言シィ質問ヌスティヌクトー　マーンティアタリドウィヌガ。方言ヌ普及奨励スーティヌクトゥオ　ダイズナクトティ　シィシュースガマイ　立場立場ヌ場ンウティ　座ンウティヤ　ケジメミュ　ツキダカラナランティ　ウムイウス゜スガ　ノーシガ　ウムイス゜ウラマス゜ガ。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　今議員がおっしゃったのは、そういう公の場で方言を使うということが適正かどうかというその辺のけじめをきちっと公の場と非公の場・私の場でということをおっしゃったのかということで理解してよろしいでしょうか。

○座喜味　一幸君　本当はみんな方言でやりとりしたいんだけれども、……

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　私ども方言というのもしまくとぅばという、県ではそういう言葉を使っておりまして、このしまくとぅばを奨励する

目的、意義というのは地域の文化、伝統というのはそのしまくとぅば、例えば楽曲、芝居の中で出てくるその地域の言葉となじんだ形で、我々県民も地域の伝統文化に親しみながら育ってきていると。そういった意味で地域の言葉、しまくとぅばを大事にすることがその地域としてのアイデンティティーを高めることにもつながるということで、そういう意味から私どもは文化との兼ね合い、関連の意味でしまくとぅばを奨励しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　これはいじめではなくして、いじめではなくして、今僕は公の場で方言などもう使っていいのではないか。それから普及奨励等していく上で、ルールを適正にしていかなければ問題があると思っておりまして、議会運営委員会に実は請願が上がっているんです。各市町村もこのしまくとぅばの奨励等については議会で議決をしたりしているよというようなことで、果たして我々県議会の中で、この方言の利用という、使うことがどうかということはここは大変問題がある。知事もいろいろと挨拶に沖縄の方言から、宮古の方言から、八重山の方言まで言わんといかぬというようなこと。これは愛きょうもあってかわいい部分もあるけれども、この方言の使い方そのものが公の場において使われた場合には、我々の県議会というのはある意味では全国に伝わっているというふうに理解せんといけませんので、その辺についてはけじめをつけるべきだと思います。

その辺を少し指摘しておきまして、次に移りますけれども、この方言を使うということのどうも奨励等が請願で上がってきておりますが、私は非常にこの方言ということに関して使うことに関して何かいかがわしいというか、ちょっとしたあれと思うようなことが、実は見ておりまして、ちょっと調べてみると、平成20年にアイヌと琉球民族が先住民だよというのが20年、そして21年にはアイヌ語、この危機、危険というようなものの中にアイヌ語、沖縄の方言というのが入ってきている。そして、気がついたら、知事が国連に行ってこの自己決定権がないがしろにされているというようなことがあって、本当にワッター先住民なのか。本当に沖縄の言葉というのは日本語からはみ出た独立語なのか、その辺が整理されないままにどうも一部の団体が動いている。これはちゃんとしなければならない。これは教育の部門もそうなんだけれども、我々が先住民であるかということ、それから、本当に日本語、沖縄の方言と言われる言葉が、日本語圏内から逸脱した独立した言葉なのか、その辺が先住民とくっついたときに大変な誤解が生まれると思っております。基本的にこの先住民、一番のアイヌ民族を先住民として認めろという人たちと、このユネスコから沖縄の言葉というものは方言、独立した言葉だというようなことは本当に我々沖縄県民で議論されて県民がそう認知してそれをやったのか、誰が一体そういうことをやっているのか、沖縄県として県議会として、そういう我々の常識を超えた人々が国連でしかも意見を述べていることに対して、県としてどういうふうに理解しているのかその辺が聞きたい。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　御質問にお答えをいたします。

私は座喜味議員の冒頭の宮古のウチナーグチは大変美しい言葉で感銘をいたしました。ぜひともより多くそういうものを残してもらいたいなというふうに思っております。

私がウチナーグチをこういう形で挨拶だけでもというのは前も話したことがありますけれども、人間国宝になられた照喜名朝一先生が夜眠れないと、どうせ滅び行く文化だから今のうちに人間国宝を上げておけと。ウチナーグチがないと沖縄の文化というのはないんですよと。泣きながら21世紀ビジョンの最後の集まりで15分くらい言ったものですから、私はウチナーグチの必要性を感じて、どうすればそういうふうに普及できるだろうかということで、せめてこんにちはとか、さようならとか、ありがとうというものを使う中から多くの方々に御理解いただければいいなということで始めたわけであります。

それと先住民というようなことで結びつけるというのは座喜味議員のほうがむしろこだわりがあるのではないかなというふうに思います。私は自己決定権という話は先ほどもされましたけれども、沖縄県が戦後の27年間を含めいろんなことがあったということにつきましては、やはり歴史やいろんな政治の中で翻弄されてきた時代があったと思うんですね。その中でそういったものは是正しようとしているのであって、ウチナーグチとかしまくとぅばとか、こういうものはそれぞれのエイサーも含めて、ウチナーの民謡も含めて、そういったものを残して初めて世界のウチナーンチュもこの沖縄に帰ってきておじいちゃん、おばあちゃんのすばらしいふるさとでやっていきたいというのがあるんですよ。こういう話を知りもしないで、今の話をされる。これは私からするとびっくりしますよ。県議会でしまくとぅばの条例はつくられた趣旨が何だったのか、この辺もぜひ座喜味議員から説明をしていただいて、その中からいろいろまた議論ができればありが

たいなというふうに思います。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　いずれにしてもこの問題については、もしこの今のしまくとぅばの問題と関連がないとしても、我々沖縄県が先住民だと言わんばかりのこの状況の中で、しまくとぅばが関連ないとおっしゃるんだったら、それで結構なんだけれども、私は議長、そういう部分について他府県の人たちがこういう先住民的なことがあったとしたらいかないんで、調査委員会つくっていただいてこの辺を明確に僕はやるべきだと思っておりますから、ちょっと預けたいと思います。
　ちょっと休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後４時23分休憩
　　午後４時24分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　先ほど、公安調査庁の問題について存じてないというような話がありましたが、もう一点、平成28年度の７月に米国議会政府諮問機関としての米中経済安保調査委員会、この委員会から似たような、沖縄に対する反基地運動の問題、親中勢力をあおっての琉球独立の問題、そういう基地に対する不安、怒りを先導するというような警告が多分日本政府に来ていると思っておりまして、大体似たような部分があるんです。そういう部分について知りません、存じませんではなくして、そういう状況に関して県民の命を守るという立場からすると、知事公室としては情報の整理をしておく必要がある。そう思いますが、公室長どうですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　今回の質問を受けまして、我々知事公室で当然、その発言の背景等調べさせていただきました。公安調査庁の「内外情勢の回顧と展望」の抜粋を入手しております。これはもう参照してということで読み上げますと、「既に、中国国内では、「琉球帰属未定論」に関心を持つ大学やシンクタンクが中心となって、「琉球独立」を標ぼうする我が国の団体関係者などとの学術交流を進め、関係を深めている。」と。「こうした交流の背後には、沖縄で、中国に有利な世論を形成し、日本国内の分断を図る戦略的な狙いが潜んでいるものとみられ、今後の沖縄に対する中国の動向には注意を要する。」と、これコラムで書いてございます。
　この部分をもって先ほどの質問の答弁なんですが、そういった学術交流があったというのは事実だと考えております。ただ、それをこの背後にという云々のところで、我々としては公安調査庁の見解だと思いますが、この部分のどうしてそういったことが中国の動向云々につながるかということがちょっと確認できないものですから、発言は控えさせていただくというふうにさせていただいたところでございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　少し尖閣の問題の中で、県民の意識調査というんですか、ああいうのをやられていまして、近年中国に対しては非常に親しみを感じていた県民が多かったけれども、最近、とみに中国に対する親近感がなくなっているという動向、これは少なくとも尖閣を含む問題等がある。我が宮古島でも、石垣ではちょっと先のデータ、数字からすると、宮古よりはちょっと高いんですけれども、この尖閣に対する危機感が非常に大きい。沖縄県はもっとしっかりと発信をしなければならないんじゃないかというような声が多い。そういう中で、片や辺野古の問題でこの海兵隊の撤回みたいな話まで県議会でも出ているようですが、非常に沖縄県として、尖閣を含む安全保障に対してもっと知事が発信をすべきじゃないか、それが本音だと思うんです。知事、これ明確に行政区であるということと、これは対話を含めてのいろんなツールを使ってのこの鎮静化あるいは不安解消、取り組むべきだと思いますがいかがでしょう。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　座喜味議員の御質問にお答えをいたします。
　私も尖閣の問題に関しましては、我が国の固有の領土であると、これはしっかりと守らなきゃいけない。しかしながら、よく申し上げているのは、あのニューヨークのビルに飛行機が突っ込んだときに沖縄観光が二、三割減ってしまった。そうすると、いざこざが起きたときには石垣観光は、あるいは宮古も含めて、また沖縄本島も含めてとまるのではないかと。ですから、固有の領土でしっかりと守るのは大切だけれども、やはり外交力を発揮して、平和裏に解決をできるようにしていただけませんかと言っているわけでありまして、何もそういうような形で中国とどうのこうのというような意味は全くございません。私が就任しましても、私は中国にも行っておりますけれども、それ以上に台湾のほうにも行っておりますし、蔡総統の総統就任式にも行ってまいりました。いずれにしろ、こういうネットでいろんな形で言われるようなものをベースにして危機感をあおると、かえって沖縄がおかしくなるのではないかなというふうに思っておりま

す。ですから、私たちは尖閣が固有の領土であること、しっかり守るべきこと、しかしそこでいざこざが起きると観光が吹っ飛んでしまうこと、含めてみんなで議論して考えていかなきゃいかぬじゃないかなとこのように考えておるわけです。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　大変今知事のおっしゃるところは100点、納得でありますが、ただ、観光とかというような問題、そういうようなものと領土・領海を守るということ、これをリンクさせちゃいかぬ場合もある。ちなみに、私は先島における自衛隊配備に対しては、もう知事は認知している、納得していると思っているんですが、ただ、場所選定等についてはこれは知事が言うべきことではないから十分に地元の理解を得なさいというふうに私は思っておりますが、その理解でよろしゅうございますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　自衛隊の先島配備の関係でございます。これまでもこの本会議等でいろいろ御議論、答弁もさせていただいてございますが、県の考えといたしましては、自衛隊については一定のこれまでの急患搬送、不発弾の処理等につきまして一定の評価をしてございます。自衛隊につきましては、さまざまな御意見が県民の間にもあるということも承知してございます。一方でまた、それを配置するとなると、やはりその中においていろいろな御意見がありますので、それについては政府においてしっかり地元に説明して理解を求めるべきであろうということを答弁させていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　非常にわかりにくいから、南西諸島の防衛については、県としても当然自衛隊配備は認めておりますみたいな明確に答弁されればいいんですけれども、片や選挙になっていると、反自衛隊という人を応援したりする。そして、その人たちが現場で頑張ってこの反対闘争を起こすというような中で知事も大変だろうと思うんですけれども、その辺についてはいずれにしても、県は高いところから判断して、この自衛隊配備等に対しては地元のそのやっていることもわかるんで、自衛隊の存在意義もわかるんで、地元の了解をとれというような理解で知事の立場は理解をしておきたいと思います。

次に、沖縄特別振興の件でちょっと伺いたいんですけれども、農業基盤整備事業、高率補助が本土並みになったときに本当に進められますか。先ほど答弁いただきましたが、受益者負担を含めて。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほども答弁させてもらったように、まだ土地基盤整備等については全国に比べておくれております。その反面また農家負担もそれなりにありますので、引き続き整備を進める中では高率補助が必要だというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　この問題は現場に行って、農家の同意をとって負担率を説明している。現場の方から見ると、この高率補助の不要論というのはとんでもない話なんです。100万かかる圃場の整備を地元負担30万でやりなさいと言って今の農家で本当に力があるのか。まずこの件からどうですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほども言いましたように、平成28年度までの整備率が、圃場整備が62％、農業用水源整備が62％、かんがい施設整備が48％というような状況の中で、やはり基盤整備については農家負担がございますので、そこら辺について担い手の問題等も含めて、現在の補助率の中で整備推進する必要があるというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　農業基盤整備の話はまず農家の受益者負担能力、それから市町村の財政力の問題、そして県の裏負担の話等々していきますと、沖縄県で受益者、特に離島なんかは受益者負担が４ないし５％でできるんです。内地に行くと、農家の負担20％から25％負担するんです。そういう今のこういう状況にあって、これは先人が苦労して農業の基盤整備を何とかしなければならないという知恵を絞って積み上げた高率補助で、今ようやく水源畑かん含めて整備率が半分近くになってきていると思っているんですよ。そういう先人の積み上げた苦労は知らずに、この高率補助の不要論というのがなされるのが余りにもおかしくて、農林水産部、例えば土木あたりでもこの問題に対してはちょっと整理をして、やはり上に上げてこの問題に対する方向性ぐらいもう整理しておかないと大変だと思いますよ。富川副知事どうですか、この辺。公共土木も一緒ですよ。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　それでは高率補助につきましては、仮に万が一高率補助、法律に基づく財政措置でございますが、これがないとした場合となると自己負担額が非常にふえますし、負担分を地方債で対応

することになりますが、もろもろのことがあるので、課題が非常に多うございまして、ただ法律は地域振興法である沖縄振興特別措置法が沖縄の固有課題、特殊事業に基づいて制定されている法律でございまして、特殊事情が克服、解消されるまでは地域振興としての立法は続けられる必要があるというふうな考えでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　沖縄県がそんなにお金をもらっているわけではないという、ホームページとか今までのいろんな先生方の発言とか聞くと、これ、私は今まで苦労して積み上げてきた人々に対しても何ら理解をしていないし、感謝の気持ちもないんじゃないかなと思うぐらいこれはひどいと思う。いずれ特別措置については本気で時間をかけて議論しなければならない時期が来ることはわかっておりますが、これが軽々に言われると、先生の発言の中で那覇空港、宮古島空港、石垣新空港は、民間も利用しますが国防の目的も大きいものです。沖縄振興のみを狙いとした予算とは言いがたいんですという、私はこういう論文とか読んだときに、参与として私は不適格だと思います。行政のこれまでの苦労を知らない。これは知事も含めて、例えば先ほど言った基地は阻害要因だとかいうような議論も一緒なんだけれども、この我々が今沖縄振興のしかも大きな展開の時期に入って、なぜあえてこういうような過激な発言が出てくるのか。そういうことが大変私は今後の政府との予算折衝、そういうものを含めて障害になってくる、また障害になっていると思っているんです。その辺は知事いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　どこか何となく議論が、ボタンをかけ違えているなという感じを今は思いながら聞いておりました。

沖縄がなぜ高率補助があるかということをこれも考えなきゃいけませんし、それから私が四、五年前、兵庫県で全国の沖縄県人の役員の集まり400名くらいのところに行ってお話をいろいろやりましたら、みんな向こうのほうで苦労されているのは何かというと、あれでしょうと。沖縄は基地で食べているんでしょう。だから基地を置いて振興策をもらったらいいですよと。悔しくて悔しくてという言葉が、これはどのテーブルに行っても話があるんです。60年前に行った人も40年前に行った人もみんなあるんですね。ですからこういったようなお互いのウチナーンチュが、日本本土のほうで戦前から戦後ずっとおられる方でもずっと何かがあるとそういうふうに言われて、だから基地は置きなさいと言われている中で、いろいろ高率補助とか今の現状、歴史も踏まえて私はあろうかと思うんですよ。そういう中で参与の場合には、今研究者としてはいろんな研究をされておりますから、いろんな本も出しておりますし、いろいろ言う機会もあろうかとは思います。

タイミングということになりますと、沖縄県の今のいろんなこの数年間のタイミングの中でもじゃいつ言えるときがあるんですかということになると、いつも節目節目は政府との交渉なんですよ。だからこういうものは封印しなさいという話にしかならないわけで、基本的にはやはり勉強会をしながら、できたら10年、20年後いつになるかわからんけれども、そういったものに備えて勉強しましょうねというようなことは大切なのであって、そういったようなものをベースにしながら頑張っていくというのが私はいいのではないかというふうに思っております。ですから、この時期にということになりますと、どの時期がいいのですかと聞きたいぐらいですけれども、やはり勉強は怠らないほうがいいという意味での私は発言ではなかったかなと思っております。

○座喜味　一幸君　理解するところは理解して、要望するところは要望する。ひとつその辺は客観的に冷静にやっていっていただきたいと思いまして終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　本日のしんがりであります。

沖縄・自民党、仲田でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

まず１番目、知事の政治姿勢について。

(1)、嘉手納基地をめぐる問題について。

私たち沖縄県議会自民党会派は、基地の負担軽減は実効性のあるものでなければならない。その立場から去る９月10日より16日の間訪米し、国務省日本部長、国防省日本部長代行及び海兵隊総司令官等の米国政府関係者とじかに面談を行い、意見交換が実現いたしました。普天間基地の危険性除去を含む、現行の日米合意に示された沖縄県の基地負担軽減について、早期取り組みを要請するなど意義のある活動ができたものと考えております。

そこでお聞きします。

ア、県ワシントン事務所では、旧海軍駐機場やパラシュート訓練等の問題を米軍政府関係者へどのような申し入れなど、対応を行っているか。行っているので

あれば具体的な内容についてお聞かせください。

イ、平成28年４月、うるま市で発生した女性殺人死体遺棄事件に関して、来る11月16日から審理し、12月１日に判決が言い渡される予定であります。日米地位協定の見直しの観点から知事の考えを伺います。

ウ、在沖米軍が地域に及ぼす問題については、知事が率先してみずから米軍政府関係者にも問題提起をすべきだと考えておりますが、見解を伺います。

(2)、国民保護の取り組みについて。

最近、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験の強行は、明確な国際的違法行為であり、我が国を初め周辺諸国のみならず全世界に多大な脅威を与えております。

この事案に関しましては、去る９月25日、沖縄県議会総務企画委員会において意見書が全会一致で決議され、９月27日、本会議においても可決されました。沖縄県は南北400キロ、東西1000キロの広大な海域に散在する39の有人離島を含む160の島々から構成されております。有事に備えた国民保護、安全・安心を確保する立場から体制の強化が必要であります。

そこで伺います。

ア、県において、国民保護訓練が行われたのは３回にとどまっているようであり、平成26年１月以降は実施されていないと聞いております。今後の実施計画を含めた国民保護への取り組みをお伺いします。

イ、日米同盟を認める翁長知事として、国民保護訓練等における米軍との協力体制について知事の所見をお聞かせください。

大きな２番目、中部地区道路行政について。

(1)、伊計平良川線宮城島工区の県道整備について。

昭和47年復帰を迎え、しまちゃびからの脱却を誓い、宮城島と伊計島の海峡に昭和53年度、県内第１号の長大橋が完成いたしました。初代沖縄開発庁山中長官と町民との約束がかない、島中歓喜に沸いたあの光景が思い出深く語り継がれております。

橋の完成で同道路は伊計平良川線として県道昇格となり、これまで浜比嘉大橋、海中道路も整備完了し地域振興に大きく貢献してきたことは言うまでもありません。宮城島工区の道路整備は町から県事業として引き継がれ、現在も事業中の工区ではありますが、残念ながら事業が遅々として進んでいないとの御意見が寄せられております。

そこで質問します。

ア、旧与那城町としての事業着手から四十数年が経過し、いまだ事業完了していない要因は何か伺います。

イ、地域振興事業としてこの県道整備は必要不可欠であります。同工区の用地取得や工事着工のめどと完成予定についてお聞かせください。

ウ、道路整備が行われると集落内は交通安全対策の面から、その両側歩道設置が必要と考えておりますが、県の御意見を伺います。

エ、道路整備について、景観デザインをどう進めるのかお伺いします。

オ、同道路事業は伊計大橋までの区間となっておりますが、伊計島側の県道整備計画はどうなっているか伺います。

(2)、与勝半島一周道路について。

ア、これまで大きな壁となっておりました米軍側との調整について進捗状況を伺います。

イ、県道整備事業として予備・基本設計及び実施設計の取り組みについてお聞かせください。

３、沖縄伝統文化の継承について。

海への愛着や体験が一番大きいと言われる沖縄県が、海に関する文化財の指定数が少ないとの指摘があります。本県は他の都道府県とは若干違う文化の継承が行われ、近隣諸国との衣食住を含む混合文化が定着しております。中でも先人たちが残してきたサバニやティンマーと呼ばれる伝統的小型船とともに、マーラン船の造船技術に歴史的誇りと次世代に引き継ぐべき責務を痛感しております。特に、約300年前に中国から造船技術が伝わってきたと言われるマーラン船については、文化財としての保護と造船技術の後継者育成に向けて危機感を持っている一人でもあります。

そこで伺います。

(1)、県内に国または県からの指定を受けたマーラン船の造船技術保持者及び企業が何社、何名いるかお聞かせください。

(2)、その技術者と文化財の価値について県の考え方を伺います。

(3)、うるま市在住の船大工・越来治喜さんが、市から2005年（平成17年）３月４日にマーラン船の造船技術者として無形民俗文化財に指定されておりますが、これまでの実績を精査いたしますと、同保持者を国または県の文化財に指定すべきだと考えておりますが、県の認識を伺います。

４、普天間高校移設・移転について。

平成26年６月に開催されました、宜野湾市における駐留軍用地跡地利用推進協議会で取り組まれてきた、普天間高校の移転整備に関する問題は、政府の骨太方針に盛り込まれたことにより一歩前進したと考え

ております。市を挙げて各種団体の要請が実を結ぶにはまだまだ課題もありますが、跡地利用のモデルケースとして、また琉球大学医学部及び同附属病院と連携した人材育成ゾーンになることを期待しております。

そこで質問をします。

(1)、過去、軍用地跡地利用での公立・県立学校施設はありますか、お聞かせください。

(2)、移設・移転には、用地の先行取得が最重要であります。県は去る８月29日から用地取得を開始したとありますが、その取得状況はどうなっているか伺いたい。

(3)、譲渡地権者の特別税控除の優遇期限が来年３月末までの引き渡しが条件であります。それまでに全用地取得は可能であるか伺います。

(4)、期限内の取得が厳しい状況とすれば、延長要請も必要と考えておりますが、県の対応を伺います。

５番目、教育問題について。

教育は国家百年の大計、本県の将来を憂い、島嶼県沖縄県の振興・発展は、県民一人一人の願いであり、義務であります。明治以降行われた県費留学制度の人材養成や育成の歴史的背景もあり、昭和20年米軍による占領後、同23年に米国留学制度が実施されております。また、昭和24年に開始されました本土への留学も幾多の変遷を経て国費自費学生制度ができ上がり、昭和61年度までより多くの人材が輩出されてきました。

申し上げるまでもなく、各種留学制度は、戦後沖縄の人材育成に大きく寄与し、郷土復興に大きな役割と貢献をなし遂げてきたことは言うまでもありません。その最重要課題と言われる人材育成を長年訴えてまいりましたが、今般県の沖縄21世紀ビジョンの基本計画にもうたわれております、「優れた人材を育み地域の発展に寄与する」という趣旨に合致する、今般の県の給付型奨学金制度を高く評価するものであります。

そこで伺います。

(1)、県内多数の奨学金がありますが、県が関与する事例はどの程度あるか伺います。

(2)、その選考基準と制度についてお聞かせください。

(3)、本県における貧困問題が注目される中、経済状況への配慮と県内も含めて門戸を開くべきと考えておりますがどうか伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)のイ、うるま市の事件に関する日米地位協定の見直しの観点からの見解についてお答えをいたします。

日米両政府は、平成28年４月の米軍属による殺人事件を受け、軍属の範囲の明確化等を目的として平成29年１月に軍属に関する補足協定を締結しております。しかしながら、同補足協定では、軍属に関する定期的な報告等の内容の公表や、軍属の総数等の情報が地方公共団体に提供されるか明らかとはなっておりません。このため県は、今回の日米地位協定の見直しに関する要請の中で、定期的な報告等の内容に関する情報の公表、米軍構成員の総数等や軍種別、市町村別の内訳等の詳細な情報の提供等を求めたところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)ア、ワシントン駐在の活動についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、知事訪米の対応、沖縄の基地問題に関連する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。旧海軍駐機場やパラシュート降下訓練等の問題については、連邦議会関係者、米国政府関係者等との面会、意見交換を通じて説明を行っております。また、昨年12月に開設した米国向け英語版ホームページにおいて、今回の嘉手納飛行場をめぐる米軍の一連の行為に対する、防衛大臣、外務大臣への抗議内容を掲載しております。

次に、１の(1)ウ、米軍基地問題に対する知事の対応についてお答えいたします。

米軍基地問題の解決は、県政の最重要課題であり、その解決促進のため、日米両政府や在沖米軍等の関係機関に、沖縄県の実情を機会あるごとに訴えることは大切であると考えております。今後とも、米軍や米国政府関係者に対し、過重な基地負担の軽減、日米地位協定の抜本的な見直しを求めるとともに、騒音問題や米軍人・軍属による犯罪防止など米軍基地から派生する諸問題の解決に取り組んでまいります。

次に、１の(2)ア、国民保護訓練の取り組みについてお答えいたします。

本県では、これまで主にテロ対策を想定し、平成21年２月に県単独での図上訓練、平成22年１月及び平成25年１月に国との共同図上訓練、平成26年１月に国との共同実動訓練を実施しております。また、平

成28年度には陸上自衛隊西部方面総監部が主催する図上訓練に参加しております。今年度は、今般の北朝鮮ミサイル発射に係る住民避難訓練について、４月及び８月に文書にて県内全市町村及び消防本部へ訓練実施を呼びかけており、現在、調整中であります。

県としては、国及び市町村並びに関係機関と連携し、引き続き、国民保護体制の充実強化に努めてまいります。

次に、１の(2)イ、国民保護訓練等における米軍との連携についてお答えいたします。

沖縄県国民保護計画において、県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関等と相互に連携することとなっております。このことから、県は、特に住民の迅速な避難に向けて、自衛隊の派遣要請が円滑に実施できるよう取り組むこととしております。なお、在日米軍との連携については、必要に応じて日本政府から米国側へ要請することにより行われるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、中部地区道路行政についての御質問の中の(1)のア、県道伊計平良川線の長期化の要因についての御質問にお答えいたします。

県道伊計平良川線は、うるま市与那城伊計地内を起点に、終点のうるま市平良川までの延長約23キロメートルの主要地方道であります。当該路線は、その前身である伊計屋慶名線の県道認定を含め、平成３年度から整備に取り組んでおります。当該路線は、延長が長いこと、ルート選定に時間を要したことなどから、事業期間が長期にわたっているものであります。

同じく県道伊計平良川線宮城島工区の進捗状況等についての御質問にお答えいたします。２の(1)イから２の(1)エまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県道伊計平良川線宮城島工区は延長4.3キロメートル、道路幅員12メートルで、平成24年度から事業を実施しております。現在、桃原橋のかけかえを行っており、平成30年度完成を予定しております。当該工区については、地元の意見を聞きながら、景観に配慮した設計に努めるとともに、集落内については、状況を改めて確認し、両側歩道の必要性を検討していきたいと考えております。引き続き、その他の区間の用地買収と道路改良を進め、平成30年代前半の完成供用に取り組んでまいります。

同じく２の(1)のオ、県道伊計平良川線の延伸整備についての御質問にお答えいたします。

県道伊計平良川線は、伊計島、宮城島、平安座島及び勝連半島の集落や主要地等を結ぶ主要地方道路となっております。起点の伊計集落から、北東側への延伸整備については、島内に市道が整備されていること、将来の土地利用や地域開発等を踏まえる必要があることなどから、今後の検討課題と考えております。

次に、同じく勝連半島の南側を結ぶ道路の進捗及び取り組み状況についての御質問にお答えいたします。２の(2)のアと２の(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

勝連半島を一周する県道については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、県としても必要性を認識して整備に取り組んでいるところであります。現在、ルートの一部が通過する米軍施設用地について、沖縄防衛局及びうるま市と連携して米軍と調整を行っており、引き続き、連携を密にし、早期の課題解決に取り組んでいきたいと考えております。

また、勝連平敷屋から勝連南風原までの勝連半島の南側を結ぶ道路部分については、昨年度から一部の区間で事業化に向け予備設計を進めており、今年度も引き続き調査を行う予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の沖縄伝統文化の継承についての御質問で、国・県指定のマーラン船造船技術の文化財指定等についての御質問にお答えいたします。３の(1)から３の(3)は関連いたしますので、恐縮ですが一括でお答えをさせていただきます。

マーラン船造船技術については、同技術が国または県の文化財に指定されていないことから、保持者や保存会等の認定はありません。マーラン船造船技術者とその文化財の価値については、うるま市教育委員会が、越来治喜氏を無形民俗文化財マーラン船の建造技術の保持者に認定しております。越来氏が継承している多様な沖縄固有の木造船建造技術は、その歴史を知る上で貴重であり、学術的にも評価が高いことから、文化財としての価値を有しているものと考えております。

県教育委員会としましては、マーラン船造船技術の指定について、本県における伝統的な造船技術の実態把握に努めながら、その指定のあり方等を含め、文化庁や県文化財保護審議会、関係市町村と意見交換を進めていきたいと考えております。

次に、４の普天間高校移設・移転についての御質問で、軍用地跡地利用での学校建設についてお答えいたします。

駐留軍用地跡地における学校施設の整備については、確認できたところでは、例えば、牧港住宅地区であった那覇新都心地区において、天久小学校、銘苅小学校及び那覇国際高校、また、那覇空軍・海軍補助施設であった小禄金城地区において、金城小学校、金城中学校及び那覇西高校などがあります。

次に、５の教育問題についての御質問で、県が関与している奨学金についての御質問にお答えいたします。

県が実施する大学生向けの給付型奨学金としましては、平成28年度に創設した県外進学大学生奨学金があります。また、沖縄県を含む関係団体で構成する沖縄子どもの未来県民会議では、県内外の企業等からの寄附を原資として、児童養護施設を退所後に大学等へ進学する子供たちへの給付型奨学金を実施しております。経済的な理由で修学困難な高校生に対する奨学金としましては、沖縄県国際交流・人材育成財団が実施する無利子の貸与型奨学金があり、その貸付原資に対しては、県からの補助も行っております。

次に、同じく５の(2)、選考基準と制度についての御質問にお答えいたします。

県の給付型奨学金は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的とした制度であります。このことから、選考においては家計の所得水準や成績要件等、一定の基準を満たす者を対象としております。また、沖縄子どもの未来県民会議が実施している給付型奨学金の対象者は、施設等の退所者または里親等の委託が解除される者で、大学、高等専門学校及び専修学校へ進学する者となっております。

沖縄県国際交流・人材育成財団の高校生への貸与型奨学金は２種類あります。高校育英貸与奨学金については、学力基準を平均評定3.0以上とし、家計基準は県立高校の４人世帯の場合、おおむね年収737万円未満となっております。高等学校奨学金については、学力基準は勉学意欲を有する者とし、家計基準はおおむね427万円未満としております。当該奨学金では、昨年度、基準を満たす希望者全員に貸与決定しております。

次に、同じく５の(3)、経済状況への配慮と県内大学等も含めることについての御質問にお答えいたします。

県外進学大学生奨学金は、経済的に県外進学が困難な状況にある生徒を対象としていることから、その選考に当たっては、応募生徒の家計状況を重要な基準としております。具体的には、４人家族の場合には、おおむね年収400万円以下を推薦基準としております。なお、平成28年度に給付決定した奨学生25名のうち、おおむね年収250万円以下とされる住民税非課税世帯は、その６割の15名でありました。県内大学等も含める拡充につきましては、今年度から開始され、県内大学等への進学者も対象とし、本県の県立高等学校に754人の推薦枠が示されている国の給付型奨学金制度による支援状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４、普天間高校移設・移転についての御質問の中の(2)、用地取得の状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、普天間高校の用地取得に向けて、８月22日の宜野湾市の新城公民館を皮切りに、23日の喜友名公民館、24日の普天間三区公民館、27日の中央公民館と、計４回の地権者説明会を実施いたしました。また、８月29日には跡地利用推進法に基づく特定事業の見通しを定め、用地取得を開始したところであり、今後も引き続き、地権者の戸別訪問を実施することとしております。

次に、同じく４の(3)と(4)、期限内の用地取得と延長要請についての御質問、これらは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。

沖縄県といたしましては、宜野湾市及び市地主会等の地元関係者の御協力を得ながら、今年度末までに必要面積を確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。目下地権者の戸別訪問に全力で取り組んでいるところであり、現時点において、引き渡し期限の延長については考えておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　御答弁ありがとうございました。

まず最初に、国民保護訓練について再質問を行いたいと思うんですが、米軍の参加はどの程度の参加がありましたでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

国民保護訓練、これまで４回やっていますが、それには米軍はまず参加していないということです。

これまではいわゆるテロを想定した、地元でやったものは20年度はうるま市内で爆破テロがあったとか、21年度もうるま市の大規模集客施設で爆破テロがあった。24年度には、那覇市内の大規模集落施設の化学剤散布テロを想定、25年度は、北谷町野球場での爆破テロ、そういったものを想定して内閣官房、消防庁、自衛隊、第11管区海上保安部等々参加してございますが、米軍は参加はしてございません。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　これは自衛隊も含めて防災に関しては、防災も国民保護訓練も自衛隊、米軍ぜひ参加を要請すべきだと私自身は考えております。

先ほど答弁の中で日本政府から要請があればしっかりやりますという答弁があったんですが、要請がなくても今現状、北の状況を見ますとこれだけ広範囲の我々沖縄県の首長として、地域全体の安全・安心を守っていくためにはやはり知事は率先して頑張るべきだと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

国民保護、正式には武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、我々この法律に基づいて今後ももっと具体的な訓練を実施しないといけないと思っていますが、その法律の構成で米軍への働きかけという項目がございません。この法律に基づいて沖縄県を初め関係市町村、全国的に計画入れていますけれども、米国とのそういった対応についてのものが指針としてないものですから、法律の中にもですね。先ほどのような答弁をさせていただいたということでございます。

この件につきましては、政府において今後またいろいろ議論がなされるものかというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　今現在沖縄県の周辺の安全保障の環境ということを見ますと、今やらないといつやるのかという現状だと私自身は考えているわけですが、それでもやはり今いろいろ考えるところがあるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

我々はやはり国民の生命財産、また沖縄県としては県民の生命財産を守る立場から国民保護法制に基づいてしっかり計画もつくってございますので、それに基づいて自衛隊等との連携というのはそれは大変重要だと思っております。そういったことはこれからも訓練等を通してしっかりやってまいる所存でございますが、米軍との関係につきましては先ほども御答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　質問を変えますけれども、土木部長、伊計平良川線の件、御答弁大変ありがとうございました。その中で、景観・デザインについて、地元では、宮城島の４自治会から、大道松原、これは具志頭親方、蔡温が植林したと言われる松並木があったそうですが、それの復元とか、あるいは琉歌で歌われた平敷屋朝敏の奥さんと言われるマガミの本島に帰りたいという歌、高離節という歌をうたったと言われる広場、ロードパークをつくってもらいたいという陳情要請もあるんですが、それについて部長としての考え方はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今、仲田議員御指摘の要請というのは、地元の自治会からうるま市に出されて、うるま市のほうから中部土木事務所のほうに要請があった件だと理解しております。その際にもうるま市のほうとは調整しているようですが、基本的に景観に配慮した設計に努めるというスタンスで、地元の意見を聞きながら何ができるのか、できる限り意向を反映できるようなことを少し検討していきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　教育長、奨学金、これ私は１期目からずっとやってきましたけれども、やっぱり人材育成、これは本県としては絶対欠かすことのできない、大きな本当に一大事業だというふうに考えております。

この給付型が本年度から実施されるということ、本当に感無量でありますけれども、この給付型、県がそれを遂行することによって民間企業、特にオリオンビールさんが県の動きに準じた給付型の奨学金を開始しているわけですが、民間団体で、民間企業でその給付金を実施している企業を掌握していらっしゃいますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時17分休憩

午後５時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　失礼しました。

代表的なものを紹介いたしますと、折田財団、これはサンエーさんでございます。それと琉球新報社、それとオリオンビール奨学財団という企業・会社の皆様

が給付型奨学金を創設しております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　資源の乏しい沖縄県においては、こういうふうに官民一体となって人材育成をしっかりやっていく必要がありますし、今知事、知事、国においても総理の会見を見てみますと消費税10％に上げることによって増税となる５兆8000億円、そのうちの４兆円を福祉と子ども・子育て・教育に充てたいと。黒字化を延長してでもそうやりたいと国も今しっかりそういった方向で動いていますので、ぜひ沖縄県は全国に先駆けて人材育成の制度をしっかりと充実させていただきたい。

これは要望をして質問を終わります。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、10月２日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時21分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　平　良　昭　一

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成29年10月２日

平成29年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　５　号）

平成29年
第　5　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成29年10月２日（月曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第5号

平成29年10月２日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第９号議案　財産の取得について
乙第10号議案　財産の取得について
乙第11号議案　財産の取得について
乙第12号議案　財産の取得について
乙第13号議案　財産の取得について
乙第14号議案　訴えの提起についての請求の追加について
乙第15号議案　訴えの提起について
乙第16号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第18号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第19号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第20号議案　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第３号　平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成28年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成28年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成28年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（47名）

議　長	新　里　米　吉　君	20　番	山　川　典　二　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	21　番	花　城　大　輔　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	22　番	又　吉　清　義　君
2　番	玉　城　武　光　君	23　番	末　松　文　信　君
3　番	親　川　　敬　君	25　番	渡久地　　修　君
4　番	新　垣　光　栄　君	26　番	玉　城　　満　君
5　番	次呂久　成　崇　君	27　番	仲　村　未　央　さん
6　番	宮　城　一　郎　君	28　番	照　屋　大　河　君
7　番	大　城　憲　幸　君	29　番	仲宗根　　悟　君
8　番	金　城　泰　邦　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	31　番	金　城　　勉　君
10　番	新　垣　　新　君	32　番	砂　川　利　勝　君
11　番	座　波　　一　君	33　番	具志堅　　透　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	34　番	島　袋　　大　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	35　番	中　川　京　貴　君
14　番	平　良　昭　一　君	36　番	座喜味　一　幸　君
15　番	上　原　正　次　君	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
16　番	当　山　勝　利　君	38　番	新　垣　清　涼　君
17　番	亀　濱　玲　子　さん	39　番	瑞慶覧　　功　君
18　番	當　間　盛　夫　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
19　番	上　原　　章　君	42　番	比　嘉　京　子　さん

43番	大城一馬君	47番	仲田弘毅君
45番	糸洲朝則君	48番	翁長政俊君
46番	照屋守之君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田　優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城　武君	総務部財政統括監	宮城　力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員	阿波連　光君
		警察本部長	池田克史君
保健医療部長	砂川　靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君		
		代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城　理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第5号議案まで、乙第1号議案から乙第20号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　おはようございます。

一部取り消しがありますので、前もって報告いたします。

件名1の児童心理治療施設について、小項目(2)のイ、「県教育委員会内において県立学校としないと決めた会議はいつですか。また、理由をお聞かせください。」を取り消します。そしてもう一点、知事の政治姿勢について、小項目(2)「沖縄県ワシントン事務所の成果をお聞かせください。」についてですが、我が会派は、去る9月10日から16日、米国政府高官や上院・下院議員との意見交換、そしてシンクタンクとの意見交換で、今回成果の問題で全く大きな見解が違うので、平行線になりますので、我が会派は成果がないと思って、私は取り消しを行います。

それでは、一般質問を行います。

児童心理治療施設について。

(1)、児童心理治療施設に係る学校教育の他府県の状況について。

ア、平成28年度に児童心理治療施設に係る分校として県立で開校した県があると聞きましたが、そこは何県ですか。また、平成30年度に県立で開校する県や市町村立から県立へ移管するところはどこか。あわせて平成31年度に県立の特別支援学校の本校ができる予定の県はどこか、お聞かせください。

イ、糸満市教育委員会の要望と沖縄県教育委員会が

県立としない理由をお聞かせください。

ウ、他県において県立として開設した特別支援教育の立場からの理由をお聞かせください。

(2)、県教育委員会と子ども生活福祉部との調整について。

ア、糸満市教育委員会が児童心理治療施設に併設する教育施設のことを知ったのは平成27年７月４日の新聞紙上ですが、そのときから糸満市立学校ありきの提案でした。児童心理治療施設に併設する教育施設のことについて沖縄県教育委員会が把握したのはいつですか、お聞かせください。

ウ、平成26年度に子ども生活福祉部と県教育委員会との調整が行われたその内容をお聞かせください。

(3)、児童心理治療施設に併設する公立学校分校及び分教室の分校の学校教育を行う上で必要となる施設整備及び維持管理に関する費用については県が負担すると聞きましたが、沖縄県においてはどうなりますか、お聞かせください。

件名２、南部振興について。

(1)、沖縄経済発展及びアジア経済戦略構想には、物流拠点の拡大が必要と考えていますが、県の見解を求めます。

小項目(2)、前回の定例会でも述べましたが、振動型瞬間冷凍の導入に向けた本格的な検討委員会及び協議会を行っていただきたいのですが、県の見解を求めます。

件名３、知事の政治姿勢について。

小項目(1)、次年度における一括交付金（ハード・ソフト交付金）を県が５、市町村が５の割合で予算化を求めますが、知事の見解を求めます。

(3)、知事は、訪米時にアメリカ政府高官とお会いしたことがありますか。お会いしたことがあれば中身をお聞かせください。

(4)、知事がアメリカ訪米時に連邦議員（上院・下院）との意見交換を行った中身をお聞かせください。

(5)、知事がマイク・モチヅキ教授との意見交換を行った中身をお聞かせください。

(6)、知事のアメリカ訪米におけるシンクタンクとの意見交換の中身をお聞かせください。

(7)、ＳＡＣＯ合意に基づく世界一危険な普天間基地を辺野古移設に新基地と決めつけるのは、知事の本音は日米安全保障について反対なのか。また、知事は保守と言いながら、オール沖縄の実態は革新・共産党と手を組むことに日米政府関係者から理解できないとの声をどのように受けとめていますか。知事の見解を求めます。

(8)、知事は那覇市長時代から、龍柱を初め中国歓迎で親中派として広く沖縄県民や日本国内で知れ渡っていますが、なぜ、沖縄県民が恐怖におびえる尖閣におけるたび重なる領海・領空侵犯について、中国国家主席とお会いしながら、県民が不安におびえる声を言わないのか。多くの沖縄県民や日本国民は、翁長知事に対し親中派は理解していますが、翁長知事は沖縄県民ではないのか、日本国民ではないのか、厳しい現実の声をどのように受けとめていますかお伺いします。

件名４、我が党の代表質問について。

我が党の花城大輔議員が述べた件名１、知事の政治姿勢について小項目(4)、政策参与の高率補助は要らないという問題発言について知事の任命責任を、見解を伺います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

新垣新議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の３の(8)、尖閣諸島をめぐる問題についてお答えをいたします。

中国要人との面談につきましては、日中間の経済交流の発展等を目的とする日本国際貿易促進協会の訪中団に参加したものであったことから、尖閣諸島をめぐる問題については発言しておりません。しかしながら、尖閣諸島をめぐる問題につきましては、宮古・八重山地域の住民に不安を与えていることを重く受けとめ、去る８月14日の小野寺防衛大臣との面談の際に、尖閣諸島周辺における安全確保について特に言及し、要請したところであります。

沖縄県としては、尖閣諸島をめぐる問題につきまして、今後も正確な情報の収集に努め、国の関係機関とさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の児童心理治療施設についての御質問で(1)のア、県立特別支援学校での開校等についてお答えいたします。

児童心理治療施設に係る学校等については、今年度、全国で本校・分校・分教室等を含め46校となっております。このうち県立特別支援学校が６校あります。平成28年度に千葉県が県立特別支援学校の分教

室で開校しており、平成30年度には佐賀県が分校、平成31年度には山梨県が本校として開校予定で、また、平成30年度に長崎県が市立小中学校の分教室から県立特別支援学校の分教室に移管する予定であると聞いております。

次に、１の(1)のイ、糸満市の要望等についての御質問にお答えいたします。

糸満市教育委員会においては、児童心理治療施設に併設される分校について、県立特別支援学校での設置を要望しております。しかしながら、児童心理治療施設への入所が想定される児童生徒は、子ども生活福祉部が実施した実態調査によりますと、現在、小中学校の通常学級や、同じく小中学校の特別支援学級に通学している児童生徒となっております。そのため、入所が想定される児童生徒は特別支援学校の対象ではないことから、通常の小中学校で教育を受けることが適切であると考えております。

次に、１の(1)のウ、他県における県立での特別支援学校開設についての御質問にお答えいたします。

特別支援学校は、学校教育法施行令第22条の３に該当する児童生徒を対象としております。他県において、県立として開設しているのは、特別支援学校において病弱に該当する児童生徒への教育を行う必要性からであると理解しております。

次に、１の(2)のア、県教育委員会が把握した時期についての御質問にお答えいたします。

平成26年度に開催された会議において、子ども生活福祉部から、児童心理治療施設開設に伴う学校教育機能の確保について、情報提供と協力依頼があり、当時は、施設の運営法人及び設置される市町村は未定で、公募による選考を経て決定する予定であると説明を受けております。

県教育委員会が糸満市への設置について把握したのは、平成27年７月４日の新聞報道後であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１の児童心理治療施設についての御質問の中の１の(2)のウ、児童心理治療施設に係る子ども生活福祉部と県教育委員会との調整内容についてお答えします。

平成26年度の県教育委員会との会議におきまして、当部における児童心理治療施設の設置に向けた取り組み状況等の情報を共有し、併設する学校教育に関する協力を依頼しております。当時は、施設の運営法人及び設置される市町村はまだ決定しておりませんでしたが、県教育委員会関係部署との間で必要な情報収集を適宜行い、準備をしていたところです。

次に、１の(3)、児童心理治療施設に併設する分校の費用負担についてお答えいたします。

児童心理治療施設に併設する学校教育施設につきましては、施設整備に係る費用の全額を法人へ補助するものとして、今年度予算に約３億9000万円を計上しております。また、学校教育の実施に係る維持管理費等の詳細につきましては、現在、糸満市教育委員会等の関係機関との協議を進めているところであります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、開設に向けた取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２の南部振興についての質問のうち(1)、物流拠点の拡大についてにお答えいたします。

沖縄県では、アジア経済戦略構想において、国際競争力のある物流拠点の形成を重点戦略として位置づけております。このため、南部地域においては、那覇空港の機能強化や那覇軍港、那覇港エリア等の活用による国際物流機能の拡充とともに、臨空・臨港型産業の集積促進などに取り組んでおります。この中で、物流拠点については、那覇軍港の国有地部分など産業用地として利用可能なエリアを拡大し、国内外からの投資や企業誘致を推進することで、自立型経済の発展につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、南部振興についての御質問の中の(2)、振動型瞬間冷凍施設等の導入に向けた協議会についてお答えいたします。

県では、高度冷凍技術等の検証を行うため、平成27年度から鮮度保持技術と戦略出荷によるブランド確立事業により、高度冷凍技術を活用した冷凍カット野菜の試作などを行ってきたところであります。平成29年度は、高度冷凍技術等の費用対効果の調査を行うこととしており、その結果を踏まえた上で、その活用の可能性について関係団体と協議していく予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　３、知事の政治姿勢につ

いての御質問の中で(1)、一括交付金の県・市町村間の配分割合についてお答えをいたします。

ソフト交付金の県と市町村間の配分については、これまでも知事と41市町村長で構成される沖縄振興会議において決定されております。平成30年度における県と市町村間の配分額については、平成29年１月に開催された沖縄振興会議において、当初の配分の考え方やこれまでの経緯を踏まえ、改めて協議することと決定されており、今後、協議を進めてまいります。また、ハード交付金につきましては、土木、農林水産、教育などの分野別の契約実績や執行状況等を踏まえ配分した上で、それぞれの分野において事業進捗状況などを勘案し、市町村に配分されております。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で(1)、政策参与の任命責任についてお答えをいたします。

県としては、内閣府一括計上や高率補助を含む国の沖縄振興策は引き続き必要であることをこれまでも県議会答弁等において明らかにしているところであり、また、内閣府との意見交換の場でも、はっきりと県の見解を説明していることから、報道された池宮城政策参与の発言が平成30年度概算要求に影響を与えたものとは考えておりません。なお、発言の趣旨について御本人に確認したところ、制度がなくなったときのことを想定して、類似県と同じ仕組みでやっていけるのであればという前提において発言したものであり、これまでの沖縄振興策そのものは高く評価するとのことでした。したがいまして、池宮城氏を政策参与として委嘱したことについては、特に問題ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　３、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、訪米時の政府高官者等との面談内容等についてお答えいたします。３の(3)、３の(4)及び３の(6)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

知事は、これまで３回訪米しており、マケイン上院軍事委員会委員長などの連邦議会議員31人、国務省のヤング日本部長などの政府関係者４人、そのほかモンデール元副大統領や米外交問題評議会、米戦略国際問題研究所などのシンクタンク、連邦議会調査局などと意見交換等を行っております。知事からは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係がこれまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと理解していること、しかしながら、国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.4％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けており、基地の整理縮小が必要であること、基地に起因する被害が多いこと、そして銃剣とブルドーザーで住民を追い出して基地を建設した沖縄の基地建設の歴史的経緯などについて説明しております。また、現在、新基地建設が行われている辺野古大浦湾の自然環境は世界的にも貴重な生物多様性が残された奇跡的な海であること、基地負担の固定化につながる辺野古新基地建設に反対する民意は示されていることなどを説明しております。先方からは、この問題についてもっと理解を深めたい、非常に重要な問題だと認識している、知事の立場はよくわかったなどの発言がありました。

次に、３の(5)、マイク・モチヅキ教授との意見交換についてお答えいたします。

知事とマイク・モチヅキ教授は、これまで訪米の際や教授が沖縄を訪問した際に意見交換を行ってまいりました。ことし７月に教授が沖縄を訪問した際には、知事から、最近の辺野古新基地建設の工事状況や国内の状況等について説明を行いました。教授からは、最近の北朝鮮や中国の動向を踏まえたアメリカ側の状況等に関する説明や助言がありました。

次に、３の(7)、日米安全保障体制とオール沖縄についてお答えいたします。

沖縄県は、日米安全保障体制については、これまで日本と東アジアの平和と安定の維持に寄与してきたと考えております。しかしながら、戦後72年を過ぎても日本の国土面積の約0.6％の沖縄県に、約70.4％もの米軍専用施設が存在し続ける状況は異常としか言えず、到底容認できるものではありません。知事は、沖縄の基地問題を解決するためには、県民の心を一つにしてオール沖縄で立ち向かう必要があると考え、オール沖縄で普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回に取り組むことに賛同する方々と行動をともにしているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　この児童心理治療施設について再質問を行います。

平成29年９月、糸満市議会定例会で決議がなされています。その中身をまずお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

「議案第60号」で、「「糸満市立学校設置条例の一部を改正する条例について」に対する附帯決議」でございますが、決議本体を読ませていただきます。

まず、

1、貧困率の高い沖縄県においては児童虐待に起因する心因性の課題を抱えた児童・生徒も少なくないため、福祉と教育がしっかりと連携した特別支援のあり方についての総合的な見直しを行い、市と県が責任を持って課題を抱えた児童・生徒のよりよい教育環境づくりに努めること。　2、糸満市教育委員会の運営に支障が生じないよう、沖縄県に対し個々の児童・生徒の実態に応じた安定的な教職員や精神保健福祉士等の人的配置を保障するとともに、予算の確保及び施設面の整備については、事業推進者である県及び児童心理治療施設の設置者である設置法人の責任において対処する体制づくりをするよう県に対し要求すること。　3、沖縄県全域から子供たちを受け入れることから、今後の諸問題の解決に当たっては、県に対して事業推進者としての責任を求め、関係機関と協力して早期に総合的な体制づくりを県に対し要求すること。　4、糸満市立米須小学校大度分校、糸満市立三和中学校大度分校の設置、運営開始後も行政責任を果たし分校の糸満市から沖縄県への移管要求をすること。 以上決議する。というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　先ほど私も質問いたしました小項目アの部分、他の府県、市立から県立に移していますよね。その中身を具体的に、この状況をなぜ市立から県立に移したかという中身と、これ１点目。２点目、教育庁と子ども生活福祉部、市立から県立に移したというこの理由、その現場を見たことありますか。お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　市立から県立へ移管したのが、例えば長崎県とかございます。私は、そう移管したところは実は行ったことは、確認したことはございませんですが、長崎県の状況は、なぜ移したかというのはちょっと明確なものがないんですが、ただ県のほうで対応するのは特別支援学校として、特別支援教育が必要なその該当する病弱というものに該当する児童生徒を対応するという形に変わったということでございます。従来、特別支援学校に該当しない通常学級のほうで対応できる生徒については、当該施設の学校から、実は地元の小中学校へ通学させる対応に変わると。要するに、役割分担を整理して、重いというか病弱として対応する分は併設の県立のほうに移管した学校のほうで対応すると。そうじゃない通常の学級で対応できる分に関しましては、従来はこの併設の学校で対応していたものを地元の小中学校に通学してもらうというふうに整理したというふうに聞いてございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　全くでたらめな回答です。山梨県が31年に開校を目指しています。山梨県は、全国の事例を調べています。この児童心理治療施設。通常の小中学校の特別支援学級ではもう対応ができないというのを１点目、２点目に――知事も聞いてください。地方交付税が支援員をふやす、この児童心理治療施設に支援員をふやさないといけないと。軽いから重いまである。通常の小中学校で見切れないから、状況も調べているから県立で請け負ってほしいと、それが１点目。２点目、税収が上がれば上がるほど、市税が上がれば上がるほど地方交付税は削減されてくるという問題も重ねてあると。３点目、障害者の子を持つ親の意見、教育の立場から学校教育法施行令第22条の３をしっかり山梨県は鑑み、慎重に親の目線に立って、県民に寄り添いやっているんです。

沖縄県の場合は、全く市立ありきで押しつけて、糸満市に対して、前市長時代から、上原裕常前市長時代から当時の市も、これは県立でやってくださいと、そういう形で苦渋の決断で糸満市は受け入れているんです。それを子ども生活福祉部の部長に伺います。これが１点目。

２点目、なぜ糸満市にこうやって押しつけたんですか。糸満市はやりたいと言っていませんよ。私はしっかり糸満市のこの担当職員、継続されています、前市長から。この担当者が聞き取りもしっかりして、データもちゃんとメモもとっています、沖縄県との。なぜ糸満市に、あの場所にやるのかという意見もあるんです。この観光農園、どのくらいの面積ありますか。過去どういう背景だったんですか。箱物つくったら50年という責任を持つんですよ。あの地域、発展するな、観光農園、発展するなという強引な押しつけですよ。去る９月定例会、９月28日の決議でも、２人が

反対しました。心理治療施設は必要な施設です。だがこの場所にはそぐわないと、地域住民の声もある。そして、地域は賛成しましたか。子ども生活福祉部、これが１点目。

２点目、なぜ部長、あなたは糸満市長に対して、私は担当の統括監にも言いましたよ。ちゃんと部長と教育長、副知事も並べて、市長と糸満市の教育長のところにも行きなさいと、御挨拶に行きなさいと。平行線の意見交換だと聞いておりますが、なぜそういったきちんとした誠意ある対応ができなかったのか。その見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

まず、市立の小中学校にしたかという点でございます。

この件につきましては、まず入所対象となる児童がどのような教育が適切であるかということで、平成27年11月に一度、いわゆる入所が適切であろうという児童を調査いたしました。その中で、市立の小中学校の通常学級であるとか、特別支援学級に通っているお子さんだったということがありましたので、まず県立特別支援学校の対象となるような重度なお子さんがいなかったということで、まず市立の小中学校なのかなというふうなことを部としては考えておりました。また、この件につきましては、県と市の教育委員会で協議をして、当面は市立の小中学校を基本にしましょうということで、これについては、平成28年12月にも糸満市教育委員会、それと県教育委員会、それと県・私ども子ども生活福祉部の３者で、その糸満市立米須小学校、それと糸満市立三和中学校の分校でということで基本的な方向、基本方針の確認はさせていただいたところでございます。あわせて、ことしもまたもうそろそろ30年４月の開設を見込んでおりますので、ことしの８月にも実態調査をいたしました。そうしたら、同じくやはり市立の小中学校の通常学級であるとか、特別支援学級に通っているお子さんが対象になるというふうなことがございましたので、状況としては今現時点、変わってないなというふうに思っております。

それと次に、自治会への説明等をまずお答えさせていただきます。

この間、児童心理治療施設の設置に当たっては、県のほうとしてもしっかり取り組んでいかないといけないということで、私も市長に直接お会いして、５回ほど直接訪問いたしました。そのときには、副市長、それと教育長も同席しておりました。28年５月に最初に、いわゆる前市長のときにお伺いさせていただいて、選挙でまた市長がかわりましたので、そのときにもすぐ行って、状況を御説明させていただいて、どういうふうな形でやっていくかということをこの間ずっと調整させていただきました。学校の建設であるとか、いわゆるスケジュールの話であるとか、小中学校の話ですとか、あと維持管理の話等々何度もさせていただいたところでございます。そのとき、糸満市長、現市長のほうから、ぜひ自治会のほうにも御説明してくれという話がありました。それで、当初私たちとしては、まず糸満市に設置するということでしたので、糸満市の皆さんのほうに案内をいたしました。そして、これは御説明をいたしたところでございますけれども、やはり全体ではなくて、摩文仁とか大度の自治会にもしっかり説明してくれという話がございましたので、昨年の12月に住民説明会をまずやって、その後１月に摩文仁の自治会――これは平成29年１月です。また、平成29年２月には、大度の自治会に意見交換をさせていただいて、そのときに一応開発行為同意書ということで、それぞれの両自治会からも、摩文仁の自治会、それと大度の自治会からもその建設についての合意をいただいたということで、一定程度その住民の御理解はいただいているのかなと思っております。

また、あわせて先ほど新垣議員からお話ありました副知事もということでございましたけれども、まず副知事のほうに現状を御説明させていただいて、当該施設の進捗状況については、まずしっかり当部のほうで糸満市と関係者と調整を行って適切に対応していきたいということで御報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

○新垣　　新君　教育長も連れていけって、何で連れていかなかったかというのを答弁してないよ。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　教育委員会の担当者は、ぜひお願いしたいということで、当時、私と一緒に教育委員会の担当者も同席させていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ちょっと趣旨を確認させていただきたいんですけれども、山梨のほうが全国調査をされたという話なんですが、それは置きまして、交

付税のお話からですけれども、交付税はちょっと私で答えていいかどうかなんですが、確かに交付税は基準財政需要額と基準財政収入額の差額を交付税として交付されます。この交付税措置というのは、市とも非常に交付税という制度は私も一緒に仕事をやった関係もありますので、詳しい方ですけれども、需要額に算定するのが交付税措置という形になっておりまして、税収が標準的に、理論的に計算した税収との差が交付税という形で交付されるということで、これは既存の、今回の情短施設に併設される学校だけじゃなくて、今既にある小学校、中学校、高校のほうもそうなんですけれども、同じように算定されておりますので、それもそういう仕組みだということで御理解いただければと思います。

あと親御さんの意見ということでございましたけれども、小学校、中学校の設置は、まず市町村が設置する義務が学校教育法上ございます。特別支援学校は県のほうで対応してございますけれども、この今回の情短施設に入所予定している子供さんがどういう状況かというのは、福祉部のほうで調査した結果で見ますと、こちらとしては、特別支援学校に入るべき子供さんではないんじゃないかということでございます。その辺は、最終的には市町村教育委員会がまず子供さんの状況を見まして、あと県の就学審査委員会というところで、ドクターも踏まえて判断をすることになりますけれども、特別支援という教育を受けるのか、通常の学校で通常学校の教育、小中学校の教育を受けるべきなのかというのは、あくまでも教育的な見地から判断されるべきじゃないかなというふうに考えてございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　言いわけですね。山梨県、ちゃんと調べてないですよ。ちゃんと申し上げますよ。山梨がなぜ県立で引き取ったか。小中学校で、もう教員も支援員も手に負えないから、現場を知って、全国的なニーズを知って、専門性の高い教員の手厚い配置による児童生徒一人一人のニーズに応じ、きめ細かな指導の可能性を図っていく。２点目、厳しい課題を抱える児童生徒が入所や通所をしながら通学をする学校であることから、配置した校長が責任を持って施設内の医師や心理士など専門家と迅速に連携し、教育の質を高めていく。手に負えないから、全国的なニーズは、今県立で背負ってくれと、そうなっているんです。

知事、県民に寄り添うという、障害者をいたわるという条例ができました。私は、障害者を抱える家系を持っています。苦しみや悲しみ、生まれてきたくなかったけどこのような気持ちを背負っている、親の気持ちや家族の気持ち一番わかります。沖縄県としては、しっかり子供たちを教育していく、これは県が責任を持っていくんです。先ほど言ったような形で、子ども生活福祉部長、地域住民は納得していませんよ、全く。県民に全く寄り添ってないですよ、合意ないですよ。だから糸満市議会でもこんな決議が上がってくるんでしょう。

ですから知事にお願いしたいんです。この児童心理治療施設、県が引き取ってほしいんです。もう小中学校で手に負えないと、軽度から重度まであります。現場を知らないんです。見たことないでしょう、山梨県も、あなた方は。なぜこうなったかと。これはしっかり糸満市は苦渋の決断で受け入れますよ。だからこれ県立で引き取ってほしいんです。知事、検討していただけませんか。知事の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の児童心理治療施設についての御質問にお答えいたします。

今回、議員が説明することによって、私も答弁調整の中でいろいろお聞きをしました。今議員がおっしゃるところまでの深い説明はございませんでしたが、いずれにしろ、障害を持っている方々、いろんな形がありますけれども、それはやはり行政として、しっかり一つ一つ対応していかなきゃならないと思っておりますが、私が知事に就任してからという意味では、特別支援学校、これはもう再来年ぐらいから動いていくような形でやっております。重度、あるいはまた軽症というのもいろいろあると思いますけれども、今おっしゃるように、糸満市のほうでやっていく。そしてその中でいろいろ県とのやりとりもあったと。その課題等があるところから、私がまだ深く承知してないところの、きょう深い議論もお聞きしましたので、思いは一緒ですから、その深い議論の、なぜなかなか簡単でないのか、あるいは全国的にどれぐらいそのような形でされているのか、しっかり調査して研究をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　知事、糸満市の教育委員会を初め、糸満市長も初め、もうこれ県立で引き取ってほしいと、どうしてもと。もう全部調べてきて、現場も見てきているんです、糸満市は。先進地も見に行こうと沖縄県は糸満市も連れていかないし、押しつけばかり、市立でやれみたいな。現場もわからないし。障害者に優しい県民に寄り添う社会づくりという条例ができました。私はそれに沿ってないと思っているんです。障

害者の立場に立って、親や家族の気持ちが全然伝わっていない。その見解を、知事、内部でもっと寄り添うという気持ちを持っていただきたいんです。再度見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　この間ずっと糸満市と話をしてきました。当然ながら、今後もその30年４月を目指して、まず施設の開設をしますが、ずっとこの間、これからもしっかり、沖縄県、子ども生活福祉部も、また教育委員会もかかわって、どういう形が学校教育としていいのかというのは、しっかり議論をしていきたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　教育長、糸満市教育委員会は、これはできませんと。市立でやりたくないと、はっきり明確に言っています。再度、糸満市長及び関係部署も市長と向き合って、ぜひ県立に向けた話し合いを持っていただきたいんですけれども、教育長の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　市長と教育長としっかり話し合いはしていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　そのときに、担当副知事、知事は忙しいのはわかっています。担当副知事も一緒に糸満市長と教育長のところ、担当部長もぜひ誠意ある対応を持ってほしいんです。ぜひこれは県立で請け負っていただきたいんです。再度、担当副知事の浦崎副知事に答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君）　知事がもう答弁いたしましたように、児童心理治療施設につきましては、必要な施設でございますので、建設するため進めてまいりますけれども、今我々側も前市長とそれから現市長含めて５回ほど会ったり、教育委員会とも会ったりしておりますけれども、なお話しする必要があるということを御提案でございました。私もそのような方向だと思いますので、話し合いをさせて、私たちも同席させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ありがとうございます。ぜひ強く糸満市民の声を届けます。県立で受け取っていただきたいと思います。親の立場、県の教育サービスのよさをぜひ県民にわかりやすく、期待をして強く要望いたします。この件につきまして、12月も一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次年度における一括交付金について、５対５、通称１対１の問題でございます。

知事、次年度は105億円の一括交付金が減額されます。本当に市町村は悲鳴でございます。まずは向き合うのは当然で、協議はしているというのは聞きましたが、再度、５対５にしましょう。どうですか、市町村の悲鳴。謙虚に受けとめるべきではありませんか。伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

先ほど御答弁させていただきましたけれども、30年度の配分に向けましては、先ほどことしの１月に開催されたこの振興会議において、当初の配分の考え方、そしてこれまでの経緯を踏まえて協議をすると、改めて協議するということで、これからしっかりと市町村と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ市町村と向き合うときに次年度は５対５を強く要望いたします。

市長会、町村会、沖縄県の市町村・議長会も、話し合いが終わらなければ国に行くというぐらいの意気込みがありますので、どうか話し合いで円満で、５対５を強く求めて、県民の声をお伝え申し上げます。

続きまして、知事の政治姿勢についての問題でございます。

座喜味一幸議員が述べた公安調査庁の平成28年度国内情勢報告で、「沖縄で、中国に有利な世論を形成し、日本国内の分断を図る戦略的な狙いが潜んでいるものとみられ、今後の沖縄に対する中国の動向には注意を要する。」というこの指摘。見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

公安調査庁の見解、そのときに私のほうからは、詳細については見解を述べるのはやらなかったわけですけれども、私どもも公安調査庁の報告書は見させていただきました。その際にも申し上げましたけれども、再質問の際にも申し上げましたけれども、そういったいろんなシンポジウム等行われているのは、それは事実だと思います。

ただ、今議員から御指摘のありましたような方向性、これはどういった、このシンポジウムが行われた、どうしてそういった形になるのか、これは私どもその背景を知るよしがないということで、前回そういった答弁をさせていただいたところでございます。しかも、この内容の部分はコラムのほうに入っている

わけでございます、本体ではなくして。そういったことからも、私としては、この件については見解を述べるのは適当でないということでそういう答弁をさせていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　沖縄県が中国に対する、中国の動向に注意を要するとは悔しくないんですか。なぜこういう形で書かれたんですかと。国家公安委員会にまで行って、公安に行って、抗議しに行く。意見を聞きにいくということはできないんですか。悔しくないんですか。伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、この部分がどうしてそういうような背景になったのか、しかもコラムの見解ですので、これについて県のほうがその部分について、また深く入り込んでと申しましょうか、さらに今議員からの御質問にありましたような背景を確認するというようなことは、そこまで私は必要性もないものだと。コラムで書かれているような公安調査庁のそういった一つの、何といいましょうか、見解の一つだというふうにしか捉えておりません。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　強く申し入れしますよ。サンゴを盗みに来る、沖縄の糸満市まで２回来ています。アカサンゴ盗みに、沖縄県全体に。尖閣における領海・領空侵犯で宮古・石垣の漁民、糸満からも尖閣に行って、漁をしている漁民もいるんです。悔しくないんですか、こんなこと言われて。強く抗議しますよ。これぐらいやらないと、知事。県民に寄り添っていませんよ。どれだけ痛い思いしているか、生活に打撃か。漁民の気持ちを考えたことありますか。ぜひこの気持ちに、知事、すごい中国との太いパイプがありますから、力強い抗議を要求いたしますが、知事の見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　コラムの話と、今いわゆる琉球独立とかそういったところの方々の見解では、中国の動向に注意を要するというようなものと、今の議員から御指摘の、いわゆるサンゴの違法採取、そういったものとは全く次元が別だと思っています。そういったことについては、サンゴの違法採取等については、当然これはしかるべき関係法令に基づいて行政としてやるべきことはやることだと思っております。ただ、私が先ほど来お答えしているのは、そういったさまざまな琉球独立等の関連で中国当局が沖縄県に入り込んでいるというようなことに注意を要するというようなことは、我々はその背景も事実関係も確認できない。しかもコラムでの記述ですので、これについては言及は避けさせていただきたいということを述べているところでございます。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今議員の御質問は、サンゴのいわゆる違法採取等についての御質問だと思いますけれども……

○新垣　　新君　漁民の苦しみ。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　これについては、その関係法令に基づいて、これは法令違反ですから、それはしかるべき部署から抗議等を行うべきだと、これは当然だと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　私が言うのは、沖縄県の立場というのを聞いているんですよ。これ法律上、わかっていますよ。それを聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県の立場は、これはやはり、先島のほうもそうですし、糸満の方、漁民もそうです。沖縄県民の生命財産、そういったものをしっかり守る。それはもう沖縄県の責務として当然あるというふうに考えております。そういった立場から、そういった法令違反等があれば、厳正に対応するということが県政の立場でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　次に移らせていただきます。見解が全く当たっていません。

次、辺野古の問題ですけれども、知事も落としどころ、いいかげんに考えるべきだと、前回の定例会で述べました。この辺野古について、私も間に入りたい。知事と一緒に。政府とのパイプありますよ。

そこで申し上げます。まず容認していただいて、この辺野古の基地を30年使用問題と決めて、30年後には日本政府、自衛隊が活用するという形で落としどころ。実は知事のオール沖縄の島ぐるみ会議の保守系の関係者もいますよ。これだったらいいよと、落としどころという意見もあるんですよ、実は。落としどころを探すのが先だと。大田知事はこのぐらいの落としどころ持っていたと。もうつんつんしないで落としどこ

ろを考えていくべきじゃありませんか、知事。伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の御質問にお答えいたします。

今突然30年使用、それが終わったら自衛隊というような案が出てきました。それよりもっといい案が幾つか今日までも出てきております。ですから、ワシントンに行かれたときも、マイク・モチヅキ先生といろいろ議論もされたと思います。それから公明党さんもしっかりとした案を出されておりました。それから、下地代議士も出されておったんですね。だからいろいろそういった案はあるんですが、そういった案の前に、いわゆる議論をするときには辺野古唯一という言葉の中で、それからいろんな作業部会とかいろんな形で話をする場合でも、とにかくやりとりができない。今もし仮に新議員の考えを私が申し上げて、向こうが、おうそれはよかったと手をたたけばいいんですけれども、いいと言うよりは――この案がいいというわけじゃないですよ――そういう議論ができるような環境がないんです。ですから、いろいろどんな話をしても辺野古唯一というものからは何の展望もない形でされていると思っております。ですから、これを私もいろいろ工夫をしながら、これからもやっていきますけれども、また新議員もせっかくパイプを持って間に入っていただけるわけですから、ぜひそういう労も……

○新垣　　新君　容認が前提ですよ。

○知事（翁長雄志君）　とって、議論もさせていただければありがたいなというふうに思っています。

○新垣　　新君　私が言っているのは容認が前提でございますので、お願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　会派、沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

通告に従って質問を行いたいと思います。

まず１点目、知事の政治姿勢についてでありますが、(1)、ワシントン訪米及びワシントン事務所の効果について。

ア、特に今回は議会調査局（ＣＲＳ）の役割と面談について、それから効果については後ほど質問したいと思います。

まずは役割と面談について、(ｱ)、ＣＲＳの役割、人員体制、主な業務等について答弁願います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

連邦議会調査局の年次報告書、ＣＲＳの報告書によりますと、連邦議会調査局の役割は、全ての連邦議員及び委員会に対して専ら直接従事し彼らの立法、監督、代表機能を支援しており、最も有益で適切な形で最高レベルの調査、分析及び情報面に関する支援を提供することとされております。主な業務は、立法問題に関する調査分析の報告書等の連邦議会への提供、インターネットでアクセス可能な報告書等のサービス、議員及び委員会の個別依頼への対応となっております。また、総人数について連邦議会調査局に確認いたしましたところ、585人から595人とのことであります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて(ｲ)、訪米時の面談相手これはＣＲＳに限定していただいて結構です。それから面談時間、面談内容等について説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時２分休憩

午前11時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　訪米時の面談相手等の御質問ですけれども、ＣＲＳのほうに具体的に個別にどういった方と会ったかということは先方の意向で氏名等については公表しないこととなってございます。それで総数だけ申し上げますと、連邦議会調査局とは計19名の方とはお会いしております。

○西銘　啓史郎君　答弁漏れです。

面談時間、それから……

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

面談時間ですが、おおむねＣＲＳとの面談時間は前回およそ２時間行いました。知事からは沖縄の過重基地負担の現状ですとか沖縄の基地建設の歴史的な経緯、また基地負担の固定化につながる辺野古新基地建設に反対していることなどを説明したところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　面談時間というのは１回目、２回目も行ったと思うんですけれども、それについても説明してください。訪米の１回目、２回目。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

連邦調査局との面談は27年５月とそれから29年１月、この２回の訪米の際に面談しているところでございます。

○西銘啓史郎君　質問は、1回目何時間、2回目何時間、3回目が2時間20分ということですけれでも、1回目、2回目はどうですかということです。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　５月とそれからことし１月のものそれぞれ２時間程度とっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　あとイですけれども、ＣＲＳの報告書について、(ｱ)、レポートの総件数についてお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

連邦議会調査局によりますと2016年度の年次報告書の件数ですが、新規報告書などの件数は1197件、アップデートした報告書などの件数は2471件となっており、計3668件となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　法案サマリーの執筆が漏れていると思うんですけれども、8000件くらいありませんか。法案サマリーの執筆ということで。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11分７分休憩

午前11時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

法律の附則説明に関する新規成果物、2012年の数字は216件持っているんですが、2016年の数字についてはもう不明ということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　さきの質問のときにＣＲＳの報告書、件数が私はもっと多いということをたしか言ったと思います、70万件ということで。これはこの資料によると（資料を掲示）　議会に対して約70万件の調査依頼等への回答及びサービス提供を行っているということでＣＲＳが扱っている件数というのは莫大な件数だと僕は理解しているわけです。まずそれは数字の確認を引き続きお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　さきの議会で西銘議員から約70万件、これは2012年度の数字でございまして69万8179件とございますけれども、その主なものはホームページの閲覧数で、これが一番多くて61万7640件、それからセミナー、研究会、研修会の参加人数が9335件、あと電話回答、Ｅメールの回答これが７万1204件、そういった数字が70万件ということでございます。一方で私がお答えさせていただいたものは新規レポートですとかアップデートした数、それを2016年の数字を言ったということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　そういったことを踏まえて、(ｲ)、２月定例会での訪米評価について公室長が６点述べました。共産党の渡久地議員の質問に対してだと思うんですけれども、その内容をもう一度説明してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まずことし１月の訪米の評価ですけれども、いろいろございますが昨年12月の埋立承認の取り消しに関する最高裁判決は、数ある知事権限の一つについて判断が示されたにすぎないことや、判決確定後も辺野古に新基地をつくらせないとの立場に変わりはないことなど、そういった沖縄の正確な情報を伝えることができたということが一番大きな成果だということでございます。より具体的に申し上げますと、その結果訪米で訴えた沖縄の現状ですとか沖縄県の主張について、連邦議会議員への影響力のある連邦議会調査局の報告書が発表されたことは意義のあることだというふうに答弁したと記憶してございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では(ｳ)、日米関係にかかわる報告書ですけれども、今回の2017年２月16日にＣＲＳが上げたと言われている報告書、この目次、大項目で７つ、小項目では31ほどありますけれども、大項目の７つを読み上げてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　大変失礼いたしました。

まずＣＲＳの2017年２月版で読み上げて報告させていただきます。

まず大きな項目として直近の進捗ということで、トランプ大統領、安倍総理の2017年２月の首脳会談等、ＴＰＰの話等が直近の進捗として載ってございま

す。その中での項目の中には沖縄の米軍基地移設訴訟で日本政府が勝訴というような項目があります。２つ目に、日本の外交政策と日米関係、トランプ政権下の日米関係についての報告、それからエネルギー環境問題、４番目に同盟関係、この中に沖縄における米軍再編グアム移転などの記述がございます。５番目に、経済関係、それから６番目に日本政治の中で７月の下院選でと書いていますが、衆議院だと思いますが、自民党が圧勝したことが書かれてございます。あと選出議会、114回、113回議会についての項目がございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　その中の４ページの、「日本政府が沖縄での米軍基地移設に関する裁判で勝訴」というところの最初の８行を読み上げてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼しました。

2016年12月、日本の最高裁判所は、普天間飛行場の辺野古への移設計画をめぐり埋め立ての承認を取り消した沖縄県の翁長知事が国を訴えた訴訟に関して、翁長知事は仲井眞前知事が承認した埋め立てを取り消す権利はないと沖縄県側の上告を避けた。2016年３月に日本政府と翁長知事は双方に対する訴訟を全て取り下げた上で１年間の交渉期間を持ちその間は新施設の建設を延期するまた双方ともに今後の判決に従うということで合意していた。

○西銘　啓史郎君　ここまででいいです。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　いいですか。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　次に、21ページ目のタイトルと８行目を読んでください。

県が抜粋したやつでいいです。日本語版のこの……

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず項目が「日本政府が沖縄での米軍基地建設に関する裁判で勝訴」ということでございます。

県が議会で答弁したものですが、「翁長知事は、2014年後半に当選して以降、普天間基地をキャンプ・シュワブの辺野古の地へ……

○西銘　啓史郎君　休憩お願いします。

指摘しているページと違う。抜粋はあるでしょう。抜粋版の21と22のありますよね。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼いたしました。

○西銘　啓史郎君　仮訳しているところ、それを読んでください。下のところ。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼しました。

21ページから22ページ、「在沖米軍プレゼンスの再編」のほうですが、「米国による占領の遺産や戦略的に重要な島の位置により、沖縄は日本における米軍プレゼンスにおいて過度に多い割合を受け入れている。」と。「在日米軍の全施設の約25％及び在日米軍人の半分以上が、日本の国土面積の１％に満たない沖縄県に存在している。」

○西銘　啓史郎君　結構です、そこまでで。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今公室長が読み上げたところで基地、在日米軍の全施設の25％とおっしゃいましたよね。私もこれは気になったのでこれ本通を見てみました。数字の間違えじゃないかと思いました。でも25％と書かれているわけです。数字は間違えていません。

何が言いたいかというと、先ほど知事は議会調査局（ＣＲＳ）と１回、２回、３回、４時間近く話をされたと。その中身は米軍施設が１％の土地に七十数％があるということを毎回話しているはずです。しかしＣＲＳのレポートでは25、要は占有施設の数字は触れていないわけです。ということは知事が訪米で何度もまずこのＣＲＳに話した効果があったということを言っていました。今読み上げてもらいましたけれども、これ全部で39ページあります。39ページのわずか数行の６項目を取り上げてＣＲＳが取り上げたということを報告、知事はそれも知事の２月議会の答弁は、私も１回、２回１時間ずつ話をしたけれども、最後のところではある意味沖縄の思い、私の思いは伝わったのかなというふうに思うと述べています。この数字の違いも含めてＣＲＳはそういう理解をしていない。75％という数字、73％という数字は一切出てきません。ということは、県が主張した中身をこのレポートには反映されていなくて、しかもこれは毎年複数回発行されしかも３カ月から半年ごとには改定されるわけですね。ですから３月の訪米でこれがこの６項目が載ったというのは僕は過大評価、自画自賛にすぎないと思います。要は連邦議会、この調査局がきっちり知事の話も反映されたのであればこの評価もしますけれども、それはされていないということをまず１点指摘をしておきます。

それと次に行きますけれども、ワシントン事務所の役割、それから効果について、これまでの面会者数の内訳、政府、議員、お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

ワシントン駐在はこれまで米国連邦議会関係者245人、国務省関係者59人、国防総省関係者14人、ＮＳＣ国家安全保障会議関係者２人、副大統領経験者１人、報道関係者63人、県人関係者42人、シンクタンクの有識者184人、延べ610人の方々と面会するなどして知事の考えや沖縄の正確な状況を説明し、沖縄の基地問題の解決に向け理解と協力を求めております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では次の質問、県として重点的な面談先はどちらだと考えていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

県としては先ほどお話が出ました連邦議会調査局、ここはやはり議員への影響が大きいですので、１月の訪米では力を入れたところでございます。それから、あとは連邦議会議員そういった方々との面談にも力を注いだということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　それと今のワシントンの体制、人数たしか３人になっていると思うんですけれども、もともとは何名でしたか。お答え願います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

正職員が２名でございまして、現地採用を昨年１名、現地職員を採用したところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ということは１名増員になっているという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　この１名につきましては、ワシントンコア社の委託の中でさせていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私が申し上げたいのは、別に運天所長のことではなくて４月、８月の運天さんになってからの面会の平均人数をとると月14.6名、平安山さんの場合の平均は24名くらいなんですよ。人数が10名減っている、月平均で。いろんな理由あると思います。言葉の問題もあるかもしれません。

私が申し上げたいのはここにスタッフを１名増員して、現場を見に行きました。事務所のスペースも見ました。運天さんが行くときには通訳の方――通訳の方、誰でしたっけ名前、男性――彼が同行して留守番が必要になったから１名増員したと僕は思っているんですけれども、要はこういった体制の中で本当に力が発揮できているか。先ほど面談者の中に政府関係者、国防総省はこの２年半、約３年近くで14名、わずか２％しか会えていません、県として。先ほど議会とかほかのところが大事だと言いましたけれども、やはりいろんな情報を発信、収集するのが目的であれば私はやはり政府との話し合いというのは非常に大事ですし、政府から情報がとれるかというと正直言ってとれないと思います。ですから情報の発信はできても、しかし先ほど発信した中身が連邦議会調査局に伝わっていない。発信力にも問題がある、収集力にも問題があると私は思っています。そういう意味ではこのワシントン事務所の本当に意義、どのようになっているのか非常に疑問に思います。

それともう一つ、訪米時、知事が訪米した後のいろんな記者会見、ぶら下がりとか行っていますけれども、そのときにはきっちり先方との内諾、確認をした上で記者会見を行っているかどうかお答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　幾つかございましたけれども、まず、１月後半に現地職員を正式に採用していますが、これは別に通訳とか云々ではなくて、やはりアメリカ側のほうから雇用の確保というようないわゆるアメリカ内部の情勢等があってそういったことをやったというふうに伺ってございます。

それから人数の件ですが、平成27年度に190名の方とお会いして、28年度に291名、29年度まだ８月末時点ですが129名の方とお会いしております。実際ワシントン駐在は新体制になりましてからシンクタンクの有識者等とかまたさまざまなシンポジウム、それから連邦議会の公聴会への出席等も積極的に行って面談者の数には反映されないかもしれませんけれども、みずからワシントン駐在の職員は現場に情報をとりに行ってさまざまな会合等も傍聴したりして現地の生の情報をとりに行っているところでございます。

以上でございます。

○西銘　啓史郎君　答弁漏れです。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません。

ぶら下がりの際の発言について、終わった際には必ずこの件については発言したことについて表に出してよいか否かということの確認は最後の段階で必ず確認を行った上で、お礼を言って退出しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　一部のうわさによると、それが十分じゃないということで、ある議員の怒りを買ったと

いうことも聞こえてきます。要はこれは沖縄県の信用を失うだけではなくて外交問題になっても困りますので、きっちり今後の訪米についてはこの辺についても徹底的に情報管理というか、言っちゃいけないことは言わない、出していけない情報は出さないということを徹底してもらいたいと思います。

続いて、ワシントンコア社との役割分担の中でこれまでの支払い額、１年度、２年度、今年度の計画額お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず27年度ですが、7427万5000円となってございます。28年度ですが、6482万2000円、29年度6849万円となってございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ワシントンコア社との役割分担について、現地の訪米時のアポイントはワシントンコア社でよろしいですか、その確認だけさせてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ワシントンコア社は、安全保障政策の調査という業務委託の中に28年度530名余りの連邦議会議員の中から特に沖縄に関連のある方、それから関心の深い方そういった方々を81名リストアップさせていただいたところでございます。こういった中からコア社の職員と駐在員の職員がいろいろ話をして、いろんな日程等の確認をした上で具体的には直接的な面談の依頼は駐在員のほうから行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　次の質問に移りますけれども、マーキュリー社、再委託会社というふうに聞いておりますけれどもそことの契約はありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

マーキュリー社は、ワシントンＤＣ、ニューヨーク、カリフォルニア州等７つの州に拠点を持つ公共戦略事務所でありまして、元下院議員や元大使が在籍するなど外交や公共政策等の分野に強みを持っている会社でございます。

県としては、このようなネットワークを活用することで知事訪米やワシントン駐在活動において沖縄の主張を伝える機会の拡充につながっているということで、マーキュリー社自体はワシントンコア社から再委託を受けるという形で契約しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ということはマーキュリー社との契約書はない、費用も発生していないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　マーキュリー社とは1200万余りの再委託という形で行っていますけれども、ワシントン駐在とマーキュリー社の間においてはＦＡＲＡ登録の際にマーキュリー社、連邦議会向けにワシントンコア社のためではなく沖縄県のために議員との面談設定等を行うことについて登録を行う必要があるということで、沖縄県とワシントン事務所のコンサルティングサービス同意書、これを添付する必要があったということで同意書は得ていますけれども、直接の先ほどいったマーキュリー社の本来の委託はコア社からマーキュリー社に再委託という形で行われているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　直接的な契約書はないということですけれども、という理解でよろしいですよね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほどもお答えしましたようにＦＡＲＡ登録の関連で、コンサルティングサービス同意書は結ばれていたところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　事前に担当に聞いたときには契約書は一切ないというふうな話だったものですから、じゃ契約書はあるわけですね、ちゃんとした。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　わかりづらいかもしれませんけれども、業務の委託関係はワシントンコア社とマーキュリー社が再委託の関係で行っているというところでございます。同意書はＦＡＲＡ登録の関連で同意書はあるという。ただこれは業務の委託契約ではないということでそういった意味で担当のほうからそういう説明がなされたものと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ちょっと全体の話を聞いていても県の事務所のスタッフがやれる仕事と、コア社がやる仕事、マーキュリー社がやる仕事、非常に線引きが私もよく見えなくて本当に事務所が必要なのか。以前沖縄県仲井眞知事のときには違う会社と契約をして発生ベースで精算したということも聞いていますので、こ

れについてはぜひ今後の議会での予算化も含めて我々は徹底的に追及をしていきたいと思います。

では続いて(2)、第三者委員会について、ア、開催状況、イ、最終報告日程、ウ、埋立承認取り消し時との比較について、３点まとめてお願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

まず、第三者委員会の開催状況ですが、これまで５月から月２回程度のペースで開催されまして、９月までに９回開催されております。内容は教育委員会が行った調査よりも対象範囲を広げた上で、関係者への聞き取り等の調査を行っているほか、防止策については他県の状況等を確認しながら検討が進められているところであります。

次に、第三者委員会の報告の時期についてお答えいたします。

第三者委員会による調査検討も最終段階に入っており、10月中に予定されている２回の委員会を経て最終的な報告がなされるものと考えております。

次に、埋立承認に関する第三者委員会と口きき等の第三者委員会の日程比較でございますが、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会は、平成27年２月から６月までに12回の委員会が開催され同年７月に最終報告がなされております。

口きき等第三者委員会は、５月からこれまでに９回開催され10月までにあと２回開催される予定であり、埋立承認手続に関する第三者委員会とおおむね同様のペースで進んでいるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　安慶田副知事の第三者委員会と埋立承認の第三者委員会の決裁から第１回目までの日にちを教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

辺野古の埋立承認に関する第三者委員会の決裁と第１回の開催は、今手元資料はございませんが、口きき等の第三者委員会の決裁と第１回の委員会の開催日を申し上げますと、３月27日に口きき等の第三者委員会の要綱の決裁がありまして第１回開催したのが５月11日になっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私の調べたものが間違いでなければ埋立承認のほうは１月26日に決裁をして、２月９日に第１回、約２週間で第１回が開かれているんですね。今回の安慶田さんの件に関しては約四十四、五日かかっているんですけれども、この決裁から開催までかかった理由は何でしょうか。日にちがかかっている理由。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　まず委員の選任等で団体等への推薦依頼等もいろいろと手続がございまして、その後すぐ当初は４月いっぱいでの開催を目指してやっておりました。ただ委員の皆様の日程調整したところ４月中に合致する日がなくて、結果として連休明けの５月11日になったというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　要は、埋立承認については早急に１回目を立ち上げて、しかも１回目の委員会の中で作業のスケジュールまで明示しているんですね。６月中にはあれして７月には答申をするというスケジュールまで第１回目の委員会で話しているわけですよ。安慶田さんのこの第三者委員会についてはスケジュール感が全く出ていない。どこでも議論されていない、今答弁で10月中にはとありましたけれども、そういったことも含めて、この第三者委員会の取り扱いが県としての力の入り方が僕は違うと思っています。埋立承認についてはとにかく急げ、最後は瑕疵があったという結論になりました。４カ月間で結論を出しています。今回の安慶田さんのものは開催もおくれ、しかも５カ月かかっています。かかりそうですということですね。ですから要はきっちり第三者委員会の開催、それから進行については事務局である、今回に関しては教育委員会と総務・人事課がきっちりと行って県民、我々議員にも明示できるようにしっかりお願いしたいと思います。

続いて(3)番目、那覇市議会議員選挙が７月９日に終わりました。知事にその結果についての見解を問いたいんですが、新風会、12名いたメンバーの新風会というものがもうなくなりました。３年前の知事を知事選で支えた同志の新風会というものはもうなくなり、今度は新たな、新しい風・にぬふぁぶしというものを立ち上げたようですけれども、市議会の選挙の結果についての知事の答弁をお願いします。見解をお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　西銘議員が御質問の中でも触れておりましたけれども、那覇市議会議員選挙におき

まして与党が過半数に達しなかったことは残念であると思っております。ただオール沖縄がいつも注目されているわけでありますが、その４年前の市議会議員選挙では自民党さんも17名いたんですけれども、今は７名になっているんですね。それからいうと那覇市議会の情勢というのは液状化が進んでいるんじゃないかなという感じも持っております。ですから今おっしゃるように、新風会の問題もあるでしょうけれども、一番対峙をしている自民党の議席もその意味からいうと７議席ということでありますから、その辺のところが今の政治の流れの中で少しずつ見えてくるものがあるのかなとは思っておりますが、分析するのはまだこれからであります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事を支えた仲間が１人減り、２人減り、３人減り、最後には５人になって立候補したのが３人、そのうち当選したのは１人。要はしかもオール沖縄と名乗って立候補したのはたしか共産党の７名だけだと私は思っております。ポスターやらいろんなものですね。ですから先ほど新垣議員からもありましたけれども、オール沖縄という名は本当に共産党中心だと僕は思っています。僕の周りもそう言います。ですからオール沖縄という名をもう語るべきではないと私は思います。保守系が12名いたときは保守もいました、確かに。知事を支えた方がどんどん減って今はもうニライという会派になっているわけですよね。もうある意味革新ですよ。私残念なのは、翁長知事が市長に初めて当選して革新市政から変えて、４期14年ですか、保守を守ってくださったのに今の城間市長、保守市政ではないですよね。共産党の立場で応援者と堂々と事務所開きにも行き、自民党系には一切、もちろん我々も呼びませんけれども、そういう意味で保革を超えたとかオール沖縄とかいう言葉を私は一切使うべきではないと思います。これは提言しておきます。

続いて、市民会館についてですけれども、知事、今回67名の立候補者のうち新聞のアンケートでは７割がこの市民会館の現行計画の見直しまたは見直しを含めた検討と回答しています。当選した６割が同じ回答をしています。そういう意味では知事がよく言う民意では、もう市民会館の建設は見直すべきではないかと思いますが、それについて前市長としての見解があればお答え願います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　久茂地小学校の跡地に建設が予定されている新文化芸術発信拠点施設につきましては、那覇市が一括交付金を活用し、整備する計画になっているということでございまして、本事業の実施については那覇市において適切に対応されるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ウに移りますけれども、この予算ですけれども、市民会館で約120億円、牧志の公設市場30億円、あとＪ１スタジアム、ちょっと幾らかわかりませんけれども総工費140億円のうち那覇市が幾ら負担するか知りません。これは非常にＭＩＣＥと同じような感じがしているんですね。予算確保がきっちりできない中でどんどん計画は進む。最悪の結果、市債を発行して市民に負担を強いるという結果にならないかどうか。先ほどの一括交付金どんどん減る中で市の配分も減っていきます。そういう中で本当にこの一括交付金を当てにしたいろんな事業が、本当に32年度末までにやるに当たっては、ほかの事業に影響が出ると私は思っておりますけれども、この辺も含めて、これはもう意見として申し上げておきます。予算確保の不明さはきっちり――これは那覇市議会ですけれども、市議会のほうでも我々の仲間が徹底的に追及をさせていただきたいと思います。

続いて２番目、観光立県沖縄としての課題と解決策についてで(1)、大那覇空港シンポジウム、川満部長、出席されたようですからその概要と提言についての御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

大那覇空港シンポジウムは、那覇空港の拡張整備につきまして、多くの県民の皆様の参加を促しまして、機運醸成を図ることを目的に去る９月21日に那覇市内において那覇空港拡張整備促進連盟及び沖縄県経済団体会議の主催により開催されました。このシンポジウムにおきましては、国内外の空港の事情に精通した専門家の皆様も御出席いただきまして、沖縄の観光産業や物流拠点としての機能、これは今後も大いに発展可能性があるということを御指摘いただきまして、那覇空港の機能強化を進めることが非常に重要であるとの提言をいただくことができました。また、効率的な空港経営等により国内外の空港との競争力を高める必要がある等の意見がございました。

県としましては、提言等を踏まえまして中長期的な観点から県経済界や関係機関等と連携し、同空港の将来のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　いろいろな問題が指摘されたと思います。特にターミナルの狭隘化、それから駐機場、航空機のスポット不足の問題、それからランウエーが２本になっても横断しなければならないということで発着に制限がかかる。それから空域の問題等ですね。その中で今ターミナルとして乗降客数の現状と現状のターミナルのキャパというんですか、何万人というふうに県は見ていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　平成23年度におきまして旅客数は国内線で1695万人、国際線で308万人の計2003万人となっておりますが、現状の能力ではマックスでいっても2150万人程度と見込まれているということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　この件は非常にハードル高いかもしれませんけれども、本当に５年、10年、20年先も見据えてこの課題を解決していかないと１兆1000億円、1200万人の観光客の受け入れというものに多大な影響が出ると思いますので、これも真剣に議論をしていきたいと思います。

続いて(2)の外国人観光客の安全・安心に向けた対応の中でア、福岡県警のほうで多言語対応タブレット導入についてというのが日経新聞の９月19日夕刊に出ていました。

本部長、この辺について県としてどういうふうに考えているかをお尋ねいたします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

福岡県警察において多言語対応タブレット８台を交番駐在所に導入しているということは承知しております。

実は県警のアピール不足かもしれませんが、沖縄でもさまざまな取り組みを現在やっているところでございます。平成25年４月から全国に先駆けてスマートフォン型の情報端末機900台を交番や駐在所で活動する全ての地域警察官に配布しているところでありますが、その端末機に例えば交通事故処理時における多言語の対応表とか、交番駐在所で取り扱う簡易な道案内とか拾得物取り扱いのときに利用する５カ国語から成る外国語対応表を登載して、外国人観光客へ対応しているところでございます。また来年４月からはこの端末機に５カ国語の同時通訳が可能な音声翻訳ソフトを追加導入することとしており、これにより音声会話によりニーズにこれまで応えることができると思っております。

いずれにしましても県警察としましては、今後とも外国人観光客の安全・安心を確保するため各種取り組みを強化してまいる所存でございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。

ぜひこの４月１日の運用、５カ国語の言語のものを開始する場合には、ぜひマスコミも含めて県警としてこういう努力をしていると、また観光客に対してもこういった対応をしているということをぜひＰＲしていただきたいと思います。

続いて(3)、那覇空港での２次交通の待機場についてですけれども、これはもう既にいろんな調査を行い、いろんな取り組みも行われていますが、これは提言として申し上げたいのですけれども、個々の協会だと県と調整してもいろんな思いがあって、横断的な調整をしていかないとなかなか総論は賛成でも各論で反対が出てくるというふうに私は理解をしております。ぜひこれは県また大阪航空局初め、いろんな方々との横断的な協議会を持つことで調整をしないといけないと思いますので、これについてはぜひそれをお願いしたいと思います。

３番目、教育行政関連について。

(1)、２学期制について。

アとイ、導入経緯・導入時期・実績について、それから課題についてということを御答弁願います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　２学期制につきましては、児童生徒の学びの連続性を意識しまして、長期スパンで学習を見取ることができるということや、授業時数の確保ができる等の観点から平成10年ごろから導入がなされてまいりました。現在、沖縄県におきましては８市町村、小中学校合わせて109校、高等学校では全日制１校、定時制は全校で実施されております。

課題でございますが、２学期制の課題といたしましては、学期間の拡大に伴いましてテストの範囲の広がるということで、生徒への負担があると、また通知表の提供回数が減ったことに対する保護者の不安といいましょうか、３回もらえていた通知表が２回になるということで保護者のそういう御意見等が挙げられております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今２学期の小学校の109校だけ話がありましたが、３学期制を導入している学校は県内では小学校、中学校で303校というふうに聞いています。なぜ２学期が余り浸透していないのか私もちょっとよくわかりませんけれども、この学期制を変える、ウの質問になりますけれども、決定権者及び手続はどのようにすることなのかお答え願います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　学期制の決定は、導入及び変更につきましては、学校や市町村教育委員会が実態に応じて主体的に判断をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続いて(2)、授業料について伺います。

　ア、授業料の定義と料金設定方法（根拠）について、それから今あわせて答弁をお願いしたいんですが、授業料がどのようになっているかもお答え願いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　授業料の定義と申しますか、公立高等学校の授業料は、学校という公の施設の利用に対して徴収される使用料ということになっております。これは在籍期間における学校利用の包括的な対価として徴収をしております。また公立高等学校授業料の額につきましては、地方交付税法第７条に基づいて作成されます地方財政計画というのがございますけれども、地方財政計画のさらに算定基礎として、現在月額9900円、年額11万8800円というのが算定基礎として示されたものがございまして、沖縄県においても当該金額に準拠して授業料額を定めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　なぜこの質問をするかというと、授業料の３月分を２月にというこの間提案がありました。私も授業料というのは学校の授業を受ける費用だと思っていて、夏休み、春休みは普通授業料は払わなくていいのかなというふうに思ったものですから、今答弁をお聞きして施設の利用料を12カ月で割るということだと思うんですけれども、これも今後の中で教育の無償化の話もありますけれども、先ほどの２学期制も含めていろんな母親や両親からいろんな声を私も聞くものですから、特に那覇市はずっと２学期制をやっているということもあり、子供、両親、先生、いろんなメリット、デメリットある中で、どちらが本当にいいのかも含めてどこかで議論をさせてもらいたいと思います。

　では４番目の危機管理体制についてですが(1)、災害情報の取りまとめ部署についてお答え願います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

　県は台風等の災害時においては、知事公室防災危機管理課が沖縄県地域防災計画及び沖縄県災害対策本部運営要綱の規定等に基づき、知事を本部長とする県災害対策本部を設置し各部局長から本部長へ報告された災害状況等を取りまとめているところでございます。当該情報は、県ホームページ上の沖縄防災情報ポータル・ハイサイ！防災でーびるにおいても公開しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　現場の視察についての意思決定というのはどのようにされているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

　災害時における県三役の現場視察につきましては、被災自治体から自衛隊の災害派遣要請がある等、重大な被害が見込まれる、早期の復旧に向け被災自治体首長からじかに話を聞き、支援の方向性を迅速に判断する必要がある等を総合的に判断し実施してきたところでございます。最近では、一昨年９月の台風第21号により最大瞬間風速81.1メートルを観測した与那国町及び昨年10月の台風第18号により特別警報が発表された久米島町ではいずれも自衛隊の災害派遣要請があり、県三役による現場視察が行われたところであります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ということはそういった要請がなければ知事や副知事は現場には行かないという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　要請がなくてもやはりそういった首長からじかに話を聞く必要があると県のほうで判断するなど、総合的に判断して行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　宮古島、誰か行かれましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回の宮古島の台風の件につきましては、災害対策本部会議で最大瞬間風速51メートルという風速が観測された。また人的被害はなかったものの一定程度の被害があったということで知事を本部長とする災害本部対策本部会議の場

で、知事のほうから各部局長に迅速に関係部局は現場に行って対応するようにと指示をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これは私は知事の行動力にかかってくると思うんですけれども、与那国、久米島、宮古、知事は一度も離島に行かれていないと。離島は大事だと言いながらそういったときにこそ足を運んで地域の声を聞く、現場を見るということをぜひやってもらいたいと強く提言申し上げます。

それから３点目、自衛隊、米軍との連携体制について今どのようになっているのかちょっと概略だけお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　自衛隊との連携につきましては、県地域防災計画に定める自衛隊災害派遣要請計画等に基づき、天災地変その他の災害に際して人命または財産の保護のため必要があると認められる場合、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合、市町村からの災害派遣要請等がある場合に知事は自衛隊の災害派遣を要請してきたところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ぜひこれは市町村の消防隊も含めてですけれども、米軍また自衛隊連携、一体となってこの災害時に対応するようにその仕組みをきっちりつくってもらって、県民の生命財産を守ることをよろしく強くお願い申し上げ質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　それでは通告に従いまして質問を始めます。

まず、ＭＩＣＥ施設整備事業についてであります。

１、富川副知事が内閣官房副長官とＭＩＣＥ事業支援要請直後、記者会見で同事業の開業時期のおくれと修正案に言及しました。その内容を確認いたします。

(2)、一括交付金の交付要綱上、複数年にわたる債務負担行為への財源充当計画には無理があったのではないか。可能と判断した根拠を伺います。

(3)、国から指摘されている建設予定地までの交通網整備に対して、地元から要望のあるＬＲＴ等の検討をせず、鉄軌道計画からも採算性が悪いとして計画外となっております。県の主要事業への一体的な取り組み体制と知事のリーダーシップに疑問を持つわけでありますが所見を求めます。

(4)、今後、同事業が国の確実な支援のもとに進めるためにどうするか。また、計画の変更が県経済振興へ与える影響や同事業に期待する県民や地元に対し説明するべきですが伺います。

次に、２、沖縄県の振興策（政策と予算）と米軍基地との関係についてであります。

(1)、沖縄県は沖縄振興予算が米軍基地とリンクしていないとしている。予算編成権は政府にあり、県はリンクしていないと主張しているだけではないか。リンクしていないとする根拠を求めます。

(2)、知事は米軍基地が沖縄経済発展の最大の阻害要因と言っております。それは米軍基地が沖縄21世紀ビジョン達成の最大の阻害要因であるということになります。具体的に阻害要因となっている事例を挙げ、阻害要因を取り除く政策が必要ではないか伺います。

(3)、県政策参与が高率補助や特別措置を不要として提言しました。富川副知事は必要との認識を示し、知事は目標があって当然としている。知事が当然と考えている目標とは何か。今後国の沖縄政策に重要な影響が出るが知事の考えを示すべきであります。

(4)、沖縄21世紀ビジョンは沖縄の自立型経済の達成を目標に置くものであります。米軍基地関連の総収入は今でも4000億円を超えると言われており、沖縄経済に大きくかかわっています。基地経済に依存しない自立経済基盤を築くために、基地関連収入と同規模の経済構造が必要でありますが、基地経済を不要とする翁長県政の改正21世紀ビジョン計画に示されていない。示すべきではないか伺います。

(5)、知事は日米安保条約とＳＡＣＯ合意を認めているため、沖縄の米軍基地が全くなくなることはないと考えるのが現実的であります。沖縄は歴史的経緯を生かし、沖縄が置かれた政治的環境や地理的条件を踏まえ、沖縄が我が国の安全保障の一端を担うために恒久的な沖縄振興政策をかち得ることこそ現実的ではないか。また第５次、45年間にわたる沖縄振興政策、10年間の一括交付金制度後の次なる振興政策を論じる時期ではないか伺います。

大きい３、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、政治家の過去の発言は消えることはありませ

ん。知事が県議会議員として米軍基地問題で激しく当時の大田知事を非難しました。現在の知事の政治姿勢から当時の発言をした同一人物と思えないほど変節しております。当時自民党県議として推進した基地政策が現在進められているのであり、知事はそれに対し抗っているのであります。しかし知事を支える与党やメディアから批判はないのが不思議であります。知事自身、贖罪意識はないものか伺います。

(2)、日米安保条約とＳＡＣＯ合意を認める県知事として知事就任後３度の訪米活動で得た成果は何か、米政府関係者と信頼関係の構築につながったのか伺います。またワシントン事務所の費用対効果とその後の存続について伺います。

(3)、知事は最高裁判決に従い埋立承認の取り消しを取り消し、次は埋立工事の差しとめ請求訴訟に加え国の義務確認訴訟を追加する予定であります。必ずやると明言している埋立承認撤回への動きが見えず県民にはわかりにくい状況です。行政手続を法廷で争うのは時間と経費の無駄であり、知事を支持する県民の多くは早急な撤回を望んでいるのではないか。

大きい４、沖縄県関係職員連合組合について伺います。

(1)、沖縄県人事委員会は、沖縄県職員団体（県職労）が役員を構成する沖縄県関係職員連合組合（県職連合）を適正な団体として判断しているのか。また県職連合のもとで政治活動をすることは法的に可能なのか、可能であればその根拠を伺います。

(2)、沖縄県の職員団体（県職労）の事務局職員は職員団体への専従許可によって所属しております。しかし実態は登録団体でもない県職連合の事務所で専従しているが問題ないか、人事委員会へ伺います。

５、南部地域の課題についてであります。

(1)、国道507号の整備事業（東風平交差点から具志頭交差点まで）が大幅におくれている理由と今後の事業計画について伺います。次年度の大型道路整備事業の予算配分の考え方を伺います。

(2)、県内小中学校の教室冷房設置の状況を那覇、中部、北部、南部、離島地区などの区別に伺います。教育の振興、公平性から地域格差があってはいけません。新聞報道のとおり南部地域及び地域格差の理由と整備に向けた教育委員会への考えと県の支援策を伺います。

(3)、この数年、南部地域の国道、県道の沿線、原野及び遊休農地に急激にギンネムが大量繁茂しております。景観や美観を損ね農地集約にも影響が出ております。ギンネムは外来種で他の植物や土壌菌を排除する作用があり、森林から在来種を危機に追いやる有害種であります。外来種対策事業での対策を求めます。

６番は省略いたします。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座波一議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の３の(1)、県議時代と現在の知事の政治姿勢についてお答えをいたします。

沖縄県民は、みずから持ってきたわけではない基地を挟んで、経済か平和かと厳しい選択を迫られてきました。私は県議会議員時代から、日米安全保障体制の必要性については理解をしております。しかしながら、戦後72年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.4％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであります。日本全体の安全保障の必要性を理解した上で、どうしても認められない不条理なものについては、問いただしていくことが沖縄の保守であると考えております。また、現在では、基地経済への依存度は低下しており、基地が返還された地域では、跡地利用の推進により、新たな雇用が創出されるなど飛躍的な展開を遂げております。このように、社会情勢の変化とともに、経済と平和は両立し得るものとなってきました。

沖縄においては、もはや保守と革新は対立すべきではなく、それぞれの立場に敬意を表するべきであると考えております。今後は、保守対革新という古い思想から脱却し、未来を担う子や孫のために誇りある豊かさをつくり上げ、引き継いでいくことが重要であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　座波一議員の御質問にお答えいたします。

１、ＭＩＣＥ施設整備事業についての(1)、記者取材時の発言についてお答えいたします。

９月６日に私は内閣府官房副長官と面談し、沖縄振興特別推進交付金に係る大型ＭＩＣＥ施設の基本設計の交付決定について意見交換をしました。その後の、記者取材時における私の発言については、基本設計の

交付決定が得られていない状況であるため、沖縄県が目標としていた、2020年９月供用を検討する必要が生じたという趣旨で述べたものであります。この意見交換を通じて、官房副長官には、大型ＭＩＣＥ施設が沖縄振興のために必要であるという理解をしていただけたものと考えております。

沖縄県としましては、今後とも、国との話し合いを重ねながら、大型ＭＩＣＥ施設の整備を前進させていく所存であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、ＭＩＣＥ施設整備事業についての御質問の中の(2)、債務負担行為の財源充当計画を可能と判断した根拠についてにお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金の交付要綱には、当該交付金を充当できない事業や経費が限定列挙されておりますが、公共施設については除外の対象になっておりません。大規模な公共施設の整備においては、債務負担行為を設定し、複数年度にわたる契約を締結するのが一般的であり、同交付金を活用して、こうした公共施設を整備した実績が県内にも多数ございます。大型ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、国もその必要性について理解を示しており、平成24年度以降同施設のあり方調査や基本構想の策定等の業務を沖縄振興特別推進交付金を活用して実施してきたところであります。大型ＭＩＣＥ施設の整備スケジュール等については、昨年度から、内閣府にも説明をしてきたところでございまして、沖縄振興特別推進交付金の充当は可能であると考えております。

同じく１の(3)、主要事業への取り組み体制及び知事のリーダーシップについてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備に当たり、宿泊施設や商業施設の誘致、道路交通網の整備など、周辺エリア開発を一体的に取り組んでいく必要があることから、県では知事が会長である沖縄県観光推進本部の下部組織として大型ＭＩＣＥ受入環境整備推進会議を平成28年11月に設置しております。同推進会議は、副知事を長とし、部局間の横断的な連携体制の推進を図ることを目的に、企画部長、土木建築部長、農林水産部長、文化観光スポーツ部長で構成されており、主に交通対策や周辺エリアの開発等について、継続的に調整を行っております。今後とも、同推進会議において、さまざまな課題に対し、関係部局間で連携して取り組んでまいります。

同じく１の(4)、今後の取り組み及び県民等への説明についてにお答えいたします。

内閣府は、大型ＭＩＣＥ施設の需要推計と収支見通し、周辺受け入れ環境整備等を含む沖縄県のＭＩＣＥ振興施策について、県民理解の必要性を指摘しております。これを受けて、県においては、８月に市町村、観光協会、ＭＩＣＥ事業者等を対象とした圏域ごとの説明会を開催したところであり、今後はさらなる県民理解の促進を図るため、県のＭＩＣＥ振興施策に関する広報紙の各世帯への配布やＱ＆Ａ形式の説明資料を県のウエブサイトに掲載する等、広報事業を積極的に展開していく予定にしております。

県といたしましては、大型ＭＩＣＥの受注機会損失による県経済振興へ与える影響を最小限にするため、基本設計等の交付決定に向けて国に対して丁寧に説明を重ね、可能な限り早期の供用開始を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　沖縄県の振興策と米軍基地との関係についての御質問の中で(1)、沖縄振興予算と米軍基地問題とのリンクについてお答えをいたします。

県としては、沖縄振興は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄の特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講じられているものであり、基地問題とは別であると認識しております。また、政府においてもこれまでそのように説明してきております。骨太の方針2017においては、国家戦略として、沖縄振興策を総合的、積極的に推進するとしており、沖縄振興に対する政府の姿勢について基本的なところは変わっていないと認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、沖縄県の振興策と米軍基地との関係についての中の(2)、基地が経済振興の阻害要因になっていることの具体例についての御質問にお答えいたします。

人口が集中する中南部都市圏では、普天間飛行場や牧港補給地区、那覇港湾施設などの米軍施設が市町村面積に相当な割合を占め、市街地を分断する形で存在しております。このことが計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の大きな制約となっていると考えております。

次に、(3)、県の目標と沖縄振興策への影響についての御質問にお答えいたします。

沖縄振興における目標とは、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活が実現されることと考えております。このことは、沖縄振興特別措置法の立法目的として掲げられております。同法に基づき沖縄振興基本方針が策定され、それに沿って県は沖縄振興計画（21世紀ビジョン計画）を策定し施策を推進していますので、立法目的が実現するまでの間は、高率補助制度等の特例的財政措置や税制優遇措置は必要であるものと考えております。

次に、(4)、基地に依存しない自立型経済の構築についての御質問にお答えいたします。

平成26年度の本県における基地関連収入は2426億円、県民総所得に占める割合は5.7％となっており、復帰した昭和47年度の15.5％から低下しております。今後、アジアを初めとする国内外の活力を取り込んで、民間需要を中心とした経済構造の構築を進めることにより、県経済に占める基地関連収入の割合はさらに低下していくものと考えます。自立型経済の構築に向けては、本年５月に改定した沖縄21世紀ビジョン基本計画において、那覇空港の機能強化や、航空関連産業クラスターの形成、クルーズ市場への対応などの施策を盛り込んでおり、本県の特性を生かした比較優位性のあるさまざまな産業の育成に取り組んでまいります。

次に、(5)、次なる沖縄振興策についての御質問にお答えいたします。

これまで45年にわたる沖縄振興策の推進により、沖縄の社会経済は好調を持続しておりますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。また、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題の解消も図る必要があることから、一括交付金等の財政措置や各種優遇制度等の沖縄振興策は引き続き必要であると考えております。今後の沖縄を取り巻く社会経済情勢や政策課題等を検証しながら、各方面からも御意見を伺い、次期振興策のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　３、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、訪米活動での成果について。

これまで、知事が訪米し、連邦議会議員、国務省、国防総省の方々と面談したことにより、沖縄の基地問題の実情や辺野古新基地建設に反対する県の姿勢について伝えることができたことは意義があったものと考えております。昨年、一昨年と訪米を重ねるごとに、面談した連邦議会議員と活発に議論を交わす機会がふえており、沖縄に対する理解が進んだと考えております。また、ワシントン駐在はこれまでに、現地駐在の強みを生かし、米国連邦議会関係者、米国政府関係者等、延べ610名の方々と意見交換を行う等、沖縄の基地問題の課題解決に向けて取り組んでおります。今後とも、ワシントン駐在を活用し米国側の理解と協力を促したいと考えております。

次に、３の(3)、差しとめ訴訟と撤回についてお答えいたします。

差しとめ訴訟については、沖縄防衛局による無許可の岩礁破砕等行為が行われることが確実な状況にあることから、これをとめるため、訴訟を提起するという判断に至ったものであります。

撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか慎重に検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会事務局長。

〔人事委員会事務局長　池田克紀君登壇〕

○人事委員会事務局長（池田克紀君）　４、沖縄県関係職員連合組合についての御質問のうち(1)、沖縄県関係職員連合労働組合は適正な団体か、またその活動についてお答えいたします。

いわゆる県職連合は、職員団体と労働組合とで構成される連合体であります。このような労働団体を組織することは自由で、法律上禁止されているものではなく、憲法第28条の労働基本権により保障されていると解されております。一方、県職連合は、地方公務員法上の職員団体には該当しないことから、人事委員会に登録することはできませんし、その活動について地方公務員法の関知するところではありません。

次に、４の(2)、登録職員団体への在籍専従職員の実態についてお答えいたします。

地方公務員法における在籍専従に関する要件は、１、登録を受けた職員団体に対するものであること、２、登録職員団体の役員となる場合であること、３、登録職員団体の業務に専ら従事するものであること、４、任命権者の許可を受けることの４点であります。その実態と許可要件との関係につきましては、許可を行った任命権者において確認し、判断されるべきであ

ると考えます。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
　　〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕
○土木建築部長（宮城　理君）　５、南部地域の課題についての御質問の中の(1)、国道507号道路事業計画及び次年度の道路事業予算配分計画についての御質問にお答えいたします。
　国道507号八重瀬道路については、八重瀬町字東風平を起点に、同町字具志頭を終点とする延長4.2キロメートルの改築事業を実施しております。事業が長期化している要因としては、用地補償額への不満による取得おくれや、町道取りつけ調整に時間を要したこと等があります。引き続き、地元の協力を得ながら、事業予算の確保等に努め、平成30年代前半の完成供用に向け取り組んでまいります。また、次年度の道路整備事業については、所要額の確保に取り組むとともに、予算配分についても、選択と集中に努めながら、事業推進を図っていきたいと考えております。
　同じく５の(3)のア、県管理道路における雑草対策についての御質問にお答えいたします。
　県管理道路においては、道路利用空間の確保のため年２回から４回程度の除草を実施しております。また、観光地へアクセスする主要幹線道路等においては、沖縄フラワークリエイション事業を活用し、景観に配慮した対策を講じております。一方、道路のり面の一部においては、雑草が生育している状況にあり……(発言する者あり)
○議長（新里米吉君）　今のものは５の(2)ですか、(3)ですか。
○土木建築部長（宮城　理君）　(3)のアです。
○議長（新里米吉君）　(3)。
○土木建築部長（宮城　理君）　ギンネムの状況についてお答えいたします。
○議長（新里米吉君）　答弁してから何かあったら言ってください。
○土木建築部長（宮城　理君）　一方、道路のり面の一部においては、雑草が生育している状況にあり、沿道景観を阻害する一因であることから、沿道景観技術向上ガイドラインに基づき、今後、対策を検討していきたいと考えております。引き続き、計画的かつ適切に維持管理し、良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　教育長。
　　〔教育長　平敷昭人君登壇〕
○教育長（平敷昭人君）　５の南部地域の課題についての御質問で(2)、県内小中学校の冷房設置状況等についてお答えいたします。
　平成29年４月１日現在、公立小中学校における普通教室の空調設置率は、北部地区が77.8％、中部地区が99.5％、南部地区が46.2％、那覇市が98.5％、離島地区が36.7％となっており、文部科学省の補助事業や防衛省の防音対策事業などにより整備がなされています。市町村によっては、学校施設の耐震化を優先的に行ってきたことや、維持管理費の観点から整備に差が生じているものと考えております。
　県教育委員会としましては、快適で充実した学習環境の確保は重要であると考えており、今後とも、文部科学省の補助事業や沖縄振興特別推進交付金の活用を促すとともに、市町村と連携し、空調整備の促進を図っていきたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
　　〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕
○農林水産部長（島尻勝広君）　５、南部地域の課題についての御質問の中の(3)イ、遊休農地のギンネム等の対応についてお答えいたします。
　南部地域における遊休農地面積は、平成28年で398ヘクタールとなっております。遊休農地では、ススキなどの雑草に加えギンネムが繁茂する状況も見受けられます。
　県におきましては、21年度から遊休農地の対策として、沖縄県耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、28の市町村が設立した地域協議会と連携して、遊休農地の再生に取り組んでいるところです。南部地域では、21年度から28年度までに60.3ヘクタールの再生が行われております。今後とも、市町村等関係機関と連携して、遊休農地の再生に取り組んでまいります。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
　　〔環境部長　大浜浩志君登壇〕
○環境部長（大浜浩志君）　５の南部地域の課題についての御質問の中の(3)のウ、ギンネムなどの外来種対策についてお答えします。
　県では、県内で確認されている約1400種の外来種のうち、優先して対策を検討すべきもののリストや、外来種対策を実施する上での基本指針を今年度中に策定することとしております。また、平成31年度までには、県、市町村、公園、港湾の管理者など関係者の役割分担を踏まえて、連携・協力して外来種対策に取

り組むための行動計画を策定することとしております。

県においては、マングースの防除や、ヒアリの侵入防止など、緊急性の高い外来種については、既に対策を講じているところですが、ギンネムなどその他のものについては、行動計画等を策定する過程で、専門家の意見も踏まえ、対策のあり方を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　まず、ギンネムの件なんですが、これは外来種等というふうに多くのことを問うているわけではなくて、ギンネムに関して今聞いています。これは国際自然保護連合の外来種の危険リストの中でも侵略的外来種ワースト100に入っている植物なんです。そして、日本でも特定外来防止法で要注意外来種に選定されているわけです。だから非常に今、南部地域特に沿線あるいは農地とか原野に非常に見苦しく繁茂しております。それについて対策をとるべきじゃないか、検討を始めるべきじゃないかという提言なんです。

お願いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　ギンネムにつきましては、先ほど要注意外来種ということでありましたけれども、法の改正に伴って、現在は生物多様性基本法におきまして、重点対策外来種ということで位置づけられております。これにつきましては、甚大な被害が予想されるため対策の必要性が高いという種でございます。もう一つ上のランクでは、緊急対策外来種というものがございまして、これにつきましては、対策の緊急性が高く積極的に防除を行う種ということでございまして、これにつきましては先ほど申しましたとおり、マングースやグリーンアノール等々の対策を講じているところです。

この重点対策外来種に位置づけられていますギンネム等におきましては、現在県のほうで外来種の取り組み等を策定しています行動計画、この中できっちり検討して対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○座波　　一君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座波　一君。

○座波　　一君　重要な外来種に認定しているということですので、早急な対策を今打たなければ非常に大変なことになって、これ観光地が非常に美観を損ね国際基準の観光地をという意味からいうと、後手に回ったら大変だと思いますから、提言をいたします。

あと学校施設のクーラーの問題ですが、やはり地域ごとにかなり差があるんです。南部地域、この間新聞で糸満地区の問題もありましたが、南部地域は総じて設置率が少ない。これなぜか。先ほど答弁のあったやっぱり基地関連周辺に対する防衛省予算の関係だと思います。これが地域格差になってあらわれているということは納得できないんです、南部地域から言うと。

今、クーラーというのは北国の暖房対策と一緒ですよ。もうもはや。夏場対策の健康対策とか言っていますけれども、まずはクーラー施設をしっかりそろえるべきであります。あと教員が赴任先にクーラーがあるところを選ぶという傾向もあるらしいです。本当笑えない話です。そういうことをどうでしょうか。県がそういう地域格差があるところは基地があるかないかで地域格差があるところ、これは埋めるべきじゃないかという考えですがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　地域ごとに格差がある状況を答弁させていただきましたが、快適な環境で学習ができるという環境の整備は重要なことと考えております。ただしかしながら、小中学校の施設整備につきましては設置者である市町村のほうで主体的に対応していただくことが大事かと考えております。ただ、この維持費関連については、確かにクーラーについては維持費の課題があるということもありまして、従前から地方交付税での何らかの措置等ができないのかということで制度改正の要望等もやってきた経緯がございますが、なかなか実現には至ってないところがございます。引き続きどのような対応ができるかこの対応費の関係も課題になっているかと思いますので、その辺もいろいろ研究してやってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　小中の設置管理者は市町村であるということはこれはわかっています。だから、これを越えて県が教育を人材育成をまず第一に掲げているのであれば、教育環境というのはこれ、クーラーというのは大変な問題です。これをぜひ、県が支援すべきだということを私は強く訴えたいです。

お願いします。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　県教育委員会としましては、市町村に文部科学省の補助もそうですし、一括交付金のソフト交付金の整備事例も紹介しながら、そのような対応でやった市町村の例も紹介しながら、促してまいりたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　では、富川副知事、さきの記者取材で代替案やこれまでの案の修正が必要であると、現プランの修正を次年度想定のプランも並行してやるとか、あるいは時間的なずれはここに至ってはしようがないなどと発言している。これはあたかも納得したような発言にしか聞こえないんですよ。非常に副知事だけ納得されても困るんですが、我々、全くその件はどうしてこうなったのかが、まずはその前の段階で、どういう内容の話だったのかを聞かないといけないと思っていますがどうなんですか。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　お答えいたします。
官房副長官との会議は、沖縄経済全般についても時間を割いていろいろ話し合い、意見交換をさせてもらいました。基本的には沖縄の将来の発展のためにこの大型ＭＩＣＥ施設は必要であるということは理解していただいたというふうに私は理解しております。その上で、どう進めるべきかについては、一括交付金が特に基本設計についてまだおりてないんですけれどもという話をしたんですが、そこは明確な回答はなくて、ちょっと厳しい面の話を受けました。そこで、その後にこれからについてはこういう会話を通じながら話し合いをしながら進めていきましょうという言葉も加えさせていただいております。
それを前提に先ほど申し上げたように、時間軸との問題もあるものですから、この基本設計の一括交付金がおくれていくと、当然供用開始の時期もおくれてくるので、これについては検討しないといけないなという旨を話したつもりでございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　これまでの代表質問、一般質問の中では担当部長あたりからそういう発言は出てないんですよ。ただ、副知事は時間的なずれはしようがない、あるいは見直しも必要であるという、そういう言及したからそういった話し合いがあったのかということを確認したいんです。
この内容の修正が必要だというふうな合意をしたんですか。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　官房副長官との会話では合意とかそういうものはありませんでした。お互いに意見交換という次元で発言をしておりますので、さっき申し上げたとおりでございます。
ただ、現実的に基本設計の交付金の決定がおくれるということは当然県としても想定内に入れないといけないものですから、当然11月まで基本設計の交付金の決定については、これまでどおりお願いをしていくということと並行して、もしこれがおくれるようなことがあれば検討もしなければならないという旨の発言をしたつもりでございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　しかし、この副知事の発言、副知事たる立場での発言は非常に与える影響が大きいということです。これはもうしっかりと説明していかないと、これ頓挫するんじゃないかというぐらい危機感を持っています。そういうことですので、ぜひ、お願いします。
休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時58分休憩
午後１時59分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
座波　一君。
○座波　　一君　ＭＩＣＥ事業に対する一体的な取り組みの不足、交通網の整備なども一向に与那原付近への公共交通機関の検討もない。そしてまた入札説明書の中では、一括交付金が該当しないとこの契約はしませんという提示条件をつけてある。これ当初から何かもう逃げを打っているんじゃないかとしか思いようがないんです、本当に。本気かと思われますよ。この事業が。どうなんですか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。
先ほどの本答弁でも申し上げましたけれども、この大型ＭＩＣＥ施設整備につきましては、平成24年度からあり方調査、基礎調査等流れにのっとって今に至っているわけでございます。今年度におきましても、基本設計、実施設計を国のほうに交付決定をお願いしているところでございますけれども、幾つかの課題を指摘されまして、残念ながら今のところ基本設計の交付決定には至っておりません。一日も早く内閣府にいろいろ話をさせていただきながら、理解を深めて

いただきながら、交付決定を受けまして、大型ＭＩＣＥ施設の整備促進に向けて、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　債務負担行為の廃止問題も含めて、これ県の財政計画に与える影響が大きいということと、国からの信頼度もかなり低下しますよ、こういう財源の組み方をすると。だから、この一連のＭＩＣＥの問題について、頓挫の可能性も含めて大きな問題ですので、これは地元も含めて、我々県民にしっかりと説明しないと今後の計画の遂行自体が非常に危ぶまれているということを指摘して次に移ります。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座波　一君。

○座波　　一君　基地と振興策との認識の違いは浮き彫りですね。全くもうかかわりがないとリンクはしてないという特殊事情があるんだと言っていますけれども、これは絶対に無理があります。

きょうの新聞で45％の人が若い人は基地とのかかわりはもうしようがないという、ＮＨＫの調査で発表されています。復帰前の方々は50％近く――44％が基地はないほうがいいと、経済振興と引きかえにということで、かなり拮抗して今逆転しているんですよ。県民の半分が基地とのかかわりを認めている時代にもうなりつつあります。

それでもまだリンクしてないというんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　繰り返しで恐縮ですが、沖縄振興策は沖縄振興特別措置法に基づきまして、立法目的を掲げられております。この中には社会的特殊事情として、基地が存在することでまちづくりとかそういうことに条件不利性を持っているというような内容を含んでおりますが、それだけではなくて、全体として歴史的事情、それから地理的事情等々で10年の時限立法として立法化されて、これに基づいて振興策が打たれているということは、この状況を克服していこうという考えが根っこにございます。この意味では基地があるから振興策があるという関係にはなっていないと思います。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　今の答弁でもまだまだしっくり来ないですね。

先ほど阻害要因の基地があるから住宅の形成も阻害されているということを言っていましたけれども、基地があるところにそもそも住民がふえてきたんです。これどういう説明ができるんですか、これは。今でも邪魔しているんですか。これはもともと住宅があるところに基地を持ってきたわけではなくて、後から集まってきたこともあるんですよ。これが阻害要因になっているんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　これもこのたびの沖縄振興特別措置法の改正のときに議論をして申し上げた内容でありますが、特に沖縄本島の中南部地域は、百十数万の人が住んでおりまして、全国政令指定都市並みの人口面積を持っております。例えば面積でいうと北九州市と匹敵しますし、人口では広島市、人口密度は神戸市と似ているような状況でありまして、そういうところの非常によい場所を基地が占めているというようなことが、これは全体として非常に負担があるということを申し上げて、これは社会的事情として申し上げてきたところであります。ですから過密な都市空間に、重要なところに、基地が置かれているということを申し上げているわけでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　このように沖縄の経済の実態、実情をしっかりと分析しないとああいう政策参与みたいな理想はそうであると簡単に言い切ってしまうんですよ。現実の中に今我々の今経済があると、生活があるということをまず認識して組み立てないとこれからの沖縄経済は取り返しのつかないことになりますよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　御指摘のとおり、沖縄の経済の状況を可能な限り定量的に把握しまして、各方面からの意見も伺って次の振興計画のあり方等について、検討、議論を深めてまいりたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　県知事の姿勢についてです。

沖縄の保守としてそれぞれの立場で認め合う時代にならなければならないというのは私も賛同します。これはもうぜひそこにいかなければいけない。ですけれども、県知事が時計の針を50年くらい逆戻ししたようなそういった話の中で、全ての対立姿勢が今構築されてきたわけです。そういったことの中で相入れるような話ができない状況になってしまった。そうこうしている中で、政府との信頼関係を失ってしまったとい

うことについて危惧している声が大きく今出てきています。ですから、沖縄に寄り添ってきたと言われる政治家や関係者にそれに対する失望感や脱力感がある。モチベーションが下がったという国の心配をする人たちがいるんです。反米関係でもそうです。アメリカでも沖縄の基地問題を今回の訪米で解決したいという意識はあるけれども、こういう汗をかく人が少なくなったということは何を意味しているんだろうと後々考えました。沖縄に本当に昔一生懸命取り組んできた人たちが冷めてきたということもあるんじゃないかなという危惧があります。

知事どうですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　座波議員の御質問にお答えいたします。

余り年変わらないと思うけれども、相当認識が違うなという感じがします。

私が50年前に戻るという話をするんですが、あなたの認識の、基地があるから周りに住宅が集まってきたんだという、これについては今ネット上で言われているものに県が冊子をつくって、そうじゃないですよと反論をして、全国知事会でも今共有されているような状況ですが、例えば普天間などは収容所に入れられている間に今の普天間基地内には市役所も学校も郵便局も１万4000人が住んでいたんですよね。それが強制的に排除されて、帰ってみたら基地になっているんで周辺に住んできたと。沖縄の農業もひっくるめて、あの戦争で生産したのはみんななくなったものですから、生きていくためには基地で働かなければいかぬというのは当たり前の話であって、私の住んでいるところの新都心地区も長い間住宅地域でしたが、私たちも小さいころ、何か向こうに上げてチョコレートをもらったりしましたよ。

こういったようなこと等が基地経済と言われたら、これはもう沖縄県はみずからが選んだわけでも何でもないのにそういういろんな形で言われる。それをいわゆる米軍基地が阻害要因でないというようなものはおかしいんじゃないかというような話で物事を進めると、これは県民はやるせないんじゃないですか。今現に本当に米軍基地は阻害要因になっているんですよ。新都心ごらんになったらわかります。税収も100倍くらいになっています。雇用もそれくらい、そして、経済効果も30倍になっているんです。北谷も北中もみんなそうじゃないですか。キャンプ・キンザーなんか返されたら大変なあれですよ。ですからそういったものを理解しないで本土の人が、政府が、沖縄はぐじゅぐじゅぐじゅぐじゅ言うのが本当に沖縄を、何というのか面倒を見るというか、そういうのが嫌になってきたというようなこういう話にウッチントゥーしたら、私たちは子や孫にどうやって誇りを持たせて、沖縄の政治をやるかというのが私の気持ちです。だから座波さんとは認識が違う。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○知事（翁長雄志君）　だから基本的なベースが違うので長い時間かけられませんから、照屋会長がしょっちゅう大声出して何言っているかわからなくなりますけれども、こういったようなものまでひっくるめて考えないと今のものには答弁ができないんですよ。ベースが違うから。

ここのところ御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　年齢的には僕は大分離れているんじゃないかなと認識していますけれども。ただ、県議会時代までにＳＡＣＯ合意を認め、安保条約を認めて推進してきた結果、今があるということなんです。そういったことを踏まえて今があるわけですから、これを真っ向から知事は向こう側の立場で主張したということは相入れるものがもうなくなってきているということなんです。それを保革双方で認め合う関係になりましょうというのは、どこかの角度でこれを修正していかぬといけないんじゃないですか。

どうですか、知事。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私は、皆さん方から今どういうスタンスに見えるかわかりませんが、私が主張しているのは、普天間基地を県外・国外、辺野古は埋め立てないでくれというそれだけを言っているんですよ。嘉手納に言及したことも何もないですよ。私はそういう今現実と理想と組み合わせしなさいというから、今こういう形でそれを言っているんです。ところが、アメリカに言っても日本政府に言っても、基地問題100％反対しているという話をしていますが、そうではありません。必ず日米安保体制を理解しているというような話もしているんですが、基地を置きたいから、そういうような話には耳を貸さないというのが私の実感としてはあるんです。沖縄がどうやって主張するかというようなことは一番国政与党である自民党県連がもっとしっかりやっていただくことのほうが力が発揮できるんじゃないかなとこうも思いますよ。（発言する者多し）　この辺のところを今現実に照屋さん、あんたしゃべりなさい、じゃ。しゃべって。

○議長（新里米吉君）　今は答弁ですから静かにしてく

ださい。座ってください。（発言する者多し）　静粛にしてください。今の……（発言する者多し）　座ってください、まず。立ってはいけないんだから。今、議員席からかなりの発言があったので、知事があのような言い方したと思いますが、知事、答弁を続けてください。（発言する者多し）　答弁を続けてもらいます。

ちょっと議長として話をします。先ほどの……、

休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほど照屋会長に、どうぞ発言してくださいと言ったのは、私の立場として言えるようなものではありませんでしたので、陳謝したいと思います。

その上に立ちまして、今座波議員の質問が現実と理想をうまいぐあいにかみ合わせてやっていくというから、それができるのは国政与党であるという気持ちで申し上げたわけで、ある意味では私たちも気持ちはありますが、そういったような現実的に理想と組み合わせして一歩一歩前に進めていくというのは、皆さん方の姿勢ですから、それを強くやってくれるとそれはそれでというようなことを言おうとしている途中でそうなったものでちょっと舌足らずになりましたけれども、こういった認識等をお互い持ちながら頑張っていきたいなと思います。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　ありがとうございます。

県職連合問題は、過去の答弁から連合の政治活動を認識しています。そして、県職連合は任意団体である。そして、県職労の関係、組合費の天引き問題、14階の無償貸与問題、庁舎内で時間内のオルグ活動等々の問題があります。このような活動を今後も容認してはいけないということを私は強く忠告しておきたいと思います。

選挙も近いですから、そういう意味では……

○議長（新里米吉君）　そろそろまとめてください。

○座波　　一君　組合活動が脱線しないようによろしくお願いします。

終わります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今議長から一般質問お許しがありましたので、順を追って通告に従ってやっていきたいと思います。

議会もだいぶ荒れてきて、さすが沖縄県議会らしくなってきましたので、私のほうは少し静かに、順風満帆でいくのかなと思いますが、それも無理かと思いますけれども、一つ一つの質問に移らせていただきたいと思います。

まず１点目、西普天間住宅地区返還跡地への普天間高校移転進捗状況についてということで、予算について用地費６月でもお尋ねいたしました。しっかりと確保できているのかどうかまずお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

沖縄県では、普天間高校の移設に必要な面積として、約7.5ヘクタールの用地取得を目指しておりまして、今議会の補正予算案として約45億円の委託料等を計上して審議をお願いしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　では、しっかりまた今議会で計上されて、確保できているということで、本当に感謝申し上げます。去年の11月までは予算はないというこの一点張りで、急転直下でございますが、ぜひ沖縄の将来に対する人材育成、大きな夢そしてこれから国際人を育成しようということで普天間高校でそのような大きな趣旨・目的、そして狭いということも含めて目指しているわけでございます。

であるならば用地買収の計画と進捗状況をお伺いいたします。現在どのようになっているかです。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

沖縄県では、普天間高校の用地取得に向けまして、去る８月22日に宜野湾市の新城公民館を皮切りに、23日の喜友名公民館、24日には普天間三区公民館、27日には中央公民館と、計４回の地権者説明会を行っております。また、８月29日には跡地利用推進法に基づく特定事業の見通しを定めまして、用地取得を開始したところであります。

今後も引き続き、地権者の戸別訪問を実施することとしておりますし、さまざまな同窓会でありますとか、ＰＴＡの皆様とか各方面にお願いをして用地の取得に全力を尽くしてまいりたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　４回の説明会を開き、そして１人の方が応募をしたということで新聞に載っていたのを見たんですが、皆さんの取り組む体制、何人体制でどのように取り組んでおられるか、まずその点からお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　企画調整課の中におきま

して、跡地利用推進班の職員が取り組んでおりますが、それ以外にも宜野湾市役所の中のほうにスペースをお借りして、サテライトとして中のほうでいただいているのは、県の土地開発公社から派遣をされた方で随時受け付けをして迅速に対応できるように取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長が非常に御苦労なさっているのはよく理解しております。ですからもう一度大事な点、皆さん、やはり限られた時間内でこの用地を買収する。その事業計画とかそういった計画性も持っておられるのか、そして何人体制であればこれが可能であるか、そういった案とか計画は持っておられないんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

実際の用地取得の業務につきましては、県の土地開発公社のほうに委託をしておりまして、随時申し入れの受け付けもして、あるいは戸別訪問も繰り返すということでございますが、人員体制等につきましては、詳細について決めているわけではございませんが、日々状況を確認して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　やはり用地買収、マンパワーがとても大事な点になります。ですから皆さん人員体制であれ、皆さんだけに限らず例えば関係者、軍用地主会等もあります。それに関係する方々にやはり協力依頼をする、そして皆さんも今の人員体制いかにふやしてまたやるか。

そしてもう一点、皆様方にぜひお願いしたい点は、この普天間高校を移すために用地買収をしている。であるならば、現在ある普天間高校の用地もどういった計画を立てるか。これも早急に、例えば立てることによって地権者なり普天間地域の方々の協力も得られると思いますよ。一体全体じゃこの跡地はどうするんだろうと。それも非常に急な話で大変申しわけないんですが、やはりそこも大きな骨子をつくると。そのもとに用地買収も進めることによって、私はさらにスムーズに行くかと思いますが、まずはいろいろな団体にもさらに呼びかける。マンパワーをふやしていくんだと。そして計画もそのように立てると。やはりこの３つの柱は私は必要不可欠と思いますが、部長いかがでしょうか。そのような計画のもとに取り組んでいただけませんか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　現在の普天間高校の土地は、３ヘクタールくらいだと思いますが、これはその当該地域、普天間宮の前のほうの宜野湾市としては非常に由緒あるすぐれた土地だと思います。そこらのまちづくりをやっていくにつきましては、地元宜野湾市さんのまちづくりの考えが非常に大事でございますので、県としても相談に乗って、よいまちづくりができるように協力してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　多分部長も今回そういう御答弁をするのは初めてだと思いますが、ぜひそのような展望も視野に入れて進めていくと。そうならば私は大きな前進につながると思いますので、せっかく国からいただける予算です。ぜひやるんだという、やるんだという強い意思を持っていただきたいですね。そのためにどうあるべきかということを県を初め地元も初めいかに取り組んでいくかということを私はぜひやっていただけたら、私たちも大いにできるところは協力いたします。ぜひ普天間高校の実現に向けてお願いいたします。

次に移らせていただきます。

基地行政についてということなんですが、我々沖縄・自民党は訪米いたしました。その結果については後で述べますが、普天間飛行場の危険性除去について日本政府、アメリカ側はどのように認識をしているかということを県は解釈をしているのか、その点について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず普天間飛行場につきましては、平成８年４月に、当時の橋本総理とモンデール駐日大使によりまして、沖縄の基地負担軽減のため返還合意がなされたところでございます。稲田元防衛大臣は、本年４月11日の記者会見で、同飛行場の一日も早い返還を実現して、同飛行場の危険性を除去することが極めて重要な課題であるというような発言もございますし、また別の委員会では、同飛行場の危険性除去は同飛行場の返還であることを示してございます。そういったことからしますと、県としても、日米両政府が認識する普天間飛行場の危険性除去といいますのは、同飛行場の全面返還であるというふうに認識しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　確かに全面返還ですが、やはり一番最終的な原点というのは、町のど真ん中に非常に危険であると、危険であると、好ましくはないと。ですか

ら動かそうというのが私は大きな原点だと思います。やはりそれは、アメリカに行っても強く感じられました。やはり時代は変わってしまったと。あの当時はおうちもありませんよと、今では住宅密集地になっていると。やはりこれは好ましくない危険な状態であると。そしてなおかつ沖縄に過重な基地負担がある。普天間飛行場が動くことによって基地の整理縮小にも大きく貢献できる。ですから普天間飛行場を動かしたい、動かしたい。人命を守る意味で、危険性の除去を解決するために。私はこの強い意思は感じ取ることができました。ですから、県においてもぜひやはりそのような姿勢を持っていただきたいなと。普天間飛行場、要するに原点は何かと、辺野古につくるつくらないじゃないんですよ、その場所に辺野古があっただけなんですよ、日本全国で。

具体的に知事に伺います。

知事は去年馬毛島を視察しております。その馬毛島を視察した後どのような行動を起こしたかちょっと確認したいと思いますが、まず去年馬毛島に何月に視察に行ったかお答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

県は平成28年５月12日、まず大阪維新の会から普天間飛行場訓練移転の提案を受けまして、そのときに公の党からの提案で馬毛島のという話が出たわけでございます。そういったことから知事は、馬毛島の視察ということを決意しまして、日時ですが７月16日です。日帰りになりましたけれども、馬毛島のほうを視察したところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そうですよね。去年馬毛島を視察いたしました。去年公室長が答弁したから私もよく記憶にあります。

皆さん、普天間飛行場の県外移転、移設、訓練移転を訴えております。しかし残念なことに馬毛島を視察した後、鹿児島県にそれを言いましたかと、出向いていきましたかと。これも行かなかったと。１週間以内に内閣府官房長官とも会いました。なぜこれを主張しないんですかと言ったらこれもしなかったと。皆さん、これでいいんですかと。本当に皆さんは、危険性を除去するために移設であり訓練移転であり真剣に考えているんですかということを私はあえて聞きたいです。やってないですよね、鹿児島も行きましたか。１週間後に官房長官とも会いましたが要望しましたか。もう一度伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、やはり大阪維新の会から、公の党からの提案でございましたので、知事として現地を視察する、確認する必要があるという判断で、議会終了後馬毛島の視察を行ったわけでございます。その際の視察は、公の党からの提案ということで現地を確認することが目的でございまして、移設先として県から提案ということまでは持っていなかったということから、鹿児島県議会等には特にお話をしに行ったということはないということでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　たとえ大阪維新の会であろうと、お互い真剣に考えているわけですよ、日本全国の皆さん。あれから１年ですよ。１年たってもまだ答えも何も出てないですよ。１年も過ぎておりますよ。ですから、私はそのように本当に県は普天間飛行場の移設返還、危険性の除去を本当に真剣に考えているのかなと。私からすると、マスコミ受けにしか見えないです。本当に９万5000、宜野湾市民の命、大変ですよ。人の命は地球よりも重いと皆さんおっしゃっておりますよ。

後でまた出てきますけれども、次に移りたいと思います。

沖縄県で設置をした浮き魚礁施設の操業と現状についてお伺いいたします。

この操業を許可されている漁民とは、どのような方々なのか御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄県や県内の漁業団体等が設置した浮き魚礁については、各設置者の承認を得た者でなければ利用できないことが沖縄海区漁業調整委員会指示で定められております。県が設置した浮き魚礁については、県内漁業関係団体で構成する沖縄県浮魚礁漁業等調整連絡協議に利用・管理業務等を委託しております。同協議会においては、現在、約550隻の県内各漁船に対して利用承認を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そこで次にお伺いいたします。

この設置された浮き魚礁施設の中で、権利を有しない漁民の方々の一部が勝手に操業している現状もあると思いますが、県内でどういった場所にそのような場所があるかまず御説明してもらいたいと思います。

○農林水産部長（島尻勝広君）　場所ですか。

○又吉　清義君　場所とか何カ所くらいあるのか、勝

手に使われている場所ですね。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　まず設置数ですけれども、県内の浮き魚礁の設置状況につきましては、平成29年９月22日現在ですけれども、漁協設置分が72基、市町村設置が39基、県の設置分が87基、合計198基設置しております。

議員がおっしゃるように、先ほど利用承認以外の操業状況についてですけれども、沖縄県浮魚礁漁業等調整連絡協議会の利用承認を得ていない県外漁船が浮き魚礁周辺で操業しているとの情報提供が、県内関係団体のほうからあります。

県のほうとしましては、沖縄県漁業協同組合連合会とともに、関係各県、例えば宮崎県とか鹿児島、高知県等ですけれども、及び団体等に対して、先ほど説明しました委員会の指示の周知を図りながら、その遵守を求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですからこういうふうに県外から、そういうふうに勝手に利用されている。例えば今、190余りの魚礁施設の中で、大体場所的に何カ所くらい、何基ぐらいがこのように皆さんそういうふうに勝手にやられているかというのは把握をしていないというふうにして理解していいんですか。把握していないんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

以前、県外船のトラブルでちょっと大きい課題になりましたけれども、これは昭和60年ごろ宮崎県のカツオ一本釣りのほうで操業が問題になりました。これについては、自治体のほうとしましては、県外へのカツオ一本釣り等の船の大きさが50トンから60トンということで、大型船になっていて、それとスピードもかなり早いということで取り締まりがなかなか厳しい状況がありました。そういう状況の中で、県内の操業船の大きさが10トン未満。例えば５トンとか10トン未満とか。こういう状況の中で、その現場に行くと立ち去るというような状況が以前あったということで、そういう状況の中で水産庁の立ち会いのもと、宮崎県の船とのやりとりの中で、紛争の中、立ち会いしてもらって一時そういう体制の中で、鎮静化していたということです。ここ数年、宮崎県以外の船が見受けられるらしいんですけれども、漁船の番号とか船籍が確認できない状態があるものですから、その辺については関係機関のほうと調整しながらしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、残念なことに県内の漁船はやっぱり小さいと、パワー不足であると。そこに侵入してくる、勝手に操業する方々は船も大きい、パワーもあると。ですから皆さんこれは何もきのう、きょうに始まったことではないわけですよ。そうですよね。ずっと前からある。しかし県のほうとしてはこれに対応しない。これでいいのかなということが私は残念でならないわけですよ。であるならば、皆さん辺野古の基地見てくださいよ、常時２人は監視人が行きますよ。監視人が２人。１人くらいは辺戸岬からでも魚礁の近くにでも派遣して、そういう見張りをするだけでも大分漁民は助かるんですよ。そして、そういった地域にせめて県として予算を組んででも１隻ぐらいは大きいのをつくらせてあげたらどうなんですか、１隻くらいは。大きい太っ腹で、一括交付金で。沖縄県の漁民の皆さん、このように非常に困っております。具体的にあと一歩踏み込んでお尋ねします。

北大東島でこれがよくあると聞いております。こういう船が来て操業した場合に、漁民の方々は何日くらい操業できないか御存じですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

一概にちょっと日数的には言えませんけれども、影響は受けているということで、例えばまたその影響の中で天候等も非常に大東地区は厳しい状況があるもんですから、数字的には例えば１週間、10日というふうな表現はしにくいですけれども、影響は受けているということで関係団体のほうから情報は得ております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、ですからお互い県民の命を守る、暮らしを豊かにする、離島をさらに経済活性化をする、私はもっと情熱を持っていただきたい。一個人の私が調べた情報だけでも、素人の私が調べた情報だけでもこういった操業が１回行われれば、２週間は水揚げないらしいですよ。２週間も、水揚げが。そしてこれ北大東でもある、伊平屋・伊是名沖でもある、中城湾沖でもある。大変ですよ皆さん、もう少し真剣に取り組んでいただけませんか。漁民と離島の皆様、困っているんですよ。もちろん宮古・石垣でもあるんですよ。これをしっかりと調査をする、そして対策を立てる、部長やっていただけませんか。困っているんですよ皆さん。岩礁破砕だけが沖縄県民困っているいんじゃないよ。辺野古の埋め立てだけが困っているんじゃないよ。海の操業で困っている方がいるんですよ

今現在、やっていただけませんか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほど昭和60年の話もさせてもらいましたけれども、宮崎あるいは鹿児島、高知の県外のほうに対しても、先ほど言いましたように委員会の指示等について周知徹底を図ったり、あるいは関係団体のほうと状況等含めてその遵守について求めていきたいというふうに改めてやっていきたいというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　今情報収集はこれでもっと徹底するということでまた12月でも再度お伺いいたします。
　対策等も一歩前進させていただけませんか。過去から何にも変わっておりません対策が、その対策が。どうですか部長、対策も一歩踏み込んでいただけませんか。そこまでお願いできませんか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　うちの取り締まり船はやてのほうもありますけれども、場所によっては例えば、大東島のほうについては燃料供給の点から、現実的にはちょっと厳しいという話もあるようですけれども、水産海洋技術センターの調査船図南丸もございます。それは取り締まり目的ではございませんけれども、その辺を巡視しながらできるだけ対策を講じていきたいというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　ぜひ期待されますよ。海洋資源で困っている沖縄漁民がいっぱいいるということを、そして離島の方々がいっぱいいることをしっかりと理解していただきたい。それを守るのが部長あなたですよ。しっかり自覚してもらいたいと思います。
　次、沖縄県立浦添職業能力開発校の今後のあり方についてなんですが、まず自動車整備科再編計画の見直しについて、これが今どのように進んでおられるか御答弁お願いしたいと思います。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　ただいまの浦添職業訓練校の自動車整備科の再編計画につきましては、自動車業界と意見交換も行っていますし、それからそこら辺でニーズの把握とか、それから職業能力校での定員充足率とか、それから就職率等を踏まえまして、さきに策定しました沖縄県立職業能力開発校整備基本計画というものの中で再編を考えていたわけですけれども、昨今の状況を踏まえるとこれの見直しも視野に入れながら検討していこうというような状況でございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　部長がおっしゃったように本当に最初の再編時計画は25年に作成したやつ、それをもとにまた去年28年３月にこの基本計画の概要を出して再編計画を立ててなさっていたかと思うんですが、事情がかなり変わってしまったと。本当にこの浦添であり具志川であり、自動車整備科募集ですか、募集人員というんですか、倍率はどのようになっているのかという点からまずお伺いいたします。ここ数年ですね。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時40分休憩
　　午後２時41分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　過去３年間の応募倍率を見ますと、具志川が2.8倍、それから浦添が2.2倍というふうになっております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　そうですよね、募集に関しては常に２倍以上の応募があると。そしてそこを卒業した方々、就職についても企業としても就職率もどのような感じになっておりますか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　修了した皆様はほぼ100％就職してございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　それが現状なんですよ。ですから、こういう状況でこのように若者に貢献している場所をあえて再編計画で整理統合して人数を減らすというのは、私は理にかなわないと思います。応募する方も多い、就職率も100％だと。それをあえて切るんですかということなんですが、検討をしているということは再編計画で２年制を統一して、短期の一つに浦添に統合するということではないですよね。これを見直しの計画をしているというふうに理解してよろしいですよね。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　前回の計画をベースにしながら先ほど言いましたような各情勢の変更、それから業界の意向等も踏まえまして検討していこうというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　ぜひこれは今から本当に時代にそぐわない再編整備計画であったということは十分皆さん反省して、当時はだったかもしれません。今は時代が

変わってしまったと、社会情勢が。そういった意味では私は再度皆さん見当し、具志川であり浦添であり、建てかえをするためにこれはやろうという大きな計画があったのも事実あります。しかし、もっと前向きに対応をしていただきたいと。現にまた、この職業能力開発訓練校、若者が職を学ぶ、技術を学ぶ、そして貧困家庭の子供たちが、学費が払えない家庭がそこで就職ができる、学ぶことができる。私はその枠を小さくするべきではないと思います。むしろもう少しステップアップしてもらいたい。そういった考えのもとにしっかりと再編計画を見直すということで、もう一度確認します。

そういった意味で再編計画を再度見直すということでよろしいですね。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　応募者の中身を見ますと、半分が中学校卒業者も含まれております。そういう意味では、そういった方々の進学の場所にもなるということでございますので、現行の定員は確保しながら見直していきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ自信を持って、浦添もせめて自動車整備科は現行どおり２年制、普通科、短期科。具志川も普通科、短期科をしっかり維持するという答弁だということで、私は勝手に理解しておきますので、その意味で答弁なさったかと思いますので。

次は、我が党の関連質問のほうに移らせていただきます。

末松文信議員から基地問題についてということで、１の(1)エで、県はサンゴ類の保全措置などについてとあります。サンゴ類の特別採捕許可申請があれば、これは許可をするというふうに理解してよろしいかどうか、再度担当部からお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

去る９月28日、沖縄防衛局担当者が来庁され、同月27日に開催されました普天間飛行場代替施設建設事業に係る第９回環境監視等委員会での検討内容と、環境省レッドリストに新たに掲載されたオキナワハマサンゴ１群体を、できるだけ早期に移植したいとして、県に、特別採捕許可申請を行いたいとする旨の説明を受けたところでございます。

所管する農林水産部としましては、当該サンゴの移植に係る特別採捕許可申請の内容について、沖縄県漁業調整規則の趣旨を踏まえまして、厳正かつ適切な審査を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今までこのような移植については実例として厳正かつ適正に行われてきたというふうに理解してよろしいんでしょうか。よく知事がおっしゃいます、あらゆる手段を使って阻止するんだと、埋め立てを。そういうのをいつも知事がかねがねおっしゃるものだから、私は個人的に気になっております。確かにレッドリストのサンゴが見つかりました、移植も大事です。守ることも大事です。私たち宜野湾市民、９万5000市民の命、一体全体どうするのと。レッドリストのサンゴに負けるのと私たちの命、人の命は地球よりも重いと言いながらサンゴ一つにも勝てないのと、私は正直言って悲しいですよ。皆さんがあるべき姿で、あるべき形でそれを適正に適切に進めてもらうのはそれはそれでよろしいかと思います。どうも厳正にという言葉が入っているものですから、これは皆さん厳正にというのは、もしかしたら時間の先延ばしであるのか、一体全体、普通今まで行われてきたこの移植に関しましては、申請があった場合、具体的に何日ぐらいで完了しておりましたか。実例はあるかと思いますが。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

最短では１週間程度、通常でしたら２週間前後だと思います。標準処理期間につきましては、45日間で運用しておりますので、その日程を想定しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ、皆さんは皆さんのまた規則の趣旨に沿って、厳正かつ適正に、私はまた速やかに、一言は速やかに審査を行って頑張っていただけないかと思います。

ちなみに、公室長にお尋ねいたします。

知事は何回聞いてもお答えになりませんので、普天間飛行場が動くことにより、県内の基地というのは、面積は減るんですか、ふえるんですか。皆さんが普天間飛行場が動くことにより、新基地、新基地といつも表現しかしないものですから、私は基地の整理縮小という表現しかしないんですが、県民の方々はふえると思っている方も結構おります、ふえませんよと言っても。ですから普天間飛行場が動くと沖縄県内の基地の面積はふえるんですか、減るんですか、どちらなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

普天間飛行場481ヘクタールでございます。そう

いった中において辺野古に新基地ができた場合に相当程度面積は減るだろうと思っております。ただ、やはり今の県政、多くの沖縄県民が辺野古移設に反対していますのは、やはり基地がさらに辺野古においてつくられることによってまた100年とも200年とも言われるぐらい固定化されるとか、そういった自然環境の問題、また歴史的な過程の中で沖縄県民みずから基地を提供したことはない。そこに埋め立てで基地がつくられると地方自治も及ばないような新たな基地ができてしまう。そういったことから多くの県民は、さまざまな選挙等で移設反対を示しているというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　確かに面積は減ると、そして減るにしても基地がつくられるのはお互い気持ちはよくわかります。しかし、いずれ世の中が落ちつくことにより、私は将来的にはこの辺野古、政府には下付をさせてくれと。そのくらいの太っ腹も持ってもいいかなと思いますよ。いずれ世界が落ちつく、世の中安定したらこれは下付をしてもらいたいと。お互いが利用していくんだから、そのくらいのビジョンも持ってもいいかと思います。

済みません。もう時間がありませんので、御答弁ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　質問をさせていただきます。

まず１点目の翁長知事の県政運営についてであります。

ＭＩＣＥ事業に係る翁長県政の県議会や、あるいは県民の対応は、まさに県民を無視し、県政の自己中心的な対応であります。沖縄県政の信頼を著しく損ねております。財源も決まらないのに予算を組んで、６月定例会では７月いっぱいに決める。そして、７月に入ると８月に決まる。９月定例会に入ると予算を削除する。大変な変わりようであります。基本設計費だけを残して、財源確保もせずにこの運営をしていく。まさに、責任ある沖縄県政の対応だとは全く思えないのであります。

私は、辺野古反対、つくらせないの翁長知事の県民に対する公約は、既に破綻していると考えております。翁長知事は、公約違反であります。県知事選挙であれほど県民に期待を抱かせながら、現状はいかがでしょうか。翁長知事就任時から現在は工事が進められている状況でございます。つくらせないと言いながらつくらせている。これが現状であります。さらに最悪なことは、裁判闘争で工事を中止させながら、翁長知事が裁判で法律違反との判決と辺野古埋め立ては適法であるとされ、その判決によってあらゆる手段を使って阻止するとの言葉だけで、翁長知事みずから埋立承認取り消しを取り消して、沖縄県が埋め立てを承認し、その手続によって国は工事を再開しているわけであります。国は、強行で進めているのではなく、翁長知事の判断によって合法的に工事を再開しているわけであります。つまり、せっかくとまった工事を翁長知事によって再開させている。このことが行政手続上の事実であります。このことを翁長知事は県民に説明して、理解をしてもらうことが大きな責任であるにもかかわらず、集会等で国を批判し、辺野古反対、つくらせないと県民感情をあおるだけで、県知事として公約した者としての対応について疑問を持っているわけであります。辺野古に反対する県民、普天間問題、基地問題の解決を望む県民の声、意思を無視して辺野古の工事を進めさせている沖縄県知事の姿、一体どういうことでしょうか。自民党、公明党、維新も、国との協議、そして解決をしてほしい、その声を無視して、辺野古反対、つくらせないの公約違反をしている翁長知事の県政運営を問うべきだと考えているわけでございます。

衆議院選挙がやがて始まります。３年前、沖縄全選挙区で当選をした県政与党、国政野党のオール沖縄で、辺野古反対、つくらせないと公約をした皆様の政治的な責任はどうなるでしょうか。３年前と現在、辺野古はどうなっておりますか。皆様の公約が守られているのでしょうか。翁長知事同様、皆様も県民に対する公約に反しておりませんか。反対と自民党政権を批判するだけで、問題は解決しておりません。みずからの公約の実現に向けて、具体的にどのように動いて、今工事が進められているのか、県民に説明すべきでございます。

富川副知事のディズニーリゾートは厳しいとの公の発言にはびっくりと憤りを感じております。翁長知事の県政運営を疑うものであります。ＵＳＪは翁長知事は既に公約違反をしているわけであります。県政でどのような協議の結果、そのような発言が出るのか、この県政運営についても説明を求めるものであります。

そこで、翁長知事の県政運営について伺います。

２点目、北朝鮮問題及び尖閣諸島について。

(1)、北朝鮮の危機的な状況に沖縄県はいかに対応しているか伺います。

(2)、尖閣諸島周辺の中国公船の動きが続き、県民は不安を抱いております。沖縄県の対応について伺い

ます。

３、安慶田前副知事の口きき問題及び諸見里前教育長を辞任させた翁長知事のかかわりについて。

(1)、平敷教育長は、なぜ今新たな口ききを明らかにしたか。

(2)、安慶田前副知事は、諸見里前教育長人事について、知事三役と話し合ったと参考人招致で証言しております。翁長知事はどのように対応したのか伺います。

４、ＭＩＣＥ施設建設に係る予算について。

財源を確保せずに予算を計上し、県議会で議決させた事業を推進しながら、今定例会で基本設計費を残して実施設計費・債務負担行為を削除した。説明を伺います。

５、沖縄・自民党の訪米で気づいたことについて。

(1)、県ワシントン事務所が設置されて２年半が経過し、普天間・辺野古問題は混迷、事故等の改善も進展がない。このような問題解決にワシントン事務所が機能していない理由を説明願います。

(2)、ジョージ・ワシントン大学マイク・モチヅキ教授との連携をとっているようですけれども、モチヅキ教授の対案や代替案の協議会設置について県はどのように対応しているか伺います。

(3)、翁長知事は反米で、県ワシントン事務所の存在も含めて米国からよく思われていない印象を受けました。なぜですか、伺います。

６、国連人権理事会における翁長知事の演説について、国連人権理事会では県知事として演説する資格はなく、現職の都道府県知事が国連人権理事会で演説したのは初めてでございます。平成27年９月、なぜ翁長知事は県知事として演説をしたか伺います。

７、米軍基地としての土地の提供について。

(1)、以前に県議会で私の質問に、翁長知事は、沖縄の軍用地は米軍が強制的に収用しつくられたもので、みずから提供したことはないとの答弁だったと思います。今も同様の考えか伺います。

(2)、翁長知事が最初の訪米に際して米マスコミの取材に対し、米軍に銃剣とブルドーザーで土地を接収された趣旨の発言が報道されたと聞いております。翁長知事は、なぜ米国であのような発言をしたか伺います。

答弁によって再質問させていただきます。

お願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　照屋守之議員の御質問にお答えをいたします。

翁長知事の県政運営についてに関する御質問の中の１の(1)、知事の県政運営についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から施策を展開してまいりました。

経済発展では、沖縄県アジア経済戦略構想を策定いたしました。同構想に基づきアジアの活力を取り込み、本県の自立型経済の構築を加速させたいと考えております。

生活充実では、子供の貧困対策を初めとする福祉・医療・教育の充実、離島力の向上など、各種施策に取り組んでおります。

平和創造では、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。

課題は山積しておりますが、引き続き、その解決に一つ一つ着実に取り組み、誇りある豊かさを実現してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　２、北朝鮮問題及び尖閣諸島についての御質問の中の(1)、北朝鮮の危機的な状況への県の対応についてお答えいたします。

万が一の事態においては、Ｊアラートにより速やかに県民へ情報伝達を行うとともに、沖縄県危機管理指針及び沖縄県国民保護計画に基づき適切に国民保護措置を実施してまいります。県は、去る８月29日の北朝鮮による弾道ミサイル発射を受けて、同月31日付文書により県内全市町村及び消防本部へ、１、Ｊアラート、エムネット、防災行政無線等情報伝達機器の点検の徹底、２、緊急連絡体制及び初動対応の確認、３、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施等を呼びかけたところです。あわせて、ミサイル落下時の行動として、屋外にいる場合、近くの建物の中か地下に避難する等の避難行動について、県ホームページ上で示し、その周知を図っているところです。

次に、２の(2)、尖閣諸島をめぐる問題についてお答えいたします。

沖縄県は、尖閣諸島周辺海域における中国公船等による接続水域への入域や領海侵入等が、宮古・八重山地域の住民に不安を与えていることを重く受けとめております。このため、我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対す

る取り締まりの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視しているところであります。去る８月14日の小野寺防衛大臣との面談時においては、尖閣諸島をめぐる問題について、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺における安全確保について特に言及し、要請したところであります。

沖縄県としては、今後も正確な情報の収集に努め、国の関係機関とさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、５、沖縄・自民党の訪米で気づいたことについての御質問の中の(1)、ワシントン駐在についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、知事訪米の対応、沖縄の基地問題に関連する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。また、辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えや沖縄の正確な状況を米国政府、連邦議会等へ伝え、沖縄の課題解決に向けて取り組んでおります。さらに、沖縄の米軍基地に起因する事件・事故等についても、米国政府、連邦議会関係者等との意見交換を通じて説明を行っており、昨年12月に開設した米国向け英語版ホームページにおいては、嘉手納飛行場をめぐる米軍の一連の行為に対して、防衛大臣、外務大臣への抗議内容を掲載しております。

今後とも、ワシントン駐在の活動を継続的に行うことで、米国側の理解と協力を促したいと考えております。

次に、５の(2)、マイク・モチヅキ教授の代替案等への対応についてお答えいたします。

マイク・モチヅキ教授は、大浦湾を埋め立てて滑走路等を建設するよりも、日本本土の既存の飛行場へオスプレイの拠点を移し、キャンプ・シュワブ内にヘリポートをつくるほうがよいとする代替案を主張していると承知しております。また、同教授は、今後、日米の有識者が会議で議論し、新たな代替案を出すことにより、日米両政府が辺野古が唯一との固定観念から脱する必要があることも述べられているものと承知しております。

県としては、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念という知事公約の実現に向け、全力で取り組んでいるところであり、辺野古に新基地はつくらせないということを引き続き県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を政府に対し求めてまいります。

次に、５の(3)、米国における沖縄県の活動についてお答えいたします。

沖縄県としては、日米安全保障条約に基づく日米同盟関係が、これまで沖縄県を含む我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたと考えております。一方で、戦後72年を過ぎても日本の国土面積の約0.6％の沖縄県に、約70.4％もの米軍専用施設が存在し続ける状況は異常としか言えず、県民は米軍基地に起因する事件・事故、騒音問題等に苦しめられ続けています。基地問題の解決を図る上で、知事の訪米やワシントン駐在の活動を通して、米軍基地をめぐる沖縄の厳しい状況を米国政府及び連邦議会関係者等に正確に伝えることは重要であると考えております。

次に、６、国連人権理事会における翁長知事の演説についての(1)、国連人権理事会での演説についてお答えいたします。

国連人権理事会では、国の代表及び全ての利害関係者の発言が認められているものの、発言の権利は各国の代表者及びＮＧＯが持っていることから、ＮＧＯの枠をかりて、沖縄県知事として発言しております。沖縄における米軍基地から派生するさまざまな問題について、県民を代表する知事として、国連の場で訴えることが重要であると考え、知事として発言したものであります。

次に、７、米軍基地としての土地の提供についての御質問の中の７の(1)、沖縄の軍用地に対する認識について。

去る沖縄戦において激しい戦闘の末、沖縄を占領した米軍は、住民を一定の地区に設置した収容所に強制隔離し、軍用地として必要な土地を確保した上、基地の建設を進めました。そして、戦後27年間に及ぶ米軍統治下において、銃剣とブルドーザーによる接収と呼ばれた民有地の強制接収などによって、沖縄県の広大な米軍基地が形成されたものと承知しております。

県としましては、これまでの県議会において、県民が米軍基地をみずから提供したものではないという趣旨の答弁をしておりますが、現在もその認識に変わりはありません。

次に、７の(2)、知事訪米に際しての発言についてお答えいたします。

戦後72年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に、在日米軍専用施設の約70.4％に及ぶ広大な米軍基地が存在するなど、沖縄県の過重な米軍基地負担の実情や辺野古新基地建設に反対する県民の民意等を理解していただくためには、沖縄の米軍基地が本土とは違い、強制接収などにより形成されたという歴史的な事実を理解していただくことが必要です。このため、知事は最初の訪米に際して、そのような説明

を行ったものであります。なお、平成28年５月の２度目の訪米でモンデール元副大統領に同様の説明を行ったところ、元副大統領からは、日本本土の米軍基地と違い沖縄の米軍基地が強制接収により形成されたことを認識している旨の発言があったところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の安慶田前副知事の口きき問題等についての御質問で(1)、新たな口ききについての御質問にお答えいたします。

平成28年度の教員採用試験における前副知事とのやりとりについては、私としては働きかけとは断定できなかったことから、積極的に発言することを控えておりました。今回、那覇地方裁判所から平成28年度の教員採用試験における前副知事からの働きかけについての調査があり、当時の前副知事とのやりとりをそのまま回答したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　３の安慶田前副知事の口きき問題等についての御質問の中で、知事の教育長人事の対応についてお答えをいたします。

教育長の任期については、これまでの慣例により２年で任期を終えていたため、人事を担当する前副知事が、前教育長の意思確認を行い、その内容が三役で共有されたものと理解しております。なお、２月議会の一般質問において知事は、前副知事に対し、一貫して続投でいくとの考えを伝えていたと答弁しておるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、ＭＩＣＥ施設建設に係る予算についての御質問の中の(1)、減額補正及び債務負担行為の廃止を行う理由についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、国もその必要性について理解を示しており、平成24年度以降、同施設のあり方調査や基本構想の策定等の業務を沖縄振興特別推進交付金を活用して実施してきたところであります。今年度は、基本設計、実施設計及び建設工事を一体的に契約する予定であったことから、同交付金の活用を前提に国と調整を行い、ことしの県議会２月定例会において、歳入歳出予算及び債務負担行為の議決をいただいたところでございます。その後、国との協議において、実施設計及び建設工事の交付決定は基本設計の成果を踏まえて判断することとされたことから、まずは基本設計の交付決定を得て契約を締結する方向で調整を進めてまいりました。現時点において、基本設計に関する交付決定が得られていないことから、実施設計及び建設工事の年度内契約が困難となったため、今回の減額補正及び債務負担行為の廃止に至りましたが、今後も知事を先頭に、基本設計の交付決定に向けて、国等に対し理解と協力を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　再質問を行いますけれども、若干順番を変更して行います。お許しをお願いします。

米軍基地の土地提供についてであります。

今公室長に平成11年２月23日の代表質問、そしてまた平成19年３月１日の仲井眞県政の質問の写しがあります。これは、みずから提供した土地はないということでありますけれども、この代表質問、平成11年２月23日、小渡亨議員の代表質問の中の回答、公室長、稲嶺知事が答弁しておりますけれども、この53ページから54ページ、どういうような形で県は答弁しておりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　読み上げるということでよろしいでしょうか。読み上げさせていただきます。

小渡亨議員の御質問にお答えいたします。　まずは８年間における在沖米軍基地の検証のうち、県民がみずから誘致あるいは提供した米軍基地の実態を聞きたいについてのお答えでございます。　県民がみずから米軍基地を誘致または提供した事例としては、昭和31年にキャンプ・シュワブの建設のため久志村辺野古一帯を新規に接収した際、関係地主が村民の経済生活が向上し村財政に寄与すること等を理由に上げて基地建設に同意した事例や、昭和32年に金武村の村議会議員ら有志がハンセン仮設キャンプを恒久キャンプに切りかえて、必要とあれば新規接収を認める旨を米軍当局に陳情した事例が当時の新聞報道により確認できます。　また、これら以外にも具志川市にあるキャンプ・コートニーで昭和58年10月に返還された土地で、地主の要請により再度提供され、現在米軍家族住宅用地として使用されていることが具志川市から発行した資料により確認できます。　このようなことから、地元住民の誘

致または提供によって米軍基地が建設された例もあるものと認識しております。
とあります。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　どうですか。提供、誘致した事例が議会で報告されております。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　この議事録につきましては、私も目を通してございました。

実は、キャンプ・シュワブにつきましては、当時の辺野古周辺住民が米軍施政権下に置かれ、日本国憲法の適用もない中で、民政府からこれ以上反対を続行するならば集落地域も接収地域に線引きして強行立ち退き行使も辞さず、しかも一切の補償も拒否するとの強行に勧告してきたというような状況が十分考慮されていないものと考えております。

キャンプ・ハンセンにつきましては、1945年の沖縄戦のさなかから、金武飛行場として使用され、1947年ごろからは射爆砲撃、爆弾投下などの演習場として使用されるようになりました。1953年の土地収用令の公布以降、当時の宜野湾村伊佐浜などでの強制接収が関係市町村に強く影響を与えたことや、住民の反対にかかわらず何の補償もなく生活の糧である山林を奪われた場合、生活そのものが立ち行かなくなるような切迫した状況の中での契約締結に至った状況を踏まえることが重要だと考えております。

キャンプ・コートニーにつきましては、戦時中の強制接収より米軍が使用していた土地を米軍が住宅用地確保のため継続的に使用したものであることを踏まえていないものと考えております。

以上から、これらの基地に関しましても、県民がみずから提供したものではないというふうに考えているところでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　いいかげんなこと言わないでくださいよ。

平成11年２月23日、小渡亨議員の代表質問ですよ。明確に誘致していると言っているじゃないですか。そのときに、翁長知事は一緒の県議会議員じゃないですか。これ自民党の代表質問ですよ。自民党の代表質問で、翁長知事もその辺にいたんじゃないですか、県議会議員として。明確に答えているじゃないですか。こういうものを隠蔽して、隠して、過去にこういうのがあった。これで何が提供していない。これは当時の県知事が説明しているんですよ、稲嶺知事が。

次、仲井眞県政のものは437ページ。これ左側全部読み上げてください。これに具体的に書かれています。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　437ページ読み上げます。

刊行物などによりますと、「辺野古誌」――これは辺野古区事務所が発行した資料でありますが――では、昭和31年にキャンプ・シュワブの建設のため、久志村辺野古一帯を新規に接収した際、同意した事例として、新規接収628エーカー、約254ヘクタール、さらに金武町が発行した「金武町と基地」という資料では、昭和32年に金武村において新規接収800ヘクタール余を受け入れたとされております。　次に、みずから再提供した返還軍用地についての御質問にお答えします。　キャンプ・コートニーにおいて、昭和58年10月31日に29.5ヘクタールが返還されましたが、沖縄自動車道の延伸に伴い、その工事に係る米軍住宅の代替地として同年11月１日に23.8ヘクタールが追加提供されております。　そのほかにキャンプ・コートニーでは、昭和46年６月30日に部分返還された土地について、地籍が確定されていないなどの事情から、地主会の再使用の陳情により、昭和50年５月１日に海上自衛隊に約17.1ヘクタールを賃貸をしております。また、知花サイト、嘉手納弾薬庫地区において共同使用が解除され、陸上自衛隊が継続使用しており、平成８年に返還された知花サイトの残りの部分も平成12年より陸上自衛隊の訓練用地として再提供されております。　次に、大田元知事在職中の提供駐留軍用地についての御質問にお答えいたします。大田元知事が在職していた平成２年12月10日から平成10年12月９日の間に追加提供された米軍施設の面積は、嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、ホワイト・ビーチ地区の３施設で合計約1.6ヘクタールとなっております。　積極的に提供・誘致した基地の割合についての御質問にお答えします。　さきに答弁をいたしましたように、提供・誘致した面積が約1054ヘクタール、再提供された面積が約23.8ヘクタール、大田元知事在職中に追加提供された面積が約1.6ヘクタールとなっており、これを合計しますと1079ヘクタールで、現在の米軍基地面積の約4.6％に相当します。

以上でよろしいでしょうか。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　提供されているじゃないですか。どうしますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　そういった議会答弁もあるのも承知した上で、私どもは、やはりこの日本国憲法の適用のない中で、応じないならば強制接収の線引きしますよと、地主代も払いませんよと、そういうようなことを言われると、やはり当時としてはそういうことをやらざるを得なかったということだと考えてございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これは、翁長県政が――大田県政でもこれ認めているんですよ。平成10年２月。稲嶺県政でも認めている。仲井眞県政でも認めている。これを知りながら、こういう状況で提供した土地はない。そういうことを総理大臣にも言う。官房長官にも言う。国連人権理事会でも言う。アメリカでも言う。どういうことですか、県知事。これらのことで、知事が県議会議員時代にもしっかり認めているものを隠蔽して、そういう土地はない。これ大問題ですよ。県知事としての資格の問題にまでかかってきますよ。どう責任とるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

我々、キャンプ・ハンセン、それからシュワブ等、瑞慶覧も含めてですが、米軍基地の形成・経過もずっと追ってまいりましたけれども、そこで見てとれますのは、やはりこの米軍の強制接収があったと。先ほど伊佐浜の例もありましたけれども、そういったところで反対しているところは強制的に接収されたと。そういった中で、やはり当時の政府のほうから、このまま反対すれば線引きされますよと言われた場合には、強制立ち退きも余儀なくされるよりも一定程度の利益を得たほうがよいのではないかというような、ある意味追い込まれた状況の中での契約だったということです。そういったものをみずから差し出したと言えるのかどうかということについては、先ほど来答弁いたしましたように、県政としては、みずから差し出したものはないというような答弁をさせていただいているところでございます。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時23分休憩

午後３時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　照屋守之議員の御質問にお答えをいたします。

今戦後のすぐの話と、平成に入って稲嶺さん、仲井眞さんの場合もあったという、今説明でございました。私が知事になって最初にそういう議論をしたのは、まずは戦争が終わって後の部分、これは辺野古もそうでありますけれども、いわゆる伊佐でしたか、今急な質問なので地名とかそういうのはあれですけれども、この反対をするといわゆる強制接収をされて補償がもらえない。こういったような恐怖感もあって、いわゆるみずから差し出すものではないんだけれども、じゃここで踏ん張っていても、結局は強制接収をされて、損害賠償はないというような、そういった先ほど公室長が日本国憲法の適用もないと、あるいは民法等々もしっかりしていない。そういったものの環境の中で、基本的にみんなで相談をして、どうせ強制接収されるんであれば、これはもう売ったほうがいいのではないかと、あるいは借りてもらったほうがいいのではないかというような話を、私が知事になって２つ、３つぐらいの議会の中では話をさせていただきました。

今仲井眞さんと稲嶺さんの場合は、今一つ一つ、ここでしっかりと認識しているわけではありませんけれども、ただその後におかれましても、よく返還をされるときに、いわゆる返還をされても使い道がない、あるいは返還をされても、また地域との関係でいろんな問題がある等々で、いわゆる返さないで借りておいてくれというのは今日までも幾つかありました。ただこれは、やはりこういう環境の中で、沖縄県が置かれている立場の中で一つ一つ判断をするときに、大変厳しい、ある意味では対等な経済的な状況の中で判断をされたものではないというようなものがあっただろうというふうに思っております。ですから、戦後のすぐのものはそういった記録も残っておりますけれども、今仲井眞さん、稲嶺さんのことについても、ほかの時期の事例もあったわけでありますから、この辺のところを私も改めて検証したいと思っております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　冗談じゃないですよ。検証ではないですよ。これその当時の沖縄県政ですよ、沖縄県政。大田知事のころも認めています。平成10年２月27日、稲嶺県政、仲井眞県政認めています。検証じゃないですよ、知事。今さら検証して、今までじゃごまかしてやったという話ですか。それを国連人権理事会で演説したという話ですか。アメリカでそういうことを発言したという話ですか。責任問題ですよ、これは。県知事としての資格の問題です。今までこれ、県政、県議会なんですか、こっちは。お互い友達同士の話じゃ

ないですよ。県政を挙げて検証した結果、1054ヘクタール誘致した。1054ヘクタールと言ったらどれぐらいの土地ですか。提供した、誘致面積1054。普天間飛行場の倍ですよ。倍が住民と合意の上で軍用地が形成されたというこの事実ですよ。どうするんですか。調べもしないで皆さん方やっているの、知事公室長。知事をだましているのか、あなたたちが。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

我々もいろいろ調べてみました。例えば、金武町の……

○照屋　守之君　議会答弁です。これだけですよ。調べなくていいよ。

○議長（新里米吉君）　静かにしてください。

○照屋　守之君　これが事実かどうかですよ。

○議長（新里米吉君）　答弁しますから静かにしてください。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々は、いろいろその後、また金武町のそういった資料とかそういったものもいろいろ読み返してみて、先ほど私が答弁したようなことを今の翁長県政のスタンスとして答弁させていただいているところでございます。

また、先ほども答弁いたしましたけれども、モンデール元副大統領についても、そのことはよく認識しているというような旨の御答弁もあったところでございます。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　繰り返しの答弁になって恐縮なんですが、先ほど来答弁しておりますように……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　例えば、キャンプ・シュワブのほうで言いますと、当時、日本国憲法の適用もない中で、民政府からこれ以上反対を強行するならば、集落地域も接収地域に線引きして強行立退き行使も辞さず、しかも一切の補償も拒否するとの強硬に勧告してきたというような状況が果たして十分考慮されているかどうか、そういった事実関係も含めた上で、いわゆるみずから差し出したか否かということは判断される必要があるのではないかと考えております。

それから、金武町の基地のものでも少し読み上げさせていただきますと、

1955年７月22日には、金武村をはじめ北部６町村、中部２町村に１万2000エーカー――約4856ヘクタール――の新規土地接収が通告された。金武村では、７月23日午後、金武小学校に2000名の地主を集めて、村主催の地主大会が開かれた。奥間清徳村長が、米軍から示された接収計画を壁に掛けた地図で説明すると、村民は次々と立って「新規接収反対」の意見を述べた。「伊佐浜の状況を見た場合、米軍は地主の権利・人権を無視していると思われる。村への通告は、第二の伊佐浜になることも予想されるので新規接収には絶対に反対だ」、「平川原は現在軍用地で農耕を許されているが、砲撃演習のため、命がけの農耕をやっている。これ以上耕地を失ったら何で食って行くか、現在の平川原も土・日曜は砲撃をやめて農耕を許してもらいたい」、「飛行場も軍が使わないので固められた土をツルハシで掘ってやっと農地にしたら射撃場に使うということで、あっけなく接収された。我々はあのとき反対すべきだったのだ。

そういったこともろもろあって、最終的には、「しかし四原則貫徹の運動は、さまざまの曲折を経て分極化していった。「一括払いでもいいではないか」という意見、新規土地接収に譲歩する地主など、軍用地問題に対する認識に変化が生じてきた。」ということで、そういった状況で、やはりみずから進んでというようなことではなくして、やはりさまざまなことを考えた上で、そういった形になったという背景を説明したときに、みずから提供したと言えないのではないかと、十分考慮されていないのではないかという答弁をさせていただいたところでございます。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

静粛にしてください。

○照屋　守之君　ここは提供したと書いてあります。ちゃんと県政で言ってあります。こんなごまかしなんてききませんよ。知事公室長、これ責任問題ですよ。知事もこの場にいられますか。こういう事実がありながら。私言ったでしょう、前。当時のサンキ事務官という人が、いいですか、村長が誘致運動した、何回も何回も来た。これ事実で伝えた。伝えたものが全部この裏づけとしてあるわけですよ。誘致運動ですよ。それも無視して、これはあなたの考えだろうという、こんなわけわからん論法でしょう。これはとにかく責任問題ですからね。これ、はっきりさせたほうがいいと

思いますよ。これだけ指摘しておきます。

これだけ県民をだまして、自分の言いわけに終始するこの翁長県政という県政は恐ろしい県政ですね。自分の県、世界まで混乱させて、自分の都合のいいように解釈をするという、恐ろしいですね。

次、国連人権理事会です。

これは、国連人権理事会で演説できる、どういう資格を持った方ができるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

国連人権理事会では、各国の代表者またはＮＧＯが資格を持っていると考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　だから、沖縄県知事としては演説できないわけですね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　そういう権利を持っている側から、その知事のさきの演説は、枠をかりまして、沖縄県知事として発言したわけでございます。このこと自体については、国連側からも問題だったとの指摘は、その発言前も発言後も受けておらず、特に問題ないものと考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　だから、ＮＧＯ代表としてやっているから問題ないわけですよ。いつから沖縄県知事は、この先住民族の市民外交センターの一員になったんですか。いつからなったんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事は、ＮＧＯから枠はかりてございますが、ＮＧＯの代表ということでの答弁ではなく、あくまでも知事として国連演説を行ったところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　だから、県知事としてはできないんですよ。ＮＧＯの代表としてやっているから、ＮＧＯの枠をかりてやっているから演説ができるわけですよ。そういう形で、本来は翁長雄志、ＮＧＯの一員としての翁長雄志だったら何も文句ないですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ちょっと議論があれかもしれませんが、平行線のような感じがいたします。枠をかりて、枠をかりたら必ずそのＮＧＯの立場での演説かというとそうではなくして、枠をおかりして県知事として、基地問題について国連演説を行ったということでございます。基地問題は安全保障の問題だから、沖縄の掲げる基地問題について、広く国内外に理解いただくために県知事として演説をしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　だから、県知事としてはできないんですよ。できないものを枠をかりてとか、一員として代表としてというと、いやいやそうじゃないと。枠をかりてという言い方。こんな国連人権理事会もだますようなやり方、これは国際法に触れるんじゃないですか。私が言っているのは、県知事じゃなくて、何で翁長雄志でやらなかったんですかという話ですよ。何も問題ないですよ。何で沖縄県知事でやったかという話ですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛にしてください。答弁中です。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　国連で問題になっているというような認識は今ございません。先ほどもお答えいたしましたが、後にも先にもまだ問題になっているというような、向こうサイドから指摘を受けたことはございません。

翁長知事は……（発言する者あり）　よろしいでしょうか。翁長知事は、辺野古新基地建設反対を公約に掲げて当選した知事として、ＮＧＯの枠をおかりして、県知事として発言をしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これは資格外、大問題ですね。それと、そういうふうに沖縄県知事、ＮＧＯの一員としてやるんだったら、これは沖縄県議会、県民の意思決定すべきですよ。そういうふうな枠をかりてやるのに、個人的なものをやるのに、勝手に沖縄県知事として行って、旅費も使っているんでしょう。県知事が96万、随行した２人が県職員130万、220万。これ、県の公費で出しているわけでしょう。どういうことですか。これは個人的なお金だから個人で出すべきじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

ちょっとここもまた繰り返しになって申しわけございません。

辺野古新基地建設反対を公約に掲げて知事は当選なさって、その知事の立場で公の場で、この沖縄県の重要施策の推進、課題解決のため、その立場、考えを表

明して世間に広く理解を求めたということです。これはまさに、公務そのものでございまして、その国連人権理事会での公費の支出については問題はないというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　国連人権理事会で演説が認められるのは３つありますね。正確に答えてください、３つ。３点。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　参加資格という言葉だと思いますが、加盟国政府国際機関、国内の人権機関、国連ＮＧＯを参加主体となる資格を持っているということでございました。ただ、参加主体となる資格を持っているにすぎないということ自体が、この参加主体の招待、別の言い方をしますと枠を提供されれば、そのほかの広い、別のより広い主体に参加権や発言権が保障されているというふうに考えているところでございます。

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　これはですから、非常にいいかげんなやり方で、都道府県知事が一回もこういうところで演説したことないんですよ。それは事前にしっかり調べて、こういうふうな形でやって、県民にも県議会にも説明してやるべきで、予算も勝手に自分で、自分の旅費とか、あるいはまた職員も同行してそういうことをやって、今みたいに非常に曖昧な解釈でそれを認める。何ですか、今の翁長知事のやり方は。非常にでたらめなやり方です。私は、この知事が使った90万と随行した２人130万、これ220万余り、230万余りですか、最低でもこれは知事は県に返すべきだと思いますよ。とんでもない話です。自分勝手にこんなことやって、議会の同意も得られないのに、どうですか、返してくださいお金。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど来答弁さしあげていますように、枠をおかりしまして、知事が公の場で県知事として県の立場を表明したわけでございます。そのこと自体は公務そのものでございますので、県公金からの旅費支出についても適正に執行されたものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　翁長知事は何でもやるんですね。独裁ですね。恐ろしい話ですね。

次、ＭＩＣＥ事業です。

これ、財源もないのに予算を組んでそういうことをやる。これ、この県政、異常じゃないですか。気がついたらまたその予算をおろす。おかしくないですか、この県政運営。財源もないのにこれだけ500億の事業、予算組んでできるの。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

この大型ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、沖縄振興交付金制度、この趣旨にも、沖縄振興に資する事業ということでのっとっておりまして、また交付要綱にも、沖縄の自立戦略的発展に資する事業というふうになっておりますので、それを前提に整備しようということでございます。経緯的にも、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、平成24年度からこの事業はあり方調査、あるいは基本構想、可能性調査、基本計画ということで、暫時続けてきておりまして、今年度もいよいよ基本設計、実施設計ということで、着実にこれまで歩みを進めてきたわけでございますけれども、そういうところございまして、先ほど申し上げましたとおり、さきの２月の定例県議会で予算を計上させていただきました。しかしながら、現在のところ、基本設計につきまして、内閣府の了解も得られていないものですから、ここはきちっとまた丁寧な説明をしながら、一日も早い基本設計の交付決定に向けて取り組みを進めているというところでございます。

以上です。

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後３時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

まず、沖縄振興特別推進交付金、これはまさに沖縄県がこの沖縄振興に資する事業を自主的に選択して実施できる制度でございます。そういう意味で、県としてこの同交付金を活用して、事業を資する場合のまず判断というのは、基本的には交付要綱に規定された対象事業に該当するかどうかというのが大きなポイントになろうかと思います。この大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けては、先ほど文化観光スポーツ、答弁ありますように、平成24年度以降、この調査事業等を同交付

金活用して実施してきたという実績がございます。そういう意味で、同交付金の活用が可能な事業と判断し、当初予算に予算を計上したというところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　これ地方自治法147条、148条、149条、154条、それと地方財政法、予算の編成第３条、第２条、予算の執行第４条、これに反していませんか。法律違反ですよ、このやり方は。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　その沖縄振興特別推進交付金、それから各省庁の国庫補助事業を活用して事業を実施する場合には、要するに、当初予算編成時点で国からの交付決定とか内示とか、そういう内示がされていないということで、ある意味、一定の見込み計上とならざるを得ないというところがございますので、そういう意味で、これまでも一括交付金全て予算編成時に内々示に了解を取りつけてやっているかというと、そういうことじゃないということです。これは、先ほどから申し上げていますように、沖縄振興特別推進交付金の制度上のそういう仕組みになっております。県としては、これまで24年度からこの一括交付金を活用して事業を実施してきておりますので、それは当然、県としては要綱上該当するということで、それは所要額を当初予算に計上したというところでございます。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　答弁しているので、質問をしてやってもらえませんか。

○照屋　守之君　ちょっと確認です。確認、私が聞いているのに答えてないから。

○議長（新里米吉君）　答弁しているから……

○照屋　守之君　ですから休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時50分休憩

午後３時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

条文が今手元にないのであれですが、この条文の趣旨として、年間の歳入歳出を的確に見込んで予算を編成するという趣旨かと思います。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、沖縄振興特別推進交付金等を活用した事業実施する場合に、当初予算編成時において、国からのこういう交付決定とか内示とかなされていないという状況でございますので、一定の見込み計上とならざるを得ないというところで、我々としては、その当時の予算編成時においては、妥当な判断をしたものというふうに考えております。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時52分休憩

午後３時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

地方自治法の中で、この中身、知事の予算編成権といいますか、権限が知事にあるということと、その職員の指揮監督が知事として当然に指揮監督を有するという、その権限上の位置づけがこの地方自治法の中で位置づけられております。それから、地方財政法の今のこの御資料の中では、予算の編成ということで、できるだけ――読みますと、この地方公共団体法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準によりその経費を算出し、これを予算に計上しなければならないと。先ほど申し上げました予算編成に当たっては、歳入歳出を的確に見込んで編成をする。これが基本的な予算編成上の考え方だと思いますけれども、繰り返して申しわけないんですが、この沖縄振興特別推進交付金、あるいは各省計上の国庫補助事業を活用する場合は、どうしても予算編成時で100％、そういう交付決定とか内示とかがされない状況で一定のそういう見込みを計上せざるを得ないというのが現状で、そういう形でこれまでも予算編成は行われてきているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　いいかげんな説明ですね。500億の事業を財源決めないで、知事が決めることですよ、これ本来は。そういう予算を組んで、でたらめなやり方をして議会に出す。地方自治法違反と地方財政法違反ですよ。指摘しておきます。

口きき人事。

なぜ今表明したんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　前副知事から話があった際に、私の受けとめですけれども、何とかならないかなというふうに相談、質問のように受け取れるような言い方であったと感じたこと、また、その場で教員採用試験は制度上、恣意的に操作することはできないというふうに説明をいたしました。そうしましたところ、合否結果でいいからというふうに言われまして、私の説明に納得してもらったと理解したことから、口きき

に当たると断定できないものと考えておりました。ただ今回、そういう裁判所のほうから調査が参りましたので、そのときのやりとりの事実を伝えたほうがいいということで、そのまま回答したところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　裁判所から聞かれたから認める。そうじゃなければ認めない。隠蔽工作じゃないですか。１月24日はないと言ったんでしょう。裁判所から聞き取りがなければ黙っていたということですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　口ききと断定できないことから、発言を控えていたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　教育行政を担う教育長が、こういう曖昧なことをして、まともな教育がそれできますか。これ大変なことですよ。安慶田前副知事は否定しているんですよ。これをあなた、我々県議会で百条委員会つくって、しっかりやろうと思っていますから、百条委員会でその旨説明できますか。あなたのことが信用できていません、今の言葉は。どうですか、百条委員会でやったほうがいいんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　私の認識は申し上げたとおりでございまして、そのやりとりの事実も今申し上げたとおりでございます。

○照屋　守之君　だから百条委員会つくってやるから、証言できますかという話ですよ。

○議長（新里米吉君）　もう時間過ぎています。

○照屋　守之君　答弁。

○議長（新里米吉君）　答えてください。

○教育長（平敷昭人君）　そういう必要な場所がありましたら、適切に対応したいと思います。

○照屋　守之君　よし、わかりました。じゃ百条委員会やって、やりましょうしっかり。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時58分休憩

午後４時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　自民党の翁長でございます。

一般質問に入る前に所見をまず述べたいと思っております。

先般、那覇軍港移設に伴う関係自治体の３首長が会合を行って、軍港移設に向けての政治的課題は残っているとしても、前向きに進んで協議したということについては私も評価をいたしたいと思っております。

もう一つ、先ほど議場における知事の態度でありますけれども、これはいかに頭に血が上っていたとしても知事がとるべき態度ではないと私は思っていますので、厳に慎むよう強く自民党として申し述べておきます。

それでは一般質問を行います。

我が党との関連質問についてまず最初に行います。

石垣港における岩礁破砕の問題でございますけれども、クルーズ船の港の整備を今国が行っております。ここの工事部分に八重山漁協が岩礁破砕における漁業権の放棄をいたしておりまして、先般私も国のほうとこの問題についていろいろと意見協議をいたしましたら、10月14日に岩礁破砕の許可が切れるといっておりますけれども、その手続を県にせずに工事を進めるという方針を持っているようであります。辺野古においては県の許可をもらわないということで今裁判に入っておりますけれども、石垣においては国も手続をせずに工事を進めていくという方針でありますけれども、県はどういう今対応をなさっておいでになるんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

石垣港新港地区旅客船ターミナル整備に係る沖縄総合事務局石垣港湾事務所に対する岩礁破砕等許可の期限は平成29年10月14日までとなっております。そのため許可期間満了後にも岩礁破砕等行為を継続するためには新たな許可申請が必要であることからその旨、石垣港湾事務所に対し平成29年９月15日付文書で通知したところでございます。これに対し石垣港湾事務所は、同月25日付文書で同整備に係る施工区域における漁業権は、漁業権者が手続を経て放棄したことによって消滅し、岩礁破砕等許可を受ける必要はないと認識しているとしております。しかしながら同施工海域に対して知事の変更免許がなされていない以上、現時点においても漁業権は設定されていることから当該海域において岩礁破砕等行為を行うには沖縄県漁業調整規則第39条に規定されております岩礁破砕等許可が必要であることを引き続き指導してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　それでは今辺野古で行っている県の対応と石垣港における県の対応、これはどういうふう

にするんですか。石垣市の工事についても裁判を起こしていくというふうに理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

石垣港湾事務所からは平成29年３月14日付の水産庁文書を根拠として新たな許可申請を行わないとしております。しかしながら同文書に示された見解はこれまで当議会でも説明してきたとおり、従前の政府見解や水産庁の技術的助言等との整合性がないものであり、県としましては、自治事務である漁業権制度を運用する立場からその見解を採用できないとしてきております。そのため石垣港湾事務所に対しては漁業権や岩礁破砕等許可に関する制度について丁寧に説明を行い、適切な手続がとれるよう今後も指導してまいりたいというふうに考えております。

○翁長　政俊君　部長、私が言っていることに答弁していないんだよ。私は、手続が10月14日に切れるけれども、その手続がなければ裁判を起こすかと聞いているんだよ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　恐縮ですけれども、繰り返しになりますけれども、まだ10月14日まで日にちはございますので、それについて先ほど言いましたように石垣港湾事務所に対しては漁業権や岩礁破砕等許可に関する制度について丁寧に説明を行い、適切な手続がとれるよう今後も引き続き指導してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　国の機関は、水産庁の見解を引き続き厳守してこの岩礁破砕の許可については不要だという認識を示しているんですよ。それは私はヒアリングで私なりの調査をして国の関係者の意見を聞いております。方針も聞いております。知事どうされますか、これ。同じ岩礁破砕ですよ。ダブルスタンダードと言われてもおかしくないことですよ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　恐縮ですけれども、これまでも県のほうとしては当議会でも説明してきたとおり、従前の政府見解や水産庁の技術的助言等の整合性が水産庁のものについてはないということで、それと県としましては、自治事務であります漁業権制度を運用する立場から、先ほど言いましたように石垣港湾事務所に対しては、漁業権や岩礁破砕等の許可に関する制度について、丁寧に引き続き説明していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　無理な行政法の運用をやっているものだから、こういう問題が多々出てくるんですよ。知事、これは二重基準と言われないように方針だけは示してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　10月14日まで日にちがございますので、先ほど言いましたように漁業権や岩礁破砕等の許可について丁寧に説明を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　じゃこれは14日になったら県は発表しますか、方針を。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　現時点では石垣港湾事務所に対しては、事務手続等について今後も指導してまりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは知事にも上げて協議しているでしょう、皆さん。法の問題があるということは百も承知で県の三役も含めてこの議論はやっているんじゃないの。私はそう聞いていますよ。そうであれば三役の方針はどういう方針が出ているの。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほども説明しましたけれども、９月15日付で正式な通知文書、指導文書も出しておりますので、県の立場としては従来の考え方に基づいて関係者に対して指導をやっているという状態でございます。

○翁長　政俊君　これは方針はきちっと示してください。裁判に訴えるのかどうかきちっと方針を出してちょうだい。そうじゃないと質問できないじゃないか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　繰り返しになりますけれども、今10月14日までは日にちがございますので、そこについては引き続き丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

○翁長　政俊君　誰か三役の一人、逃げないでこの答弁できないですか。知事にさせないのであれば両副知事のうちどなたかがやってちょうだい。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時26分休憩

午後４時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君）　政俊議員の再質問にお答えいたします。

部長が答弁いたしましたとおり10月14日までいろんな想定されることもありますので、それまでお時間をいただきたいとそのようにお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　答弁していますから、続けてください。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　県はもっと真摯に対応すべきですよ。同じ海ですよ。いわゆる闘争の海と観光の海とでは対応は違うというのでは話にならんですよ。ここはしっかりとした方針を出してください。

次に、知事の政治姿勢について。

衆議院選挙でありますけれども、知事はこの間ずっと沖縄の民意については衆議院の全勝をもって裏づける根拠としてまいりました。今回衆議院が行われますけれども、当選、この勝敗ラインというのはどこに置いておられるんですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今翁長政俊議員から御質問があったように、私の知事選挙の後すぐ衆議院選挙がありまして、４選挙区ある意味で新辺野古基地はつくらせないというようなことで当選をしたわけであります。その後の選挙におきましても、市町村長選挙の場合にはまた別の結果でありましたが、県議会議員あるいは参議院議員というような形で民意が示されてきたと思っております。その間、政府からはそういったものもある意味で民意としては見なさず、そういう意味からいうとそれは考慮に入らないまま今日までこの沖縄の基地問題が扱われてきたというようなことについては大変残念であります。ですからこの民意というものをどのように政府のほうでも考えていただけるのかどうか、こういったこと等も大変ある意味ではじくじたるものがあるといいますか、この３年間のいろんな沖縄県民の意思というものについて政府のほうで判断をしていただかなかったというようなことは実に今思い返しましても残念であります。

そういうものを受けて急な解散で今回沖縄県でも４選挙区で行われます。私も当然のことながら私と同じ政治姿勢を持っている候補者を応援していきたいというふうに思っておりますけれども、その勝敗という意味からしますと、どっちがラインということではありませんが、４つを張っておりますのでできるだけ４つ勝ちたいというような気持ちでありまして、それはじゃ３つの場合はどうだ、２つの場合はどうだというようなことよりも４つを勝利したいというような気持ちでおります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　この選挙と民意をひっかけて議論をしてきたのは知事ですよ。いわゆる一つでも敗れた場合、先ほど知事も指摘しましたけれども、私は民意の根拠が揺らぐと思っているんです。揺らいだ場合、いわゆる知事が言う民意はオール沖縄側にありという私は定義が崩れると思っておりますけれどもそこはどうですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　１つ負けたら民意が崩れるという話ですが、４つある間は民意を認めておられたのですか。要するに４つ勝っているときには……

○翁長　政俊君　私に反問権を使っているの、私に。

○知事（翁長雄志君）　いやいや、政府の話です。

○翁長　政俊君　おかしいよ、あなたの態度は。

○知事（翁長雄志君）　今政俊議員ではなくて、日本政府のほうで認めて……

○翁長　政俊君　そういう論法はやめてちょうだい。

○知事（翁長雄志君）　見ていただかなかったという話をしているわけですから、今そういうようなもので１つ負けた場合にはというようなことにつきましては、当然その分は民意というものは４分の３になっているということにはなろうかと思います。

そういう状況です。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなたが全勝をもってオール沖縄が我にありという話、このオール沖縄側に民意があるということをずっと言い続けているから言っているんですよ私は。そうしたら１つでも落とした場合、政府はそれを進めていく側のてこに使うんじゃないですか。だから言っているんです私は。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　最初のほうに答弁したように、ある意味で全ての民意が示されても、今おっしゃるように一顧だにしないで前に進めてきているわけですから、１つ減ったらもっと恐ろしい力でやるのかどうかですね……

○翁長　政俊君　私はあなたの気持ち、あなたの対応を聞いているんですよ。あなたの対応を聞いているんだよ。

○知事（翁長雄志君）　いやいや……

○翁長　政俊君　政府の対応を聞いているわけじゃないよ。

○議長（新里米吉君）　答弁中ですから、知事の答弁を聞いてください。

○翁長　政俊君　私の対応を聞いているわけじゃない。あなたの対応を聞いているんだ私は。

○知事（翁長雄志君）　何であなたにそこまで言われなきゃいかぬかということの前提として、今日までの流れに政府が理解をしてこなかった。その中で１つ落としたらもう民意がないんじゃないかなどというような、そういった話は私からすると大変残念な質問であります。この３年間は何だったんだというような気持ちもありますし、この辺のところはまた丁寧に説明して質問をしてください。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなたが要するに全選挙区で勝ったことを民意の根拠にしているから私はそう言っているんですよ。１つでも落としたらそれが揺らぐじゃないですか。当然のことじゃない。そうかと聞いているんですよ。

　私が言っているわけじゃない、あなたが言っているんですよ。４勝を根拠にあなたが民意は我にありというオール沖縄側にあるという論法で今までずっと説明をしてきているから。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　改めて今日までの出来事を考えますと、まず名護市長選挙を勝利して、そして県知事選挙を勝利して、衆議院選挙を４つ勝ちまして、県議選挙も27という過半数以上をとりました。そういう形で民意をつくりながら参議院選挙も勝ったわけであります。ですから民意というのは今日までその新辺野古基地という意味からすると、しっかりとあったと思います。だから私はその中で残念ながら政府のほうでそれを全く考慮することがなかったと、そのまま推し進めてきたことをまず前提として置いておかなければいけない。それを理解する中から、さあこれからという意味で先ほどやはり４つの選挙は勝って私どもの民意を示していきたいという話をしているんで、その過程の中で１つ落としたらどうだ、２つ落としたらどうだというようなものについて、私が一つ一つ若干の気持ちを変えて答えるということは今は差し控えたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いずれにしろ22日には結果が出るはずですので、それを私どもは見てみたいと思っております。

　次に、国からの財政移転の問題。

　構えて沖縄県はこの財政比較指数をつくってこれを公表しておりますけれども、その目的は何ですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

　沖縄振興予算は、各省庁の予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上する仕組みとなっておりまして、他県にはない独自の構造を持っていることから、県内外の方々に沖縄県が突出してあるいは過度に優遇されているのではないかとの誤解を生じさせている面があると考えております。このため、国から地方公共団体への財政移転の中で代表的な国庫支出金と地方交付税の合計額を人口１人当たりで他府県と比較した場合、例えば離島・過疎・中山間などを抱える条件不利地域を抱えている県と遜色ないレベルでありますが、沖縄県が突出して多いわけではないことを理解いただけるように説明しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　優遇されてないということを言いたいんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　条件不利地域である各県と遜色のないレベルで優遇といいますか、特例的な財政制度とか税制優遇制度はいただいておりますが、これは１人当たりにした場合に突出しているわけではないということを申し上げているわけでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　沖縄県はそれでは一番になりたいということですか。沖縄県は一番になりたいということ、優遇されて。一番優遇されている県になりたいと思ってやっているのこれ。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　政俊議員の質問にお答えをしたいと思います。

　国からの財政移転は過度な優遇を受けていないと構えて発言する知事の意図ということでありますが、私は東京に行っていろいろ折衝する場合にも、それから国会議員とお会いする場合でも、それから県人会に行ったときでもみんな大体八、九割方の認識は何かというと沖縄県はいいわねと。ほかの都道府県と違って3000億円もお金、振興策をもらっているのに基地を嫌だというのはどういうわけと。そんなに優遇されて何なんだという話をいろんなところから言われます。これはウチナーンチュは本土に行きましても、地域からも職場からも基地を預かって振興策もらったらいいですよなどと言われるものですから、私はこの仕組みを全国知事会でも話をさせてもらっております。これは全国知事会でほぼほとんどの人が誤解をしていたものですから、それは何て言ったかというと、戦後沖縄県は27年間いわゆる米軍の占領下にありましたから復帰をしても予算のとり方がわからない、折衝の仕方がわからない。そういうことで当初の沖縄開発庁が沖

縄県の要望を聞いてそれを財務省等々とやりながら一括計上で私たちの3000億円という、今言う3000億円の予算が決まっているんですよと。ほかの都道府県はみずからの力で、土木建築部は国交省に行って道路をつくりたいから100億円、あるいは教育委員会は学校をつくりたいから何十億円という形でとるんですが、沖縄の場合にはそれぞれ沖縄開発庁、今は内閣府の沖縄担当の皆さんが一つ一つ私たちの意見を聞いて折衝して、最後のほうで沖縄県の振興策3000億円と出るものですから、そうするとそれを聞いた人はみんな沖縄県は特別に3000億円もらっているんだねと、こんなに優遇されてあんた方がこんなにわがまま言うのというような話があるものですから、それを解くために私はその意味でのことを話しているわけです。ですから、これが一番のベースでありますけれども、それ以外の場合でも地方交付税含め、国庫支出金、島根県とか鳥取県とか、Ｅグループにいるようなお互い御一緒している県がありますけれども、そういうところに比べて特に突出しているわけではありませんよというような話はさせてもらっております。それでないと私たちはこの認識の前に基地問題、21世紀ビジョンにある平和な沖縄県をつくりたいという中で、何とか私たちの思いを伝えたいというのに、お金をもらっていてそんなことを言うのかと言われるようなことに対して反論しにくい。ありがたいことに全国知事会ではこれを理解してくれて、座長の埼玉県の上田知事がブログでお互い間違っていましたよねと、3000億円は特別じゃないんですよねというものを発信していただきました。そして今５％しかなってないということも発信してくれました。それから新都心地区などでの30倍の跡地利用の効果についてのことも発信していただいて、今全国知事会ではそういった認識が共有されています。そのためにこういう財政移転は過度な優遇は受けていないというふうな説明をさせていただいたわけで、それは今だんだんだんだん国会議員の皆さん方にも御理解いただいているとそのように思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは知事自身の思考の問題で、これ政治家や行政マンは沖縄県の置かれている優遇措置というものはわかっていますよみんな。一々あなたがこういう説明しなくても沖縄県がどういう予算の仕組みで動いているということは百も承知ですよ。（発言する者あり）　いや、これは一、二の事例をとってこんなことを言っているだろうと思いますけれども、なぜこの地方交付税と国庫支出金を合体した形で、この指数でどうして優遇されていない、特段予算はもらっていないという論理になるのか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　ですからまず3000億円の一括計上という意味での御理解をいただかなければならないと思っております。今そういう仕組みはみんな知っていますよと言うんですけれども、本当に知らなかったんですよ。全国知事会も恐らく国会議員も市町村長もそうだと思いますが、この年末に行われる3000億円は沖縄県は普通の都道府県と同じように予算を獲得して、そしてさらにプラスアルファがあるというふうにして思っている中に、いろいろやりとりをしている間には地方交付税とか国庫支出金の話も出てまいりますから、それは例えば地方交付税だったら七、八番ですよと。国庫支出金は１番ですよと。合わせて６位ですよというような説明をする機会もあったわけですから、そういう話をさせてもらっているわけです。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私は沖縄県は特別措置法含めて沖縄振興法も含めて、他府県に比べても十分にいわゆる優遇を受けているという私は認識を持っています。高率補助の具体的にかさ上げ分、金額でどれくらいの高率補助になっていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　財政特例のあらわれ方というのは現在は県の予算におきましては、補助率のかさ上げ分と一括交付金のソフト分が代表的なものであります。平成29年度において、補助率のかさ上げ額は一つ一つ積み上げるという大変な作業が必要なので、今現在作業としては容易ではありませんが、参考までに平成22年度に総点検を実施した際にはじき出したものが予算総額の34％でありました。これを平成29年度予算の国庫補助負担金で推計しますと恐らく約530億円がかさ上げ額と思われます。これに一括交付金を加えますと今年度当初予算とおおむね少なくとも950億円が沖振法に基づく特例的財政措置と考えられます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これだけのいわゆるかさ上げ分をもらっている県は他府県にありますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　他府県におきましても、条件不利地域においては率は違いますが、例えば地域振興法を適用されている地域にあっては幾らかの特例的財政措置はありますけれども、沖縄のこのレベルは非常に高いものであります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　沖振法に類似するものはありますよ、私は承知しています。しかし沖縄県ほどかさ上げ分をもらっている県はないんじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　それはございません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これから見ても言えますよ知事。あなたは今一括計上方式に誤解の根源があるみたいなことを言っていますけれども、じゃあなたがこれを問題にするのであれば一括計上方式やめたらどうですか。国に申し出る勇気はありますか。この一括計上方式でいわゆる誤解が生まれているというのであれば。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　この一括計上方式は当然御承知のとおり、復帰のときに沖縄開発庁が設立されてそのような方式がとられたわけでありますが、じゃなぜそういうことが起きたかというと、戦後27年間の沖縄の置かれている環境があります。ですが、日本政府が沖縄県にお金を入れたのがたしか昭和37年、そこまでは米軍とそういう形でやってきておりますから、やっぱりその分憲法の適用もありませんし、待機児童――あのときは待機児童というよりは保育園をいかにしてつくるかというくらいですが――道路も含めて何もなかったわけですから、こういったこと等を……

○翁長　政俊君　知事さん、知事さん、私の総時間がなくなるのよ。

○知事（翁長雄志君）　復帰後さあどうしましょうといったときに3000億円というのは誤解の話ですね。3000億円という意味の中にもまた高率補助とかそういったような意味合いが入ってくるわけですから、なぜ沖縄県が優遇されるかというと、やはり戦後の27年間のおくれということに対してしっかり対応したいという意味ですから、確かにその意味ではそうなんですけれども、沖縄県がそういうことに対して正確な意味合いをお知らせしないと、やはり県民は今日までのいろんな思いがなかなか理解されていないのではないかというようなことになろうかと思いますので、そういうふうになっていると思っております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　総合的に言うと今知事が答弁していることは、歴史的なものも勘案すると、要するに特殊事情があって当然沖縄県はそういう位置づけにあるということを言っているようなものですよ。だからこの財政移転がないということを言うということは優遇されていることがないということは、ある意味では予算制度にいちゃもんをつけているようなものですよ、あなたは。内閣府の振興予算で頑張っておられる職員の日々の努力に思いが至っていますか、あなた。全くこれを無視して今のような発言をしているんじゃないの。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　これは視点で、今政俊議員がその立場から質問をするとこういう形にはなります。しかしながら内閣府の沖縄担当が大変な努力をして頑張っておられることについては、これは私も県議時代からずっと時の知事さんたちと御一緒してやってきていますから、意味合いは全部理解しているわけであります。ただ今言う視点と物の見方、財政移転について今企画部長からこれだけ900億円もありますよということについては当然これは理解もしておりますし、またこれについて感謝しつつ将来の沖縄の自立発展に向けてのお力添えを頂戴したいという話はありますが、そういうような部分とやはり沖縄県の置かれている立場というものをどのようにして理解していただくかというこれについては言葉は尽くさぬといかんじゃないかなというふうに思っているわけです。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事の本音がどこにあるかということになると、私が推察するには、知事はこの優遇予算と米軍基地の反対という問題がひっかかっていて結局それにそういったふうに誤解されているのがしゃくだと。ある意味ではあなた自分の自己満足のためにこれを使っているんじゃないの。あなたが今までずっと主張していることを自分なりにそしゃくするためにこの財政移転の問題、比較の問題も含めて持ち出してきているんじゃないかと私は思っているんですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　そういう話をされるのであれば、またそっくりそのまま翁長政俊議員の今日までの政治経歴の中にどういうものがあったかというようなことも含めて、私も今日までやりとりをしてきましたから、そういう言い方もやろうと思えば言えるけれども、私からするとそういう意味合いでは全くございません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　大体この数字をつくったのは、指数をつくったのは仲井眞さんですよ。仲井眞さんの時代の企画部長、後ろに座っている今の知事公室長、彼らがこれをつくって何をしたかというと、沖縄県の振興

予算をしっかりと確保するためにこの数字を水面下で使って政府と交渉していったんですよ。そして沖縄県の振興策をかち取ってきたというのが現実なんですよ。あなたはこれを外に持ち出して、沖縄はいわゆる優遇されていないんだということを声高に叫んでいるんですよ。この違いはとても大きいですよ。県民にとってみれば、あなたがある意味では沖縄県の振興策の足を引っ張っているんじゃないかと。そこまで続いていく話なんですよ。どうなんですかそこは。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　国政与党としての翁長政俊議員のそういう視点は、私も長くそういうところにもいましたからよくわかります。しかしながら、いわゆる振興策ということについて仲井眞県政時代もいろいろ御相談を受けながら政府との要人をどの方がいいかというようなことと、どういう話をしていったらいいかというようなことについては一括交付金も含めて議論もしてまいりました。ですから仲井眞さんのその面においての優秀さもよくわかりますし、だからこそ私は知事選挙では21世紀ビジョンはそのまま引き継いでいきますと。そしてただし基地の問題は仲井眞さんのあの手法は私からすると多くの県民の気持ちを理解していなかった。こういったこと等がいわゆる重なって私たちの政治活動の一つになっていると思いますから、今言う優遇とかそういうものにあれはぜひそういうふうには誤解しないでいただきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　議長、答弁が長くて私大変なんですよ、私の持ち時間が。知事にみんな食われているんだよ。戦略的にやっているとしたら問題だよこれ。コンパクトに、コンパクトにしっかりと私の質問したものだけに答えさせてください議長。これは注文を申し上げます。

次に、これと類する問題が県参与の問題ですよ。この県参与の発言はあなた任命権者ですから、あなたの発言で考え方だというふうに理解してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

池宮城政策参与のものを新聞報道で拝見しました御意見は、高率補助制度に関するものであったと思います。新聞紙面で確認するところ大学教授という一研究者の立場と断った上でのものであったと理解しております。

御提言の趣旨について御本人にお尋ねいたしましたところ、制度がなくなったときのことを想定して、類似県と同じ仕組みでやっていけるのであればという前提においてのものでありまして、これまでの沖縄振興策そのものは高く評価するとのことでした。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　財政指数が過去に改善された要因はどういうことですか。今後これが引き続き改善される傾向にあると思いますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　財政力指数が上昇している主たる要因は大きなことは税源移譲等があってやっていることと、それから沖縄の経済が強くなってきて、収税、納税される税金がふえてきたということが大きな要因であると思います。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　知事、そういう発言を、今企画部長の答弁ではいわゆる私はあなたの発言と同等に考えていいかと言ったら影響がないような話をしているわけですよ。これは知事、この県参与という立場は、吉田さんが後ろに座っているんですけれども、県の政策にかかわる方なんですよ。ある意味ではこの方の発言というのは私はいろいろな意味で波及効果を生むと思いますよ。予算獲得にはこの影響が出ていないんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　県の立場としては内閣府一括計上、それから高率補助を含む国の振興策は引き続き必要であるということをこれまでも県議会等で答弁で明らかにしているところでございます。また内閣府との意見交換の場におきましても、はっきりと県としての見解をこれまで説明しておりますので、平成30年度概算要求に影響を与えたものとは考えておりません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これはあなたの判断ですよ。私はこの池宮城発言をもとに内閣府ともいろいろと幹部の皆さん方と話し合いをさせてもらいました。非常に不快感を示していますよ。非常に不快感を示している。そういう問題が波及していって、今日のこの概算要求の政府折衝とも何らかの形で影響が出ていると私は見ているんですよ。どうしてこういう発言をさせるのか。こういう発言をさせるぐらいであれば富川さん、解任すればいいじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　参与に関しましては前回もお答えしたんですが、参与の発言は研究者・学者の立

場からという前提つきでメディアに報道されております。学者、研究者というのはこの前も申し上げたんですが、学問の自由、研究の自由があります。彼の考えというのは、それは県からはとやかく言えない立場にあるかと思いますが、ただ彼は学会の会長もするような高い見識をお持ちですので県が彼の高い見識について、これについてはどういうアドバイスをいただけるかというスタンスだと思います。私も過去に政策参与をしましたが、全て県の意思決定にかかわったわけではありません。スポット的にこれについてはどう思うか。例えばアジア経済戦略についてどう思うかということで部分的に引き受けたことでございまして、学者の学問の自由、研究の自由というのは尊重していただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私はこの発言問題、皆さんこうして池宮城さんをかばいますけれども、これもよくよく考えて本質がどこにあるのかということになりますと、私は国とのいわゆる対立姿勢を展開している知事のあり方、これを補完するための彼の言動であるというふうに私は理解しているのですよ。そこは国を含めて現場の職員の皆さん方が予算獲得においてヒアリングにおいて大変苦労している中で、県の幹部の皆さん方がこういう発言をするということはその足元を崩している。いわゆるはしごを外しているようなものですよ。そういう状況の中で予算が多いとか少ないとかでどたばたしているんですよ。自分たちの置かれている立場をおかしいと思いませんか。富川さんもちょっと答えてくださいよあなた。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　先ほど申し上げたとおりでございますが、参与は参与である前に大学の教授で研究者であります。ですから先ほど申し上げたように、学問の自由が保障されるべきであるというふうに考えております。

県としては、先ほども答えがありましたように、彼の発言が予算とは関係ないとの発言でありますし、何度も申し上げますが、県が必要に応じて知見を求めて県政に生かすと。先ほども申し上げました私も参与経験ありますが、そのときに県政の執行部に対して参画したことはございません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは今あなた方の見解をお聞きしているんですけれども、見解を受ける側の人たちがいるんですよ。問題はあなた方の見解を受ける側の人たちのところにまでおもんぱかって、そんたくしてまでとは言いませんけれども、そこまで思いが至ってこういった問題は私はやるべきだと思いますよ。そうでないと沖縄県の振興予算なんて、こんな厳しい財政の中で満額確保しているのは大変じゃないですか。同じように平成30年度の概算要求も引き続きこれと関連しますのでやりますけれども、この沖縄県の概算要求。金額ベースでどれだけ今回要求しましたか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

県として要請した内容でございますが、30年度の沖縄振興予算、これは沖縄の振興施策展開に影響が出ないようにということで那覇空港滑走路増設、それから沖縄科学技術大学院大学の充実、及び駐留軍用地の跡地利用推進に要する予算を除いて3000億円台を確保することということの要請をしたところでございます。

○翁長　政俊君　私は金額ベースで……

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　概算要求の説明会では3400プラスアルファという説明があったんですよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

直接的には要請の場では沖縄振興予算の3000億円を上回る額の概算要求を要請したというところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　じゃ説明会でやった金額は何なんですか。与野党みんな聞いていますよ。

○議長（新里米吉君）　今休憩を求めているんですか。

○翁長　政俊君　いや、まともに答えていないから。

○議長（新里米吉君）　だから休憩を求めるなら休憩と……

○翁長　政俊君　済みません。

○議長（新里米吉君）　そのまま時間流れますよ。

○翁長　政俊君　失礼しました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

3400億円を上回る沖縄振興予算の確保ということでございますが、これは那覇空港滑走路増設それから沖縄科学技術大学院大学の充実、そして駐留軍用地跡地利用、それで大体400億円を超すような額になるということで、それを除いて3000億円台を要請したと

いうところでございます。
○翁長　政俊君　議長、ちょっと済みません。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時４分休憩
午後５時５分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
3400億円を上回る沖縄振興予算の確保ということで、これは先ほど申し上げましたように那覇空港滑走路等で約400億程度行きますので、それプラスアルファでＭＩＣＥの関連で上回る額を要請したというところでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　問題なのはこのプラスアルファのＭＩＣＥ要求ですよ。もともとこのＭＩＣＥというものは一括交付金でやる予定なんでしょう。何でこれを外枠でプラスアルファというもので要求したのか。皆さん方そういう説明だったんだよ。何で一括交付金でやるといっているのに、プラスアルファの外枠で予算を要求したんですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時６分休憩
午後５時６分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
総務部長。
○総務部長（金城　武君）　ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、大規模事業でありまして他の事業に影響があるということで上乗せしての所要額の確保を要請したところでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　結局はこれこんな予算要求のやり方をすると、財務省の人に説明ができませんよ。この方式は何でこんな方式をとろうとしたかと言うと、仲井眞さん時代に3000億プラスアルファでいわゆる空港の330億プラスＯＩＳＴ、こういった外枠での要求というものがうまくいった事例があるんですよ。それをまねただけですよ。ただ一括交付金でやると決めているＭＩＣＥについては、外枠で要求するのは筋違いですよ。そんな予算が認められるわけないじゃないか、これが。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　これまで御指摘のようにソフト交付金につきましては所要額という形で要請してきたところですが、やはりこの大型ＭＩＣＥ施設、規模が大きいということで他の事業への影響が余りにもいろんな形で影響があるということで上乗せして所要額の確保を要請したというところでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　説明にはなっていませんが、3000億、仲井眞さんがいわゆる多年度契約というのか、確約をとりました。これに対しての知事、評価はどうですか。仲井眞さんが3000億、10年とやった評価。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　まさに総理のほうでお約束をさせていただいて、これが今日まで3000億円台という形で県の振興予算の確保につながっているというところでございます。
○翁長　政俊君　評価しているのかどうかを聞いているんですよ、私は。
○議長（新里米吉君）　そのまま答えたらいいですよ。そのままで発言すればいい。
○総務部長（金城　武君）　補足で御説明いたします。
そのとおり評価しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　そのとき翁長知事の評価がどうだったかというと、これ埋立承認と引きかえに沖縄の心を金で売ったという評価だったんですよ。この3000億の上に立って今あなた方は予算の要求をしている。ここで少ないとか多いとか議論をやっている。おかしいと思いませんか。あのときあれだけ、けちょんけちょんに3000億、沖縄の心を金で売ったとやっておきながら、今は予算額が少ないということであなた方国に対して突き上げているんだよ。それをどういうふうに理解するのか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後５時 ９分休憩
午後５時10分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
沖縄の振興というのはやはり沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄の特殊事情に鑑みて総合的かつ計画的に講じられているというものでございまして、基地問題とは別という認識でございますので、これにつきましては国のほうにもそのように説明しているところでございます。
○翁長　政俊君　私はこんなこと聞いていないよ。あのとき私は知事の評価は仲井眞さんがやったこの承認について沖縄の心を金で売ったといって批判してきたんだ。これに対して知事、あなたどう考えているかということを聞いているんですよ私は。それで今あなた

方は予算獲得するのに3000億をベースにして少ないとか多いとかという議論をやっているんですよ。その折衝のあなた方の姿というのは自分で振り返って見てちょうだいよ。

休憩、休憩。

そうよ、何で時間を動かしているんだ。私への答弁になっていないですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

ちょっと繰り返しになろうかと思うのですが、やはり沖縄振興というのは沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄の特殊事情に鑑みて総合的かつ計画的に講じられているというもので基地問題とは別だというふうに考えております。政府におきましても国家戦略として沖縄振興策を総合的、積極的に推進するという骨太の方針がございまして、沖縄振興に対する政府の姿勢につきましても変わっていないというところでございまして、そういう意味で県としては先ほどの3000億台のお話ございますが、それは評価をしているというところでございます。

○翁長　政俊君　本当に答えになっていないんですよね。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時14分休憩

午後５時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長政俊君。

○翁長　政俊君　予算獲得過程においてもやっぱり知事のいわゆる予算折衝のおくれ、私は交渉のおくれというのはあったと思います。基地問題でこれだけ政府と対峙しているんですから、足が重くなることはわかりますよ私も。しかし県益を考えればそこは一歩も二歩も踏み込んでいくのが政治家のあるべき姿だと私は思いますよ。

裏話ではありますけれども、知事、知事が政府に要請しているときに知事は多忙を理由に官房長官から断られましたよ会談を。その夕方、安慶田前副知事が夕食を一緒に食べているんですよ。それをどう思いますか。知事の顔をメンツを潰しているんだよ。これ答弁のしようがないですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

知事のほうで官房長官に当初８月９日から10日にかけて要請をする予定にしておりましたが、そのときに申し込みをしておりましたが、内閣改造直後ということで日程がなかなか厳しいということで日程がとれないというような御返事があったというところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　私はこの問題は知事のメンツを潰したと思っているんですよ、前の副知事が。長官に要請しても会えない、しかしながら前副知事はその夜夕食をするというあり方はやっぱりどうかと思っています。

それと最後に自衛隊、知事はどうなんですか。宮古・八重山の配備、賛成ですか反対ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

自衛隊に対する理解のあるなしは別といたしまして、新たな配備計画のある地域につきましてはいろいろな問題、課題があるものと認識しております。

県といたしましては、地域の方々に対しまして十分に説明がなされ、理解が得られることが重要であり、そういった理解がないとなかなか進められないものと考えております。

○翁長　政俊君　まだ少し残っている。これは私が聞いているのは……

○議長（新里米吉君）　総時間はもう終わっています。

○翁長　政俊君　あなた方の国に対する要望を聞いているわけじゃないのよ。あなた方がずっと今までオウム返しに言っていることは国に対する要望を言っているんだよ。私が言っているのは知事の政治スタンスがどうなのかということを聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　時間は過ぎていますから、もうこれは時間過ぎてからの質問になっていますから。

○翁長　政俊君　残っているよ、24秒。

○議長（新里米吉君）　両方見てください。総時間はもう過ぎているんです。

○翁長　政俊君　右は書かれていない。

○議長（新里米吉君）　右でやるんじゃないですから。質問時間終了後の質問になっていますので、これは受け付けられません。

○翁長　政俊君　知事さんに随分この答弁時間を奪われまして……。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

［上原　章君登壇］

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

公明党会派の上原章です。

本日最後の一般質問でございます。しばらくおつき合いをよろしくお願いします。

通告に従って、質問を行います。

１、沖縄振興予算について。

(1)、平成30年度の概算要求のうち、一括交付金の減額幅（105億円）が極めて大きく、原因と影響及び県の対応を伺います。

(2)、９月補正予算で、年度内執行見込み額や今年度出来高見込みの減少による減額補正が目立つが原因と対策を伺います。当初予算の計上方法の評価はどうか。

(3)、不用額や繰越金の改善はどうなっているか。国の評価は。

２、福祉、教育行政についてお尋ねします。

(1)、国は、保育士の給与水準を改善するための加算や技能・経験に応じた給与の加算を実施しているが、県内の取り組み、効果を伺います。

(2)、県による保育士処遇改善の取り組み、効果、課題を伺います。

(3)、認可保育園と認可外保育園の園児及び保育士の数・割合を伺います。

(4)、本県は、認可外保育園へ子供を預ける割合が全国一高いと言われているが、実態を伺います。

(5)、本県の保育行政において認可外保育園の果たす役割は極めて大きいと思うが、見解を伺います。

(6)、認可外保育園には公的補助が少なく、子供たちや保育士の処遇は大変厳しく実態調査及び支援の拡充強化が必要と思うがどうか。関係団体からの要望もあるが、内容と取り組みを伺います。

(7)、発達障害などのある児童生徒が学習・生活上の困難の改善や克服のため、通常学級に通いながら別室で授業を受ける通級指導について、国は平成30年度から、高校の教育課程に加えるとしているが県の対応を伺います。

(8)、本年開始した国による給付型奨学金の内容と取り組みを伺います。

(9)、専門学校を対象にした沖縄独自の給付型奨学金の創設について内容と取り組みを伺います。

３、離島振興についてお尋ねします。

(1)、離島においては、生活及び産業振興の両面で沖縄本島と格差が生じ、その影響は定住条件にも厳しく、人口減少への影響も懸念されます。本島と離島の格差を埋めるため、農林水産物の輸送コスト負担軽減ができないか伺います。

(2)、高校がない離島の高校生の寄宿舎群星寮の入寮状況及び運営について伺います。希望する全ての生徒が入寮できないと聞くが、実態はどうか。寄宿舎の拡充・２号館の建設が必要と思うが対応を伺います。

(3)、高校がない離島の生徒の負担軽減のため、県独自の就学支援事業ができないか伺います。

４、台風18号についてお尋ねします。

(1)、被害調査及び支援体制はどうなっているか伺います。公明党として、宮古島市を中心に現地調査を行いましたが、サトウキビなどの農作物、道路冠水、倒木、広範囲に及ぶ長時間の停電、物資の不足等、離島住民の暮らしに甚大な被害が生じており、早急な支援が必要と思います。

(2)、電線地中化の推進を加速させる必要があると思うがどうか。

５、防災ヘリの導入について取り組み状況を伺います。

６、情報システムを共同で管理・運営する自治体クラウド導入は、経費削減や住民サービスの向上につながると考えます。県内市町村及び県の取り組みを伺います。

７、犬・猫殺処分ゼロの取り組みについて伺います。

(1)、犬･猫殺処分ゼロの沖縄県を実現することは、平和・教育・観光立県を目指す本県にとって大変重要な取り組みだと思うが見解を伺います。

(2)、県の取り組み、効果、課題、対策を伺います。

(3)、民間レベルで基金を立ち上げ、里親探しや去勢・避妊手術など、命を救う活動が行われています。意義のある取り組みだと思うが見解を伺います。

８、昨年４月の米軍属による遺体遺棄事件を受け、本県における犯罪防止に関する対策が強化されていると思うが、取り組みと効果を伺います。県・市町村による防犯灯・防犯カメラ等の整備はどうなっているか。執行状況、効果を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　上原章議員の御質問にお答えをいたします。

台風18号についてに関する御質問の中の４の(1)、台風18号の被害状況と支援体制についてお答えをいたします。

台風第18号の被害状況につきましては、人的被害はありませんが、宮古島市において、住家被害が床上浸水７件、床下浸水４件、一部損壊８件生じたほか、公共施設の駐車場屋根破損１件、シャッター損壊１件

等が報告されております。農作物等の被害については、主に宮古島市で発生し、被害額は９月21日時点で約６億5883万5000円と報告されております。支援体制については、関係部局を中心に農業改良普及機関への相談窓口の設置や農業・漁業共済制度の周知、災害見舞金支給に係る住家被害調査及び電線類地中化の推進等を行っており、全庁的に取り組んでいるところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　１、沖縄振興予算についての御質問の中で(1)、平成30年度概算要求における一括交付金の減額に係る評価と今後の対応についてお答えをいたします。

今回の概算要求について、内閣府としては国が主導して推進する施策に予算を優先して配分した上で、3190億円の範囲内で国として使途を定めていない沖縄振興一括交付金を計上したものとしております。しかし、沖縄振興一括交付金については、県と市町村が沖縄の総意として従前の水準への回復を要望したにもかかわらず、逆に減額されており、自主性を発揮させるとする沖縄振興特別措置法の趣旨に鑑みると、極めて残念であります。今後、沖縄県としては、沖縄振興特別措置法の趣旨を最大限尊重するよう主張し、沖縄振興一括交付金の概算要求以上の確保を関係要路へ働きかけてまいります。

次に、(2)、減額補正の原因と対策、当初予算の評価についてお答えをいたします。

９月補正予算で減額する主な事業は、食鳥処理施設整備事業、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業、南ぬ島国際観光戦略拠点整備事業であります。

食鳥処理施設整備事業は、農業振興地域からの除外及び開発行為の許可手続について、関係機関との協議に時間を要したこと、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業は、基本設計等の交付申請に向けて、需要推計と収支見通しや周辺受け入れ環境整備の見通しについて丁寧に説明してきたところでありますが、いまだ交付決定が得られず、年度内に実施設計を終えることが困難となったこと、また、南ぬ島国際観光戦略拠点整備事業は、入札不調により、年度内執行が見込めないことから、減額補正するものであります。これらはいずれも、当初予算成立後に生じた事情などにより計画の変更を余儀なくされたものであります。しかし、限られた財源を有効に活用する観点から、各部局との連携を一層密にし、事業進捗見込みの精度を高めることで、より効果的な予算編成に努めてまいります。

次に、(3)、不用額や繰越額の改善についてお答えいたします。

平成28年度一般会計の不用額は181億円で、前年度に比べ９億円減少し、繰越額は738億円で、前年度に比べ141億円減少しております。平成28年度のソフト交付金については、不用額42億円で、前年度に比べ15億円減少し、繰越額は158億円で、前年度に比べ15億円減少しております。平成28年度のハード交付金については、不用額14億円でほぼ前年度並み、繰越額は270億円で、前年度に比べ70億円減少するなど、それぞれ執行状況は改善しているところであります。一括交付金の執行状況については、国へも報告し、一定の評価を得ているところですが、引き続き、不用・繰越額の縮減に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　２の福祉、教育行政についての御質問の中の(1)、保育士の処遇改善の取り組みと効果についてお答えします。

保育士の処遇改善については、国において、毎年公定価格の改定が行われ、平成28年度までに約８％改善されています。また、確実に保育士の給与改善に充てることが求められている額について、平成28年度は、保育士１人当たり月額約１万1000円の増額が図られております。さらに今年度は新たに２％の改善のほか、技能・経験に応じて月額5000円以上４万円以下の改善が実施される予定となっており、県内では約5200人が対象となる見込みであります。

次に、２の(2)、県における保育士の処遇改善の取り組み、効果及び課題についてお答えします。

県では、保育士の処遇改善の取り組みとして、子ども・子育て支援新制度における賃金改善の適切な実施を指導するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業などを実施しております。平成28年度の実績として、保育士１人当たり月額約１万1000円の増額が図られているほか、補助対象施設において保育士１人当たり年収約46万円の増額、年休取得日数約３日の増加、出産等による長期休暇の取得が図られております。主な課題としましては、他産業の女性労働者と比べて賃金水準がまだ低いこと、年休や産休のための代替保育士の確保が困難であることが挙げられます。

次に、２の(3)、認可保育所と認可外保育施設の園

児及び保育士の数、割合についてお答えいたします。

平成29年４月１日現在、県内の認可保育所等の入所児童数は４万9099人で、認可外保育施設の入所児童数は１万1724人であります。割合としては、認可保育所等が80.7％、認可外保育施設が19.3％となっております。また、県内の認可保育所等で従事する保育士数は9576人で、認可外保育施設で従事する保育士数は1180人であります。割合としては、認可保育所等が89.0％、認可外保育施設が11.0％となっております。

次に、２の(4)、認可外保育施設の全国との比較についてお答えいたします。

平成28年４月１日現在の全国の認可保育所等の入所児童数と、平成28年３月31日現在の全国の認可外保育施設の入所児童数の割合は、認可保育所等が93.3％、認可外保育施設が6.7％となっております。県内の認可保育所等と認可外保育施設の入所児童数の割合は、平成28年４月１日現在、認可保育所等が75.7％、認可外保育施設が24.3％であり、全国に比べ認可外保育施設の入所児童数の割合が多い状況でありますが、認可化等に伴い減少してきております。

次に、２の(5)、認可外保育施設の役割についてお答えします。

本県では、他県と比べて待機児童と認可外保育施設入所児童が多いという特殊事情があります。こうした状況にあって、認可外保育施設においては、市町村の保育行政の補完的役割と、地域における子育て支援機能を果たしてきているものと考えております。

次に、２の(6)、認可外保育施設の実態調査及び支援の拡充、関係団体からの要望の内容及び取り組みについてお答えします。

認可外保育施設については、児童福祉法に基づく運営状況報告や立入調査等を通じて、実態把握に努めているところであります。また、昨年12月に沖縄県認可外保育園連絡協議会から提言のあった内容は、１、保育士処遇改善策の認可外保育園への適用、２、準認可園等の新制度導入、３、市町村窓口に格差の出ない新たな仕組みづくり、４、各地域の実情に即した支援となっております。

県としましては、認可外保育施設については、現在、認可化の促進及び保育の質の向上に取り組んでおり、認可化移行に伴い保育士の処遇向上も図られるものと考えております。認可外保育施設への支援のあり方については、同提言の趣旨も踏まえながら、保育の実施主体である市町村と意見交換を行っているところであり、引き続き、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の福祉、教育行政についての御質問で(7)、高等学校における通級指導の対応についてお答えいたします。

国においては、小中学校で通級指導を受けている児童生徒数の増加や、インクルーシブ教育システムの構築の必要性を踏まえ、高等学校における通級指導の導入に向けて、平成28年12月に学校教育法施行規則を改正しております。本県においては、その改正を踏まえ、高等学校における通級指導を円滑に実施することを目的に、平成29年１月に沖縄県立高等学校における通級指導の制度運用検討委員会を設置いたしました。平成30年度からは、モデル校を指定して、通級指導を導入し、実施体制のあり方について、検証していくこととしております。

県教育委員会では、通級指導は通常学級に在籍する障害のある生徒の指導の場として重要であると考えており、今後とも高等学校における特別支援教育の推進に努めてまいります。

次に、同じく２の(8)、国の給付型奨学金の内容と取り組みについての御質問にお答えいたします。

国の給付型奨学金の対象は、県内外の大学、短期大学、専修学校等に進学する生徒等であり、支給額は、月額２万円から４万円となっております。家計基準については、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯及び社会的養護を必要とする学生が対象となっております。平成30年度進学予定者については、本県の県立高等学校に合計754人の推薦枠が示されており、各高等学校において対象者の推薦業務を行っております。なお、日本学生支援機構では、10月下旬ごろ、採用候補者を決定する予定と聞いております。

次、同じく２の(9)で、沖縄独自の給付型奨学金についての御質問にお答えいたします。

内閣府の平成30年度沖縄振興予算概算要求に新規計上された沖縄独自の給付型奨学金は、家庭の経済状況に左右されずに進学の機会を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した学生に経済的支援を行う制度とされております。制度の概要案によると、主に観光・情報通信分野の専門学校に進学する非課税世帯の生徒を対象に、意欲や学力を総合的に評価して選考を行い、月額２万円から４万円の給付型奨学金を支給するものとなってお

ります。現在、県教育委員会においては、内閣府からの依頼を受け、知事部局及び県内関係機関との調整や円滑な事業実施に向けた意見交換などの協力を行っているところであります。

次に、３の離島振興についての御質問で(2)、群星寮の入寮状況及び拡充についてお答えいたします。

離島児童生徒支援センター群星寮の入寮については、昨年度の第１期生は50名の応募がありましたが、志望校変更等に伴う10名の内定辞退があり、希望者全員40名が入寮しております。第２期生である平成29年度は、男子21名、女子46名、合計67名の応募がありました。生徒の進路変更などもあり、男子については希望者全員16名が入寮しておりますが、女子については、22名が入寮し、19名が入寮できない結果となりました。離島出身生徒のための寮の定員拡充等については、今後の入寮希望者や児童生徒数の推移を踏まえつつ、関係市町村とも意見交換を図っていきたいと考えております。なお、同センターにおいては、退寮等により空き室がある場合には、随時の入寮も受け入れております。

次、同じく３の(3)で、離島からの高校進学に対する就学支援事業についての御質問にお答えいたします。

現在、高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生の居住費や帰省費等を支援していくため、離島高校生修学支援事業を実施しております。本事業に対しては、国が事業費の２分の１を補助しておりますが、県においても４分の１の補助を行っております。同事業につきましては、平成25年度より限度額が年15万円から24万円に９万円引き上げられておりますが、保護者の経済的負担は大きいことから、支援額のさらなる拡充や国庫補助率の引き上げなどについて、全国都道府県教育長協議会等を通して国に対し要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、離島振興についての御質問の中の(1)、離島―本島間の農林水産物の輸送コスト軽減についてお答えいたします。

県では、農林水産物の県外出荷に際して、直近他県までの輸送費相当分を補助する農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しております。本事業において離島から本島を経由して県外出荷される場合は、離島―本島間の輸送費についても補助対象としております。現在、本島向けに出荷される水産物等の航空輸送費に対する補助を離島４市町が実施しており、県としましては、その実績などを総合的に勘案しながら、市町村と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　４、台風18号についての御質問の中の(2)、電線類地中化の推進についての御質問にお答えいたします。

電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観・住環境の形成のほか、災害の防止や情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的に整備に取り組んでおり、離島においては、台風対策としての重要性を認識しております。なお、整備に当たっては、電線管理者等関係者の理解・協力が不可欠ですので、引き続き、関係者との合意形成を図り、電線類地中化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　５、防災ヘリの導入についての御質問の(1)、防災ヘリ導入の取り組み状況についてお答えいたします。

県は、今年度、消防防災ヘリ導入検討事業において、市長会、町村会、防災関係の有識者を委員とする検討委員会を立ち上げ、防災ヘリ導入の可能性や導入する場合の方向性等について検討を始めたところです。当該検討結果を踏まえて、次年度以降に市町村への説明会を開催するなど合意形成に向けて取り組んでまいります。

次に、８、犯罪防止に関する対策についての御質問の中の(1)、犯罪防止に関する取り組み、効果についてお答えいたします。

昨年４月にうるま市で発生した事件を受け、政府は、沖縄県における犯罪抑止に関する対策として、沖縄・地域安全パトロール隊の創設、警察力の充実強化、防犯灯・防犯カメラ等の整備などの取り組みを行っております。沖縄総合事務局に確認したところ、防犯灯・防犯カメラ等の整備については、今年度の予算額は14億8000万円で、これまでに、41市町村に対し約14億7600万円の交付決定を行い、各市町村において事業を実施しているとのことであります。

県としましては、実効性のある犯罪抑止対策が必要であると考えており、国に対しこれらの取り組みの効果をしっかりと検証するよう求めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　６の(1)、自治体クラウドの県内市町村及び沖縄県における取り組みについての御質問にお答えいたします。

国は情報システムに係る経費削減、情報セキュリティの向上、災害時における事業継続性の確保等の観点から、市区町村における自治体クラウドの導入拡大を図ることとしております。県内においては平成29年４月に宜野湾市、名護市、石垣市が基幹システムの共同利用を目的とした協議会を立ち上げ、平成30年度からの共同利用化に向け移行作業を行っているところであります。

県といたしましては、国と連携し、市町村に対し、自治体クラウドに関するアンケート調査や説明会を実施するなど、自治体クラウドの導入促進に努めており、今後は他の市町村においても自治体クラウドの検討が進むものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　７の犬・猫殺処分ゼロの取り組みについての御質問の中の７の(1)、犬・猫殺処分ゼロの実現に対する見解とそのための取り組みや効果等についてお答えします。７の(1)と７の(2)は関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。

県では、人と動物が共生できる社会を目指すことを基本理念とする沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、犬・猫の殺処分をゼロとするための取り組みを行っているところです。殺処分数を一頭でも多く減らしていくためには、捨て犬・捨て猫の防止や飼い主からの引き取りを減らすこと、新たな飼い主への譲渡をふやすことなどが重要であります。このため、県では、犬・猫の譲渡会及び講習会の開催、飼い主に対する適正飼養・終生飼養に関する普及啓発や、子供たちを対象とした動物ふれあい教室の開催などを行っております。その結果、殺処分数は、平成24年度の6604頭から平成28年度には1532頭と大幅に減少しております。

県としましては、引き続き、殺処分ゼロの達成を目指して取り組みを強化してまいります。

次に、７の(3)、民間レベルでの基金の立ち上げについてお答えします。

民間事業者において、買い物客から集めた募金をボランティア団体などに寄附する活動が行われていることは承知しております。従来から、ボランティア団体の活動については、寄附等により行われているところでありますが、今回の新たな取り組みは、多くの買い物客の目に触れることになり、ボランティア団体の活動への支援になるとともに、県民の動物愛護思想の普及啓発にも効果的な取り組みであると考えております。

県としましては、引き続き、ボランティア団体や民間事業者等と連携・協力しながら、殺処分ゼロを目指してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　答弁ありがとうございました。

幾つか質問をしたいと思います。

まず、一括交付金減額幅が非常に大きい、これが本当に県や市町村が取り組む自主性を発揮できるさまざまな事業に大きな影響を及ぼすんじゃないかなと懸念しております。そこで、県はこれから関係要路にしっかり増額をしていく取り組みをすると言っておりますが、この可能性。3190億という内閣府が出した概算要求、これ以上ふえることはない、要求した額以上にふえるというのはこれまでなかったと思うんですけれども、この3190億の中で今この一括交付金をどこまで上げていく見通しを持っているのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　年末の予算案決定に向けていろいろと関係要路に働きかけていくこととしておりますが、具体的な数字というのはなかなか言える状況ではございませんが、昨年も実は総額では減りましたけれども、一括交付金だけ若干20億上積みがございました。そういう事例もございますので、県としては最大限3190億の範囲内になろうかと思うんですが、その範囲内で一括交付金の上積みができないかどうか、そのあたりをしっかり関係要路のほうに働きかけて実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひ、沖縄の振興・発展のためには大事な取り組みですので、本当に国と県がしっかりした信頼関係をつくっていく中でしかこういうものは進まないと私は思っていますので、ぜひそこは大観に立って頑張っていただきたいと思います。

次に、私あえて今回の補正予算で３億以上の減額補正したものについて質問しましたので、先ほど３つの

理由を言っていましたけれども、本部港も立体駐車場の整備事業も７億余り今回減額したわけですけれども、金額とそのもう一度項目を言ってもらえますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

まず、食鳥処理施設につきましては減額補正額が19億4526万1000円の減額になります。それから大型ＭＩＣＥ施設につきましては10億4773万4000円、それから石垣空港国際線ターミナルにつきましては６億4284万9000円、それから本部港の立体駐車場につきましては７億4945万8000円の補正減という状況になっております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　この９月の段階でこれを減額するというのは、非常に私は当初予算の計上の仕方で、見通しがそこまでの関係するところとどこまで詰めてこの事業を進めようと本当に各事務方の取り組みについて、あえて今回質問をしています。部長、もう一度これについて県として、先ほど今後どう改善していくかは述べておりましたけれども、今回のこの減額についていま一度答弁願えますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

予算計上するに当たっては、これまでも関係者との調整状況と事業の熟度とかあるいは事業計画の妥当性を精査してきたところでございますが、やはり一部の事業で当初予算成立後、事情変更で事業計画の変更を余儀なくされたものがあるということで、今後さらに各部局との連携を一層密にして、進捗、実績を踏まえた事業計画の精査、あるいは条件整備や関係者との調整状況等の確認を徹底して事業の進捗、見込みの精度を高めることでより効果的な予算編成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あと次に保育園の取り組みなんですが、処遇改善、認可園は、国も県もそれぞれ保育士また子供たちの保育環境を少しでも改善していこうということでいろんな手当てをする。それでも、認可園の保育士の給料がなかなか他の業種と比較すると厳しい。一方で、認可外の環境、先ほど24％が認可外。直近では11％と認可外に通っている子供たちが約11％というお話でしたけれども、保育士の先生方も認可外で本当に頑張って子供たちを一生懸命育ててもらっているわけですけれども、知事の公約、私いつも身近に置いて知事の取り組みも一つ一つ進んでいくのか見ているんですけれども、その15の実施計画の中のこの子供の子育て、高齢者施策の推進という10番目の１番にこの認可外保育施設への支援を実施すると。私非常にすごいな、すばらしいなと思っているんですけれども、行政の継続ということで、ぜひ認可外の保育園の保育士さんの処遇。今非常に園長先生中心にこれだけのニーズがある地域で子供たちを預けにくる。それを園長先生初め一生懸命、この子供たちを預かる保育士さん、若い保育士さんがいっぱいいるんですけれども、最近ある調査で月収が認可園の保育士さんが19万、認可外の保育士さんが５万減って14万という調査がありました。そういう中で、本当に自分も家庭を持ち、子供を持ち、厳しい中で頑張っていらっしゃる。一方で子供たちの、県も一生懸命取り組むのは理解しますけれども、例えば給食費も県が今取り組んでいるのは給食費の支援がゼロ歳から１人当たり31円、１日ですね。１歳から５歳児は１人当たり99円。これは認可園の子供たちの日額平均194円と比較すると、大変格差があるんですよ。ですから、知事、ぜひ認可外保育園を沖縄の全国と違う保育状況の中でどう守るか。これぜひ庁内で真剣に、私は調査をして今県として何ができるかぜひ検討していただきたいと思います。

さっき４つの項目で各団体から要望が出ていましたけれども、今国も大きく幼児教育の無償化という流れの中で、沖縄県にある認可外保育園の支援をどうするか、いま一度しっかり進めていく必要があると思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず、議員御指摘のように、沖縄県の場合は他県と比べて認可外保育施設が多いというふうに特殊な事情がございます。そういうことを背景にしまして、県としては、沖縄振興特別推進交付金を活用しまして、先ほども御説明しましたが、認可化に取り組む施設に対する運営費の助成であったりとか、施設整備への支援、また保育に必要な教材とか備品の支援、また指導監督基準に達成するために必要な施設改修の支援とか、先ほど議員からも御指摘ありましたが給食費、健康診断費の支援、合わせて平成27年度からはひとり親家庭のための認可外保育施設の利用料負担軽減のための支援等各種やっております。実は、せんだって認可外の連絡会のほうからも提言がございました。これしっかり市町村のほうとどういうふうな支援が今後できるかということも議論をしていきたいなと思っております。ただ、一方、県の施策としては、基本的に認

可保育所での保育を基本というふうなことで考えておりますので、ここについては市町村としっかり連携とりながら、いわゆる認可外保育施設の認可化の促進にはしっかり取り組んでいきたいなと。そうすることによって保育士の処遇の改善、または保育の質の向上も図られるというふうに理解をしています。ただ一方やはり特殊事情もございますので、そこもしっかり市町村と議論していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　部長、今県が取り組んでいるさまざまな取り組みは一定の評価はしております。一方で、私がきょうあえて言いたいのは、認可化促進を目指す園、目指している園も当然しっかりサポートしないといけないんですけれども、認可を目指してない園も県内にはいっぱいあるんですね。いろんな事情で直接不動産とか持っていなくて、賃貸で子供たちを預かっている現実もあるんです。その中でも地域では必要性があって子供たちがそこで守られているわけです。そこにいる保育士さんも頑張っているわけです。ですから私がきょうあえて言いたいのは、認可促進、これも大事なことです。一方でそういう中でなかなか認可化まではいかない人たちの園も相当数いらっしゃいますので、そこはしっかり県として、これは国もなかなか手が差し伸べられない。これ我々、県議もしっかり国に訴えていきますけれども、行政として県民を守る知事、リーダーにして認可外保育園のこれまで歩んできた歴史というのは多くの県民が評価していますので、これ真剣に市町村と連携をとってやっていただきたいと思います。

あと専門学校、教育長、いよいよ専門学校にこれ私ども参議院議員の高瀬弘美さんが鶴保大臣のときに質問をして、沖縄の今回専門学校の全国にない、返さなくていい奨学金が進んできたと思うんですが、この専門学校を対象にしたという、先ほど観光・情報通信という、私は専門学校はもっと幅広いいろんな沖縄、次の時代をしょって立つ若者が多いと思うんですが、この対象の範囲というのはその２つの観光と情報だけなんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時４分休憩

午後６時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

制度の詳細、今国のほうで詰めているところでございますが、観光と情報通信というふうにまず主要な部分がうたわれておりますけれども、その観光に関連づけて例えば調理とか、観光と言ってもいろんな分野がございますので、広く捉えられる可能性があるんではないかなと、また情報通信といいましても、その情報通信ストレートではなくてそれに関連するという意味で広く捉えられないかということがございまして、いずれにしても今その部分については国のほうで検討している、まだ概算要求しているところでございますので、その中でもまたこちらもいろんなまた意見交換等ができればと思っております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　多くの若者に大きく門を開く意味で、私も内閣府に確認したんですよ。そうしたら結構幅広い対象を考えていると聞いていますので、よろしくお願いします。

あと農林水産、離島のコストについて、私は不利性事業、これは本土との格差をなくすということで、これも大事だと思っていますけれども、総務企画委員会で幾つかの島を視察をすると、沖縄本島に出荷する農林水産のコストが本当に大きく負担がかかっていると。これを何とか県としてやってほしいと、市町村でやっているところもありますけれども、これ真剣に考えてくれませんか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

本事業については県外、いわゆる大消費地県外のほうに出荷して戦略品目として拡大していこうという趣旨の中で、今回不利性解消事業については実施しているところでございます。

議員のおっしゃる離島から沖縄本島については市町村によっては、水産物を中心に４市町ですけれども、そちらのほうで実施しているところもありますので、その辺も踏まえつつ少しトータルの事業の中で勘案しながら検討していきたいというふうに思っております。平成29年度からは、南北大東については航空輸送費についても対象にしておりますので、ちょっと事業内容等含めて事業の中を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

群星寮について、教育長、砂川県議からも石垣のあれで質問がありましたけれども、群星寮も長期の夏休みとかこういった休みのあるときはどういった対応になっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時８分休憩

午後６時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　群星寮の場合は通常どおりといいますか、そのまま寮を受け入れて、特に閉寮とかそういうことは行っておりません。

○上原　　章君　ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時９分休憩

午後６時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今聞きましたら、正月の三が日はメンテナンスとかそういうこともあって、帰っていただくような形にしているそうですが、夏休み等は特にそういうことはやってないということです。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　安心しました。

あともう一つ、群星で先ほど退寮というんですか、事情があって出ていくと。この場合、空いたところは入れるという、これは各島の枠がありますよね、その島の枠で入れますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時11分休憩

午後６時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　途中の退寮に関しましては、特に島の枠とかそういうことではなくて、施設の活用を図るという意味でも高校の場合によっては高校のある離島出身である場合でも入寮は認める場合がございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　わかりました。さまざまな事例がありますので、しっかりいろんな相談を受けていただきたいと思います。

台風18号、今回ちょっと長い広域的な停電がありました。その原因はわかりますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　宮古・八重山のこの間の台風の件で、沖電のほうから聞き取った中では、飛来物等が電線に引っかかるということが一番大きかったということがございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　私も13日台風が来て、14日午後から飛行機がおりられるということで現地に行きましたら、初めて自分が泊まったホテルがずっと停電だったというので、３日目も帰るときにも大型スーパーもまだついてないという、本当にこの電力がとまったときの大変さというのが身にしみましたけれども、こういった電線とかがやっぱりいろんな形でダメージを受けたと聞いていますので、地中化をしっかり進めてください。

あと要望として、自治体クラウドこれ非常に大きな効率またサービスにつながりますので、県がリードして各市町村にしっかりつないでいってほしいと思います。

犬・猫殺処分もこれ大事なことだと思いますので、例の民間が今取り組んでいる、あれにぜひ県もかかわっていただければなと思います。

最後に、遺体遺棄事件での予算、これ14億交付したとこれ執行状況を調査していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず14億8000万の予算、14億7600万、約14億8000万全額交付決定されております。執行状況について、これからしっかり把握してまいりたいと思っています。

○上原　　章君　終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明３日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時16分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　平　良　昭　一

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成29年10月３日

平成29年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　６　号）

平成29年
第　5　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成29年10月３日（火曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第6号

平成29年10月３日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第９号議案　財産の取得について
乙第10号議案　財産の取得について
乙第11号議案　財産の取得について
乙第12号議案　財産の取得について
乙第13号議案　財産の取得について
乙第14号議案　訴えの提起についての請求の追加について
乙第15号議案　訴えの提起について
乙第16号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第18号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第19号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第20号議案　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について
認定第２号　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第３号　平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成28年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成28年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成28年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出　席　議　員（47名）

議　長	新　里　米　吉　君	20　番	山　川　典　二　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	21　番	花　城　大　輔　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	22　番	又　吉　清　義　君
2　番	玉　城　武　光　君	23　番	末　松　文　信　君
3　番	親　川　　敬　君	25　番	渡久地　　修　君
4　番	新　垣　光　栄　君	26　番	玉　城　　満　君
5　番	次呂久　成　崇　君	27　番	仲　村　未　央　さん
6　番	宮　城　一　郎　君	28　番	照　屋　大　河　君
7　番	大　城　憲　幸　君	29　番	仲宗根　　悟　君
8　番	金　城　泰　邦　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	31　番	金　城　　勉　君
10　番	新　垣　　新　君	32　番	砂　川　利　勝　君
11　番	座　波　　一　君	33　番	具志堅　　透　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	34　番	島　袋　　大　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	35　番	中　川　京　貴　君
14　番	平　良　昭　一　君	36　番	座喜味　一　幸　君
15　番	上　原　正　次　君	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
16　番	当　山　勝　利　君	38　番	新　垣　清　涼　君
17　番	亀　濱　玲　子　さん	39　番	瑞慶覧　　功　君
18　番	當　間　盛　夫　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
19　番	上　原　　章　君	42　番	比　嘉　京　子　さん

43番	大城一馬君	47番	仲田弘毅君
45番	糸洲朝則君	48番	翁長政俊君
46番	照屋守之君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田　優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城　武君	総務部財政統括監	宮城　力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員長	金城棟啓君
保健医療部長	砂川　靖君	警察本部長	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	人事委員会事務局長	池田克紀君
土木建築部長	宮城　理君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城　亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

９月15日から９月28日までに受理いたしました請願１件及び陳情10件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　おはようございます。

長い議員生活の中で、トップバッターというのは余り記憶にないんで、朝早くから大変緊張しておりますが、質問の前に、皆さん、この本会議でも何名かが指摘しておりました。ちょうど先月10日のＮＨＫスペシャル沖縄と核と、これ私も見て衝撃的でございましたが、これはみんな今の北朝鮮の問題等も絡んで大変いろいろな思いで見たと思います。くしくも９月21日に地元２紙と公明新聞のコラムでこの問題を取り上げておりまして、核問題を考える上で大事なことかなと思いましたので紹介させていただきます。

琉球新報の金口木舌、

県民はよく生き残れたと、身の毛がよだつ思いが

した。沖縄戦のみならず戦後“も”の話だ。10日放送のＮＨＫスペシャル「沖縄と核」を見て、そんな感想を抱いた県民は多いだろう　米軍那覇飛行場での核ミサイル誤発射、核投下を想定した訓練…。番組は、沖縄が東西冷戦の緊張下で核戦争の最前線として危機的状況だったことを明らかにした。北朝鮮が核ミサイル発射実験を繰り返す中、大きな反響を呼んでいる　放送の４日前。石破茂自民党元幹事長は、北朝鮮情勢を踏まえ、日本国内への米軍核兵器配備の是非を議論すべきと主張した。自民党内には、それに理解を示す声がある　1960年代後半、沖縄返還を巡る日米協議で、沖縄への核再持ち込み密約が結ばれた。米側はその際、辺野古や嘉手納などの核貯蔵地を有事の際に活用することを求め、日本側は了承した　北朝鮮情勢への対応で今後、在日米軍基地への核配備論が強まる可能性がある。密約で配備対象にされた辺野古と嘉手納が、また秘密裏に候補にされないか心配だ。核と一体化の恐れがある辺野古新基地はおろか、嘉手納でも核を背負わされるのは絶対に許せない　核開発まっしぐらの北朝鮮の姿は、そもそも米国の核は抑止力があるのか、疑問を抱かせる。国内米軍への核配備はむしろ危機を高める。本土も沖縄も「核抜き」の原点に立ち返る時である。

公明新聞も今年末には、

　衝撃の事実が明らかになった。広島、長崎に続いて、沖縄が国内３カ所目の被爆地になっていたかもしれない。そんな大惨事の恐れのあった核ミサイル事故。先日の『ＮＨＫスペシャル　沖縄と核』（10日放送）で、元米兵の証言として報じられた1959年６月19日。米軍那覇飛行場に配備されたミサイルが兵士の操作ミスで発射。爆発しなかったものの、６人が死傷した。元米兵によると、ミサイルには核弾頭が搭載されていたという。「威力は広島に投下された原爆と同じ規模の20キロトン。爆発を起こしていたら那覇が吹き飛んでいただろう」と。米国統治下にあったとはいえ、沖縄に持ち込まれた核が誤発射を起こしていたことになる。地上戦を経験した沖縄で核兵器の犠牲者まで出ていたとしたら……。想像しただけで背筋が凍る　核兵器は言うまでもなく「絶対悪」である。国連は20日から、核兵器禁止条約への各国の署名手続を開始。現時点で核保有国や、その同盟国である日本などが加入する見通しは立っていない。核保有国と非核保有国の対立の溝を埋める不断の努力が今こそ必要だ。唯一の被爆国である日本には、それをリードする責務がある　公明党は「核なき世界」への具体的な歩みを進めていく覚悟だ。３カ所目の被爆地は、絶対に出させない。

と。

　このように、沖縄の核の最前線だったということを思うにつけ、やはり核廃絶に向けての取り組みは、一地方自治体であるとはいえ真剣に取り組む必要があるであろうと思います。タイムスについてはまた時間の都合で、日を改めてやりたいと思います。

　それでは通告に従いまして、質問をいたします。

　１、那覇空港整備計画について。

　那覇空港拡張整備促進連盟がまとめた新たな旅客ターミナルビルの中長期構想は、第２滑走路の機能を最大限に引き出し、観光客のさらなる誘客を推進し、観光産業の振興にとってもタイムリーな構想であり、県民の期待も大きいと思われます。去る９月21日の大那覇空港シンポジウムの参加者の状況からしても、県民の関心の高さがうかがえます。しかしながら、構想実現への課題も多く、知事を初め行政や議会、経済団体等一緒になって国への働きかけを急ぐべきであるとの考えから伺います。

　(1)、那覇空港拡張整備促進連盟がまとめた新たな旅客ターミナルビルの中長期構想について、県の考えと対応について伺います。

　(2)、去る９月21日に行われた大那覇空港シンポジウムで、那覇空港は空域、ターミナルビル、交通アクセス、周辺施設の全てで受け入れ容量が足りないとの指摘がありました。これらの課題解決への県の取り組みを伺います。

　２点目に、世界自然遺産登録について伺います。

　2018年、夏の世界自然遺産登録を目指している、奄美大島、徳之島、沖縄のヤンバル及び西表島の国立公園は、登録へ向けた取り組みが具体的かつ活発になってまいりました。登録まで約１年となり、県の取り組みについて伺います。

　(1)、来月予定されている国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）の現地調査に対する県の取り組みについて。

　(2)、去る９月13日の科学委員会の第１回ワーキンググループの会議で委員から、環境省が国連教育科学文化機関、いわゆるユネスコに提出した推薦書に、管理計画は隣接する北部訓練場が対象に入っておらず、不自然で非科学的だと指摘しておられるがその対策について伺います。

　(3)、世界遺産登録に辺野古移設問題が影響を与える可能性もあるとの指摘もありますが、それについても伺います。

３、農林水産部関連に対して。

農業分野の人手不足は、外国人労働者の受け入れを真剣に考え、対応しなければならない。また、働き方が問われる今日、農業においても課題が多々あると考えて、以下質問します。

(1)、外国人労働者の受け入れについて。

改正国家戦略特区法の成立を受け、政府は去る９月15日農業分野への就労が可能になる外国人の業務範囲などを定めた政令を閣議決定しました。

ア、農業分野への外国人労働者の受け入れについて、これまでの制度による受け入れと実績について。

イ、今回の法改正や閣議決定を受けて、県の対応と取り組みについて伺います。

ウ、ＪＡ沖縄中央会とＪＡおきなわが繁忙期の担い手としての活用を県に要請しているが、県の対応を伺います。

(2)、働き方改革関連法案要綱で、沖縄・鹿児島の製糖業に対し、時間外労働・残業の規制が盛り込まれました。これに対する県の考えと対応について伺います。

４、福祉行政について伺います。

(1)、厚生労働省は児童扶養手当の支給方法を見直す方針を固めました。現在４カ月ごとにまとめて支給しておりますが、それを２カ月ごとにするということでございます。そのメリット、デメリットについて伺います。また、県内の受給世帯数及び給付額について伺います。

(2)、元公務員の配偶者ら約10万6000人に総額598億円の年金支給漏れの報道がありますが、県内の実態把握と対策について伺います。

(3)、文部科学省は、公立小中学校の給食費の無償化に関する全国調査に乗り出しましたが、県内の実態把握及び給食無償化に対する県の考えと対応・対策について伺います。

(4)、沖縄本島北部３村と19離島の65歳以上要介護（要支援）認定者のうち、住みなれた地元を離れ本島等の介護施設や病院等で生活せざるを得ない高齢者が９離島で３割を超えております。また、介護保険25サービスのうちほとんどの離島が１桁のサービスの提供であるとの報道があります。ここでも都市部と僻地を一律の基準で進める行政の弊害が出ていると思われます。

そこで伺います。

ア、介護は十人十色で、その人に合った介護マスタープランによってなされなければならないと考えるが、今の実情に対し、県の考えと今後の対応・対策について伺います。

(5)、厚生労働省は介護サービスを受ける人の自立支援で成果を上げた事業者への介護報酬を手厚くする方針を決めました。埼玉県では16年度から通所介護（デイサービス）の利用者の要介護度が改善した場合、報奨金を配る仕組みを試行しております。要介護度の改善した人の割合が12.7％に上り、40％改善した事業者もあったとの実績もあります。こうした国や自治体の取り組みに対する県の見解と対応について伺います。

５、文化行政、国の重要無形文化財琉球舞踊保持者認定について伺います。

平成27年７月21日の文化審議会分科会において、琉球舞踊保存会の会員27名を新たに追加認定する答申がなされたとのことですが、以下の点について伺います。

(1)、県の無形文化財保持者、全ての方々の書類が提出されているとのことだが、芸歴に関し直近の活動内容まで確認できる内容だったのか。

(2)、琉球舞踊保存会の認定基準の内容について伺います。

(3)、認定されなかった方々へのフォローについて伺います。

(4)、認定に流派の偏りがあるとの声があるがどうか。

(5)、次の認定はいつごろか伺います。

６、医療保健行政について伺います。

てんかん対策については、６月定例会でも取り上げましたが再度伺います。

厚生労働省は来年度から始まる第７次医療計画で、各都道府県に１カ所以上のてんかん専門医療機関を明確にするなどして、患者を支える体制の整備を全国的に推進する方針を決めましたが、県の対応を伺います。

７、土木行政について。

県道243号線、通称マクラム通りの拡幅工事の進捗状況と、今後の取り組みと見通しについて伺います。

先日、沿線住民の方より、拡幅整備工事がなかなか進まないがどうなっているかとの問い合わせがありましたので、土建部長に御説明をお願いいたします。

以上で後は再質問します。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

糸洲朝則議員の御質問にお答えをいたします。

世界自然遺産登録についてに関する御質問の中の２の(1)、ＩＵＣＮ現地調査に対する県の取り組みについてお答えをいたします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、審査の一環として、諮問機関であるＩＵＣＮ（国際自然保護連合）による現地調査が10月11日から20日にかけて行われることが決定されております。ＩＵＣＮの現地調査においては、推薦地が世界遺産としての顕著な普遍的価値を有しているか、その価値を保全する措置が講じられているかなどが審査されることとなります。

沖縄県としましては、ＩＵＣＮの現地調査が円滑に実施され、適切な審査が行われるよう、地域の関係団体や国、鹿児島県等と連携・協力しながら、本地域の世界自然遺産登録を目指して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　おはようございます。

１、那覇空港整備計画についての御質問の中の(1)、那覇空港拡張整備促進連盟がまとめた中期構想についての御質問にお答えいたします。

那覇空港は、国内外と沖縄を結ぶ玄関口として観光産業の振興や国際物流拠点の形成等に寄与するとともに、県内離島と沖縄本島を結ぶ拠点空港として人や物資の輸送を担うなど、本県の県民生活や経済活動を支える極めて重要な社会基盤であります。このような那覇空港の重要性を踏まえ、県としましては、中長期的な観点から同空港の将来のあり方について検討していく必要があると考えております。去る９月21日の大那覇空港シンポジウムにおいて、那覇空港拡張整備促進連盟により示された中長期構想は、滑走路増設後の空港機能のさらなる強化を目指し、２つの滑走路の間を埋め立てて拡張用地を確保し、ターミナルビルを移転することを柱とするものであり、時宜にかなった具体的な提案であると受けとめております。

県としましては、那覇空港の拡張整備について、県内経済界や関係機関等と連携し、調査検討してまいります。

次に、(2)、大那覇空港シンポジウムで指摘があった課題への取り組みについての御質問にお答えいたします。

那覇空港につきましては、好調な航空需要の伸びに対応するため、当面は、現在整備が進められている増設滑走路や駐機スポット、際内連結ターミナル等の施設を最大限に活用する取り組みを進めてまいります。さらに、今後の航空需要の増大に備え、駐機スポット不足や旅客ターミナルの狭隘化などの課題への抜本的な対応策として、空港エリアの拡張についても議論していく必要があると考えております。

県としましては、中長期的な観点から同空港の将来のあり方について、県内経済界や関係機関等と連携して、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２の世界自然遺産登録についての御質問の中の(2)、推薦地に北部訓練場が含まれていないことについてお答えいたします。

北部訓練場については、国立公園等の法的な保護担保措置をとることが困難であることから、今回の遺産推薦区域には含まれておりません。沖縄島北部の世界自然遺産推薦地については、琉球諸島の生態系等に知見を有する有識者で構成する科学委員会からの助言や地域との合意形成のもとに設定されており、遺産としての価値を十分説明できるものと考えております。

県としましては、昨年度に返還された北部訓練場跡地につきましては、国頭村及び東村の要望を踏まえ、返還跡地の世界自然遺産登録の実現に向けて、国と協力して取り組んでまいります。

次に、２の(3)、辺野古移設問題が影響を与える可能性についてお答えします。

今般の沖縄島北部の世界自然遺産登録については、国頭村、大宜味村及び東村における陸域の生態系や生物多様性が遺産の価値となっております。辺野古海域の生物多様性は今回の遺産価値とは異なることや、また、辺野古海域は世界自然遺産登録の推薦地ではなく、ＩＵＣＮの審査の対象とはなっておりません。

そのため、辺野古移設問題が世界自然遺産登録に直接的に影響を与えるものではないと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、農林水産部についての御質問の中の(1)ア、外国人技能実習生受け入れ支援と実績についてお答えいたします。

県では、平成25年度より一括交付金を活用した海外研修受け入れによる農業農村活性化事業を実施し、アジア・太平洋地域の発展途上国からの研修生の受け入れ支援を行っております。当事業を活用したこれまでの外国人技能実習生受け入れ実績は、平成25年度

は26名、26年度は68名、27年度は67名、28年度は62名となっております。

次に、(1)イ、外国人の農業就労についてお答えいたします。３の(1)イと３の(1)ウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

平成29年３月にＪＡ沖縄中央会及びＪＡおきなわから、外国人の農業就労及び技能実習に関する要請を受けたところです。外国人の農業就労については、ことし６月に改正国家戦略特区法が成立し、９月22日に、政令が施行され、外国人労働者の資格要件や作業内容などについて示されたところであります。現在、国においては、外国人労働者を受け入れる機関や農業経営体の要件を示すため、指針の策定を進めているところであります。

県としましては、関係団体の要望を踏まえ、技能実習生受け入れと外国人の農業就労の取り組みについて、関係部局等と連携しながら検討してまいります。

次に、(2)、製糖業における働き方改革への対応についてお答えいたします。

国においては、働き方改革に伴う労働基準法の改正に向けた作業が進められております。本県の製糖業は、季節的要因等により事業活動の変動が著しい業務等として、現行の時間外限度基準の適用が除外されております。今回の法改正により、時間外労働の上限規制が適用された場合、製糖工場においては勤務体制の見直しが必要となり、新たな労働力の確保や労働環境整備などに課題があります。そのため、県では関係団体と連携し、本県製糖業の実情を国に対し説明するとともに、必要な対策を求めてきたところであります。

県としましては、引き続き、国の動向を注視するとともに、製糖工場の適正な操業に向け、関係団体と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　４の福祉行政についての御質問の中の(1)、児童扶養手当の受給者数と給付額及び支給方法を変更した場合のメリット、デメリットについてお答えします。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当であります。平成28年度の沖縄県内の児童扶養手当の受給者数は２万3525人、給付額は約116億9937万円となっております。厚生労働省に確認したところ、手当の支給方法の変更については検討段階とのことでありますが、支給方法を４カ月ごとから２カ月ごとに変更した場合のメリットとして、家計管理がしやすくなり生活の安定を図ることができると考えます。一方、デメリットとしては、支給要件に該当しなくなった場合の過払返還金の発生頻度が高くなることが考えられます。

次に、４の(2)、年金支給漏れに係る県内実態把握と対策についてお答えいたします。

那覇年金事務所によりますと、県内における年金支給漏れの対象者は、998人で、金額は６億9288万148円と聞いております。日本年金機構では、支給漏れが判明した場合の対応として、対象者へお知らせをした上で、おおむね11月15日に支払うよう事務を進めることとしており、９月25日から100回線のフリーダイヤルを開設し、相談体制を拡充してきております。

県としましては、年金受給者が、安心して暮らせるよう、引き続き国の対応を注視してまいります。

次に、４の(4)のア、離島などの介護サービス等の実情と対策についてお答えいたします。

沖縄県では、離島地域において、介護サービス利用者や事業者の確保が困難な場合が多く、サービスの安定的な提供が課題となっております。このため県では、介護サービス事業の安定的な提供が困難な離島地域において基盤拡充を図るため、一括交付金を活用して、島嶼型福祉サービス総合支援事業を実施し、介護サービス事業者の運営費や渡航費に対して補助を行っております。介護サービスの地域の格差解消のため、県では九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じ、厚生労働省に報酬加算算定要件の見直しを要望しております。

次に、４の(5)、要介護者の自立支援で成果を上げた際の介護報酬の評価についてお答えいたします。

平成29年６月の閣議決定において、次期介護報酬改定において効果ある自立支援について評価を行うとされ、その実施等について、現在社会保障審議会の介護保険部会で審議されているところです。その審議の中で、介護報酬での評価についてさまざまな意見が出されております。

県としては、要支援・要介護者の自立支援、要介護状態の重度化の防止は、介護保険の大きな目的であり、重要と考えておりますが、介護報酬での評価の内容が明らかになっていないため、その審議の状況を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の福祉行政についての御質問で(3)、学校給食費無償化についてお答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条第２項によりますと、食材費等は保護者が負担することとなっております。こうした中、県内において23の市町村が給食費の全額または一部助成を行っております。また、経済的に困窮している児童生徒の学校給食費については、生活保護や就学援助による支援が行われております。さらに、市町村によっては、県が設置しました子どもの貧困対策推進基金を活用し、必要な児童生徒に対し支援が届くよう、給食費等費目の拡大や制度の拡充が行われているところであります。

なお現在、文部科学省において、市町村における学校給食費無償化等の実態を把握するための調査が行われており、その結果を踏まえた国の対応を注視していきたいと考えております。

次に、５の文化行政についての御質問で(1)、琉球舞踊保持者追加認定選考に係る認定基準及び今後の対応等についてお答えいたします。５の(1)から５の(3)までは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

文化庁は、重要無形文化財琉球舞踊の新たな保持者を認定することを目的に、平成26年11月ごろ、琉球舞踊保存会に保持者候補者案の提出を依頼しております。同保存会は、平成27年３月に県指定沖縄伝統舞踊保持者に対して、直近の活動内容をまとめた芸歴書の提出を求め、その後、同保存会が策定した内部基準に照らし芸歴年数、伝承者の育成、実演家としての現役性等の内容を慎重に、かつ公平公正に確認しております。内部基準については、同保存会が有識者である保存会顧問の意見を聴取しながら策定したもので、あくまでも保存会内部の基準であることから、詳細を公表することは差し控えますが、30年以上の芸歴があること、これまでに教師や師範の育成があること、現役で舞台活動を継続していること等の内容でありました。

保存会は保持者候補の選定過程において、認定されなかった方々からの内部基準の詳細等の質疑について、今後個別に対応すると聞いております。

次に、同じく５の(4)で、認定に係る流派の偏りについての御質問にお答えいたします。

琉球舞踊保存会は、候補者の選定に当たり、一部の流派への偏りや特定の人物を推薦する等の不適切な選定が行われないよう顧問の意見を聴取しながら内部基準を策定し、候補者の選定を行っております。

県教育委員会としましては、常任理事会等において、基準に沿った選考が行われていることを確認しており、適切な過程を経ているものと理解しております。

次に、５の(5)、次期保持者の追加認定についての御質問にお答えいたします。

琉球舞踊保持者の追加認定については、今後文化庁が琉球舞踊の保存・継承等の状況を鑑みながら、琉球舞踊保存会に追加認定に係る資料の提供を依頼すると思われます。能・歌舞伎等においては、おおむね５年のサイクルで国保持者の追加認定が行われていると聞いております。

県教育委員会としましては、同保存会に対して次期追加認定の候補者選定作業が円滑に行えるよう、助言等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　医療保健行政についての御質問の中の、てんかん専門医療機関についての御質問にお答えいたします。

てんかん診療拠点機関につきましては、これまで関係者等と意見交換などを行い、沖縄赤十字病院を沖縄県のてんかん診療拠点として指定する方向で、現在準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　７、土木行政についての御質問の中の(1)、マクラム通り線の進捗状況等についての御質問にお答えいたします。

マクラム通り線は、北給油所交差点から平良保健センター前までの延長約１キロメートルを幅員16メートル、２車線で整備を行っており、平成28年度末の進捗率は事業費ベースで約22％となっております。

引き続き、用地買収及び工事に取り組み、平成34年度の完成を目指し鋭意整備を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　御答弁大変ありがとうございました。

１点目の那覇空港整備計画については、現在御承知のとおり第２滑走路が順調に進んでいるものだというふうに認識をいたしております。これは今回の中期構想というのは、第２滑走路を前提としての第１と第２の間を埋め立てて、この施設を整備していくというこ

とだと認識をしております。であるならば当然ここに埋め立てという前提条件が入るわけでございまして、したがって現在埋め立てている第２滑走路と並行してこの中間を埋め立てていけるのか、あるいはまたそういう工程的なものも想定して進めていかなければならないと思いますが、これは土建部長なのか、企画部長なのか答弁はわかりませんが、いかがでしょうか、埋め立てに関する考え方について。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

今現在の滑走路の間を埋め立てているというのは、まだ提言、民間の方の案の段階で、今現在公的に確定しているのは、第２滑走路を今つくっているところであるわけですが、一つの重要なアイデアとして提示されているところでございまして、ただ検討を今から始めないと、遅きに失することのないように検討を始めていきたいということでございまして、今現在進行している工事と今提言されている内容は、同列には論じることができない状況であります。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　何でそのようなことを言うかと言いますと、現場を何度か土木環境委員会でも見たりしておりますが、今の導入仮設道路。あれがある間にやったほうが合理的であり、また工期的にも大変短縮できるんじゃないかなという思いをしております。今企画部長のお話では、全く別のプロジェクトだからということでございますので、それはそれとして理解しますが、しからば今の新しいターミナルあるいは商業施設、あるいはまたホテル等こういった総合的なプランというのが構想として出てきている。この間のシンポジウムを見ていてもやはり物すごく県民の関心が高いなという思いをしておりますが、この議論をもっと深めていくために県はどのように考えておりますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

今年度におきましては、将来の航空需要の予測や、需要に伴って必要となる施設等がどういうものであるかというような調査を行いたいと。着手しているところであります。今年度の検討状況を踏まえて、次年度以降におきましては、具体的な空港施設の拡張、それから交通アクセス等について調査を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　今進められております第２滑走路が完成しても、今のままだと大してこんなに発着回数もふえないと。この間のシンポジウムで指摘されましたが、1.11倍にしかならないと。これだけの国費を投入してできた滑走路がいざ使ってみると思ったよりも発着便数がふえなかったというのであればこれはもったいない話で、したがってこの第２滑走路を生かす、あるいはまた第１滑走路としっかり連動して使っていくというのを考えたら、これは前々から間の埋め立てによるそこにターミナルビルを持ってくるべきだという議論はありましたが、いよいよこのように関連団体が集まって構想として発表した。やはり議会でも取り上げる。当然行政も動き出すと。当然国による事業になるところも大きい部分がありますから、そこら辺も含めてぜひ知事、国への要請等も含めて先頭に立って頑張っていただけませんか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　糸洲朝則議員の御質問にお答えいたします。

那覇空港整備計画、ここに来まして第２滑走路の見通しがだんだんだんだん現実的になる中で、先ほど来ありますとおり、1.11倍とか1.2倍とかなかなか思ったような形では伸びてないような感じがいたしております。そういう中での那覇空港拡張整備促進連盟がまとめた中期的な内容等見ますと、まさしく形としてはそういうものがなければいけないなということでありますので、経済界の皆さん方含め力を合わせて全力で頑張っていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　時間がありませんので、保健医療部長に。

先ほどの答弁の中で、赤十字病院が拠点病院としての指定を目指して取り組んでいるというふうな答弁がございました。今後具体的にどのような作業が求められますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　患者会とかそれからほかのてんかんの診療をしている医療機関等の意見を聞きながら国に対してそういう指定の手続をとっていくという作業を行う予定でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

○糸洲　朝則君　厚労省によりますと、今全国に８施設があります。これをモデル事業として取り組んでいくというようなこと等も示されておりますので、どうか厚労省とも連携をとって頑張っていただきたいと思います。

もう一点は、これは文科省だと思いますので教育長になりますが、てんかん発作に触れる機会が多いのは小中学校だと。この子供たちだということで近日中

に、教職免許施行規則を改正して2019年度から教員養成課程にてんかん等特別の支援を必要とする幼児・児童生徒に対する理解に関する事項を独立して必ず含めるというのがあるようです。こういったことに対する情報とか、あるいはまた考えとか取り組みとかありますか。

最後にこれを聞いて終わります。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　私は今直接聞いてございませんが、文科省からそのような通知等がございましたら、またしっかり学校等とも連携しながら研修等しっかり対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○糸洲　朝則君　よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

まず、沖縄振興について。

(1)、大型ＭＩＣＥ施設建設について、国との調整はどうなっているか。

(2)、鉄軌道導入計画について、国との調整はどうなっているか。

２、基地問題について。

(1)、日米地位協定改定案をどう実現するか。

(2)、５年以内の普天間飛行場の運用停止をどう実現するか。

３、雇用問題について。

(1)、各業界での人手不足改善のため外国人労働者の活用について伺います。

(2)、介護現場における人手不足の現状と対策はどうか。

４、福祉問題について。

(1)、こども医療費現物給付方式の導入について進捗状況はどうか。

(2)、給食費無料化について。

ア、小中学校で無料化した場合の予算額は幾らか。

イ、国と連携して推進すべきではないか。

(3)、待機児童ゼロへの取り組みについて。

ア、待機児童ゼロへの取り組みの進捗状況について伺います。

イ、企業主導型保育所設置について県内の現状を伺います。

(4)、離島のがん患者支援策を検討すべきではないか。

５、脳脊髄液減少症患者支援の会からの要望にどう対応するか。

６、青少年の薬物汚染の実態と対策はどうか。

７、飲酒運転ワーストの実態と対策について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員への御質問にお答えをいたします。

基地問題についてに関する御質問の中の２の(1)、日米地位協定の見直し実現についてお答えをいたします。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、平成29年９月に要請を行ったところであります。今後は、軍転協や渉外知事会等との連携強化を図るとともに、全国知事会においても、昨年11月に設置された米軍基地負担に関する研究会で、日米地位協定の課題等がテーマ案として検討されていることから、同研究会における議論などを通し、日米地位協定の見直しの必要性と理解が全国的に広がるよう、取り組んでまいります。

県としましては、引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求め、その実現に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、沖縄振興についての御質問の中の(1)、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けた国との調整状況についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、国もその必要性について理解を示しており、平成24年度以降、同施設のあり方調査や基本構想の策定等の業務を沖縄振興特別推進交付金を活用して実施してきたところであります。しかしながら、大型ＭＩＣＥ施設の基本設計の交付決定については、現在、国からは、需要推計と収支見通し及び周辺受け入れ環境整備の見通しが課題として指摘されております。これを受けて、県では、国内有数のＭＩＣＥ取扱事業者から具体的な催事名や催事件数等の裏づけを得て需要を推計し、開業６年目で独立採算となる収支見通しを示したほか、国内外11社の投資開発事業者が周辺エリアへの投資に関心を示していることについて、国に丁寧に説明を行ってきたところです。今後、さらに国の理解を深めるた

めには、厳密な運営コスト計算や料金収入見通しの算出を行う必要があり、そのためには、貸し出しスペースの面積や機能等を確定させる基本設計の実施が不可欠となります。

県としましては、基本設計の早期交付決定に向けて、知事を先頭に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、沖縄振興についての御質問の中の(2)、鉄軌道導入に係る国との調整についての御質問にお答えいたします。

県では、平成26年10月から鉄軌道の構想段階としての計画案づくりを５つのステップに分けて検討を進めているところであり、現在は７ルート案の比較評価を行うステップ４の段階に来ております。鉄軌道の早期導入に当たっては、計画案策定後、速やかに次の計画段階に移行する必要があることから、去る８月に国に対し、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度創設に向けた取り組みの加速、国による事業実施に向けた取り組みの早期着手を要請したところです。

県といたしましては、早期導入に向け、年度内の策定を目指し、鉄軌道の計画案づくりに取り組むとともに、計画案策定後は、策定した計画案をもとに、県民一丸となって早期の事業化を国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　２、基地問題についての御質問の中の(2)、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去は、県政の最重要課題であります。特に、５年以内運用停止については大変重要であるとして、去る９月14日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、辺野古移設とはかかわりなく早急に取り組む必要があること、また、その実現に向け具体的なスケジュールを日米両政府において作成することを求めたところであります。

県としましては、今後も引き続き政府に対し、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において普天間飛行場の県外移設、早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、雇用問題についての質問の中の(1)、人手不足改善のための外国人労働者の活用についてにお答えいたします。

県では、人手不足の改善を図るため、働きやすい環境づくり、正規雇用化の促進、キャリア教育などに取り組むとともに、女性、高齢者、障害者の雇用促進に取り組んでおります。県内の外国人就業者数は、平成28年10月末現在で5971人となっており、産業別では、宿泊業・飲食サービス業、その他のサービス業、卸売業、小売業などで多くなっております。外国人材活用を含む人手不足対策については、業種ごとに事情が異なることから、各業界の取り組みを促進するため、所管する関係部局等による連絡会議を開催し、技能実習制度や国家戦略特区制度の活用などの情報共有を図っているところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　３、雇用問題についての御質問の中の(2)、介護現場における人手不足の現状と対策についてお答えします。

介護労働安定センターが実施している平成28年度の実態調査によると、県内事業者の56.4％が介護職員の不足を感じているとの結果となっており、厳しい状況にあると認識しております。県においては、介護職員等の確保のため、従来の取り組みに加え、今年度から島嶼地域における施設・事業所に対し、介護専門職の島外からの受け入れ経費を補助するなど、新規人材の参入促進に資する取り組みを強化しております。また、外国人の介護人材については、日本語や介護分野の学習に要する経費等を補助しているほか、今年度から、修学資金の貸し付けを実施して介護福祉士の資格取得を支援しております。

県としましては、外国人介護人材の受け入れに関して、関連する制度の趣旨に沿って適切な対応ができるよう、国の動向を注視するとともに、庁内関係部局及び県内介護福祉士養成施設等と連携しながら、円滑な受け入れに努めてまいりたいと考えております。

次に、４、福祉問題についての御質問の中の(3)のア、待機児童解消ゼロへの取り組みについてお答えします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成27年度は約4400人、28年度は約6800人の保育定員を拡大したところであり、今年度は約9200人の定員確保を図ることとしており、市町村の積極的

な取り組みにより、同プランに定める保育定員の目標値は達成できるものと見込んでおります。一方、女性の就業増加や保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等により、入所申し込み児童数は、平成27年度から28年度の２カ年間で約7200人ふえております。今年度は、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し時期となっており、市町村においては、保育所等の入所申し込みの数が計画の量の見込みと大きく乖離している場合には、必要に応じ確保方策の見直しを行うこととなっていることから、県においては、同計画の見直し作業について、その進捗状況を注視しているところであります。

次に、４(3)のイ、企業主導型保育所についてお答えします。

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とし、国において平成28年度から実施されております。国は、待機児童解消加速化プランにおいて、当該事業による平成29年度末までの保育の受け皿を約５万人分確保することとしておりましたが、当初の計画から２万人分を上積みし、約７万人分を確保することとしております。県内においては、平成29年４月３日時点で17施設、定員465人分が助成決定を受けております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　福祉問題についての御質問の中の(1)、こども医療費助成事業の見直しについての御質問にお答えします。

同事業の見直しにつきましては、市町村の意見も考慮し、所得区分の導入を見送り、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入する方向で検討を行っているところであり、あわせて、通院の一部自己負担金の廃止についても検討しているところであります。

次に、(4)の離島のがん患者に対する支援策についての御質問にお答えします。

宮古及び八重山圏域では、地域がん診療病院である県立病院において、化学療法等のがん治療を提供するとともに、病院内のがん相談支援センターにおいて、療養生活に関する相談及び情報提供を行っております。また、県は、島外の医療施設へ通院する離島患者の経済的負担を軽減し、放射線療法等適切な医療を受ける機会の確保を目的に、平成29年度から新たに離島患者等支援事業を実施しております。同事業では、がんを含む７つの疾病等の離島患者を対象に、島外への通院に係る交通費及び宿泊費に助成を行う離島市町村に対し、県がその費用の一部を補助することとしております。

次に、５の脳脊髄液減少症患者支援の会からの要望についての御質問にお答えします。

専門医による医師を対象とした研修会につきましては、平成25年３月に開催したところであり、また同疾患に関する治療検査の参考データの取得を促すための文書を、同疾患患者・家族支援協会から提供していただいたパンフレットを添付して、平成28年６月に県医師会及び公立病院を含めた関係機関へ送付したところであります。また、学校、家庭、地域に向けた周知につきましては、ホームページに同疾患に関する各種情報を掲載するとともに、各保健所で相談に応じられる体制を整えたところであります。なお、同疾患の治療法であるブラッドパッチ療法は、平成28年４月から保険が適用されているところであります。

次に、６の青少年の薬物汚染の実態についての御質問にお答えします。

沖縄県における過去３年間の未成年の薬物事犯の検挙人員は、平成26年１人、平成27年８人、平成28年８人となっております。平成28年の検挙人員８人のうち７人が大麻事犯となっており、全薬物事犯の約９割を占めております。このようなことから、県では、大麻が身体に及ぼす悪影響等正しい知識の普及啓発活動を強化するとともに、学校等において薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止に関する講習会を行っております。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、青少年に対する薬物乱用防止対策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の福祉問題についての御質問で(2)のア、学校給食費の無料化と国との連携についてお答えいたします。４の(2)のアと４の(2)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

平成28年度本県公立小中学校における給食費の総額は、約68億6000万円となっております。なお、現在、文部科学省において、市町村における学校給食費無償化等の実態を把握するための調査が行われており、その結果を踏まえた国の対応を注視していきたい

と考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　警察本部長。
〔警察本部長　池田克史君登壇〕
○警察本部長（池田克史君）　７の(1)の飲酒運転ワーストの実態と対策についてお答えをいたします。
平成28年中、県内の飲酒絡み事故の発生は109件発生し、前年と比べ８件減少しているものの、飲酒絡み事故が全事故に占める構成率は、全国平均の約2.5倍で27年連続ワーストワン、飲酒絡み死亡事故は13件発生し、前年同期と比べ２件増加し、全死亡事故に占める構成率は、全国平均の約５倍で４年連続ワーストワンとなっております。なお、本年８月末現在における飲酒絡み事故は50件発生し、昨年の同期と比べ23件減少、死亡事故は４件発生し、昨年の同期と比べ６件減少と、いずれも前年の同期と比べ減少はしております。また、飲酒運転による人身事故の約２割が出勤時間帯に発生していることや、飲酒運転で検挙された者へのアンケート結果では約７割が飲酒後車を運転するつもりだったと回答しております。これらの要因といたしましては、本県の夜型社会と相まって、飲酒する時間が長いこと、飲酒量が多いこと、規範意識の低いことなどが考えられます。
県警察といたしましては、このような現状を踏まえ、飲酒運転取り締まりを強力に推進しており、平成27年、28年と２年連続で実数で全国最多の取り締まり件数となっておりますが、本年８月末の取り締まり件数も昨年より２割以上増加をしております。また、飲酒運転根絶ロゴマークを活用した広報啓発や飲酒運転根絶アドバイザーを活用した学校や事業所などに対する交通安全教育を実施するなど、県民の規範意識の向上に向けたさまざまな取り組みを推進しているところであり、引き続き県民の皆様と一体となって飲酒運転根絶に取り組んでまいる所存でございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　御答弁ありがとうございました。
では、再質問をさせていただきます。
まず、大型ＭＩＣＥ施設の建設事業についてです。一括交付金の活用のめどが立たない、国との調整がうまくいかないということでありますけれども、先ほどの答弁では、需要や収支見込み、あるいはまた受け入れ環境問題等のそういう協議がなかなか思うようについてないということであります。この件については、これまでの前県政からもずっと引き続き協議をしてきたわけですけれども、いざ一括交付金の活用というその直前になってまでそういう協議が調わないというのは、この今の答弁以外にもあるんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。
今議員がおっしゃったとおり、これは平成24年度からあり方調査等、構想等基本計画をその都度国の御理解も得ながら、一括交付金を活用して実施してきた経緯がございます。もちろんその大型ＭＩＣＥ施設整備を前提にしてこれまで積み重ねた経緯がございます。その上での今回の基本設計、実施設計の予算要求、一括交付金の要求でございましたけれども、やはり今国から言われているのは、先ほど答弁で申し上げましたとおり、需要の部分、あるいはその周辺受け入れ環境の部分、そういった部分で手法が――私どもは大手のコンサル、県の知見というのも限られていますので、全国の大手のコンサルから需要の出し方の手法もお習いしながら、そうして全国的なその旅行会社等を含めまして、そういったところからデータを聴取し、そして提案をさせていただいていると。自然環境整備につきましても、県外、海外の投資関係会社から実際にヒアリングしながら、実施に基づいた資料を作成して提出させていただいているわけでございますけれども、なかなかそこが、手法が認めがたいという言われ方もしたことございます。御理解を得られていないということでございますので、そこは我々ももう少し丁寧に説明をすることによって、国の理解がもっと進んで、基本設計に関する交付決定に至らないかという思いでさらに継続して、国との内閣府との調整をしていこうと考えているところでございます。
以上です。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　24年から協議を進めてきて、今日に至るまで約５年近く調整してきているんですけれども、その需要や収支見込み、あるいはまた受け入れ環境の整備など、これについて県もそれなりの資料は出しているわけです。その経済効果、波及効果等についても具体的な3600億円とか、そういう運営効果についても具体的な数字を示しながら国との交渉に臨んでいるわけです。しかし、それが国に伝わらない。あるいはまた国が了解できないという、ここに非常にギャップがあるように受けとめるんですけれども、さらにはまた、受け入れ環境についてもその周辺の宿泊施設の問題であるとか、商業施設、娯楽施設の問題であるとか、あるいはまた交通アクセスの問題であるとか、いつものように指摘されているんです。これまで

のその協議の中で、こういう県からの提示、説明、国はなぜそれを了解できないのか。その理由は何ですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

先ほども少し申し上げましたけれども、その調査の仕方が認めがたいという、業者さんの、我々としてはしっかりとした業界の大手の会社、企業さんからヒアリングを、あるいはそのアンケートをさせていただいたということもございますけれども、そこから出てきた数字が、何かその信憑性も含めて確実性がないのではないかという言われ方もしております。そこはむしろ、そういった精度の高い、国が求める数字、データを出すに当たっては、むしろ基本設計をさせていただいて、基本設計によってより精度の高い数値が出てくると、そういったことで改めて事業の可否を判断していただきたいということを申し上げているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ここが国との認識のギャップなんです。国は、基本設計をやる前にこういう数字はきちっと説得力のあるものを示してほしいということなんですね。しかし、皆さんは、基本設計やらないとそういう説得力のあるデータは出せないと。これだと水かけ論と言いますか、お互いの見解の違いでいつまでも協議が調わないということになりかねません。そこはどうですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

私どもは、基本設計に至る前の国から求められているデータに関しましては、今最善の手法で最善のデータを出させていただいているつもりですと。ですから、基本設計に至るまでのデータとしては適切に出しているつもりですので、これをきちっと国のほうにさらに丁寧に御理解いただくように説明を続けていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　今の説明を聞いて、私でさえも恐らく国からはまだまだそういう了解を得るには厳しいだろうなという思いを持っています。やはり国がそういう基本設計前のデータが根拠が弱いということを言っているわけですから、それを超えるためには、超えるなりのしっかりしたデータというものを示さないとこの協議はなかなか厳しいと思います。

その前、ＤＢＯ方式で業者も決まっているんですけれども、もしこれがここでもう協議がとまってしまって、前に進まないとなった場合は、その業者との関係はどうなりますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　業者とのＤＢＯの関係はそのまま維持していこうということで、国との調整のたびごとに業者のほうにもその報告を説明しておりまして、私どもはさらに国からの指示がありました基本設計、実施設計、建設工事ごとにその都度交付決定段階で業者との契約を詰めていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　それで、国との協議がなかなか難しい。今回、４万平米という非常に大規模な施設、そして予算も500億円以上の規模、それに対して、県から示されてくるデータというものは、国が納得しない。こういうことになっているんですけれども、もしそういう数字的なお互いのすり合わせが調わなければ規模の縮小ということもあり得るんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　大型施設整備につきましては、現時点でも国から御理解をいただいているところでございますので、我々は当初の計画どおり、まずは基本設計の交付金をいただけるように誠心誠意、一生懸命その説明を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ぜひもっともっと説得力のあるデータを示して、国との協議を調えていただきたいと思います。

次に、鉄軌道の問題に移りますけれども、鉄軌道についてもやはり費用対効果等の件を国のほうは指摘しておりまして、そのビー・バイ・シーの数字も、鉄道も示し、路面電車・トラムも示して、国はトラムも視野に入れているようですね。そういうことでありますけれども、この辺の数字の認識は国との調整の中でどうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

国が行っている調査は、上下一体方式を前提としてやっておりまして、それとビー・バイ・シーの基礎となる投資の経費につきましても、国のマニュアルに基づいて国債の利回りを４％と設定した場合の試算を基礎に、これは国のマニュアルによるもので、これが既

判力を持っているわけですが、県のほうでは、上下分離方式とかどういうふうにやればビー・バイ・シーが合うかということを苦心して考えておりまして、それで必要な条件としては、上下分離方式で最初の初期投資を公共が行うということとか、それから国債の利回りを1.5％程度で考えて試算してみるとビー・バイ・シーが届くのではないかとか、いろんなことを考えてやっておりますが、国との調整は合意というか、その方向で行こうというところにはまだ至っておりません。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　その上下分離方式についても、やはりこの上下分離方式か一体方式かによって、全然条件が変わってきますから、その数字的なことも。私も先日内閣府の職員から直接いろいろ話を聞いてきたんですけれども、その中では、内閣府の今の状況は、上下分離方式というのは全く念頭にないというふうな受けとめをしているんですけれども、そこはどうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　ただ内閣府のほうはいろんな上下一体方式が……

○金城　　勉君　ちょっとマイクもうちょっと。

○企画部長（川満誠一君）　国・政府のほうは、国のマニュアルに従って、準じて、よりどころを持ってやっておられるわけですけれども、沖縄県としては、どのようにすれば実現するかということを第一に考えております。そもそも沖縄振興、沖振法にも整備のあり方について調査検討を行うと、これは国もやっておられるわけですけれども、沖振法に基づく国の沖縄振興基本方針におきましても、結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずるというようなことも記載されておりますので、全体の方針としては、実現する方策を懸命に探るということは変わらないのではないかとは思っております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　この上下分離方式でなければ県としてはなかなか数字的な見通しはきかないわけで、しかし、私の感触としては、今の内閣府の調査もそうですし、認識としてもこの上下分離方式には非常に距離があるような印象を受けております。ですから、そこの詰めももっともっと精力的にやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

次に、地位協定の問題です。

この地位協定の問題について答弁がありましたように、2012年稲嶺県政のときにその改正案を国のほうにも出してきましたけれども、全く一字一句変わっていない。ちょっとおつき合いぐらいの程度で補足協定というものが出されましたけれども、中身においてはほとんど何の影響もない。そういうふうなレベルなんですね。今回こういう形で29年３月のそういう改定案というものになったんですけれども、12年のものと今回のものと象徴的に違うものを簡潔にお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

まず新規の条文といたしましては、軍属の範囲の見直し、これは補足協定ですけれども、さきの不幸な事件を受けまして補足協定が出ましたので、その１条関係になりますけれども、そこを明記しております。その中で軍属の内訳などの詳細な情報を地方公共団体に提供することというようなことを入れております。

それから２条関係では、施設及び区域の許与なんですが、日本国政府及び合衆国政府が施設及び区域の提供または用途の変更をする場合は、大幅な変更がある場合は地方公共団体と協議してその意向を尊重するようなことを入れさせていただきました。

あと３条関係、施設及び区域内外の管理のほうでは、市町村からの意見を取り入れまして、合衆国軍隊が行う訓練、演習については、その内容が把握できる具体的かつ詳細な情報を事前に通知するということを入れさせていただきました。

あと17条関係のほうでは、この辺も大分力を入れてやらないといけない部分なんですが、沖国大でのヘリの墜落、それから昨年のオスプレイの墜落のことを受けまして、米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には日本の当局が捜索、差し押さえまたは検証を行う権利を行使する旨を明記することを入れさせていただいています。

そしてまた第25条関係、合同委員会なんですが、ＳＡＣＯの合意事案が合同委員会で変更されているというような、形骸化されているという実態がございましたので、合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること、また合同委員会に地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置する旨を明記すること、そういったものを今回入れさせていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　こういうふうに改定案をつくったというのは、私はいいことだと思います。ただ、やはり締結からもう半世紀以上もたって、全くこの改定が見られないという現状をどうすれば打破できるのか、そしてそういうふうにつくった改定案をどうすれば実現

できるのか。このことが問われてくるわけです。

私もいろいろ地位協定、資料を調べてみますと、アメリカが世界各地で締結している地位協定というのが100カ国以上あるんです、100以上。その中で、やはり日本の地位協定というのは極めてその世界の各地位協定と比べてみても極めて不平等というものが際立っているということなんです。例えば、よく皆さんもボン補足協定を参考にしたところはこの中にも資料に書いてありますけれども、このボン補足協定、ドイツ、あるいはまたイタリア等はよく比較されるところですけれども、フィリピンとかあるいはまた現に戦闘が直近まで行われてきたアフガニスタン、あるいはまたイラク等々もアメリカとの地位協定を結んでいるんです。そういうところと比べてみても日本の地位協定というのは非常に不平等というのが指摘されているんです。だから、そういうものをやはりなぜ改定が進まないのか、見直しが進まないのか、ここは公室長、そのポイント、原因は何だと思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

我が国の地位協定は、終戦直後から米側からある意味言われてつくられて、それが今現在の地位協定に引き継がれていますけれども、それを改定するには、やはり全国的な動きがなければならないだろうと思っております。さきのアンケート調査で国民の70％がこの地位協定の改定を求めているということがございますので、我々はこの――今議員からも御指摘がありました他国と比べても不平等だというような御指摘がありましたけれども、ぜひこのことについて、全国的な議論の広がり、運動の広がりを持っていかなければならないだろうと思っております。

そこで、先ほど知事からも御答弁がありましたように、全国知事会でも地位協定について、研究会において研究するテーマとして挙がっております。そういったことを、研究会でのテーマをぜひ全国の47都道府県知事の場で議論として広げていただいて、全国知事会、渉外知事会だけではなくして、全国47都道府県知事からもこの地位協定の改定見直しについての声を政府に対して主張していただく。そしてまた全国の国会議員の皆さんにその意識を持っていただいていくということで、この地位協定を何とか見直しにこぎつけていければというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　今70％の国民が改定を求めているというお話をしておりますけれども、私は全く違うと思います。恐らくほとんどの国民は不平等な地位協定の中身を知らないと思います。知らないから国民世論が喚起されてこない。やっぱり大事なことは、日本の地位協定が諸外国の地位協定と比べていかに不平等であるかということを象徴的に浮かび上がらせて、そして国民が、何だこれほど我々は不平等な地位協定を押しつけられているのかという怒りまで持ってくるような啓蒙の仕方というものをしないと、いつまでたっても変わらないと思います。例えば、このドイツ、イタリア、あるいはまたフィリピン等々の地位協定と象徴的なところを日米地位協定と比べて何が違うか。１つは、基地の管理権問題です。そのドイツ、イタリア、フィリピンもそう。この米軍基地というのは、その地元の国内法に基づいて国内法が優先していくという、今日本で行われている米軍基地内が治外法権という状況ですけれども、これがまず決してないんです。イタリアはイタリアの法律に準ずるんです。ドイツはドイツの法律に準ずるんです。フィリピンはフィリピンの法律に準ずるんです。訓練の仕方もそう。そして人の出入りもそう。物資の輸送もそう。それをちゃんとそれぞれの国の国内法に基づいてチェックを受けて報告して、そして運用されているんです。この管理権が日本にはない。

もう一つは、お互いさま、例えばアメリカの兵隊がここで公務中・公務外事件を起こしたときには、その地位協定に基づいて裁判権がどこに所属するかということが決まる。しかし、例えば日本の自衛隊が合同軍事演習でアメリカに行ったときに、そこで何かの事件を起こしたと。公務中起こした。この裁判権はどこにあるか。これは本来は、地位協定というのはお互いさまですから、日本の公務中であれば日本の自衛隊は日本の法律で一次裁判権があるべきなんです。しかしそれが日本にはない。イタリア、ドイツ、フィリピン、これがあります。さらに、透明性。例えば犯罪を犯した米兵が軍法会議に、軍事裁判にかけられる。そのときに本当に裁判が行われているかということを確認する意味で、その国の人が立ち会う権利を持っているんです。日本の軍事裁判、米軍の軍事裁判に日本は立ち会えますか。立ち会えないんです。そういうことがあったりする。こういう、そのほかにもいろいろあるけれども、決定的なものは、やはり基地の管理権、国内法に準じて基地の運営はされるべき。それがアメリカは、全部日本の場合にはやりたい放題やって、全部適用除外。航空法も適用除外。道交法も適用除外。その適用除外、私前にも一度やったことありますけれども、そういうことが日米の地位協定と他の地位協定と

の決定的な違いです。だから、そういうところをその違いというものを国民がわかりやすく認識するように啓蒙しなきゃいけない。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　議員の御指摘、ごもっともだと、全くそのとおりだと思っております。わかりやすくということがやはり重要だと思いますし、いかにここに問題があるかということを全国民が知るということが第一歩であろうということは議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　これはもう本当に時間をかけてじっくり議論したいんですけれども、フィリピンでさえも――ちょっと失礼な言い方ですけれども、フィリピンだって中国との南沙諸島の問題あります。しかし、フィリピンは92年に米軍を撤退させた。しかし、その後中国とのトラブルがあって98年に改めてビジティング　フォース　アグリーメントという形で、訪問米軍の協定を結びました。そして2014年にも、またさらに連携を強化する地位協定を結んでいます。しかし、そういうふうに南沙諸島の問題があって、中国との問題がありながらも、フィリピンはフィリピンの国内法に基づく米軍の運営というものはきちっと押さえています。あのフィリピンができるのになぜ日本がその気持ちさえないのかと、政府に、外務省に。これは、やはり国民世論がないからですよ。地位協定は沖縄のことだと、日本全国では関係ないと。知る必要もない、また知らない。そういう現実があるからこそ、地位協定がいかに不平等であるかという認識さえない。だから、そういう意味では、やはり今回改定版をつくったにしても、これはただ政府に要請するだけでは全く変わらないと思います。手法を変えて、国民世論を喚起するような手法をとって、そして地位協定というものの中身をわかりやすく、他の諸国との比較においてこれだけ違うんだというものを示した上で国民世論を喚起すべきだと思うんですけれども、どうですかその心意気。これは知事から答弁できるんでしたら……。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　御指摘のとおりでございまして、我々この地位協定、今回何とか形にして要請までさせていただきましたけれども、今後はやはり今議員からもまさに御指摘のあった他国との比較、これが大変重要だと思っております。この件につきまして、既存の予算を活用いたしまして、この他国の地位協定と今日米地位協定の差をしっかり検討し、検証しまして、それをわかりやすく示していきたいというふうに考えているところでございます。今後そういった作業に移行するということを考えているところであります。

○金城　　勉君　知事からも見解いただけませんか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員の指摘を聞きまして、恐らく沖縄県民の一番考えていることに大変マッチしている考え方ではないかなというふうに思います。イデオロギーとかそういうのは別にして。そういったような中で、今沖縄県が知事会を中心としていろいろやっております。全国知事会でも日米地位協定の改定については御理解はいただけるんですが、しかし具体的なものについては、やはり今おっしゃるように現実感が全くないものですから、言葉としては、理念としてはそうだよという話はみんなやるんですけれども、具体的にということになりますと、渉外知事会が少しそれを上回る、しかしまだまだ沖縄の実情等々には追いつかない。それを知っていただかないとやはり日米地位協定というのがどのように運用されているかというのが日本の他の都道府県の方々に御理解いただけませんので、今Ｑ＆Ａという形でやったのも一つの方法であります。これからいろんな形で、ある意味で全国民的な盛り上がりが、あるいは共通の価値観を持ってそれが向上していくような、その工夫をしつつ現実感をどのように味わっていただくかというこれを沖縄県としては一番日米地位協定の影響を受けているわけですから、最前線にいるわけですから、私どもの思いを伝えながら、日本が主体的にこれからの未来を切り開いていくためのいわゆる支えとして沖縄県が頑張っていくというようなことも、これは意味のあることではないかなと強く思っているところであります。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　公室長、比較、各国との地位協定、日米地位協定の比較をぜひやっていただきたい。そして、それを原文に当たっていただきたい。そのためには、やはり優秀な通訳を使って、そしてドイツ、イタリア、フィリピンとか、あるいはまたイラク、アフガンとかそうした象徴的なところでいいですから、そこの原文に当たって、日米地位協定との比較をして、きちっと違いというものを際立たせて、その違いを国民にいかに知らせるか。そのチームをぜひ発足させてもらえませんか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、今年度の予算で他国のボン補足協定等を、そういったものを今おっしゃったように我々原文でしっかり検討しようというふうに考えております。そのために、我々そういった能力がないものですから、業者に委託をいたしまして、しっかりと検証をしてみたいと。今議員からありましたように、それをまたわかりやすく示せるように工夫してみたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○金城　　勉君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ありがとうございます。

所感を述べる前に教育長のほうから先に質問をさせてもらいますので、よろしくお願いします。

その前に、今金城議員からも地位協定のお話がありました。私もせんだって、きょうの質問から代表質問でもあったんですが、たまたまＮＨＫを見ているとＮＨＫ特集、沖縄と核、物すごい衝撃でして、我々が岐阜から海兵隊が沖縄に移った分はただ単に基地反対という分のものがあるのかなというふうに思ったら、その海兵隊の移る最大の原因はこの沖縄に核を持ち込むと。この密約というか日本政府の外務大臣が持ってきて後に発表してもらえないかと、事前には発表しないでくれないかというようなことをその外交上のものでやっているということは、私は今のこの沖縄の現状というのは、今の地位協定もそうなんですけれども、やっぱり沖縄の歴史が本当にどうなのかということをこの基地のあり方が本当にどうなのかということをいま一度、公室長、地位協定のこともあるんですけれども、そのことも踏まえてやってもらいたいなというふうにも思っております。

基地問題は質問しておりませんので、そして知事、我々は選挙をしているんですよ今。選挙をする中で、知事もその分では辺野古、普天間といろいろと自民党さんからもやられていましたよ。自民党さん、ワシントンに行って知事のあら探ししてきているんじゃないかなと思うぐらいの部分でも――これ私が言っているんじゃないですよ、誰かが言っている話でもあるんですけれども。余りそういうことではなくて、自民党さんもやはり政権与党であるわけですから、しっかりと基地の解決を、沖縄の基地の解決をどうすべきかということを提案するべき。そういうことをやるべきだなというふうにも思いますし、我々もその分では普天間基地を一日でも早く閉鎖すべきはどうあるべきかということもあるし、オスプレイも事故が続いております。そのオスプレイの事故が続くのであれば飛行停止をどう考えるかということをやはり日本政府はしっかりとアメリカに訴えていかなければならないはずです。アメリカの言いなりになるような日本政府じゃやっぱりだめだなというふうに思っています。今回の選挙は久しぶりに政権選択選挙だというふうにも言われておりますので、間違いなく政権が私は変わる。どうかわかりません、これは結果次第ではありますので。拮抗することは間違いないはずでしょうから、この拮抗する部分での中央政府のあり方、その中でやっぱり翁長知事がこの基地問題ということを新たな政権、その拮抗する国会の中でどういうふうな形で訴えるか、どういうふうな提案をするかということは、大変大事な部分があると思っておりますので、知事ぜひ今度の選挙は中立の立場で戦っていただければありがたいなということでこれは検討していただければなというふうにも思っておりますのでよろしくお願いします。

もう30分くらいしかないので早目に進めていきたいんですが、質問事項、先に教育行政についてからお伺いをさせてもらいます。

教育長、安慶田さんのものが出てきているんですけれども、前もあります。しかしことしの１月24日の記者会見で教育長は、16年以降安慶田さんの介入ということになると当時の幹部、時間的制限の中一定の調査をし、ないと判断した。これは間違いではない、16年以降働きかけはない。私はそういった働きかけは受けていないという。皆さんこの時点でそう話しているんです。何で証言が変わっているんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　平成28年度の教員採用試験における前副知事とのやりとりについては、御説明申し上げましたが、私としては働きかけと断定できなかったということがございます。やりとりの中でそういうふうに何とかならないかなという話がございましたが、その場で仕組み上そのようなやりとりが――こういうふうな仕組みになっていて、そういうことはできませんよということを申し上げまして、それに対して納得してもらったと。それで合否結果だけ教えてくれればいいという話があったということで働きかけとまでは断定できないと私は思っていたものですから、積極的に発言することを控えていたというところでございます。ただ今回、裁判所から28年度についての調査がありましたので、そのやりとりについてそのままやりとりの事実を回答させてもらったというところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　これは担当を副知事、どなたとどういうふうな形で相談されて決められたんですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　回答するに当たりましては、これは私の記憶に基づくものでございますのでそれについては法律相談といいますか、そこもやりまして後はこういう回答をしますよというのは教育委員会の会議にも諮りました。それで回答の前には知事にもこういう回答をさせていただきますということで説明をさせていただきました。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　じゃ知事、今教育長が言われた部分、こういう証言を改めますという報告を受けられて知事どういうふうに思われたんですか。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　今教育長のほうから説明があったとおりでありまして、その意味では基本的になかったという報告がありましたから、教育委員会の独立性・中立性を含め基本的に教育長がまとめた１月時点のものは尊重して、私なりに教育長にお任せをするという形でそのときはやっております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　私は別に安慶田さんをかばう立場でも何でもないものですからあれなんですけれども、でも与党の皆さんは一緒に安慶田さんとも選挙してきて、その分でのものを与党の皆さんから安慶田さんのかばいが何もないというのはちょっと情けないなというふうにも思うのですが、これはやっぱり不正介入ですよ。皆さんが言っているように安慶田さんの、そのことは。これからどういうふうな形で試験というんですか、教員採用試験はもっていこうというふうに教育長お考えですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　教員採用試験合否結果につきましては、前教育長の場合もそうですし、私の場合もそうなんですが、そういう話があっても合否結果を左右できるようにはなっておりませんし、またあってはいけないと思っております。ただ今回、今第三者委員会で検討もされていますし、教育委員会では３月中に制定をいたしました。この働きかけについての対応要領、今度第三者委員会ではさらにそれも教育委員会のものも踏まえながらまた検討を進めていくと思いますけれども、働きかけを防止するための要領というものを制定してそれを未然に防ぐという形で防止してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　多くの皆さんが教員になりたいということで受験をされても何年たっても教員になれないという皆さんも多いです。これはこれからも公平公正にやっていくということの誓いでもあるわけですね。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　これまでも試験は公平公正に行われていると考えておりますし、今後ともそういうことをしっかりやってまいりたいと。ただそういう疑念を持たれることがないようにその要領、対応策をしっかりつくり上げていくことが大事だと考えております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　そうです。公平公正にやって、どなたからも疑念を持たれないような形の試験をやらないといけないはずです。
　それでは続きまして２番目に、公立学校の管理職候補者選考試験について、この試験、26年から受験者数が何名で合格数が何名かということをちょっとお教えください。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。
　公立学校管理職候補者選考試験、26年度が受験者数が612名、合格者が206名です。平成27年が受験者が606名、合格者が193名、平成28年が受験者が563名で合格者が202名となっております。
○當間　盛夫君　合格率。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　失礼しました。
　合格率ですが、平成26年が33.7%、27年が31.8%、28年が35.9%となっております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　４割ないんですよね。大体３割という皆さんで管理職のものを受ける。ではこの公立学校全体の職員というんですか、教員の部分でこの管理職というのは何名いてどれくらいの割合になるか御存じですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時48分休憩
　　午前11時48分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　よろしいですか。
　ではこれだけ厳しい試験なんですね。教頭に上がるにしても校長に上がるにしても。やっぱり皆さん学生のように受験勉強をしに行ったり、塾に行ったりして

この管理職の選考試験を受けられるというのがあるんです。まさかないとは思うんですけれども、この管理職の選考試験に皆さん免除特例というのはあるんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　免除の特例はございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　免除特例はある。じゃ教育長、私は皆さんが教育長が29年度に決裁された平成30年度の管理職選考試験の実施要項があるんですが、この実施要項で試験の免除というものがあるんですが、かいつまんででいいですのでこの１、２ですか、これちょっと説明してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　免除特例、幾つかございますけれども、解説しながらという形で読み上げたいと思います。

まず１つ目に、管理職の候補者名簿に継続して登載するという特例がございます。これは学校に勤務する者が校長試験に合格した後、教育行政機関に勤務することとなる場合がございます。そういう場合でありますとか、教育行政機関に在職する者が校長試験に合格した後、引き続き行政のほうに勤務することになった場合は名簿に継続して登載するという形でその後の校長試験の受験はないということでございます。

２つ目に、琉球大学の教育学部附属小学校及び同中学校の副校長の職にある者と、もう一つは管理職選考試験の事務担当主幹職にある者は校長試験が免除されております。まず琉球大学の教育学部附属小学校、中学校の副校長の職にある者は同校の校長がそもそも琉大の教授と兼務していることもありまして実質的な校長としての資質や能力が必要でございます。そういうことで現在も小中学校の校長経験者か試験の合格者が任用されておりますということでございます。

最後の選考試験の事務担当主幹ですけれども、これは選考試験に係る問題の作成から合否決定に至るまでの機密性の高い選考試験の実施事務に直接従事する職であることから、校長試験を免除としております。ただし校長試験は50歳以上が受験資格となっておりますために、50歳未満の担当主幹の場合はほかへ異動した場合は試験の免除とはならず通常のとおり校長試験を受験するような形になっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これなかなか理解されないと思いますよ。この選考試験を担当する主幹については校長試験を免除することができるとか、これ誰が理解するんですか今言われた分を。何でそういう根拠になるんですか。主幹になった皆さんは、皆さんの理由づけで教頭試験を選考試験を受けた方が主幹になりますよという言いわけをされるんでしょうけれども、その皆さんそれになったら校長の試験も受けないで主幹は上がるわけだから。そのこと校長職になれるわけだから、それからしたら教頭職もどういうような形で教頭職になっているかわからない人事課のそういう裁量があるんじゃないですか。これは皆さん、先ほどもこの管理職試験、みんながみんな受けるわけないですよ600名ですから。その中でも３割しか合格しない。５年、６年受けても合格しない。合格しても校長先生にもなれない方々がたくさんいるのに、皆さんのところに行けば人事課に行けば校長職になれて、自分はちょっと外に出たいと言えば校長ポストとして試験も受けることなく校長職として外に出る。本当にこれで皆さん、さっき教員試験は公平公正にやると言っているんですけれどもこれ公平ですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この規定といいますか免除というのはこの二十数年来行っているものではございますけれども、今議員御指摘の事務担当主幹の部分を御指摘になっておりますが、実は事務担当主幹を免除しているのは、まずは当該主幹が配置の段階であらかじめ資質能力も十分見きわめた上で将来の管理職にふさわしいという形で一定の選考を行っていることもございます。あとはその免除については、同主幹の職にある職員が管理職登用を希望する場合には他の受験者と同様に受験することとなると問題の内容を知り得る立場の者になってしまうということもありまして、他との関係で公平公正とはどちらをベースにやるかというものもありますけれども、知り得る立場のポストにあるということがございます。あと仮にその主幹の職にある者に受験資格を与えないとすると、その職にあるという理由で選考試験の受験機会を奪うということになりまして、そのポストへの人事配置が難しくなるということがございます。

ただ問題はこの主幹でも50歳という受験年齢にまだ達しない場合は人事異動した場合はほかの部署に行きますので、50歳になるのを待って受験資格を得てから通常の受験をすることにはなります。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　だから試験を受けていないわけですよ、皆さんは。50歳になろうが何だろうが。試験を受けずに校長のそのポストをもらえるわけですよ。これはじゃこの六百何名の受験者の皆さんは、こういう試験の免除特例があるということは皆さんそのことも熟知といいますか、そのことも皆さん告知してやっているわけですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　確認しましたけれども、積極的な周知は行っていないようです。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　だから皆さんのところは伏魔殿というかピラミッドなわけです。物が言えないんだよ、現場の皆さんは、皆さんに。こういう不正があるかもしれない。あの人は試験を受けていないのに課長になっている、教育長になっているというような話が現場から出てくるわけですよ。それこそ不正じゃないかと言っているわけですよその分は。教育長、教育長はさっき慣習がこういう二十何年という教育業界、教育機関の中であるわけですから、あなたは行政から来たわけですから、こういう教育社会、教育のその部分での教員のその分の慣習ではなくて、もう一度教員試験は公平公正にやるといっているわけですから、こういうものも公平公正にやるということを踏まえた調査をすべきじゃないですか。人数が何名、どういう人たちがこういう免除を受けてどうなっているということも含めて、受験される皆さんにもこういうことはこれから一切やらないんだとか、これがどういうふうにやるんだとかいうことを調査を含めてやるべきじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この免除の規定、私も説明をいろいろ聞きながらなかなか納得するまで時間がかかったところはございますけれども、要はこれはどうしてもこのポストというのはそういう対応をしないと、なかなか人を配置することができないというのもございます。実はほかの県さんの状況はどうかといいますと、やはり明確には皆あれなんですけれども、それで当然その管理職の選考というのは教育庁事項になっておりまして、ペーパーテストであったり選考のやり方であったり制度は任されているわけなんです。ただ公平公正という観点では試験制度というのはよりよいものというのがもっとほかにあるのかとかいう意味で検討はやっていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これもう一度やっぱり今はこういう、私は不正だと思っていますので、こういうことは皆さんが規定上で慣習だと言うんですけれども、こういう形で上がった歴代の教育長の皆さんもいらっしゃる。今裁判されているあの教育長もそういう形で上がっているんじゃないかという声も出ているということはぜひまた認識されてやっていただきたいというふうにも思います。

次に、港湾整備についてであります。

港湾整備の中で、那覇港について21世紀ビジョンの基本計画ではどういったことをうたわれていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

那覇港は、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を促進するため国際物流ネットワークの構築、関連施設の整備、物流機能の強化等を目指した国際流通港湾と位置づけられております。また、大型クルーズ船に対応する国際旅客ターミナルを整備し、海洋レクリエーション活動に対応したコースタルリゾート及びウオーターフロントの整備を推進するとされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事も管理者でありますので、これから第２クルーズバースをどうするか。今あるように臨港道路の整備だとかもろもろこの港湾の部分ではこの21世紀ビジョンでうたわれているんですよね。今浦添、那覇、沖縄県ということで浦添埠頭の西海岸開発もこれからどういうふうな形で軍港移設の中で進めていくかということの大きなビジョンが出てきます。この浦添の西海岸だけでも4000億の予算がかかるというふうにも言われているんですが、全体的に部長、この那覇港の今言った西海岸含めてこれから第２クルーズバース含めた総予算というものはどれくらいになるかおわかりですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後０時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

港湾計画の中に位置づけられて今後必要な事業とい

うのはたくさんありますけれども、その全体の予算額というのは現時点では把握しておりません。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ぜひ把握してもらいたいなと思っていますよ。西海岸もありますし、クルーズバースでどうかかるかと。国直轄だから県はいいだろうではなくて、県にも負担があるわけですから、この管理組合にもですね。この管理組合の負担がどうあるかということも皆さんも真剣にやっぱりこのことは議論してもらいたいなと。港湾の取り組みは間違いなく入港もふえています。皆さんおわかりのようにクルーズ船もふえています。コンテナの取り扱いも問題はあるんですが、コンテナの取扱量もふえている。岸壁使用料というのもこれ間違いなくふえてきているという状況でもあります。

では次に、この那覇港管理組合の負担金についてということで私は質問させてもらっていますが、簡潔に総務のほうにお聞きします。この負担金についての中で第７次行財政改革プランで県単補助の見直しがあるんですけれども、この内容を教えてください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

第７次沖縄県行財政改革プランにおいて、県単補助金の見直しの取り組みの中で、那覇港管理組合負担金の縮小負担金と位置づけております。これは那覇港管理組合、特別地方公共団体である一部事務組合でありまして、組合員みずから主体的に行財政改革に取り組む必要があるということで縮小としているところであります。

事業費関連は常に予算編成時において必要性を確認しながら所要額を措置しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、意味わからん。21世紀ビジョンではこれだけ今那覇港に関する部分は拡大していく。私も管理組合議会内で第２クルーズバースをどうするか、西海岸開発をどうするのかということで予算規模というのは間違いなくふえていく。その中で皆さん、県単見直しは縮小、本当にこれでいいんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　確かに縮小という言葉はございますけれども、我々が縮小という位置づけは先ほど申し上げましたように、事業費と運営費という考え方は区分けをしておりまして、当然に事業費は所要額についてそのときに必要性を確認して措置をしているということで予算的にも伸びてきていたかと思います。ただこちらのほうで縮小という意味合いは組合もやはり一部事務組合として主体的に取り組むような行財政改革というのはあるんだろうということで、そういう意味合いで縮小という打ち方をさせていただいているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これじゃもう縮小は変わらないわけですね。皆さんの財政課の最終意見、今言われた分、その分での見直し最終区分、縮小。これだけ予算がふえるといろんな形でのビジョンがあると言われる中で、行財政改革もやりなさい、岸壁使用料。岸壁使用料ってじゃ幾らあるんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

那覇港管理組合によりますと那覇港における岸壁使用料、また加えて旅客施設使用料、こういった使用料収入がございます。それの全体の合計になりますけれども、平成28年度の使用料収入は約１億7700万円となっております。これは平成25年度比で約1.6倍という状況でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長に聞いてもこれはもう仕方ないですので、知事、岸壁使用料と言っても１億7000万円しかないんですよ。第２クルーズバースやる、200億、300億かかる。先ほど申し上げましたように西海岸開発、4000億はかかるだろうと言われる。港湾道路、これ県の負担分も出てくるはずでしょう。いろんな今上屋にしても、もう老朽化してその建てかえもしないといけない。岸壁の耐震もやらないといけないというようなもろもろを考えると、知事これは縮小ということで県が財政課がやっていることは間違いで、知事としてこれはもう現行に戻すということをはっきり明言されたほうがいいんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時６分休憩

午後０時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私も那覇港管理組合の管理者として皆さん方とそういう中での議論等を踏まえて今の実情をよく承知しておりまして、もう二、三週間前になりますか、今の議論を踏まえて、おっしゃるように見直しをしていくということを担当副知事と総務も含めて今方向性をそのようにしようということで決めております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、ありがとうございます。

我々も管理組合ですので縮小から現行に変えて見直しをしていただけるということは組合の皆さんも喜んでいると思います。私はこの那覇港に関しては縮小という言葉があるんであれば、那覇港に関しては現行というよりも、ちょっと現行でも弱いなという感じくらいなんです。拡大と言ってほしいくらいのものでもありますので、現行ということで評価もしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

次に、離島の航空運賃についてでございますが、県の航空会社に補塡する負担額についてお教えください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

沖縄県では離島航空路線の確保、維持を図るため運航収支に欠損が生じた航空路線については、国及び関係市町村が協調して運航費補助を行っております。直近３年間の補助実績としては、平成27年度は２つの路線に対し約１億800万円、平成28年度は１路線に対し約3000万円、平成29年度は補助予定路線の運航収支がいずれも黒字となったことから、29年度は実績はございません。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　続いて、ＪＴＡさん、ＲＡＣのほうになると思うんですけれども、この航空機購入補助事業というものがありますがこの実績を聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

離島航空路線の確保、維持を図るため不採算路線につきましては国と協調のもと、国75％、県25％の割合で航空機購入の補助を行っております。補助実績につきましては、平成８年度から平成29年度までに14機の購入を支援し、県からの補助総額は約70億円となっております。

今お尋ねのＲＡＣ、琉球エアーコミューターに対しましては、航空機12機、総額約65億円となっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今部長は県の分のお話で70億ということでされましたが、国が物すごい負担をしているんですね。国が約200億の補助をしているということになってくると、私の数字によると12機という形で、260億は国と県の補助でやっているという形のものがあると思う。私はＪＴＡもＲＡＣもいじめようと思っていません。やはり沖縄の翼ですからしっかりとこれからも役割を担ってもらいたいというふうにも思っているものではあるんですけれども、ＪＴＡとＲＡＣのこの近々５年くらいでいいですので収支というんですか損益状況を教えてください。28年度だけでいいです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時10分休憩

午後０時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　ＪＴＡとＲＡＣ両社申し上げます。

平成28年におきましては、当期純利益はＪＴＡにおきましては53億2000万円ほど、それからＲＡＣにつきましては当期純利益は平成28年４億7200万円となっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　少ないのか高いのかわからないですけれども、ＲＡＣに関しては280億の機械の補助をして５億上げているということであれば、僕は還元すべきところもで出てくるんじゃないかなというふうにも思います。部長、特便割引１、３と、１日前、３日前というのがあるんですけれども、これの県内の対象離島御存じですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

お尋ねの割引は那覇―宮古及び石垣、宮古―石垣路線に設定がございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これは私も県はＪＴＡ、ＲＡＣ含めて株主なんですね、県も。非常勤で出ているというところもありますので、ぜひ部長これはＪＴＡさんにもＲＡＣさんが主なはずでしょうけれども、ＲＡＣさんにもこの特割１、３、１日前、３日前のこの割引をぜひ各離島につくってくれんかということを要請すべきだと思うんですけれどもどうですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

御指摘のとおり離島における定住条件の整備という観点からは、交通コストの負担軽減は非常に重要な課題であると認識しております。一方、離島航空路線の確保、維持も非常に重要でございまして、安定的な路線の確保を第一に考えておりますので、航空会社の経営基盤の強化も考慮する必要があると。これらが両立する形で運賃の低減の方向で意見交換していきたいと

考えます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　僕は別にＲＡＣが赤字になれという思いもしていません。いろんな形で補塡をしております。割引のというか県の補塡も。機体も買ってあげていると。ＪＴＡさんは53億も当期純利益を上げる、ＲＡＣさんも約５億近くの純利益を上げるということであれば、これくらい多少の部分はしっかりとやるということを株主であるのであればそれはしっかりとやっていかないといけないというふうに思っていますよ。
　部長もう一つ、離島住民等コストのものがありますよね、負担が。これは久米島、球美の島交流のあれは実証実験ですけれども、どういうふうになるんですかこれから。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。
　久米島につきましては、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業で定義する小規模離島には該当しないのですけれども、人口減少が著しい等の事情がございますので、交流人口も対象に加えてほしい等との強い要望を受けまして、平成27年５月から平成30年３月までの３年間、実証実験として交流人口の航空運賃を約1.5割低減いたしております。この後につきましても、調整して継続の必要性について検討をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　離島はそういう小規模離島と扱われていないですから、1.5倍、15％というのがあるんですけれども、ぜひこれを20％にして県も、20％、30％まで言わないでしょうから、20％にして久米島にも５％を負担してもらうというような提案はどうなんですか。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　御指摘の点も含めて、さまざまな角度から検討していきたいと思います。
　御提言はありがたく受けとめてまいります。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　次に、海洋深層水であるんですが、副知事、この総合事務局から出された中間取りまとめはごらんになりましたか。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　拝見いたしました。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　この成果、久米島の海洋深層水の成果はどのように考えられますか。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　報告書の中では、経済的な効果も高い旨の記述があったというふうに理解をしております。ただ県として対応するからには、過去の経緯もありますが、部署がいろんなところにまたがるということもありますし、それから久米島モデルとして捉えたときには県の21世紀ビジョン基本計画、実施計画もありますので、それと加えて今御指摘の総合事務局の調査報告書をもとに検討していきたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　国もこの成果はあると。これからも島嶼県含めていろんな意味でこの久米島のものは活用できるという評価をしているわけですから、国もこの分での事業は一緒になってやっていきましょうということがありますので、次年度、30年度の予算も概算要求いろいろと出されているというふうに思いますけれども、皆さん30年度の予算にこのことは組み込むべきじゃないですかどうですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　総合事務局の報告書については、評価について３点ほどで評価されておりますけれども、具体的に事業実施ないしは調査事業等に入っていく場合に、これから例えば事業の必要性だとか目的、事業実施主体、財源の問題、運営問題等含めて基本的な課題の整理が必要というふうに認識しております。
　今、概算要求等の時期もちょっと30年度については過ぎておりますので、今後関係機関のほうと庁内のほうで検討しながら久米島町等含めて検討していきたいというふうに考えております。
○當間　盛夫君　ありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後０時17分休憩
　　午後１時30分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　午前に引き続き質問及び質疑を行います。
　大城憲幸君。
　　〔大城憲幸君登壇〕
○大城　憲幸君　皆さん、こんにちは。
　維新の会の大城でございます。
　ちょっと午前中、うちの當間が言いたい放題言いましたので、それへの抗議なのか人数が少ないような気もしますけれども、私からは紳士的に質問を行いますので、また前向きな答弁をよろしくお願いして、通告に従いまして一般質問を行います。

まず１番、児童心理治療施設と学校教育についてであります。

これは昨日も糸満市に建設中の同施設について議論がございました。共通の認識、課題を共有するという意味も含めてまず１点目には経緯と計画概要、進捗状況についてお願いいたします。

２点目についてが議論を深めたいところでございますけれども、設置される御当地糸満市との協議状況についてです。２点、分校の教員配置について、イ、経費負担についてお願いいたします。

大きな２番目には、農林水産業振興についてであります。

農林水産業振興についてはさまざまこれまでも議論をしてまいりました。その延長線上できょうは２点お願いいたします。

まず畜産振興については、平成24年より沖縄21世紀農林水産振興計画が始まりました。28年で前期が終了し、もう後期に入るわけですけれども、これまでの畜産の課題については、これまでの議論の中でも、後期について、畜産部門は大規模な現状調査をしていると、その調査を踏まえて、後期への取り組みに生かしていきたいということがございましたので、それを踏まえまして４点お願いいたします。

まずア、養豚生産基盤の状況と今後の充実強化策について、イ、肥育牛の生産拡大と輸出戦略について、ウ、飼料価格の高どまりへの対策について、エ、獣医師不足への対応についてお願いいたします。

(2)番、青果市場の機能強化についてであります。

本県青果市場は、全国唯一離島県の中央卸売市場として重要な役割を果たしてきましたが、設立から34年が経過し雨漏り等の老朽化が進み、消費者の求めや期待に応えられない状況である。また、アジアの玄関口である本県の特徴を生かした国際物流拠点の形成に向けても同市場の活性化と機能強化は大きく貢献できるものと確信している。同市場の建てかえ整備に関して所見を伺う。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　大城憲幸議員の御質問にお答えいたします。

児童心理治療施設と学校教育についてに関する御質問の中の、児童心理治療施設の経緯と計画概要、進捗状況についてお答えいたします。

児童心理治療施設につきましては、平成27年７月に設置・管理運営法人を選定の上、糸満市等関係機関との調整を進めてまいりました。現在、法人において建設工事を実施しているところであり、平成30年４月の開設を見込んでおります。また、併設する学校形態につきましては、糸満市立の小学校及び中学校の分校を設置することが決定しており、沖縄県としましては、引き続き、関係機関と連携し、開設に向けた取り組みを強化してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の児童心理治療施設と学校教育についての質問で(2)ア、分教室への教員配置についての御質問にお答えいたします。

義務教育諸学校への教職員の配置については、これまで、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、適切に行ってきたところであります。今般、糸満市に設置される予定の児童心理治療施設に併設される分校への教職員の配置についても、学校の特性、児童生徒数及び学級数に応じ、適正な人事配置となるよう、基礎定数に加え、養護教諭及び事務職員を配置する予定であり、児童生徒の途中転入時においても、糸満市教育委員会と連携を密にして対応するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１の児童心理治療施設と学校教育についての御質問の中の(2)のイ、糸満市との経費負担の協議状況についてお答えいたします。

児童心理治療施設に併設する学校教育施設につきましては、施設整備に係る費用の全額を法人へ補助するものとして、今年度予算に約３億9000万円を計上しております。また、学校教育の実施に係る維持管理費等の詳細につきましては、現在、糸満市教育委員会等の関係機関との協議を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、農林水産業振興についての御質問の中の(1)ア、養豚生産基盤の状況と今後の充実強化策についてお答えいたします。

県では、老朽化や環境問題のある養豚施設に対して、沖縄食肉価格安定等特別対策事業等を活用し、ウィンドレス豚舎等の整備を実施してきました。その

成果として、肉豚出荷頭数は増加しておりますが、生産基盤の整備や子豚の事故率低減対策等について引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

県としましては、１、強い農業づくり交付金や畜産クラスター事業等を活用した施設整備、２、沖縄県養豚衛生獣医療体制整備事業を活用した事故率低減の対策などを推進し、養豚生産基盤の強化を進めてまいります。

次に、(1)イ、肥育の生産拡大と輸出戦略についてお答えいたします。

県では、肥育牛の生産を拡大するため、１、肉用牛肥育素牛導入支援事業による肥育素牛導入費の支援、２、沖縄県肉用牛肥育経営安定特別対策事業による経営安定対策の支援等を実施しているところであります。また、県産農林水産物輸出力強化事業により、輸出量や輸出地域の拡大に取り組んでいるところであり、ことしの11月にシンガポールにおいて、石垣牛等の販売会を開催する予定であります。今後も、肥育牛の生産拡大と県産畜産物の海外輸出に取り組んでまいります。

次に、(1)ウ、飼料価格の高どまりについてお答えいたします。

配合飼料は依然高値で推移しており、畜産経営において、価格低減対策は重要な課題と考えております。そのため県では、中城湾港に飼料穀物保管施設（サイロ）を整備し、大型船舶で飼料原料を直接移入し、輸送コスト削減による飼料価格低減を検討しております。中城湾港については、国が大型船舶の入港ができるよう取り組んでいると聞いております。

県としましては、港湾部局と意見交換を行い、飼料穀物保管施設（サイロ）の整備に向け、畜産関係者等と連携し取り組んでまいります。

次に、(1)エ、獣医師不足への対応についてお答えいたします。

現在、県内の産業動物獣医師数は、診療獣医師63名、県農林水産部獣医師67名の合計130名で、沖縄県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書では、平成32年度までに151名確保することを目標としております。

県としましては、産業動物獣医師の計画的な養成と安定確保を図るため、１、産業動物獣医師確保対策事業により、獣医学生を対象とした修学資金の給付、２、獣医関係大学訪問による獣医師の確保、３、インターンシップの積極的な受け入れなどの対策を行っております。

次に、(2)ア、中央卸売市場青果部の建てかえ整備についてお答えいたします。

中央卸売市場青果部は、開設から34年が経過し、補修及び更新が必要な時期を迎えていることから、平成27年度に沖縄県中央卸売市場修繕計画を策定し、計画的な維持保全に努めているところであります。また、県中央卸売市場においては、平成29年度に沖縄県中央卸売市場経営展望（仮称）を策定することとし、その中で、将来的な建てかえ整備についても市場関係者等の意見を収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、児童心理治療施設と学校教育についての中から、糸満市との協議、福祉部長でもいいんですけれども、まず協議をこれまで２年前から同じような議論をしているような気がするんです。協議の結果、確認書を締結していると思うんですけれども、子ども生活福祉部長と県教育長、糸満市の教育委員長、３者の学校教育実施に伴う基本方針確認書、これいつ締結して主にどんな内容を確認したかまずお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

児童心理治療施設については、先ほど答弁もいたしましたが、平成27年からずっとこの間、糸満市と協議をさせていただきました。その中で施設の設備にあわせて学校教育をどうするかということをこの間ずっと議論をさせていただいたところでございます。その中で一定程度の基本的な方向性ということで、昨年の12月14日に先ほど議員が御指摘のように、子ども生活福祉部長、それと沖縄県教育委員会教育長、糸満市教育委員会教育長の３者連名で学校教育実施についての確認書を締結しております。

５点ございまして、読み上げさせていただきます。まず、１点目が児童心理治療施設に学校教育施設を併設すると。２点目としまして、学校形態については糸満市立米須小学校及び糸満市立三和中学校の分校とする。３点目が施設入所者のうち学校教育法施行令第22条の３に基づく、病弱特別支援学校の対象者がいる場合は県立特別支援学校（施設内学級）による教育を実施する。４点目としまして、学校教育施設については沖縄県の補助により社会福祉法人――名前は伏せさせていただきますが――において整備をする。５点目としまして、その他学校教育実施に係る必要事項、

経費負担、施設財産等については児童心理治療施設における教育のあり方検討委員会において詳細を検討するというふうに確認書を締結したところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　きのうも議論がありましたけれども、もう県に押しつけられたみたいな議論もあるようです。ただ、去年12月の段階で糸満市立でやるというのを確認はできているんですよ。ところが、何で今までこんな議論になっているのか。きのうも紹介がありましたけれども、９月28日に糸満市議会は全会一致で附帯決議をつけてあります。教育長かな、きのう読み上げましたけれども、何を求めているのか。ちょっと何を求めているというふうに理解しているか答弁をお願いいたします。簡単に。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時47分休憩

午後１時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

附帯決議は４項目ほどございますけれども、教育委員会の関係で申し上げますと、個々の児童生徒の実態に応じて安定的な教職員の配置と申しますか、あとは精神保健福祉士等の人的配置、人的配置の安定的な配置ということや予算面等々についてのその辺の今後の不安をしっかり対応してくださいという趣旨かと理解しております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　結局大きいのは２点なんですよ。先生の十分な配置をしてくださいよというのが１点。あとは県全体広域からいろんな課題を抱えた子供たちが集まってくるから、それを糸満市教育委員会だけ財政負担するのは不公平だから、財政的な特別な支援をお願いしますよとこの２点なんです。

実は、もう27年７月からずっとこの議論しているんですよね、経過を見ると。新聞報道で平成27年７月４日に出されて、その後糸満市との話のときにも、当時の市長からは県立で求めますよという話になった。そしてその後、さまざまな経過がありますけれども、これきのう議論ありましたけれども、去年の８月に糸満市政が変わりましたので、その後もこちらから説明に行っています、福祉部のほうが。そのときにも何で県立じゃなくて学校は糸満市立の分校なんですかと、これちょっと納得いかないというような議論がありました。そしてその後、市立じゃないといけない理由をさまざま説明はしているんだけれども、現在までなかなか折り合いがつかないわけですよね。それで、基本的には去年の12月に糸満市立の分校でいきますよという確認はできていますけれども、それをもう少し具体的に突き詰めた協議書、確認書が必要なんですよ。さっきあった３者に加えて事業実施をする社会福祉法人を加えた学校教育実施に伴う確認書というのが協議されているはずですけれども、その目的と協議状況をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　現在、確認書というか、施設設置した後に取り交わすということで準備を進めていますが、目的としましては、児童福祉法第48条の規定により行う施設における学校教育の実施に係る必要な事項を確認し、施設に入所している児童（小学生及び中学生に限る）の教育を受ける権利を保障するとともに学校教育の円滑な運営を図ることを目的にということで、法人も含めて４者で確認書を押そうということで現在調整しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　この分校の学校運営の基本的なところを決めてやりたいと、春ごろ私説明を受けたときには、６月に糸満市の学校設置条例をやらないと間に合わないから、６月までにはこの協議書、確認書を締結して、糸満市議会に条例を提案してもらいたいというような説明を受けたんですけれども、そのときも結局これが結べなくてできませんでした。そして、今回もどうしてもということで糸満市議会は、この学校設置については認めたけれども、この肝心の協定書はまだ結ばれてないわけですよね。子供たちの教育を確保する、あるいは学校運営に必要な最低限のものが確認できてないわけです。それはなぜどこで意見が違って結べないのかお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

この確認書のほうには、例えば、教職員の配置ですとか、あと費用のこととかを書いてあります。その分

で、糸満市教育委員会、それと糸満市との十分な調整に至ってないということで、まだ確認書を最終的に確認しているという段階までは来ていないということでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　冒頭言ったとおりで、経過見ると27年７月に新聞報道されて糸満市も聞いてないけれども、糸満市立の分校でやると決まった。ただ結局そこが折り合わずに、当初の予定はことしの春の開設予定だったのが、協定が結べずに１年延びたわけです。今回もこれ以上延ばせないというような状況の中で６月という話がもう９月、10月までなってしまったというところがあるんです。

そこで、やっぱり今一番大きいのは、私は教員の配置だと思っています。教員の配置という意味で、福祉部長お願いしますけれども、心理治療施設運営ハンドブックの中で学校教育の体制についての項目があります。厚生労働省の書かれた注意事項というか、この辺しっかり取り組んでくださいよというのがありますけれども、123ページの学校教育の体制について福祉部長読み上げてもらえますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員の御指摘のように、厚生労働省が発行しています児童心理治療施設運営ハンドブックというのがございまして、そこに当然ながらいわゆる施設の運営ですとか、施設での入所者の生活とか、心理治療等の施設の機能のほかに学校教育の体制についてというところで記載がございます。

教職員の配置の課題ということで、このハンドブックには記載をされていますが、まず読み上げますと、法定の教員数ではとても対応ができない。また入所している子供の中には軽度の知的障害や学習に向かう姿勢がまるで身についていない子供もいる。個別指導が必要な子供も多く、加配や支援員を入れてもらうなど、教育委員会の理解を得ていく必要がある等と記述されております。このような課題があることを踏まえまして、県としましては教育庁、それと糸満市教育委員会等との関係機関との間で本件における教職員配置数の適切な方策について協議を行っているところでございます。

あわせまして、この児童心理治療施設には専門の精神科医とか児童指導員、それと専門の心理士、個別対応の職員等も配置され、児童の状況に応じて常に学校と連携を図り必要な対応ができる体制をとるというふうにもなっています。あわせまして、入所する児童はより重度の知的障害とか精神障害児は対象とはなっていなく、虐待とかいじめ、人間関係等の心理環境の要因から情緒的な問題を有する児童が対象になっているということから、その施設に入所する児童の特性に合った学校教育が確保されるよう、子ども生活福祉部としては、県教育庁、糸満市教育委員会とこの間調整をしてきたところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今概要を説明してもらいましたけれども、最後にはこうも書いてあるんです。新設に際しては教育委員会との協議もうまくいかなかった施設が幾つかあります。福祉と教育の溝は思う以上に深い印象がありますので、地道に十分な協議を重ねる必要がありますということ。

教育長、きのうも議論していましたけれども、もう２年前から教育委員会の言い分というのは、学校教育法施行令22条３項の該当の障害とかという、学校教育法施行令に基づいてしかできないわけですよね。そして区分けをしていくと、文科省の初等中等教育局長通知に基づくこの表で分けていくわけですよね。（資料を掲示）　ところが、福祉の皆さんが言っているのは、今はもうこの区分けによると情緒障害とかというのはもう全部県がやるべきものじゃないに該当するんですけれども、ただいろんな家庭の事情、虐待を受けた子供、あるいは精神的にさまざまな生活環境で問題を抱えた子供というのはいろんな知的も含めてさまざまな複合的なものになって、集団教育できるようなものはないですよというような実態がたくさんあるわけです。そういうようなものを糸満市の教育委員会として見たときに、それをあくまで市の分校ですよと、学校の配置基準についても基準どおりしか配置できませんよというような協定を押しつけようとしても、それは私無理があると思うんですけれども、認識をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今ハンドブック、厚労省のほうでつくったハンドブックで、いかにも文科省と厚労省の何か溝みたいな形で書かれてはいるんですが、市立に押しつけているというよりは、やっぱり児童生徒の状況でまずは分けました。後は今、市の教育委員会さんが不安に思っているのは、この法定の定数で対応できるのかということなのかなというふうに思っております。その辺は基本的には法定定数という形で配置はするんですけれども、それにプラスいろんな養護教諭とかそういうことはやりますが、その辺も含めて

この学校の状況等はまた糸満市ともよく児童生徒の状況も踏まえてしっかり協議を行いながら、議員がおっしゃるようにこれは市立だからうちは知りませんということではなくて、連携して寄り添って一緒に運営できるようにそういう姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　言葉で言えばわかります。ただそれを糸満市は協議書で言葉で確約してほしいんですよ。何名つけなさいじゃない。あくまでもこれまで今県が示しているのは多分基礎定数というものが入っています。そうじゃなくて、やっぱりそういうケース・バイ・ケースいろいろあるものですから、それは定数の緩和とか特別な加配等、充実した人的支援等を行いますよというふうにやればいいんです。そしてそれを室長クラスの皆さんが汗を流しているんでしょうけれども、やっぱりもう来年、あと半年もない時期にこういう基本的な確認書も結べていないというのはこれ異常事態ですから、私は今教育長のリーダーシップが必要だと思うんです。２点、今言う教員配置についてはしっかり向こうが納得できるような文言を誠意を持って調整してほしい。そして、教育長まだ糸満にこの件で行ったことがないと思うんですけれども、教育長がリーダーシップを持って出ていってほしいと思うんですが、再度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ただいまの件は、よく糸満市の教育委員会ともしっかりお会いをして先方の意見も聞きながら、どういうふうな形がいいのかというような事務的にということではなくてしっかりお互いで話し合って結べるように努めてまいりたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　お願いします。

最後に、少しほかの県立でやっている県の声がありますので紹介しますけれども、これ島根県の例です。やっぱり集団としての授業は成立しませんよと、この分校は。そして、埼玉県の例で行くと、学力の差が余りにも大きいため通常の授業が厳しいと。虐待を受けた子供を想定したけれども、やっぱり複合的な障害があって教科指導は大変厳しいと。配属された教職員がまいってしまっていると。そういうような具体的なもう10年以上やっているところの声があるものですから、やっぱりそれを聞くと糸満市としてもきちっと協定書の中でそれは保証してくださいという声が出るのは当然のことだと思うんですよ。それは先ほど教育長あったようにリーダーシップをとってまとめていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

少し時間かかりました。あとは経費負担についてもこれ福祉のほうなんでしょうけれども、３億9000万組んでいるというんですけれども、佐賀県がちょうど来年30名同じ定員で４月に開校する予定なんですけれども、向こうの予算が６億とか、あるいは備品の準備費だけで4000万とか、そういう声が聞こえてくるものですから、今この約４億の建設費あるいは備品費等の準備で十分だと考えていますか。そしてもし足りなかった場合にはもう完全に全て対応するという考えでよろしいですか。お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　ちょっと他県の状況はしっかり把握はしていませんけれども、まず、建設に必要な費用、いわゆる学校教育施設のものを３億9000万と言いましたけれども、それ以外に当然ながら本体施設について県としては助成をしているところでございます。あわせて、学校当初の教育備品についてもこの間糸満市教育委員会とずっと調整をしてきていまして、例えばパソコンですとか電子黒板ですとか、あと学習支援ソフト、いわゆる必要なイニシャルコストというんですか、最初に必要なものについてはしっかり糸満市教育委員会の意見を聞いて費用を積み上げてきたところでございますので、開校当初は十分大丈夫なのかなと思っております。

ただ一方、急に例えば多くの予算が必要なものがあった場合には、協議の中でやっていきましょうということでこの間ずっと調整をしてきていますので、しっかりその辺については取り組みを進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　その辺も前から担当はそうは言っているんですけれども、今まで向こうと折り合いがつかなかったというのはやっぱりまだ十分な説明、誠意が伝わってない、通じていないと思うんですよ。特にもう当初から福祉部のほうも地方交付税で交付税措置するからと2500万の交付税措置があるから十分なんだという話をしていますけれども、糸満市のスタンスというのは、これ通常の分校の交付税措置であって、この学校というのはやっぱり特別な支援を要する子供たちが入所する施設、その分校だから地方交付税制度による措置というのはよく見えないという話もあります。それは次年度以降、本当に具体的に必要な分が足りないというような場合には責任を持って補助金なりで対応しますよというような、もう少し踏み込んだ説

明と誠意が必要なんじゃないかなと思いますので、その辺について再度どうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　この施設、分校が設置されることによって地方交付税の財源の保障がされることになっています。ただ一方、どのくらいかかるかというのがまだはっきりわからないところがありまして、現行今の見込みの中では、財源保障分で大丈夫だろうというふうなことを言っていますけれども、それ以外にかかるものがあった場合にどうするのかという話がございます。そこについてはしっかりまず使ってみて、費用がかかるのをまず見て、それでそれを上回るようなものがあったらそこはしっかり協議していきましょうということでお伝えをしておりますけれども、その辺についてはまだしっかり確約がとれていないというところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　基本的には教育委員会の話したことと一緒で、もうあと半年切っていますので、子供たちももう控えているはずですから、そこはしっかり対応、誠意を持ってお願いいたします。５分切りました。

大好きな農林水産部長、よろしくお願いします。

養豚ですけれども、豚肉の出荷頭数はふえていますよと言うけれども、微増ですよね。31万頭ぐらいにはなったのかな、今度は。そういう意味では、畜産の105基金の影響ですか、さっき話したのは。そういうものもあると思うんですけれども、やっぱり前から言っている肥育豚舎中心に公設民営的なものが私必要だと思うんですよ。その辺について、今個人個人であるいはそれぞれの企業で基盤を整備しなさいという姿勢は変わらないんですか。その辺再度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　団地等については、実は沖縄県養豚生産対策推進協議会が平成27年に設置させてもらいましたけれども、そこのほうでも技術的なもの、あるいはハード的な整備等もちょっと検討させてもらっております。実は、29年２月に第５回目の協議会の中で具体的に今議員がおっしゃるようなものについて含めて増頭に向けての議論ということで、２つほど整理させてもらったようです。

まず１つ目に、子豚を含めた事故率の低減、ひとつこちらのほうが大きいということもあります。先ほど言ったように、肉豚についての施設整備なんですけれども、当然こちらのほうの施設整備については必要であるというような認識です。ただ、初期投資がかなり大きいというようなことを含めて、老朽化や環境問題等による新たな施設整備や改修の必要性を挙げていらっしゃるようです。ですから、まず我々のほうとしては事故率をどういうふうに落としていくのか。その中で施設整備は当然必要だと思っておりますけれども、団地そのものが全てを解決するわけではなくて、当面やっぱり18％程度ある事故率を13％程度に落としていけば今の繁殖豚等を含めると目標の44万頭については可能性はあるというような意見交換がされたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　今、母豚１頭当たり沖縄の農家は13頭しかとり切れておりませんと。本土の平均は18頭ですと。だからもっと頑張れば40万頭いけるよという今話なんですけれども、何で13頭しかとれていないんでしょうね。農家が努力不足なんでしょうか。その辺はどう認識していますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　１つには衛生面、零細な農家が依然として多いというようなところもありまして、そこら辺について、家畜衛生保健所を含めて衛生の指導を中心に今行っているところでございます。そちらについては１つ事業がありまして、沖縄県の養豚獣医医療体制整備事業について、こちらのほうで地域ごとのプログラムを作成する、いわゆる地域衛生農場プログラムを作成していただいて、27年度が南部地域のほうで14農場、28年度で南部地域のほうで20農場、北部地域農場で14農場で衛生指導を行っているところでございます。そのときに平成27年度の南部の平均ですけれども、これが事故率が9.6％のところ28年度は8.3％のほうに改善させてもらってます。

そういうことで、やはりいかに事故率を落としていくのかということで、特に養豚に関する獣医師が非常に不足しているということもあるものですから、その辺については獣医師を確保するというふうなことで事業も28年度から実施させてもらっているところです。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　１つは、私はこの13頭の原因というのは20年種豚を制限していますよね、ＯＳＱＢを入れないということで。やっぱり種豚を制限することによって能力、豚の能力が低いんじゃないかというのを私が思っている一つと、もう一つは今言う衛生ですよ。衛生イコール施設なんですよね。沖縄の零細農家のものというのはもう古いですし、全部母親から肉豚

まで一緒のようなところもある。だけれども、県が示しているとおり、繁殖農家ですよ、育成農家ですよ、肥育農家ですよ、そういうふうに使い分けている企業養豚なんかはもうどんどん成績を伸ばしているわけです。ただそれを個人の農家にやりなさいと言っても無理ですから、私はやっぱりずっと言っているように、きちっと公設民営で10万頭ぐらいの肥育農家は１カ所に集める。そうしないと向こうでも農家で地域の同意をもらいなさいと言っても、今もう北部でも養豚場の建設の同意というのは地域からなかなかもらえないですよね、農家は。だから、そういう意味での必要性というのを改めて申し上げてこの件は進みます。

時間がありませんので、肉牛のほうの議論をさせてください。

今度、台湾側の輸入が始まったんですよね牛肉の輸入が。その辺についてどのように受けとめているか、あるいはこの肉用牛の出荷状況についてちょっと逆に減っているんですけれども、その辺改めてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

９月22日付で国内の台湾向けの牛肉出荷が条件つきで承認されました。その輸出条件ですけれども、１つに、30カ月以下で屠畜された牛肉、それとＨＡＣＣＰ方式の衛生管理を実施している食肉処理施設で処理されたものということですけれども、その条件の中で国内では29施設があるようです。ただし、今回の沖縄の県内にある食肉処理施設は該当しないということですので、残念ながら解禁はされましたけれども、県内のほうからは出荷がちょっと今現状では厳しいということです。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ずっと言っているように、人口がこれだけふえて観光客が倍になりましたけれども、肉牛の出荷頭数、肥育牛の出荷頭数というのは平成24年の4300頭から毎年毎年減ってきて3300頭まで来ているのです。子牛の出荷は３万頭以上あります。その１割も肥育牛で出荷できないというのは、やっぱりそこは本当の意味での観光産業を生かし切れていないというふうに考えるんですけれども、この肥育出荷の減少についてはどう考えて今後どう伸ばそうと思っていますかお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　議員がおっしゃるように、平成28年度は3378頭ということで少し減少傾向にありますけれども、その背景については素牛の価格が高いというような状況があるかと思います。それと県内の中での肥育牛の施設が少し狭いというかその辺もありましたので、平成28年度にＪＡの石垣のほうの牛舎を100頭規模で増設をやったところがあります。そういう面で少し価格の面で肥育のほうは非常に厳しいということがありまして、平成29年度から肉用牛肥育素牛導入支援事業を実施しております。こちらについては平成29年度で513頭の支援を予定しておりますので、その辺も含めてしっかりやっていきたいというふうに思っております。

もう一つ、沖縄県肉用牛経営安定特定対策事業いわゆる牛マルキンですけれども、こちらについては特に沖縄については素畜費とか枝肉価格、あるいは家族労働費が全国に比べてやっぱり違うというようなことがありまして、平成28年度から地域算定というようなことを含めて、しっかり経営安定対策のほうにも地元の事情が反映できるような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　最後に、富川副知事、アジア経済戦略構想と言えば富川副知事ですので所見を伺って終わりますけれども、今言ったようにせっかく2300万人の台湾が16年ぶりに輸入を始めた。鹿児島、宮崎は先月もう出荷していますよ、十何頭と。そういう中で沖縄県内への肥育を沖縄の牛を食べさせる仕組みも弱いし、県外への出荷というのは去年は1700キロしかないですよ、輸出牛肉は。やっぱりそこはしっかり足腰強くしなければいけないなというのが一つと。もう一つは市場の話です。市場も今議会でもありましたけれども、ＡＮＡの物流ハブ事業を進めようとしたら、農水産物の安定供給できなくて物が伸び悩んでいますよという話もある。やっぱりそれはどんなに物流センターをつくってもこういうのをつくっても、沖縄のすばらしいもの、第１次産業が強くならないと送るものがないという話になってしまうわけです。だからそこはどうしても並行してやっていかないとこのアジアのダイナミズムですか、それを取り入れて沖縄を自立に導くというようなものがこの１次産業から壊れてしまう危機を私感じているんですね。少しそれを含めて所見を伺って終わります。

お願いします。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　県内の畜産、あるいは農業の促進も非常に重要な課題だと認識しております。その上で、アジア経済戦略構想では、できれば沖縄ものを巨大なアジアに進展させていきたいということでア

ジア経済戦略構想、各論はまた部長が御存じかと思うんですが、幾つか可能性があるものを挙げてみますと、今コールドチェーンということで冷凍したものを沖縄産も特に――今の視点から言うと沖縄産ですが――中国とかそういうところに展開する兆しがありますので、まず沖縄ものを先にやっていくようなところをちょっと検討してみたいと思っています。

それから、アモイとは今ＭＯＵを結んで迅速な通関ということでやっているわけですが、そこも食品加工も含めて展開できればと思っていまして、まず確かにおっしゃるように県が取り組むべき方向としては、域内の農業の促進ということでありますので、厳しい状況は今伺いましたけれども、今検討しておりますので、今後とも引き続きそういう県内の農業が発展できるような方向で展開していきたいと思います。

○大城　憲幸君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

日本共産党の瀬長です。

一般質問を行います。

10月10日公示、22日投開票の解散総選挙で建白書実現を求める大多数の県民の願いに応える、４小選挙区、オール沖縄４人全員勝利のために頑張る立場から、選挙の最大の争点ともなります、辺野古新基地建設を阻止するために質問を行います。

８月16日から24日まで、オール沖縄第２次訪米行動が行われ、私は初めて参加しました。訪米の目的は１つ、辺野古の自然を破壊する新基地建設反対、２つ目、高江でのヘリパッド建設と運用の停止、３つ目、普天間基地の閉鎖・返還を求める沖縄県民の民意を伝え継続的に連携・連帯行動を展開する仲間のネットワークを構築することにありました。今回の訪米団は、伊波洋一団長、糸数慶子副団長の両参議院議員と、比嘉京子県議をチームリーダーに、新垣清涼県議、新垣光栄県議、亀濱玲子県議、比嘉瑞己県議の６名の県議チーム、労働組合、環境、女性、若者の５チームで構成されました。議員チームはアジア太平洋系アメリカ人労働連盟（ＡＰＡＬＡ）会長への決議採択の要請、米国連邦議会議員事務所訪問での要請行動とジュゴン裁判原告団体や環境浄化の研究者、バークレー市議会訪問、米軍基地視察、世界人権理事会特別報告者との意見交換、北米沖縄県人会との交流など多彩で重層的な行動を展開し、所期の目的を達成し多くの成果を上げることができました。

訪米行動の成果を踏まえて質問します。

(1)、県民の非暴力の闘いは、世界的評価と共感を呼び、米国バークレー市議会やＡＰＡＬＡ労働連盟大会、退役軍人の会など沖縄県民との連帯や支援決議が採択されるなど、辺野古新基地反対、沖縄県民に対する支援の輪が世界的規模で広がっています。沖縄県の多言語のホームページ作成、情報発信の努力も成果につながったと評価します。世界的に基地問題への理解が進展しています。その点で見解及び今後の世界に対する情報発信強化について伺います。

(2)、世界的に著名な個人・団体などを沖縄に招き、正確な事実を理解してもらい、世界規模の協力網を構築することが重要ですが、見解を伺います。

(3)、ワシントン事務所設置の成果、今後の知事訪米計画、沖縄支援のネットワーク構築への取り組みを伺います。

質問２、戦争の実相を継承する平和教育、戦争資料や戦争遺跡等の保存整備・活用について。

(1)、チビチリガマ損壊事件は県民に大きな衝撃を与えました。戦争体験者・語り部の減少で戦争体験を伝える取り組みが弱まっていないか。戦争の風化とともに戦争の史実をゆがめる右傾化した風潮の中に青少年も影響を受けているのではないかと気になります。今回の事件の背景などに対する見解を伺います。

(2)、2007年９月29日、歴史教科書での集団自決・強制集団死の強制性記述回復を求めて11万人以上が参集した県民大会開催から10年が経過しました。戦争を二度と繰り返さないとの誓いは、オール沖縄の源流であり、沖縄戦の教訓を正しく後世に継承する重要な課題です。沖縄県として強制集団死があった事実及び歴史教科書の軍の関与や軍による強制性の記述復活、その実現への見解を伺います。

(3)、沖縄県内在住の戦争体験者、戦後生まれの人数、比率を伺います。

(4)、学校における沖縄戦の実相を学ぶ平和教育の強化が求められていると考えます。平和学習の取り組み状況と課題、平和学習強化への見解を伺います。

(5)、戦争遺跡等の保存整備状況を伺います。

(6)、平和祈念資料館など、戦争資料を展示する施設の状況について、入館者数、学校教育での活用状況などを伺います。

(7)、県外からの平和学習を位置づけた修学旅行の状況と推移、課題を伺います。

質問３、９・11同時テロ前後の観光・県経済への影響と入域観光客の推移、民間交流で平和を構築することは重要と思いますが、見解を伺います。

質問４、台風18号の被害状況と対応策を伺います。

先日、玉城武光県議と被害調査で宮古島市に行き、農林水産部、宮古島市役所、ＪＡ職員から説明を受けました。牛肉の競りが応急処置で開催された状況や、サトウキビ倒壊、クルマエビ養殖への被害など調査いたしました。農家の損害への対応を急ぐ必要があります。台風18号の被害状況と対応策を伺います。

質問５、農業振興について。

(1)、新規就農者支援事業の状況と成果、定着率や課題を伺います。

(2)、ＴＰＰ、ＥＰＡの対応について。

ア、沖縄農業への影響調査結果を伺います。

イ、農家を守るため、政府に交渉からの離脱、締結断念を求める考えはないか伺います。

質問６、学童保育事業について。

(1)、学童クラブの状況及び施設整備の推移を伺います。

(2)、保護者負担軽減策の実施状況と成果を伺います。

(3)、支援員の待遇改善・正規化、雇用保険加入、平均給与など改善の成果を伺います。

質問７、工芸の杜（仮称）の準備状況及び歴史的価値ある古物・工芸品収集等の取り組みを伺います。

質問８、世界のウチナーンチュネットワーク構築事業並びに世界のウチナーンチュの日、10月30日を迎えます。その取り組み状況を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

世界のウチナーネットワーク強化推進事業等についてに関する御質問の中の、世界のウチナーンチュの日の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、昨年の第６回世界のウチナーンチュ大会において、10月30日を世界のウチナーンチュの日として制定しました。世界のウチナーネットワーク強化推進事業は、世界のウチナーンチュの日を中心にさまざまな取り組みを実施し、その普及・定着を図ることで、ウチナーネットワークの継承・発展を一層強化、推進することを目的としております。具体的な取り組みとして、世界のウチナーンチュの日を祝う祭典を催すほか、メディアを活用した広報、移民の苦労や功績を描く舞台公演、移民の歴史や海外のウチナーンチュの生活について学ぶ出前講座等を実施いたします。国外では、県人会が実施するイベントに県から芸能団を派遣するほか、ペルーにおいて行われる第６回世界若者ウチナーンチュ大会と連携して討論会を実施いたします。また、移民に関する歴史や各国の県人会に関する情報発信に加え、国内外の県人会を初めとするウチナーネットワークの担い手が活発に交流できるホームページを構築し、その活動を支援してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、辺野古新基地建設を阻止することについての御質問の中の(1)、沖縄の基地問題の理解の進展と今後の情報発信についてお答えいたします。

辺野古新基地建設問題については、非暴力の取り組みで軍事化や米軍基地に反対するオール沖縄会議の活動を初め辺野古新基地をつくらせないという沖縄県民の民意が、あらゆる場面を通じて発信されてきたものと考えております。その結果、国内外においてさまざまな沖縄を支援する団体の活動や、沖縄県民との連帯の輪が広がりつつあることについて心強く感じております。県においても、辺野古に新基地をつくらせないという知事公約の実現のため、あらゆる機会を捉えて情報発信に努めてきました。今後も、辺野古新基地建設に反対する県民世論及び県の立場を伝えるべく、国内外に強く情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、１の(2)、著名な個人・団体との協力網構築についてお答えいたします。

県は、辺野古に新基地をつくらせないという知事公約実現のため、沖縄への支援や沖縄県民との連帯の輪を国内外に広げることは重要であると考えております。そのため、県としては今後も、辺野古新基地建設に反対する県民世論及び県の立場を伝えるべく、国内外に強く情報を発信してまいりたいと考えており、御提案のある著名な個人・団体等を招くことも含め、国内外に向けた効果的な情報発信方法を検討してまいります。

次に、１の(3)、ワシントン駐在の成果と知事訪米についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、沖縄の基地問題に関連する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割とし、これまでに米国連邦議会関係者、米国政府関係者等、延べ610人の方々と意見交換等を行い、知事の考えや沖縄の正確な状況を説明し、理解と協力を求めております。

今後の知事の訪米計画につきましては、辺野古新基地建設問題をめぐるさまざまな状況等を勘案し、時期や活動内容について検討してまいります。

次に、４、台風第18号の被害状況と対応策について(1)、台風18号の被害状況と対応策についてお答えいたします。

台風第18号の被害状況につきましては、人的被害はありませんが、宮古島市において、住家被害が床上浸水７件、床下浸水４件、一部損壊８件生じたほか、公共施設の駐車場屋根破損１件、シャッター損壊１件などが報告されております。農作物等の被害については、主に宮古島市で発生し、被害額は９月21日時点で約６億5883万5000円と報告されております。災害対策については、宮古島接近時の最大瞬間風速が70メートル以上と予測されたことから、暴風警報発表前の９月12日17時に県災害対策本部会議を開催し、台風の予想進路及び規模等を確認するとともに、県民に対し、暴風や大雨に十分警戒すべきことを呼びかけたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　２の戦争の実相を継承する平和教育、戦争資料や戦争遺跡等の保存整備・活用についての御質問の中の(1)、チビチリガマ損壊事件についてお答えします。

沖縄戦の実相を伝える読谷村の戦争遺跡チビチリガマを、次の世代である少年たちが損壊したことを大変残念に思っています。戦後72年を経て戦争体験者が減少し、沖縄戦の記憶の風化が危惧されております。悲惨な沖縄戦の歴史を正しく継承していくため、沖縄県では、沖縄全戦没者追悼式の開催及び平和宣言、平和の礎への刻銘、戦争体験者の証言映像の収録、平和学習等を実施しております。今後も、沖縄戦の実相を正しく後世に伝えるよう努めてまいります。

次に、２の(3)、県内在住の戦前、戦後生まれの人数及び比率についてお答えします。

平成27年に行われた国勢調査において、沖縄県内に常住している方は約143万人となっております。

平成27年が戦後70年であることを踏まえ、70歳以上の方を戦前生まれとみなし、人数及び比率を推計したところ、戦前生まれの方が約20万人で約14％、戦後生まれの方が約122万人で約86％となっております。

次に、２の(6)、平和祈念資料館などの活用状況についてお答えします。

沖縄県平和祈念資料館の入館者数につきましては、平成28年度は37万2502名で、そのうち学校等の入館者数は24万6240名となっております。学校教育での活用につきましては、各学校現場と連携した平和学習の取り組みについて、館内見学とあわせて、資料の貸し出し、平和講話の活用、教員向け研修等を実施しております。また、その他民間等の施設においてもおのおのの施設の設置目的のもと、戦後72年を経た今日、沖縄戦の実相を伝えていく取り組みを行っているものと考えております。

県としましては、今後とも恒久平和の樹立に寄与できるよう平和行政の推進に努めてまいります。

次に、６、学童保育事業についての御質問の中の(1)、放課後児童クラブの状況及び施設整備の推移についてお答えします。

平成29年５月１日現在の放課後児童クラブ数は403クラブで、前年度と比較し30クラブ増加し、登録児童数は１万7450人で、前年度と比較し1949人増加しております。また、小学校等の公的施設を活用したクラブは150クラブで、前年度と比較して12クラブ増加しており、割合は37.2％となっております。

次に、６(2)、保護者の負担軽減策実施状況と成果についてお答えします。

放課後児童クラブに係るひとり親世帯等に対する利用料負担軽減については、平成29年５月現在、20市町村が実施しております。平成28年度は、14市町村が135クラブの774人に対し助成を行ったところであり、県では引き続き市町村と連携し、利用者の負担軽減に努めてまいります。

次に、６(3)、放課後児童支援員の待遇改善についてお答えします。

平成28年度に県が実施した調査において、県内の放課後児童クラブの常勤職員の割合は48.4％、常勤職員の雇用保険の加入割合は90.7％、給料月額平均は15万9000円となっております。平成27年度以前の調査においては、対象職員の定義が異なることから、比較できる統計がない状況であります。県においては、放課後児童支援員等の処遇改善はクラブの質の向上や人材確保の観点から重要だと認識しており、平成28年度は13市町村の208クラブに対し賃金改善の経費補助を行っているところであり、引き続き市町村と連携し、職員の処遇改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の戦争の実相を継承する平和教育、戦争資料や戦争遺跡等の保存整備・活用に

ついての御質問で(2)、歴史教科書の記述についてお答えいたします。

高校歴史教科書検定については、平成19年９月に県民大会が開催され、その趣旨を踏まえ実行委員会等が政府及び関係団体へ検定意見の撤回等を要請いたしました。その結果として、高校歴史教科書の訂正申請が承認され、広い意味での日本軍の関与の記述が回復されるとともに、沖縄戦における集団自決の背景の説明や県民大会についての記載がなされており、高校生がこれまでと同様に学習ができているものと考えております。沖縄戦の記述に関する教科書検定については、今後とも国及び文部科学省の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、２の(4)で、平和学習の取り組み状況等についての御質問にお答えいたします。

戦後72年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。

県教育委員会としましては、平和教育を県の教育主要施策や学校教育における指導の努力点に位置づけており、各学校では、各教科や道徳の時間はもとより、慰霊の日に向けた特設授業を展開するなど、学校の教育活動全体を通して行っております。課題といたしましては、戦争体験者の減少による講師の確保や教員の指導力向上などが挙げられます。これらの課題を踏まえ、平和学習に関する教材を提供するポータルサイトの開設や、初任者研修で戦跡めぐりを新たに実施するなど、平和教育の充実に努めております。今後とも、児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、平和教育を推進してまいります。

次に、同じく２の(5)、戦争遺跡の保存整備状況についての御質問にお答えいたします。

戦争遺跡につきましては、南風原町教育委員会が町指定史跡である南風原陸軍病院壕を平成18年に整備を実施し、平成19年から公開・活用が図られています。また、文化財指定はなされていないものの、整備活用されている戦争遺跡としましては、豊見城市の旧海軍司令部壕、南城市糸数のアブチラガマ、八重瀬町のクラシンジョウの壕・ヌヌマチガマ、糸満市の轟の壕などがあり、修学旅行生等の平和教育等に活用されております。

戦争遺跡の保存整備や活用については、遺構の保存状況により、整備や活用のあり方も異なり、指定文化財や公園整備の中での保存活用もあり、未指定文化財のままでも活用されているものもあります。また、戦争遺跡はガマなど当時の状況を伝えるためには過剰な整備を避けることも必要で、実態に合わせた保存整備や活用が望まれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、戦争の実相を継承する平和教育、戦争資料や戦争遺跡等の保存整備・活用についての御質問の中の(7)、県外からの平和学習を位置づけた修学旅行の状況と推移、課題についてにお答えいたします。

県では、県外からの修学旅行について、目的別の調査は行っていないことから、平和学習を実施した学校数そのもののデータはございませんが、修学旅行全体の学校数と生徒数につきましては、平成17年からおおむね2500校前後、40から45万人で推移しており、平成28年は2514校、44万2113人となっております。沖縄の修学旅行における平和学習では、主に平和祈念資料館等の施設見学やガマへの入壕体験等が行われております。課題としましては、戦争を体験した語り部の減少や平和学習メニューに対するニーズの多様化への対応、入壕体験の際の安全対策などがあります。県では、宿泊や交通、観光施設など13の団体で構成する沖縄県修学旅行推進協議会のもとに平和学習分科会を設置し、案内ガイドの人材育成や県内学生との交流型の平和学習等のメニューの開発、入壕体験時のヘルメット着用等の安全対策など、課題解決に向けて取り組んでおります。

次に、３の９・11同時テロ前後の観光・県経済への影響等についてにお答えいたします。

平成13年９月11日に米国で発生した同時多発テロ事件により、本県の観光産業は大きな影響を受けました。修学旅行のキャンセル等により、前年に比べて入域観光客数は約８万8000人、率にして1.9％の減少、また観光収入は約402億円、率にして10.6％の減少となりました。観光産業は平和産業と言われており、民間交流により平和を構築し、国際関係の安定を図ることは本県の観光振興や経済発展に重要であると認識しております。

そのため、県では沖縄観光の魅力を国内外に広く発信することにより、観光誘客等の民間交流を促進するとともに、海外の県系人子弟の短期・長期の受け入れ交流や、県内高校生・大学生の海外県人会等への派遣交流に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、農業振興についての御質問の中の(1)、新規就農者支援状況と成果、定着率及び課題についてお答えいたします。

県では、新規就農者育成・確保のため、一括交付金等を活用した沖縄県新規就農一貫支援事業による農業施設・機械等の整備支援、及び農業次世代人材投資事業による資金の交付などを実施しております。当該事業における平成28年度の事業実績としては、476名の新規就農者に対し支援を行い、営農定着率は、98.5％となっております。新規就農者においては、早期の経営安定が課題となっていることから、栽培及び経営技術の継続した支援が重要となっております。

県としましては、今後とも、市町村等関係機関と連携し、新規就農者の育成・確保に取り組んでまいります。

次に、(2)ア、ＴＰＰ、日ＥＵ・ＥＰＡについてお答えいたします。５(2)アと５(2)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

ＴＰＰ及び日ＥＵ・ＥＰＡ等経済連携における、関税の即時撤廃や段階的な削減、輸入枠の拡大等が実施された場合、本県農林水産業において長期的にさまざまな影響が懸念されます。そのため、県はことし８月に、国などに対し、１、日ＥＵ・ＥＰＡの大枠合意による本県の農林水産業への具体的な影響について、十分検証した上で早急に公表すること、２、農業者が安心して経営を継続するため、中長期的な万全の対策を講じることなどについて要請してまいりました。

県としましては、今後の国会の議論や国の対応状況を注視するとともに、関係団体と連携の上、時期を逸しないよう、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　７、工芸の杜の準備状況及び歴史的価値ある古物・工芸品収集等についてにお答えいたします。

豊見城市に整備を進めている工芸の杜については、平成28年度に用地取得及び基本設計を終了し、平成29年度は実施設計及び工芸品の展示に関する設計を実施しているところであります。工芸の杜は、人材育成や商品開発、工芸従事者と県民や観光客などが交流する場としての機能を有した、工芸産業の振興のための施設であり、歴史的価値のある古物・工芸品を収集することは想定しておりません。なお、工芸の杜では、沖縄工芸の歴史や現代のライフスタイルに合った作品を展示する計画となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうもありがとうございました。

沖縄戦の関係で、実は損壊事件を受けて新聞投稿に、こういう記事がありました。戦争体験の継承の努力の弱まりを反省したと、こういう立場からでありました。その戦争体験、あるいは戦争のそういった遺跡に対する努力、これを本人がそういう観点で投稿がありました。

沖縄県として、そういう事件を受けた際に率直にどういうふうな思いを受けたのか伺いたい。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　今回は、沖縄戦の実相を伝えるチビチリガマが損壊を受けたということで、大変驚きと、私どもも非常に残念だなということを強く感じました。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　学校教育の中で、なかなかそういった戦争体験の継承、語り部が少なくなっているという状況のもとは理解しますが、それにしてはいわゆる学力向上というふうな学校を挙げて取り組むような課題と違って、別次元の意味でこの戦争体験を学校教育の中でどう位置づけていくのかと、先ほど報告ありました。それは指針としては位置づけられています。私は率直に言うと、そういった取り組みが弱まっているのではないかと。

教育長、現実にこの間の推移としてどういうふうな形で受けとめているのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今回のチビチリガマの損壊事件に関しましては、大変残念であります。

学校教育での取り組みが弱まっているんじゃないかということをさまざまな方面から指摘されておりますけれども、学校教育でも戦争体験の継承という意味で授業の中でもそうですし、特別活動でもやっております。また何よりも児童生徒に戦争について沖縄戦等について教える立場にある先生方も実体験を伴っているわけではないわけです。そういうこともありまして、戦争遺跡をめぐって、そこでは語り部の方から講話を受けたりとか、そういうことをして教科書というかそのものだけではなくて、そういう話も聞いて身に入れて子供たちとも話ができるようにしようという努力はしているつもりでございます。

確かに個人的なことで恐縮ですけれども、私も、自分は親からはやっぱり戦争の体験談というのはいろんな場所でよく聞かされました。南部の戦跡を回ると、

ここでどんなことがあったんだとか、後は例えば家族が機銃で追われてばらばらになったですとか、グラマンに追われてパイロットが見えるぐらいの低空で機銃掃射を受けたとか、そういう体験が、やっぱり体験した人のお話というのと、それをまたその次の世代、私どももそうなんですけれども、そこの世代がまたその子供に伝えるというのはなかなか難しいところがあるなと。それは時の経過というのがある中で、いかにしてそういう沖縄戦というのがどういうものがあったというのを伝えていくのは非常に難しいことではあるんですけれども、そういった中でも学校でも先生方の研修とかその辺のもので指導力も確保しながら努力してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　戦争体験の継承という点ではぜひ今後も努力していただきたい。県外からの平和学習を位置づけた修学旅行、先ほどデータとしてはないと。実態としては一定押さえているのかなと思いますが、平和ガイドの民間団体がガイドをして頑張っているという情報を含めていいますと、こういうガイドは修学旅行はどこに行っていたりというふうなことを掌握されているのであれば伺いたい。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　平和祈念資料館とかそういった戦争に関する資料を展示・陳列している場所、あるいはそのガマとかそういった自然で戦争を学べるところを回っているというふうに理解をしております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　県外の修学旅行はガマに入る、そういった戦争体験というか追体験ができるという意味で、この戦争遺跡を重視されています。ちなみに県内の学校の中で、そういった追体験を重視した取り組みの状況を掌握されているのであれば伺いたい。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

平成28年度の状況でございますけれども、フィールドワーク等を実施した学校につきましては、県立高校で32校、あとは特別支援学校は７校、あと小中学校につきましては、小学校が27校、学年数でいうと134というふうになっております。中学校は28校、学年数は136、ほとんど一緒ですが、フィールドワークを実施した場所は地域のガマでありますとか、北部から中部の戦跡、そして南部の戦跡や平和祈念資料館の利用などとなっています。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ぜひ地域にある近くの壕、何も大きな整備された壕に限らずそういった掘り起こし含めた位置づけで今後も頑張っていただきたいと思います。

歴史教科書記述の問題で、この県民大会に関して当時もう10年前ですが、どういうふうな県あるいは議会はかかわりがあったのか伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　実行委員会には、教育委員会は入っていなかったと思いますが、ただ大会にはかなりの方が参加されていたと、教育長も参加されていたと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　全ての市町村長あるいは議会で議決を経て、そういった県民大会、過去、復帰後最大規模の集会があったと。それの背景にあるのが大事だと。

先ほど答弁の中で、軍の関与の記述を復活したし、学べていると。あの当時に問題になったのは、軍の関与は当然それも削除されたことは抗議の怒りでしたが、軍命によってそういうふうな状況に追い込まれたというふうなことが大問題になったかと思います。その点で皆さんの大会・決議にかかわった実行委員会に県を挙げてかかわりました。その一文を読み上げますが、「教科書は未来を担う子供たちに真実を伝える重要な役割を担っている。だからこそ、子供たちに、沖縄戦における「集団自決」が日本軍による関与なしに起こり得なかったことが紛れもない事実であったことを正しく伝え、沖縄戦の実相を教訓とすることの重要性や、平和を希求することの必要性、悲惨な戦争を再び起こさないようにするためにはどうすればよいのかなどを教えていくことは、我々に課せられた重大な責務である。よって、沖縄県民は、本日の県民大会にお

いて、県民の総意として国に対し今回の教科書検定意見が撤回され、「集団自決」記述の回復が直ちに行われるよう決議する。」。

いわゆる軍命によって起こされたという悲劇だという状況は回復されたんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　教科書検定については、県民大会というのは、教科書検定に対する意見で、その該当部分が削除されたことを契機として行われたわけでございます。その後、教科書検定の撤回自体はできないということであったわけなんですけれども、教科書会社のほうから訂正の申請という形が行われました。教科書によってさまざま記述は異なりますけれども、集団自決に追い込まれたこと、日本軍によってとか、あとは表現は違いますけれども教育委員会としましては、沖縄戦における集団自決の原因としては、当時の教育を含めてさまざまな要因が指摘されているという中で、また手りゅう弾が住民に配られていること等もありまして、広い意味での日本軍の関与はあったというふうに認識しておりますということで、当時コメントもさせていただいています。そういう意味でそういうことが記述されたということで、高校生がこれまで同様に一定程度学ぶことができているんじゃないかというふうには認識しております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　軍の関与は当然です。手りゅう弾を持っているのは軍隊です。それが１カ所に集められて、果てはかみそりやさまざまな殺傷する物も持ち込まれた壕の中で悲惨な出来事が起こったと。

はっきりさせてほしいのは、県の立場として、軍命によってそういったふうに県民が悲惨な目に遭ってしまったという事実についてどういう見解なのかを伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これに関しましては、さまざまな見解がございます。ただ当時のコメントにもありますように、集団自決の原因としては、教育も含めてさまざまな要因があるということで、広い意味での日本軍の関与があったということで認識しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　今度の解散総選挙でも大きなテーマの一つ、憲法を変えて戦争ができる国にしようというそういった潮流の中で、南京虐殺もなかった、慰安婦もなかった、沖縄戦での軍命の強制もなかったというふうな状況のもとで行われる選挙だということを私たちは自覚して、オール沖縄の勝利のために努めたいと思います。

世界のさまざまな団体が県民を支援するということの関係で幾つか伺いたいと思います。

66万人のＡＰＡＬＡの労働組合が決議を上げましたが、その中身について掌握しているのであれば伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

主に沖縄県民との連帯決議というのが出されていますので、その要旨のほうから答弁させていただきます。

辺野古高江での新基地建設を含む沖縄での米軍基地の拡大に反対すると、その解決に向けてＡＰＡＬＡのメンバーは各労組や地域、中央労働委員会、州政府、米国労働総同盟産別会議でこの決議を広げていくことを求める。連邦議会に対し、在沖米軍基地拡大への支持をやめ、沖縄の人々との民主的な展望に敬意を表することを求めるとなっております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　このＡＰＡＬＡの決議は、それこそ移民が７割を占める労働組合で、文字どおりアメリカ全体が移民の国でもあります。現大統領が移民政策でも白人至上主義という点での差別的な政治の方向に危機感を抱いた皆さん、このＡＰＡＬＡの中には当然沖縄県系の方も組合員として参加しておりました。それぞれの先ほど読み上げてくれました決議を、組合のあらゆる機関で決議を上げようと、同時に市議会や州議会あるいは連邦議員にも働きかけるというふうなことを言っているわけですから、そことの連携のすべがないのかと。どのように対応していくつもりなのか、連携をとる必要があると思います。どうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

これだけ全米で66万人もの組合員を持っている方々が、今議員からも御指摘あったように各地域、団体、連邦議会議員までそういった沖縄との連帯の輪を広げていこうというふうにさせていただいていることは大変心強く思っているところであります。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　この決議を提案したケント・ウォンさんというのは、設立にもかかわっていますが、２年前に沖縄に見えられて、沖縄の歴史を学び、南部戦跡も回り、辺野古、高江も回り、沖縄県民の闘いに感化されたと、鼓舞されたというふうなことを言いまし

た。大会の決議の採択に当たって事前のスピーチをいたしますが、彼のスピーチはこう述べています。

我々が報道し沖縄の基地問題を解決しなければならない。アメリカの名で沖縄の人々が反対する新基地建設を進め、弾圧が行われている。私たち米国市民はこれを許してはいけない。各地域労組に持ち帰り声を上げよう。市議会に決議を上げるよう働きかけよう。熱烈な提案に全会一致での採択となりました。

こういう思いを抱いたのは、沖縄に来て現場を見てということなんです。私たちは、国会議員やその補佐官にお会いして、ぜひ沖縄に来てくれとこういう提案もしました。そこで、バーバラ・リー下院議員本人は見えられなくて秘書が対応されましたが、沖縄県民の闘いに賛同し、ぜひ支援したい。この方は、連邦議会議員で今回国連のアメリカ連邦議会の代表として、参加すると。国連で何ができるのかいろいろ協力関係を密にしていきましょうというふうなことも述べられております。こういうバーバラ・リーの補佐官でしたが、こういう意向に応えるというような手だてとしては、県として動くべきではないのでしょうか。どのような動きが想定できるのか伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　実際に沖縄の現場も見て、実情もつぶさに見た方々、また国連で何ができるかということもありましょうけれども、そういった大変発信力等もおありの方々を沖縄に招くことについていかがかという御趣旨の御質問だと思います。そういったことも含めて沖縄県としては、国内外に向けて効果的な情報発信方法を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　国際平和ビューローが、ショーン・マクブライド賞をオール沖縄会議に授与すると。この中身、受賞理由等々について伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

ショーン・マクブライド平和賞は、ドイツの国際平和団体である国際平和ビューローによって創設され、平和や軍縮、人権分野で活躍した個人や団体に贈られる国際的な平和賞であると承知しております。

オール沖縄会議への同賞の授与は、軍事化や米軍基地に反対する非暴力の取り組みなどが評価されたと認識しております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　過去の努力を認め、現在の運動を支援したい。こういう世界的な平和団体からの評価とともに支援をしたい。その支援をどのようにするかと具体的に検討するべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　そういったオール沖縄の平和賞の受賞については、これまで先ほども答弁いたしましたけれども、非暴力の取り組みが評価されたものと認識しております。辺野古新基地建設に反対する沖縄県民にとりましても、大きな励みになるものと考えております。どういった支援が可能かについては、またさまざまな方々の御意見を賜って検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　こういう平和運動に対する世界の評価、これを生み出しているのは当然県民の非暴力の粘り強い闘いであります。建白書実現を行うという点で、最後にこういった世界の期待にも応えて知事の辺野古新基地阻止の決意を伺えたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　ずっと先ほどからそういった視点でいろんな議論がされておりました。やはりある意味で、県内・国内でのいろいろな取り組み等が最近世界で大変認知されるようになりまして、いろんなマスコミそれがアメリカだけではなくて、中東やヨーロッパまで広がっていっていると。こういうような意味では平和というものを考えるという一つの大きな素材を沖縄県が体であらわしながら、その意味で世界にも貢献できるようなものが出てくるのではないかと、それがひいてはまた沖縄のこういった基地問題にも影響を及ぼしてくれるのではないかというふうに思っております。

○瀬長　美佐雄君　どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　日本共産党の渡久地修です。

一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、翁長知事が就任して３年目になろうとしていますが、就任から今日までの実績と今後の目標について伺います。

まず最初に、経済と雇用の分野について伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　渡久地修議員の御質問につい

てお答えをいたします。
　知事の経済政策の実績と今後の目標についてということであります。
　本県経済については、平成26年度の県内総生産が前年度から1385億円増の４兆511億円となり、日銀が公表している業況判断ＤＩも全国的に見て高水準を維持するなど、好調に推移しております。観光・リゾート産業においても、平成28年度の入域観光客数が約877万人、観光収入が約6603億円と過去最高を記録し、県内のクルーズ船寄港回数も平成28年に387回を記録しております。特に、本年８月には、入域観光客数が月間で初めて100万人台を記録するなど、観光・リゾート産業は極めて順調に推移しております。情報通信関連産業では、沖縄ＩＴ津梁パークの整備等により、平成28年度現在で国内外から427社が立地しており、２万8045人の雇用を生み出しております。また、好調な経済情勢のもと、平成29年８月の完全失業率は3.4％、有効求人倍率は1.11倍となり、雇用情勢も着実に改善しております。今後の目標については、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、平成33年度の県内総生産５兆1439億円を社会経済展望値として掲げております。
　県としましては、本県の地域特性を生かした比較優位性のあるさまざまな産業を育成し、域内産業の活性化を図ることで、引き続き県民所得の向上に取り組んでまいります。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　経済の分野、知事から今説明がありました。
　それで、税収、県税、国税はどのようになっているでしょうか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
　平成28年度の県税収入額は約1224億円、国税収入額が約3467億円でともに過去最高となっております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　税収過去最高ということ、あとそれでは、それが県民生活にどのように結びついているかという点で、直近の県民所得と全国比はどうなっていますか。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。
　平成26年度の１人当たり県民所得は213万円ですが、全国最下位であります。
○渡久地　修君　休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時35分休憩
　　午後３時35分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　失礼しました。
　全国平均の７割程度にとどまっております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　あと失業率、直近のもので3.4％と先ほど知事答弁ありましたけれども、この雇用の実態、正規雇用と非正規雇用の割合がどうなっているか教えてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時36分休憩
　　午後３時36分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　平成24年の就業構造基本調査によりますと、非正規雇用の割合が44.5％ということでございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　富川副知事にお尋ねします。
　先ほど知事から答弁があった経済好調だと、観光も好調だということ、それから税収も伸びている。それはそれでいいわけです。ですから、今後の県政の目指すべき方向は、今所得、依然として全国の７割、全国最下位、それから非正規雇用が44.5。これからすると、この好調な経済をいかに県民生活に結びつけていくか、正規雇用に結びつけていくかというのが県政の大きな目標になると思うんですけれども、その辺の見解教えてください。
○議長（新里米吉君）　富川副知事。
○副知事（富川盛武君）　お答えいたします。
　一つの重要な指標は、１人当たり県民所得ではないかと思っております。残念ながらまだ最下位ではありますが、最近Ｖ字型に徐々にではありますが上昇傾向にあります。
　県としては、子供の貧困を初め、今おっしゃった課題を解決する一番重要なキーワードは１人当たり県民所得ではないかと思っていまして、これを目標にやっております。
　今おっしゃるように、課題は地域への浸透、この好景気をいかにして離島も含め、北部も含め浸透させていくか、そして非正規雇用の正規雇用化、これも重要な課題だと認識しております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。

次に、福祉分野についての実績と目標について伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

福祉分野の実績といたしましては、子供の貧困対策計画に基づく30億円の基金を活用し、市町村における就学援助の充実等を図るとともに、内閣府予算を活用し、支援員を28市町村に101人、居場所を26市町村に122カ所、無料塾を23市町村に28カ所設置しております。また、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げ、児童養護施設退所者等への給付型奨学金を創設する等、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでおります。さらに、黄金っ子応援プランに基づく待機児童解消に向けた各種施策の実施、性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置、児童心理治療施設の開設に向けて取り組んでいるところでございます。加えまして、障害者や高齢者、生活困窮者などに対する各種施策を推進してきたところでございます。

今後とも、心豊かで、安全・安心に暮らせる島の実現に向けまして、きめ細やかな施策を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　福祉の分野で、私は子供の医療費の問題も福祉の分野で聞いていますよということを伝えてありますけれども、お答えください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　こども医療費助成制度でございますが、これにつきましては、平成27年10月に通院の対象年齢を３歳児までから未就学児に引き上げました。そして、平成28年10月から医療機関窓口での支払いが困難な方に対する貸付制度というのを導入したところでございます。また現在、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入する方向で見直しの検討を行っているところであり、あわせて通院の一部自己負担金の廃止についても検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　福祉の分野でも翁長知事になって前進しているということが言えると思いますけれども、また課題も見えてきていると思うんです。現在の保育士不足、それについて今何名不足なのか、そして待機児童解消をするために認可保育園をふやすとあと何人の保育士が必要になるかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

現在、保育士は認可保育所、認可外含めまして約１万1000人の保育士が保育施設で勤務をしてございます。うち平成29年４月１日現在、90施設において定員に必要な保育士が188人確保ができずに延べ695人の定員割れが起こっているような状況でございます。また平成29年度末までに待機児童解消ということで必要な保育士数につきましては、約900人が必要というふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　待機児童解消のためにあと900人保育士をふやさないといけないと。それで、現在の保育士の正規と非正規の割合はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

平成29年４月１日、県のほうでは公定価格上の基本分単価に含まれる保育士ということで、保育士の正規雇用率は66.9％、非正規雇用率は33.1％となっております。県のほうにおきましては、保育所指導監査において、公定価格上の基本分単価に含める保育士を正規率60％以上にするようにということで、現在そのような取り組みを進めています。ただ一方で、産休代替の保育士等の一時的な保育士の配置、また待機児童解消のための一時的に定員、いわゆる弾力化ですけれども、多く園児を受け入れるための保育士の配置、それと保育士の負担軽減のための配置につきましては、非正規の雇用ということがございます。これらの一時的、または配置基準を超えた保育士を含めた保育士につきましては、非正規雇用率は、平成29年４月１日現在で47.7％となっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　保育士の非正規が47.7％、約半分が非正規になっているという実態。県はこの保育士確保、あるいは正規雇用の拡大のために今後どのように取り組んでいきますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後３時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

保育士の確保に向けましては、当然ながら処遇の改

善が必要でございます。まず処遇改善としましては、保育士の正規雇用化、もしくは保育士の年休取得、さらに保育士の負担軽減のための保育支援者の配置、それとあわせて負担軽減のための保育補助者の配置、それと産休等の代替職員の配置ということで処遇改善等の取り組みを行っています。

また、あわせて新規確保につきましては、保育士修学資金の貸し付けであったりとか、潜在的な保育士がいますので、その潜在保育士に対する未就学児への保育所のための復帰の支援、それとまた潜在保育士の再就職の支援、またあわせまして、保育士試験の受験者用の支援等を実施して保育士の確保、処遇改善に取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　あと介護士不足は今どのくらいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

ちょっと数字が古くて大変申しわけございませんが、介護職員につきましては、県のほうで、県高齢者保健福祉計画に基づいて介護職員の人材確保を行っているところでございます。平成24年時点では、１万5246人ということで不足数はなかったんですが、団塊の世代が75歳を迎えます2025年には、必要な介護職員につきましては、２万2039人に対しまして、確保できる介護職員数が１万7696人ということで、4343人不足になるというふうな状況を把握しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　4300人不足だと。

あと看護師不足はどのような状況でしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　平成28年12月末現在で看護師２万65人おりまして、２年前の26年度に比べ968人増加しております。人口10万人当たりで見ましても、全国平均を上回っているという状況でございます。ただ一方で、この平成28年度の調査によりますと、平成28年４月の時点で看護職員の採用計画というのがございまして、そのとき施設側では1424名必要という計画があったわけですけれども、実際に６月１日までに採用されたのは1016名で408名不足しているというような状況でございます。

○渡久地　修君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時47分休憩

午後３時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　次に、教育の分野についての実績と目標についてお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

教育分野につきましては、きめ細やかな教育指導が可能となる少人数学級を小学校５年生及び中学１年生まで拡充してきたところであり、引き続き推進してまいりたいと考えております。また、県立中高一貫校を設置するなど、大学進学率の向上に取り組むとともに、地理的、経済的要因に左右されない教育環境を整備するために、県立離島児童生徒支援センターの整備や給付型奨学金制度を創設してまいりました。さらに、平成33年４月開校に向けまして、那覇市内へ新たな特別支援学校の整備を進めているところであります。

引き続き、沖縄の次代を担う人材を育成するため、教育の振興に全力で取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　教育の分野でも頑張っているというのがあらわれていると思います。

教育長、この少人数学級、私は全学年実施というのをずっと言い続けてきましたけれども、その実施した少人数学級の効果についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時49分休憩

午後３時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　少人数学級の効果といたしましては、やはり児童生徒一人一人にきめ細やかな指導ができるということで、その学力の向上等、生徒指導等にも効果が上がっているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時49分休憩

午後３時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　小中学校と高校の教員の正規と非正規の割合、そして全国比較をお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

まず公立小中学校の教員の総数と臨時的任用職員の人数、割合でございますが、平成29年５月１日現在

で小中学校は総数が8721人に対して臨時的任用教員が1369人、割合は15.7％となっております。また県立高等学校の場合は、総数3183人に対しまして臨時的任用教員が225人で7.1％、県立特別支援学校の場合は、総数が1336人に対しまして臨時的任用教員が167人で12.5％となっております。さらに全国との比較でございますが、文部科学省が公表しております数値では、平成28年５月１日現在時点の全国の、これ公立小中学校の数字になりますけれども、正規教員率は93.2％となっておりまして、臨時的任用教員の割合は7.1％となっております。

○渡久地　修君　ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時52分休憩

午後３時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　沖縄の割合が85.4％になっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これまで県教育委員会は、正規教員を全国平均まで持っていくということで頑張ってきましたけれども、この間の取り組みと目標まであと何人なのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時54分休憩

午後３時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　全国平均、教員の定数を固定したとした場合ですけれども、正規教員を全国平均並みにするには、あと689人の増が必要でございます。そうすれば全国平均並みの正規教員率には達しますけれども、今後教員定数の増加でありますとか、また退職者の増加等々の要因も見込まれますので、そういうものも織り込んでやりますと、正規教員率の全国平均の達成ができるとするのは、おおむね８年から９年ぐらいかかるのではないかと、それぐらいをまた目標に頑張っていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　あと少人数学級、残された６年生と中２、中３まで拡大するとあと何名教員は必要になりますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これはあくまでも平成29年５月１日時点の児童生徒数による試算でございますけれども、学級担任としての増は、小学校６年生が44人、中学校２年生が51人、中学校３年生が50人で合計145人という試算になります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、お聞きします。

この間、知事、基地問題だけではなくて、福祉の分野でも教育の分野でも相当頑張ってきていますけれども、課題も見えてきているし、やっぱりその残された課題で僕は一生懸命やることが必要だと思う。特に、今聞いたのは、福祉や教育を充実させることは雇用拡大にもつながりますよ、雇用の質の強化にもつながりますよという、この視点とっても大事だと思うんです。そのためにも、やっぱり知事の政治的な力量を発揮して、これを引っ張っていくという意味では、少人数学級、来年から６年生、そして中２、中３もやると。それから子供の医療費の問題も中学校まで無料化するとか、こういう福祉の問題、教育の充実に知事が先頭に立って頑張るという決意、お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今議員のほうから、教育・福祉、そういった中でも、特に経済とかそういうのにも大きな影響を及ぼすのではないかということがありました。一つは、沖縄県が今経済が元気であるのは、地理的な要因もありますけれども、人口増加というのもあると思います。人口増加というのはやはり今話がありました、子供たちの医療の問題、それから教育の人材の問題、こういったこと等をしっかりと対応することによってのいわゆる子育て世帯に対するいろんなものに貢献していく。こういった福祉や教育や医療、この全体的なものからしても、経済との関係は大変大きくなるという意味では、沖縄らしい優しい社会の構築がそのまま経済の振興にもつながっていくんじゃないかと。ですからその一つ一つ課題ありますけれども、それに向けて全力を尽くす中に、また経済政策は経済政策としてやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、基地問題でも一生懸命頑張っておられます。僕は福祉の問題、教育の問題でも知事が頑張っているのはよくわかるんで、その先頭でぜひ引き続き頑張ってください。

次に、米軍基地への核兵器配備についてお尋ねします。

復帰前に1300発の核ミサイルが沖縄に配備されたとＮＨＫが報道しましたが、県はこのことを確認していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今回報道された番組では、沖縄に最大で1300発の核ミサイルが配備されていたことなどが報道されました。県はそのことについて、現在外務省へ照会しているところです。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君

○渡久地　修君　これは新聞報道でも当時報道されている。沖縄に核兵器が配備されていたというのは、もうこれはみんな明らかなんで、ぜひしっかりあれしてください。

そして、那覇基地で核ミサイルが誤って発射された。これにみんな背筋が凍る思いだった。これ米軍に確認しましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　1959年６月20日の地元紙において、軍司令部情報部の発表として「ミサイルが水平状態で一部発火、その発射火薬で操作員１人が即死、他の５人が負傷した」との記事が掲載されております。このため、事実関係について、現在外務省へ照会しているところです。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この記事で、これが爆発していたら那覇は吹っ飛んでいただろうとこの兵隊が証言していますけれども、この辺についての認識お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今議員のほうから背筋が凍る思いというようなお話ございましたが、もう全く同様な感じで、本当に一歩手前だったんだというような感じがいたしました。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これが爆発していたら、私はここにいないと思うんです。大変な問題です。

同時に、2015年３月28日の沖縄タイムスにすごい記事が掲載されて、僕もうこの問題びっくりしたんですけれども、1962年10月28日、キューバ危機のときに、沖縄に配備されている核部隊に嘉手納の核の司令室から発射の指令が出されたと。やがてボタン押す寸前だったというのが証言で載っていますけれども、これについて確認していますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ただいま議員からもありましたように、報道を読みますと、1962年のキューバ危機の際、10月28日に嘉手納のミサイル運用センターから沖縄にある４つのメースＢの発射基地に対し、核ミサイルの発射命令が出されたとのことであります。現場の判断で命令の真偽を確かめたところ、誤った命令であることが確認され、発射が回避されたとのことであります。また、その報道が事実であれば、沖縄は核戦争の一歩手前まで来ていたものと考えております。

県としては、その事実関係について、現在外務省へ照会しているところであります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この命令を受けた核基地はどこにある核基地ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　報道によりますと、読谷村、恩納村、現在のうるま市、そして金武町の４カ所でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この新聞報道によると、この証言した人は、読谷のメースＢ基地に配属されていたボードンさんという人なんですけれども、６月28日未明、「発射管制室の無線が鳴った。「オー・マイ・ゴット…」。同僚が叫ぶと、室内は騒然となる。　嘉手納のミサイル運用センターから発射命令が届いたのだ。技師、副官、発射指揮官の順で３段階にわたり、送られてきた暗号が各自にあらかじめ与えられていた暗号と合うかどうか照合した結果、すべてが一致した。「しかし、標的情報を読み上げたら（自分が担当する計４基の）ミサイルのうち１基だけがソ連向け。残り３基は別の国を狙えとあった。なぜ関係ない国を巻き込むのか。何かおかしいということになり、発射指揮官が『命令の真偽を見極めよう』」と言い出して、確認して、これが誤りだったということがわかって、寸前のところでとまったというんです。

知事、これ大変なことではないですか。こんなことが現に私たちの知らないところで起こっているわけです。こういうのは、沖縄の県知事として見過ごせない。絶対これ確認すべきじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　この新聞以前に、1962年というと私が小学校６年か中１ぐらいなんですが、ちょうど夜中にケネディ大統領が暗殺されたという、親子ラジオで夜中に突然鳴り出しまして、そのときに家族みんなで抱き合いながら死ぬのはみんな一緒だから、もうしようがないよねというような感じでやったことをよく覚えています。ですから、あのころの時代というのは、こういう記事がなくても沖縄に核がある、ある

いはまたいろんな意味でそういった危険性にあるんだというようなことを肌合いで感じておりました。その意味では、今こういう形でこれは沖縄タイスムさんですか、２年前にこういうのが載っておりますし、それからＮＨＫの核の放送でも、本当に一瞬の差でこのようなことが起きておったと。72年前どころか、それからまた10年後にも、そういうことが起きる可能性があったという意味では、まさしく背筋が凍る思いをするということになります。

ただ、今担当の部長から外務省に問い合わせをしているという話はありましたが、外務省が果たしてそれをまたいわゆる回答ができるかどうか。あるいはまた米軍がそういうのを受け付けてくれるかどうか。こういったこと等を考えますと、今日に至るまでそういった情報は県民に伝わらないで、少なくともわからないまま今日を迎えているという意味からしますと、これはやっぱり県民の安心・安全を考える意味からしますと、日米安保体制も支えている意味からしても、そういった情報、ないのはないという形で言えるものがないと、今日までの歴史的なものは、やっぱり本土とはちょっと違うような部分を持っていますので、しっかりと県としてもできる限りのことはやろうとは思いますが、今日までのいきさつから言うと、なかなか厳しい状況だと思いますけれども、しっかり問い合わせをしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　復帰時に撤去されたことになっていますけれども、有事の際に再び沖縄に持ち込むという核密約が交わされたと、これはもう天下周知の事実になっていますが、これについて県の見解をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

核密約につきましては、平成22年６月に当時の岡田外務大臣が、日本国政府としては少なくとも今その密約は有効ではないと考えていることを発言しております。またこの点について米国政府としても、そういう密約は少なくとも今や有効ではないということは確認されているとのことであります。

今回の報道を受けまして、県は密約が有効かどうかについて外務省に改めて照会しているところであります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　有効ではないとかと言っているけれども、先ほど知事から答弁あったように、当時の外務大臣もこれ秘密にしておいてくれ、それからけさの新報のオスプレイ配備について、元防衛大臣がオスプレイの配備を隠蔽していたという記事がきょう載っているんです。それで核密約なんですけれども、有事の際には沖縄に持ち込むということがこの文章で書かれています。これ公室長、この当時の総理大臣は誰で、有事の際には米国大統領はこうということを述べて、それから当時の総理大臣は誰でどのように述べて印鑑を押しているか教えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

佐藤・ニクソンの間で1969年に交わされたというふうに認識しております。

○渡久地　修君　中身紹介してったら。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　中身ですか。

○渡久地　修君　緊急事態のときの、しかしながらから……。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　読み上げたいと思います。

合衆国大統領のほうからは、しかしながら、日本を含む極東諸国の防衛のため米国が負っている国際的義務を効果的に遂行するために、重大な緊急事態が生じた際には、米国政府は、日本国政府と事前協議を行った上で核兵器を沖縄に再び持ち込むこと、及び沖縄を通過する権利が認められることを必要とするであろう。係る事前協議においては、米国政府は好意的回答を期待するものである。さらに米国政府は、沖縄に現存する核兵器の貯蔵地、すなわち嘉手納、那覇、辺野古並びにナイキ・ハーキュリーズ基地をいつでも使用できる状態に維持しておき、重大な緊急事態が生じたときには活用できることを必要とするという合意書がございます。日本国総理大臣は、日本国政府は大統領が述べた前記の重大な緊急事態が生じた際における米国政府の必要を理解して、係る事前協議が行われた場合には、遅滞なくそれらの必要を満たすであろうとこういった文書自体が密約だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　緊急のときに持ち込むと。そして日本政府は了解していたということが、これ署名して印鑑押されているわけです。

それで、復帰前の伊江島で投下訓練を行っていましたけれども、現在も鳥島などでこの投下訓練を行って

いるんじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　鳥島射爆撃場では、2000ポンドを超えない全ての航空機用の在来型弾薬を使用して行う空対地射爆撃場として使用されることになっております。また、出砂島射爆撃場がございますが、全ての在来型訓練弾、照明弾及び写真撮影用の感光を使用して行う空対地射爆撃場として使用されることになっております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　この在日米軍、特に嘉手納に来る戦闘機、普天間に来る戦闘機で、核攻撃戦闘機というのがあるんですけれども、これを教えてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　文献等によりますと、一般的にＢ52やＢ２――これが戦略核などを搭載すると、Ｆ15やＦ16などの戦闘機、これに戦術核が搭載可能ということでございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　Ｆ15、Ｆ16にこれが核爆弾が搭載できるようになっているんです。特にＦ16、三沢に配備されているＦ16、嘉手納にも来ます。これは、核攻撃の任務も与えられているわけです。そして、この鳥島でも核模擬爆弾の本体は落としていないけれども、ずっと低空で行って、落として急速に上昇して逃げていくという訓練やっているんじゃないかと思うんですけれども、この辺も確認すべきだと思うんですがいかがですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　さきのＮＨＫ報道で、伊江島で1960年に模擬爆弾を使用した訓練の事実関係、訓練をしていたということがございました。そういった事実関係を含めまして、核関連の質問を14項目行っているところでありますので、その回答を踏まえまして、改めてまた対応を検討してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　僕は、先ほど過去の事例を聞きましたけれども、現在の北朝鮮情勢のもとで、沖縄に再び持ち込まれていないかどうかという不安を持っている県民がいると思うんです。その辺は確認すべきだと思いますがいかがですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　今回報道された番組を見まして、県としても大きな衝撃を受けております。県民の皆様の不安についても理解しておりますので、現在沖縄に核兵器が配備されているかについて外務省へ照会しているところであります。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　公室長、米軍にも直接聞いてもらえませんか。今まで質問したこといろいろなもの。さっき、外務省というのは、もうとにかく隠す隠す隠してきたのよ。だから米軍に直接聞かないと本当のことわからんですよ。聞いてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　米軍にも確認してみたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　知事、先ほども答弁ありましたけれども、やっぱりこういう状況のもとで、この件については大変な問題だけれども、しかし、命にかかわる問題だから、知事がしっかりとこれは問い合わせをするということで、絶対核は持ち込ませないということで、知事、決意を教えてください。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　先ほども答弁をしたわけでありますけれども、外務省も含めて、米軍も今日までのいろんなオスプレイの経緯なんかも含めて、なかなか情報の開示はしませんが、しかし核ということになりますと、これは地球全体の問題にもなりますし、特に沖縄は、いろんな意味で厳しい環境に置かれます。ですから、これを何とか県民のために、安心・安全をできるだけ確保できるようにするためには、やはり米軍にも外務省にも改めてその情報開示を求めて、なおかつ、いわゆるそういった核が沖縄にも日本にも世界にもないような、その意味での行動は知事のできる限りのことでさせていただきたいなと思います。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　それで、知事の権限でできることという点で、神戸の非核神戸方式というのがありまして、これは非常に有効だと思うんですけれども、非核神戸方式について県の見解を教えてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　非核神戸方式については、昭和50年３月に神戸市議会において、核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議が議決されたことを受けまして、神戸市が行政指導として、神戸港に入港する外国軍艦に、核兵器を積んでいないとの証明書の提出を求めているものと

承知しております。政府は、非核三原則を堅持するとしており、県としては、政府の責任においていかなる場合においても、日本国への核の持ち込みを拒否すべきであると考えます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この神戸港は、それ以前は米軍艦船がしょっちゅう出入りしていた。これもう、核兵器が積まれているんじゃないかという市民の不安が高まって、入港を拒否しないけれども、入るときには核は積んでいないという証明書を出しなさいということをやったんです。全部証明書を求めているんです。証明書を求めた結果、それ以降は１隻も米軍艦船は入ってないということなんです。これは、僕は沖縄にも一つの参考になると思うんですけれども、知事いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　沖縄でそういうことをやって、そういうふうになれば大変ありがたいことでありますけれども、今置かれている環境を考えますと、なかなかこれは簡単ではないなと思いますが、今議員の質問した内容は、じっくり考えてみたいと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これは民間の港の話なんです。だから軍港はなかなか難しいと思うんだけれども、民間の港でもこれをつくると、僕は大きな力になると思うんでぜひ検討してみてください。

次に、このアメリカの会計検査院の報告、前の防衛大臣が辺野古ができても普天間基地は返さないという、それから民間空港を使うという国会答弁ありましたね。それと、98年会計検査院の報告に、那覇空港を明確に使用するというこの報告書が出ていますけれども、これは県にも上げましたけれども、これ確認されましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、ＧＡＯのほうですけれども、それでは辺野古に代替施設が緊急発着する固定翼機にとっては短過ぎることが指摘されております。

議員から今ございました1998年３月２日の報告書にも、この中におきましても同様なことが指摘されておりますが、当該報告書では、那覇空港が米軍航空機の緊急着陸帯として使用可能であり得る旨が記載されていました。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　98年の報告書には明確に那覇空港と書いているんです。だから、米軍は那覇空港を使うことは非常に昔から狙っていた。だから絶対使わせない。それで、米軍が民間空港を勝手に使用することできるんですか。これ拒むことできますか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　地位協定がございまして、米軍は地位協定第５条によりまして、我が国の港湾ですとか飛行場、そこに出入りできることとなっております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、これ前も聞きましたけれども、この98年度側には明確に那覇空港と書いてあるんです。だから那覇空港ができたら、またこれ使う可能性があるから、前も答弁ありましたけれども、絶対に使わせない。その決意でやってくださいね、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほどから沖縄の置かれている環境という話をさせてもらいましたが、ちょうど私が県議会議員のときに、オスプレイが沖縄に配備されるということがありまして、防衛局などに問い合わせしても、そんなことは聞いてないという話でしたが、最近、それは沖縄に配備するということになるとなかなか厳しくなるから伏せておいたというような話でございました。ですから、今那覇空港の問題も、前々から名前はちょくちょく出てきておりますし、そういったことも考えられはしますけれども、やはりそこは、これは沖縄の経済の将来のアジアに向けて大きく発展する場所でありますから、これに行き着くところで、この米軍のどういう形になるかわかりませんけれども、使用したり、あるいはまた自衛隊と共用もすると、あるいはまた民間のそういった飛行機がどのようにしてここで最大限に効果を発揮できるかというようなこと等を考えながら、これはやっぱり厳しいだろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　次に、欠陥機オスプレイについて聞きます。

これまでのオスプレイの開発段階から最近までの墜落事故での死亡した人数について教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

県が把握しているオスプレイに関連する死亡者数は、開発段階である平成４年から現在まで44人であります。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　次、オーストラリアでの事故と、それから最近までの一連の事故について教えてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　オスプレイについては、昨年12月に名護市沖合で、ことし８月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故を起こしました。また、昨年12月には普天間飛行場で胴体着陸を行ったほか、ことし６月には伊江島補助飛行場、奄美空港で、８月には大分空港で、さらにせんだって９月29日には新石垣空港で緊急着陸を行っております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　この１年間のオスプレイの墜落は何件ですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほどの９月の新石垣空港への緊急着陸を含めて５件でございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時21分休憩
午後４時22分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼しました。
墜落の件数ですが、昨年12月の名護市沖での墜落、そしてまたオーストラリア東海岸沖においての墜落事故がございますので２件でございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　違うだろう。最近のシリアが抜けているよ。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　そうです。シリアのほうもございましたので、それを合わせますと３件になってございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　普天間基地所属のオスプレイの墜落は何件で、緊急着陸は何件発生していますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　普天間飛行場のものは名護とそれからオーストラリア東海岸沖で、この２件でございます。済みません、先ほど緊急着陸のほう答弁させていただきましたけれども、５件でございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　オスプレイ、普天間基地に配備されたのはたしか24機だと思うんだけれども、これからすると、墜落率というと何％になりますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　24機のうちの２機ですから、その率は8.3％となります。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　公室長、これはまさに欠陥機そのものだと思うんですけれども、これでも安全と政府は言っていますけれども、おかしくないですか。どうですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　この間の一連の緊急着陸等も含めて相次いでおります。この新石垣空港の緊急着陸の際にも、昨日富川副知事が大使、そして沖縄防衛局長を呼んで強く抗議しました。また在沖米軍にも県のほうから職員のほうで抗議をしてございます。やはりこういった相次ぐトラブルが起こりますと、県民はこのオスプレイに対しての不安がさらに高まって、大変不安に思っておりますので、こういった一連の行為については、県は強く抗議するとともに、その原因究明がなされるまで、飛行の中止、そして原因究明の公表を強く求めているところでございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　石垣空港での緊急着陸についての経過と現在どうなっているか教えてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時25分休憩
午後４時25分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず９月29日の16時52分に空港課から、新石垣空港管理事務所から連絡があって、オスプレイが調子悪くなり新石垣空港へ緊急着陸するかもしれないという連絡がございました。その後、16時57分にオスプレイ機が、そして16時59分にもう一機が着陸したということです。そして、翌30日ですが、ＫＣ130、１機がこの新石垣空港のほうに到着したと。10月１日に……
○渡久地　修君　休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時26分休憩
午後４時27分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼しました。
10月２日月曜日、オスプレイ１機が修理に必要な物資の輸送のため、石垣空港にまた着陸しまして物資

を置いた後、その１機は直ちにまた離陸したということです。３機目のオスプレイなんですが、今現在は新石垣空港には１機が残っているということでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　民間航空機にどのような影響があったのか。何路線、何機、何人に影響が出たのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　離島航空路の影響におきましては、遅延が14便、目的地を変更した遅延が１便、影響を受けた旅客数は1250名ということでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　本当に民間空港に大変な支障を来しているということです。

あと、嘉手納基地について、外来機も飛行禁止、それからパラシュート降下訓練も中止を求める、これは時間の関係上、ぜひその立場でやってください。

あと、爆音による脳疾患の影響、これ北海道大学の教授が前に出しましたけれども、この前、軍特委員会で嘉手納町長、嘉手納基地を調査して町長と懇談したときに、ぜひ調査したらどうですかと言ったら、これ県で調査してほしいと言われたんです。ぜひこの爆音と健康被害、特に脳疾患についての調査、県でやってほしいということで、ぜひこれやってほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　北海道大学の松井教授が言っておりますけれども、県が行った健康被害調査の委員でもありますし、第３次の嘉手納爆音訴訟の証言も行っておりまして、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音によりまして、約１万人が高度の睡眠妨害、約1000人が高血圧、約30人が冠状動脈心疾患及び脳卒中に罹患しているというようなことがございます。この先生のデータ、証言につきましては、県の平成26年度の騒音のデータをもとに、夜間騒音を推定しております。それをイギリスのヒースロー空港の大規模な疫学調査に当てはめて算定をされております。

松井先生もおっしゃるとおり、夜間の騒音がやはり注目を浴びておりますので、県といたしましても、夜間騒音について、環境基準の設定などについて、今国に求めているところでありまして、データとしても全国に先駆けて平成25年度から今県のほうで測定しております。こういったデータをもとに疫学調査のほうと突き合わせて健康の状況を比較するということでございますので、今後このデータも踏まえてしっかり検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　もうほかに聞きたいのいっぱいありますけれども、教育長、群星寮、私たちは総務企画委員会で離島を調査していますけれども、やっぱり15の春の問題でこの離島の子供たちの支援の群星寮、もっとあったほうがいいという要望がたくさん寄せられていますので、ぜひ計画して、私は増設必要だと思いますが見解お願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　群星寮はまだ２年目の寮でございます。新たな寮の建設等につきましては、今後の入寮希望者ですとか児童生徒数の推移を踏まえつつ、関係市町村とも意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、この離島振興の問題、やっぱり県政の柱に据えて頑張ってください。

終わります。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　こんにちは。

しんがりになりましたけれども、後期高齢者になって若いときみたいにはいきませんので、最後までのおつき合いをよろしくお願いします。

通告に基づき質問します。

初めに、米軍基地問題について。

トランプ大統領は、アメリカ第一を叫び、新たな世界支配に乗り出してきています。特に現在の北朝鮮問題をめぐる状況は、一触即発でどんな事態が待ち受けているか予断を許さない深刻な状況になっています。特に沖縄の米軍基地は、米軍のかなめ石としての役割がますます浮き彫りになってきています。核戦争の危機とさえ軍事専門家からは指摘される事態が展開されています。まさに沖縄の米軍基地は沖縄を守るためのものではなく、アメリカ防衛のためにあることが一層明確になってきました。アメリカのために沖縄県民が核戦争に巻き込まれる事態は絶対に許してはなりません。知事の見解を伺います。

(2)、今後、米軍基地押しつけのために沖縄の占領政策をより強固なものにするために、宣撫工作が一層巧妙に押しつけられてくることは明らかになります。特に現在の県民の負担を軽減するという日米合意が全く無視されている事態は、米軍の全面占領支配の経験から、県民はよく学んできたのでそのごまかしはすぐ

に見破ることになると思います。知事の見解を伺います。また琉米親善の行事が盛大に行われ、子供たちを基地内に招待して遊ばせています。教育上その中止を申し入れるべきではないか、所見を伺います。

(3)、オスプレイの故障、墜落が相次いでいます。その実態はどうなっているか。また、構造的欠陥機であるという指摘も相次いでいます。その内容を県民に明らかにしてください。なぜオスプレイがよく墜落するか原因を調査して解明すべきです。

(4)、マスコミ報道で沖縄への核持ち込み疑惑が改めてクローズアップしてきました。この際、沖縄の米軍基地の危険性を明らかにするために基地内への立入調査を日米両政府に求めるべきだと考えます。知事の決意を伺います。

(5)、ＳＡＣＯ合意が米軍によって踏みにじられ、政府が適切に対応していません。県民への負担軽減と言いながら、現実には県民の負担は耐えがたいものになっています。これは政府が県民の立場でアメリカに抗議していないからではないですか。沖縄県民の怒りはまさに爆発寸前に達しています。これ以上県民を侮る態度は許されません。知事の所見を伺います。

２、県民生活を守るために。

(1)、生活保護の受給実態について、憲法25条の精神がおろそかにされている実態があります。その改善を求める訴えが寄せられています。実態を調査して改善すべきではありませんか。

(2)、県営住宅の家賃滞納問題で特に社会的弱者に対する救済策が重要であると思いますが、県の対応を伺います。

(3)、辺野古の新基地建設をめぐって、警察の過剰警備によって負傷する県民が相次いでいます。警察法にも明確に違反しています。この実態を調査して県民弾圧を中止すべきです。警察本部長の所見を伺います。

(4)、県民の生命を守るための医療行政の強化が強く求められています。難病である成人Ｔ細胞白血病の治療状況はどうなっていますか。具体的な治療実績はどうなっているか、研究体制の報告を求めます。

(5)、三角頭蓋の難病の治療について県民が救済を求めていますが、研究・治療体制はどうなっていますか。

３、教育問題について。

(1)、全国学力テストの結果と学力向上推進運動の成果について伺いたい。

(2)、教師の多忙化の改善策とその実績について伺います。

(3)、私学に対する補助の実態について説明を求めます。

次、自然環境の保全について。

泡瀬干潟問題について。

ラムサール条約登録に向けての進捗状況の説明を求めます。鳥獣保護区、特別保護区の具体的な線引きはどうなっていますか。

沖縄市との協議はどうなっていますか。

泡瀬干潟を保全するための取り組みについて説明していただきたい。

(2)、北部訓練場の返還について。

世界自然遺産登録に向けてどのような努力をしているか。

森林伐採は今も続いているのか。

多様な動植物の保全のためにどのような努力をしているか説明していただきたい。

最後に、浄水場の取水源のフッ素化合物汚染について、県民に安心・安全な水を供給する上で許されない事態があります。厳重に抗議し、原因究明を即刻実施すべきではありませんか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　嘉陽宗儀議員の御質問にお答えいたします。

自然環境の保全についてに関する御質問の中の４(2)のア、世界自然遺産登録に向けた取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、国を初め地元自治体等の関係機関と連携、協力し、希少種の保護や外来種対策、エコツーリズム推進体制の構築など、世界自然遺産登録に向けた取り組みを推進しております。世界に誇れる貴重な沖縄の自然を保全し、ウマンチュの宝として次世代に引き継いでいくため、ヤンバル地域及び西表島の世界自然遺産への早期登録を目指してまいります。なお、昨年末に返還された北部訓練場跡地につきましては、国頭村及び東村の要望を踏まえ、返還跡地の遺産登録の実現に向けて国と協力して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１、米軍基地問題についての御質問の中の(1)、沖縄の米軍基地等に対する認識について、この１の(1)と１の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。

沖縄県としましては、日米安全保障体制を含む日米

同盟関係がこれまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと理解しております。しかしながら国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.4％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けており、基地の整理縮小が必要であると考えております。米軍人等と地域住民、地元自治体との間ではさまざまな交流活動が行われております。

県としましては、このような交流活動を通して沖縄の歴史や文化に対する理解を深め、基地負担の実情を理解することで基地負担の軽減につなげていければと考えております。

次に、１の(3)、オスプレイの事故及びその原因についてにお答えいたします。

昨年12月に発生した名護市沖合での墜落事故の調査報告書では、事故原因は「困難な気象条件下で空中給油を行った際のパイロットのミスである」と結論づけていますが、意見や勧告は非公開とされており、ミスが発生した背景の十分な分析が行われたのか、十分な再発防止の対策がとられたのかなどは確認できておりません。また、防衛省や米軍のこれまでの説明と今回提供された事故調査報告書などを比較したところ、接触事故の発生地点、発生時間、事故の経緯などが異なっております。

県としては、事故調査報告書によって事故原因及び再発防止策について十分明らかにされたとは言いがたいことから沖縄防衛局及び米軍に対し追加で照会を行っているところです。

次に、１の(4)、在沖米軍基地への立入調査についてお答えいたします。

今回、報道された番組については、県としても大きな衝撃を受けており、県民の皆様の不安についても理解しております。現在、事実関係について外務省へ照会しているところです。施設の立ち入りについて沖縄防衛局と調整してまいりたいと考えております。

次に、１の(5)、ＳＡＣＯ合意事項への米軍の対応に対する政府の取り組みについてお答えいたします。

県はこれまで日米両政府に対し嘉手納飛行場のパラシュート降下訓練の実施に強く抗議するとともに、旧海軍駐機場における航空機の使用を禁止するよう強く要請してきました。去る７月７日の三連協と県知事からの要請を受け、外務大臣、防衛大臣が８月17日に開催された日米安全保障協議委員会でこの問題に言及したにもかかわらず、９月21日には嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練が再び強行されました。このような米軍の姿勢は、ＳＡＣＯ最終報告の趣旨や地域住民を軽視するものであり、強い憤りを禁じ得ません。

県としては、日本政府が当事者として責任を持ちＳＡＣＯ最終報告の趣旨に沿って確実に実施するよう米側に働きかけるべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　２、県民生活を守るためにの御質問の中の(1)、生活保護の実態についてお答えいたします

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対しその困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としています。沖縄県では、県民所得が全国最下位であることや母子世帯の出現率が全国一高いことなどの厳しい経済、社会状況を背景に平成29年６月現在、保護を受給する世帯が２万8047世帯と過去最多となっております。

県としましては、保護を必要とする方には確実に保護を受けていただくことが重要であると考えており、今後とも生活保護制度の適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、県民生活を守るためにの御質問の中の(2)、県営住宅の家賃滞納対策についての御質問にお答えいたします。

県営住宅においては、入居者の収入等に応じた家賃が設定されております。その上で失業など入居者の収入の急激な変化に対しては収入再認定や家賃の減額・免除などにより対応しております。なお、支払いが滞った入居者に対しては、初期段階での対応が極めて重要であることから、平成27年度から相談窓口を設置し収入再認定や家賃の減額、免除のほか、さまざまな福祉制度を案内しております。相談件数は平成27年度337件、平成28年度1101件、平成29年度は８月末で503件となっております。また、家賃滞納が長期化する前に減額等により滞納を解消した件数は平成27年度32件、平成28年度127件、平成29年度は８月末で188件と大きく伸び、一定の成果を上げております。引き続き、福祉機関等との連携、強化と制度の周知徹底に努め適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　２の県民生活を守るための御質問の中の(3)、キャンプ・シュワブ周辺における県警察の警備措置等についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブ周辺では抗議参加者らが危険かつ違法な抗議行動を行うことがあり、その際には交通渋滞となり一般交通の危険など住民生活に支障が生じることもございます。県警察では警察法に規定する警察の責務に照らし、抗議行動の状況等を踏まえ抗議参加者らに対し再三の警告を行った上で警察車両などで設けた場所に移動させるなど、法令に基づき必要な措置を講じているところではありますが、その際には１人の方に対し複数名で対応するなどけががないように十分に配慮しているところであります。

県警察では本年にけがや体調不良等を訴えた方は11人確認しておりますが、抗議参加者らと警察官のもみ合いの中で抗議参加者同士の接触やみずからつまずいたなどが原因で負傷したものと承知をしており、直接警察官がけがをさせたということは把握しておりません。したがいまして県民弾圧などの御意見は当たらないものと認識しております。

他方で県警察といたしましても、抗議参加者を含む関係者の安全の確保に配意している中でけが人が出るということにつきましては不本意であり、引き続き実態の把握に努めたいと考えているところでございます。いずれにしましても一層安全の確保に配慮し、適法・適切な措置を講じていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　２の県民生活を守るための御質問の中の(4)、成人Ｔ細胞白血病についての御質問にお答えします。

成人Ｔ細胞白血病の治療状況及び治療実績の詳細については把握しておりませんが、いわゆるＡＴＬを含む白血病の治療としましては、主に抗がん剤による化学療法や骨髄移植を中心に実施されているものと理解しております。また、平成29年度沖縄県がん登録事業報告によりますと、白血病の５年生存率は24.5％となっております。ＡＴＬに関するがん研究につきましては、国においても治療開発を一層推進するとしているところであり、県としましても、がんの罹患、治療等の把握を行うがん登録の充実を図るなど国や大学等の研究機関の研究に協力していきたいと考えております。さらに県内の医療機関の協力を仰ぎながら、ＡＴＬに特化した調査の実施についても検討したいと考えており、また今年度策定する沖縄県がん対策推進計画においてＡＴＬに関する事項を加え、対策を強化することについても検討していきたいと考えております。

次に、同じく２の県民生活を守るための御質問の中の(5)、三角頭蓋についての御質問にお答えします。

三角頭蓋は、子供の頭蓋骨の接合部分が早期に閉じる病気の一つで、三角頭蓋の頭蓋形成手術は、美容形成で一般的に行われているものであります。手術後に多動や発達遅滞など自閉症に似た臨床症状が改善した例に着目した県内の医師が頭蓋形成手術を行ってきましたが、頭蓋形成術について日本児童青年精神医学会は、多動や発達遅滞などの治療として科学的、医学的証明はなされておらず倫理的な問題があるとの見解を示しておりますので、県としましては今後の推移を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育問題についての御質問で(1)、全国学力調査と学力向上の取り組みについてお答えいたします。

学力向上の取り組みについては、本県の学力向上施策、学力向上推進プロジェクトをもとに粘り強く考え抜くことのできる児童生徒の育成を目指し、授業改善や学習を支える力の育成等を家庭、地域と連携し、推進しております。今年度の全国学力調査において小学校は全国水準に達しており、中学校においては全国平均との差を縮小しているものと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒に知・徳・体をバランスよく育み生きる力の育成を図ってまいります。

次に、同じく３の(2)、教師の多忙化の改善策と実績についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会としましては、平成28年６月に各県立学校及び各市町村教育委員会に対し、各学校の実情に応じた学校行事や会議等の精選及び見直し、また部活動等における望ましい指導のあり方等について提言を行っております。また、平成28年度実態調査結果では「業務量が多い」、「どちらかというと多い」と感じている教職員の割合について平成20年度に比べ平成28年度は小中学校で12.2ポイント、県立学校では15.0ポイントそれぞれ減少しております。今後とも学校現場の業務改善に向け実効性のある取り組みを推

進してまいります。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
　　〔総務部長　金城　武君登壇〕
○総務部長（金城　武君）　３、教育問題についての御質問の中で(3)、私立学校への補助金についてお答えいたします。
　沖縄県では、私立学校等の健全な発展を図るとともに教育内容の充実を期するため、その運営費、施設の改築や魅力ある学校づくりへの補助等を行うほか、高等学校等就学支援金を給付し教育にかかる経済的負担の軽減を図っているところであります。平成29年度は当初予算で総額36億5956万2000円を措置しており、このうち補助金は25億2341万4000円となっております。その主な内容としては、私立学校の経営の健全化を図るための運営費に対する補助金が20億8134万7000円、安心・安全な教育環境の整備を図るための施設の改築等に対する補助金が１億3000万円、学校が行う特色ある教育を推進する事業に対する補助金が2790万3000円となっております。また、専修学校については、今年度から職業教育の質の向上を図るための職業実践専門課程に対する補助金を新設し、補助内容を拡充したところであり、教育の機会均等を図るための高等課程に対する既存の補助金と合わせ、3174万6000円を措置しております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
　　〔環境部長　大浜浩志君登壇〕
○環境部長（大浜浩志君）　４の自然環境の保全についての御質問の中の４の(1)のア、泡瀬干潟を保全するための取り組みと進捗状況についてお答えします。４の(1)のアから４の(1)のウまでは関連しますので、恐縮ではございますが一括してお答えします。
　ラムサール条約への登録は、鳥獣保護区の指定など法律により将来にわたって自然環境の保全が図られることや、湿地の重要性の国際基準を満たすこと、地元住民などから登録への賛意が得られることという３つの条件が必要であります。そのため県では、平成29年３月に策定した沖縄県第12次鳥獣保護管理事業計画において、平成29年度中に泡瀬干潟を鳥獣保護区及び特別保護地区に指定することを位置づけ、ことし７月以降沖縄市などの地元自治体や県の関係部署に対し、具体的な区域案を示しながら説明等を行っております。
　県としましては、できるだけ早期に泡瀬干潟を鳥獣保護区及び特別保護地区として指定できるよう、引き続き関係機関と調整を図ってまいります。
　次に、４の(2)のウ、多様な動植物の保全のための努力についてお答えします。
　沖縄島北部はイタジイが優先する常緑広葉樹林が広く分布し、ヤンバルクイナやノグチゲラなどの多くの固有種を有する生物多様性に富んだ地域であります。県ではこの自然豊かな自然環境を次世代に継承していくことが責務であると考え、希少種の保全のため希少種生息状況調査やマングースを初めとする外来種対策などを実施するとともに、失われつつある沖縄の自然環境を積極的に再生することにも取り組んでおります。今後とも、沖縄21世紀ビジョンの平和で自然豊かな美ら島の実現に向け、本県の自然環境の保全に取り組んでまいります。
　以上であります。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
　　〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕
○農林水産部長（島尻勝広君）　４、自然環境の保全についての御質問の中の(2)イ、森林伐採の現状についてお答えいたします。
　森林・林業の振興は、地形が急峻で平地が少ないヤンバル地域において林業従事者の定住化、地域雇用の維持・増進を図るなど地域振興を図る上で必要と考えております。森林の伐採については、ヤンバルの貴重な生態系に配慮し、大面積の伐採を避け伐採区域の縮小化、分散化に努めるとともに、択伐による収穫についても検討し環境に配慮した伐採を推進してまいります。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　企業局長。
　　〔企業局長　町田　優君登壇〕
○企業局長（町田　優君）　５の浄水場の取水源のフッ素化合物汚染についての御質問の中で(1)、汚染の原因究明等についてお答えします。
　沖縄県企業局では、今回のＰＦＯＳ等の検出は嘉手納基地が汚染源である可能性が高いと考えており、嘉手納基地内への立入調査及び基地内での使用履歴について米軍に対し要請しているほか、昨年の９月に行われた沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請においても、調査に協力すること及び適切な対応策を講じることを日米両政府に対し求めてきたところであります。平成29年度は、職員による水質調査に加え、嘉手納基地周辺の地下水から比謝川への影響を把握するため外部委託による調査を予定しており、この調査結果等も踏まえ引き続きこの問題の早期解決が図られるよう沖縄防衛局及び米軍と協議していきたいと考え

ております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後５時２分休憩
　　午後５時３分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　ＡＴＬについてお聞きしますけれども、先ほどの部長の答弁を聞いて非常にびっくりしています。前にこのＡＴＬの問題についてこの場でかなり私は論を深めて質問をしたつもりです。そのときの議事録も、ちゃんと調査して必要な対策をとりますということでした。その間全く今までやってこなかったんですかどうですか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　ＡＴＬに関しては、議員のほうから県独自の実態調査の要望があったものというふうに理解しております。この間、県としては妊婦の抗体検査の実態を調べる調査をしていたわけですけれども、ただこれでは実態がよくわからないということがございますので、私どもとしては今後医療機関、どれくらいの調査になるかによって変わってきますけれども、その協力を仰ぎながら発症した人の年齢とか個人属性とか、どういった治療をしているのか、その後の状況はどうなっているのかというようなことについても調査する必要があるだろうということで今後検討していきたいということでございます。
○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　部長、少なくとも実態調査はちゃんとやらないといかぬじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　どういった方がどういう経緯で入院してこられるかという実態が全くつかめておりませんので、今後そういう状況を医療機関の協力を仰ぎながら行っていくことについて検討するということでございます。
○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。
○嘉陽　宗儀君　この担当部長の認識をしっかりしてもらいたいと思いますが、このＡＴＬというのは特に九州、大分、長崎、それと沖縄ここに具体的に発生している病気です。これについては全国的にはまだ広がっていませんけれども、母子感染で広がってきています。沖縄で大体年間100名以上の方々が感染していると。ところが治療薬がない、特効薬がない。かかったらおしまいよと前の部長はこのＡＴＬにかかった人は生きている人はいませんということで議事録にも載っています。実は何でそんな話をするかというと私の妻もＡＴＬで病気にかかって、そのために努力してきたわけです。簡単に言えばがん細胞を消滅させることは実はできたんですよね。だから病気の原因、これ難病ですから、しっかり疫学的に学問的にも研究をして必要な対策をとると。あれから県のほうでも県立病院、民間病院を含めてコンベンションで研究会を発表したりいろいろ進んでいますよ。私もたびたび呼ばれています。ところが効果的な治療方法はないといいながらも実際上はいろんな方々が私のほうに相談に来る。私は医者でも何でもない。
　それで１通の手紙をちょっと紹介しますと、これは発送人は福岡県北九州市小倉から送られてきているのですがちょっと読ませてください。
　急なお手紙失礼いたします。私の母親が成人Ｔ細胞白血病で今入院中です。抗がん剤を３回、脳にも移転していることがわかり、骨髄注射を週２回、２週間にわたって受け、脳の移転の治療をやっている状態です。昔から元気で働き、動き回っている人でしたので、日に日に体力が落ちていることに本人が一番つらい思いをしていると思います。医師からは移植を進められましたが、その治療もうまくいく確率も低く、予後ももとに戻る元気もなく自立できるほどにもままならないとナースの方に聞いたようです。本人は今以上に体力が弱るより治療を中止し、残り少ない日をできるだけ普通に生活したいと言って、私たち家族も本人の意思を尊重しようと思っている現在です。しかしながら私たちはやはり母ともっと一緒に過ごしたいのです。生きていてほしいのです。そんなときネットでいろいろ検索をしていたら嘉陽様の平成23年第６回沖縄県議会定例会の文面が出てきました。それを拝見し、詳しいことをもっと聞きたくてペンをとった次第です。免疫力アップのため行われたことを詳しく教えていただけないでしょうか。どんな漢方薬が効いたんでしょうかといろいろ書いています。
　問題はやっぱり当事者が何とかして自分の命が助かりたい。家族のためにもこの体をちゃんと健康にして予後を過ごしたいという必死な叫び、悲痛な叫び、これがあるにもかかわらずさっきのような態度はまずいと思うんですよ。
　それから三角頭蓋の問題もあちこちの外科でやっていると言っていましたけれども、今三角頭蓋の治療実態、知っていますか。外科医でちょっとやっているみたいですけれども本当にそうですか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　育成医療のデータで

見る限り平成28年に３件行われているというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　この三角頭蓋で生まれながらにして頭のほうが狭窄して三角形になっていって、いわゆる難病、特殊な病気ですから、なかなか治療が難しいと。今それでその治療で、先生の名前を出すわけにはいきませんけれども、その人が一生懸命頑張っていて、私の事務所にも来て、嘉陽さん、今沖縄県の三角頭蓋の医療状況はこうなっていて、全く振りかえられていない。結局その医者が自分で一生懸命研究して、沖縄で何例かは手術をして健常な子供にしたけれども、しかしまだまだたくさんいらっしゃる、こういう病気を持っている人が。ということで何とか県として医療行政としてこれで苦しんでいる皆さん方を助けてくださいと、その医者まで私の事務所まで来て頼んでいるんです。さっきの態度ではこれ県民から頼りにされない。

知事、改めてこれ難病の問題ですから、ＡＴＬもそうですしこの三角頭蓋にしたって研究もしないといけないでしょうし、それだからこそ余計力を入れて、さすが翁長知事になってこういう難病についても目を向けてもらって本当に自分たちの命が救われるというような状況をぜひつくっていただきたいと。これお願いしておきます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　次に、教育問題についてお聞きしますけれども、教育長、私は1992年ごろから学力向上推進運動について批判的態度をずっと表明してまいりました。教育というのは、人格を育てるもの、押しつけでは絶対にだめだよと。大事なのは子供たちを立派に教育できるような教育環境をつくる、教員数もふやす、それが大事であって、テストで追い込んで無理強いしたってよくなるわけじゃないよということを言ってきました。結局は学力テスト全国一の秋田県まで皆さん方研修に行って、沖縄も１位になろうということを頑張ったんでしょうけれども、どうなりましたか、それ以後沖縄の結果は、学力テストの結果は。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　結果は、順位というのは文科省も発表しないということでありますけれども、小学校は全国平均、全国水準になっていると。ただし中学校はまだ全国平均には届いていないんですが、全国平均との差を着実に縮めているものと理解しております。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　教育長、小学校のときにうんと頑張って最下位から脱出した、頑張ってですよ。しかし中学校に行ったらこの子供たちが今また中学校では最下位になっているんでしょう。全国最下位。なぜ全国の上位になったものが中学校に行ったらまた全国最下位になるか不思議でならないけれども、ちょっと説明してもらえますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　中学校、私どもも中学は成績を少し期待していたところもございます。ただし先生方からも聞きますと、やはり中学校というのは、何というんでしょうか、これは全国一緒ではございますけれども、学ぶ内容がかなり抽象的、概念的な部分になるということもありまして、それを理解するのにはなかなか簡単にはいかないところもございます。これも学力向上というのはどうしても授業、わかる授業という授業の改善でやっていくしかないわけでございまして、そういうこともありまして教育委員会のほうでは各学校支援訪問という形で訪問しながら先生方と話をしながら授業の改善をしていく。例えば発問の仕方でありますとか、教え方等についてきめ細かく何百回も訪問しているわけでございますけれども、そういったこともありますが、また中学校は思春期という特有のところもありますし、沖縄の場合はいろいろ遊び、非行とかそういう率も高い中ではありますが、生徒指導の課題もある中で一生懸命先生方は頑張っているんですが、なかなか成果が――上がってはいると思いますけれども、まだ全国平均に届いていないということで引き続き頑張っていく必要があると考えております。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　秋田県に行って向こうの教育委員会の先生方と懇談して、皆さん方３年連続全国一になって次はどうなるんですかと、苦しいんじゃないですかと言ったら苦しいと言っていました。結果どうなったかというと小学校、中学校は成績がいいけれども、大学受験のためのセンター試験になるとこの全国一だったのが37番に落ちているんです。だから本物の学力だったかどうかが今検証されている、向こうも秋田県も。私どもは全国的に進んだところはないだろうかということで、愛知県の犬山市、有名になりましたからＮＨＫでも教え合いの授業、学び合いの授業というこ

とで有名になりましたけれども、やはり先生方の労働条件をよくする、そして生徒数の１学級の人数についても減らすという教育条件を改善するということが最良の方法だと教え合い、学び合いの授業というものをやっていました。私はここで何回か出して提起しています。沖縄でもすばらしい実践があるじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　沖縄県のほうでも学び合いといいますか対話的な学び合い、よく最近はアクティブラーニングという言葉を使われますけれども、その前は学びの共同体という言葉も使われておりました。子供たちが先生方の一方通行の授業ではなくて、お互いわかる子がわからない子に教えたり、教えることによってさらに頭の中が整理されてさらに深い学びになるとか、そういうグループ学習的なものを取り入れながら特に小学校は進んでいます。ただ中学校のほうもその辺を引き続き取り入れて進めていく必要があると思っております。そういうことをやりながら、学力向上に取り組んでいきたいと。また新しい学習指導要領でもそういうところの視点が取り入れられておりますので、さらに強化していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　時間もありませんのでこれ以上聞きませんけれども、とにかく沖縄の先生方も苦心惨たんして一生懸命努力している。そして実績も上げている。見えないのは皆さん方教育行政です。それはやっぱり一番まずいと思います。

　現場の過労の問題もたくさん資料を調べますけれども、やっぱり教育長、皆さん方行政の側がしっかり今の学校現場の苦難を取り除くために頑張ってもらわないといかぬと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後５時18分休憩

　　午後５時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　最後に一つだけ、公室長、オスプレイはなぜ落ちるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

　先ほども答弁いたしましたが、緊急着陸も５回、墜落も海外を含めて３回起こっております。やはり構造上固定翼機とそれから回転翼機、これを変換する際のところが大きい要因となっているのではないかと推察したりするわけですけれども、ただこういったさまざまな緊急着陸の原因、それから名護市沖合での墜落についてもほとんどがパイロットのミスとかそういった形で片づけられている状況です。この辺についてはやはりこういった緊急着陸、そして墜落事故について徹底した原因究明を我々は米側にも求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　重要なヒント一つだけ出します。オスプレイはＣＨ53の大型輸送機、この後継機としてつくられたんですけれども重量が大きい、ずうたいが大きい。だから、飛ぶんだから軽量であれば飛びやすい。あれはどどーんとして、ダンプカーみたいなものにプロペラをつけているからいつでも落ちるんです。沖縄の場合にはしかも偏西風、台風、これがあるでしょう。しかもあれは自分でコントロールして調整しなければならないけれども、これの機能もない。だから最大の問題、やっぱりメタボ、大き過ぎる。これを改善しない限りいつまでも落ちるということで、県民運動しましょう。

　以上です。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

　本日の日程はこれで全部終了いたしました。

　次会は、明４日定刻より会議を開きます。

　議事日程は、追って通知いたします。

　本日は、これをもって散会いたします。

　　午後５時22分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　平　良　昭　一

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成29年10月４日

平成29年
第　５　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　７　号）

平成29年
第　5　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成29年10月４日（水曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第7号

平成29年10月４日（水曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで（質疑）

第３　陳情第112号、第114号、第116号及び第117号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで

甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
甲第２号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第９号議案　財産の取得について
乙第10号議案　財産の取得について
乙第11号議案　財産の取得について
乙第12号議案　財産の取得について
乙第13号議案　財産の取得について
乙第14号議案　訴えの提起についての請求の追加について
乙第15号議案　訴えの提起について
乙第16号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第18号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第19号議案　平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
乙第20号議案　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第１号　平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第２号　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
認定第３号　平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
認定第４号　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
認定第５号　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
認定第６号　平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
認定第７号　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
認定第８号　平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
認定第９号　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
認定第10号　平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
認定第11号　平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
認定第12号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第13号　平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
認定第14号　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
認定第15号　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
認定第16号　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
認定第17号　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
認定第18号　平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
認定第19号　平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
認定第20号　平成28年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
認定第21号　平成28年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
認定第22号　平成28年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
認定第23号　平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第３　陳情第112号、第114号、第116号及び第117号の付託の件

出席議員（46名）

議長	新里米吉君	18番	當間盛夫君
副議長	赤嶺昇君	19番	上原章君
1番	瀬長美佐雄君	20番	山川典二君
2番	玉城武光君	21番	花城大輔君
3番	親川敬君	22番	又吉清義君
4番	新垣光栄君	23番	末松文信君
5番	次呂久成崇君	25番	渡久地修君
6番	宮城一郎君	26番	玉城満君
7番	大城憲幸君	27番	仲村未央さん
8番	金城泰邦君	28番	照屋大河君
9番	西銘啓史郎君	29番	仲宗根悟君
10番	新垣新君	30番	崎山嗣幸君
11番	座波一君	31番	金城勉君
12番	比嘉瑞己君	33番	具志堅透君
13番	西銘純恵さん	34番	島袋大君
14番	平良昭一君	35番	中川京貴君
15番	上原正次君	36番	座喜味一幸君
16番	当山勝利君	37番	嘉陽宗儀君
17番	亀濱玲子さん	38番	新垣清涼君

39番	瑞慶覧　功君	45番	糸洲朝則君
41番	狩俣信子さん	46番	照屋守之君
42番	比嘉京子さん	47番	仲田弘毅君
43番	大城一馬君	48番	翁長政俊君

欠席議員（1名）

32番　砂川利勝君

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企業局長	町田優君
副知事	浦崎唯昭君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	富川盛武君	会計管理者	大城玲子さん
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	大城壮彦君
知事公室長	謝花喜一郎君		
総務部長	金城武君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	公安委員会委員	阿波連光君
		警察本部長	池田克史君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君		
		代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	宮城理君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	主幹	中村守君
次長	平田善則君	主幹	城間旬君
議事課長	勝連盛博君	主査	宮城亮君
課長補佐	平良潤君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第20号議案まで及び認定第１号から認定第23号まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　おはようございます。

会派社民・社大・結連合の次呂久成崇です。

一般質問の前に所見を述べて一般質問を行いたいと思います。

去る９月29日、新石垣空港に米軍普天間基地所属のＭＶオスプレイ２機が緊急着陸をしました。そのため、滑走路が30分以上閉鎖され、民間航空機が目的地変更や遅延、出発おくれなど多くの乗客に影響が出ました。オスプレイ１機は今なお駐機しており、離陸のめどは立っておりません。昨年12月の墜落事故を初め、県内外で緊急着陸を繰り返すオスプレイが欠陥機であることは明らかです。県民に不安と不信感を与えるオスプレイの飛行停止と配備撤回を強く訴え、一般質問を行います。

１、離島振興について。

日台漁業協定の取り組みと沖縄漁業基金について。

ア、八重山北方海域に設定された日台共同利用の三角水域の操業ルールの改善等の取り組みについて、９月までに再度協議を行うという答弁でした。その後どのような協議が行われたのか、また今後の取り組みについて伺います。

イ、沖縄漁業基金について、今年度から放置漁具の回収処分費用等についても助成されることになりましたが、具体的に伺います。

(2)、石垣漁港内の照明灯や陸電施設の整備については、地元要望や漁港施設利用状況等を確認し対応していくということでありましたが、取り組みについて伺います。

(3)、農林水産物の県外出荷に際し陸路の最遠地である鹿児島県発送との差額相当分の補助を行っていますが、この助成を受けての空輸も那覇空港での載せかえ時に温度管理がなされず水産物が常温で飛行機に積載されるのを待っているのが現状です。本土でも八重山のマグロは高い評価をされていますが、品質管理・衛生管理体制を徹底することにより消費者や市場から信頼される産地となり、ブランド化の促進、漁業者の所得向上・安定につながると思います。そのために那覇空港内に冷蔵施設を整備し、品質管理・衛生管理体制を構築しなければならないと思いますが取り組みについて伺います。

２、八重山諸島における観光について。

毎年、沖縄を訪れる観光客も右肩上がりでふえ、八重山諸島でのスキューバダイビングを楽しむ観光客も増加しております。

(1)、年間、その観光客数はどれくらいか伺います。

(2)、観光客に安全にスキューバダイビングを楽しんでもらうために、沖縄県としても何か対策をとっているのか伺います。

(3)、沖縄県では、きれいな海を観光のキャッチフレーズにして、観光客を呼び込むことに力を入れていますが、マリンスポーツやスキューバダイビング産業に関して何か支援をする事業はあるのか伺います。

(4)、近年、スキューバダイビングが観光の売りになっている反面、事故も多発していますが、どれくらい事故が発生しているのか伺います。

(5)、スキューバダイビングを楽しむ観光客のみならず、それを職業にしているインストラクターにも職業病と言える潜水病がふえていると聞きますが、インストラクターの潜水病がどれくらい発生しているのか沖縄県として把握しているか伺います。また、八重山諸島での発生数はどれだけか伺います。

３、新県立八重山病院の建設状況について。

(1)、進捗状況について伺います。

(2)、６月県議会で土木建築部長から答弁があった新病院主入り口への中央分離帯設置について、公安委員会から両交差点が近接することから、安全性の説明を求められ検証を行っているということであったが進捗状況について伺います。

(3)、新病院前交差点の信号機設置及び横断歩道については設置しない方向で調整が進んでいるとのことですが、信号機設置の必要性、安全性について県警の見解を伺います。

(4)、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を活用した八重山病院の医療機器の整備について、病院事業局との調整、進捗状況を伺います。

(5)、石垣市役所新庁舎建設場所周辺の旧空港跡地土地区画整理事業について、区域の確定及び地区界新設道路の設置が再検討されているようですが、経過と状況について伺います。

４、農業行政について。

(1)、昨年は大きな台風の影響も少なく県の基幹産業であるサトウキビの生育環境が良好で生産量が17年ぶりに90万トンを超えました。また、肉用牛の価格上昇が続きサトウキビと肉用牛を中心とした2016年度の農業産出額が1000億円を超える見通しとなったようですが、品目や試算等の詳細について伺います。

(2)、５年に一度の和牛のオリンピックと言われる第11回全国和牛能力共進会が９月７日から９日に宮城県仙台市で開催され、沖縄県からも14頭が出場しました。共進会概要と沖縄県代表の成績等について、また11月開催予定の沖縄県共進会の取り組みについて伺います。

５、福祉・教育行政について。

(1)、直近の県内における保育士登録者数と登録されていながら実際には就業していない潜在保育士数について伺います。

(2)、私が昨年から議会で実施を訴えていた離島での保育士試験が今年度から宮古島市、石垣市でも実施されるようになりましたが、平成29年度末までに待機児童解消の要件となる保育士確保の取り組みとして、県は保育士試験受験者支援事業を実施していますが、その取り組みと実績及び過去５年間の保育士試験合格者数について伺います。

(3)、これまで平成29年度末までに2300人の保育士を確保する予定ということでしたが、私は昨年の６月議会で保育士登録名簿を活用した人材確保・復職支援

の取り組みができないかと提案いたしましたが、その取り組み状況について伺います。

(4)、放課後学童クラブは、公立公営、公立民営、民立民営の３つの設置・運営形態がありますが、全国と沖縄県のそれぞれの設置・運営主体別の割合について伺います。

(5)、沖縄県は、全国に比べ民立民営が多く利用料が高いなどの課題があることから、利用者の負担軽減を図る必要があります。県の施策として、新規設置クラブへの家賃補助や児童送迎に係る経費の補助、沖縄振興特別推進交付金を活用した公的施設への移行について促進と支援を実施していますが、取り組み状況と効果等について伺います。

(6)、国は、平成19年３月に教育委員会と福祉部局の連携を効果的・効率的に図ることを示し、学童保育の余裕教室を初めとする学校諸施設の利用促進を円滑に実施するための弾力的な運用を図るよう求めています。また、子ども・子育て支援法に基づく改定児童福祉法では、市町村は、公有財産の貸し付け等を積極的に行い実施の促進を図るとしています。黄金っ子応援プランでも具体的な支援策として、地域の実情に応じた放課後児童クラブの設置促進及び公的施設の活用促進と市町村と連携した放課後児童クラブの多様化するニーズへの対応とありますが、小学校・幼稚園への公的施設活用の実態と取り組み状況について伺います。

６の我が会派の代表質問との関連については取り下げます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

次呂久成崇議員の御質問にお答えをいたします。

農業行政についてに関する御質問の中の４の(1)、平成28年度の農業産出額についてお答えをいたします。

沖縄県の農業産出額は、平成24年以降４年連続で増加しており、国が発表した27年の農業産出額は935億円となっております。沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、一括交付金等を活用した、１、牛舎の整備や繁殖素牛導入による畜産の生産対策、さとうきび増産基金等の活用による増産対策などに取り組んだ結果、28年は子牛の出荷額が過去最高となったほか、サトウキビの生産量も17年ぶりに90万トンを超えるなど好調であったことから、28年の農業産出額は1000億円を超えることが期待されております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　１、離島振興についての御質問の中の(1)ア、八重山北方三角水域における操業ルールの改善等の取り組みについてお答えいたします。

日台漁業取り決めが発効した平成25年以降、日台双方で操業ルール等に関する協議を重ねてまいりました。現行のルールでは、八重山北方三角水域の一部水域において、マグロはえ縄漁業を昼夜交代制で操業することとなっておりますが、定められた操業時間を守らない台湾漁船が多数確認されております。ことし８月に開催された日台漁業委員会の専門会議において、日本側は、八重山北方三角水域全体での１週間交代制の操業を改めて求めましたが、台湾側の合意が得られなかったことから、再度、協議を行うこととしております。

県としましては、引き続き、漁業関係団体と連携して、国に対し、取り決めの見直し等、国内漁船の安全操業確保に向けた抜本的な措置を講じるよう求めてまいります。

次に、(1)イの沖縄漁業基金の追加事業内容等についてお答えいたします。

平成29年３月改正の沖縄漁業基金事業は、新たに海底清掃事業と操業状況等把握システム開発事業が追加されております。海底清掃事業の内容は、漁場機能の維持管理を行うため、台湾漁船等による投棄漁具等を回収、処分するのに必要な経費の定額助成となっております。また操業状況等把握システム開発事業の内容は、日台漁業取り決め水域で操業する我が国漁船の操業状況等を把握するシステムの開発・運用に必要な経費の定額助成となっております。

県としましては、漁業関係団体と連携し、台湾漁船等の影響について情報収集に努めるとともに、引き続き国に対し事業内容の改善を求めてまいります。

次に、(2)、石垣漁港内の照明灯などの整備に係る取り組みについてお答えいたします。

石垣漁港における照明灯や陸電施設については、漁業者との意見交換で、夜間準備作業が多いマグロ漁船等の漁業者から整備の要望があります。

県としましては、現在、岸壁不足の解消などを目的とした水産流通基盤整備事業の新規採択に向け、国等関係機関と調整を進めているところであり、引き続き、漁業者や石垣市と連携を図りながら、地元要望が

反映された事業計画の策定に向け取り組んでまいります。

次に、(3)、那覇空港内の冷凍施設整備についてお答えいたします。

県では、県産水産物のブランド化や、県外・国外への販路拡大等に向けた取り組みを実施しているところであります。離島からの水産物出荷につきましては、流通面において、鮮度保持等に課題があることは認識しております。

県としましては、平成29年度から、輸出水産物を一元集荷し、鮮度管理した上で安定供給するための実証試験等を行っていることから、これらの成果を踏まえつつ、水産物出荷におけるリーファーコンテナ等の冷蔵施設の整備について検討してまいります。

次に、４、農業行政についての(2)、全国和牛能力共進会の概要と成績、沖縄県畜産共進会の取り組みについてお答えいたします。

第11回全国和牛能力共進会宮城大会には、41万7000人が来場し、39道府県から和牛513頭が出品され、沖縄県からは14頭を出品し、約300名の関係者が参加しました。共進会の審査競技会女性の部でうるま市の島袋愛理さんが全国第２位となり、出品牛９頭が優等賞を受賞しました。また、11月開催の沖縄県畜産共進会では、県内各地域から選抜された104頭が審査され、９つの部門において沖縄一が決定されます。

県としましては、引き続き、全国和牛能力共進会や県畜産共進会を支援し、家畜の改良増殖を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２の八重山諸島における観光についての御質問の中の(1)から(4)までの八重山諸島におけるダイビング産業の現状と県の取り組み等につきましては、関連いたしますので恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

平成28年度の八重山諸島への入域観光客数は124万8000人で、うちダイビングを目的に訪れた人は、海外客について詳細なデータはございませんが、国内客では約15万3000人となっております。県では、観光客にダイビングを安全・安心に楽しんでもらうため、ダイビング専用のウエブサイトを構築し、観光客向けのダイビング安全対策ガイドや県内のダイビングスポットなどを掲載しております。県内のダイビング事故については、県警の調査によりますと県全体では平成28年度に12件、平成29年度８月末現在で８件発生しており、うち八重山諸島では平成28年度２件、平成29年度８月末現在で２件の発生となっております。県では、これらに対応するため、事業者向けの安全対策マニュアルを作成しウエブサイトに掲載して注意喚起を図っております。

県としては、今後とも引き続き関係機関と連携し、安全・安心にダイビングができる環境づくりに努めるとともに、沖縄が世界に誇るダイビング資源を活用し、さらなる観光振興に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　八重山諸島における観光についての御質問の中の(5)、スキューバダイビングのインストラクターの潜水病についての御質問にお答えします。

日本高気圧環境・潜水医学会の調査によりますと、県内で減圧症治療を行っている医療機関は８施設となっております。県が当該医療機関に対して、平成28年度の減圧症治療実績について確認したところ、５機関111人となっており、そのうちスキューバダイビングのインストラクターの患者数は、４医療機関24人となっております。また、県立八重山病院における患者数は２人で、インストラクターはおりません。

次に、３の新県立八重山病院の建設状況についての御質問の中の(4)、医師確保対策基金を活用した八重山病院の機器整備についての御質問にお答えします。

同基金を財源とした県立八重山病院の医療機器整備につきましては、病院事業局と調整を行い、八重山病院における脳神経外科医の確保・定着を図るため、手術用顕微鏡ほか７件の医療機器の整備に要する経費として、補助金３億485万5000円を９月補正予算に計上したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　新県立八重山病院の建設状況についての御質問の中で３の(1)、新県立八重山病院整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

新県立八重山病院整備事業については、８月末現在、工事の進捗率が50.1%で、４階の柱やはりの建方工事と並行し、2階の内装工事等を実施しております。

病院事業局としましては、平成29年度末の竣工・引き渡しに向けて、引き続き工事の進捗管理に努めて

まいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　3、新県立八重山病院の建設状況についての御質問の中の(2)、県道石垣空港線中央分離帯設置についての御質問にお答えいたします。

県道石垣空港線の新八重山病院主入り口中央分離帯については、開口する方向で公安委員会と調整を進めております。なお、市道との交差点が近接することから、路面表示や、カラー舗装、道路照明設置等の安全性を確保する方法について、引き続き調整を行っているところであります。

同じく3の(5)、旧空港跡地の土地区画整理事業計画についての御質問にお答えいたします。

土地区画整理事業は、土地所有者等から土地を提供してもらい、道路、公園等を整備することによって、土地の利用価値を高め、健全な市街地を形成する事業であります。石垣市が進める旧空港跡地の土地区画整理事業計画については、国、県、市の担当者で構成する石垣空港跡地利用連絡協議会において、土地所有者の負担のあり方等について意見交換しているところであります。県は、土地区画整理事業の実施に向け、連絡協議会において、関係者と調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　3の新県立八重山病院の建設状況についての御質問の中で(3)、新病院前交差点の信号機設置についてお答えいたします。

信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路や施設の設置計画状況などを分析するとともに、他の対策による事故抑止の可否なども考慮した上で設置の必要性を判断しております。

新県立八重山病院におきましても、病院前の県道が供用された後、こうした状況を分析考慮した上で信号機の設置について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　5の福祉・教育行政についての御質問の中の(1)、保育士登録者数及び潜在保育士数についてお答えいたします。

平成29年4月1日時点の県内における保育士登録者数は2万1953人で、そのうち保育施設に約1万1000人が勤務していることから、潜在保育士は約1万1000人と推計しております。

次に、5の(2)、保育士試験受験者支援事業の取り組みと実績及び保育士試験合格者数についてお答えします。

県では、平成27年度から保育士試験受験者支援事業を実施しており、市町村が行う保育士試験対策講座の実施費用を補助しております。平成27年度5市町村、28年度11市町村、29年度12市町村が事業を活用しており、講座受講生の試験合格は、平成28年度が39人、29年度前期試験が55人と着実に増加しております。また、過去5年間の保育士試験合格者数については、平成24年度が63人、25年度が68人、26年度が71人、27年度が177人、28年度が185人、29年度前期試験は110人となっております。

次に、5の(3)、保育士登録名簿を活用した人材確保の取り組みについてお答えします。

県では、今年度から、県が保有する保育士登録情報を活用した潜在保育士への働きかけを始めており、依頼のあった14市町村に対し、約1万件の情報を提供しております。提供を受けた一部の市町村では、市町村独自の補助事業等を案内したところ、保育所への復職に結びついたと聞いております。

県としましては、引き続き、市町村と連携し、保育士の確保に努めてまいります。

次に、5の(4)、放課後児童クラブの全国と沖縄の設置、運営主体別の割合についてお答えします。

厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施状況調査によりますと、平成28年5月1日現在の放課後児童クラブの設置・運営主体別割合は、全国では公立公営が37.0％、公立民営が44.8％、民立民営が18.2％となっており、本県では公立公営が2.4％、公立民営が3.8％、民立民営が93.8％となっております。

次に、5の(5)、利用者負担の軽減のための取り組み状況及び効果についてお答えします。

県においては、利用者負担の軽減を図るため、平成28年度は、新規設置放課後児童クラブに対する家賃補助を3市町の12クラブ、送迎に係る経費の補助を8市町村の20クラブに対し実施したところであります。また、沖縄振興特別推進交付金を活用した公的施設活用クラブの施設整備については、平成28年度までに14カ所の設置を行っており、平成29年度は委託設計を含む20カ所の事業実施を予定しております。これらの取り組みにより、県内の放課後児童クラブの

月額平均利用料は平成24年度の１万711円から平成28年度は9511円に低減しており、県としましては、引き続き市町村と連携し、利用者の負担軽減に努めてまいります。

次に、５の(6)、放課後児童クラブに係る小学校、幼稚園施設活用の実態と取り組み状況についてお答えします。

平成29年５月１日現在の放課後児童クラブ数は403クラブで、うち小学校内にクラブ専用施設を設置したものが26クラブ、空き教室を活用したものが18クラブ、幼稚園施設を活用したものが４クラブとなっております。子ども生活福祉部では、平成29年２月に教育委員会と共同で、市町村の福祉部局と教育委員会を対象に説明会を実施するなど連携を進めており、引き続き公的施設を活用したクラブの設置促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　それでは再質問を行います。

まず、離島振興についてですが、私も先月消費地市場である築地市場、そして川崎北部市場を視察し、この競り場での温度管理というのを目の当たりにしてまいりました。また水産大卸、マグロ仲買さんの話を伺うと、石垣島のマグロの評価は高いんですけれども、輸送途中での温度管理、そこにやはり不安要素があり、今後さらなる高付加価値化を目指す上でコールドチェーンは必須であると意見をいただきました。この沖縄の水産資源を有効かつ高付加価値化する上で、県としてさらなる支援ができないか伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるように、本県の水産物についてはマグロ類、ハタ類、マチ類含めて非常に有望品目というふうに言われておりますけれども、県外あるいは海外出荷の中で、今おっしゃるような鮮度保持については非常に課題を抱えているということは認識しております。そのために、県のほうとしても、平成28年度が持続的な漁業生産拡大のためのマーケティング支援事業、あるいは消費拡大事業とかその辺を活用しながら、鮮度保持についての事業を今展開しております。その辺の成果を踏まえて、今後冷凍というかこの辺の輸送体制については、あり方をさらに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　基金を活用した放置漁具の回収処分費用の件なんですけれども、具体的にこの事業実施を行う主体というのはどこになるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

事業実施主体のほうについては漁業協同組合を今やっております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　今、八重山のマグロはえ縄漁業の現状なんですけれども、外国漁船による放置漁具が仕掛けに絡む、そういう被害が起こっておりまして、その際、この放置漁具を回収して持ち帰ってきているんです。この漁具の処分というのは産業廃棄物であるために、最終的に処理施設がない石垣島では、この処分費用というのが高額になるんです。それで、漁港内に放置せざるを得ない、そういう状況なんです。私の調べたところによりますと、県内メーカーが開発した小型安価でダイオキシン等の有害物質の発生が少ない高性能な焼却設備が流通しており、これを導入し、安全かつ安価での処理を行っている自治体も県内であるというふうに伺っています。

近年のこの漁船というのはまた船体の大部分がプラスチック、ＦＲＰの素材でして、回収時に発生する廃材の処理にもやはり離島圏であるがゆえにその処分というのは苦慮しているんです。この漁具以外にも漂着ごみも多く、この処理も有効活用し得る設備になるかと思うんですけれども、これについて当局の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

漁業基金での投棄漁具等の処分については、今事業メニューでは対象になっているんですけれども、議員がおっしゃるように全体的な処分について、例えば漁船の廃船とかそういうものについても、我々のほうとしては計画的に一応支援しているんですけれども、今おっしゃるように処分の施設等についてはまだやっておりませんので、国等含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ぜひお願いをしたいと思います。

次に、済みません、もう一度確認なんですけれども、スキューバダイビングの件です。潜水病になったときにこれは県内で治療するのは幾つなのか。また八重山では八重山病院だけなのかというのをちょっと確

認させていただきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　８医療機関、そういう学会等に今登録する制度があるわけですけれども、そのうち、琉球大学附属病院のほうではここ二、三年治療実績はございません。それから中部徳洲会病院においても機械はあるんですけれども、専門医がいないということで治療施設は稼働させていないと。北部地区医師会病院も27年10月以降機器を撤去したため、治療実績がございません。８つのうちこの３つを除いた５施設、ここで潜水病の治療を行っているということでございます。八重山地区においては、県立八重山病院だけがその装置を設置しているということでございます。
○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　八重山圏域では唯一治療できるのは県立病院だけだということなんですけれども、文化観光スポーツ部長、このことは新病院のほうで継続できない場合、そうするとやはり難しいんじゃないかなと思うんです。それについてちょっと見解を伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　本県に外国人のお客様はたくさんふえておりますけれども、特にダイビングを楽しまれるお客様もかなりふえております。そうした外国人を含めて沖縄でダイビングを楽しまれるお客様の安全・安心というのは大変大事な要素でございます。基本的には所管部局であります病院事業局において関係機関と調整を行っていると聞いておりますけれども、文化観光スポーツ部といたしましても、何かできることはないか連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　もし、新病院のほうで治療ができなくなった場合というのを部長、把握されておりますか。嘉手苅部長。
○議長（新里米吉君）　改めて質問の趣旨、もう一回。
　休憩いたします。
　　午前10時41分休憩
　　午前10時41分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　現病院にそういう機器があることは認識しておりますし、また新しい病院に関しましては、これを移設するとかそういう形での取り組みをしていると、検討しているということは聞いております。
○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　同じ八重山選出の砂川議員も取り上げていたんですけれども、先ほど部長もおっしゃっていたように、安心・安全が確保できない環境というのは、やっぱり観光立県をうたっている沖縄県としては、私はこれではいけないんじゃないかなと思うんですけれども、見解を伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　繰り返しになりますけれども、やはり安全・安心に十分満足いく形で沖縄観光を楽しんでいただけるということは、我々のまたある意味使命でございますので、こういった形で議員がおっしゃっている件に関しましても、関係部局ときっちり連携しながら検討させていただきたいなというふうに思っております。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　知事にも伺いたいんですけれども、やっぱりこの潜水病の治療ができる環境、沖縄県として八重山地域に整備する必要があると思うんですけれども、見解を伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　病院事業局長。
○病院事業局長（伊江朝次君）　過去20年間にわたって八重山病院では、病院が主体になっていわゆる地域で起こる漁民の皆さん、それから近年では観光客あるいはダイビングのインストラクターの皆さんの潜水病に対する対応をしてまいりました。新病院に移るに当たって施設も老朽化しておりますので、今後とも治療を継続しなきゃいけないということは重々認識しております。建設に当たって非常に費用もかさんでいることから、関係機関ともしっかり連携して実現するような取り組みをしていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　観光の視点から、そして漁業者の安全面の確保という視点からも、この文化観光スポーツ部、そして農林水産部、互いに連携してこの潜水病の治療がまた永続的に行っていけるという事業を立ち上げてぜひ取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、知事、政治的判断も含めて伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　先日もこの件についての御質問がありましたけれども、今、潜水病というような中

で県立八重山病院に設備が不十分であるというようなこともありまして、それから、それ以外にもまた八重山病院にはいろいろ設備をやる必要性がありまして、病院事業局長と保健医療部長、３者で話し合いをして医師と離島のための基金からこのＣＴ初め、その中で一つの緊急を要するものに予算措置をさせていただいております。今、観光という意味でも当然人命そういった観光客を含め地元漁民の方々にも安心・安全な海を楽しんでいただくという意味でも、これ重要なことだと思いますので、今回３者で、あるいはまた担当副知事等が一緒に話したことをこれからも詰めて、皆さん方の今のお気持ちを反映していきたいなと思っています。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　ぜひお願いをしたいと思います。

次に、新県立八重山病院についてなんですけれども、土木建築部長に伺います。

この旧空港跡地に計画されています、先ほどからやっています中央分離帯、こちらのほうは開口することに決まったという認識でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

現在公安委員会のほうとはこの八重山病院前の主入り口の交差点協議とあわせて信号機の設置協議、そして市道の部分の交差点協議とこの３つを一緒にやっております。この県道部分の主入り口の交差点につきましては、開口する方向で、あと安全性をどう確保するかということをまだ協議中ですので、確定したというころではありませんけれども、その方向で調整、協議はさせていただいているということでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　県警本部長にも伺いますけれども、先ほどこの中央分離帯、県警としては今調整中ということではあるんですけれども、開口を承諾する方向で調整しているという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

おっしゃるとおりでありまして、まさに調整中ですけれども、開口する方向で調整するということで進んでいると承知しております。

以上です。

○次呂久　成崇君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　信号機設置についてですけれども、この信号の設置に関しての文書、道路交通法に基づいてこの「信号機設置の指針」があるんですけれども、この信号機の設置条件のところの(1)の信号機の設置のための必要条件の項目エに明記されている内容を、県警本部長お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

今議員おっしゃった文章といいますのは、警察庁の交通局長から示されている指針でありまして、「(1)信号機の設置のための必要条件」とありまして、こういう場合に設置できるよということが書かれております。

議員から今言及のあったエというのは、基本的には「隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。ただし、信号等灯機を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合は、この限りではない。」、つまり150メートル離れてなくてもこの限りではないですよというただし書きがついているのがエでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　それでは、その後の「(2)　信号機の設置のための択一条件」の項目イに明記されている内容もお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　イが択一条件でちょっと長いんですけれども、こういう場合はできるよと。択一ですからこのうちの一つがあればいいというわけですが、イが「小中学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。」でございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　このようにこの項目イにはっきりと小中学校、そして幼稚園、保育園、病院また養護老人ホーム等付近においては生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等のいわゆる交通弱者と言われる人々にどうするというふうに書いてあるのか、もう一度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　繰り返しですけれども、

今そのような「生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。」、これが信号機設置のための択一の条件でございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　今答弁あったように、安全を特に確保する必要があるということですので、今後も信号機設置については協議をしっかりと続けていってほしいなというふうに思います。

次に、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金についてなんですけれども、今回脳外科医師確保に限って、限定してこの医療機器の整備というのが見受けられるんですけれども、これは政策医療を担う八重山圏域の中核病院としての位置づけで、他の診療科も含んだ安定的な医師確保を目的とすることに最大限活用するというのは可能でしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　条例の趣旨を勘案する限りにおいて、やろうとする事業が医師の確保定着に即効性、緊急性、実効性がある事業として立案していく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　今石垣、八重山のほう建設費が大幅に加算しており、移設にもそれで医療機器の一部が支出できないという状況ですので、これに対してまた整備ができないと、この４週間から６週間の医療提供に関しても空白期間ができてしまうと思うんです。これが本当に地域格差そのものではないかなと思うんですけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　そもそも基金自体は、この病院の医療機器の整備を目的としたものではございません。あくまでも医師の確保定着が主目的でございます。

今般八重山の病院の整備については、原則で言うならば病院事業局のほうの機器整備の予算で整備するところでございますが、そういった病院の経営状況とか、あるいは脳外科に限って言えば医師の確保定着に資するということで、一般会計としても応援する必要があるだろうということで、今回３億余りを機器整備の補助金として計上したというところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　基金の執行期間、残り１年数カ月、残り少ないです。執行率も低く残高もあるんですけれども、さらなる増額というのはできないのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　今回の当方の補助金とあらかじめ病院事業局のほうに置いた整備費で必要な医療機器の整備は行われるものというふうに理解しております。

基金、残余残り１年ということでございますけれども、この事業については、琉大の地域枠の医者がふんだんに供給されるまで引き続き継続して行う必要がある事業でございますので、それに充てる必要があるということで、我々としては条例の期間の延長も考えているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　農業行政についてですけれども、知事に伺います。

11月に開催される県の共進会、こちらのほうにはやはり知事にもぜひ出席していただきたい。そして、離島の競りのほうも視察していただきたいと思うんですけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今次呂久議員の要望でありますけれども、これは農水部長から先日お聞きしまして、できるだけ応えていきたいというような形で２人で話し合っておりますので、ぜひまた近づいてきたらしっかりと日程調整もしたいと思います。

○次呂久　成崇君　肉用牛生産、離島にとって大きな産業の一つですので、ぜひお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

［崎山嗣幸君登壇］

○崎山　嗣幸君　おはようございます。

通告してありますので、一般質問を行いたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてでありますが、(1)番目、石破茂元防衛大臣が、米国の核の傘で守ってもらうと言いながら、日本国内にそれ（核兵器）は置きませんというのは正しい議論なのかと疑問を呈する発言をしました。去る９月10日のＮＨＫの報道番組で、1959年那覇飛行場で米軍の核ミサイルが誤射された。もし爆発していたら、那覇の町は廃墟になっていたという衝撃的な報道がされたばかりであります。石破氏のこうした発言は、政府の非核三原則を踏み外すどころか、沖縄における核配備を容認する姿勢と何ら変わりません。北朝鮮脅威に便乗した核武装論を絶対容認することはできません。知事の見解を伺います。

(2)、核兵器を非合法化して、廃絶を目指す核兵器禁止条約の署名式がニューヨークの国連本部で開かれ

ブラジルなど40カ国が署名しました。日本は米国の核の傘に依存し、条約に署名しない意向を示し、署名をしませんでした。日本は唯一の被爆国として、核兵器のない世界を目指し核兵器禁止条約に率先して署名すべきであります。知事の見解を伺います。

２番、辺野古新基地について。

(1)、政府による新基地工事計画と進捗状況について伺います。

(2)、新基地工事に向けた県知事、名護市長の権限等の必要事項、許可、変更申請、承認、協議の内容について伺います。

(3)、辺野古埋立承認撤回の要件は何か伺います。

(4)、知事が記者会見で述べた県民投票の意義について伺います。

大きい３番、那覇空港第２滑走路についてであります。

(1)、那覇空港の現状は、民間機、貨物機、それに自衛隊機合わせて年間８万3189回と過去最多を記録し、超過密状態と言われております。しかし、2020年３月運用開始を目指す第２滑走路が完成しても那覇空港の発着回数は２割程度しか増加されないと言われております。これでは入域観光客数1200万人を目指す将来の需要に到底対応できないと思います。なぜ滑走路増設の効果は生かされないのか伺います。

(2)、軍民共用空港である那覇空港は、防衛省による南西方面への軍事力シフトによって、自衛隊機の離発着の多発、騒音激化、民間機とのニアミス、脱輪事故等空港閉鎖がたびたび起こっております。県は、空の安全を確保するため民間専用化を求めるべきではないか伺います。

(3)、那覇市の小禄地域、豊見城市の与根地域で、環境基準を超える騒音が発生しておりますが、防音対策はどうしているか伺います。

４番、泊魚市場の糸満漁港への移転についてであります。

県は、那覇市泊魚市場を全県の水産物流通の中心地となる地方卸売市場の機能を糸満に移し、泊を消費地市場として再整備することを計画しております。この計画は、那覇市の水産振興計画や漁業者との合意形成等の問題点と課題が惹起しております。全体の概要を伺います。

５番、労働行政について。

(1)、政府の働き方改革関連法案は、生産性向上や企業の成長、利益拡大が目的化され、過労死ライン（月80時間）に相当する残業にお墨つきを与える問題があります。県の考え方を伺います。

(2)、沖縄の基幹産業である製糖業は従来の適用除外がなくなり、直接影響を受けることになります。県の対応策を伺います。

(3)、沖縄県の最低賃金は737円、全国820円で、年収換算で141万円程度でしかありません。失業率、有効求人倍率が好転しているとはいえ、最低賃金で働く人が10.5％、非正規労働者は44.5％、全国は38.2％で県民所得は全国一低い実態であります。県は最低賃金の引き上げを図り、健康で文化的な生活を送れる労働環境をつくり出す取り組みをすべきではないか伺います。

(4)、県の公共事業、公共サービスは県民生活を支える重要な事業であります。公契約に関する労働者の賃金や労働条件が劣悪な環境に置かれてはなりません。公契約条例制定の進捗とその内容を伺います。

６番、2020年東京五輪･パラリンピックについて。

(1)、県は、県出身者が出場できるようトップアスリートの育成・強化を打ち出しております。その取り組みと有望種目と有望選手について伺います。

(2)、1964年の東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーは、ギリシャのアテネから大陸を渡り、日本国内は米国統治下の沖縄が出発点でありました。当時、聖火リレーは那覇から南部、名護、嘉陽、塩屋までの区間241キロメートルを正走者、随走者3473名が走り抜き、沿道の県民も全ての県民も日本の一員として歓喜の渦に包まれました。当時、私も高校２年のときに、現県民広場前から明治橋までの区間を聖火ランナーの一員として走り抜き、その感動は今も残っております。2020年の東京五輪・パラリンピックは文字どおり、沖縄が日本復帰を果たした現実を再び聖火リレーを通して日本全土に世界に沖縄をアピールする絶好の機会であります。県は、沖縄からの出発地を強く求めるべきではないか伺います。

以上であります。質問席から再質問をしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　崎山嗣幸議員の御質問にお答えをいたします。

2020年東京五輪・パラリンピックについてに関する御質問の中の、沖縄を聖火リレーの出発地とすることについてお答えをいたします。

沖縄県では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をスポーツコンベンションを飛躍的に拡大させる絶好の機会と捉え、先月13日に、小池東京都知事及び鈴木東京オリンピック競技大会・パラリ

ンピック競技大会担当大臣に対して、沖縄県を聖火リレーの出発地とすることなどを要請したところであります。聖火リレーのルート選定等については、現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の聖火リレー検討委員会において検討が行われており、2019年７月に結果が公表されることになっております。

沖縄県としては、引き続き本県を聖火リレーの出発地とするよう、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１の知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、核兵器の持ち込みについてお答えいたします。

県が平成22年６月、外務省に対し、有事において米側から核兵器を持ち込むことについて事前協議があった場合、日本政府は承認するのかとの照会を行ったところ、防衛省からは、非核三原則を堅持する方針に変わりはないとの回答がありました。

県としては、いかなる理由があるにせよ、沖縄への核持ち込みはあってはならないと考えております。

次に、２、辺野古新基地についての御質問の中の(2)、知事や名護市長の権限等についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する沖縄県知事の権限としては、沖縄県漁業調整規則に基づく岩礁破砕等許可手続及びサンゴ類の特別採捕許可手続や、公有水面埋立法に基づく設計変更申請等さまざまなものがあります。また、名護市によると、辺野古新基地建設に関する名護市長の権限としては、名護市漁港管理条例や名護市法定外公共物管理条例に基づく手続等があると聞いております。

次に、２の(3)、撤回についてお答えいたします。

撤回とは、行政行為の適法な成立後、公益上の理由が生ずるなど後発的な事情の変化により当該行為を維持することが必ずしも適当でなくなった場合に、これを将来的に無効とすることと承知しております。

県は、公有水面埋立法に基づく承認後の後発的な事情として、埋立承認に付した留意事項や、環境保全措置に係る問題点等さまざまな観点から撤回事由を検討しているところであります。

次に、２の(4)、県民投票の意義についてお答えいたします。

これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その政策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しており、県民投票を実施し、民意を問うことは意義があるものと考えております。県民投票を実施するか否かについては、県民が主体となって十分に議論がなされることが重要であると考えております。

次に、３、那覇空港第２滑走路についての御質問の中の(2)、那覇空港の民間専用化についてお答えいたします。

多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、自衛隊は県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

県としては、自衛隊において、県民に不安や影響を与えることがないよう安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の、核兵器禁止条約の署名についてお答えします。

沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行い、あらゆる国による核兵器の実験に対してその都度抗議を行っております。

悲惨な地上戦を体験した沖縄県としましては、恒久平和を願っており、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、核兵器禁止条約の議論は重要なものであると考えております。核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める、ヒバクシャ国際署名については、８月に知事が署名したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　２、辺野古新基地についての御質問の中の(1)、工事計画と進捗状況についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の工事計画において、汚濁防止膜工着手後７カ月目に当たる時期には、14の護岸に着手する予定となっております。一方、現在、着手が確認できる護岸はＫ９護岸であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、那覇空港第２滑走路

についての御質問の中の(1)、第２滑走路完成後の発着回数についての御質問にお答えいたします。

国土交通省によりますと、第２滑走路供用開始後の処理容量につきましては、発着回数が現行の13万5000回から約1.37倍の18万5000回になるとされております。滑走路が２本となっても発着回数が約４割増にとどまる理由といたしましては、まず第２滑走路と旅客ターミナルの間を移動する航空機が現滑走路を横断する間は、現滑走路の発着を一時的にとめることになるという、滑走路とターミナルの位置による制約があること、さらに嘉手納飛行場の進入経路や、市街地上空を避ける必要がある等、空港周辺空域上の制約があることと聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　３の那覇空港第２滑走路についての御質問の中の(3)、那覇空港周辺における防音対策についてお答えいたします。

県が取りまとめた平成28年度の航空機騒音測定結果によりますと、那覇空港周辺では５測定局のうち与根局１カ所で環境基準値を超過しており、与根局では、平成９年の常時測定開始以来、継続して基準値を超過しております。那覇空港周辺における防音対策としては、国土交通省の空港周辺環境対策事業により、一般住宅や教育施設等の防音工事等に係る経費の全部または一部を助成していると聞いております。なお、一般住宅の防音工事等にあっては、那覇市及び豊見城市が申請窓口となっております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、泊魚市場の糸満漁港への移転について(1)、泊魚市場移転と泊漁港再整備に係る合意形成についてお答えいたします。

県では、昭和47年の第１次沖縄振興開発計画から、糸満漁港を水産物の流通体制の中心的漁港と位置づけ、現行の沖縄県アジア経済戦略構想推進計画や第10次沖縄県卸売市場整備計画では、糸満漁港に高度衛生管理型荷さばき施設を整備する計画としております。そのため泊漁港及び糸満漁港の双方が発展できるよう、引き続き、泊漁港の消費地市場としての再整備計画、及び糸満漁港における新市場の整備計画について、市場関係団体及び関係市に対し丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

次に、５、労働行政についての御質問の中の(2)、製糖業における働き方改革への対応についてお答えいたします。

国においては、働き方改革に伴う労働基準法の改正に向けた作業が進められております。本県の製糖業は、季節的要因等により事業活動の変動が著しい業務等として、現行の時間外限度基準の適用が除外されております。今回の法改正により時間外労働の上限規制が適用された場合、製糖工場においては勤務体制の見直しが必要となり、新たな労働力の確保や労働環境整備等に課題があります。そのため、県では関係団体と連携し、本県製糖業の実情を国に対し説明するとともに、必要な対策を求めてきたところであります。

県としましては、引き続き国の動向を注視するとともに、製糖工場の適正な操業に向け、関係団体と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　５、労働行政についての質問のうちの(1)、働き方改革関連法案についてにお答えします。

時間外労働の上限規制については、現行では、厚生労働大臣の告示で定められておりますが、これを法律に格上げし、罰則による強制力を持たせることとなっております。また、従来は、臨時的に業務量が増加する場合、労使が合意して特別条項を設けることで、上限なく時間外労働が可能となっておりましたが、法案要綱では、労使が合意した場合であっても、上回ることのできない上限を設定することとなっており、県としては、一定程度前進が図られるのではないかと考えております。

県としましても、長時間労働の是正は重要と認識しており、引き続き沖縄労働局等と連携してさまざまな取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、同じく(3)の最低賃金の引き上げについてにお答えします。

最低賃金の決定に当たっては、労働者の生計費や賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮するとともに、公益、労働者、使用者で構成する地方最低賃金審議会の意見を聞いた上で労働局長が決定することとなっております。国は、平成29年６月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2017において、最低賃金については、年率３％程度を目途として引き上げ、これにより、全国加重平均が1000円になることを目指すとの方針を示しております。

県としましても、中小企業支援計画に基づき各種施

策を総合的に推進し、労働生産性を高めることで企業利益を拡大し、労働者賃金の引き上げにつなげていきたいと考えております。

次に、同じく(4)の公契約条例制定の進捗とその内容についてにお答えします。

公契約条例の取り組みについては、有識者等懇談会報告書をもとに条例骨子案を策定するとともに、当該骨子案に対するパブリックコメントを実施したところです。条例骨子案の内容としては、公契約に関する基本的な考え方を規定するとともに、県及び事業者等の責務や県の取り組み方針の策定、第三者機関の設置等を盛り込んだところです。

今後は、条例案の策定を行うとともに、年度内の議会提案に向け、取り組みを進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　６、2020年東京五輪・パラリンピックについての御質問の中の(1)、県出身トップアスリートの育成強化に関する取り組みと有望種目及び選手についてにお答えいたします。

県では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に、多くの県出身選手を輩出するため、沖縄県体育協会と連携し、中央競技団体の指定強化選手など、県出身トップアスリートに対して支援を行っているところであります。

有望種目及び選手としては、空手の喜友名諒選手、ウエートリフティングの糸数陽一選手、レスリングの屋比久翔平選手、ウィルチェアラグビーの仲里進選手、パラ陸上の上与那原寛和選手などが挙げられます。

県としては、引き続き、東京2020大会に向けて、県出身トップアスリートの育成強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　答弁ありがとうございました。

では順序はちょっと変わりますが、６番目の2020年東京五輪・パラリンピックについて伺います。

先ほど強化選手のことについて聞きましたが、しっかりとぜひ沖縄からアスリートが出るように、強化選手は頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから先ほど聖火リレーの出発地点が2019年、１年前にしか決まらないという知事の答弁でありましたが、平成29年７月の新聞報道によると、もう既に組織委員会で宮城県と沖縄県に絞られたという報道がありました。その場合には聖火通過の意向確認とか、具体的なルート案、走者の選定ということが言われているようであります。先ほど私話をしましたが、1964年については、名護の嘉陽区で聖火が一泊をしております。その嘉陽区の地域の皆さんとか、当時の選手のメンバーからはぜひ聖火が嘉陽に泊まれるようにということで要望が出ているようです。また私も、ジュゴンがすむ大浦湾一帯を聖火ランナーが走るさまが全国に放映されれば、あのきれいな大浦湾をまた見せることができるんではないかと思いますので、出発点が沖縄からできるようにしっかりと頑張ってもらいたいというふうに思います。

1960年、50年前と今と政治状況、経済状況、それからスポーツ界も随分と変わっていますので、米国統治下の沖縄だった聖火リレーと、復帰してからの沖縄から聖火リレーが出発することについては大きな意味があると思います。そういった意味で、各県知事会において実行委員会を配置するようにということの話が報道されておりますが、県も実行委員会を設置して聖火リレーの出発点が沖縄からできるようにということも含めて、ぜひ実行委員会を設置してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えします。

聖火リレーの全国のルートにつきましては、東京2020組織委員会において検討を行っているところでございますけれども、国の組織委員会のほうからも、議員がおっしゃるように、県単位で実行委員会を設立するように、まだ正式にはございませんけれども今後ある見込みになっております。

県といたしましても、しっかりその実行委員会をつくりながら県の中でももしルートが決まりましたら、県の中でどういった形で回していくかにつきましては、きちっと検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　ぜひ実行委員会を配置して、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

それから２番目ですが、辺野古新基地についての工事計画の進捗状況を聞きましたが、ただ簡単に７カ月たっていますという話ではなくて、政府は護岸を造成して埋め立てから建設の工期を2015年10月29日から2020年10月31日、５年間ということで見込んでおり

ます。この中から先ほど言った29年２月から汚濁防止膜の固定、コンクリートを投下して海上工事に入っておりますが、12の護岸中、北側のＫ９護岸、先ほど言った工事が始まってそれが当初予定の300メートル予定が３分の１の100メートルしか進捗してないという状況だと私は思っております。この状況が進捗してないんではないかということで、どうなのかということを答弁お願いします。

それから政府は、今月から南側、Ｋ１、Ｎ５の護岸30メートルの工事を予定して、ほかの護岸造成も進め、来年の春ごろから護岸内部に土砂を入れるということの本格工事に着手するという状況があるようでありますが、その進捗状況についてぜひ答弁をお願いしたいというふうに思います。

このおくれているという私の理解なんですが、従来の美謝川の水路変更、それから土砂運搬の変更、いずれも県の承認の見通しが立たないということで、防衛局が取り下げております。それから、岩礁破砕許可申請、それからサンゴ特別採捕許可申請、漁港施設占用許可、地盤改良申請等については県知事と名護市長の権限があって、これが進捗に足踏みしているんではないかということを私は聞きたいところなんです。

その答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたように、現時点で工事計画上14の護岸が着手されていると、予定になっているということでございます。現実的には現場のほうではＫ９護岸のみと、その進捗がおくれているのか進んでいるのかということについては我々はちょっと把握できておりません。また、Ｎ５等についての着手の時期等についても現時点では把握しておりません。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　部長、把握していませんということで、国が言っている５年間で見込んでいるということについて、私先ほど言ったように、Ｋ９護岸が100メートルしか進んでいないんだけれども、工事の進捗はどうかと聞いているんであって、これはこの予定どおり進んでいる物の見方なんですか県は。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

公有水面埋立法を所管する土木建築部のほうが、この工事の進捗等について管理・把握する立場にはないものですから、今現状として承認願書の中の計画上どうであるか、実態がどうであるかということしかお答えできないということでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、次に行きます。

２番目の知事の権能について伺います。

知事の権限であるサンゴ特別採捕許可についてなんですが、去る９月27日防衛省が絶滅危惧種、オキナワハマサンゴが埋立区域内に、14群体中13群体が死んで、１群体だけが生存しているということは明らかにしております。また埋立区域内に大型サンゴ、１メートル以上が23群体、被度の高いサンゴ群集が23群体、それから７万4304群体が移植対象ということで防衛局が言っているようでありますが、知事は去る２日ですか、おとどい、サンゴ保全協議をするため工事停止の行政指導をしております。これに対して県は立入調査も求めておりますが、防衛局はけさの新聞を見ると、工事をとめる気はないということを言っているようなんです。県の指導に対して防衛局は正式にそういう回答をしているのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

９月27日に開催されました第９回の普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会、この中で、環境省版海洋生物レッドリスト対象のサンゴ群体及びＫ９護岸を使用した海上運搬というものが明らかになっております。ただ、これまで４月以降県のほうは４回にわたって質問を行ってきておりますし、その中では、このサンゴの希少種自体がどこにあるのかとかということについても報告がありませんでした。あわせてＫ９護岸についても、桟橋機能を持たせる、持たせないということについても、これまでの協議の中では明確なお答えをいただいていないという状況でございます。こういうことから今回工事の影響と、サンゴが14群体中13群体が死亡、消失したという状況も踏まえて、これが工事の影響があるのかないのかと不明な中では、工事をそのまま進めるということについては一旦停止をした上でサンゴ類の環境保全措置、対策を求めて、あとＫ９護岸についても協議のやり直し、そして立入調査等求めているところでございますけれども、これについて現時点では明確な回答というものはいただいておりません。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　回答もらっていないということでありますが、７月にハマサンゴ14群体発見して、８月、９月にはもう13群体死んでいたと、１カ月前後で。そういったことが見逃されているんですが、貴重なサンゴと言いながらそういったことが１群体しか残っていないといったときに、これはもう確実にそういった

状況の中においては、死滅することを待つような状況なので、工事が始まる前に環境保全措置をとるというのがこれまでの留意事項の中で、防衛局がやるべきことではないんですかこれは。部長。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　サンゴ類の環境保全措置としましては、この環境保全図書の中で事業実施前に移植・移築等の手順、移植・移築先の環境条件やサンゴ類の種類による環境適応性、採捕したサンゴ類の仮置き・養生といった具体的方策について専門家の指導助言を得て、可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植・移築して影響の低減を図るというふうに記載されております。

県は、沖縄防衛局に対しては、この図書に記載されたとおりの環境保全措置を確実に実施するよう求めてきたところでもありますし、引き続き求めていきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　守らない防衛局にどうするのかというのがまた問われていると思いますが、サンゴを移植するということも、先ほど言ったように７万4304群体を移さなければいかないということがある中において、これが移す日程についても９カ月以上かかると言われているじゃないですか。ここを含めて採捕許可申請もいつ出すかわからん、それから移したとて生存率がどうなるかもわからん。いつやるかわからんという状態の中において環境保全をサンゴを守れるかということの任務については、防衛局のとっている対応については、ずさんででたらめだと思います。これこのまま見過ごしていいということにならないと思いますが、これはそのまま防衛局が指導を聞かないと、そういう手段のときには、方法についてはどういう立場をとるつもりですか、県は。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　先日知事名で出した文書は、行政指導でございます。これは法令上の拘束力を持つものではございませんので、我々としては移植サンゴ類の予定数等も照会しておりまして、議員御指摘のように小型サンゴ類については７万4304群体、また大型サンゴ群類については23群体、これは移植するというふうにお答えいただいております。ただ移植対象とするサンゴ類の選定根拠とか、あるいはその妥当性、これも引き続き質疑の中で確認させていただいているところでございますし、貴重種のサンゴ類については、被度にかかわらず移植を検討するようこれも求めているところでございます。引き続き文書のやりとりの中でしっかり求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　サンゴの移植をすると言っていますが、どこに移そうとしているのか、防衛局は。それから移植の時期、時期があると思います、時期。いつごろなのか、移植の時期は。それから移植したときの成功例、それから生存率ですが、この辺を説明お願いできますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先ほどの答弁の若干繰り返しになりますけれども、採捕したサンゴ類の仮置き・養生といった具体的方策について専門家の指導助言を得た上で、可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植・移築して、影響の低減を図るということについて、今お答えをいただいていまして、具体的な場所であったり、どういうスケジュールでやるのかというのは現時点ではまだお答えはいただいておりません。これは引き続き質疑の中で確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○崎山　嗣幸君　移植の成功例は、成功例、移植の。

○議長（新里米吉君）　成功例も……。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　サンゴの移植について回答させていただきます。

沖縄県が行っている移植の実証事業、今平成22年度から28年度にかけて、サンゴ礁保全再生事業というのを行っております。それは、有性生殖法それから無性生殖法により実証事業を行っておりまして、埋立事業の移植・移築とは事業の内容はちょっと違いますけれども、県が行った事業の中では、平成28年５月時点では、約86％という生存率がございました。しかしながら昨年度の夏の高水温の白化現象によりまして、28年度末では35％ということで落ちておりますけれども、そういうような状況です。

サンゴの移植の確立ということにつきましては、技術的にも十分に確立されていないということでございますので、慎重に対応すべきというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今、成功例が86％から35％と言っ

ていますが、辺野古における今の工事の状況を含めて、類推をしてこの７万4000、それから絶滅危惧種も含めて今言われている率で35％移植して残るということの理解でよろしいんですか。辺野古に類推して。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　一概に比較することは難しいと思いますけれども、また一例ございます。

那覇空港滑走路事業での移植の状況がございまして、那覇空港におきましても小型サンゴ類を３万6682群体を移植しておりまして、それにつきましては47％という生存率があるということで報告を受けています。それから大型サンゴにつきましては、37群体を移植しておりまして、これにつきましては100％というふうな事例もございます。ですので、海域とかサンゴの移植の種類、それから時期等にとって生存率の状況はありますので、一概に比較するということは難しいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　いずれにしても、この移植については100％生存すべきだというふうに思います。

次に行きます。

工法変更申請について、知事権限についてまた聞きますが、防衛局は滑走路の液状化と地盤沈下を防ぐためということで、地盤改良の護岸の工法変更を検討するということになっているようです。今までそういったことはないということを言われておきながら、これから10月以降、ボーリング調査19カ所するということを言っております。今までそういった滑走路の液状化、地盤沈下はないと言っていたことを含めて変更申請するんではないかと言われておりますが、その辺の状況はいかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今、マスコミ等でそういう報道がされているということは承知しておりますけれども、具体的に防衛局からその情報をいただいたということはございません。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　次行きます。

県民投票の知事答弁をいただきました。県民投票に意義があるということで公室長述べておりますが、知事が記者会見で述べておりますが、知事から答弁をお願いしたいと思います。この県民投票が実施されたときの効果ですが、裁判に県民投票の実績は有利に展開するということの事由に値するかについて伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　仮定の御質問ではありますけれども、今回行っている裁判は、岩礁破砕等の許可申請に絡む差しとめ訴訟でございまして、県民投票というのは、恐らく辺野古反対という民意が示されたことがそのまま岩礁破砕等許可の手続をとるようにと、工事を差しとめるようにといった趣旨の裁判に影響するもの、直結するものかということについては若干疑問があると思っております。

○崎山　嗣幸君　疑問があるというのはどういう意味、もう一回。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　失礼しました。

今回の仮のあれなんですが、県民投票というのは辺野古反対の民意を問うということだと思いますけれども、県が今現在求めているのは、差しとめ訴訟ということでございます。許可手続をとるべきことをとっていないので、しっかりとるようにと、工事もとめるようにというようなことですので、これが県民投票、辺野古反対という民意が直接裁判に影響を与えるものではないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この県民投票の結果が裁判における状況に影響を与えないということなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、県民投票で辺野古賛成か反対かという民意の問題と、今回行っている差しとめ訴訟、岩礁破砕等の許可、漁業調整規則等の根拠とする岩礁破砕等許可を得るようにというような裁判、県が求めているものとは直結しないということでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今回の裁判の岩礁破砕の工事差しとめ訴訟の問題ではなくて、改めて知事が撤回をしてそのときに県民投票の結果を持ち出すときの効果はどうなんですか。その場合は。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほど県民投票の意義の答弁をさせていただきましたけれども、これまで全国的に県民投票、平成８年が第１回目の県民投票なんですが、24回行われております。この県民投票の民意が直接反映されたというも

のは、うち22件ございました。反映されたというものも賛成、反対が拮抗しているというような形でございます。

そういった中において、どういった形の裁判の状態になるかということかもしれませんが、今の撤回の話が県民投票を実施して仮に国がこれについて、代執行訴訟等を行って訴訟になったという仮定のお話ですけれども、その際の示された民意というものについては、相当の影響が出てくるのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　最後に、４番目の泊魚市場の件なんですが、県の糸満漁港への移転計画に対して那覇市そのものが泊漁港を拠点化するということで、第３次基本計画の中に打ち出しております。県と那覇市が食い違っているのではないかということがありますが、これ県と那覇市の協議を重要視し先に進めるべきではないかと考えておりますがいかがですか、それは。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

泊生産団体とは、去る６月21日に開催されましたワーキングチーム等で意見交換をさせてもらっております。その中で、ちょっと生産団体、那覇市のほうとの基本構想の意見等もありますけれども、もう少し県の考え方、那覇市の考え方、生産団体との考え方も含めて改めて10月の上旬、今月ですけれども、県、那覇市、県漁連、生産団体、流通団体で構成します５者会議を持って泊漁港の再開発等含めて協議をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　那覇市の中で、仲買業者も含めて漁連だけではなくて、現在の那覇泊港における冷凍・冷蔵施設の問題とか駐車場スペースの問題とか含めて、那覇市の基本構想を述べているものと、実現性はないということを含めて、仲買業者が糸満への移転を主張していますが、今回陳情が出されていることに関して県の対応はいかがですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

去る９月28日に流通協同組合等含めて、県漁連もそうですけれども、糸満漁港の高度衛生管理型荷さばき施設等の早期整備並びに泊漁港の再開発に関する要請を受けております。そういうことも踏まえて、生産団体の中で、国の採択事業を踏まえますとどうしても一部生産団体の了解を得ないとそのまま糸満のほうに移転するというのは、やっぱり合意形成がない中では少し課題があるという認識の中で、きめ細かい説明をしながら合意形成に向けて取り組んでいきたいなというふうに思っております。

いわゆる仲卸等については、衛生管理の面ではやはり危機感を感じて、今回要請を受けたというふうに理解しておりますので、そういう関係者の中で泊漁港の課題、再整備等を含めて丁寧に説明しながらその辺については対応していきたいというふうに考えております。

○崎山　嗣幸君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後１時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　一般質問を始めます。

まず１番、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設阻止への取り組みと決意をお伺いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　赤嶺昇議員の御質問にお答えいたします。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。また、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることを許すことはできないと考えております。今後も、県の有するあらゆる手法を尽くして、辺野古に新基地はつくらせないという公約をしっかりと守っていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　知事の任期もあと１年ちょっととなりました。この３年間、翁長知事、ぶれずにしっかりとまた皆さん一致団結して、非常に向こうは巨大な力を持っている中で、明確に新基地をつくらせないという闘いはしっかりとまたやっていただきたい。

ところで、任期も来年までということで、知事は任期中に承認撤回をする考えがあるのかをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

撤回につきましては、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えおり、どのような事由が撤回の根拠となるか慎重に検討しているところであります。

知事は、去る８月12日に開催されました県民大会におきまして、あらゆる情報を判断して、撤回の時期について私の責任で決断をいたしますと述べております。日々の国の動きなど、全体的な流れを勘案しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　時期は聞いてないんですよ。要するに、任期中に撤回をする決意はあるかということを聞いています。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　この件につきましても、国の動きなど全体的な流れを見ながら、しっかりと判断していくということでございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　これは大事なところだと思います。要するに、任期があるわけですよね。だから、私は少なくとも今の任期中には、やっぱりそこは明確に県民に示していくということは大事だと思いますよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　撤回につきましては、やっぱりさまざまな観点から総合的に多面的に考える必要があると思っております。任期内にというようなことで捉えるのではなくして、あらゆる情報を判断して、適切な時期に知事の責任で決断をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　じゃ任期期間中に撤回をしないということもあるということですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私は、新辺野古基地をつくらせないということで、あらゆる手法を尽くすということであります。今日までの姿勢は今公室長から話があったとおりであります。

今赤嶺議員からの質問に対しては、これは大変、高次元な政治的判断になります。これは一瞬一瞬もそうでありますし、一カ月一カ月もそうであります。そういったようなものを今この時点で、大まかに聞いていて何となくそれぐらいいいんじゃないかという気持ちで今聞いていると思いますけれども、ある意味では大変高い次元の判断が必要になりますので、今は公室長の答弁で御理解をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　承認撤回ができるというのは、知事が知事であるときなんですよ、要するに。任期が切れるとやっぱり２期目、その任期期間中にそれやっぱり今公室長、これは県民に対しても、時期は特に問うてはいないんですけれども、高度な判断も必要かもしれないんですけれども、いずれにしても、この承認撤回できるという知事の権限の範囲というのは、やっぱり任期中だと思いますよ。これについては、やはり大事な部分だと思っております。

続いて、今回の衆議院選挙、すぐ始まるんですけれども、本県における争点についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　沖縄県内の選挙においては、県政及び国政の重要課題である普天間飛行場の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設などの基地問題が主要な争点になると思いますので、立候補される方は、その立場立場において、しっかりと説明をして、県民に判断をお願いするということだと思っております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今議会でいろいろな質問が出ているんですけれども、まさに辺野古――ほかのもちろん生活にかかわるいろんな課題もたくさんあります。しかし、辺野古に新基地をつくらせるかつくらせないかというのは、私は一番大きな争点だと思いますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　辺野古に新基地をつくらせるかつくらせないか、一番大きな争点ではないかという御質問ですが、先ほども知事からございましたように、やはり県政の重要な課題であります普天間飛行場の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設などの基地問題が主要な争点になるものと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　さらに、私はオスプレイの配備撤回も大きな争点であると思っています。これについてはいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　オスプレイの配備撤回につきましては、建白書の精神に基づいて今の翁長県政におきましても公約の一つとして掲げております。オスプレイにつきましては、昨年来さまざまな墜落、そして緊急着陸等が相次いでおります。県民の不安は一層高まっていることから、オスプレイの配備撤回につきましても大きな争点の一つになるのではないかと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　では、副知事にもお聞きしたいんですけれども、この今言う辺野古に新基地をつくらせな

い、１点。オスプレイ配備撤回、これも二大の争点だと思いますけれども、担当副知事はいかがですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　そのとおりであります。

加えて、県が要求している普天間飛行場の５年以内の閉鎖もこれになるかと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　しっかりそこは、私は全４選挙区の中でも特に３区につきましては、明確にそこは逃げられない争点だと思っております。各政党ともそれぞれの事情があるかもしれませんけれども、この辺野古に新基地をつくるかつくらせないかということは、私は県民がしっかりとそこは明確――安倍総理も言っているんですよ。政策論争したほうがいいと言っているわけですから、沖縄においてこのさまざまな民意を示してきた各種の大きな選挙において、今回まさに、特に沖縄３区においては、辺野古なんです。それについて、各政党がどのような行動をとるというのは非常に、私は興味があります。辺野古に反対と明確に出している政党も含めて、そこは言いわけはできないんじゃないかなと私は考えております。

ちなみに、次、名護市長選挙の争点についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

来年の名護市長選挙は、今議員がいろいろとるる説明もありましたが、辺野古新基地建設問題が最大の争点になるものと考えておりますので、私と志を同じくする現職の稲嶺市長が出馬表明をされたことは、大変心強く思っております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　そうですね。名護市長選挙もすぐ始まっていく中で、間近になっている中で、これも争点ぼかしはいけないと思っています。明確に、もちろん名護市のほかの課題もたくさんあろうかと思いますけれども、名護市長選挙においても、私は辺野古新基地をつくらせるかつくらせないか、オスプレイ配備撤回を求めるか求めないか、そこが大きな争点だと思いますが、副知事いかがですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　議員のおっしゃるとおりで理解しております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　それでは続きます。

安室奈美恵さんと宮里藍さんについては、先日答弁をいただきましたので、これは割愛します。

２番、文化・観光・スポーツ行政について。

外国人観光客増に伴う課題と対策についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

本県を訪れる外国人の観光客は、議員も御案内のとおりここ数年著しい伸びを見せておりまして、昨年度は過去最高の213万人を記録いたしました。官民挙げてのプロモーション、誘客活動等が功を奏したという理解をしておりますけれども、これからはやはり受け入れ体制、来ていただいた外国人をどうもてなしをし、満足度を高めるかということが大事な部分なのかなと。そういう意味では、課題も多くあると思いますけれども、例えば幾つか申し上げますと、観光事業者などの外国語対応、多言語対応、あるいはＷｉ－Ｆｉ環境の充実、さらには、那覇空港等に到着していただいた後の２次交通の問題とか課題とか、そういったことが課題として挙げられるのかなというふうに思っております。

それに対する対策といたしましては、例えば多言語コンタクトセンターの設置とか、観光事業者への語学研修支援、あるいは外国人材確保のための支援、さらにＷｉ－Ｆｉの告知をきちっとして外国の方にも沖縄県でＷｉ－Ｆｉ基地を使えるということを周知させることとか、あるいはレンタカーの対策とかさまざまなことを組み合わせながら外国人観光客の受け入れ体制の整備にしっかり努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　部長に課題も全部言ってもらいましたので、全県Ｗｉ－Ｆｉも含めて、しっかりと取り組んでいただきたいなと思っています。

３番、土木建築行政について。

(1)、下請企業優先活用への取り組み状況をお伺いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

県では、平成23年５月から、工事発注の際の特記事項として、請負業者は下請契約の相手方を県内企業から選定するように努めなければならない、こういうふうに記載して、県内企業の優先活用に取り組んでいるところでございます。あわせて、関係業界団体に対しても、下請発注する場合は可能な限り県内企業を優

先的に活用するよう要望してきました。また、関係業界団体の要請を受けて、沖縄総合事務局や他県の事例、これを研究・分析した上で、ことし４月から、県内企業の下請活用を総合評価の評価項目に追加・改定したところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今総合評価に下請企業活用の加点というのは非常に大きいと思います。ぜひとも、また関係団体の皆さんとも協力いただいて、下請企業活用を積極的にやっていただきたい。

それから、総合評価見直し等により多くの企業が受注できる取り組みについてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

土木建築部では、価格以外の多様な要素を考慮する総合評価方式、この中において、特定の企業に受注が偏らないように企業の手持ち工事量を評価項目としたり、同時期に公告を行う複数の工事に対して、取り抜け方式という形で対応してきております。また、共同企業体の構成員としての施工実績、これを認めまして、同種工事の施工実績期間を10年から15年へ延長し、総合評価方式自己評価型による申請手続の簡素化、こういったものを図るなど、受注機会の拡大に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　それでは、特Ａ業者で２年以上入札、もしくは落札できていない業者の数というのは何件ぐらいありますか。何社ぐらい。

○土木建築部長（宮城　理君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時18分休憩

午後１時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　平成27年度、28年度の土木建築部で発注した工事において、土木及び建築の特Ａ業者のうち、落札できなかった企業というのは31社ございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　３年連続で落札している特Ａ業者は何社ありますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　これも土木建築部で発注した工事に限定させていただきますが、平成26、27、28年度のうち、総合評価を含む一般競争入札において、特Ａ業者で３年連続受注している企業は、土木は20社、建築は４社ございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　業界でも、総合評価で表彰されて点数があるところはコンスタントにとっているという話があって、やはりここはより多くの企業が受注できるチャンスをつくらないと課題だと思っています。県もいろいろと工夫していることは評価しますけれども、やはり３年とか４年、５年連続ずっとコンスタントにとっている、落札できている企業、全くとれていない企業の、同じ特Ａでもあるわけです。ですから、そこはしっかりとまた分析して、今後対応してもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　先ほどお答えしたものの一部繰り返しもございますが、価格以外の多様な要素、これを考慮する総合評価方式においても特定の企業に偏らないよう、我々は配慮してきたところでございますし、公告等において、同時期に行うものについて取り抜け方式というものも進めてきております。あわせて、今御指摘のある部分につきましても、ほかに例えば試行的に今現在やっています土木あるいは建築、この入札に受注できない業者を指名するとかいうことを試行的に行ってきておりますし、このあたりでバランスのとれたといいますか、特定企業に偏らないような配慮というのは引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひとも多くの企業が受注できるようにやっていただきたいと思います。

４番、保健医療行政について。

こども医療費助成事業見直しについてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

こども医療費助成事業の見直しでございますが、これにつきましては、市町村の意見も考慮し、所得区分の導入を見送って、現行制度をベースとして、未就学児を対象に平成30年10月から現物給付を導入する方向で検討を行っているところでありまして、あわせて、通院の一部自己負担金の廃止についても検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　前議会でかなり多くの議員が質問も

したんですけれども、もう負担は求めないということで理解していいんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　前議会の答弁の中で含めた所得区分、これについては導入しない方向で検討しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　市町村で最も先進事例というか、いわゆる進んでいるところはどこですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　先進事例の定義にもよると思いますけれども、サービスの水準が高いという視点で考えれば、南風原町のほうで中学まで現物給付しているというところが一番サービス水準が高いというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　この南風原町の取り組みは、県としては評価していますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　沖縄県の市町村41ございますが、それぞれこの制度の内容、違いがございます。どういった制度で住民に対してサービスするかというのは一義的に各市町村長に、首長さんにおいて判断すべき事項であると考えておりまして、県の立場からして、どこの市町村がすぐれている、あるいはおくれているというような判断することは差し控えたいと思います。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　少なからず、私も子育てをしている皆さんは非常にうらやましいというか、本当に子供の貧困の問題もあるし、いろいろと厳しい中で子育てをしている世代にとっては、もちろん財源の問題もあると思いますよ。ありますけれども、やはりそういうところは非常に評価が高いということは、私のところにもいろいろ来ていますので、やはりそこは県もそれに近づけるように取り組む決意はないのかどうかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　南風原の方法で行くと今度国保の減額調整という問題も出てきます。我々としまして、市町村の意向を確認しているところでございますけれども、圧倒的に多い意見が現行制度をベースに現物給付の導入というような意見が多くございます。この事業は、本質的に市町村が行う事業で、県は間接補助といいますか、それを支援する形でやっております。そういう観点から見ると、県の立場としては、できるだけ多くの市町村が同じような水準で取り組んでほしいというようなこともございますので、そういうことも考慮しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　続いて、国民健康保険について、県内市町村の国民健康保険の財政状況についてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　市町村国保の財政状況でございますが、平成26年度は約101億4000万円、平成27年度は約85億円、平成28年度は、これはちょっと未確定値ではございますが、約43億5000万円の赤字というふうになっております。このように赤字額というのは年々減少しているわけでございますが、それでもいまだ法定外繰り入れとか繰上充用を行っている市町村もございますので、財政状況としては依然として厳しく、赤字の解消というのは喫緊の課題であるというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今県移管に伴う課題と対策について言っているんですけれども、今も答弁したところだと思うんですけれども、この県移管するときに赤字が残っていた場合というのはどうなるんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　30年度から都道府県単位化されるわけですけれども、一番大きな違いは、県の中に国保の特別会計というのができるわけです。その県の特別会計というものは、収入としては、公費もありますけれども、市町村からの納付金が収入の主なものになります。その納付金を納めていただいて、市町村のほうで医療給付費支払うわけですけれども、それを県がまず市町村に支給するという形をとります。新しい制度のもとでは、県のほうで医療費というのは適正に見積もれば、それに応じて市町村に納付金というのはこれだけですというふうに課しますので、基本的に医療費の見積もりが正しければ赤字は出ないというような仕組みになります。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　わかりました。

続いて、教育行政についてなんですが、小・中・高のいじめ、不登校の現状と対策を伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

まず、いじめ、不登校の現状から申し上げますと、文部科学省の問題行動等調査によりますと、沖縄県

の公立学校におけるいじめの認知件数ですが、これ３年間程度の話ですけれども、平成25年度は小学校が228件、中学校が251件、高等学校が50件、特別支援学校が10件で、合計で539件となっております。平成26年度が小学校が345件、中学校が551件、高等学校83件、特別支援学校６件、合計で985件となっております。平成27年度は小学校1430件、中学校521件、高等学校257件、特別支援学校９件、合計で2217件となっております。認知件数の増加は、児童生徒、教師、保護者ともに、ささいないじめも見逃さない意識が高まったことが主な要因と考えられます。

また、不登校についてでありますけれども、平成25年度は小学校が415人、中学校が1531人、高等学校が1428人の合計で3374人、平成26年度は小学校が453人、中学校が1589人、高等学校が1332人の合計で3374人、平成27年度ですが、小学校が562人、中学校が1629人、高等学校が1268人の合計で3459人となっております。

対策としまして県教育委員会では、沖縄県いじめ防止基本方針などの活用を通してのいじめ防止、また不登校対策の取り組みが効果的に行えるよう支援するとともに、生徒指導体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今小学校の部分を見ますと、25年が――いじめですね――228件です。26年が345件、ふえているんですよね。26年から27年にも３倍、345から1430になっているんですね。これだけふえている要因についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　小学校がふえているのは、先ほど申し上げましたように、いじめとして捉える部分は、まず本人がそういう不快ないじめと思っているものは全て広く捉えようということで、保護者もそうですし、学校でもそういうふうに捉えるようにしたということで、それは生徒により近いところで捉えるようにしたというところが一因かと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　そうすると26年と27年で３倍になっているというのは、より細かく調査をしたということで理解するんですけれども、一方で中学校は、年度が違うんです。25年が251、26年は倍の551、27年はまた今度は減っているんですね。ちょうど小学校と中学校で年の差が出ているんです。中学校の25年の251から26年の551の倍になっている要因は何ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時31分休憩

午後１時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　この小学校、中学校とも基本的にはいじめの定義を周知したというところでございまして、児童生徒、教師、保護者ともにそういうささいないじめ、いじめは絶対許さないという意識が高まって、ささいないじめも見逃さないという積極的に認知するようにしたというところが、年度は少しずれておりますけれども、その辺の把握の仕方をやったというところが影響している一因かと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　しっかりそういう、ふえた部分が必ずしも悪いということじゃなくて、いろいろとみんなが関心を持つということはいいことじゃないのかなと思っています。対策もしっかりとやっていただきたいと思っています。

６番、子ども・子育て支援について。

保育士不足の現状と対策を伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

平成29年４月１日現在になりますが、90の施設において定員に必要な保育士が188人確保できず、695人の定員割れが生じております。保育士確保に当たっては、保育士の処遇改善が重要であることから、子ども・子育て支援新制度における賃金改善の適切な実施を指導するほか、県独自の施策といたしまして、保育士の正規雇用化ですとか、年休取得また産休取得の支援事業などにより、引き続き処遇改善を図ってまいりたいと考えています。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　有資格者もたくさんいて、なかなか業界に戻ってこないという課題もあろうかと思いますけれども、県の広報番組等も活用して、積極的に有資格者の保育士をまた採用できるように対応していったほうがいいと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

潜在保育士の周知、広報というのは、ハローワーク等を通して各種やっております。またあわせて、県の広報番組うまんちゅ広場でも、今月10月28、29日に保育士合同就職説明会の開催を予定しておりますので、その開催の御案内をうまんちゅ広場ですとかラジ

オ県民室、それと県民サロン等の広報媒体を使ってしっかり周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　続いて７番、警察行政について。

薬物の現状と課題と対策を伺います。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

県内における薬物の検挙人員は、平成25年以降年々増加しており、昨年は過去最多の175人を検挙しております。昨年の175人を見ますと、暴力団は13人、一般人は162人で、一般人が大部分を占めているところであります。本年に入りまして、８月末現在の検挙人員は125人で、過去最多だった昨年同期を上回るペースで推移しており、内訳は暴力団が16人、一般人が109人と本年も一般人の検挙が大部分を占めています。

薬物別に見てみますと、本年の125人のうち覚醒剤が75人、大麻が44人とこの２つの薬物でほぼ全てを占めているところであります。また、密輸入事案につきましては、昨年は24人を検挙しておりますが、本年の８月末現在では６人で、昨年よりは減少傾向にあります。年々末端乱用者の検挙人員が増加傾向にあることから、供給源である暴力団等密売組織の実態解明を推進するとともに、解体に向けさらに取り締まりの強化が課題となっております。昨年は、大型クルーズ船利用客による覚醒剤密輸事件や、また５月にはヨットを利用した覚醒剤、約600キロの密輸入事件等を摘発しておりますが、今後とも同種事案が発生することが十分予想され、水際対策を強化することが不可欠です。

このような状況を踏まえまして、県警察としましては、末端乱用者の徹底検挙による需要の根絶、暴力団等薬物密売組織の徹底した取り締まりによる供給源の遮断、税関、海保及び麻薬取締支所など関係機関と連携した水際対策、県民に対する広報啓発活動など、総合的な対策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今の本部長の答弁、いわゆる600キロ、取り締まることができて本当によかったなと思うんです。これ国内では一番大きい量だと思うんですけれども、この点と、これ末端価格にすると幾らになるんですか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

末端価格は日々変動しているようでございますが、その当時は１グラム７万円であったようで、それを600キロ掛けますと、420億円となります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　クルーズ船が400隻当たり年間入ってくるようになってきて、このあたりも、この600キロがもし県内に入ってきた場合に恐ろしいなと、420億円という額。だからこういう外国人、クルーズ船もそうですけれども、どんどん誘客をする一方でそういうリスクがあるんです。このあたりの対応策というのはどうしますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

水際対策なんですけれども、やはりまずは情報をとることが大事なんですが、関係機関、具体的には税関、海上保安庁、麻薬取締支所などと情報共有を図り、また連携した水際対策を推進していく、そこに尽きるところだと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひ頑張ってこういう対策を未然に防ぐ、入ってこないように対応していただきたいと思います。

我が会派の代表質問との関連について、親川議員の質問の中で、沖縄本島と離島の石油価格差についてなんですけれども、私も何度か取り上げさせてもらいました。沖縄県民が本島でガソリンを入れると、１人当たり離島との価格差に対して幾ら負担していますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

御指摘の事業が石油製品輸送等補助事業の財源等についてのことでございます。

財源の構造をまず申し上げますと、県では、復帰特別措置による揮発油税及び地方揮発油税――これは国税でございますけれども、このガソリン１リットル当たり７円の軽減措置がされておりまして、これを前提として、1.5円の石油価格調整税――これは県税でございます。これを課して、その財源を活用して、離島の輸送費補助に充てているという構造でございまして、金額で申し上げますと、28年度の国税分は推計でございますが、48億9700万円減税されております。これを前提として、石油価格調整税として10億4900万円課税されております。これらのうち、離島分を差し引いた額は９億5900万円となっておりまし

て、厳密に申せば、観光客の皆様方の御負担も入っておりますが、把握困難でございますので、本島の人口131万7715人で除した金額はおおむね730円程度、年額となります。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　結局何が言いたいかというと、沖縄本島と同じ価格にしてもらいたいわけです。それについては、安慶田前副知事にも何度か答弁いただいたんですけれども、私はこれとても大事なことだと思っているんです。これが当たり前のように価格差が出るというのはおかしいと思いますけれども、担当副知事に対しても改めてこの価格差を解消するという決意を述べていただけませんか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

価格差の解消、縮小については、一生懸命取り組んでいるところでございますが、価格差の発生要因が流通経路に由来するもの以外にも、人件費、設備費に由来するものがございまして、これらについては今申し上げました輸送費補助の対象から外れるものですから、ただこの財源の前提となっている国税のほうの復帰特別措置法によって設けられている国税の免税分につきましては、延長についての検討をする必要がある必要上、今現在離島における詳細な調査を行っておりまして、次年度はさらに調査をいたしまして、輸送経費補助及びほかの価格差縮小にさまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　人件費とかおっしゃるんですけれども、沖縄本島も無人化にしたりいろいろ努力しているんです。この離島、宮古・八重山がやっている提供所、ガソリンを販売している業者・企業の皆さんと本島でどれだけの努力の違いあるかどうかというのは、僕調べるべきだと思います。利益が幾ら出ているのかも含めて、沖縄本島の業者がどれだけの利益、それでも利益が離島が厳しいんだったら理解はします。そこまで僕は調べるべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　御質問の件につきましては、可能な限り詳細に調べようと考えておりますが、これまでわかっているところによりますと、やはり取扱量が離島は本島に比べると非常に小さいものですから、比率にして人件費の割合がどうしても高くなると。さらにまた、離島におきましては、これも少し長く勤める、やはり年齢がちょっと高い方も雇っていること等もございまして、人件費もその分も上昇と言いますか、多い要因であると。それと、設備につきましては、量が少ないことに由来しまして、本島ほどスケールメリットを得られないという構造がございますので、ただそれだけでとどまらずに、どうやったら価格差が縮小に向かうかは今後も検討してまいりたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひとも価格差がないように、課題もあると思うんですけれども、これだけいろいろ補助もしていますし、県民もそういう負担していますから、やっていただきたい。

続いて、玉城満議員との関連質問で、ＭＩＣＥ事業についてなんですけれども、ＭＩＣＥ周辺施設の整備について、ホテル等も含めて、外資等からの投資を募る考えはないかをお伺いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設周辺エリアには県有地がございまして、そこを現在５つのゾーンにゾーン分けをしているところでございます。主にホテル、ホテルも性格づけ、ラグジュアリー、富裕層用のホテル、あるいはファミリー用、あるいはビジネスタイプ用というような形の性格づけましてゾーン分け、加えまして、商業誘致もゾーン分けの中で一つ入っております。そういったところに、外資だけではないんですけれども、国内、海外から積極的に投資を誘致していきたいというところで、地元自治体や関係部局と連携をしながら、広報活動含めて取り組みを進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　今議会でもかなりＭＩＣＥについて質問が出ていますけれども、なかなか予算が国のほうから認めてもらえないということなんですけれども、これタイムリミットみたいのはあるんですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　私どもは、今基本設計をまだ交付決定受けてない段階でございますけれども、基本設計、実施設計、それで建設工事を着実に進めていきまして、早期に大型ＭＩＣＥ施設を整備したいということを考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　私は、かなり県も、これ前県政からの政策でもありますし、これは県もいろいろ知事、副知事を初め説明に何回も上がったりやっているわけですね。国に対して、結局どうしたら認めてくれるのか

と、むしろ問いかけたほうがいいんじゃないですかなと思いますよ。行くたびにあれこれ理由をつけられて、やっぱり厳しいと。来年知事選挙ですよ。これが政争の具にされたら一番困るのは、うちは県民だと思いますよ。だからこういうことは、ＭＩＣＥ、もう国が絶対認めないと、いや認める方向でやるのかということも含めて、本音で聞くべきじゃないかなと思いますけれども、副知事いかがですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　これまでも答弁しましたが、平成24年から28年にかけて、ＭＩＣＥの誘致強化戦略、大型ＭＩＣＥ施設のあり方検討を初め、その準備のために交付金を受けつつ進めてまいりました。そしてまた、沖縄21世紀ビジョン基本計画後期改定でも、大型ＭＩＣＥ施設は発展のプラットホームとして位置づけております。これまで対応していただいた沖縄担当大臣、内閣府の担当者には、沖縄経済の可能性、それから大型ＭＩＣＥ施設の重要性は理解していただけたと思っております。また、官房副長官からも、課題については今後話し合いましょうというお言葉を賜っております。

指摘された課題につきましては、科学的なデータに基づいて、真摯に取り組んで丁寧に説明をしてまいります。その上で、大型ＭＩＣＥ施設を可能な限り早期に整備して、機会損失を最小限にするよう努力いたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　続いて、那覇空港関連についてお聞きします。

現在の離発着陸回数と完成後の離発着陸回数についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

国土交通省によりますと、第２滑走路供用開始後の処理容量につきましては、発着回数が現行滑走路の13万5000回から約1.37倍の18万5000回になるとされております。

今、現行滑走路13万5000回と申し上げましたが、実際には運用の工夫等によりまして、かなり過密な状態となっておりまして、平成28年度の現実の発着回数は16万6000回となっております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　私もびっくりしたんですけれども、第２滑走路ができても1.2倍しか回数はふえないということで、これは県は当初から知っていたんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

那覇空港の今現在の第２滑走路を検討して進める段階において、ＰＩをいたしておりまして、県民の皆様にも情報を提供してやってきているわけですが、平成20年度前後の平成18年ごろの数字を使ったと思われますが、そのころにあっては、実際の離発着陸回数が12万回程度だったと。その折には、恐らく1.5倍から1.6倍であろうという説明をベースにやってきたと聞いております。

ただ今申し上げましたように、処理容量というのは上限を示したものではなくて、運航の努力によって伸びることはあるのですが、これを幾つだと、幾らだという数量で示すのは困難ということを国土交通省からは聞いております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　自衛隊機が那覇空港を使用しなかった場合に、民間機の離発着陸回数はどうなりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

那覇空港、滑走路増設の際に、この環境影響評価を行っているわけですが、縦覧された国の那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書によりますと、22年度のデータですが、自衛隊機の年間発着回数は２万4500回となっているということでございます。

ですから、今議員の御質問の自衛隊機が使用しない場合の影響というのは、２万4500回がベースになるかなと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　第２滑走路ができた場合に、自衛隊機というのはどれだけ使用するというふうになっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　これも環境影響評価書で示された数字ですけれども、おおよその想定ですが、平成42年、2030年には２万9600回になるというような数字が出てございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　先ほども崎山嗣幸議員からあったんですけれども、この完全民間機だけに活用するということは、やはり難しいですか。県としては、求めることは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　こういった今答弁いたしましたように、滑走路増設事業に係る環境影響評価書において、自衛隊機の離発着陸回数、データとし

て調べてございます将来見込みも調べておりますのは、将来的にも那覇空港において、自衛隊機が使用するという前提でそういったデータが示されたものと理解しております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　たびたびこの飛行機の遅延であったりいろんな課題が出ていますので、事故も起こらないとは限らないし、そこは県としても、自衛隊を認めているという知事の姿勢はわかりますよ。ただ、那覇空港はこれだけ過密化してきて、やはりそれは沖縄観光というもう一つの大きなテーマもある中で、これについてはしっかりと議論していく時期じゃないのかなと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

やはり多くの離島を抱えます本県におきまして、緊急患者空輸、これまでも9000回を超えてございます。あと災害救助等々、自衛隊は県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。ただことし１月、Ｆ15の脱輪で多くの民間航空機に影響が出ました。我々、自衛隊の幹部を呼びまして強く抗議をするとともに、そのトラブルによっていかに大きな影響を与えるか強く申し入れたところでございます。

県としましては、自衛隊におきまして、県民に不安や影響を与えることがないよう、安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　最後になるんですけれども、那覇空港がいろんな課題がある中で、国際線旅客ターミナルができてもうすぐに狭いと言われたり、いろんな課題ができ上がった時点で課題が出るというのはいかがなものかなと思っていて、先日も質問で出たんですけれども、国際公募を含めて、民間委託をしたほうがいいと私は思いますけれども、もう一度答弁いただけますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

現在、国土交通省におきましては、国管理空港等について、滑走路やターミナルビル等を含め一体的な空港運営を民間に委託して行うということを推進しているところであります。現在、仙台空港において民間による運営が始まっているほか、高松空港、福岡空港、北海道内の空港等で検討が進められております。これまで、国内の他空港で実施された民間運営事業者の募集においては、外国法人も応募可能とされております。

沖縄県としましては、このような他の空港の状況も注視しながら、今後の那覇空港の運営のあり方について、県内経済界等と連携して、調査検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

○赤嶺　　昇君　ぜひ検討していただきたい。

ちなみに、福岡空港も民営化１次審査をかけている中で、すごいんですよ。３つのグループに絞られたんですけれども、１つは三菱商事・九州電力・西日本鉄道・シンガポール空港の運営のチャンギエアポート、これが１つのグループですね。そのほかに、オーストラリアのマッコーリー・大和ハウスとか。もう一つのグループは、マンチェスターエアポートとか外国と組んで、その民営化に向けて、福岡空港は民営化する方向で向かっているんです。我が沖縄県もそういうシンガポール等も含めて、国際公募をかけて、より課題が毎回出るんじゃなくて、大きい視点で那覇空港の拡張整備に取り組んでいただきたいと思いますけれども、副知事、最後に答弁お願いできますか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　現在アジア戦略課では、アジア戦略構想推進・検証委員会も含めて、滑走路２本に伴ういろんな課題というのが、御指摘のとおり多々あるかと思いますので、それをリストアップさせているところでございます。それをもとに、短期、中期、長期に分けてどういう対応ができるか、いろいろ経済界からの提言もありますけれども、それも含めて、委員会で議論しながら対応していきたいと、早期の取り組みが大事だと思っております。

○赤嶺　　昇君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　会派おきなわ、新垣光栄、一般質問を行います。

大枠の１、大型ＭＩＣＥ施設について伺います。

今年度当初予算において、設計・建設、開業準備業務、運営維持管理業務の歳出予算及び債務負担行為を計上したが、内閣府から交付決定の理解が得られていない。

そこで、(1)、これまでの取り組み状況・対応等について伺います。

(2)、大型ＭＩＣＥ施設誘致に伴う土地利用計画について伺います。

(3)、事業実施の最終決断について伺います。

大枠の２、教育行政と自治会の連携について伺いま

す。

現在、自治会と行政はさまざまな分野でかかわりを持ち、多岐にわたる問題について自治会への協力が求められ、教育現場でも自治会の連携が重要である。

そこで、(1)、地域の日・家庭の日の設定について伺います。

(2)、教職員の残業と部活動について伺います。

(3)、群星寮等の離島児童生徒支援について伺います。

大枠の３、公共交通行政について伺います。

本県は鉄道を有しない唯一の県であり、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大などさまざまな問題が生じており、基幹的な公共交通対策が重要性を増した課題となっている。また新たな課題として、入域観光客の増加に伴い観光客の移動の円滑化を図るため、交通機関等と連携した２次交通の定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを早期に形成する必要がある。

そこで、(1)、路線バス・観光バスについて伺います。

(2)、鉄軌道導入について伺います。

(3)、モノレール事業について伺います。

大枠の４、土木建設行政について伺います。

県内の建設業界においては、入域観光客数が過去最高となり、消費、観光関連も好調に推移したことから景気拡大の動きが強まり、建設投資が回復基調で推移するなど明るい兆しが見えている。しかし、少子高齢化で技術者・技能労働者の高齢化や若年入職者の減少などの問題が顕在化している。早急に建設産業の経営基盤強化及び魅力発信・労働環境の改善等に努める必要がある。

そこで、(1)、今年度の予算執行状況について伺います。

(2)、地元企業育成について伺います。中小企業を中心にお願いいたします。

(3)、県産品・新技術の導入について伺います。

大枠の５、我が会派の代表質問との関連について伺います。

(1)、日米地位協定の見直しに関する要請について伺います。

私も何度か一般質問で日米地位協定の見直しに関することを訴えてまいりました。そして県においては平成12年度に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況変化を踏まえ、今回県内市町村等から意見を取り入れ見直し事項を新たに追加し去る９月に要請を行った。県の見解としては、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じて日米両政府に両協定の見直しを粘り強く求めていくとしているが、神奈川県の黒岩知事が昨年以来、日米地位協定の改定に向けて神奈川県独自案を出すと県民に約束した。その折、６月17日米軍イージス艦衝突事故は神奈川県民に大きな衝撃を与え、一刻も早い実効ある日米地位協定の抜本改定を求める声も高まっている。昨日も金城勉議員から全国的な世論の喚起が必要と提案がありました。

そこで全国知事会、渉外知事会との連携、また神奈川県との具体的な連携をどのように考えているか伺います。

(2)、電力自由化について。

９月29日にあった経産省の電力・ガス取引監視等委員会の会合において沖縄地域における電力自由化について沖縄電力の報告及び委員から意見があり注目された。その会合の模様は翌30日の県内２紙に記事が記載されている。

そこで伺います。

新電力企業などからは沖縄電力卸販売について歓迎するとの一定の評価がなされているが、２項目の要望、指摘がある。１つ、卸電力販売の販売開始を来年４月と言わずもっと早くしてほしいとの要望。１つ、卸電力の販売と並行してＪパワー、石川火力発電所の新電力向け販売量をふやすべきだとの指摘がある。そこで県は５月に作成された沖縄21世紀ビジョン、電力自由化への対応を掲げています。この２つの要望、指摘に対する県の今後の取り組みについて伺います。

(3)、平和・人権問題研究所の設立について伺います。

沖縄県民はさきの大戦で悲惨な地上戦の体験を通して平和のとうとさ、人権の尊厳がいかに大切かを感じており、恒久平和の創造や人権の尊重に努める重要性を認識し、沖縄21世紀ビジョンの実施計画策定、展開４(2)ウ、371ページにも掲げているが、ＰＤＣＡ実施報告書653ページによると進捗状況におくれがある。組織強化のため担当課を子ども生活福祉部とは別のものとして、知事公室への移行を提案したい。訪米した際、バーバラ・リー連邦議員事務所からも、米軍基地から派生する人権問題を解決するためにはヒューマン・ライツ・ウオッチを初め、人権擁護団体とのつながりを持てる組織の強化が必要であるとアドバイスをいただきました。また米軍人や軍属の事件・事故に巻き込まれた民間人で個人で解決するのは無理があり、組織や具体的な援助ができる公的機関の設置もあわせた組織強化や国際平和・人権問題研究所が必要で

あります。平成23年に公明党さんからも提案があったと思いますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

我が会派の代表質問との関連についてに関する御質問の中の、日米地域協定の見直しに関する要請及び他の団体との連携についてお答えいたします。

県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し平成29年９月に要請を行ったところであります。日米地位協定の見直しについては、県内外においてさまざまな団体等が関心を持ちそれぞれ取り組みを行っていることについて心強く感じております。

県としましては、今後とも軍転協や渉外知事会等とも連携しあらゆる機会を通じ日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、大型ＭＩＣＥ施設についての御質問の中の(1)、これまでの取り組み状況及び対応についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、国もその必要性について理解を示しており、平成24年度以降、同施設のあり方調査や基本構想の策定等の業務を沖縄振興特別推進交付金を活用して実施してきたところであります。しかしながら、同施設の基本設計の交付決定については内閣府から同施設の需要推計と収支見通し、周辺受け入れ環境整備等について指摘があったことから、県は具体的な情報を提供するなど丁寧に説明を行ってきたところです。また、国は沖縄県のＭＩＣＥ振興施策についての県民理解の必要性についても指摘していることから、８月に市町村や観光協会等を対象とした離島を含む各圏域ごとの説明会を開催したところであります。今後は、さらなる県民理解の促進を図るため県のＭＩＣＥ振興施策に関する広報紙の各世帯への配布等、広報事業を積極的に展開していきたいと考えております。これらの活動を通して県民の理解を得ながら、基本設計等の交付決定に向けて国に対して丁寧に説明を重ねてまいります。

同じく１、大型ＭＩＣＥ施設についての(2)、大型ＭＩＣＥ周辺の土地利用計画についてにお答えいたします。

ＭＩＣＥ施設周辺エリアには、宿泊施設や商業施設等を適切に配置しＭＩＣＥの参加者の利便性を高めるとともに、地域のにぎわいを創出し経済波及効果を高めることが重要であります。そのため、県ではまちづくりの基本方針となる将来像やコンセプト、宿泊施設や商業施設の配置に関するゾーニング、土地利用の見直しなどを示したマリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンを本年２月に策定しております。現在、当該ビジョンを踏まえ、関係部局や地元市町村等と連携しマリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりに取り組んでいるところです。

同じく１の(3)、事業実施の決断についてにお答えいたします。

沖縄県では、ことし５月に改定した沖縄21世紀ビジョン基本計画においてＭＩＣＥを沖縄経済成長のプラットフォームとして新たに位置づけ、ＭＩＣＥ推進による各産業分野の成長発展と都市ブランド力の向上を図るため、大型ＭＩＣＥ施設を核とした戦略的なＭＩＣＥ振興に取り組んでいくこととしております。大型ＭＩＣＥ施設は、成長著しいアジアの活力を取り込み本県の産業振興に資する施設として県民や経済界からの期待も大きいことから、可能な限り早期の供用開始を目指しており、基本設計等の交付決定に向けて国に対して丁寧に説明し理解を求めてまいります。

次に、３の公共交通行政についての御質問の中の(1)のイ、観光バスについてにお答えいたします。

昨年度、那覇市と沖縄総合事務局では交通渋滞緩和や違法駐車防止を目的に、貸切バス路上混雑対策実証事業を実施し、那覇市西町の旧運転免許試験場跡地に設置したバス待機場所にバスを誘導することでパレット久茂地前やモノレール牧志駅周辺では一定の効果があったと聞いております。今年度の取り組みとして、県と那覇市の共同事業で修学旅行生やクルーズ船等の団体観光客が増加することし10月10日から12月下旬までの間、同じく旧運転免許試験場跡地を活用し昨年度と同様、貸切バス路上混雑対策事業を実施することとしております。

県としては、当該事業を実施することで国際通り周辺の交通渋滞緩和や違法駐車防止につなげるとともに、この問題の抜本的な解決に向け那覇市等関係機関と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の教育行政と自治会の連携についての御質問の中の(1)、地域の日、家庭の日の設定についてお答えいたします。

県教育委員会では、毎月第３金曜日の少年を守る日とあわせて第３土曜日のおきなわ地域教育の日と第３日曜日の家庭の日を含めた３日間を、青少年の健全育成を考える日として推奨しております。今後とも、地域の実情や特色に応じてこの３日間を効果的に活用し子供たちを守り育てる活動、地域行事、家族のきずなを深める機会をふやせるよう地域や関係団体等と連携し取り組んでまいります。

次に、同じく２の(2)で、教職員の残業と部活動についての御質問にお答えいたします。

県立学校教職員を対象に、平成29年４月から６月までの間について調査したところ、月80時間を超える長時間勤務者の数は月平均で222人、月100時間を超える長時間勤務者の数は月平均で202人となっております。長時間勤務の主な理由は、部活動指導が最も多く、次いで授業準備、事務・報告書作成の順となっております。

次に、同じく２の(3)で、群星寮等の離島児童生徒支援についての御質問にお答えいたします。

離島児童生徒支援センター群星寮においては、生徒指導とともに学習支援等も行っております。入寮状況については、昨年度の第１期生は50名の応募がありましたが、志望校変更等に伴う10名の内定辞退があり希望者全員40名が入寮しております。第２期生である平成29年度は、男子21名、女子46名、合計67名の応募がありました。生徒の進路変更などもあり、男子については希望者全員16名が入寮しておりますが、女子については22名が入寮し、19名が入寮できない結果となりました。離島出身生徒のための寮の定員拡充等については、今後の入寮希望者や児童生徒数の推移を踏まえつつ関係市町村とも意見交換を図っていきたいと考えております。なお、同センターにおいては、退寮等により空き室がある場合には随時の入寮も受け入れております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３、公共交通行政についての御質問の中の(1)のア、路線バスについての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、過度な自動車利用から公共交通への転換を図るためバス事業者を初め関係機関と連携し基幹バスシステムの導入など公共交通の利用環境改善に取り組んでおります。具体的な取り組みとして、１つには定時性の向上を図るバスレーンの拡充、２つには行き先方向を色で区分し、視認性の向上を図る系統別カラーリングの導入、３つには乗りおりが容易なノンステップバスの導入などに取り組んでおります。

沖縄県としましては、今後とも利用者増加に向け公共交通の利用環境改善に取り組んでいきたいと考えております。

次に、同じく公共交通行政についての(2)、鉄軌道導入についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成26年10月から鉄軌道の構想段階としての計画案づくりを開始し、５つのステップに分けて検討を進めているところであります。現在はステップ４の段階にあり、去る９月３日より約１カ月間、７ルート案の比較評価結果について県民の皆様へ情報提供し意見を求めるＰＩを実施しております。寄せられた県民の皆様からの意見も踏まえながら年度内の計画案策定を目標に検討を進めてまいります。また、沖縄の陸上交通の課題解決及び沖縄の将来の姿の実現に当たっては、鉄軌道の導入とあわせてバスやモノレール等のフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築が重要と考えており、県としましては、地域の交通課題やニーズ等を踏まえながら市町村と連携しフィーダー交通の充実についても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)、モノレールの延伸についての御質問にお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備後は、新たに大きな交通需要が発生することが見込まれることから、その対応について検討しておくことが重要であると考えております。そのため、今月文化観光スポーツ部から示されたＭＩＣＥ施設整備やマリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンに基づく将来交通量推計結果に基づき、モノレール、ＢＲＴ、バス等といったさまざまな交通システムの特性を踏まえ、需要に対応可能な公共交通システムについて検討を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　４、土木建設行政についての御質問の中の(1)、今年度の予算執行状況についての御質問にお答えいたします。

土木建築部における平成29年度公共事業予算の８月末時点の執行状況については、予算額約923億円に

対し、契約額約582億円、契約率は63％となっており、前年度比で2.7ポイント上昇しております。

同じく４の(2)、地元企業育成についての御質問にお答えいたします。

土木建築部においては、価格以外の多様な要素を考慮する総合評価方式や参加条件を満たした者全てに参加を認める一般競争入札、発注者が参加者を選定する指名競争入札など多様な発注方法の採用により、多くの企業の参入機会の確保に努めております。また、一般競争入札及び総合評価方式では、施工実績や配置予定技術者の施工経験などの要件を緩和して参入機会の拡大を図るとともに、県内企業では施工が困難な工事についても、共同企業体発注として県内企業が確実にかかわり技術的・経験的蓄積が促進されるよう努めているところであります。関連する業界団体等とは、意見交換を定期的に行っており、地元企業の参入機会拡大など育成に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

同じく４の(3)、県産品及び新技術の導入についての御質問にお答えいたします。

県産品については、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき特記仕様書に県産資材の優先使用を明記して、その優先使用に努めているところであります。新技術については、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みである国土交通省の新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）や、新技術の普及と技術水準の向上を目的に一般財団法人土木研究センターなどで実施する建設技術審査証明等があります。土木建築部では現場条件等を勘案し、規格、品質、耐久性、価格等の総合的な観点で新技術の活用を検討してきたところであり、引き続き関係機関と連携しながら県産資材の優先使用及び新技術の活用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　５の我が会派の代表質問との関連についての(2)、電力自由化に対する県の見解と取り組みについてにお答えします。

沖縄電力の卸販売の開始時期を早めることや、電源開発の新電力への販売枠を拡大することについては、電力自由化のさらなる促進につながるものと考えております。

県としましては、同取り組みは県民の選択肢の拡大や電気料金の低減化につながることから好ましいことと認識しており制度の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　５、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、平和・人権問題研究所の設立についてお答えします。

沖縄県民はさきの大戦での悲惨な地上戦の体験を通して、平和のとうとさ、人権の尊厳がいかに大切かを肌身で感じており、恒久平和の創造や人権の尊重に努めることの重要性を認識しているところであります。平和・人権問題研究所の設立は厳しい状況ではありますが、引き続きさまざまな方策を模索してまいります。

県としましては、平和協力外交地域として国際社会における認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献するため、沖縄県平和祈念資料館の運営、平和の礎事業、沖縄平和賞事業等を実施し、沖縄県の国際社会における平和発信拠点としての地位を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　それでは再質問をさせていただきます。

１、大型ＭＩＣＥ施設について伺います。

基地問題と振興予算のリンク論を示唆する声がありますが、これは税金であって使途に係る論点から私はあってはならないと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　大型ＭＩＣＥ施設につきましては、今基本設計の交付決定を得られていないところでございますけれども、私、実務者といたしましては、内閣府ときちんと求められている課題の対応を図りながら、丁寧に説明しながら理解を得て基本設計の交付決定に向けて努力を続けていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　それではこのＭＩＣＥ施設の予算については、リンク論はないとのお考えでよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　繰り返しになりますけれども、私どもが内閣府の調整の中で課題があるというふうに指摘もございますので、その課題をきちんと丁寧に解決することで基本設計の交付決

定につながるものであるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　その課題、主な最も重要な課題と思っているのはどういう課題でしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　国から指摘いただいているのは大きく需要推計のほうです。ＭＩＣＥが本当にそういう大型施設をつくってそういった需要があるかどうかということ、もう一つは周辺受け入れ環境整備ということで、私どもは大型ＭＩＣＥ施設の周りにホテルとか商業施設、娯楽施設そういったものを誘致しながら一体となってそこに地域経済を盛り上げていくという部分に関して、本当にそれが私どもは具体的な情報も得ながら国に提示をしているところなんですけれども、なかなかそこがある意味信頼性と言いますか、そこが不確かではないかということの指摘を受けているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　国へは十分説明をしているということですけれども、この県議会、自民党には説明して理解を得られているのかどうかお伺いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　内閣府からの指摘の中でもう一つ、実は県民理解が進んでいるのかということもございました。私どもは当初の地元の与那原、西原を中心としたところでのまちづくりビジョンの作成もいたしましたので、そういうところの御理解、御説明をさせていただいているところではあります。そういったことも含めますとやはり大型ＭＩＣＥ施設の性質上、県経済全体に大きな影響を及ぼすということからしますと、県民理解を深めようということで県で６圏域での説明をいたしました。あわせまして県議会の皆様方も県民代表でございますので、きちっと説明をさせていただくということで各会派にも御説明させていただいたところでございますけれども、自民党さんのほうに関してはお願いはいたしましたが、その実現ができずに大型ＭＩＣＥ施設の説明に関しましてはまだ十分にできていないというところは事実でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　なぜ自民党は今飛ばしているのか理解できないんですけれども、早目に自民党さんにも説明をしていただきたいと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　もちろん県民の理解を深めながらということからしますと、もちろん自民党県連さんにもぜひ御理解いただくことが大変重要でございますので、機会を捉えてぜひ御説明させていただく機会を与えていただくようにお願いに伺おうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　次、(2)です。

先ほど重点項目の環境整備ということをお聞きしました。私も環境整備についてＭＩＣＥ誘致に伴って西高東低、これから東側のまちづくりをどういうふうに進めていくかが重要だと思っておりますし、その周辺整備に当たって今ネックになっているのが、那覇市街化調整区域の見直しも含めてちっちゃなエリアでですと県有地を含めたエリアではなくて、西原町全体のまちづくり、こういう施設の要求もあるのではないかなと考えています。その辺をどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の周辺には５つの県有地がございまして、５つのゾーンでそちらに宿泊ホテルとか、商業施設、娯楽施設を当初誘致しようというところでございますけれども、既存の網がかかっている部分がございますので、そこは関係部局ともまた地元とも調整しながら港湾計画、あるいは都市計画等含めまして手続はきちっと踏んで進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　このまちづくりを西原町に任せた場合、やはり県の認可権限、市街化調整区域、農地法等いろいろありますので、その辺を含めて県でＭＩＣＥまちづくりプロジェクトを横断的に専門部署から集めて西原町、与那原町と一緒になってまちづくりを考えるということを考えてはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えします。

議員おっしゃるように地元の意向も踏まえながらきちっとしたまちづくりをしていこうということで、実は２月にまちづくりビジョンを御案内のとおり作成い

たしました。これも関係部局とも連携しながらこれを一歩一歩実現させて、実のある形にしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ西原町、与那原町と職員が一緒になってやっていただきたい。これを機に沖縄全体、昭和に入って、都市計画、昭和46年ごろからの都市計画ではもう古いと思っています。これを期にＭＩＣＥ誘致の都市づくりを機に、沖縄全体の都市計画ゾーニングが国際都市を目指す沖縄県だとすると必要ではないか。そのためには各市町村を単位とした市町村単位の用途地域のゾーニングではなくて、沖縄県全部をまとめた用途地域のゾーニングがもうそろそろ国際都市を目指すのであれば必要ではないかと思っておりますけれども、その辺どういうふうなお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今議員御質問の件は、まずは那覇広域の区域区分のお話だと理解しております。少し細かい説明になりますけれども御説明させていただきます。

そもそも区域区分というのを実施する目的は、既成市街地への効率的な公共投資、また集中的な公共投資、そして無秩序な市街地の拡大、これによる環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、そして都市近郊の良好な農地との健全な調和、これを目的に進められるものでございます。区域区分、これを廃止した場合には当然ながら基盤が整っていない地域へのばら建ち、そしていわゆるスプロールこういったものを初めとしたさまざまな問題というのが懸念されますので、土地利用をどういうふうにコントロールしていくか、これが非常に重要だというふうに我々は考えております。この土地利用に対する市町村の考えというのが最も重要だという認識を持っておりまして、まちづくりの主体である市町村からの具体的な提案を今求めているといいますか待っている状況にございますので、それを市町村から例えば線引きを廃止して単独の都市計画区域をつくりたいというのであれば、そのときに懸念されるものについてどういう考えをしているのかというのをしっかり確認させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　この何もないところからのまちづくりであればそうだと思うんですけれども、もう沖縄県はそういう状態にないと思います。飛行機から上空から見渡すと、全てが混在した無秩序な都市づくりになっていて、もう一度改めて全県的に考えた都市づくりがいいのではないかなと。なぜかというと沖縄県は今遊園地になっているんです。本当の国際都市を目指すのであれば、ハワイ、テーマパークにしないといけない。そのテーマパークにするためにはどうしても国際的基準の沖縄県のまちづくりを形成しないといけない。それをするのであれば市町村に任せるのではなく県が主導的に市町村と話し合いをしながら将来に向けて、50年先、100年先の沖縄県のまちづくり、土地利用計画を形成しないといけないと思っています。それがスケール感を持ってスピード感を持って実行していくという副知事のいつも言っていることではないかなと思っております。

答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

全体的な将来構想というのは21世紀ビジョン基本計画、こういったものでしっかり示されているものでございまして、それを実現するために具体の土地利用等をどうするかということがまた一つ問題になるものだというふうな理解をしております。都市計画法においてはその土地利用について区域区分を選択するという、あるいは選択しないと。これはいずれもありますので、この件については市町村としっかり議論をしながらこの都市計画区域単位の見直しも含めて議論をさせていただきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひよろしくお願いします。

次に時間がないですので、大枠の２に行かせていただきます。

地域の日ということで、私たちも平成24年ごろ教育委員会から通達を出していただいて地域・家庭の日ということで第３日曜日に設定させていただきました。そのときに第３日曜日が家庭の日ということで、そういう行事を家庭の日に入れるのはどうあるべきかということを議論しました。本当につまらないことなんですけれども、担当者によってこの日が家庭の日だから地域行事は入れることができないとか、本当につまらないことで意図するところが理解されていないと

思いますので、県としても第３日曜日、第３土曜日、第３金曜日一体となったそういう地域の日ということを通達なり話し合いの中でしっかり伝えていただきたいと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　家庭の日と申しますのは、家族の大切さを見直して、そのきずなを深めるという日となってございます。また地域における子供会の活動でありますとか、祭りなども一方では家族のきずなを深める機会として大変有効だと考えております。

したがいまして、家庭の日に地域行事を開催すると、大人と子供の触れ合い活動を行うというのは家庭の日の趣旨に沿うものだと考えております。ですから３日間ですか、少年を守る日とか地域教育の日でありますとか、家庭の日、これについては県教育委員会としましても、社会教育関係団体の連絡会等とも連携いたしまして、また市町村教育委員会、教育庁とも訪問して積極的な取り組みをお願いしているところでございます。

今後も曜日にこだわらずにこの３日間を効果的に活用して青少年の健全育成が図られるように連携して協議を進めてまいりたいと思います。その日にこだわらないで取り組んでいただければと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　教育長のほうはこだわるなと言っているんですけれども、地域の日、家庭の日というネーミングが時代とともに担当者が変わると変わっていくものですから、その辺の通達をこの３日間が地域の日だよ、家庭の日だよということをしっかり一体的に通知をしていただきたいと思います。なぜかというとこの日に部活動にもかかわってくるんですけれども、子供たちがこの日、土曜日、日曜日にせっかく計画していた行事が部活動、野球やバスケット、バレーボールですね、地域から子供たちがいなくなると行事が成り立たない。その日をぜひ休んでもらって、沖縄全県的に第３日曜日を休んでいただいて地域行事、子供会の行事に取り組むことができればもっと地域が活性化するんではないかなと思っております。その辺の教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　その家庭の日でありますとか、日の設定についてはそういう大きな目的でうたってはいるわけなんですが、その日の取り組み方はやはり各市町村なり教育委員会のまた考えるところもございます。ですから通達でやるのが適切かどうかというのもございます。通達というのは行政機関の中のこういう決まり事、こういうふうに守りなさいという趣旨になりますので、どういうふうな方法がいいか、またいろいろ検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　時間がないので改めてまた時間をとってやっていきたいと思いますので、ぜひ私の要望としては、この第３日曜日は全部活動を中止して、地域に戻りなさいという日にしていただきたいと要望いたします。

そして教員の残業に関してなんですけれども、部活動を除いたデータを県職だけではなく各市町村の職員のデータもいただきたいと思いますけれどもどうでしょうか。今調査してほしいということです。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　各市町村の勤務時間については各市町村の教育委員会で管理をすべきものだと考えておりまして、今現在のところ調査を行っているところではございません。ただ管理状況については調査をしておりますけれども、基本的にはこちらがまた調査をするとなった場合どういう課題があるかというのもございますので、各市町村でしっかり管理をしていただくのが筋かなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　このデータからすると部活動を抜いてしまった場合、ほとんど残業、就業時間、教員の皆さん問題ないというふうな捉え方になってしまいますので、もっと現場の実態をしっかり反映した調査が必要ではないかなと思っておりますけれども、教育長の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　御質問は、県の調査したデータのことをお話しされているかと思いますが、部活動が長時間勤務の一番要因になっているというふうになっていますれども、このアンケートは複数回答になっておりまして、必ずしも部活動だけではなくて授業の準備でありますとか、さまざまな調査報告の回答等もあります。ですから部活動もありますけれども、それ以外の時間にも先生方はいろいろ時間を使っていらっしゃいますので、この調査をまた細かくやりますとその調査自体が負担になる可能性もありますので、やり方はいろいろまた検討してみたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　時間がありませんので、観光バスの待機場についてお伺いします。

昨年、総合事務局、那覇市それと県で行われた事業

についてもう少し詳しく説明を伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　本答弁でも申し上げましたけれども、昨年那覇市と総合事務局で貸切バス路上混雑対策実証事業を実施いたしました。那覇市の西町にあります旧運転試験免許場跡に貸し切りバスが観光バスが50台ほど待機できる場所も置きまして、乗降場にパレット久茂地前とかそこにバスを乗る方が来られると、集まったタイミングでそこからショットガン方式という言い方をされているようですけれども、バスが無駄な周遊もしないように乗降場で長く待たないようにという形で効率的・効果的にお客様をバスに乗せてまた次の目的地に向かうということを去年実証いたしまして、ことしもそれをまた今度は県も絡みまして実施する予定になっております。
○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。
○新垣　光栄君　結果が大変好評だったということで去年は県有地を借用して行ったと思いますけれども、ことしは無料で行うんですか。有償でしょうか。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時43分休憩
午後２時43分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　今回は県も那覇市との共同事業ということで、県所管としましては無料で今回実施することになっております。
○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。
○新垣　光栄君　この対策も長期的対策ではなくて、やはり今免許試験場跡も長期的にものではないと思うんですけれども、長期的にどういう政策を今考えていますでしょうか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　去年と続きましてことしも同じ形でございますけれども、実証事業を踏まえた上で議員おっしゃるとおり永久的に永続的にやるわけにはいきませんので、そこはそこでまた改めて場所の確保を含めながら、那覇市を含めまして関係部署といろいろ調整、検討していきたいというふうに思っております。
以上です。
○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。
○新垣　光栄君　そのような今該当する場所は３カ所ぐらいあると思うんですけれども、代表的なものでよろしいですので場所の選定をお願いいたします。状況ですね。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時45分休憩
午後２時45分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　那覇市さんのほうでその待機場所の候補地として考えていらっしゃるようで、１つには明治橋近くのバス待機場、それから２つ目はうみそら公園駐車場、この２つを今候補地として挙げまして、両候補地の管理者であります那覇港管理組合やバス協会等と調整を行っているというようでございます。
以上です。
○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。
○新垣　光栄君　これも長期的にはできない、もたないと思うんですよ。私提案があるんですけれども、国際通りを一方通行にして片面を全て駐車場にすると荷おろしのトラック、それからタクシー、そういうこの国際通り1.6キロを全て片側通行にし一方通行にして、ここを待機場にするとか、そうすると町の活性化にもなるし、問題ないかなと改めて回って見て実感したんですけれども、そういう提案はできないものか部長お願いします。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　貴重な御提案、アドバイスかなと思いまして那覇市さんともいろいろ相談させていただきたいなというふうに思っております。
ありがとうございます。
○新垣　光栄君　ぜひ真剣に考えた提案ですので、考えてください。
○議長（新里米吉君）　もう終わっていますので……。
15分間休憩いたします。
午後２時47分休憩
午後３時６分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
午前に引き続き質問及び質疑を行います。
照屋大河君。
〔照屋大河君登壇〕
○照屋　大河君　こんにちは。
社民・社大・結連合、照屋大河です。
一般質問を行います。
まず、質問の前に知事、おくれましたが誕生日おめでとうございます。おとといが誕生日だったようで、

終日自民党さんからの厳しい質問が続いていて厳しい顔されているなと私も議場の中で見ていましたが、ちょうど新聞に紹介された集まりに私も参加しておりました。新聞では満面の笑みと書かれていましたが、何となく穏やかで温かい笑顔に感じました。いよいよ知事の任期４年のうち３年が過ぎます。残り１年、ぜひ辺野古に新基地をつくらせないという公約、誇りある豊かな沖縄を実現したいという公約を、健康に留意されながら頑張っていただきたい。そして、私も全力で支えていくということを誕生日プレゼントとして贈りたいというふうに思います。

本当におめでとうございます。

さて、衆議院選挙スタートしています。

開会された国会の冒頭の解散ということで、一体全体安倍総理、森友さんの問題どうなったのか、昭恵夫人の友人、知人とも言われる森友学園に対して、国有財産を８億円も値引きして、払い下げしてしまう。学校認可をしてしまう。あるいは加計学園、自分の同級生ですか、友人、大学の同級生と言われていますが、その同級生に国家戦略特区を使って五十数年ぶりに獣医学部の設置を認めてしまう。権力者が、権力を持つ者が知人や友人、お友達に対して利益を供与してしまうというような疑惑に対して全く説明をしないままに逃げて逃げて解散をしてしまった。大義なき逃亡解散と言わざるを得ないというふうに思っています。安倍総理大臣が逃亡解散をしてしまったら、ここぞとばかりに小池都知事が希望の党、新党希望の党。しかしこれも小池さん、これまでの発言からすれば、憲法を変えて戦争のできる国づくりをしていこう。あるいは本人自身が総理大臣になりたいんだ、この国のリーダーになりたいんだという希望ではなくて野望の党じゃないかと、そう感じています。その後、希望の、野望の新党ができたら、民進党はこれまでの政策、公約、訴えてきた公約を投げ捨てて、党を解党して、希望の党へ野望の党へ合流してしまう。全く国民からは民進党さんに至る、前原民進党に対する失望と言わざるを得ないと思います。ここで今こそ、今こそ社民党、社民党だというふうに思っています、待望。安倍さんが逃亡しました。小池さんの野望の党、民進党失望、それぞれが辺野古新基地建設推進容認の立場ですので、今こそ待望の社民党頑張って頑張っていきたいというふうに思います。待望ではあるんですが、党存亡とも言われていますので、選挙戦頑張っていきたいというふうに思います。

それでは一般質問行います。

知事の政治姿勢について。

(1)、衆議院解散総選挙に対する知事の受けとめ、対応について伺います。

(2)、来年２月の名護市長選挙に向け、現職の稲嶺進氏が立候補を表明いたしました。知事の所感、対応について伺います。

私も出馬会見出席させていただきましたが、稲嶺名護市長、政府の沖縄に対する無慈悲な仕打ちとも思える辺野古強行に強い危機感を持っている。あらゆる権限や手段を行使し、この問題に終止符を打つ覚悟だというふうに強い決意を語られました。加えて50年先の名護市の未来との文言で基地建設の見返りとなる再編交付金に頼らない、将来を見据えた市政運営の重要性を力強く語られました。知事選の前哨戦とも言われ、極めて重要な選挙だというふうに認識しています。知事の辺野古に新しい基地をつくらせないという公約にも大きな影響を与える選挙だというふうに思いますが、名護市長選挙に対する知事の対応について伺います。

２番目、基地問題について。

(1)、嘉手納基地、普天間基地の爆音について。

県環境部は、嘉手納基地と普天間飛行場の2016年度航空機騒音測定結果をまとめ、去る９月８日に公表し、同日には沖縄防衛局が普天間基地で実施した2016年度のオスプレイ飛行状況調査の結果を公表している。また、沖縄防衛局は同局がことし４月から７月まで嘉手納基地と普天間基地で行った全航空機対象の24時間離着陸調査の結果を県や関係自治体に報告されています。

ア、県の2016年度調査では、夜間・早朝の爆音被害が悪化しているようだが、原因についてどのように分析しているか伺います。

イ、沖縄防衛局の2016年度調査によると、オスプレイの夜間離着陸回数は前年比53％増の116回と約1.5倍になっているが、県の調査と相関性はあると言えるか、見解を伺います。

ウ、沖縄防衛局がことしから初めて実施している24時間航空機離着陸調査結果に対する県の受けとめと分析について伺います。

(2)、オスプレイ低周波調査について。

キャンプ・ハンセンの着陸帯ファルコンに近い宜野座村城原区が去る９月６日、県が実施予定のオスプレイの低周波音調査対象に同区も追加するよう県に要請しています。城原区の要請をどのように受けとめているのか伺います。

(3)、東村高江区における銃口を県道に向けた米軍の訓練について。

ア、９月24日報道に関する県の対応について伺います。

イ、オスプレイ等、高江ヘリパッドにおける訓練の状況について伺います。

(4)番、嘉手納基地、津堅沖のパラシュート降下訓練について。

県や関係自治体によるたび重なる抗議や訓練中止の要請を無視し、日米特別行動委員会合意に反する形で嘉手納基地や津堅沖でパラシュート降下訓練が繰り返されている。地元では訓練の常態化を懸念する声が高まっているが訓練に対する県の見解及び対応について伺います。

大きい３番目、チビチリガマ損壊事件について。

沖縄戦で住民が集団自決、強制集団死に追い込まれた読谷村波平の自然壕で同村指定文化財のチビチリガマが荒らされ本島中部に住む少年４人が逮捕された事件です。事件に対する知事の見解について伺います。

(2)、戦争体験者が少なくなっている今、語り部育成を含めた平和教育のあり方についての見解を伺います。

大きい４番目、楚南地区再興について。

旧石川市の西南に位置し、戦後は――ここは訂正お願いします――旧東恩納弾薬庫の一部となって1971年まで米軍基地に接収されていた楚南地区の地主会と楚南部落会が地域再建に向けた取り組みを強化しています。始めています。進めています。

(1)、地主会はことし７月、うるま市に対し、跡地利用特措法に基づく開発計画の策定を求めたようだが、事実関係について県も承知しているか。

(2)、楚南部落会が2012年に県を訪れた際に、同年施行の跡地利用特措法に基づいてうるま市が総合整備計画を策定すれば、県も対応できる旨の回答があったというが、具体的にどのような対応が可能なのか伺います。

５、京都大学総合博物館の収蔵室に保管されている旧帝国大学の日本人学者が収集した沖縄の人骨を返還すべきと関係者が求めている問題について。

(1)、県として問題をどのように受けとめているか、事実関係を把握すべく情報収集しているのか、取り組みについて伺います。

(2)、遺跡発掘時に人骨が出土した際は文化財保護法によって県などの自治体が対応することが定められていること等を踏まえれば、県としても返還を求め、関与していくべきではないか伺います。

６番、子供の貧困緊急対策事業について。

内閣府沖縄振興局は去る９月12日、2016年度沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況についてと題する調査報告書を公表した。調査報告書に対する県の受けとめと分析、成果として評価すべき点と県として取り組むべき課題等について伺う。

(2)、調査報告書によると、支援を受けた子供の割合は小学生45％、中学生40％、未就学児7.5％であるが、未就学児への支援が際立って低い理由は何か。

７番目、具志川環状線について。

去る９月８日、最後の工事区間だったうるま市兼箇段―沖縄市登川をつなぐ区間の利用が始まり、事業着手から34年を経て県道具志川環状線が開通しました。開通により、中部圏域の交通渋滞緩和や物流促進による産業・観光振興の活性化などに期待が寄せられるが、経済効果等に関する県の見解について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　照屋大河議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、衆議院解散総選挙についてお答えをいたします。

今回の衆議院の解散総選挙は、北朝鮮情勢が緊迫化する中で行われるものであり、多くの国民から疑問の声が出ているものと承知しております。沖縄県内の選挙においては、県政及び国政の重要課題である普天間飛行場の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設などの基地問題が主要な争点になるものと考えております。これまでも各種選挙においては、私と信条、政治姿勢を同じくする候補者を応援してきたところであり、今後もこれまでと同様に対応してまいりたいと考えております。

次に、１の(2)、名護市長選挙の所感と対応についてお答えをいたします。

私と志を同じくする現職の稲嶺市長が出馬表明されたことは、大変心強く感じております。来年の名護市長選挙は、辺野古新基地建設問題が最大の争点になるものと考えており、今後とも、稲嶺市長とともに、辺野古新基地建設阻止に向けて不退転の決意で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２の基地問題についての御質問の中の２の(1)のア、夜間・早朝の航空機騒音発生回数増加の原因についてお答えします。

県が取りまとめた平成28年度航空機騒音測定結果によると、夜間22時から翌朝６時までの騒音発生回数が、嘉手納飛行場周辺では21測定局中19局で、普天間飛行場周辺では15測定局中13局で、前年度より増加しております。騒音発生回数増加の原因については、米軍機の運用実態が明らかになっていないため、特定には至っておりません。

県としましては、引き続き航空機騒音の推移を注視するとともに、周辺住民の負担軽減が図られるよう、日米両政府に粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、２の(2)、宜野座村城原区からの低周波音調査要請についてお答えします。

県では、低周波音の物的影響を科学的に把握することを目的として、普天間飛行場周辺において実測調査を実施しております。低周波音については、現在、環境基準等が設定されておらず、低周波音の影響を評価することが困難な状況です。そのため、県としましては、国に対し、当該調査で得られる知見を情報提供するとともに、航空機からの低周波音の発生に係る実態把握、健康影響評価及び環境基準設定の検討について求めてまいります。

城原区の状況については県も高い関心を持っており、今年度の調査結果及び宜野座村の意向を踏まえて対応を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　２、基地問題についての御質問の(1)イ、普天間飛行場におけるオスプレイの離着陸回数調査についてお答えいたします。

去る９月８日に沖縄防衛局が公表した普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査によると、普天間飛行場における平成28年度のオスプレイの夜間の離着陸回数は116回であり、平成27年度の70回に比べ約1.6倍に増加しております。同飛行場では、米軍再編に係る訓練移転により、オスプレイの県外での訓練が実施されておりますが、当該調査結果から、県としては、目に見える形での負担軽減が十分にあらわれているとは言えないと考えております。昨年度に実施した県の調査と同局の調査は、調査期間などが異なっていることから、単純に比較することはできませんが、県の調査期間に限っていえば、同様の傾向があるものと考えております。

次に、２の(1)のウ、沖縄防衛局が実施している離着陸回数調査についてお答えいたします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場の全機種の離着陸等調査については、県の要望も踏まえ、沖縄防衛局が本年４月から実施しているものです。当該調査は、両飛行場における航空機の運用実態の把握に資する有益なものであり、その取り組みについては、評価しております。しかしながら、同調査結果は、月ごとの集計結果をまとめたものとなっており、日ごとの運用実態が把握できないことから、その公表を国に求めたところです。

県としては、日ごとの集計結果の公表を求め、同調査から得られる機種ごとの飛行状況を踏まえ、外来機の飛来や訓練移転の影響、早朝・深夜における運用実態などを確認し、地元市町村とも連携して、周辺住民の負担軽減を求めてまいりたいと考えております。

次に、２の(3)のア、高江区での米軍の訓練に対する県の対応についてお答えいたします。

去る９月６日に高江区において、米兵がヘリでの訓練中に銃口を県道に向けていたとの新聞報道があったことは承知しております。米軍がどのような訓練を行っていたのか等について、沖縄防衛局を通じ米軍に照会し、米軍からはそういった事実はないとの回答があったとのことでありますが、県としては、周辺住民に不安を与える行動はとるべきではないと考えており、沖縄防衛局からも同様の内容を米軍に対し伝達したとのことです。

次に、２の(3)のイ、高江区周辺のヘリコプター着陸帯における訓練の状況について。

高江区周辺の着陸帯を使用した訓練の状況について、沖縄防衛局に確認したところ、運用上の理由からその実態は明らかとなっていないが、オスプレイ等がＮ１、Ｎ４、Ｈ地区の着陸帯で離着陸訓練などを実施していると考えているとの回答がありました。また、沖縄防衛局がことし７月26日の13時から23時にかけて、高江区等で実施したオスプレイの実機測定調査では、高江小学校屋上に設置された自動測定器において、オスプレイ等による騒音が30回近く測定されており、県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、オスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、２の(4)、パラシュート降下訓練についてお答えいたします。

嘉手納飛行場及び津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練については、地元自治体、県等が繰り返し中止要請や抗議を行っておりますが、ことしに入り、嘉手納飛行場では３回、津堅島訓練場水域では５回の訓練が実施されております。

県としては、県民の生命、生活及び財産を守る立

場から、嘉手納飛行場及び津堅島訓練場水域でパラシュート降下訓練を実施すべきではないと考えており、同訓練を実施しないよう、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　３のチビチリガマ損壊事件についての御質問の中の、事件に対する見解についてお答えします。

沖縄戦の実相を伝える読谷村の戦争遺跡チビチリガマを、次の世代である少年たちが損壊したことを大変残念に思っています。戦後72年を経て戦争体験者が減少し、沖縄戦の記憶の風化が危惧されております。悲惨な沖縄戦の歴史を正しく継承していくため、沖縄県では、沖縄全戦没者追悼式の開催及び平和宣言、平和の礎への刻銘、戦争体験者の証言映像の収録、平和学習等を実施しております。今後も、沖縄戦の実相を正しく後世に伝えるよう努めてまいります。

次に、３の(2)ア、語り部育成についてお答えいたします。

語り部については、旧学徒隊などの戦争体験者により、みずからの戦争体験を次の世代に語り継ぐ活動が県内各地で行われております。課題としましては、戦後72年が経過して、戦争体験者が減少し、沖縄戦の記憶の風化が危惧されるところであります。

沖縄県としましては、平和祈念資料館等におけるいろいろな情報収集事業を通して戦争体験の記録保存に取り組んでいるところであります。

次に、６、子供の貧困緊急対策事業についての御質問の中の(1)、子供の貧困緊急対策事業の成果・課題等についてお答えします。

内閣府が公表した平成29年３月31日時点における沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況によりますと、支援員は28市町村に105人を配置し、居場所は沖縄県と26市町村に122カ所設置しております。支援員による支援を受けた人数は、子供2545人、保護者499人、合計で3044人となっており、居場所利用者は延べ約17万人となります。活動の成果としては、父子家庭で、父親が生活費を切り詰めて給食費等を支払っていたため、家庭の経済状況に気づくことができなかったが、支援員が父親と面談を行い、就学援助制度を紹介することで受給に至った事例等が報告されており、沖縄の厳しい環境で生活する子供とその保護者に対して、寄り添い型の支援員と居場所の設置の有用性が確認されております。課題としましては、支援員による学校との連携等を必要とする事例がありますので、学校訪問等による学校長等に対する子供の貧困問題の理解増進等に努めてまいります。

次に、６の(2)、未就学児の支援割合が低い理由についてお答えします。

沖縄子供の貧困緊急対策事業で配置されている支援員は、就学援助を受けている小中学生を主な支援対象者としていることと、未就学児を居場所等の支援につなぐためには、安全上の問題を考慮する必要があるため、支援人数全体に占める未就学児の割合が低くなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３のチビチリガマ損壊事件についての御質問で(2)のイ、平和教育のあり方についてお答えいたします。

戦後72年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。

県教育委員会としましては、平和教育を県の教育主要施策や学校教育における指導の努力点に位置づけており、各学校では、各教科や道徳の時間はもとより、慰霊の日に向けた特設授業を展開するなど、学校の教育活動全体を通して行っております。戦争体験者が高齢化し、語り部が少なくなるなどの課題はありますが、今後とも、関係機関と連携し、児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、平和教育を推進してまいります。

次に、５の京都大学総合博物館の収蔵室に保管されている沖縄の人骨についての質問でございますが、(1)、人骨返還に対する県の取り組みと関与についてお答えいたします。５の(1)と５の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括でお答えさせていただきます。

京都大学総合博物館保管の人骨につきましては、戦前に人類学者が今帰仁村の百按司墓等から持ち出した人骨であるということは把握しております。現在、同館に保管されている人骨の出土地や量は、県内の人類学者の調査によって、百按司墓とその周辺から持ち出された人骨26体分であると聞いておりますが、今後、詳細な確認調査が必要と考えております。

県教育委員会としては、人骨の返還に当たっては、地元今帰仁村の意向が重要であり、現在同村と意見交換を行っているところであります。また、具体的に返還される際には、人骨の保管施設等の課題もあること

から、そうした点も踏まえながら関係する自治体と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４、楚南地区再興についての御質問の(1)、楚南復興地主会のうるま市に対する要請についての御質問にお答えいたします。

うるま市石川にある楚南地区は、1971年６月、旧東恩納弾薬庫地区の一部として返還された駐留軍用地跡地となっております。ことし７月、楚南復興地主会と楚南部落会がうるま市に対して楚南地区の開発プロジェクトの推進について要請されたことは承知しております。

次に、同じく(2)、跡地利用推進法に基づく総合整備計画に係る県の対応についての御質問にお答えいたします。

跡地利用推進法第20条では、関係市町村の長は、返還の見通しの通知がされた駐留軍用地または駐留軍用地跡地を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができると規定されております。駐留軍用地の跡地利用は地域のまちづくりと密接にかかわることから、県は、うるま市の主体的な取り組みを尊重するとともに、同市からの相談に適宜応えるなど、跡地利用に向けた取り組みに協力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　７、具志川環状線についての御質問の中の(1)、県道具志川環状線の経済効果等についての御質問にお答えいたします。

県道具志川環状線は、うるま市安慶名を起終点とし、旧具志川市街地を中心とする地域を循環する延長15.7キロメートルの一般県道であります。昭和58年に事業着手し、順次完成箇所を供用しながら、本年９月８日に全線供用開始したところであります。今回の供用により、天願交差点から沖縄北インターチェンジまでの所要時間が約６分短縮されるとともに、走行時間短縮便益は、供用後50年間で247億円と試算しております。路線沿いには、公共施設、大型商業施設等が新たに立地しており、交通渋滞緩和、物流円滑化、観光振興など中部圏域の経済・産業活動の活性化に大きく寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　御答弁ありがとうございました。

公室長、沖縄防衛局の騒音調査について、有益で評価しているというふうな答弁だったと思います。ただこの防衛局の調査について、防衛局の幹部ということで新聞報道されているんですが、調査により深夜・早朝の飛行実態が明らかになれば、基地周辺市町村からの反発が強まり負担軽減を求める声が一層強くなることが予想される。調査は大切だが、結果が出れば負担軽減に取り組む責任はより重くなるというふうにジレンマを持つというふうな言い方。それから、米軍は調査自体はよく思っていないんじゃないかと、よく思っていない。24時間全基地の調査結果を分析すれば、基地の運用が丸裸になるからだというふうなことで住民の声にはジレンマを、と言いながら、米軍の運用についてはおもんぱかるような発言をされているわけです。

先ほど言ったように、基地周辺の多くの人たちがこの間長いこと騒音に悩まされていて、使用協定の見直しも強く求めていて県もそういう方向で強く求めていくという立場にあるというふうに思っているんですが、この防衛幹部の発言も踏まえて今後強く強くこの使用協定の見直し、県として求めていくべきじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず一定の評価をするというふうに答弁いたしましたけれども、今回防衛省のものは嘉手納飛行場、そして普天間飛行場の全機種についてです。これの経緯がございまして、県は去る１月から３月の間、普天間飛行場において全機種県みずから実態調査を行いました。このことを普天間飛行場の負担軽減作業部会において県はこういった調査を行っていますと。その結果を踏まえて、県外での訓練等について見るとそれほど減っているのではないのではないかというそういう疑問がありますというような話もして、国においてもぜひそういった全機種の訓練実態を調査してもらいたいということを強く求めたところでございます。それを受けまして、沖縄防衛局において今回、そういった嘉手納飛行場と普天間飛行場において全機種の調査を行ったということでございましたので、これにつきましては一定の評価をしますということを申し上げたところでございます。

一方でやはり、先ほどの幹部のお話一方でみずから追い込まれる部分、あと米軍への何と言いましょうか少し配慮、そういったものについてはやはり日本の、

沖縄県民の生命財産を守る日本政府の職員としてやはり沖縄県民のそういった住民の日ごろ騒音に悩まされている地域住民の心に思いをはせていただくことが重要だと考えております。

そういったことからやはり今議員からございました、使用協定これは嘉手納町が強く求めているところですけれども、沖縄県も嘉手納町と連携して飛行実態等について確認した上で、使用協定についての徹底を早期の締結を求めるよう頑張りますという答弁も前にもした記憶がございますけれども、そういう方向で今回の実態調査も含めて強く政府に求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　続いてオスプレイの低周波の調査について、その心的、物的影響があると言われながら、その基準がなかなか確立していないオスプレイの低周波調査について県の調査の実施を評価をするんですが、そもそも沖縄県全体がこのオスプレイの配備については反対をしている、知事の公約でも配備撤回であります。それを押しつける国が責任を持って調査すべきだというふうに思うんですが、強行に配備をしている国の実態もあります。それから辺野古のアセスにおいてもいいところだけを切り取って評価をする、オスプレイについて評価をするというところもありますので、今回の調査を含めてあちらこちらでメタボで墜落するオスプレイという実態もありますので、城原区の要望、それから高江の要望、それにも応えるような、先ほどは対応を検討していくということですが、これは城原や高江のほう含めて被害の実態をしっかりと実態ある場所に対応していくということで受けとめたいんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほど申しましたけれども、低周波音につきましては基準がないということで、県のほうが物的影響について今測定を昨年度から行っております。この状況も踏まえまして次年度以降、その結果を踏まえて城原区それから北部訓練場がある高江区のほうもしっかり検討していきたいなというふうにそういうことで県としては考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　続いて東村高江において銃口を県道に向けた米軍の訓練について、そんなことはないというふうな米軍の答えだったということですが、新聞報道などを見ると少しにやにやして銃口を向けているような写真でわかるような状況です。しかも、周辺の住民の声では畑仕事をしているときに狙われているというような証言もあるわけですから、県としても報道の写真だからないと開き直っているのかわかりませんが、実態を調査していく確認していくという作業をしなければいけないというふうに思っています。事件があるたびに綱紀粛正とか兵員の教育を徹底していくとか言いながら、どうもこの報道の写真を見ると、その言葉どうなっているんだというふうに思わざるを得ないという新聞報道ですので、この点についてもう一度答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど答弁したとおり、我々もその新聞報道受けまして、防衛局を通じて照会したところ、先ほど答弁したとおりでございます。写真見ても私も同様な感じを受けてございますけれども、やはりこういった相手が主観的にどういうような思いでそういった状態であったかというところは、知るよしもありませんけれども、やはり県民に地域住民に不安を与えるような行動は厳に控えるべきであるというふうに私も思いますし、こういったことについては議員からの御意見もございますので、再度防衛局のほうにお伝えしますとともに、また機会あれば米側のほうにもその旨お伝えしたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　それから、嘉手納や津堅のパラ訓について、ちょうど知事が三連協の皆さんと一緒になって国に要請をし、そして要請を受けて日米２プラス２の協議会の中でも議論された。そして自民党県連さんも訪米の中でパラ訓はやってくれるなと。特に海兵隊のトップのネラー総司令官と面談してそれを訴えたと、その新聞記事が出た同じ日に嘉手納でパラ訓をするという通告があったわけです。そんな実態を受けながら知事もここまでやってもだめかという思い、落胆する思いというふうに新聞報道されましたが、地域住民にとっては３回とか５回とかこのまま続けられてはとんでもない話なんです。知事、これ力強く今後行わないように求めていくべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　海軍駐機場の問題それからパラシュートの問題、今議員が経緯を述べましたが、そのとおりの状況で、ある意味で豆腐にくぎみたいな状況で来ておりました。一番この件についての直近の私の要請が小野寺防衛大臣にこの件の要請をしましたところ、２プラス２で沖縄県の要請があったので、この

件は伝えましたよと。マティス国防長官が沖縄に行ったことがあるようで大変理解を示して、このようなものが、どういう言い方をしたかわかりませんが、こうあっちゃいかんというようなものを部下に言っていたというような、だから今回それは成果かななどという話をされておりました。ところが、その話があって数日後に改めてパラシュート訓練が行われたというようなこと等を考えますと、日本国の国のある意味でその要所のトップがあのような２プラス２で持ち出して、そして向こうも反応した中で、二、三日後にはすぐ行われるというこの状況が私からすると沖縄の一つ一つのいろんな問題、これどうやって解決できるのかなと。やはり日本政府が当事者能力を持って、県民や国民を守るというそういった気持ち。日本全体を守るというのも大切ですけれども、それを担っている沖縄県を守るということの視点がなければ、とても日本の安全保障体制というのはもたないんじゃないかとこういうようなことも感じているところです。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　今まで述べた米軍のさまざまな行為ですが、日米地位協定の優遇措置とか合同委員会合意の例外規定、それが米軍の運用を認めているようなところもありますので、県はＳＡＣＯ合意も認める立場ではありますが、例外規定とか負担を与えている事実に影響があると思われるものについては大胆に変えていく、見直しをしていくという立場をとるべきだというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

パラシュート降下訓練もＳＡＣＯの合意以降、日米合同委員会で例外が認められたということです。それから、嘉手納飛行場における駐機場、これは騒音の負担軽減とのイニシアチブでしっかり決められたことです。そういったことさえも守られないということにつきましては、やはり本来下部の組織にすぎないわけですが、合同委員会の合意、これでいわゆるそういったＳＡＣＯの合意ではなく相当上のほうで合意された事項が形骸化されているというふうに我々は考えております。

そういったことから、今回の地位協定の改定の中におきましても、日米合同委員会のメンバーとして地方の代表も入れるようにということを要請項目として入れさせていただいたわけでございます。いろんな機会を通してそういったＳＡＣＯの合意事案の形骸化、それに対してはしっかりと主張してまいりたいというふうに考えております。

○照屋　大河君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

〔上原正次君登壇〕

○上原　正次君　皆さん、こんにちは。

一般質問４日目、最後になります。もうしばらくお時間を下さい。

質問の前に所見を述べさせていただきます。

旧暦の８月15日、きょう糸満市では糸満大綱引きが２時から道ジュネーで、５時から大綱引きが始まります。それとまた旧暦の８月16日、字真栄里の綱引きも２日続けて糸満市ではあるんですけれども、真栄里の綱引きはまたすごく勇壮で、観光客が訪れるようなすごい綱引きでもあります。地域のコミュニティーが薄れる中、伝統文化をしっかり糸満市でも今つないでいって、こういった伝統文化をしっかり糸満市、沖縄県のために頑張っている糸満市民に敬意を表します。

それでは一般質問を始めます。

１、沖縄戦戦争遺構世界遺産登録に向けて。

今回の一般質問は米須霊域や摩文仁霊域を含む、日本唯一の沖縄戦跡国定公園の世界遺産登録に向け、県の主体的な取り組みをお願いしたいとの訴えでもあります。なぜ世界遺産か、その地域が持つ重要性などについて米須霊域から順次御説明を申し上げます。

「和魂となりてしづもるおくつきの　み床の上をわたる潮風」という鎮魂歌を御存じでしょうか。作者は元真和志市長の翁長助静氏であります。戦後、米須地区に一時収容された真和志市民や摩文仁村民らが散在する遺骨を集め、祭った沖縄最初の納骨慰霊碑、魂魄之塔に刻まれた歌でもあります。軍・民・日米など分け隔てなく集められた遺骨は約３万5000柱、その後、平和祈念公園内の国立沖縄戦没者墓苑に転骨され、現在慰霊の地として国内外の観光客を初め、慰霊団、修学旅行生などが多く訪れる聖地となっています。また魂魄之塔周辺はひめゆりの塔や全国植樹祭の会場となった平和創造の森公園が広がり、平和を次の世代へ引き継ぐ重要な霊域でもあります。

次に、摩文仁霊域です。

公園内には沖縄戦の写真や遺品などを展示した平和祈念資料館、沖縄戦で亡くなられた全ての人々の氏名を刻んだ平和の礎、戦没者の鎮魂と永遠の平和を祈る平和祈念像、そして摩文仁の丘には国立沖縄戦没者墓苑や府県、団体の慰霊塔が50基建立されています。世界の恒久平和を祈念し、平和の情報発信の機能をあわせ持つ公園は、悲惨な戦争の教訓を後世に伝える象徴的な存在であります。

そして、多くの歴史を刻むガマです。

沖縄戦を語る上でガマは無視できない存在です。集団自決や日本兵による幼児処分、多くの住民の命を救うなど、ガマそれぞれに刻まれた歴史は大きく異なり、どれも沖縄戦の実相を語っています。

最後に、沖縄戦跡国定公園について御説明申し上げます。

第二次大戦における日米両国の激戦地である、本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和のとうとさを認識し、20万余の戦没者の霊を慰めるとともに、延長11キロメートルに及ぶ壮大な海食崖景観の保護を目的に設けられた日本唯一の戦跡国定公園があります。指定された公園内には多くの慰霊施設、慰霊碑、慰霊塔があり、主要なものだけでも100余りに上るとされています。

さきに御説明したように、沖縄戦跡国定公園内には悲惨な戦争の教訓を後世に伝え、世界の恒久平和の実現に寄与する施設や戦争遺構などが存在する地域であります。このように人類が犯した悲惨な出来事を伝え、そうした出来事を二度と起こさないために普遍的価値を持つ地域であることから世界遺産として残すに値するものと私は考えます。

そのため次の点について質問しますので、誠意ある御答弁をよろしくお願いします。

(1)、沖縄戦跡国定公園、糸満市、八重瀬町など各地域に点在する慰霊碑や避難壕などの戦争遺構の保全等に関する施策を確立する必要があるとして、２月定例会代表質問にて質問し答弁をいただいております。その後の状況についてお聞かせください。

(2)、平和の希求や人種差別の撤廃などを訴えていく上で、重要な物件も世界遺産に登録されていると私は理解しています。そのような理解でよいか。また、その事例があればお示しください。

(3)、現在奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の４域が世界遺産を目指し活発に動いています。そのきっかけは、どのようなものであったかお聞かせください。

(4)、世界遺産に登録されることでのメリット、デメリットはありますか。お聞かせください。

(5)、国が検討会や委員会で選定し、きっかけをつくり、県や自治体で機運づくりに取り組んでいるものと理解します。悲惨な戦争の教訓を後世に伝え、世界の恒久平和の実現に寄与する施設や戦争遺構等が存在し、さらに人類が犯した悲惨な出来事を二度と起こさせないために普遍的価値を持つ地域であることから、世界遺産に登録されるだけの素養は十分に持ち合わせているものと認識しています。ただ、国に取り上げられてもらうきっかけがないだけであります。県主体で国にアプローチをし、そのきっかけをつくれないでしょうか。御意見を伺います。

２、中小企業支援について。

(1)、地域における事業承継支援のためのネットワークの構築について。

中小企業庁は、後継者不足などで経営を引き継ぐことが難しくなっている地域の中小企業・小規模事業者を都道府県単位で支援する施策事業承継ネットワーク構築事業により、2018年度までに全国で整備するとしております。事業概要と県の取り組みについてお聞かせください。

３、災害時の衛生対策について。

過去の大規模災害では、避難所のトイレ環境の悪化がたびたび問題となっていることから、災害時に備えて下水道に直結して使う、マンホールトイレの導入について市町村と連携しつつ整備を進めていただきたい。災害時にふたをあけ、簡易便座を取りつけ、周囲をテントで覆えば洋式トイレが完成する。くみ取り式が多い従来の仮設トイレよりも衛生的で避難所になる学校や公園において事前に整備することで、住民はもとより観光立県としても多くの来訪者を受け入れる環境整備としても重要だと考えます。

以下の質問をいたします。

(1)、県内のマンホールトイレの設置状況について。

(2)、マンホールトイレに対する認識、導入検討状況や利点・課題について。

(3)、マンホールトイレ導入に向けた市町村との連携、助成制度の設置についてお聞かせください。

４、国民健康保険財政の赤字補填について、２月定例会に引き続き質問をさせていただきます。

沖縄県内の市町村国民健康保険事業に関する財政は大変厳しい状況にあり、市町村の一般会計からの法定繰り入れにより運営している事例が散見されます。ただ、国民健康保険事業には、自営業者に加え所得の少ない年金生活者や非正規労働者らが多く加入していることから、保険料収入が少ない一方で、医療費が高く、慢性的な赤字体質となりやすいものと考える。

国にあっては国民に広く負担を求める医療保険改革を進めるため、国民健康保険の運営主体を平成30年度に市町村から都道府県に移し、財政基盤の強化を進めるとしているが、国のガイドライン、都道府県国民健康保険運営方針策定要領案によると、各市町村は、都道府県が示した標準保険率を参考に、保険税率を決定しその税率で賦課徴収すれば基本的には赤字は発生しないとしている。しかし、本県市町村国保の被保険

者１人当たりの赤字額は全国の平均の２倍をはるかに超えていることから、国保税率を大幅に引き上げなければこの運営方針に当てはまらないことになる。さらに本県市町村は、前期高齢者財政調整制度に起因する赤字要因を抱えていることから、平成30年度以降も赤字解消は困難だと考える。

そこで伺います。

(1)、沖縄振興拡大会議において、国民健康保険財政への繰り入れ、赤字補塡についてが特別議題として扱われています。当日の議論の内容はどのようなものであったかお聞かせください。

(2)、国保県単位化により、国保財政が運営されることとなるが、沖縄県も運営の責任主体として認識してよいか伺います。

(3)、本県市町村の国保財政の赤字要因の一つに前期高齢者財政調整制度が起因していると考えられる。制度上の問題により、市町村はそれぞれの国保財政の赤字補塡を強いられている。本員は国保県単位化により、沖縄も国保財政の運営主体であるとの認識から、制度上の問題により発生した赤字の全てを市町村に押しつけるのではなく、県も協力して補塡すべきであると考えます。当局の認識を伺います。

５、糸満漁港北地区への地方卸売市場（泊魚市場）機能の移転及び高度衛生管理型荷さばき施設整備に向けた取り組み状況・予算確保等について伺います。

本席での質問は終わり、質問席より質問させていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　上原正次議員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険財政への赤字補塡についてに関する御質問の中の４の(2)、沖縄県が運営の責任主体となることについてお答えをいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成30年度から、沖縄県は国保財政運営の責任主体となります。具体的には、市町村ごとの国保事業費納付金の決定や保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うことにより、国保財政の入りと出を管理し、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うことで、制度を安定化させることが可能になるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　１、沖縄戦戦争遺構世界遺産登録についての御質問の中の(1)のア、慰霊碑の保存方策についてお答えいたします。

慰霊塔・慰霊碑は、建立者等関係者の所有物であり、その修理や清掃等の維持管理については、本来、建立者等関係者の責任において行うべきであると考えております。しかし、各団体が建立した慰霊塔・慰霊碑の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない等の課題が顕在化しております。建立者等が不明などにより管理状況不良の慰霊碑が放置されていることは、戦没者慰霊や住民の安全の観点から好ましくないため、国においては、平成28年度より、都道府県及び市町村が行うこれらの慰霊碑の移設等の取り組みに対し補助金の交付を行うこととなりました。

県におきましても、慰霊塔・慰霊碑の管理問題については、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の沖縄戦戦争遺構世界遺産登録についての御質問で(1)のイ、避難壕などの戦争遺跡の保全等についてお答えいたします。

戦争遺跡は、沖縄の歴史の正しい理解のため欠くことのできないものであることから、その保全等を図ることは重要と認識しております。

県教育委員会としましては、地域の文化財は地域で守るという観点から、当該市町村が主体となって戦争遺跡の保全等を図ることが望ましいと考えており、引き続き市町村教育委員会における文化財指定への取り組みを助言していきます。

また、戦争遺跡の県や国による文化財指定に当たっては、これまでの調査成果を踏まえつつ、それぞれの指定基準や戦争遺跡の保全状況等を総合的に検討・整理した上で、指定候補について、地元市町村教育委員会との調整を進めていく予定であります。

次に、同じく１の(2)、世界遺産登録の趣旨とその事例についての御質問にお答えいたします。

平和の希求や同じ過ちを繰り返さないということで、我が国では、広島県の「原爆ドーム」が1996年に、国外では、ポーランドの「アウシュヴィッツ・ビルケナウ　ナチス・ドイツの強制絶滅収容所」が1979年に世界遺産に登録されています。これらは、戦争にまつわるものとして、世界遺産の登録基準の一つである顕著で普遍的な意義を有する出来事、現存す

る伝統、思想、信仰または芸術的、文学的作品と直接にまたは明白に関連するものに該当するものとして登録されております。

次に、同じく１の(5)、世界遺産登録に係る県の意見についての御質問にお答えいたします。

世界遺産の登録に当たっては、対象となるものが文化財保護法に基づき国の指定文化財になることが必要となります。その上で、世界遺産の登録基準に該当しているか、文化庁での審議を経て、国内暫定一覧に記載される必要があります。

県教育委員会としては、文化庁の指導を仰ぎながら、こうした条件を満たすことができるかなど、世界遺産の資産の対象となる戦争遺構が所在する市町村とも意見交換を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１の沖縄戦戦争遺構世界遺産登録についての質問の中の(3)、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を目指したきっかけについてお答えします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、平成15年に国において、学識者から成る世界自然遺産候補地に関する検討会が設置され、琉球諸島が世界自然遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として選定されたことがきっかけとなっております。なお、選定理由としましては、大陸との関係において独特の地史を有し、多くの希少種・固有種を含む多様な動植物の生息・生育地となっていることが挙げられております。

県としましては、世界に誇れる貴重な沖縄の自然を保全し、次世代に引き継いでいくため、ヤンバル地域及び西表島の世界自然遺産への早期登録を目指してまいります。

次に、１の(4)、世界遺産に登録されることのメリット、デメリットについてお答えします。

世界自然遺産に登録されるメリットとしましては、琉球諸島の自然環境のすばらしさが世界に認められること、知名度やブランド力が向上し、観光を初めとする地域産業の振興が期待できること、国立公園化等の法的な保護担保措置が整うことなどにより自然環境が保護されることなどが挙げられます。また、デメリットとしましては、知名度の向上に伴い入域者数が増加し、過剰な利用によって自然環境の劣化が懸念されることなどが挙げられます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２、中小企業支援についての質問の(1)、事業の概要と県の取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県におきましては、今年度から、新規事業として、小規模事業者等持続化支援事業を実施しております。同事業は、北部、中部、南部、離島地域を担当するアドバイザー４名を配置し、直接事業者を訪問し、事業承継に関する相談や事業承継計画の策定支援を行う内容となっております。この取り組みにより、円滑な事業承継が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　３、災害時の衛生対策についての御質問の中の、県内のマンホールトイレの設置状況等及び市町村との連携についての御質問にお答えいたします。３の(1)から３の(3)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

災害時における避難所のトイレの確保・管理は極めて重要であり、備蓄が容易で迅速な設置が可能なマンホールトイレの導入は、災害時の衛生対策として有効であると考えております。マンホールトイレは、市町村の地域防災計画に位置づけられた避難所において、国庫補助を活用した整備が可能でありますが、県内では、まだ33基と導入が進んでいない状況であります。

土木建築部では、マンホールトイレの活用事例や補助要件など、市町村への情報提供等を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　初めに、４の国民健康保険財政への赤字補塡についての御質問の中の(1)、沖縄振興拡大会議における議論の内容についての御質問にお答えします。

同会議において、市町村から、平成30年度からの国保の都道府県単位化に伴い、県が国保の財政運営の責任主体となることから、市町村国保の財政負担軽減のため、県も一般会計から赤字補塡のための法定外繰り入れを行っていただきたいとの要望がございました。これに対し、県からは、平成30年度以降の国保財政は、市町村が行う給付に必要な費用は都道府県が交付金として支払うが、その交付金は国保事業費納付金と公費をもとに賄われるものであり、県が医療費等

を適正に見積もり、これをもとに納付金を算定すれば、制度上、赤字は生じない仕組みとなっていると説明したところでございます。なお、この問題につきましては、７月の都道府県単位化に係る市町村長説明会、９月の国民健康保険広域化等連携拡大会議等においても、一切議論が行われなかったところであり、県としては収束したものと考えております。

次に、(3)の国保財政の赤字を県が補塡にすることについての御質問にお答えします。

沖縄県の前期高齢者交付金の交付額につきましては、平成27年度が約103億円、平成28年度が約114億円、平成29年度が約146億円と高齢化の進行に伴い、年々増加してきております。しかしながら、平成20年度に退職者医療制度にかわり導入された前期高齢者財政調整制度に伴い、市町村国保の財政状況が悪化したことから、県は、市町村及び国保連合会と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について国と調整しているところであります。

なお、県が赤字補塡のための法定外繰り入れを行うことは、全国知事会の合意事項に抵触するおそれがあること、また、市町村間の公平性を損ねる懸念があることなどから、適当ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５(1)、泊魚市場の移転に向けた予算確保についての御質問にお答えいたします。

県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であることから、県内外の漁船の水揚げ、及び県外出荷も行う産地として位置づけし、泊漁港は、那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であります。概算要求時点においては、関係者の合意形成のめどが立たず、予算要求を見送ったところであります。そのため、合意形成に向けて、引き続き、県、那覇市、県漁連、生産団体、流通団体で構成する５者会議等において協議を重ねてまいります。

県としましては、関係団体との協議を継続し、関係者の合意が得られ次第、予算要求を行い、平成32年度の完成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

○上原　正次君　御答弁ありがとうございました。

まず、順次進めていきます。

教育長、それと子ども生活福祉部長からも答弁いただきました。１番の件なんですけれども、私ども昨年６月の沖縄県議会選挙がありまして、実はこれ自分の公約として取り上げているんです。多分教育長、福祉部長もとんでもない世界遺産登録という質問をしたのではないかと思っておられるでしょうが、そういう意味ではなくて、すぐ思いついてやったことではなくて、糸満市においては南山グスク跡、今教育長にちょっと聞いていますけれども、南山グスク跡の国指定に向けて、世界遺産登録に向けて今糸満市の教育委員会と県の教育委員会としっかり連携をとってやっていると思います。

私も、この世界遺産登録は、糸満市が沖縄戦終えんの地でもありますし、上原裕常前市長と市長のほうもこの世界遺産登録というのは公約に掲げておりまして、平和の地として世界に情報を発信するのにはこの世界遺産登録というのは本当にすばらしいことではないかと思います。これ実際登録に向けて自分の公約として掲げて、今回一般質問で取り上げるような形をとっております。先ほど答弁を教育長と部長からいただいていますが、知事、これに関して知事の見解があれば、もう振っていますけれども、何か思いがあれば今回この世界遺産登録、糸満地域、南部、八重瀬含めて、糸満市のことについて知事の見解をお聞かせもらえればとお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　上原正次議員の御質問にお答えをしたいと思っております。

沖縄戦戦争遺構世界遺産登録ということで、私も前回お聞きをしまして、方向性みたいなものが大変大切なことだなというふうに思っております。あそこの戦争中の出来事で、真和志村民が向こうで収容されて、それで遺骨収集をやって、魂魄之塔ができたというようなこと等、あるいはまたそれ以外にももう向こうにはいろんな県民の思いがこもっているところがありますし、そのような形で今御提案の世界遺産登録ができないかというようなものは世界の中でもそういった部分は十二分に沖縄のあの場所はそれに値するところだと思っております。

ただ今やりとりを聞いておりまして、その中でどのように一つ一つ課題を乗り越えていくかということについて、今まで真剣に恐らくやってこなかったと思うので、今回の提案でこれがいわゆるどういう課題があり、それをどうやって乗り越えていくかということ等を担当の部局長を含め議論をして、そういった方向性についてまた次の質問のときにお答えができればいい

かなというふうに思っています。
○議長（新里米吉君）　上原正次君。
○上原　正次君　知事、ありがとうございました。
　先ほど教育長からもお話がありました、結構ハードル高いんですよね。いろんな手順を踏んでいかないといけないと思うんですけれども、これは今回これがきっかけとなっていろいろな形で動いていけばいいかなと思っておりますので、ぜひ御理解をよろしくお願いします。
　ちょっと休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後４時24分休憩
　　午後４時24分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　上原正次君。
○上原　正次君　２番です。
　先ほど部長から中小企業の支援、小規模事業者等持続化支援事業についてお話がありましたけれども、よろず支援拠点というのが2014年から都道府県に設置してあると思うんです。これ沖縄県もいろんな支援をやっていると聞いたんですけれども、支援の内容についてお聞かせ願えますか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　よろず支援拠点、これは国の事業でございまして、ただ一時期産業振興公社の中に入っていまして、その中に中小企業支援センターもありますのでその隣に班を置きまして、結局よろずというわけですから、さまざまな相談を受けていました。当然融資関係からそれから事業計画のつくり方とか、それから今後販路拡大どうするかとかそのようないろんな相談を受けている班でございました。
○議長（新里米吉君）　上原正次君。
○上原　正次君　これ公的支援で、無料で相談できるということで、全国でもいろんな相談があるのはすごくいい支援と思っていますけれども、ただこれの中で後継者問題については、全国の１％未満も支援相談がないという状況があると聞いています。沖縄県もそのような後継者の相談というのは、全国都道府県一緒で、余り相談がないということですか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　よろずでは、当初は1000件とか2000件の相談を年間受けていたわけですけれども、その中には多分承継の話もあったと思います。ただ、承継関係につきましては、那覇商工会議所におきまして、これはどちらかというとM＆Aに近いんですけれども、そういった形の相談を受けていました。ただよろず相談ですので、もしそういうことがございましたら相談を受けていたと思います。そういう意味でただ専門的になかったものですから、今年度29年度から当部で、先ほど説明しました小規模事業者等継続化事業というのは、そういう意味での小さい事業者が次マッチングといいますか継承できるような相談業務というものを始めたところでございます。
○上原　正次君　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後４時27分休憩
　　午後４時27分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　上原正次君。
○上原　正次君　最後になりますが、糸満港、泊魚市場の件について、大変厳しい状況、部長お話伺っていますけれども、ぜひ部長を含め職員の皆さんに合意形成に向けてしっかり取り組んでいってもらいたいと思っています。糸満市でもいろいろ経済団体も含めていろんな話が挙がっています。市長も県の取り組みをしっかり支援して、その後で例えば経済団体での決起大会などの話が挙がっていますけれども、それについては方向性は今ないと、糸満市議会でもおっしゃっていますのでぜひ頑張ってください。
　以上で終わります。
○議長（新里米吉君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。
　これをもって質疑を終結いたします。
　この際、お諮りいたします。
　決算については、９月８日の議会運営委員会において17人から成る決算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。
　よって、ただいま議題となっております議案のうち、乙第19号議案、乙第20号議案及び認定第１号から認定第23号までについては、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。
　よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。
　ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔決算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

乙第14号議案については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　ただいま各特別委員会に付託されました議案を除く甲第１号議案から甲第５号議案まで、乙第１号議案から乙第13号議案まで及び乙第15号議案から乙第18号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時30分休憩

午後４時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第３　陳情第112号、第114号、第116号及び第117号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情４件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明10月５日から15日までの11日間休会とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明10月５日から15日までの11日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月16日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時34分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　平　良　昭　一

会議録署名議員　　花　城　大　輔

平成29年10月16日

平成29年
第　5　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　8　号）

平成29年
第　5　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成29年10月16日（月曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第8号

平成29年10月16日（月曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案及び乙第２号議案（総務企画委員長報告）
第２　乙第３号議案（経済労働委員長報告）
第３　乙第５号議案（文教厚生委員長報告）
第４　乙第４号議案（土木環境委員長報告）
第５　乙第16号議案から乙第18号議案まで（経済労働委員長報告）
第６　乙第11号議案から乙第13号議案まで（文教厚生委員長報告）
第７　乙第６号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案（土木環境委員長報告）
第８　乙第14号議案（米軍基地関係特別委員長報告）
第９　甲第１号議案（総務企画委員長報告）
第10　甲第４号議案（経済労働委員長報告）
第11　甲第５号議案（文教厚生委員長報告）
第12　甲第２号議案及び甲第３号議案（土木環境委員長報告）
第13　嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
照屋　大河君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第２号
新垣　清涼君	渡久地　修君		
嘉陽　宗儀君	金城　　勉君		
當間　盛夫君			

第14　嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
照屋　大河君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第３号
新垣　清涼君	渡久地　修君		
嘉陽　宗儀君	金城　　勉君		
當間　盛夫君			

第15　米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書

次呂久成崇君	宮城　一郎君		
当山　勝利君	亀濱　玲子さん		
仲村　未央さん	照屋　大河君		
仲宗根　悟君	崎山　嗣幸君		
狩俣　信子さん	比嘉　京子さん		
大城　一馬君	親川　　敬君		
新垣　光栄君	平良　昭一君	提出	議員提出議案第４号

上原　正次君　　玉城　　満君
新垣　清涼君　　瑞慶覧　功君
赤嶺　　昇君　　瀬長美佐雄君
玉城　武光君　　比嘉　瑞己君
西銘　純恵さん　渡久地　修君
嘉陽　宗儀君

第16　米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する抗議決議

次呂久成崇君　　宮城　一郎君
当山　勝利君　　亀濱　玲子さん
仲村　未央さん　照屋　大河君
仲宗根　悟君　　崎山　嗣幸君
狩俣　信子さん　比嘉　京子さん
大城　一馬君　　親川　　敬君
新垣　光栄君　　平良　昭一君　　提出　議員提出議案第５号
上原　正次君　　玉城　　満君
新垣　清涼君　　瑞慶覧　功君
赤嶺　　昇君　　瀬長美佐雄君
玉城　武光君　　比嘉　瑞己君
西銘　純恵さん　渡久地　修君
嘉陽　宗儀君

第17　陳情第12号（総務企画委員長報告）
第18　請願第４号及び陳情第53号（経済労働委員長報告）
第19　陳情平成28年第88号、同第135号、陳情第82号及び第101号の２（土木環境委員長報告）
第20　沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する件
第21　現教育長による教員採用試験に係る新たな口利き発言問題の調査に関する件
第22　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案及び乙第２号議案
　乙第１号議案　沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第３号議案
　乙第３号議案　沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第３　乙第５号議案
　乙第５号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
日程第４　乙第４号議案
　乙第４号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
日程第５　乙第16号議案から乙第18号議案まで
　乙第16号議案　県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第17号議案　水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
　乙第18号議案　地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
日程第６　乙第11号議案から乙第13号議案まで
　乙第11号議案　財産の取得について
　乙第12号議案　財産の取得について
　乙第13号議案　財産の取得について

日程第７　乙第６号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案
　　乙第６号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　　乙第７号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　　乙第８号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
　　乙第９号議案　財産の取得について
　　乙第10号議案　財産の取得について
　　乙第15号議案　訴えの提起について
日程第８　乙第14号議案
　　乙第14号議案　訴えの提起についての請求の追加について
日程第９　甲第１号議案
　　甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）
日程第10　甲第４号議案
　　甲第４号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
日程第11　甲第５号議案
　　甲第５号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
日程第12　甲第２号議案及び甲第３号議案
　　甲第２号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
　　甲第３号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程追加　東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書
日程追加　東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議
日程第13　嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書
日程第14　嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議
日程第15　米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書
日程第16　米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する抗議決議
日程第17　陳情第12号
　　陳情第12号　法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情
日程第18　請願第４号及び陳情第53号
　　請願第４号　軽油引取税の課税免除措置の期間延長・恒久化に関する請願
　　陳情第53号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情
日程第19　陳情平成28年第88号、同第135号、陳情第82号及び第101号の２
　　陳情平成28年第88号　泊埠頭岸壁使用に関する陳情
　　陳情平成28年第135号　兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める陳情
　　陳情第82号　県道７号線の接道に関する陳情
　　陳情第101号の２　県立武道館の施設運営に関する陳情
日程第20　沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する件
日程第21　現教育長による教員採用試験に係る新たな口利き発言問題の調査に関する件
日程第22　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（46名）

議　長	新　里　米　吉　君	6　番	宮　城　一　郎　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	7　番	大　城　憲　幸　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	8　番	金　城　泰　邦　君
2　番	玉　城　武　光　君	9　番	西　銘　啓史郎　君
3　番	親　川　　敬　君	10　番	新　垣　　新　君
4　番	新　垣　光　栄　君	11　番	座　波　　一　君
5　番	次呂久　成　崇　君	12　番	比　嘉　瑞　己　君

13番	西銘純恵さん	30番	崎山嗣幸君
14番	平良昭一君	31番	金城勉君
15番	上原正次君	33番	具志堅透君
16番	当山勝利君	34番	島袋大君
17番	亀濱玲子さん	35番	中川京貴君
18番	當間盛夫君	36番	座喜味一幸君
19番	上原章君	37番	嘉陽宗儀君
20番	山川典二君	38番	新垣清涼君
21番	花城大輔君	39番	瑞慶覧功君
22番	又吉清義君	41番	狩俣信子さん
23番	末松文信君	42番	比嘉京子さん
25番	渡久地修君	43番	大城一馬君
26番	玉城満君	45番	糸洲朝則君
27番	仲村未央さん	46番	照屋守之君
28番	照屋大河君	47番	仲田弘毅君
29番	仲宗根悟君	48番	翁長政俊君

欠席議員（1名）

32番　砂川利勝君

欠員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	主査	宮城亮君
次長	平田善則君	政務調査課長	宮城弘君
議事課長	勝連盛博君	副参事	前田敦君
課長補佐	平良潤君	主幹	城間兼君
主幹	中村守君	主幹	新垣勝弘君
主幹	城間旬君	主幹	上原毅君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

10月４日の会議において設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に平良昭一君、副委員長に又吉清義君を互選したとの報告がありました。

次に、10月11日、保健医療部長からお手元に配付の発言取り消し申出書の提出がありました。

また、山川典二君から、「沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する動議」及び「現教育長による教員採用試験に係る新たな口利き発言問題の調査に関する動議」の提出がありました。

次に、10月12日、仲宗根悟君外12人から、議員提出議案第２号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書」、議員提出議案第３号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議」、次呂久成崇君外24人から、議員提出議案第４号「米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書」及び議員提出議案第５号「米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、10月13日、仲宗根悟君外12人から、議員提出議案第６号「東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書」及び議員提出議案第７号「東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

保健医療部長から、９月27日の会議における亀濱玲子さんの代表質問に対する答弁中の発言について、お手元に配付の発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、保健医療部長からの発言取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第１　乙第１号議案及び乙第２号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第１号議案及び乙第２号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法の一部が改正され失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、職員の退職手当について同法の失業等給付と同等の水準を確保し、及び国家公務員の退職手当と均衡を図るため失業者の退職手当に係る規定を改正するものである。施行期日は、公布の日とするとの説明がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、不動産特定共同事業法の一部改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料及び登録更新申請手数料に係る徴収根拠を定める必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、平成29年12月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、不動産特定共同事業法の改正による空き家・空き店舗等の再生・活用事業とはどのような内容か、また、改正によりどのような効果を見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、当該事業の内容は、不動産事業者等が調達した小口出資金をもとに小規模不動産の賃貸事業を行い、その利益を投資家に分配するものである。また、今回の改正により、地方の事業者の空き家・空き店舗等活用事業への参入が見込まれるとの答弁がありました。

次に、小規模不動産特定共同事業の登録及び登録更新申請手数料の金額の根拠は何か、また、５年ごとに更新する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、手数料の根拠は、地方公共団体の手数料等の標準に関する政令において定められた額に準じている。また、５年ごとの更新理由は、投資家保護の観点から事業者が登録条件を満たしているか審査し直すためであるとの答弁がありました。

そのほか、不動産特定共同事業を行う条件及び登録料、県内の空き家総数、沖縄本島と各離島の空き家数などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案及び乙第２号議案の条例議案２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案及び乙第２号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案及び乙第２号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　乙第３号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第３号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第３号議案「沖縄県国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、うるま地区内賃貸工場等の管理を指定管理者に行わせるとともに、新たに整備する航空機整備施設の使用料の徴収根拠を定める等の改正を行うものであるとの説明がありました。

改正の主な内容は、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるため関係規定を改める。また、新たに整備する航空機整備施設について、名称及び位置並びに使用料の徴収根拠を定め、管理を指定管理者に行わせるため関係規定を改めるとの説明がありました。

本案に関し、うるま市内の賃貸工場の件数及び事業所数はどうなっているか、また、指定管理料については大体幾らを想定しているかとの質疑がありました。

これに対し、現在、工場は40棟整備されており、事業所数としては一般賃貸工場で31社、素形材産業賃貸工場で11社及び高度技術製造業賃貸工場で６社の合計で48社となっている。また、指定管理料については、今後公募する際に金額は公表していくものと考えているが、その積算としては、人件費の過去の実績、賃貸工場の修繕費及び一緒に管理していただくサポートセンターの警備等の委託経費を積算して設定する予定であるとの答弁がありました。

次に、指定管理対象業者については、どういうところを想定しているのかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者については、同施設に入所する事業者の事業の円滑な展開及び経済効果が発揮できるよう、建物の管理、電気設備及び機械設備に関する適切な維持管理ができる業者になると思われるが、特殊な施設なので格納庫の維持管理の経験を有する者などが対象になると思っているとの答弁がありました。

次に、県が直営しているところを指定管理にする理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、同施設は平成12年度に整備されてから期間の経過に伴い、建物の劣化や修繕の回数も頻繁に出てきており、修繕等について専門家による迅速かつ効率的な施設の維持管理を行う必要があるため、今回指定管理を導入する方向で取り組んでいるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理対象として県内業者の可能性、公募の時期及び期間などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第３号議案の条例議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第３号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第３号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第５号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第５号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第５号議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立高等学校等の設備及び授業料の徴収に係る事務の円滑化を図るため、修業年限の最終の学年の３月分の授業料について、その納付期限を改める必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、最終学年の３月分の授業料の納付期限を３月10日から２月10日に改正するものである。施行期日は、平成30年４月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、本条例の改正に至った理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、県立学校事務長会から、各学校において、高校３年生の３月分の授業料の未納に関する徴収事務に負担が生じており、その改善を求める要望があったことから、沖縄県高等学校ＰＴＡ連合会などとも調整した上で本条例を見直すこととしたとの答弁がありました。

次に、授業料の徴収対象となる保護者の年収は幾らか、また、授業料徴収対象者はどれくらいいるのかとの質疑がありました。

これに対し、年収がおおむね910万円を超える保護者から授業料を徴収している。また、平成29年３月１日時点での授業料徴収対象者数は3543名であるとの答弁がありました。

次に、納付期限の見直しだけではなく、沖縄振興特別推進交付金などを活用して、全ての高校生を対象として授業料の全額無償化を行うことについて検討すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、高校生の授業料無償化については、所得制限によってその対象者は限られているものの、既に国による制度があることから、沖縄振興特別推進交付金を活用して全高校生に対する授業料の全額無償化を実施することについては厳しい状況であるとの答弁がありました。

そのほか、３年生の３月における授業料未納の状況、授業料の徴収方法、口座振替手数料の負担のあり方、授業料免除・減額の周知の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第５号議案の条例議案１件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第５号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第５号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第４　乙第４号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第４号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第４号議案「沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例」については、宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナに船舶上下架施設を整備し、及び宜野湾港マリーナに水上オートバイの陸置き場を整備することに伴い、これらの施設の使用料の徴収根拠を定める等の必要があるため条例を改正するものである。施行期日については、宜野湾港マリーナは平成29年12月１日、与那原マリーナは平成30年３月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、船舶上下架施設及び水上オートバイ陸

置き場の工事の完成予定はいつかとの質疑がありました。

これに対し、宜野湾港マリーナにおける船舶上下架施設及び水上オートバイ陸置き場については、ことし11月に完成する予定であり、与那原マリーナにおける船舶上下架施設については、来年３月に完成する予定であるとの答弁がありました。

次に、今回の使用料改正のポイントは何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の改正において、船舶上下架施設の使用料については、艇長による料金体系へ見直すこととしている。艇長が１メートル長くなるごとに料金が上がる提案をしており、現在、15トンクレーンを利用している船について、使用料が値上げとなる部分があるとの答弁がありました。

そのほか、宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの収容率、収容率を伸ばすための取り組み、人材や産業を育成する視点からのマリーナの活用、料金改正に当たっての利用者の意見や要望等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第４号議案の条例議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第４号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第４号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第５　乙第16号議案から乙第18号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第16号議案から乙第18号議案までの議決議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第16号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営土地改良事業に係る市町村負担金について、土地改良法第91条第６項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、関係市町村が15市町村、事業実施地区が67地区で、負担金の総額が４億1428万8315円であるとの説明がありました。

次に、乙第17号議案「水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、水質保全対策事業に係る市町村負担金について、地方財政法第27条第２項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、関係市町村が６市町村、事業実施地区が８地区で、負担金の総額が4564万3600円であるとの説明がありました。

次に、乙第18号議案「地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、地域水産物供給基盤整備事業に係る村負担金について、地方財政法第27条第２項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、伊是名村の伊是名地区が実施地区で負担金の総額が1928万円となっているとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要でありますが、採決の結果、乙第16号議案から乙第18号議案までの議決議案３件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第16号議案から乙第18号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案から乙第18号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第６　乙第11号議案から乙第13号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました乙第11号議案から乙第13号議案までの議決議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第11号議案「財産の取得について」は、沖縄県立総合教育センターにおいて、工業高校等の生徒の技術実習及び指導教職員の研修に使用するため、工作機械を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、最新かつ最先端の五軸加工のできる数値制御複合加工機を、契約金額6998万4000円で取得するものであり、契約の相手方は、前原エンタープライズ株式会社であるとの説明がありました。

本案に関し、今回、取得を予定しているＣＮＣ複合加工機を既に設置しているところはあるのか、また、県立高校のうち工業高校における機械系学科の生徒はどれくらいいるのかとの質疑がありました。

これに対し、平成９年度に、大半の工業高校においてＣＮＣ旋盤機が設置されているが、最新かつ高精度のＣＮＣ複合加工機の設置は初めてである。また、県立工業高校における機械系学科の生徒数は、1465名であるとの答弁がありました。

次に、沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）を活用する観点から、ＣＮＣ複合加工機をリースすることについても検討したのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）を活用しリースすることも検討したが、県内にＣＮＣ複合加工機のリースを取り扱っている企業がないことから、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）を活用し、同加工機を購入することとしたものであるとの答弁がありました。

そのほか、ＣＮＣ複合加工機とＣＮＣ旋盤機の違い、ＣＮＣ複合加工機を活用した実習のあり方、工作機械の耐用年数、県内企業等におけるＣＮＣ複合加工機の導入実績の有無、県勢の発展に資する人材育成のあり方などについて質疑がありました。

次に、乙第12号議案「財産の取得について」は、モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業において計画されている複合施設内の新県立図書館に設置する固定書架を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、新県立図書館の３階から５階の閲覧室に設置する固定書架を、契約金額２億6460万円で取得するものであり、契約の相手方は、株式会社オキジムであるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「財産の取得について」は、モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業において計画されている複合施設内の新県立図書館に設置する電動移動式棚を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、新県立図書館の４階から６階の閉架書庫に設置する電動移動式棚を、契約金額１億2420万円で取得するものであり、契約の相手方は、株式会社ジムキ文明堂であるとの説明がありました。

本案に関し、現在の県立図書館の蔵書数はどのくらいか、また、新県立図書館の収蔵能力はどれくらいになるのかとの質疑がありました。

これに対し、現在の蔵書数は約75万冊である。また、収蔵能力については、将来的には216万冊を予定しているが、書架の整備等の関係から、当面は138万冊程度を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、固定書架及び電動移動式棚の設置について、債務負担行為が設定されている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、固定書架等については、既製品ではなくオーダーメードであることから、製作期間に相当の時間を要するためであるとの答弁がありました。

そのほか、固定書架と電動移動式棚の違い、蔵書数の推移、新県立図書館建設に係る事業費の内訳、開館時期の目途、新県立図書館における離島支援の内容、新県立図書館と学校図書館との連携のあり方、入札額などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第11号議案から乙第13号議案までの議決議案３件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案から乙第13号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案から乙第13号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第７　乙第６号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第６号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案の議決議案６件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第６号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成28年第６回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、宜野湾北中城線トンネル本体工事（その２）の契約金額12億6867万6000円を8705万1240円増額し、13億5572万7240円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

次に、乙第７号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成28年第６回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、浦添西原線都市モノレール建設工事（地下構造物Ｈ27―ＮＡＴＭ）の契約金額16億2139万6440円を１億4113万2240円増額し、17億6252万8680円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、機械式鉄筋定着工法への変更等に伴い工事費用を増額するとのことであるが、機械式鉄筋定着工法とは具体的にどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、鉄筋の加工・組み立てについては、鉄筋工が不足していることなどから、できるだけ簡略化を図ろうと技術改革が進められている。機械式鉄筋定着工法は、これまで、１本の鉄筋をＵ型に曲げていたところを、Ｌ型に短くし、片方に鉄板を溶接することによって、鉄筋の組み立てを簡略化しようとするものであるとの答弁がありました。

次に、乙第８号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成28年第６回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、航空機整備基地新築工事（造成２期及び格納庫建築）の契約金額92億978万6400円を2950万5600円増額し、92億3929万2000円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、赤土流出防止施設の精算等により増額変更するとのことであるが、具体的にはどういう意味

かとの質疑がありました。

これに対し、造成箇所から不発弾が発見されたことに伴い、沈砂池が当初予定していた２カ所から３カ所にふえるなど、沈砂池の位置、数量等に変更が生じたことが増額補正の主な理由となっているとの答弁がありました。

次に、格納庫本体工事の進捗状況と供用開始時期及び発生土の今後の取り扱いについてはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、格納庫本体工事については、現在、鉄骨工事を行っているところであり、柱の部分が６割程度、屋根の部分が２割程度完了している。ことし12月末に鉄骨工事が完了する見込みで、供用開始は平成30年10月末を予定している。また、発生土については、今後の滑走路の造成用として一旦仮置きしているものであるとの答弁がありました。

そのほか、造成工事の完了時期等について質疑がありました。

次に、乙第９号議案「財産の取得について」は、南大東港及び北大東港に配備する油圧式オールテレーンクレーンを購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な契約の内容は、油圧式オールテレーンクレーン２台を２億5030万6876円で購入するものであり、契約の相手方は株式会社加藤製作所沖縄支店であるとの説明がありました。

本案に関し、予定価格と落札価格の差額が大きいのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、予定価格と落札価格の差額が大きい理由については、特に把握していない。予定価格の設定に当たっては、県内でクレーンを取り扱っている３社に見積書の提出を求め、提出のあった２社の見積額を平均して予定価格を設定し、一般競争入札を適正に実施した結果であると理解しているとの答弁がありました。

そのほか、最低制限価格の設定等について質疑がありました。

次に、乙第10号議案「財産の取得について」は、多良間空港に配備する空港用化学消防車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な契約の内容は、多良間空港に配備する5000リットル級の空港用化学消防車１台を１億6729万2000円で購入するものであり、契約の相手方は帝國繊維株式会社であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の空港用化学消防車の取得は、第一航空の多良間―石垣間の就航を見込んでのものなのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、多良間空港に配備されている3000リットル級の化学消防車については、耐用年数を超えているため、本来の機能を果たすことが難しくなっていることから、当該消防車を更新するものであるとの答弁がありました。

そのほか、就航機材の大型化に伴う空港整備、第一航空の定期便就航時期等について質疑がありました。

次に、乙第15号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすること、必要がある場合は上訴し、または和解するものとするであるとの説明がありました。

本案に関し、経済的に厳しい対象者は、土曜日、日曜日、祝祭日あるいは夜間も働いていることが多く、指定管理者とのすれ違いにより対応が遅くなることもあると思われる。当事者の状況に合わせて早目に対応する工夫をするべきだと思うがどうかとの質疑がありました。

これに対し、面談等の時間の設定については、当事者と連絡をとりながら調整しているところであるが、初期の対応は大変重要であることから、滞納が生じた早目の段階で適切に対応できるよう体制を構築していきたいとの答弁がありました。

次に、移転先等を確認しながら強制執行を行っているとのことであるが、具体的にはどういうことかとの質疑がありました。

これに対し、強制執行に当たっては、サポートセンターや福祉の分野につなげる等の対策を講じるとともに、移転先が決定した後に退去を依頼するなど、時間差を設けているとの答弁がありました。

そのほか、県営住宅の入居応募件数、強制執行された多子世帯数及び母子世帯数、家賃の減額免除件数等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第６号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案の議決議案６件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第６号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案の６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第８　乙第14号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました乙第14号議案の議決議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第14号議案「訴えの提起についての請求の追加について」は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件に係る請求を追加するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設建設工事施工海域において、沖縄県漁業調整規則第39条の規定による沖縄県知事の許可を受けることなく岩礁を破砕し、または土砂もしくは岩石を採取してはならない義務のあることを確認するものであるとの説明がありました。

本案に関し、前回の訴えの提起に請求を追加する理由は何か、また、請求を追加することによってどのような効果があるのかとの質疑がありました。

これに対し、さきに提起した差しとめ訴訟は、知事の許可なく岩礁破砕行為等を行ってはならないという公法上の義務の履行を求めるものであるが、その後、公法上の義務の確認請求を認容する新たな判決がなされ、当該判決を活用することが今後の訴訟において有効であると考えられるため、本件の訴えに公法上の義務の確認を求める請求を追加するものである。請求を追加することにより、漁業権の存否という本質的な争点について審理される可能性を高めることができると考えているとの答弁がありました。

次に、法律を所管する水産庁の漁業権に関する見解を否定し、裁判まで起こす必要性は何か、また、裁判で水産庁の見解が認められた場合、その責任はどうとるのかとの質疑がありました。

これに対し、県は、水産庁の漁業権に関する見解について、２度にわたり照会を行ったが、水産庁からの回答は真摯な対応とは言えない状況であった。このため、県としては、これまでの行政実例に倣い、漁業権の一部放棄をもって漁業権は消滅するものではなく、岩礁破砕行為については、許可手続を行う必要があることから、当該申請を行うよう沖縄防衛局に再三申し入れを行ったが、聞き入れてもらえなかったため、やむを得ず差しとめ訴訟を提起したものである。今回の訴訟で国は、水産庁の見解についてはほとんど触れず、法律上の争訟性の点から却下すべきだと主張しており、請求の追加によって、漁業権の存否という本質的な争点について審理がされるならば、県の主張が認められるものと期待しているとの答弁がありました。

次に、事業者が県の指導に従わない場合、県の権限を守るためにはどのような手段があるかとの質疑がありました。

これに対し、一般論としては、県の制度等を丁寧に説明し、申請を促す対応を最初に行うべきである。しかし、指導に従わない場合、最終的には司法に救済を求めるしかないと考えているとの答弁がありました。

そのほか、訴訟によらない問題解決の方策、最高裁判所の判決に対する県の見解、辺野古埋立問題に関連する裁判の回数、弁護団の状況及び裁判費用、最高裁判所で敗訴したことに対する弁護士の責任についての県の見解、埋立承認撤回のデメリット、国が本来行うべき行政手続、岩礁破砕の許可権者、沖縄防衛局に対する文書による指導回数、埋立承認の留意事項の遵守状況、公法上の義務の履行を認容する新たな判決の内

容等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第14号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　沖縄・自民党会派、末松文信、ただいま議題となっております乙第14号議案「訴えの提起についての請求の追加について」、反対の立場から討論を行います。

本議案は、沖縄県が知事の許可なく岩礁破砕等行為を行ってはならないという公法上の義務の履行を求めるため、去る７月24日普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求事件として訴えを提起しました。

その後、名古屋高裁における判例として、公法上の義務の確認請求を容認するものであったことから、今後の訴訟遂行において有効であるとの観点から公法上の義務の履行を求めている本件訴えに加え、公法上の義務の確認を求める請求を提起することとしている。

本件の訴えについては、そもそも知事に差しとめを請求する権利がないなどと言われ門前払いされることを危惧されていた。門前払いされると本質的議論に入れず県の主張が認められなくなり、今回の訴えも敗訴となることを恐れていた。そのような中、名古屋高裁の判例が渡りに船となり、追加の請求については次善の策として考えたものと思いますけれども、果たしてどうでしょうか。

顧みますと、知事は埋立承認取り消しの際にもありもしない瑕疵を第三者委員会に恣意的に抽出させ、取り消しの根拠として訴えを提起した。ところが、埋立承認取り消し訴訟は敗訴し、最高裁の判決に従って知事みずから取り消しの取り消しを行い、普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面の埋め立てについて知事みずから承認したことを公表する結果となりました。そのため停止していた埋立工事の再開を余儀なくしたものであります。

今回も最初から門前払いを承知の上で、岩礁破砕等の工程に入っていないにもかかわらず岩礁破砕が見込まれるからと言って岩礁破砕等行為の差しとめの訴えを提起いたしました。

そのような中、去る10月14日の新聞報道によりますと、沖縄総合事務局石垣港湾事務所が14日に終了する岩礁破砕許可について改めて申請する必要はない旨、文書をもって県に手渡したとありました。

石垣港湾事務所の対応は、辺野古埋め立てに伴う岩礁破砕許可申請を行わないとする沖縄防衛局の対応と全く同様な事案であることから、県の訴えは知事の職権濫用であり、筋の悪い訴えと言わざるを得ません。

よって、本件訴えは県の敗訴が明らかであり、請求の追加については、さまざま県益を損なうものであることから反対の討論といたします。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第14号議案につきまして、原案に賛成する立場から討論を行います。

本議案の提出理由として、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破砕等行為の差しとめ請求については、平成29年第３回沖縄県議会において訴えの提起の議決を得たところであるが、請求を追加するため、議会の議決を求める案件とされています。

さきの訴えは、知事の許可なく岩礁破砕等行為を行ってはならないという公法上の義務の履行を求めるものでありました。本件訴えの提起後、公法上の義務の確認請求を容認する判決が名古屋高等裁判所で示されました。公法上の義務の履行を求めている訴えに公法上の義務の確認を求める請求を追加することは、今後の訴訟遂行において有効で、辺野古移設に反対し、辺野古大浦湾の環境破壊を許さないとする多くの県民の民意に沿うものであり、乙第14号議案は原案のとおり成立させるべき議案であります。

沖縄県と国との裁判について幾つかの議論がありますが、私は全ての議論の立脚点は沖縄県民の民意に沿った議論、そして憲法・地方自治法に基づく国と地方の関係をしっかりと踏まえた民主主義に沿った議論であるべきと考えています。

そういう立場から以下の３点について意見を述べ、原案賛成の理由とします。

１つ目は、繰り返される裁判の回数と費用を問題と

することです。

県民と市民は、名護市長選挙、名護市議会議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙、そして衆議院選挙、参議院選挙で辺野古に新しい基地はつくらせないという民意を何度も示してきました。にもかかわらず政府は辺野古ゲート前で平和を願う県民を暴力的手段で排除し、強行に辺野古基地建設を進めようとしています。政府は、何度も示された民意を受けとめ辺野古基地建設を断念すべきです。そのことが時間的にも経済的にも最も有効な解決策であります。

２つ目は、裁判で辺野古新基地建設問題が解決できるのかという議論があります。

今回の訴えの提起の発端は、前知事が出した岩礁破砕許可が３月末に期限が切れており、このまま工事が進めば無許可のまま岩礁が破砕されるのは確実で、県漁業調整規則に反すると判断があったからです。このまま工事が進めば、県民だけでなく世界的にも貴重な辺野古大浦湾の環境が破壊されるのは明らかです。漁協の放棄議決で漁業権がなくなるものではないとの趣旨の考えを示していた水産庁が、３月になって突然、漁業権の消滅を主張し、解釈変更のみで岩礁破砕許可は不要と判断しました。法律を誠実に執行する立場にある政府が、恣意的に解釈を変更することが許されていいはずはありません。県は岩礁破砕許可問題について、国に繰り返し文書照会してきたが、回答は得られなかったのです。法治国家のあり方として法的手続の面からも県の主張を認め、岩礁破砕等行為の工事を即刻中止すべきです。

３つ目は、辺野古新基地建設問題は司法の場ではなく政治の場で解決すべきとの議論です。

その際にも基本は沖縄県民の民意が基本となるべきです。政府の言う公益と地方の公益がぶつかったとき、どう折り合いをつけるか。対話の中で合意できる領域を探ることこそが政治の使命ではないかとの考え方があります。埋立承認時の留意事項には、工事の実施設計に当たって県と事前に協議を行うことが明記されています。このことは埋立承認に当たっての条件とも言えるものです。県が事前協議を求めても協議は終了したとし、政府は対話による解決に後ろ向きな態度に終始一貫しています。公益がぶつかっている今、本来であれば1999年の地方自治法改正の趣旨である国と地方の関係、対等・協力により対話による解決に向かうべきです。しかし現在の国の対応は県民に丁寧に説明するどころか、主張が異なっているとし、歩み寄りを探る政治の責任を放棄し、政治的解決によらず強権的に辺野古基地建設を進めようとしているのです。

最後に、米軍基地関係特別委員会でも議論になりました、米軍基地をみずから提供したことがあったのではないかとの議論について触れておきたいと思います。中でもキャンプ・シュワブの土地収用について述べたいと思います。平成14年４月に発刊された「辺野古誌」から引用します。

1955年の収用予告以来ユースカー（民政府）の土地係官による水面下での地主との交渉が続けられていた。民政府は交渉の中で、当初軍用地反対を続けている字に対して、もしこれ以上反対を続行するならば、部落地域も接収地に線引きして強制立退き行使も辞さず、しかも一切の補償も拒否する等と強硬に勧告してきた事から、住民も一様に驚き有志会では急変した事態に対処するに、再考せねばならなかったという。有志会では……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。（発言する者あり）

○親川　　敬君　「断続的に軍用地問題を協議して」……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。（発言する者あり）　それは別の件でやります。

○親川　　敬君　「対策を練ったが、宜野湾伊佐浜部落の強制立退きされた事例に鑑み、その中で土地委を設置して調査を始めた。」とあります。（発言する者あり）　当時の土地所有者や関係者は……

○議長（新里米吉君）　議案と違いますので、急ぎまとめてください。

○親川　　敬君　日本国憲法の適用がない中、米民政府の強権のもと、相当苦悩した様子が読み取れる記述となっています。このことを勘案した場合、全地主が賛成したわけでもなく、例え土地使用契約が締結されていたとしても……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　議案からずれていますので、急ぎまとめてください。

○親川　　敬君　みずから土地を提供したと短絡に評価すべきではありません。

以上のことから、乙第14号議案は、辺野古移設に反対する多くの沖縄県民の民意にも沿うものであり、原案のとおり成立させるべき議案であります。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜り原案に賛同してくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時７分休憩
午前11時７分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○上原　　章君　議長。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時７分休憩
午前11時８分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
これより乙第14号議案を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（新里米吉君）　起立多数であります。
よって、乙第14号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時９分休憩
午前11時９分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
日程第９　甲第１号議案を議題といたします。
本案に関し、委員長の報告を求めます。
総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔渡久地　修君登壇〕
○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました甲第１号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。
以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。
甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、災害復旧費その他当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費について予算を措置するものである。
補正予算案は、歳入歳出ともに47億9491万2000円で、補正後の改予算額は、7409億7790万7000円となる。
歳入の主な内容は、沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金、沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金等に係る繰入金、平成28年度決算剰余金の一部を活用する繰越金、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業等に係る県債などである。
歳出の主な内容は、西普天間住宅地区跡地内における普天間高校用地の先行取得及び基金への積み立てに要する経費、食鳥処理施設再編整備に要する経費の年度内執行見込み額の減による減額補正、大型ＭＩＣＥ施設実施設計に係る経費の交付決定に時間を要したことによる減額補正及び大型ＭＩＣＥ施設整備事業の広報活動に要する経費、本部港立体駐車場整備に要する経費の年度内執行見込み額の減による減額補正などである。
また、繰越明許費補正は、予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない沖縄都市モノレール道整備事業費（街路）など14の事業について、年度をまたいで適正な工期を確保し、契約を早期に締結するため計上するものである。
さらに、債務負担行為補正は、新県立図書館で使用する情報システムの整備等に要する経費について追加し、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業など平成29年度当初予算において設定した４事項について廃止するものであるとの説明がありました。
本案に関し、大型ＭＩＣＥ施設整備に係るコンベンション振興対策費を約10億円減額する理由や経緯はどうなっているのか、また、大型ＭＩＣＥ関連債務負担行為の廃止とは整備事業の廃止ということかとの質疑がありました。
これに対し、減額の理由等は、平成29年度は基本設計及び実施設計を行い、平成30年度の建設工事につなげるという計画で、平成28年末から内閣府と一括交付金の交付決定に向け調整を続けてきたが、平成29年度に入って提示された幾つかの課題について内閣府の理解が得られず決定に至っていない。今後、交付決定されても基本設計を行う時間しかないことから実施設計に係る経費を減額するものである。また、債務負担行為は今年度中に契約が締結されないため廃止するものであり、大型ＭＩＣＥ施設の整備については国との調整状況を踏まえ、平成30年度予算の編成過程の中で検討していくことになるとの答弁がありました。
次に、家畜畜産物流通対策費を約19億円減額する理由は何か、また、今後の手続や整備予定はどうなっているのかとの質疑がありました。
これに対し、減額の理由は、食鳥処理施設の整備予定地がある地域の農業振興地域整備計画の全面的な見直しとの関係で農振地域の除外手続がおくれ、その後

の開発行為申請や設計業務等がおくれたことにより施設整備の年度内完了が困難となったことから、執行が見込めない事業予算を減額するものである。また、当該整備予定地の農振除外手続は現在完了しており、減額補正した事業予算については平成30年度予算に計上する予定であるとの答弁がありました。

そのほか、貿易対策費による県産品認知度向上への取り組み状況、建築基準法の改正に伴う教育財産点検費用の内容、西普天間住宅地区跡地への普天間高校の移転及び用地取得に至った経緯と地権者の人数及び同意件数、琉球大学医学部及び附属病院移転用地取得の進捗状況、大型ＭＩＣＥ施設整備事業への民間及び海外資金導入の可能性、沖縄都市モノレール道整備事業の繰り越し理由及び繰り越し対象箇所、鳥獣保護費におけるヒアリ水際対策の具体的な内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第１号議案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案に対しては、花城大輔君外14人から、修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

花城大輔君。

〔甲第１号議案に対する修正案　巻末に掲載〕

〔花城大輔君登壇〕

○花城　大輔君　ただいま議題となりました甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」の修正案につきまして、提出者を代表して修正内容及び提案理由を御説明申し上げます。

まず、修正内容についてであります。

甲第１号議案に対する修正動議の別紙をごらんください。

平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）の一部を次のように修正する。まず、第１条第１項中47億9491万2000円を44億1682万2000円に、7409億7790万7000円を7405億9981万7000円に改める。

次に、第１条第２項第１表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

同表歳入の補正額を款10国庫支出金はマイナス１億3321万5000円に、項２国庫補助金はマイナス１億5208万4000円に、款14繰越金及び項１繰越金はそれぞれ8351万1000円に、歳入合計は44億1682万2000円に修正し、合わせてそれぞれの計の額を修正するものである。これは大型ＭＩＣＥ施設整備関連の国庫補助金２億8865万5000円、繰越金8943万5000円を減額するものであります。

次に、同表歳出の補正額を款７商工費はマイナス12億7916万9000円に、項３観光費はマイナス14億2853万2000円に、歳出合計は44億1682万2000円に修正し、合わせてそれぞれの計の額を修正するものである。これは大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業の基本設計分３億6159万円及び大型ＭＩＣＥ施設整備広報事業の1650万円を減額するものであります。

なお、詳細は添付の見え消し修正後の平成29年第５回沖縄県議会（定例会）議案（その１）及び補正予算説明書抜粋版をごらんになっていただきたいと思います。

次に、提案理由を申し上げます。

当初県は平成30年度から事業を進めていくとし、そのため受入環境整備事業として499億4557万6000円、受入体制強化事業として23億2218万2000円、合わせて522億6775万8000円もの債務負担行為をする予算案を議会に提案し、沖縄・自民党会派が反対する中、賛成多数で可決しました。

我々沖縄・自民党会派は、沖縄振興一括交付金のソフト交付金の中から毎年200億円近くの予算を投入すること、そのことが医療、福祉や教育等他の事業に与える影響や市町村への予算配分割合も含め影響等を強く指摘するとともに、国の理解へのハードルの高さ、説明不足、翁長知事の国との予算折衝のあり方、交渉力のなさを指摘するとともに、国の理解を得られない中での見切り発車に修正案を提出し反対をいたしました。それが１年もたたない中、債務負担行為の廃止や受入環境整備事業、実施設計に係る予算13億5442万4000円を減額補正して提案されております。そのことに対して当初から県の見通しの甘さを強く指摘するものであります。

よって、私たち沖縄・自民党会派は大型ＭＩＣＥ整備事業については国に対ししっかりと説明をし、翁長知事が責任を持って政治的交渉、折衝等を行い、国の理解を得た後に事業を進めるべきと考え、今回の修正

案の提出をさせていただきます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、本修正案に賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより本修正案に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって花城大輔君外14人から提出された修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第１号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣光栄君。（発言する者あり）

〔新垣光栄君登壇〕

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

これから討論に入ります。

○新垣　光栄君　ただいま議案となりました甲第１号議案について、修正案に反対し原案に賛成する立場から討論を行います。

甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」について、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、災害復旧その他当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費として47億9491万2000円が計上されております。

その概要といたしまして、沖縄振興特別推進交付金事業として西普天間住宅跡地における普天間高校用地の先行取得や沖縄県内外の事業者が連携して海外マーケット開拓に取り組む実証事業に要する経費などを計上するとともに、食鳥処理施設整備事業、大型ＭＩＣＥ受入周辺整備事業、南の島国際観光戦略拠点整備事業などについて、スキームの変更や年内の執行見込み額の減少による減額補正が計上されております。

そのほか国庫補助事業として国の新規事業と連携して行う介護職員、保育士児童養護施設職員の処遇改善に要する経費などが計上されております。

災害復旧に要する事業については去る６月の大雨により被災した授産施設の復旧等に要する経費が計上されております。当初予算成立後の事情変更に伴う事業としては、県立八重山病院脳神経外科の医療提供体制の充実に係る機器整備補助に要する費用などが計上されております。

さて、修正案に提出された大型ＭＩＣＥ施設に係る事業等についてでありますが、大型ＭＩＣＥ施設は高い経済波及効果をもたらし企業のビジネス機会やイノベーションの創出につながり、地域全体のブランド力の向上にも資する施設であることから国もその必要性について理解を示しており、これまでの規模の制約から受け入れることができなかった大型の国際会議やアジア市場を対象とした展示商談会などのＭＩＣＥ需要を積極的に取り込むことにより、本県経済の持続的発展に大きく寄与する施設であります。

また、大型ＭＩＣＥ施設の整備は観光産業を革新し、国際競争力を高める施設として国において推進されており、本県のみならず我が国に広く利益をもたらすプロジェクトであります。

県においてはことし５月に制定された沖縄21世紀ビジョン基本計画において、ＭＩＣＥを沖縄の経済成長のプラットフォームとして新たに位置づけ、大型ＭＩＣＥ施設を核とした戦略的なＭＩＣＥ振興に取り組むこととしているほか、ことし７月には全県的なＭＩＣＥ誘致及び受け入れ体制の構築を図るため、産学官連携の沖縄ＭＩＣＥネットワークが設立されたところであり、産業界や県民の期待も高まっております。

また、2015年に東海岸振興の活性化のため古堅与那原町長を会長とする、与那原町、西原町、中城村、北中城村の４町村で東海岸サンライズ推進協議会を設立し、各町村で大型ＭＩＣＥ施設の整備に伴うまちづくり構想が進められている中、ことし７月31日に南城市、沖縄市、うるま市の３市が加わり、古謝南城市長を会長とする大型ＭＩＣＥの施設整備に伴う建設地に面する中城湾の観光振興を図ろうと、周辺７市町村が中城湾地域振興協議会を設立し、周辺自治体の機運も高まっております。

本議案は、平成29年度当初予算に計上された建設工事に係る実施設計業務等の経費を減額補正するほか、大型ＭＩＣＥ施設整備費、開業準備業務費及び指定管理料に係る債務負担行為を廃止するものとなっております。

現時点で県においては基本設計に関する国からの交付決定が得られていないことから、実施設計及び建設工事の年度内契約が困難となったため、今回の減額補正及び債務負担行為の廃止に至っておりますが、今後も知事を先頭に基本設計の交付決定に向け国等に対し理解と協力を求めていくこととしており、今回の減額及び廃止に至った予算については、今後の国との調整状況を踏まえ次年度以降改めて計上していきたいとしております。

また、国は大型ＭＩＣＥ施設の需要推計と収支見通し、周辺受け入れ環境整備等を含む沖縄県のＭＩＣＥ振興施策について、県民理解の必要性を指摘してお

り、県においては本年８月に市町村、観光協会、ＭＩＣＥ事業者等を対象とした圏域ごとの説明会を実施したところであります。今後はさらなる県民理解の促進を図るため、広報誌の各世帯への配布やＱ＆Ａ形式の説明資料をウエブサイトに掲載する等、広報事業費を取り込んだ展開をしていきたいとしております。

大型ＭＩＣＥ施設は成長著しいアジアの活力を戦略的に取り込むための重要なインフラであり、沖縄観光にビジネスツーリズムという新機軸を打ち出していくことで観光消費額の増加や入域観光客の平準化に資するだけでなく、大型ＭＩＣＥ施設周辺エリアへの民間投資と東海岸地域全体の振興を牽引する施設となり、ひいては県土の均衡ある発展につながる重要な役割を担うことが期待されていることから、機会損失を最小限にとめるためにも一日も早く整備に取り組むべきであります。

以上のことから、甲第１号議案については、原案のとおり決するべきものであり、議員各位におかれましては、何とぞ御理解いただき原案に賛成していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）」の修正に対する賛成の討論を行います。

今賛成討論を聞きましたけれども、我々はこのＭＩＣＥに関しては賛成であります。沖縄が発展するためにＭＩＣＥはしっかり必要だと思っておりますけれども、この予算の組み方もろもろ含めて国と調整することはしっかりやるべきだろうというのを言い続けてきておりました。やってないからこういう状況になっているわけです。今の賛成討論を聞いてもそうでありますけれども、我々はＭＩＣＥに対しての修正案ですから、何も西普天間や石垣空港や八重山病院なんて私たちは反対しておりません。我々の修正案は、ＭＩＣＥをこういう予算の組み方がおかしいですよという修正案ですから、どうぞ県民の皆さん、誤解しないように御理解していただきたいと思っております。

２月議会のスタートのときに、平成29年度の予算いろんな審議されました。ここで私もそのときに29年度の沖縄県一般会計予算の修正案を我々出しております。それちょっと振り返っていただきたいと思っております。

そのときに私の修正案の賛成討論で、ＭＩＣＥ関連事業ではあるけれども、これだけ莫大な500億円近い債務負担行為がある中で、これが30年度からスタートすると。平均的に160億円が平成30年から債務負担行為が走っていくと。沖縄県のソフト交付金事業というのは400億円しかないから、その中でわかりやすく言えば200億近くを平成30年度で債務負担行為すると。今の沖縄県のソフト事業でやっている福祉や教育やもろもろの予算に影響が来ないかという質問を予算特別委員会に投げているけれども、執行部からは明確な答弁が出ていない。債務負担行為の中身は何ですかと確認すると、一括交付金だと。一括交付金を丸々使うような事業ということになると、県がやっている一括交付金もしかり、また市町村との５対３対２の割合も含めて、市町村に影響しないかということの質問に明確な答弁がなかったというふうに私は言っております。

同じように我々自民党からも、翁長県政は、完全に国との信頼関係を失った今、総額522億円に及ぶ事業費が平成30年度から４年及び14年間の債務負担行為と設定して事業着手し、後年の事業予算の現年度化財源を一括交付金に求めるという極めて不安定な財源計画を立てていると。これは政府に対する責任のすりかえができるやり方であり、県民を欺くと同時に、県民への大きなリスクを負わせかねない進め方であるというふうに、同じように我々自民党の議員が言っております。

そこで与党の皆さん方の我々が予算のときに出した修正案の反対討論でおっしゃっているのは、大型ＭＩＣＥ施設は、その集客力によって沖縄県全体に利益をもたらす施設であり、施設の運営による消費の呼び込みや経済波及効果の創出を目的として、沖縄観光の課題である観光消費額の引き上げや入域観光客の平準化に大きく寄与する付加価値の高い観光施設であると。また、県と地元町村で大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会が設置されたと。その中でＭＩＣＥ推進のネットワークの構築に着手するなどさまざまな施策が展開されており、県民も大きく期待をしていると。その中で、三役ともしっかり調整をしながら県全体として財政スタミナを考慮した編成となっているとの考えが示されていると。具体的に大型ＭＩＣＥ受入環境事業については、平成29年度の歳出予算として大型ＭＩＣＥ施設に係る設計業務費用を計上するほか、債務負担行為として平成30年度から32年度までの整備費用、供用開始に向けた開業準備業務及び、供用開始後12年間にわたる運営・維持管理の指定管理料の上限を設定するというふうに書かれております。

この予算特別委員会で我々が言い続けたのは、平成29年度の予算特別委員会で、知事、副知事に総括質

疑へ出席していただきたいという我々自民党の要請に対して、与党の県議会議員皆さん方が数の暴力で反対・否決したんですよ。誰が責任とるかですよ、皆さん。しっかり考えてくださいよ、責任はあなた方にあるんだよ。今の答弁聞いてもあなた方翁長県政の言いなりですよ。こんな答弁して責任とるのは誰ですか、じゃ。翁長県政ですか、県議会与党ですか。

議員というのは、皆さん方、先ほどから民意民意と言っていますけれども、民意、民意ですよ。我々少数野党の意見を聞かないんですか。民意という言葉を使っておきながら県民に説明する義務もある中、できない。議会でこういうふうな数で押し切る、これが今の翁長県政の与党のやり方ですよ。それはしっかりと考えていただきたいと思っています。

大型ＭＩＣＥ施設整備広報事業の1650万をこれ我々減額を提案していますけれども、今さらＭＩＣＥをつくりますから広報を出しますよ、Ｑ＆Ａやアンケートも出しますよ。冗談じゃありませんよ。ＭＩＣＥは２年、３年前から計画されているんだから、この西原に決まったと同時にやるべきですよ。（発言する者あり） 何言っているか、今原案への反対討論なんだよ。賛成討論、我々修正案への。ちゃんと聞け。

これは県政与党としてしっかり考えないといけない。ましてや予算の要求のときにオール沖縄といいながら共産党や社民党や無所属の国会議員、あなた方が支える衆参の６名の国会議員がいますよ。ＭＩＣＥ事業で誰ひとり要請に行きましたか。政党に要請に行きましたか。国に説明をしましょうと言っておきながら、県政与党のあなた方の所属の国会議員を使っていないからこうなるんだろう。何でもかんでも自民党・公明党にいろんな面で押しつけて、我々一生懸命にやっているんだよ。こういったことを堂々と今回のこの補正予算であなた方はこういった形で出されるというのは、我々はおかしいから修正案を出しているわけであります。

どうぞ私の意見を聞いて賛同できると思いますから、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君 ただいま議題となっております補正予算の修正案に賛成をし、そしてまた原案に反対する立場から討論を行います。

私、この翁長県政のＭＩＣＥ事業に係る県予算をつくって議会に提案して議決をさせたこと、約500億円もかかる大型事業でありながら財源が決まらないのに予算化をする。本来は財源を決めてから当初予算で厳しければ、補正予算で計上する。これが本来の行政の常識であります。今回のＭＩＣＥ事業については、先ほど申し上げましたように財源も決まらないのに予算化する、そして財源確保ができていないから補正予算で減額をする。私はこのような今の県政の予算のつくり方、あるいは県政運営というものについて地方財政法や地方自治法に違反していると考えております。

地方財政法では、予算の編成第３条「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、２項は「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、この予算の編成、これはまさに今回の件は地方財政法の第３条に反していると思いませんか。財源が決まらないのに予算をつくる法律ですね。

予算の執行等第４条は、「予算の執行、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」、「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。」。ここも法律ですね。

さらには、これは地方自治法です。これは当然これだけの予算を計上するからには、財源を決めた上でやりなさいよという、この地方自治法です。（資料を掲示）

さらに地方自治法です。地方自治法は、長の権限、県知事の権限が明確に決まっております、責任が。「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」、第148条は「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」、「地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。　１　普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。　２　予算を調製し、及びこれを執行すること。」。さらに長の責任です。第154条は「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」とあります。

これは、今回の予算は恐らく副知事以下部長でそういうことをやって、知事は監督責任がありながら地方自治法で定められている職務権限を無視して、恐らく――判で（「差別用語」と呼ぶ者あり） 印鑑を押して……失礼しました。訂正します。（「言わないよ」と呼ぶ者あり） はい、訂正します。訂正してください、今の表現は。

○議長（新里米吉君） これは削除していいですか。

○照屋　守之君　はい、お願いします。

しっかりこの予算の内容も財源も確保せずに恐らく知事は、予算を承認して議会に上げていると思っているんです。ですから、そういった意味ではこの地方自治法に反するということを私は考えておりまして、ですからこのような、我々普通議会にかかわる者として、一般常識ですよ。これは市町村もそうですけれども、県議会も、県の行政は予算をつくるときこの財源は何なんですか、これどういう効果がありますかということは当然議会で議論をしますけれども、この財源が決まってないのに予算をつくってやる。ですから私どもは当初予算に反対しました。ここまではまだ、この時点でも法律に反しますけれども、６月の定例議会で確認をしましたら、この場で確認しましたよ。担当の文化観光スポーツ部長は、７月いっぱいに財源を決めるとそう言いましたよ。それが議会が終わって、また次のほうで今度は知事に確認したら、８月いっぱいに決めると言いましたよ。知事がおっしゃっているんですよこれ。そうしましたら、今度は９月議会になると基本設計を残して実施設計は削除する、債務負担行為は削除するというこういう議案が出されますよ。どうせおろすんであれば、基本設計も一緒に同時におろしたほうがいいんじゃないですかというのが我々の考えで、ですからこのような形で国との財源調整もしないままに予算をつくり、それで先ほど光栄議員がおっしゃっておりましたように、それぞれの与那原、西原かなり期待をかけていますね。経済界にも期待をかけていますね。県民の皆様方に期待をかけていますよ。財源決まらんですよ、どうしますか。

一番根本的な、やるべきことを翁長県政はやっていない。ただそれだけの話です。ですからそこをしっかりやってほしい。私ども自民党は、やっぱりこれ仲井眞県政からの大きな課題ですから、そこは同時に一生懸命バックアップしたいということで、我々は国に対してもいろいろ要請しております。皆様方はいろいろここで議論しますけれども、我々直接要請していますよ。要請していますけれども、厳しいんですよ。これ何でか。翁長県政がしっかりそういうふうな調整をやってないからそういうようなことになっているんです。

今私が提案しましたように、これは地方財政法や地方自治法にも反するような行為だということを議論しています。国はこういうふうな指摘をされている予算というものを認めますか。認めますか、財源決まらないものを予算に入れる、これは当然国も当たり前の話で、全国の市町村も当たり前の話ですよ。ですから、こういうふうな議論があること自体、国はこれはもうＭＩＣＥ事業なんてとんでもない、県議会でもこういう議論があるのか。当然当たり前の話だねと。法に反するようなそういうふうなことをやって、国がわかりました財源認めますということにはならないと思いますよ。ですから私どもは一旦これ全部取り下げて、白紙の状態でＭＩＣＥの規模はどうだ、あるいはまた事業の規模、運営、周辺の整備事業、あるいは開業の時期とか、もちろん財源の確保、一番大事です。それと、このＭＩＣＥ事業によって、それぞれの市町村の一括交付金に与える影響は非常に大きくなると思っているんです。県はこれでいいですよ、じゃ市町村はどうなるのかという話です。このＭＩＣＥ事業に充てられたときに市町村の一括交付金事業が減らされていくという、そういうところまで考えていくと、やはりこれは１回ゼロベースでどういう形でやるか、まず財源の確保をどうするかというその観点に立ってやっていかなければなかなか難しい状況があるというふうに思っております。当然私どももこれは県民の立場から沖縄県政よくしていくために、何としてもこのＭＩＣＥ事業を実現させていきたいというそういうふうな強い思いがありますから、私どもは県政の野党という立場であってもこれはしっかりこれからも取り組んでいくという。これは当然のことであります。

同時に、我々は予算要求する立場ですけれども、じゃ国の立場はどうなのかという話です。今国は、100兆円という予算をつくりますけれども、約半分は借金ですよ、50兆は。そうするとそういうふうな大きなお金から、我が沖縄県の一括交付金、これは特別ですよ。47都道府県で沖縄県しか特別措置ありませんから、一括交付金事業というのは。そういうものから500億を出すということを国が決めるからには、国もやっぱりそれ相当のＭＩＣＥ事業に対するさまざまないろんなものを検討しながらやっていかないと、国は国民全体の血税を集約して、借金をして国家財政を運営しているわけですから、そこの中で500億を投じるというそういう私どもはきちっと説明する責任も当然必要になるわけです。ですからさまざまなことを考えていくと、今光栄議員も含めて与党の皆様方の言い分もわかります。わかりますけれども、このままずっとやっていくとこの基本設計の予算、これいつ決まるんですかという話ですよ。９月に決まりません、もう10月になっていますね。来月11月になります、11月の議会があります。そこで決まるんですか、決まらない。そうするとこれ来年３月31日で終わりますから、今年度は。決まらない財源のない予算をずっとここに

くくりつけていって、県民に期待だけさせてそれができないのは知事の責任であるということを認めればいいですよ。これ認めませんでしょう皆さんは。ですからそういうことも含めて、やはりここは本当に冷静にどういうふうにすればこのＭＩＣＥ事業ができるのかということをしっかり考えていく必要があると思っております。同時に、これは我々の沖縄県の扱いを間違うと、予算計上はした、予算がつかないのは国の責任だというこういうすりかえになる危険性があります。これはとんでもないですよ。今のように反対反対をして、全て国の責任だというそういう論調で、このＭＩＣＥ事業についても我が沖縄県はこれに予算をつけたけれども、国がそういうふうに対応しないという形で、逆に国にそういう責任をなすりつけるというそういうふうな事態になると、これは沖縄県政そのもの、沖縄県議会も含めて我々自体も国から相当信頼を失うということになりますから、そこはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、今回提案されておりますこの予算については、私どもが問題提起しているのはここの部分だけですからね、光栄議員。あとはみんな一緒ですよ、賛同すべきということは。ここは御理解ください。

我々が提案しているものをしっかりやったほうがこのＭＩＣＥ事業は成功していきますから、ぜひ与党の皆様方も我々に賛同していただいて、この修正案に賛同してもらって一旦この事業はしっかり白紙に戻して対応していくと。今までのように皆様方は翁長知事に任せっきりで、こういうふうに財源確保もできないのに一部だけ補正予算でおろして基本設計だけ残していくというこういうやり方をすると、これは永遠に問題解決しませんよ。

ぜひ私はアドバイスしておきますから、私どもの修正案に賛同していただきますようにお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

まず、本案に対する花城大輔君外14人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第10　甲第４号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました甲第４号議案の予算議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第４号議案「平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）」は、補助事業の増額に係るものである。

主な内容は、グローバル人材育成のため実施している海外・国内ＯＪＴ派遣に係る所要額が当初より増加となることに伴う補助金の増に要する経費で補正額は2034万6000円であるとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要でありますが、採決の結果、甲第４号議案の予算議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第４号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第４号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第11　甲第５号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました甲第５号議案の予算議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第５号議案「平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）」は、現在工事を進めている新八重山病院の新築移転に係る医療機器の整備に要する経費である。

補正予算額は、資本的収入、資本的支出ともに３億485万5000円を追加し、総額を資本的収入が107億2648万7000円、資本的支出が124億4405万8000円とするとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正で医療機器を整備する必要が生じた理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、しばらく医師が配置できていなかった脳神経外科において、常勤の医師を確保できたことから、同科の医療機器等を整備していくものであるとの答弁がありました。

次に、新たに整備する医療機器はどのようなものがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、新たにＣＴスキャン、手術用顕微鏡、手術ナビゲーションシステム、開頭手術用ドリルシステム及び凝固止血機などを整備していくものであるとの答弁がありました。

次に、八重山病院における医師確保の状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、八重山病院においては、眼科は開業医の応援を得ており、耳鼻咽喉科は、県内における専門医の確保が困難であることから、他県の大学病院等から専門医を約６カ月の期間で派遣していただいている状況であるとの答弁がありました。

そのほか、今後必要となる医療機器の内容、八重山病院の脳神経外科の体制のあり方、北部・離島緊急医師確保対策基金のあり方、県立病院における脳神経外科医の配置状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第５号議案の予算議案１件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第５号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）御異議なしと認めます。

よって、甲第５号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第12　甲第２号議案及び甲第３号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました甲第２号議案及び甲第３号議案の予算議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第２号議案「平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）」は、下地島空港用化学消防車の購入に要する費用について、平成29年度から平成31年度までの債務負担行為を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、債務負担行為を設定する必要性は何か、また、概算の購入金額及び各年度ごとの割り振り額はどのようになっているかとの質疑がありました。

これに対し、空港用化学消防車の製造に約１年半の期間が必要となるため、債務負担行為の期間として平成29年度から平成31年度までを設定している。また、限度額として２億7000万円を設定しており、各年度ごとの割り振り額はないとの答弁がありました。

次に、限度額２億7000万円の財源はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、財源については、一般会計から繰り入れを行うこととしており、その内訳としては、一般財源が2700万円、県債が２億4300万円となっているとの答弁がありました。

次に、平成29年度からの債務負担行為とする理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回、補正予算の承認が得られたならば、本年度内に一般競争入札により仮契約を締結し、さらに議会の承認を得た上で平成30年４月から空港用化学消防車の製造を開始したいと考えているためであるとの答弁がありました。

そのほか、空港利用料の状況、空港利用料低減の要望に対する県の考え、一般会計からの繰入額の圧縮の見通し、空港周辺用地の利活用策、空港に附帯する施設の整備等について質疑がありました。

次に、甲第３号議案「平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第１号）」は、下水道管理事務所と下水道建設事務所の組織統合に伴う事務所スペースを確保するため、宜野湾浄化センター管理棟の増築等に必要な経費として5980万円を増額補正するとともに、県が代行する大宜味村公共下水道建設事業において生じた契約差金、460万1000円を減額補正するため、歳入歳出予算の総額に5519万9000円を追加し、それぞれの総額を129億2808万6000円とするものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第２号議案及び甲第３号議案の予算議案２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案及び甲第３号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案及び甲第３号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議員提出議案第６号「東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書」及び議員提出議案第７号「東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議」を日程に追加し、一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第６号及び第７号を日程に追加し、一括議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　議員提出議案第６号　東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書及び**議員提出議案第７号　東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
仲宗根　悟君。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第６号及び第７号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ただいま議題となりました議員提出議案第６号及び第７号の２件につきまして、10月13日に開催いたしました米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

提案理由は、東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第６号を朗読いたします。

〔東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の宛先で、県内所在関係機関及び抗議決議の宛先で県内の関係要路につきましては、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第６号及び第７号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第６号「東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する意見書」及び議員提出議案第７号「東村高江の民間地域における米軍ヘリコプター不時着・炎上事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第６号及び第７号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第６号及び第７号については、提案理由説明の際、提出者から、その趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第６号及び第７号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時14分休憩

午後１時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第13　議員提出議案第２号　嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書及び**日程第14　議員提出議案第３号　嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第２号及び第３号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ただいま議題となりました議員提出議案第２号及び第３号の２件につきまして10月11日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提案理由は、嘉手納飛行場における米軍パラシュート降下訓練について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第２号を朗読いたします。

〔嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので宛先だけを申し上げます。

〔嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の宛先で県内所在関係機関及び抗議決議の宛先で県内の関係要路につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号及び第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第２号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書」及び議員提出議案第３号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第２号及び第３号は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第２号及び第３号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第２号及び第３号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第15　議員提出議案第４号　米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書及び**日程第16　議員提出議案第５号　米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

次呂久成崇君。

〔議員提出議案第４号及び第５号　巻末に掲載〕

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　ただいま議題となりました議員提出議案第４号及び第５号の２件につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

去る９月29日、新石垣空港に米軍普天間飛行場所属のＭＶオスプレイ２機が緊急着陸しました。そのため滑走路が30分以上閉鎖され、民間航空機が目的地変更や遅延、出発おくれなど多くの乗客に影響が出ました。昨年12月の墜落事故を初め県内外で緊急着陸を繰り返すオスプレイが欠陥機であることは明らかです。さらに迅速な修理ができず６日間も新石垣空港に駐機する異例な事態となり、県民に大きな不安と不信感、恐怖を与えました。県民の生命財産、安全を守る

立場から今回の緊急着陸に対し厳重に抗議し、オスプレイの飛行の即刻中止と配備撤回を強く訴えるため、米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故について関係要路に要請する必要があるということで本議案を提出した次第であります。

それでは議員提出議案第４号を朗読いたします。

〔米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので宛先だけを申し上げます。

〔米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上よろしく御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、意見書及び抗議決議の宛先で県内関係要路につきましては、その趣旨を要請するため議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号及び第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより討論に入ります。

議員提出議案第４号及び第５号に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

議員提出議案第４号「米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書」、同第５号同趣旨抗議決議に対して賛成討論を行います。

去る９月29日、在沖米海兵隊普天間基地に所属する垂直離着陸機ＭＶ22オスプレイ２機が新石垣空港に緊急着陸し滑走路が閉鎖される事故が起きました。その影響で石垣空港が36分にわたり閉鎖され、１便が宮古空港へ目的地変更し、石垣空港を発着する14便1085人に影響が出ました。観光客へ多大な迷惑をかけたことは観光立県沖縄にとってイメージダウン、マイナスの影響ははかり知れません。

圧倒的多数の県民が反対する中、米軍普天間基地にオスプレイが配備されて５年がたちます。開発段階から多数の犠牲者を出してきた欠陥機オスプレイはこの１年間を振り返っただけでも重大な事故を繰り返しています。昨年12月に名護市安部への墜落事故、ことし６月米海兵隊伊江島補助飛行場と奄美空港への緊急着陸、８月にはオーストラリア沖で墜落事故を起こし乗組員３人が死亡、さらに同月大分空港に緊急着陸し機体から白煙と炎が上がりエンジン交換を行うなど事態は深刻です。また新石垣空港に緊急着陸した同じ日には、中東シリアで墜落事故を起こしています。誰の目から見てもオスプレイが極めて危険な欠陥機だということはもはや明らかではないでしょうか。オスプレイを初め、在沖米軍機の事件・事故が起こるたびごとに私たち沖縄県民は抗議の意思を示し、飛行停止や訓練の自粛を求めてきました。しかし日本政府は米軍が安全宣言をすれば事故の原因究明もなされていないのに飛行訓練再開を認めてきました。相次ぐオスプレイのトラブルや事故は県民の命や安全よりも米軍の運用を優先してきた安倍政権の責任です。政府は米軍に対してオスプレイの飛行中止、配備撤回を求めるべきです。米軍海兵隊普天間基地に配置された24機のオスプレイのうち、既に２機は墜落しました。宜野湾市の中心部に居座り、住宅地の上空を我が物顔で飛び回るオスプレイにより宜野湾市民は騒音や低周波音に苦しめられ、墜落事故の恐怖と隣り合わせの生活を強いられています。

普天間基地の５年以内の運用停止は宜野湾市民や沖縄県民の願いであり、閣議決定もされた安倍政権の県民への公約です。しかしこれまで政府が５年以内の運用停止についてアメリカと具体的に協議した形跡はほとんど見られません。それどころか普天間基地の辺野古移設に協力しない翁長知事へと責任を転嫁し、５年以内運用停止と新基地建設への協力をリンクさせるやり方は絶対に許せるものではありません。安倍首相は常々、普天間基地の危険性除去についてできることは全て行うと述べています。そうであるならば県民との

公約である普天間基地の５年以内の運用停止について直ちにアメリカと協議を行うべきです。辺野古新基地計画は危険な欠陥機オスプレイが100機も配備できる在沖米海兵隊のための巨大な新基地建設です。海兵隊は日本や沖縄を守る軍隊ではなく、戦争になれば他国へ真っ先に殴り込みを行う侵略する軍隊です。昨年のうるま市の二十の女性のとうとい命、未来を奪ったのも元米海兵隊員による蛮行でした。県民は忘れることはできません。女性や子供たちが犠牲となる凶悪犯罪も起こしてきた米海兵隊が沖縄から撤退すれば全国に占める沖縄の在日米軍専用施設面積約70.6％が約41.9％に減少し、在沖米軍人の数も大幅な削減となり、県民の望む大幅な負担軽減となります。在沖米海兵隊の撤退が実現すれば辺野古、高江、伊江島での新基地建設は必要なくなり、墜落や不時着を繰り返す危険な欠陥機オスプレイも配備撤回となります。

よって、議員提出議案第４号「米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書」、同趣旨第５号抗議決議に対する賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○中川　京貴君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより議員提出議案第４号「米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書」及び議員提出議案第５号「米軍ＭＶ22オスプレイの緊急着陸事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数、全員であります。

よって、議員提出議案第４号及び第５号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第４号及び第５号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を県内の関係要路に要請するため、議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、議員派遣について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第４号及び第５号の趣旨を県内の関係要路に要請するため議員５人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数、全員であります。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第17　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第18　請願１件及び陳情１件を議題といたします。

請願及び陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

―――――――――――――――――――――

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました請願１件及び陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情１件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願１件及び陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第19　陳情４件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

―――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第20　沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する件を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

山川典二君。

―――――――――――――――――――――

〔沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する動議　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　先ほど乙第14号議案の賛成討論の議論の際に、３番議席の議員から軍用地の接収に関する話がございました。

民政府から地主に対しまして土地を提供しないと強制使用するぞというような話だったように記憶しておりますが、それは一部事実だと思います。しかしそれだけではないんですよ。戦後の混乱期の中であすの生活のめどが立たない地主もたくさんいらっしゃいました。山間地、あるいは痩せた土地で田畑の開墾ができないようなそういう土地を生活の一部の収入になるということで、喜んで軍用地を提供した方々もたくさんいらっしゃるんです。そういうことをバランスよく見ていかないとこの問題は非常に一方的な話になります。

そういう意味で、今回「沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する動議」につきまして提案理由を述べます。

翁長知事は就任以来、沖縄県民はみずから米軍に土地を提供したことはないと公言しています。平成27年９月の国連人権理事会においても、沖縄がみずから望んで土地を提供したものではありませんと演説しまして、国内のみならず全世界に発信をしてきたのであります。ところが10月２日の本会議一般質問で謝花知事公室長は答弁で、県民がみずから米軍基地を誘致または提供した事例としてキャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニーを挙げ、地元

住民の誘致または提供によって米軍基地が建設された例もあるものと認識していると発言。さらに謝花知事公室長は答弁で、大田元知事が在職中の提供軍用地について平成２年12月10日から平成10年12月９日の間に追加提供された面積は嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、ホワイト・ビーチ地区の３施設で合計1.6ヘクタールであるとの説明がありました。また積極的に提供を誘致した土地の割合については提供を誘致した面積が約1054ヘクタール、再提供された面積が約23.8ヘクタール、大田元知事在職中に追加提供された面積が約1.6ヘクタールとなり、合計すると1079ヘクタールであると謝花公室長は答弁し、提供誘致した面積まで明らかにしております。再確認しますが、1079ヘクタールが沖縄に住む住民みずから誘致または提供された軍用地であります。

翁長知事の県民はみずから米軍に土地は提供したことはないとの発言を謝花知事公室長は否定し提供を誘致した面積まで示しております。軍用地形成の歴史は県知事の個人的な判断でゆがめてはなりません。

今沖縄県議会におきまして百条調査特別委員会を設置して、県内外に大きな誤解を与えております軍用地形成の真相を究明し、県民への説明責任を果たす必要があります。歴史の真実は個人的な見解の相違で済む話ではありません。ましてや県のトップである翁長知事のこの発言は決して看過できることではないものと考えます。

以上、提案理由を述べまして、下記により沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する動議を提出します。

記

１、調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1)　沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査について

２、特別委員会の設置について

本調査は、地方自治法第109条及び沖縄県議会委員会条例第３条の２の規定により、委員20人から成る沖縄県の軍用地形成の真実究明調査特別委員会を設置して、これを付託するものとする。

３、調査権限

本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第１項の権限を上記特別委員会に委任する。

４、調査期限

上記特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

５、調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては10万円以内とする。

平成29年10月11日、沖縄県議会議長　新里米吉殿。

提出者　山川典二、賛同者　西銘啓史郎、座波一、又吉清義、砂川利勝、島袋大、座喜味一幸、仲田弘毅、新垣新、花城大輔、末松文信、具志堅透、中川京貴、照屋守之、翁長政俊。

以上です。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（新里米吉君）　これより討論に入ります。

本件に対し、討論の通告がありますので、発言を許します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査特別委員会の設置について賛成の立場から討論を行います。

先ほど提案理由でもございましたように、謝花知事公室長がさきの本会議でみずから提供したあるいは誘致があったことを認めております。その面積まで示しているわけであります。これまで翁長知事のみずから提供した土地はない、この発言は完全に否定されたものであると考えております。

いずれにしてもこの軍用地形成の経緯は特別委員会を設置して稲嶺元知事やあるいは仲井眞前知事、参考人あるいはまた証人として招聘し、さらにまた当時の県職員も含めて真相を究明する必要があると私は考えております。

せんだっての一般質問で大田県政やあるいは稲嶺県政、仲井眞県政、この本会議での説明は、県民がみずから提供し誘致した事例があったと明言をしているわけであります。さらに沖縄県の軍用地については1972年の復帰に伴い、これまで地主と米国民政府との契約が復帰を境に地主と日本国政府との契約によって軍用地の提供がされているわけであります。革新の皆様がよく言う、銃剣とブルドーザーで強制的に接収をされた、この表現は1972年に既に完了しているわけであります。1972年から今日に至るまで、国と軍

用地主との契約によって今軍用地が提供されている、これは事実であります。この現在の軍用地主と国との契約は一部反対もおりますけれども、九十四、五％の同意があるというふうに認識しております。ほとんど現在の軍用地主は自主的に国との契約によって行われている、そのように考えているわけであります。これはしかし事実であります。しかしながらこの翁長知事の進んで提供した土地はないという表現は過去もそうでありますけれども、事実とは全く異なる表現であります。なぜこのような表現をしているのか。そのことも含めて特別委員会で解明をする必要を感じているわけであります。

平成23年９月８日に稲嶺名護市長はキャンプ・ハンセンとして地域の安全に配慮した軍用地の継続使用、このことを文書で国に求めております。私は目を疑ったわけでありますけれども、このような文書がございます。平成23年９月８日、稲嶺名護市長の名前で沖縄防衛局長宛てに軍用地の継続使用、このお願いをしているわけであります。さらにまた、沖縄県は革新大田県政においても先ほど御案内ありましたように、新たな軍用地として提供した事例もあるわけでございます。

このようなことからいたしましても、翁長知事はこのような事実に反して県民や国民あるいはまた世界各国に誤解を与えている、この事実を解明する必要があるわけであります。そのためにも特別委員会の設置、特に重要だと考えているわけであります。

今回の軍用地形成については10月２日の私の一般質問で翁長知事は、改めて検討したいと思っていると答弁をしております。翁長知事みずから改めて検討したいというふうに本会議で答弁をしているわけであります。翁長知事もこのような機会に歴史的なこの事実を改めて確認する必要性を感じているかもしれません。そうであれば我々沖縄県議会は翁長知事の意向に沿うためにも沖縄県議会での百条調査特別委員会の設置、この調査は必要だと考えているわけであります。当然翁長知事を支える与党の皆様方も全会一致でこの特別委員会の設置に賛同していただけるものと考えているわけであります。

ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　守之君　この軍用地提供の事実については、平成10年２月27日大田県政、このときに小渡亨議員からの一般質問で答えがございます。さらにまた平成11年２月23日同じく自由民主党の代表質問、小渡亨議員が質問をして稲嶺知事が明確に答えているわけでございます。稲嶺知事は先ほどもありましたようにキャンプ・シュワブやあるいはまたキャンプ・ハンセン、さらにはキャンプ・コートニーの事例も示しながら地元住民の誘致または提供によって米軍基地が建設された明言をしているわけであります。この平成11年２月23日、自由民主党の代表質問でありますけれども、翁長知事は当時県議会議員です。この本会議場に30番の議員として翁長知事は県議会議員としてここに出席をしているわけであります。稲嶺知事の答弁をしっかり聞いていたはずであります。ですから先ほども御案内ありますように、もう一度検証したいというのは恐らく翁長知事はその当時は県民が提供した軍用地がある、あるいはまた誘致をした軍用地があるということを十分認識はしていたと思いますけれども、恐らく県知事になってそのことを忘れている、そのように感じているわけであります。ですからそのようなことも含めて、ぜひともこの検証は必要だろうと思うわけであります。

国連人権理事会で翁長知事がみずから提供した土地はない、このように国際的な発信もされているわけであります。今の官房長官やあるいはまた総理大臣に対しても銃剣とブルドーザー、そのような趣旨の発言をしているわけであります。翁長知事はまた米国に渡ってワシントン・ポストの取材に答えて、アメリカが銃剣とブルドーザーで土地を接収したそのような発言をし、かなりアメリカ政府やあるいはまた米国に強い衝撃を与えたようであります。このようなことも含めて今翁長知事は反米知事、そのように認識をされているというそのようなお話も聞いたわけであります。

ですからこの軍用地形成のありようというのは、この一部分だけを切り取ってそのことのみを強調する。そして過去の県議会議員のときは翁長知事はその軍用地形成の提供を認めて、軍用地提供の部分については恐らく４期那覇市長を14年間務めますけれども、そのときは一言も銃剣とブルドーザーとかこのような発言はなかったように考えているわけであります。翁長知事が銃剣とブルドーザーというそのような発言、あるいはまたみずから提供した土地はない。これは私の記憶では県知事になってからそのような発言が出てきた、このように考えているわけであります。このように御自身の県議会議員あるいはまた那覇市長としての立場のときは黙って何も言わないで、今県知事としての立場でこのような発言をしていく。全く理解ができ

ないわけであります。なぜこのような発言をされるのか、あるいはまたみずから認めてきた経緯についてもしっかりこのような機会に県民に説明をする。このことは稲嶺元知事やあるいはまた仲井眞前知事に対しても私は大変失礼なことだと今考えているわけであります。

ですから改めて特別委員会を設置し、まさに沖縄県における軍用地形成のありよう、この事実あるいはまた真実をしっかりと解明をしていく、究明をし、さらにまた県民やあるいはまた日本国、さらには国連人権理事会でもそのような発言がされておりますから、その訂正をするとかというふうなところも含めてしっかり今特別委員会で真相究明を図る。そのような必要性を感じております。

繰り返しますけれども、10月２日の本会議において翁長知事もしっかり検証したい、このように言っているわけであります。ですからぜひとも与党議員の皆様方も翁長知事の意向に沿って検証するための特別委員会の設置、そのことに賛同していただきますように私のほうからもお願いを申し上げ、賛成の立場からの討論といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより「沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立少数であります。

よって、「沖縄県の軍用地形成の真実究明の調査に関する件」は否決されました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時19分休憩

午後２時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第21　現教育長による教員採用試験に係る新たな口利き発言問題の調査に関する件を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

山川典二君。

〔現教育長による教員採用試験に係る新たな口利き発言問題の調査に関する動議　巻末に掲載〕

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　「現教育長による教員採用試験に係る新たな口利き発言問題の調査に関する動議」について提案理由を述べます。

口きき問題で安慶田前副知事が辞任する事態が発生した沖縄県政、このあしき事例は沖縄県政史上初の出来事であります。しかも口きき問題が発生し、県民に説明なしに翁長知事は安慶田前副知事の辞職を認め、県議会は参考人招致のみで真相はいまだに明らかにされていません。翁長県政を支え県政をリードした立場でありながら、退職金も支払えない状況であります。繰り返しますが、翁長知事は県民に説明なしで安慶田前副知事をやめさせたのであります。

しかも辞職した安慶田前副知事は口ききのほかに教育長を辞職させた人事にも介入していたことが文教厚生委員会の参考人招致で明らかになりました。さらに現病院事業局長人事への介入も行われ、このことは県議会の本会議の中で明らかにされました。このことから、我が自民党会派は教育長人事や病院事業局長人事への介入について百条委員会の設置を提案しましたが、議会の権能を放棄した与党会派の皆さんの反対で実現がなされず、この問題も真相究明がなされていない状況であります。

そのような経緯がある中で９月８日平敷教育長は、突然安慶田前副知事の新たな口ききを発表しました。１月24日にみずから否定した平敷教育長が、８カ月も経過した後の９月８日に突然表明したことは大変信じがたいことであります。しかも安慶田前副知事はいまだに否定しております。翁長知事が任命した平敷教育長、翁長知事が任命した安慶田前副知事、県議会は誰の言葉を何を根拠に信じたらいいのか、証明できる議員は与党議員を含め一人もいないのではないかと思います。

なぜ今新たな口ききを表明したのか、その背景は何か。教育行政のトップリーダーである平敷教育長は県民に説明する責任があります。今のままだと平敷教育長は隠蔽工作したと言われ続けるのは必至でございます。口きき問題で安慶田前副知事は責任をとってやめました。今回の新たな口きき問題も同様に大きな責任

が伴うものであります。平敷教育長は百条調査特別委員会が設置されたら証言をしたいとこのような趣旨の答弁を10月２日の本会議で行っています。今、平敷教育長の今回の言動に県民から不信感が寄せられています。県教育行政への信頼回復のためにも沖縄県議会は襟を正し、凛とした態度で県民を代表する立場で百条委員会を設置して真相を究明する責任があると本員は思います。

以上が提案理由であります。

与党の皆さん、特によろしくお願いをいたします。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本件に対し、討論の通告がありますので発言を許します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　私は、今回の百条委員会設置に賛成の立場から討論を行います。

私は別に意図してこのような賛同をするわけではありませんけれども、せんだっての私の質問の中で、なぜ今教育長に口ききの表明をしたのかという確認をしましたら、裁判所から調査があってこのやりとりの事実を伝えたほうがいいということでやったようであります。私はそれに対して、裁判所から聞かれたら認める、それがなければ認めない。これは隠蔽工作だ。１月24日はないと言った。裁判所からの聞き取りがなければ黙っていた、そうですかということを確認をしましたら、口ききと断定できないことから発言を控えていたというそのような答弁でありました。

私は文教厚生委員会委員でありますから、平敷教育長の出す議案、あるいはまた教育行政について信頼を持って対応しているわけであります。ですから、このようなことも含めて今回公の場でしっかり解明し、内容も含めて対応したいというそのようなことで申し上げました。この認識については、平敷教育長も同じように思っておりましたけれども、それは百条委員会を設置してしっかり取り組みをしていくかという申し上げをいたしましたら、そのような必要な場所があれば適切に対応したいとこのように平敷教育長は答弁をしていたわけであります。ですから、このように改めて百条委員会の設置をお願いしているわけでありますけれども、私はこの時間差が非常に不思議なんです。１月24日にはないと言った教育長が、なぜ９月８日に口ききがあったというその表明をされたのか、この期間どういうことがあったのか。この表明したその目的は何なのか。あるいはまた教育長がいつどのような形でそういうふうな口ききを受けたのかということを、あるいはまた誰がそれを証明するのかというふうなことも含めてごく当たり前のことを確認しないといけないということも含めてやっているわけであります。同時に、私は非常に不思議なのは平敷教育長が現在の教育長の立場になるわけです。その前は安慶田前副知事は副知事という立場にあるわけです。平敷教育長は安慶田前副知事のおかげであるいはまた知事も含めてそういう人選をして知事が任命をして教育長になるわけでありますけれども、このような立場の両方の関係が本来は事前にきちっとそういう確認をした上でこういうふうな問題が表に出てこないような、あるいはまた問題がないような形で確認をするというふうに思っておりますけれども、なぜ今こういうふうに表に出てきたのかというそこも含めて非常に不思議に今思っているわけであります。これは本当に他意はございません。ただ、今平敷教育長がそのような形で公に表明をしているということもあって前回は参考人招致を含めて文厚委員会でそういうふうな対応をしてきました。今回はそういういとまがありませんから、ここはやっぱり特別委員会を設置して真相の究明を図って、今の平敷教育長やあるいはまたその他関係する皆様方の信頼を回復したほうがいいという、そのような趣旨で賛同しているわけであります。

ぜひ御理解をお願いします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後２時29分休憩

午後２時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより「現教育長による教員採用試験に係る新たな口利き発言問題の調査に関する件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立少数であります。

よって、「現教育長による教員採用試験に係る新た

な口利き発言問題の調査に関する件」は否決されました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第22　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

――――――――――――――――――――――――

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第５回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後２時33分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　平　良　昭　一

会議録署名議員　　花　城　大　輔